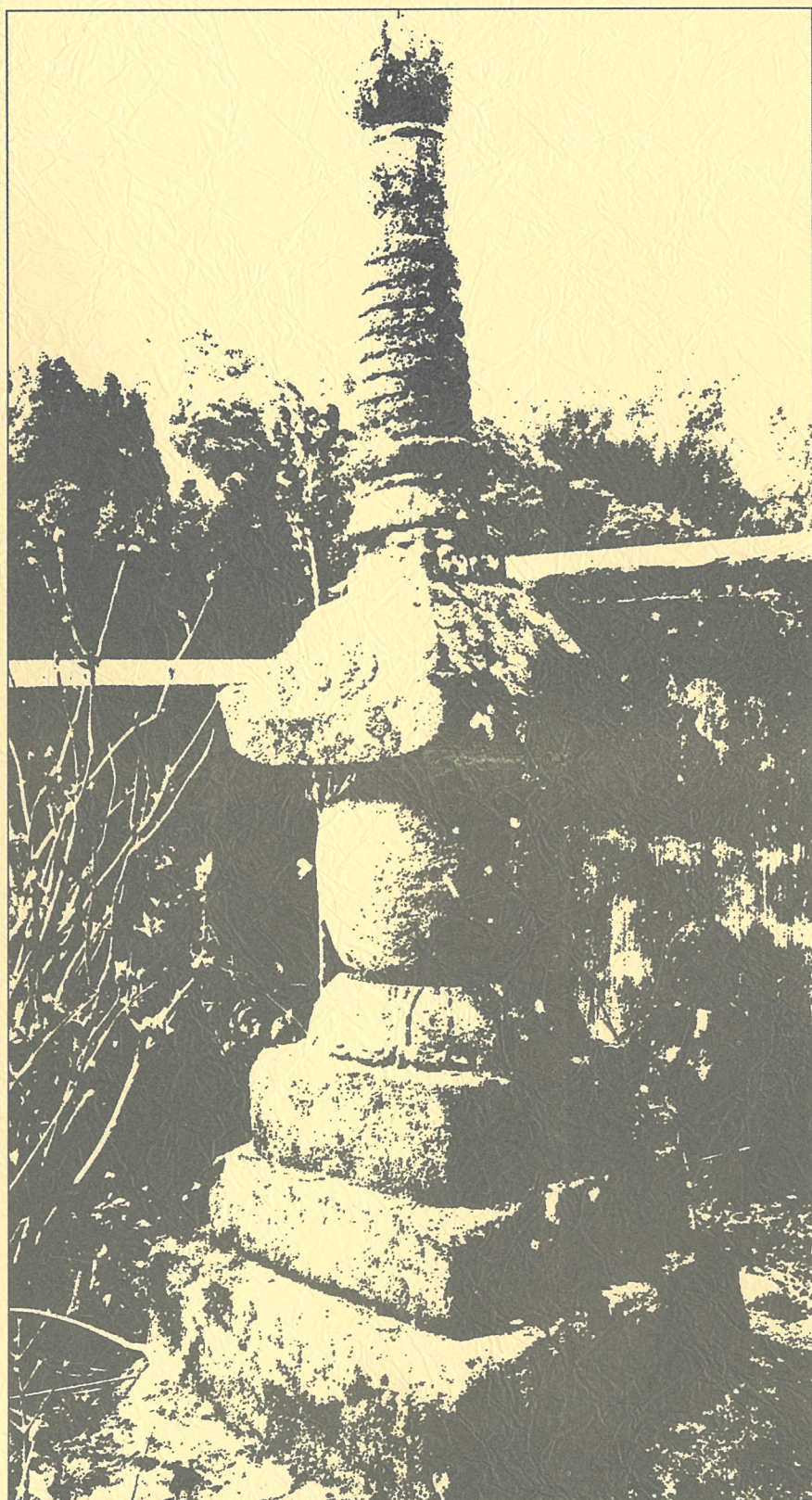


豊後國香々地莊の調査

本編

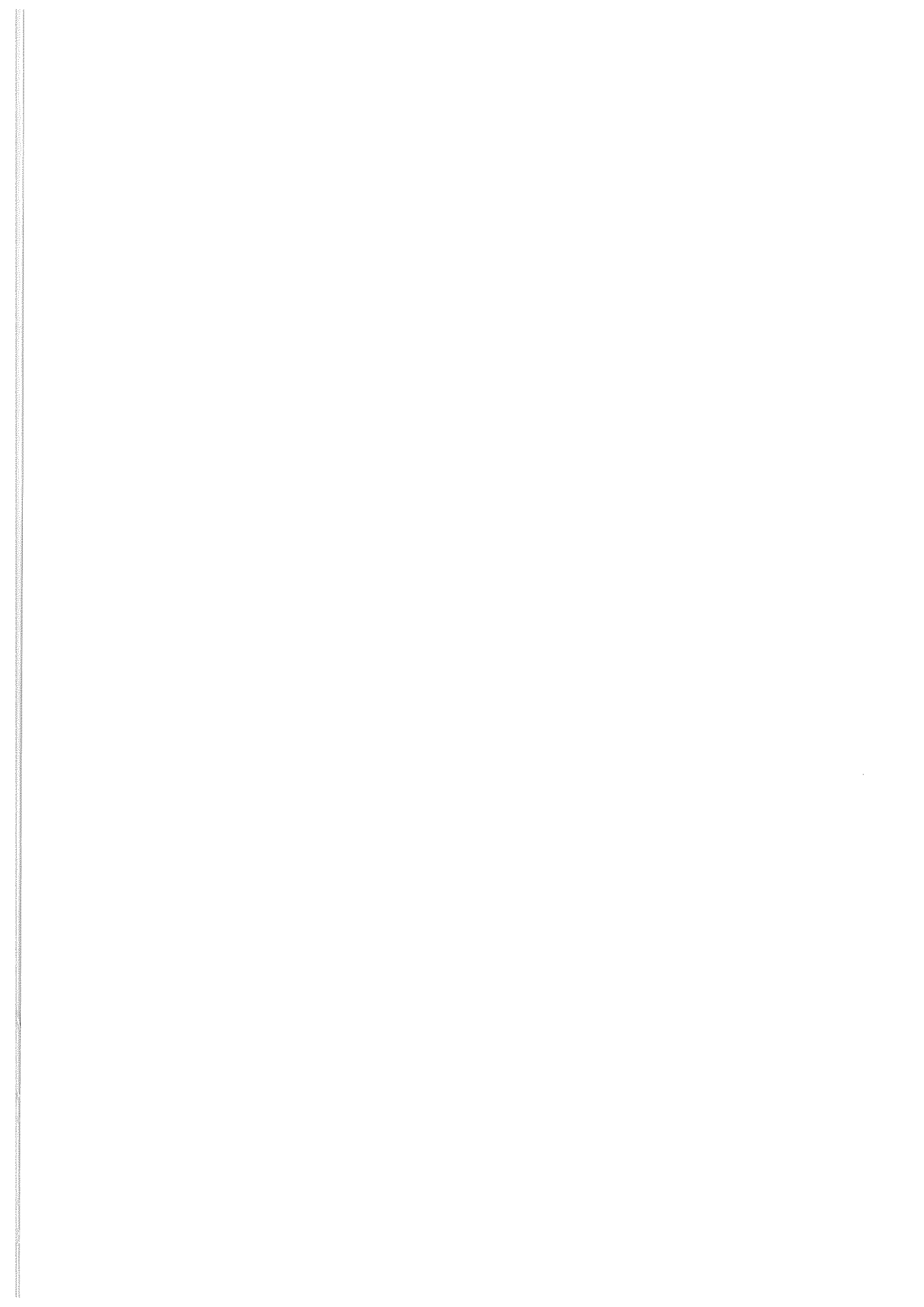


大分県立歴史博物館
1999

豊後國香々地莊の調査

本編

大分県立歴史博物館



序 文

当館では、その前身にあたる大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が開館した昭和五十六年以来、「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。この調査は、現在目の前に広がる人間のすべての生活痕跡そのものを「遺跡」として捉えようという視点にたつものであり、その前提として圃場整備事業などの諸開発によって、それまでの村落景観が著しく破壊されるという状況があったからであります。

しかし、こうした調査を開始してから十八年の月日が流れ、その間に国東半島でも圃場整備事業などがすみ、伝統的な村落景観が失われたばかりでなく、過疎という事態が進行してきています。過疎という村落自体の消失の危機の中で、これまで村落に伝えられてきたさまざまな情報までもが失われつつあるのが実状です。二十世紀末の国東半島の村落は、諸開発による景観の変貌というハード面だけでなく、過疎による村落自体の消失というソフト面でも大きな危機に直面しているのです。

この調査は、このように失われつつある村落のさまざまな情報を記録することを一つの目的とし、田染荘調査と都甲荘調査の二つの調査を引き継ぎ、平成五年度より香々地区を対象として本調査を開始いたしました。これまでに中間報告の概報を四冊ならびに報告書資料編を刊行し、ようやく今年度調査報告書の本編を上梓することとなり、ここに香々地区での調査も終了することとなりました。

しかしながら、この間には長年調査委員を務めていただいた渡辺澄夫先生が亡くなられるという不幸もありました。ここに、改めて生前渡辺先生から賜りましたご厚情に感謝申し上げますとともに、先生のご冥福をお祈り申し上げます。最後になりましたが、種々ご指導を賜りました調査委員および調査員の諸先生方に対し、ここに衷心よりお礼申し上げます。また、地元の香々地町教育委員会や調査に御協力いただいた皆様には、調査に際して、さまざまな便宜をお図りいただきました。あわせてお礼申し上げます。

平成十一年三月

大分県立歴史博物館

館長 首藤安男

例言

- 1 本書は、大分県立歴史博物館（平成十年四月に大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館から改称）が平成五年度から平成十年度までの六年間に実施した国庫補助事業「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」の報告書の本編である。
 - 2 調査対象地は、宇佐宮弥勒寺領の荘園香々地荘などの故地である大分県西国東郡香々地町大字香々地・見目・上香々地・夷・羽根・堅来・小畑である。
 - 3 本書は学術調査の立場にたち、可能な限りすべての事実を明らかにしている。しかし、人権問題などに配慮した箇所もある。利用にあたっては、差別の解消、人権問題の真の解決につながる視点を要望したい。
 - 4 本書の執筆は、以下のよう分担した。
 - I 櫻井成昭
 - II 一 櫻井成昭
二 後藤一重
三 櫻井成昭
四 平川毅
 - III 櫻井成昭
 - IV 一・二 櫻井成昭
三 平川毅
 - V 四 出田和久
一 櫻井成昭
 - 5 本書の編集は櫻井成昭が行った。
 - 6 本書では、渡辺澄夫編『豊後国荘園公領史料集成2』のうち「香々地荘」所収の文書は使用頻度が高いため、「香」文書番号と略して引用している。この他に『豊後国荘園公領史料集成』から引用する場合は、「荘園名」文書番号（例：「白野荘」く号）と略することとした。また、『豊後国香々地荘の調査 資料編』所収の諸資料については、『資料編』章番号を記載することとした。
 - 7 本文の体裁については、編集の都合により統一できていない所もある。
 - 8 本書の作成にあたっては、後藤一重氏（大分県教育庁文化課）より玉稿を得た。また、図面作成にあたっては堀優子・堤真子・牛山一貴・安倍佳子の協力を得た。
- | | |
|-----------------|------------|
| 付図B―1～6 櫻井成昭 | 二・三 真野和夫 |
| 付図B―7 渡辺文雄・三角寛市 | VI 渡辺文雄 |
| | VII 一 菅野剛宏 |
| | 二・三 段上達雄 |
| | VIII 三角寛市 |
| | IX 原田昭一 |
| | X 山田拓伸 |
| | XI 櫻井成昭 |
| | 補遺 櫻井成昭 |

目次

I	調査の目的・方法およびその経過	1
II	調査地の歴史的沿革	9
	一 位置と環境	10
	二 香々地の遺跡と水田開発	13
	― 竹田川下流域を中心に―	
	三 古代・中世の香々地	23
	四 近世・近代の香々地	33
III	中世の耕地と集落	45
IV	近世・近代の耕地と集落	79
	一 近世・近代の見目川流域の開発	80
	二 溜池の築造と耕地の開発	88
	三 近世から近代の見目村集落	93
	四 長小野地区における近・現代の集落と耕地の変遷	99
	― 近世村落景観復原の基礎として―	
V	六郷山領の寺院遺構	123
	一 夷岩屋	124
	二 靈仙寺旧墓地	132
	三 今井薬師堂跡	139
VI	香々地荘における仏教の変遷と中世石造物	143
	補遺	279
	付図(B)	
	1 長小野地区灌漑詳細・地名図	二〇〇〇分の一
	2 佐古地区灌漑詳細・地名図	二〇〇〇分の一
	3 見目地区灌漑詳細・地名図(1)	二〇〇〇分の一
	4 見目地区灌漑詳細・地名図(2)	二〇〇〇分の一
	5 香々地地区灌漑詳細・地名図	二〇〇〇分の一
	6 香々地地域小字・シコナ図	一三〇〇〇分の一
	7 香々地地域寺社・石造文化財図	一三〇〇〇分の一
VII	村落組織と信仰	177
	一 海岸部の村落組織と信仰	178
	二 山間部の村落組織と信仰	192
	三 まとめに代えて	204
VIII	庶民信仰	211
IX	香々地地域の墓制	225
	― 長小野集落の近世墓地の検討を通して―	
X	石造文化財の保存	265
XI	調査のまとめ	273

挿 図 目 次

第1図	調査対象地と図化の範囲	5
第2図	国東半島と香々地町	10
第3図	香々地町の地質	11
第4図	旧石器・縄文時代の遺跡と遺物	14
第5図	弥生・古墳時代の遺跡と遺物	17
第6図	古代・中世の遺跡と遺物	19
第7図	竹田川下流域における水田開発の諸段階	21
第8図	香々地町大字界図	24
第9図	香々地地域における近世村界図	35
第10図	香々地荘の名の遺称地	47
第11図	門田周辺水利体系図	54
第12図	長小野村小地名図	56
第13図	長小野地区小字界図	60
第14図	長小野地区水利体系図	60
第15図	夷地区における中世地名の分布	71
第16図	見目川下流域の水利体系	81
第17図	見目川上流域の水利体系	81
第18図	香々地町の溜池	82
第19図	明治後期の香々地荘主要部	90
第20図	主な同姓集団ごとの宅地と田の分布	104
第21図	明治中期の宅地と田の分布	107
第22図	明治中期から昭和20年までの地目変換	109
第23図	長小野地区主要部の土地利用(一九八三年)	110
第24図	圃場整備実施前後の各農家の耕地の分布	115
第25図	旧夷岩屋周辺地形図	117
第26図	中世夷岩屋の末坊分布図	129
第27図	靈仙寺旧墓地の旧状復原想定図	131

第28図	靈仙寺旧墓地主要部の石塔類分布状況	133
第29図	五輪塔実測図	133
第30図	板碑・石殿の形態略図	136
第31図	虎御前宝篋印塔実測図	138
第32図	今井薬師堂跡実測図	138
第33図	今井薬師堂跡石造物模式図	140
第34図	見目地区の寺院・小字・中世石造物分布	142
第35図	見目地区戦国期国東塔の推移	167
第36図	香々地地区の村落組織	169
第37図	見目地区の村落組織	180
第38図	三浦地区の村落組織	186
第39図	上香々地区の村落組織	190
第40図	夷地区の村落組織	193
第41図	近世村落とその鎮守社	196
第42図	長小野集落墓地位置図	205
第43図	上平入会墓地平面図	227
第44図	中山家墓地最下段墓地平面	228
第45図	上平入会墓地における墓碑型式	231
第46図	上平入会墓地における墓碑の消長	233
第47図	上平入会墓地の墓碑型式間にみられる諸要素の継承過程	236
第48図	相輪部接合の模式図	237
第49図	樹脂の注入・浸透の模式図	238
第50図	荘園村落遺跡のフローチャート	276

表 目 次

表1	香々地荘の名の比定	25
表2	『小倉藩人畜改帳』にみえる香々地地域各村の概要	34

表 3	香々地地域各村における村高の推移	36
表 4	香々地地域六ヶ村における庄屋・組頭役事蹟一覧	39
表 5	別宮八幡社の造替	51
表 6	夷地区の中世地名の比定	70
表 7	近代見目川流域における水田への地目変換一覧	86
表 8	香々地町の溜池	89
表 9	元禄5年見目村内屋敷地内訳	93
表 10	元禄5年見目村内屋敷地一覧	96
表 11	国東郡村誌にみえる香々地荘域と周辺の村 (現香々地町域)の概況	100
表 12	明治9年物産取調書にみる第一大区九小区の物産	101
表 13	所有者別土地所有状況	106
表 14	所有耕地の規模別分布	106
表 15	主要同姓集団ごとの字別田地・宅地別所有面積	108
表 16	旧三重村各村高変遷	112
表 17	農業集落の人口と耕地面積の動向	114
表 18	県営圃場整備事業香々地地区の計画概要	116
表 19	圃場整備前後の比較	116
表 20	圃場整備前後における関係農家の地区内耕地筆数変化	118
表 21	中世六郷山本尊を安置する堂舎	127
表 22	真宗寺院の創立とその推移	158
表 23	真玉・香々地観音霊場	212
表 24	香々地町の庚申塔	221
表 25	集石墓Ⅰ類集石・墓碑対応表	245
表 26	上平入会墓地墓碑型式等一覧	247
表 27	岩石の成分	267

写真目次

写真 1	預所平安塔状(黒田文書)	30
写真 2	夷山長小野村内検目録案(余瀬文書)	57
写真 3	夷山長小野村取帳目録案(余瀬文書)	58
写真 4	山王社	64
写真 5	現在の大力坊	64
写真 6	愛宕社石塔群	64
写真 7	余瀬家屋敷旧景	64
写真 8	別当并院主分田町坪付注文(余瀬文書)	66
写真 9	センドバレ	75
写真 10	源六御蔵入納記(余瀬文書)	76
写真 11	西イゼ水路の隧道出口	87
写真 12	現在の靈仙寺付近	124
写真 13	靈仙寺旧景	125
写真 14	実相院旧景	125
写真 15	六所神社旧景	125
写真 16	靈仙寺山門	129
写真 17	実相院墓地	130
写真 18	靈仙寺旧墓地(下から見る)	135
写真 19	靈仙寺旧墓地景観	135
写真 20	靈仙寺国東塔	136
写真 21	靈仙寺旧墓地(磨崖碑と磨崖五輪塔)	137
写真 22	虎御前宝篋印塔	138
写真 23	中山仙境から見た夷谷	139
写真 24	今井薬師(薬師堂跡)	139
写真 25	今井薬師(薬師堂跡)	139
写真 26	木造釈迦如来立像(堤釈迦堂)	145
写真 27	木造如来坐像(夷神社)	146

写真28	木造如来立像(焼尾阿弥陀堂)	146	写真57	上平入会墓地供養塔群	229
写真29	坊中岩屋宝塔	148	写真58	上平入会墓地146号墓碑	230
写真30	塔ノ本国東塔	149	写真59	上平入会墓地八角円頭石柱供養塔	230
写真31	今井薬師堂	151	写真60	中山家墓地	230
写真32	今井薬師堂磨崖碑	152	写真61	中山家墓地国東塔群	230
写真33	無隠元画像	154	写真62	中山家墓地5号墓碑	231
写真34	三光寺方便法身像	157	写真63	中山家墓碑集石墓群	232
写真35	道園宝篋印塔	162	写真64	中山家墓地集石墓上退化型石殿	232
写真36	靈仙寺旧墓地	163	写真65	中山家墓地自然石塔婆	232
写真37	靈仙寺旧墓地磨崖碑	164	写真66	中山家墓地笠塔婆	232
写真38	殿屋敷国東塔	165	写真67	上平入会墓地三界万霊塔	235
写真39	五郎丸国東塔(一号)	168	写真68	上平入会墓地11号墓碑	235
写真40	伽藍旧在国東塔(一号)	168	写真69	上平入会墓地98号墓碑	235
写真41	別宮八幡社	209	写真70	上平入会墓地359号墓碑	235
写真42	別宮八幡社の御田植祭	209	写真71	上平入会墓地116号墓碑	239
写真43	八坂社	209	写真72	上平入会墓地232号墓碑	239
写真44	坂口の辰宮	209	写真73	上平入会墓地13号墓碑	239
写真45	長崎鼻の龍神	209	写真74	上平入会墓地36号墓碑	240
写真46	堅来八幡社	209	写真75	上平入会墓地64号墓碑	240
写真47	六所神社遠景	210	写真76	上平入会墓地173号墓碑	240
写真48	狩場の百手	210	写真77	上平入会墓地110号墓碑	241
写真49	伊美の別宮八幡社	210	写真78	上平入会墓地448号墓碑	242
写真50	神舞行事	210	写真79	上平入会墓地166号墓碑	242
写真51	寺山迫庚申塔	213	写真80	中村石幢籠部	266
写真52	木造猿田彦像	216	写真81	別宮社狛犬劣化部	266
写真53	板彫庚申像	217	写真82	円通庵国東塔	268
写真54	道園講中の「まちあげ」	218	写真83	焼尾塔ノ本国東塔	269
写真55	道園講中の「まちあげ」	218	写真84	梅ノ木磨崖地藏尊 磨崖仏部分	271
写真56	上平入会墓地	229			

I

調査の目的・方法およびその経過

一 調査の目的

本調査は、昭和五十六年～六十一年の豊後高田市田染地区、昭和六十二年～平成四年の豊後高田市都甲地区での「荘園村落調査」をうけての第三次調査となるものである。

今回の調査対象となった大分県西国東郡香々地町は、国東半島の西側に位置し、宇佐宮弥勒寺の荘園香々地荘が所在した地である。この香々地町は、現在大字香々地・上香々地・見目・夷・羽根・堅来・小畑から成っているが、弥勒寺領香々地荘は町全体に所在していたわけではない。荘園の故地にあたるのは、大字香々地と見目そして上香々地の一部（佐古地区）であり、その他の大字夷と上香々地の一部（長小野地区）は六郷山夷岩屋領であったし、大字羽根・堅来・小畑は香々地荘とは別個に開発された地である。しかしながら、本書において詳しく述べられるように、現在香々地町という行政区画によってまとめられた地域は、歴史の中で香々地荘とさまざまな形で関係を有していた。それゆえ、今回の調査は「香々地荘の調査」として、香々地町全域を調査対象とすることとした。

ところで、今回の調査がこれまでの調査と異なる点は、調査開始段階において、圃場整備事業が終了し、かつての景観が失われた所を調査対象地に含み込んでいることである。圃場整備事業などによって、以前の景観が変化して、様々な情報が失われたとしても、調査対象地を荘園村落遺跡として正しく認識するには、かかる地の歴史的究明は不可欠のものであり、この調査では荘園村落の復元的調査のなかではこうした地になお伝えられている、さまざまな情報を記録化し、荘園村落の復原を行っていききたい。また、香々地町において調査中に大字香々地でも圃場整備

事業が進み、六郷山領であった大字夷では圃場整備事業の計画が進行している。また、耕地景観の変貌は、こうした圃場整備事業などに拠るだけでなく、過疎による耕作の放棄に拠るものもある。今回の調査は、このような事態に対処するために、調査対象地の荘園村落遺跡としての価値を明らかにし、もって保存の資料とするものである。

これまでの調査において、荘園村落の遺跡や遺構は、現在我々の目の前にある集落や耕地の景観自体も歴史的に形成された遺跡として捉え、さらに墓地や堂宇、地名や慣習・行事といった、共同体に蓄積されたさまざまな情報をもとに、荘園村落を遺跡として正しく認識するために学際的な調査が実施されてきた。今回の調査においても、かかる視点・方法を受け継ぎ、考古学的手法による分布調査を根幹に据えながら、総合的な調査を目指すこととした。また、本調査も単なる記録保存あるいは復原調査にとどまらず、調査対象地の現況が村落遺跡としていかなるものであるかを見極め、遺跡の保存について地元との関係をふまえて適切な保存への提言を行うための調査としたい。

二 調査団の構成

〈調査委員〉

渡辺 澄夫	大分大学名誉教授（平成五年度～平成八年度）
賀川 光夫	別府大学名誉教授
永原 慶二	一橋大学・和光大学名誉教授・日本福祉大学客員教授
工藤 敬一	熊本大学教授
豊田 寛三	大分大学教授
後藤 宗俊	別府大学教授

〈調査員〉

海老澤 衷	早稲田大学助教授のち同大学教授		
飯沼 賢司	別府大学助教授のち同大学教授		
出田 和久	大阪教育大学助教授のち奈良女子大学助教授	坂本 嘉弘	大分県教育庁文化課主幹兼埋蔵文化財第一係長（平成十年度）
乙咩 政巳	宇佐市教育委員会主査（平成五年度～平成八年度）	甲斐 忠彦	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館のち大分県立歴史博物館学芸課長
三角 寛市	香々地町文化財調査委員長のち同町文化財調査委員	真野 和夫	同調査課長
青山 映信	香々地町文化財調査委員	渡辺 文雄	同主幹研究員
塔鼻 勝人	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館館長（平成五年度～平成七年度）	山田 拓伸	同主任研究員のち主幹研究員
首藤 安男	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館のち大分県立歴史博物館館長（平成八年度～平成十年度）	栗田 勝弘	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館主任研究員（平成五年度～平成六年度）
田中巳世毅	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館副館長（平成五年度）	原田 昭一	同資料館主任研究員（平成七年度～平成九年度）
小野 浩英	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館副館長（平成六年度～平成七年度）	段上 達雄	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館主任研究員（平成五年度～平成七年度）
目野 富雄	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館のち大分県立歴史博物館副館長（平成八年度～平成十年度）	菅野 剛宏	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館のち大分県立歴史博物館研究員（平成八年度～平成十年度）
秋吉 心良	大分県教育庁文化課主幹兼文化財管理係長のち同課長補佐兼文化財管理係長（平成五年度～平成八年度）	櫻井 成昭	同研究員
清水 宗昭	大分県教育庁文化課主幹兼埋蔵文化財第一係長のち同主幹兼埋蔵文化財第二係長のち同課長補佐兼埋蔵文化財第二係長	平川 毅	大分県立歴史博物館研究員（平成十年度）
渋谷 忠章	大分県教育庁文化課主幹兼埋蔵文化財第二係長のち同主幹兼文化財管理係長	七森 寛子	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館嘱託（平成五年度）
高橋 徹	大分県教育庁文化課主幹兼埋蔵文化財第一係長（平成九年度）のち大分県立歴史博物館主幹研究員（平成十	中須賀真美	同資料館嘱託（平成五年度～平成六年度）
		嶋田由希子	同資料館嘱託（平成六年度～平成七年度）
		堀 優子	同資料館嘱託（平成七年度～平成九年度）
		橋内ゆかり	同資料館嘱託（平成八年度）
		稲熊 聖恵	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館のち大分県立歴史博物館嘱託（平成八年度～平成十年度）

堤 真子 大分県立歴史博物館嘱託（平成十年度）

（調査総務）

伊藤 正行 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館総務課長（平成五年度）

河野 孝一 同総務課長（平成六年度～平成八年度）

岡本 義博 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館のち大分県立歴史博物館総務課長（平成九年度～平成十年度）

（調査協力者）

青山良安、安藤静夫、安藤 豊、池森安正、石田茂則、板井テルヨ、板井俊作、市丸勇喜夫、稲田 実、井ノ口政信、井ノ口満雄、今井哲夫、井本義則、内田銀治、内田松夫、榎本典紀、榎本博人、甲斐繁彦、小野武士、小野国広、垣副利行、木下鉄生、黒田俊夫、熊井今夫、熊井一夫、熊井丸治、隈井重一、近藤正二、近藤 光、阪藤 秋、佐藤一二三、実常信雄、進藤峯啓、進藤国臣、高島政孝、大力英俊、谷 重信、田上 誠、津崎ハル子、土谷義信、堤 増雄、能丸喜一郎、能丸孝之、能丸俊雄、春岡重行、野上正人、藤垣敏信、藤部浩司、堀 一郎、益戸澄隆、松成満男、松村行雄、光成正彦、柳本康彦、山本逸勇、山本 清、吉武欣哉、芳本清一郎、余瀬信和

（調査協力機関）

香々地町役場、香々地町教育委員会、大分県西高地方振興局、大分
地方事務局豊後高田支局

※なお、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館は平成十年四月、大分
県立歴史博物館に改称した。

三 調査の方法

1 地形図の作成

本調査でも、田染荘調査および都甲荘調査と同様に地形図の作成に重点を置いた。ここでは以下のような二つの地図を作成した。

①調査地域である香々地町全体について、五〇〇〇分の一森林基本図をもとに、空中写真から畦畔を記入した修正図面を作成した。資料編および本編に添付されている一三〇〇〇分の一地形図は、この修正図面に拠るものであり、今回は印刷の都合もあって、上記のような縮尺を採ることとなった。

②空中写真測量によって、一〇〇〇分の一地形図を作成した。ただし、今回の調査では、細く伸びる谷あるいは川の下流域に広域に広がる水面を図化する必要があるため、二〇〇〇分の一などの地形図を作成した。「く地区詳細平面図」と名付けたこれらの図面は、以下の計八葉を作成した。

平成五年度	東夷地区詳細平面図
平成六年度	西夷地区詳細平面図（その一・その二）
平成七年度	佐古地区詳細平面図・長小野地区詳細平面図
平成八年度	見目地区詳細平面図（その一・その二）
平成九年度	香々地地区詳細平面図

仕様については、これまでの調査に準拠したため、図化の範囲のみを
図1に示すこととした。

なお、今回の調査においては、すでに圃場整備事業が終了した地域も
図化の対象となった。そこで、今回は県営圃場整備事業の実施などに伴

い、昭和五十八年に香々地町役場が実施した航空測量の成果品（測量原簿・空中写真など）を借用し、図化の作業を行った。また、これにあわせて大分県西高地方振興局に保管されていた、圃場整備事業地区についての一〇〇〇分の一図（事業の性格上、対象となる耕地のみを図化したもの）を複写し、図化の精度をより高めることを図った。ただし、地形図の現地校正については、圃場整備事業によって変更された耕地面については、先の一〇〇〇分の一図とともに聞き取りによって補うこととなった。しかしながら、香々地町大字堅来・羽根・小畑については、町営圃場整備事業が実施されており、この事業にかかわる関係書類を見つけないことができず、今回の調査では詳細平面図などを作成することはできなかった。このことは、地籍図の保管問題と同様に、圃場整備事業が終了し、一定の期間を経過したのちでも、関係書類については何らかの形で保管すべきであることを示しており、今後の課題といえよう。

2 現地における調査

香々地荘調査においても、これまでの調査のなかで培われてきた調査方法を採用することとした。

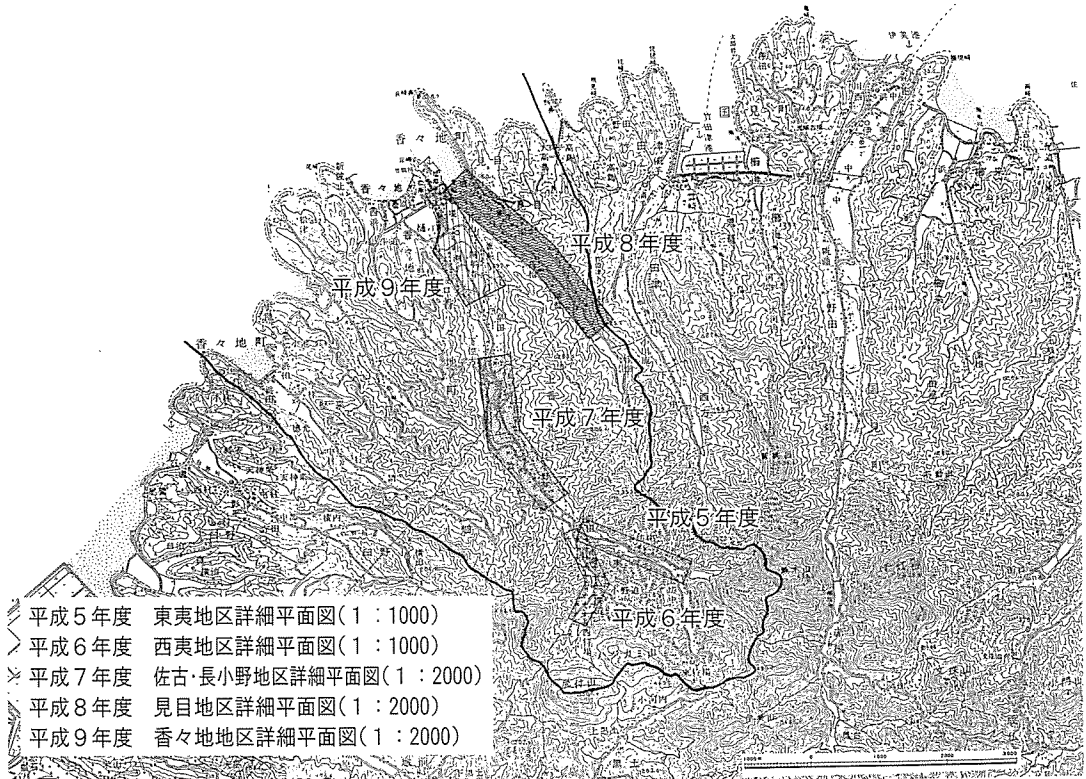
1 灌漑・埋蔵文化財分布調査

- ①埋蔵文化財の悉皆的調査および試掘調査、②井堰名称と統廃合の有無および位置の確認、③用水池名称と位置確認、④水路等の確認、⑤水がかり範囲の確認、⑥圃場整備事業に伴う水利体系の変化の記録

2 地籍図・地名資料調査

- ①大字境の確定、②小字境の確定、③近世村落境の確定、④集落名の確定、⑤小字内地名の聞き取りと位置確認、⑥中世資料との照合

3 寺院関係遺跡調査



第1図 調査対象地と図化の範囲 (国土地理院五万分の一地形図「宇佐」「鶴川」「姫島」を使用)

- ①遺跡・遺物所在分布調査（神社・寺院・堂・岩屋・寺跡・墓地石碑等）、②金石文等文化財調査（石碑・墓碑・木彫・仏像等の銘文調査）
- 4 信仰資料調査

- ①大字クラスの祭礼と信仰状況、②集落複合クラス神社堂祠と信仰状況、③集落クラス寺社堂祠と信仰状況、④講・組クラス堂祠の祭礼と信仰状況、⑤各家クラスの檀那寺と屋敷神

5 文献資料調査

- ①香々地荘関係中世資料の整理・撮影、②香々地荘区域内の近世資料の探訪

6 保存科学調査

- ①仏像・石造物の保存状態の調査、②仏像・石造物の保存・修理の方法の検討

四 調査の経過

〔平成五年度〕

- 五月 予備調査開始。
- 六月～一〇月 大字香々地の圃場整備事業地区の水利・地名調査。
- 七月～八月 香々地町役場所蔵の地籍図を複写と接合 大分地方
法務局豊後高田支所蔵の地籍図との照合。
- 七月二一日 調査委員会（調査委員・調査員全員出席）を開催
・二二日 ↓これまでの調査成果を検討し、香々地荘調査
の調査方針をたてる。
- 九月～一月 東夷地区一〇〇〇分の一地形図の作成。
- 一〇月～十二月 東夷地区での水利・地名調査。
- 一二月二一日 資料館研究員全員による、遺跡分布調査。

- ・二二日 ↓調査地区、香々地町全域
調査委員会（調査委員・調査員全員出席）を開催
・二六日 ↓今年度の調査成果と今後の調査についての検討
を行う。

三月 調査概報『豊後国香々地荘Ⅰ』の発刊。

〔平成六年度〕

- 五月 調査開始。
- 六月～九月 西夷地区の水利・地名調査。
- 七月一八日 調査打ち合わせ会（大分県内の調査委員および調査員出席）↓今年度の調査についての検討を行う。
- 九月～十二月 西夷地区一〇〇〇分の一地形図の作成。
- 一二月 廻船問屋であった堤家所蔵の古文書の概要調査を行う
（豊田調査委員・三角調査員、櫻井が参加）。
- 一二月一四日 合同調査（資料館研究員全員参加）を行う。
- ・二二日 ↓①靈仙寺旧墓地の平板実測調査、②靈仙寺国東塔
の実測調査、③塔の本国東塔の実測調査、④道園
宝篋印塔の実測調査、⑤夷地区の民俗・信仰調査
調査委員会を開催（調査委員および調査員出席）。
- 三月六日 ↓今年度の調査成果の検討を行う。
- 三月 香々地町郷土史教室で、調査成果を報告（櫻井が出席）。
- 三月 調査概報『豊後国香々地荘Ⅱ』の発刊。

〔平成七年度〕

五月 調査開始。

六月～九月 長小野地区の水利・地名調査。

八月～九月 大字上香々地の殿屋敷での発掘調査（原田調査員が担当）。

九月～十二月 長小野・佐古地区の二〇〇〇分の一地形図の作成。

十一月二十九日 合同調査（資料館研究員全員参加）。

・三〇日 ①今井薬師の平板実測調査、②中山家墓地国東塔

の実測調査、④垣副家墓地国東塔の実測調査、長

小野・佐古地区の民俗・信仰調査

一二月 小社小堂調査（三角調査員）

一月二十七日 調査委員会を開催

・一八日

三月 調査概報『豊後国香々地荘3』を発刊。

〔平成八年度〕

六月 調査開始。

六月～八月 見目地区の水利・地名調査。

七月一六日 調査打ち合わせ会（県内の調査委員および調査員出席）

席）→今年度の調査方針の検討。

八月～一〇月 大分地方事務局豊後高田支所所蔵の地籍図の確認調査。

九月～十二月 見目地区二〇〇〇分の一地形図の作成。

十一月二十八日 合同調査（資料館研究員参加）

・二十九日 ①今井薬師の平板実測調査、②五郎丸国東塔の実

測調査、③竹田津家墓地宝篋印塔の実測調査、

④見目地区の民俗調査

一二月一七日

・一八日

調査委員会を開催（調査委員および調査員出席）
→今年度の調査成果の報告と報告書（資料編）について。

一月 見目地区の庄屋であった松成家の古文書調査。

一月二三日 合同調査（資料館研究員参加）

・二四日

①虎御前宝篋印塔の実測調査、②川原寺板碑の実測調査、③樋ノ口観音堂国東塔の実測調査、④香々地地区の民俗・信仰調査

三月 調査概報『豊後国香々地荘4』を発刊。

〔平成九年度〕

五月 調査開始。

五月～十一月 石造物の実測調査（資料館研究員参加）。

①実相院国東塔の実測調査、②叶瀨国東塔の実測調査、③長谷寺跡国東塔の実測調査、④徳丸国東

塔の実測調査、⑤吉田家国東塔の実測調査、⑥志

太波家国東塔の実測調査、⑦東智庵国東塔の実測

調査、⑧梅松寺宝篋印塔の実測調査、⑨中村宝篋

印塔の実測調査、⑩影平宝篋印塔の実測調査、⑪

施恩寺板碑の実測調査、⑫山神社板碑の実測調査、

⑬坊中宝塔の実測調査、⑭実相院板碑の実測調査

堅来・羽根地区の水利・地名調査。

六月～八月

六月～一〇月

香々地地区の二〇〇〇分の一地形図と香々地地域全体の一三〇〇〇分の一地形図の作成。

八月

香々地町全体の土地利用図（一三〇〇〇分の一図）作成のため、大分地方事務局豊後高田支所所蔵の地

籍図の確認調査を行う。

九月～一月
香々地町内全域の灌漑体系調査と地名の補足調査を行う。

一二月一六日
調査委員会を開催。

・一七日
―今年度の調査状況と成果、および今年度刊行の調

査報告書（資料編）の内容について検討を行う。

報告書の校正にともなう補足調査。

二月
三月
『豊後国香々地荘の調査 資料編』を刊行。

〔平成十年度〕

五月～一〇月
香々地町全体における水利の補足調査。

十一月～十二月
香々地町全体での地名の補足調査。

一二月
信仰資料の補足調査。

一二月二一日
調査委員会を開催。

・二二日
―これまでの調査のまとめ、および今年度刊行の調

査報告書（本編）の内容について検討を行う。

一二月～二月
報告書（本編）の原稿作成と資料整理。

三月
報告書（本編）の校正に伴う調査。

『豊後国香々地荘の調査 本編』刊行。

II

調査地の歴史的沿革

一 位置と環境

位置

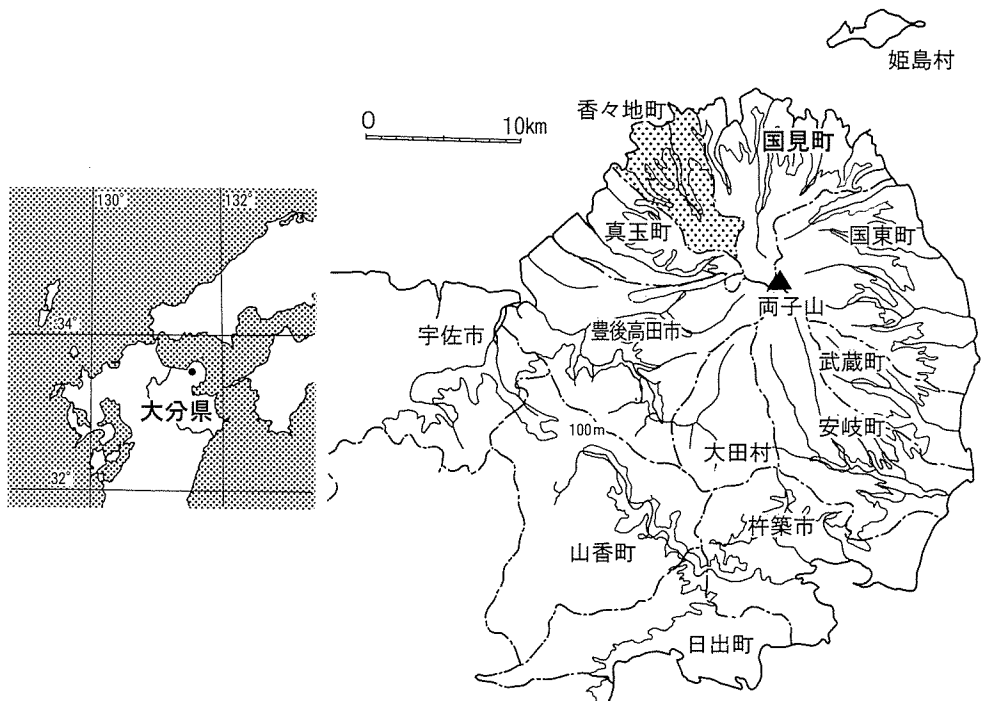
今回の調査対象となった大分県西国東郡香々地町は、周防灘に突き出た東西三〇km、南北四〇km余の国東半島の西側に位置している。この国東半島は、中心にある標高七二一mの両子山を頂点に放射状の開析谷が発達している。香々地町にも、こうした開析谷がいくつもあり、その一つに半島中央部に近い尻付山・ハジカミ山に源を発し、全長一二km余りの竹田川が貫流する谷がある。この竹田川流域は香々地町の中心にあたり、下流部には現在町役場なども置かれている。行政区としては香々地町大字香々地・上香々地・夷がこの流域に所在する。

また、竹田川の他にも、香々地町内には見目川・羽根川・堅来川があり、それぞれの流域が大字見目・羽根そして堅来・小畑と行政区を形成している。

地質・地形

まず、香々地町の地形を見ておくと、海岸部はいわゆるリアス式の凸凹の多い海岸線をなしており、長崎鼻などの海蝕洞が見られる。また、国東半島においては谷の密度は小さく、より密度の大きい尾根にあたる部分が谷と同様に中心部から四方に延び、海に近づくに従って、その面は広くひろがっており、これらが半島の主部をなしている。香々地町においても、こうした国東半島の主部をなす丘陵や山地がひろがっているが、夷地区などの半島中央部に近い所は稜線が鋸齒状に突出した急崖が続く地形となっている。

こうした香々地町の地質は、大部分が耶馬溪層から成っている。この



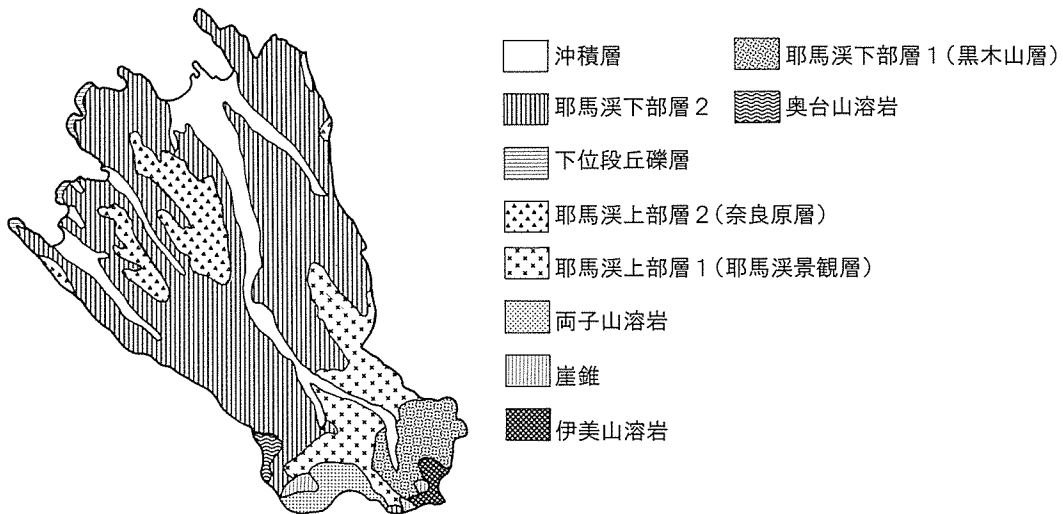
第2図 国東半島と香々地町

耶馬溪層は五つの岩層から成り、うち二つを耶馬溪下部層、残り三つを耶馬溪上部層と呼ぶ。耶馬溪下部層のなかで、最も古い現在の国見町黒木山付近に広がる層は耶馬溪下部層1とされ、耶馬溪層の主体をなす角閃石安山岩質凝灰角礫岩層を耶馬溪下部層2と呼ぶ。香々地町にも広がるゆるやかな丘陵部は、このうち後者にあたるものであり、前者の耶馬溪下部層1とされるものは香々地町の東南部に広がっている。次に、耶馬溪上部層は、大田村波多方付近に広がる、いわゆる波多方層、これと岩質を同じくしながらも、耶馬溪式景観とされる奇岩が屹立する景観を生み出した層（耶馬溪式景観層）、そして耶馬溪層の最上部にあたる奈良原層と呼ばれる層の三つに分類される。このうち、波多方層は香々地町内には見られないが、耶馬溪式景観層は香々地町大字夷一帯に広がり、この地は夷耶馬とも呼ばれ、瀬戸内海国定公園にも指定されている。なお、奈良原層は海岸に近い山稜の末端部に露出するものであるが、香々地町では大字香々地と羽根、あるいは羽根と堅来の境界にあたる丘陵に分布している。香々地町には、この他に山陰系の火山岩の活動に伴う両子山溶岩と伊美山溶岩も分布している。

気候

国東半島の西側に位置する香々地町は、基本的に準日本海型の気候区分に属している。年間平均降水量は一三〇〇mm、年平均気温一六度前後で、雨雪が少なく冬季でも晴天の日が多い。また、国東半島では内陸部と海岸部とでは、平均気温が二度前後の差があり、中央部が内陸的性格を示している。

次に、香々地町の降雨量を月別に見てみると、梅雨期の六月が二三〇mm、七月が二六八mmであり、明らかに寡雨地帯であることがわかる。そ



第3図 香々地町の地質

れゆえ、香々地町においては、谷の海岸沿いは旱魃の常習地帯となり、特に竹田川下流域ではほぼ水田一筆ごとに、「トルベ」と呼ばれる井戸が築かれ、ここから水を汲み上げて水田を潤した。しかし、近年は灌漑設備の整備によって、こうした水不足も緩和されたという。

土壌と土地利用

国東半島の土壌は全般的に安山岩を母体とした粘質土壌であり、表土が浅い。そのために、年間降水量が少ないことも相俟って干害を受けやすい地域である。

まず、谷の上流部は礫層土壌、礫質土壌である粗粒灰色低地土壌が広がり、水田として利用されているが、有効土層も浅く、保肥力も小さいため、生産力は低い。また、谷の中下流部は中粒～細粒灰色低地土壌が主体であり、半島における主要な水田地帯となっている。谷の上流部と異なり、有効土層も深く、保肥力も高いため生産力は比較的高い。しかし、中粒の灰色低地土壌は畑としての利用も可能であるが、細粒灰色低地土壌は、粘質土のため畑地としての利用にはあまり適さない。

一方で、両子山系から伸びる放射状の尾根は、海岸部に近づくに従って、丘陵地へと移行し、褐色森林土壌が広く見られる。これは火山碎屑物安山岩風化物をもととする残積土が主で、場所によっては火山灰の混入を確認することもできる。こうした山稜部では、松林が主体となっていたが、松食い虫の被害などもあり、近年の植林で杉などが植えられている。また、明治二十一年の香々地地域土地利用図によれば、香々地町南部の山稜部は秣場や原野、芝地などに利用されていたが、現在は雑木の茂る地となっている。

〔参考文献〕

『国東半島―自然・社会・教育―』（大分大学教育学部 一九八三年）。

『香々地町誌』（香々地町 一九七八年）。

一一 香々地の遺跡と水田開発―竹田川下流域を中心に―

1 はじめに

香々地荘は、東から見目川、竹田川、羽根川、堅来川により形成された細長い谷底平野とその間に広がる山野からなる。各々の谷底平野はいずれも狭小で、山塊が川近くまで迫る。そのためまとまった平野に乏しく、わずかに海岸平野が形成される。これらのうち、平野面積からみれば竹田川流域が最も広く、なかでもその下流域は荘域中最大の平野で、まさに香々地荘の中核を担っていたと言っても過言ではない。

小稿では、遺跡・遺物などの考古学的情報から香々地荘を概観していくわけであるが、竹田川下流域など詳細にその状況が明らかになっていく地域が一部あるものの、他の多くの地域では本格的な遺跡分布調査等も行われておらず遺跡の実態は必ずしも明確ではない。よってここでは、圃場整備事業に伴い発掘調査等も実施され遺跡・遺物の情報量が豊富な竹田川下流域に、見目川下流域を加えた地域を中心に¹考古学的情報から地域史及び水田開発史を概観していく。

2 旧石器・縄文時代(第4図)

香々地荘にかかわらず荘園の大部分が、水田を根本基盤として成立していることは今更言うまでもない。そのような意味では、稲作栽培が本格的に開始されていない旧石器・縄文時代は、香々地荘の時代からみれば前史の前身と言えるかもしれない。しかし、これらの時代の遺跡・遺物をみることは、単に前史の前身を明らかにするばかりでなく、いくつかの点において荘園の時代や水田開発史を考えるにあたり重要な役割を

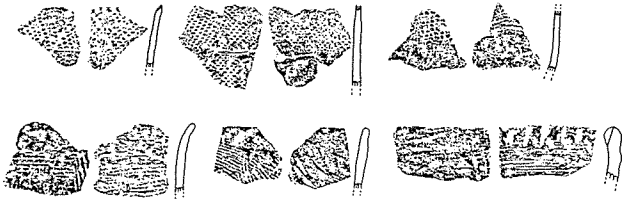
果たす。その第一は、遺跡立地や遺跡の関連調査から古地形の復元に重要なデータをもたらすことである。竹田川下流域などの沖積平野において、現在みる地形は歴史的にみればかなりの変化をしている。それは河道が動いたり、低湿地が埋没して微高地になったり、微高地と低湿地が入り組む起伏に富んだ地形が埋積され平坦な地形になったりと、何段階にも及ぶ変化を経ていることが常である。そして、これらの変化は荘園の時代になっても大なり小なりみられる。このような地形変化は、水田開発史などを考える場合の重要な要素になることは言うまでもない。

第二の点は、旧石器・縄文時代の生業が狩猟・採集であったにせよ、縄文時代に原初的な農業があったにせよ、香々地の地を開発し生活を営んだということはまぎれもない事実である。水田開発にこだわらず地域開発史的な観点からみれば、荘園の時代と切って考える必要はまったくなく、むしろ同一線上にあるものである。

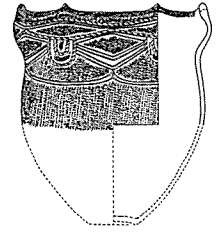
まず、縄文時代に先立つ旧石器時代の遺構・遺物であるが、竹田川下流域のみならず香々地荘域全体をみても確認されていない。海岸平野は厚い沖積層に覆われていることから、将来その下層から検出される可能性をもつ。また、各河川の中・上流域では小規模ながら段丘が発達することから、今後段丘上において発見されることが予想される。

縄文時代については、各時期の遺跡が確認されている。早期は見目川沿いの低位段丘上で小路遺跡が、竹田川下流域では海岸平野付け根の低位段丘上にある信重遺跡が各々確認されている。小路遺跡では、ベルト状施文の押型文土器とともに無文土器、条痕文土器が出土している。これらは押型文土器の最古期に位置づけられる。信重遺跡では、二か所の土器集中地点が確認されている。いずれも遺物量は少ないものの、8E区周辺では無文土器のみが、3H区では楕円文及び山形文の押型文が各々

小路遺跡



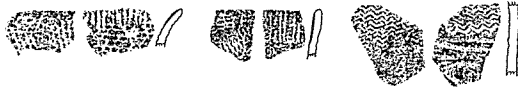
六所権現岩陰遺跡



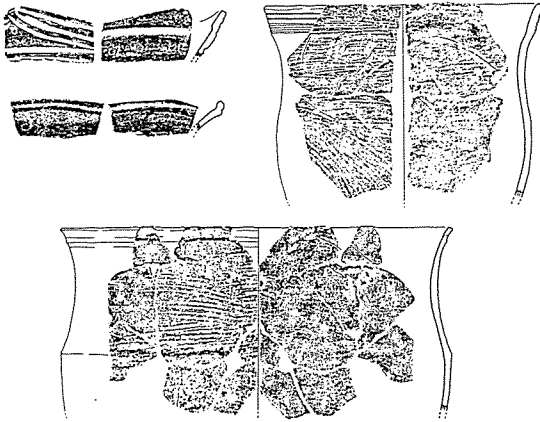
信重遺跡(8 E区周辺)



信重遺跡(3 H区)



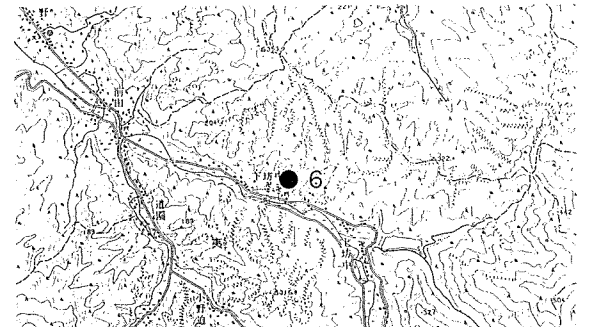
坂口遺跡



信重遺跡(J 1 竪穴出土土器)



信重遺跡



- 1. 小路遺跡
- 2. 過ノ本遺跡
- 3. 坂口遺跡
- 4. 信重遺跡(3 H区、8 E区)
- 5. 信重遺跡(後期竪穴)
- 6. 六所権現岩陰遺跡

(※遺物の縮尺は六所権現岩陰遺跡をのぞき、すべて1/6)

第4図 旧石器・縄文時代の遺跡と遺物

出土した。8E区周辺のものには遺物が少量のため判然としないが、押型文以前あるいは押型文の偶発的な欠落を考えれば押型文でも古い時期が考えられる。3H区のものには下菅生B式である。以上はいずれも遺跡的には非常に小規模で、時間的にも短期間の形成である。以上から、これらの遺跡は小集団が河川沿いに移動するなかで、比較的短期間のうちに残したものであろうと推測される。しかし、石鏃などの石器に加え、姫島産黒曜石や香川県金山産サヌカイトなどの石核や剥片も出土し、さらにはこの時期の遺跡でしばしば確認される集石遺構を形成したであろう焼石も少量ながら検出されていることから、全く一時的なキャンプサイトではなく一定期間は居を構えたことが考えられる。香々地を含む国東半島では、日出町や杵築市などの半島東南部を除き、早期の遺跡の実態は必ずしも明らかになっていない。加えて、早期段階は海水面が現在よりもかなり低かったため、現在の海面下や海岸平野の沖積層下に遺跡が存在する可能性が高い。よって、現在確認されている香々地の遺跡について、①小集団を日常的な基本単位として、その集団が狩猟・採集活動などに伴い領域内を移動したと考えるのか、②やや規模の大きい拠点集落をもち、狩猟・採集活動など何らかの理由で小集団が季節的あるいは一定期間母集団を離れ生活領域内を移動したのか、③上記①、②の場合でも、各々の有する生活領域の広さが、河川流域単位ほどなのか、現在の市町村単位ほどなのか、郡単位ほどなのか、国東半島全体を単位にするのかなど、様々な状況のなかでの理解が可能である。結論は今後の調査・研究に委ねることとするが、結論によっては香々地で現在確認されている遺跡の性格や位置づけも異なるし、石器石材の供給システムなどの考え方も当然変わってくる。

前期の遺跡は確認されていない。この時期は海進期にあたり、海水面

が現在よりも数m上昇する。この確実な痕跡²⁾が竹田川河口の宮岬にある海蝕崖に明瞭に残る。竹田川下流域の海岸平野の一部は確実に海面下となっていたであろう。

中期の遺跡についても竹田川下流域では確認されていない。しかし、竹田川上流の大字裏にある六所権現岩陰遺跡から、瀬戸内地方に分布の中心をもつ船元式土器が出土している。³⁾

後期では、信重遺跡から後期中葉の鐘崎式土器を伴う竪穴遺構が検出されている。遺跡は低位段丘上にあり、遺跡のすぐ西側には旧河道の痕跡が認められることから、旧竹田川に面する位置に立地していたことが分かる。この後期までは、海岸平野の大部分を占める沖積層上において生活遺跡は確認されていない。しかし、縄文晩期以降の遺構が検出される微高地を形成する礫層中から、鐘崎式土器や後期後葉の三万田式土器が散発的に出土する。このことから、後期中葉から後葉にかけて現在みる微高地の基本的形成がなされたことが分かる。

晩期になると、これまで遺跡の確認されなかった竹田川に沿う微高地上で遺跡がみられるようになる。しかし、この微高地も現在のような平坦な状況ではなく、坂口遺跡では微高地を分断するように旧河道がみられるなど、現在よりも凹凸が著しい。坂口遺跡からは、晩期前葉の坂口式を中心とする時期の竪穴や遺物集中地点が確認された。東九州におけるこの時期の遺跡は、これまで大野川中・上流地域で数多く確認されている。それらの遺跡のもつ特徴として、大量の偏平打製石斧出土という点があげられる。このことは、内陸部における縄文後期後半以降の遺跡の急増と併せ、縄文農耕の有力な根拠となっている。しかし、坂口遺跡では偏平打製石斧の出土割合は少なく、内陸部の遺跡とは対照的な状況を示す。このような傾向は一部を除き東九州沿岸部の遺跡でほぼ共通して

みられることから、沿岸部における植物栽培依存度は内陸部に對し相対的に低かったものと思われる。内陸部と沿岸部における植物栽培依存度の差からくる地域性は土器型式に端的に表れており、沿岸部の土器は内陸部とは異なり、器形や調整に西瀬戸内の影響を強く受けている。この後、過ノ本遺跡や信重遺跡で断続的ながら小規模な遺跡がみられ、信重遺跡や坂口遺跡では刻目突帯文土器が検出されている。この時期、北部九州ではすでに稲作栽培が開始されているが、信重遺跡や坂口遺跡の隣接地にアノダと呼ばれる強い湧水とそれに続く地下水位の高い低湿地があり、当地においても稲作栽培がいち早く開始された可能性は高い。

3 弥生・古墳時代(第5図)

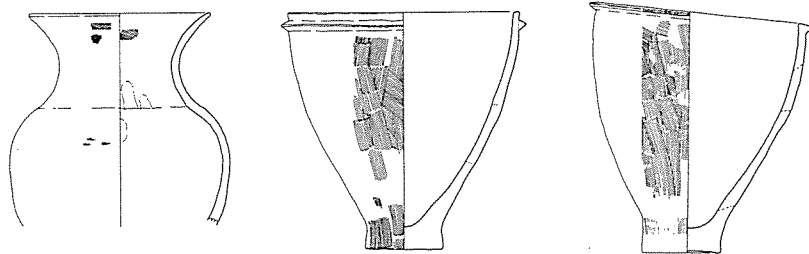
弥生・古墳時代の遺跡は竹田川右岸に形成された微高地上に展開する。まとまった遺構・遺物が最初に確認できるのは、弥生前期から中期にかけてである。坂口、門田、田中、土上、過ノ本の各遺跡がこの時期のものであるが、遺構・遺物の量から坂口遺跡が拠点的な集落であったと考えられる。坂口遺跡では削平のため住居跡は確認されなかったものの、貯蔵穴や堅穴などともに包含層より多くの土器が出土した。また、過ノ本遺跡では、遺物量は少ないものの土壌のほかに円形の堅穴住居跡が検出されている。しかし、この堅穴住居跡は削平が著しく、支柱穴と中央の土壌が残存するのみである。これら集落がみられる微高地東側の八幡川周辺は、現在でも湧水掛りや天水掛りからなる地下水位の高い湿地が広がっているが、初期水田もこれらの地区に営まれていたものと推定される。水田面積は遺跡規模に対応していた可能性が高く、この時期の中心的な水田は坂口遺跡周辺にあったと考えられる。坂口遺跡の東側にはアノダ湧水があり、条件的には最高の場所である。その他の地区には、

散発的に水田が広がっていたものであるうか。いずれにしても、縄文時代とはやや異なり、微高地東側に展開したであろう水田に対応するかのように、集落が細長い微高地に進出し点在する景観であったと思われる。

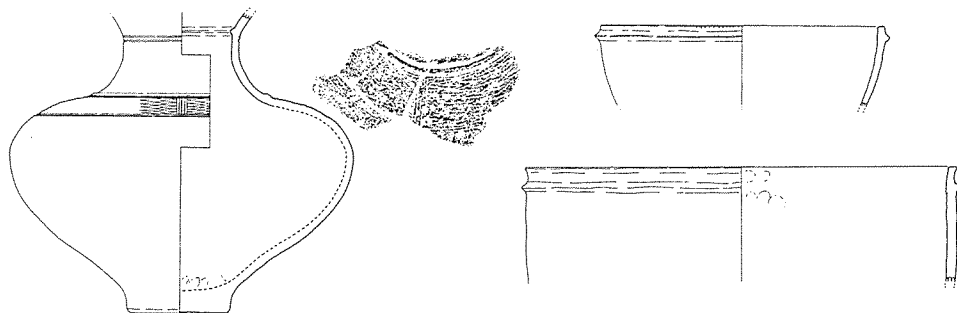
このような景観は、弥生時代後期から古墳時代前半になっても基本的には全く同じである。この時期の遺跡は、坂口、荒牧、土上、過ノ本の各遺跡で確認されている。しかし、集落の中心は荒牧、土上遺跡周辺に移る。これら両遺跡は試掘調査が行われたのみであるが、遺物とともに密集する堅穴住居跡が確認されている。このほかの遺跡では遺構密度が比較的低かったようで、坂口遺跡では、弥生時代後期後半から終末の堅穴住居跡四基が点在するかたちでみられる。坂口遺跡の堅穴住居跡のうち一基は円形で、この時期においては希な平面プランである。また、残る三基は平面プラン方形であるが、共通してベッド状遺構がコの字状に配される。この時期の水田も基本的には前段階と同様に、微高地の東側の低湿地にあったと思われるが、この時期に八幡川下流に広がる広大な低湿地が本格的に開発され中核的な水田となったため、それに伴い拠点的集落も下流側へ移ったものであろう。次の古墳時代後半における集落は、御霊遺跡で堅穴が一基確認されたのみで、その動向は必ずしも明確でない。試掘調査の断片的な資料から、土上遺跡周辺が中心的な集落であったと考えられるが、この段階においてすでに微高地の一部耕地化が始まっていた可能性をもつ。

以上のように弥生から古墳時代の水田開発は、一進一退があったにせよ発展的な方向へ進んだものと思われ、五世紀代には旧伊美郷における最初の首長墳である岬古墳³が出現する。古墳は墳形が不明ながらも堅穴式石室をもち、短甲が出土している。しかし、この岬古墳は立地的にみて平野部よりも海を強く意識しており、この被葬者が水田を中心とした

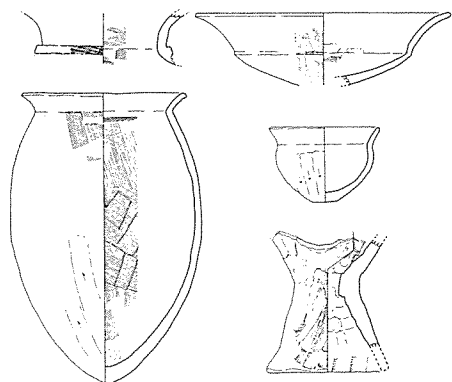
過ノ本遺跡(1号土坑出土土器)



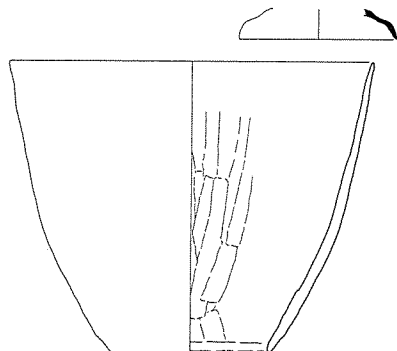
坂口遺跡(SK2出土土器)



坂口遺跡(2号竖穴出土土器)



御霊遺跡(1号竖穴出土土器)



- 1. 岬古墳
- 2. 善根津1号墳
- 3. 善根津2号墳
- 4. 犬子山横穴墓群
- 5. 過ノ本遺跡
- 6. 荒牧遺跡
- 7. 土上遺跡
- 8. 御霊遺跡
- 9. 門田遺跡
- 10. 坂口遺跡

(※遺物の縮尺は御霊遺跡が1/6、他はすべて1/8)

第5図 弥生・古墳時代の遺跡と遺物

農業生産だけでなく、海部的性格を強く帯びた人物であったことが想像される。この後、横穴式石室を有する善根津一、二号墳が岬古墳と同じ丘陵上に築造される。いずれも径十m程の小円墳で、時期的には六世紀末から七世紀初前後のものであろう。この両古墳とも立地的に平野部を意識しておらず、やはり被葬者は海部的性格をも兼ね備えた人物であろうか。一方、竹田川下流域に臨む丘陵斜面には、約三十基の横穴からなる大子山横穴墓群が営まれる。六世紀から七世紀にかけての築造と思われる、平野部を基盤とした有力家族の成長を読み取ることができる。これら古墳の在り方を国東半島内の他地域と比べると、前方後円墳をもつ豊後高田、真玉、国東、安岐、杵築などの地域には質的・量的に明らかに劣る。また、同じ伊美郷内の伊美川下流域と比較しても、六世紀以降では質的・量的に劣る。これらのことが各地域の農業生産力などある程度相關関係にあるとすれば、古墳時代における竹田川下流域の農業生産力は、国東半島内の主要な地域に比べ相対的に低かったと言わざるをえない。

4 古代・中世 (第6図)

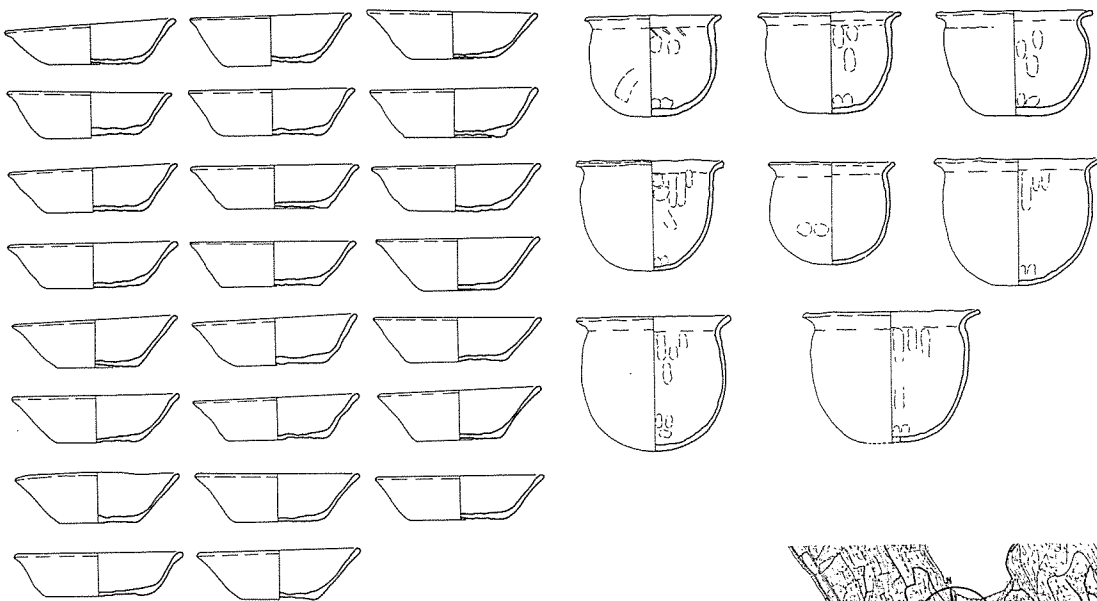
これまで集落地として利用されてきた竹田川沿いの微高地が、本格的に水田化されていく段階である。

九世紀になると竹田川下流域の兩岸にわたり条里地割が出現する。その面積は約三十町で、一部は見目川流域にも及ぶ。竹田川右岸では、弥生時代以来水田として利用されてきた八幡川流域に加え、一部微高地上まで確実に水田化される。新たに水田化された微高地は過ノ本、荒牧遺跡のあった地区である。微高地のなかでもっとも低い部分であるが、条里地割が及び、発掘調査でも確実に古代以降の遺構・遺物は検出され

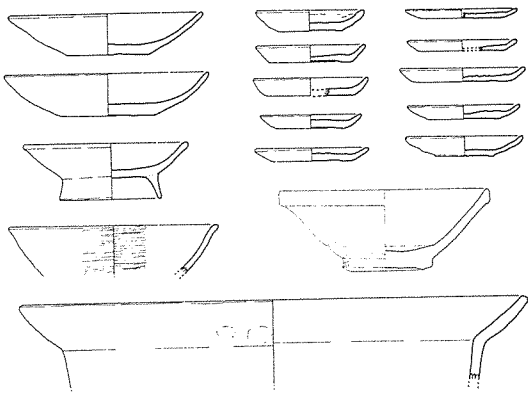
ていない。旧伊美郷内において条里地割が認められるのは、当地域と伊美川下流域のみであることから、当地域は律令体制下においては旧伊美郷の中核的な地域として位置づけられていたものと考えられる。この段階の集落は微高地と低位段丘上にある信重、坂口、田中、土上、御霊遺跡で認められる。このうち低位段丘上にある信重遺跡は、竹田川下流域全体を見渡す位置にあり、弥生・古墳時代に集落が全く形成されなかった地区に突如として出現する。加えて信重遺跡からは、祭祀的性格を有する土器一括埋納遺構、鍛冶遺構、石帯など一般集落よりも上位に位置づけられる要素をもつ。これらから、信重遺跡は竹田川流域のみならず、広く旧伊美郷全体についても指導的役割を担う在地首長の居宅であった可能性が考えられる。微高地上に展開するこのほかの遺跡については、数棟の建物からなるもので、遺物の質・量、遺構の状況とも信重遺跡とは格段の差が認められる。

以上のような集落景観は十二世紀代前後まで続く。この段階の遺跡は、信重、坂口、塔ノ本、田中、土上、御霊遺跡など、竹田川に沿う低位段丘と微高地上に広く展開する。基本的な集落景観は九世紀代と同様であるが、九世紀代の信重遺跡のような突出した遺跡はみられない。発掘調査の行われた信重遺跡や坂口遺跡の状況を見ると、数棟の建物を単位とする屋敷が溝や柵などの明らかな区画施設をもたずであり、遺物も非常に少量である。これらの屋敷は、多少の差はあるものの中小零細農民としてとらえられるであろう。屋敷群は微高地上に於いて散在的に展開するが、同様な景観をもつ九世紀代に比べ明らかに屋敷数が増加している。竹田川下流域における水田耕作可能面積は九世紀代と本来的には同じであるが、実質可耕地の増加あるいは単位面積あたりの増収などの要因から生産高を伸ばしたのであろう。

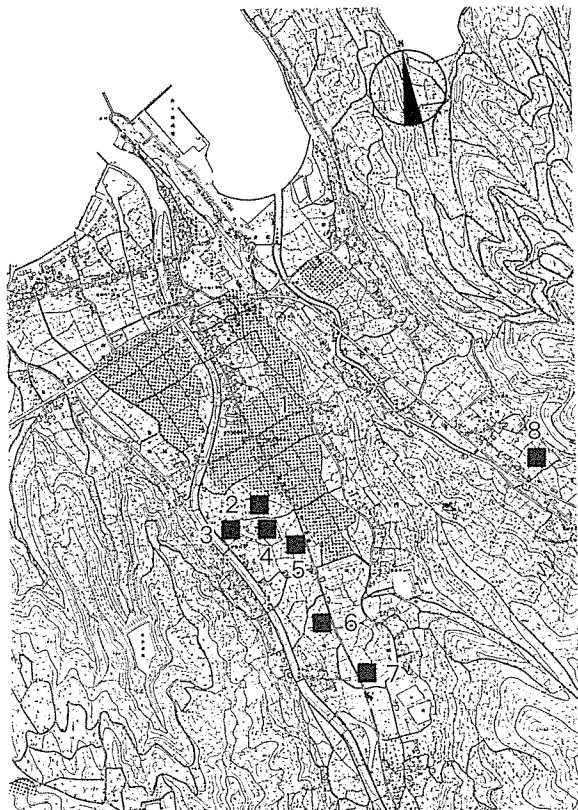
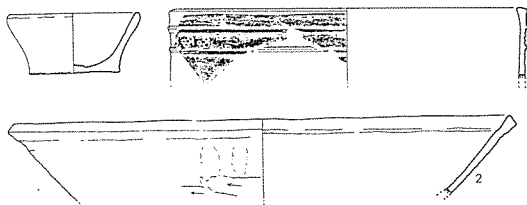
信重遺跡(S K19出土土器)



坂口遺跡



小路遺跡(S K1出土土器)



- 1. 香々地条里
- 2. 土上遺跡
- 3. 御霊遺跡
- 4. 田中遺跡
- 5. 塔ノ本遺跡
- 6. 坂口遺跡
- 7. 信重遺跡
- 8. 小路遺跡

(※遺物の縮尺はすべて1/6)

第6図 古代・中世の遺跡と遺物

その後、十二世紀代に水田開発史上の大きな画期がおとずれ、竹田川沿いの低位段丘から微高地上に展開していた集落遺跡が姿を消す。微高地上で集落が残るのは、その末端部に位置する田中、土上、御霊遺跡のみである。前段階までの水田に加え、これまで集落として利用されてきた低位段丘、微高地上が一斉に水田化される。低位段丘上は若干遅れ、十三世紀代に下る可能性をもつ。竹田川下流域両岸に広がる条里地割の方位がN32°Wであるのに対し、十二世紀代以降開発されたと思われる微高地上の水田畦畔や道の示す地割方位はほぼN2°Wで条里地割と明らかに異なる。このことは微高地上の開発が、条里地割とは開発時期や開発推進主体の異なるものであることを示唆している。微高地上に残る田中、土上、御霊遺跡では確実に十六世紀代まで存続する。田中遺跡では小面積の調査が行われ、十六世紀を下限とする溝や柱穴が検出されている。出土遺物を見ると、前代のもも含め他の微高地上の遺跡に比べ量的に多い傾向にある。遺跡隣接地には五輪塔群も認められ、この地がある程度上位階層の屋敷地であった可能性が高い。この場所に上位階層の屋敷を含む集落がみられる要因として、田中遺跡に隣接してみられるシミズ湧水が考えられる。シミズ湧水は古代末ころまで存続したと思われる旧河道中にあり、現在でも数町の水田を潤すほど非常に強いものである。田中遺跡は、河道移動後に利用が始まったシミズ湧水を中心とする水田再開発の拠点であったものと考えられる。

最後まで残った微高地上の遺跡も中世末をもって姿を消すことから、この段階にいたり微高地の水田化が完成するものと考えられる。現在我々が目にする水田景観は、中世末に成立したものと見える。ところで、十二、十三世紀あるいは十六世紀に移動した集落はどこに移ったものであろうか。現水田部分以外は発掘調査が行われていないため不明な部分があ

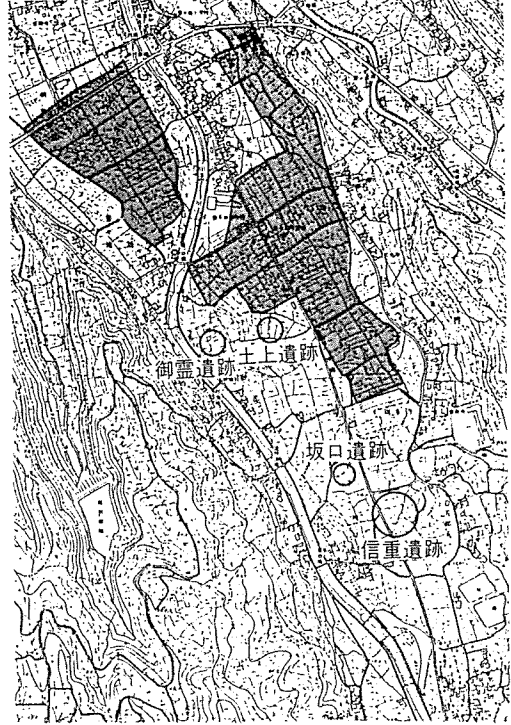
多いが、それらの多くは平野西側の丘陵裾部に移ったと考えられる。平野東側の丘陵裾部は、弥生時代以降の基幹水田が存在したと推定される八幡川流域に面しているため、早い段階から集落が成立していた可能性が高い。これらの集落は、竹田川沿いの微高地に比べ洪水被害を被る可能性が少なく、立地的に微高地よりも優位にある。よって、古代から中世にかけて中小零細農民層が屋敷を構えたと推定される微高地に比べ、平野東側の丘陵裾部には上位階層の屋敷があったと推定される。現在の平野東側の丘陵裾部における集落景観をみると、いくつかのゆるやかな屋敷の集まりがみとれる。これは、一定耕作地に対し一定耕作単位（屋敷群）が対応するかたちで展開するもので、古代・中世段階で成立していた集落景観であろう。これらゆるやかな屋敷群は、一定耕作地に対する耕作、所有などの単位で、同族集団などを中心としたものであると推定される。このような状況が早くから成立していたため、微高地の中小零細農民層は、微高地の水田化に伴う屋敷地移動の際に平野東側の丘陵裾部に入り込み難かったと思われ、耕作地とは竹田川を隔てるなど条件的にはやや難のある平野西側の丘陵裾部に移らざるをえない状況があったのであろう。香々地荘関係史料に五郎丸名、延重（信重）名がみえるが、これらの名は現在の小字などから考えるとその中心は平野東側の丘陵裾部にある。中世後半にいたり、坂本家墓地や五郎丸家墓地などにみられる国東塔が造立され、石造品の少ない平野西側の丘陵裾部と対象的な状況を示す。このことから、平野東側の丘陵裾部の屋敷群には名主など名の中核をなす層の屋敷があったものと想定される。

5 竹田川下流域における水田開発の諸段階（第7図）

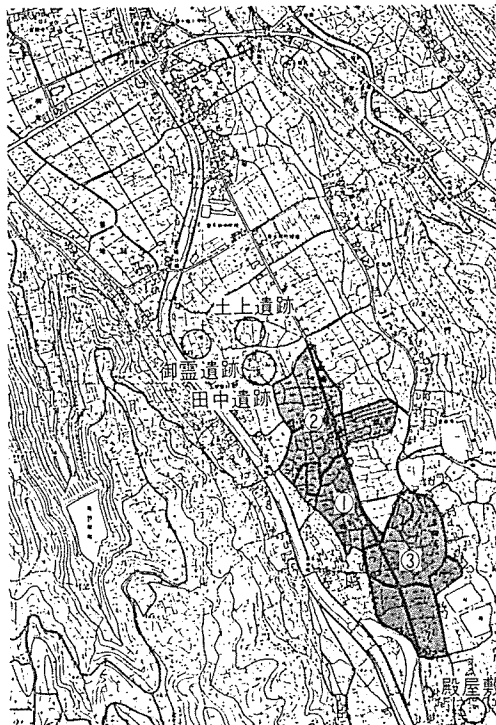
ここでは遺跡の状況に併せ、古地形の復元、現在の水田水掛りなどの



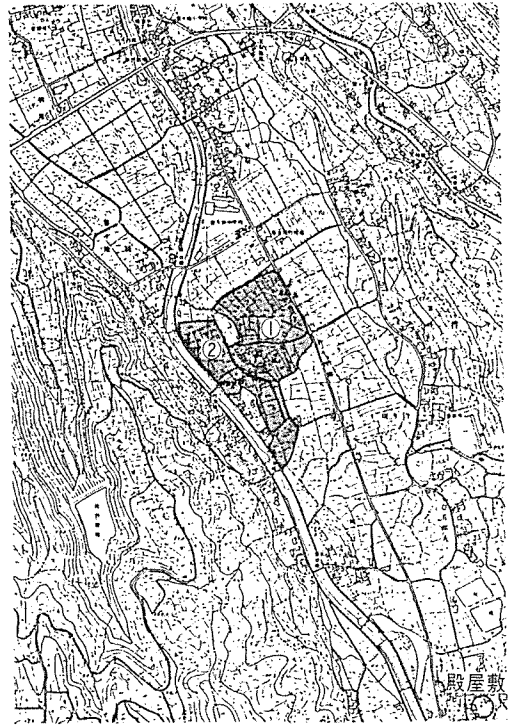
I 段階



III 段階



IV 段階



V 段階

第7図 竹田川下流域における水田開発の諸段階

要素を加え、竹田川下流域における水田開発について簡単に述べる。

I 段階（縄文時代末から古墳時代前半）

①八幡川流域の地区、②カシラ湧水掛りの地区、③過ノ本遺跡、土上遺跡北側の地区など地下水位の高い地区を中心とした水田開発段階。①は現在でも天水掛りの部分が多い強湿田であるし、②は強い湧水をもつ。竹田川に井堰を設けるまでにはいたらず、地下水位の高いという特性を生かした開発であったと思われる。

II 段階（古墳時代後半から古代）

微高地の中で最も低い過ノ本、荒牧遺跡の地区では、古墳時代前半で集落の形成は終わるようである。この地区は次のIII段階では条里水田となるが、集落の消滅という点を重視し、畠地化の可能性も含め条里水田に先立ち微高地の耕地化が始まる。

III 段階（古代）

前段階までに開発された水田の大部分を再編成するとともに、確実に微高地の一部まで水田化し条里地割を施行する。竹田川右岸の場合、条里水田の現在の水掛りは、天水掛りの地区を除けば古寺イゼ掛りとシミズ湧水掛りとなっている。竹田川の当時の流路は旧河道の痕跡などから、現在よりもやや東寄りであったと推定されることから、当時のイゼは当然のことながら現在のイゼの位置とは異なる。しかし、微高地の開発もその最も低い部分にとどまり、残る大部分の微高地と低位段丘上はまだまだ水田化されず集落地として利用されている。当時の技術的限界を示すものであろうか。

IV 段階（古代末から中世前半）

微高地と低位段丘から集落が消えて、さらに水田化される段階。新たに水田化されるのは、①現樋ノイゼ掛りの地区、②条里水田と竹田川沿

いの地区を除く現古寺イゼ掛りの地区、③現信重掛りの地区である。①、②については十二世紀代には水田化されたと考えられるが、③については遺跡出土遺物と現水掛りの状況から若干遅れ十三世紀代にかかる可能性をもつ。

V 段階（中世後半から近世初）

新たに微高地上の①現立花イゼ掛りの地区、②古寺イゼ掛りの竹田川沿いの地区が加わる。①では、十六世紀ころまで集落が存続するのが確認されており、水田化もそのころであろう。②の地区は旧河道と現竹田川の自然堤防にあたる。これらは、少なくとも中世前半までは河道及び河原であったと思われる地区である。よって、その水田化は①よりも遅れて近世まで下る可能性をもつ。①、②の關係は、各々の地区に向かう幹線水路の前後關係からも分かる。この段階に至り、平野部における面的な開発は頂点をむかえる。

VI 段階（近世以降）

II 段階以降開発された微高地上の水田における慢性的水不足解消のため、灌漑用井戸やため池が築造される。すなわち、この段階の開発は水田の安定維持を目的として行われ、現在まで続く。

註 (1) 竹田川下流域の遺跡については以下を参照

- 後藤一重「香々地の遺跡」I 香々地町教育委員会 一九九四
- 後藤一重「香々地の遺跡」II 香々地町教育委員会 一九九五
- (2) 立命館大学高橋学氏のご教示による
- (3) 坂本嘉弘「縄文時代」『大分の歴史』大分合同新聞 一九七六
- (4) 真野和夫「古墳時代」『大分の歴史』大分合同新聞 一九七六
- (5) 詳細については以下の拙稿を参照

後藤一重「水田開発からみた地域の歴史」
『香々地の遺跡』I 香々地町教育委員会 一九九四

三 古代・中世の香々地

1 古代の香々地と香々地荘の成立

香々地町をはじめ、国東半島北部一帯は、古代において国東六郷の一つ伊美郷に属していたといわれる。ここにいう伊美の名は、現在の国見町の大字として残っており、伊美川下流域の右岸には条里地割も見られることから、この地が伊美郷の中心にあたと考えられる。

香々地町は伊美郷の中心とはいえないが、前節にある通り、竹田川下流域での発掘調査によれば、縄文時代には集落が営まれていたことが明らかになっているし、この一帯には短甲を出土している岬古墳、善根津一号・二号墳や犬子山横穴墓群なども所在しており、すでに古代の郷が設定される以前から開発が展開していたことが窺える。この詳細については前節に譲りたいが、九世紀になると竹田川下流域には条里地割が設定されたといい、古代の郷の形成は地域の再開発という意味も有していたといえよう。

しかし、律令体制の弛緩とともに、十世紀から十一世紀にかけて、特に香々地町などの国東半島の海岸部では宇佐宮の神宮寺であった弥勒寺の荘園が成立する。これら半島の海岸部に所在した弥勒寺領荘園は「浦部十五箇荘」とも呼ばれ、文治二年（一一八六）の「後白河院序下文案」（以下、「下文案」と略する。『香』九号）によれば、香々地荘もその一つであった。この香々地荘に関しては、荘園の成立の経緯などを示す史料などは全くなく、先の「下文案」が史料上の初見である。それゆえ、古代伊美郷に属した香々地において、荘園の成立が地域にどのような影響を及ぼしたのかなども不詳というほかない。

そのなかで、香々地荘の鎮守であった別宮八幡の棟札を江戸時代に書写した「香々地荘蓮法寺八幡造替次第覚」（『香』一七四号）は、唯一荘園の成立時期を推測させてくれる史料である。

これには、冒頭に「一 永延歳次戊子 建立ノ願主不知（下略）」とある。ここにいう「永延歳次戊子」は永延二年（九八八）であり、これ以前の年紀は記されていない。つまり、別宮八幡は十世紀末の成立と推測され、鎮守の成立と荘園の成立は無関係とは考えられないことから、香々地荘も十世紀末には成立したといえよう。

なお、現在、別宮八幡の参道には「潮観橋」と呼ばれる近世に架けられた石橋があるが、この名が示すように別宮八幡は海岸近くにある。こうした位置に鎮守が所在することは、この地が荘園からの年貢を宇佐などに向けて積み出す地であったことが想定されるのである。この点については、史料から決して明らかではないが、別宮八幡周辺が近世においても「香々地湊」として位置したこともふまえると、中世においても、鎮守が年貢積み出しの拠点であったことを窺わせてくれよう。

2 香々地荘の荘域

それでは、香々地荘の領域はいかなるものであったのだろうか。これについても、荘園の四至を示す史料などがなく詳細は不明である。しかしながら、年末詳ではあるが鎌倉時代前半のものと思われる「弥勒寺喜多院所領」（以下、「注進状」と略する。『香』三四号）と弘安八年（一一八五）の「豊後国因田帳案」（以下、「因田帳案」と略する。『香』三六号）に見える、香々地荘と隣接する白野荘（現在の西国東郡真玉町）についての記載は、香々地荘の荘域を考えていく上で注目されるものといえる。そこで、この二つの史料から関係分を抜粋すると、以下のようなになる。

「注進状」

香地荘 三十五丁

白野・行久・波禰 八十丁

「図田帳案」

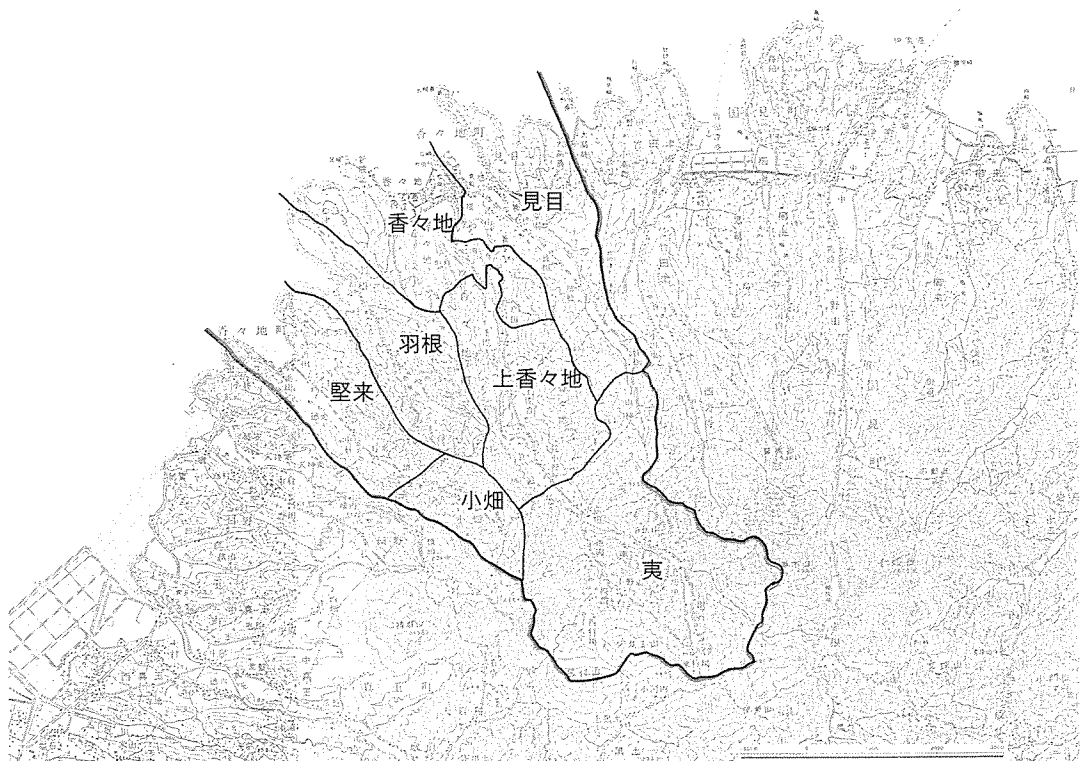
香地郷六拾町 地頭川越安芸前司

白野荘二拾五町 宇佐弥勒寺領、家所司等、有名主数人

以上から、まず香々地荘と白野荘の田数に異同があることがわかる。さらに、右の記載のなかで重要な点は、「注進状」の記載である。つまり、ここで白野とともに一括して記載されている行久・波禰は、各々現在の香々地町大字堅来・羽根と見られることから、この両地区は「注進状案」では香々地荘の荘域とされていないことがわかるのである。

ちなみに、今回の調査の一環として実施された信仰調査の成果によると、堅来・羽根、そして堅来地区の上流部にある小畑地区は香々地荘の鎮守別宮八幡の氏子ではなく、別宮八幡とは全く関係を持たないという。堅来地区には堅来八幡が所在し、本書付編に収載した『国東旧新略記』では、堅来八幡の社人として白野村の者が記されている。このことから白野地区も堅来八幡の氏子圏であり、堅来八幡は堅来地区などともに、白野地区の鎮守であったことが窺えよう。これまでの田染荘調査などにおいて、かかる信仰圏の相違は、中世段階の開発主体の相違に影響されていることが明らかにされており、これをふまえるならば堅来・羽根あるいは小畑地区は香々地荘とは別個に開発され、もとは白野地区と一括される地であったことが改めて窺える。それゆえに、明治初頭に作成された「国東郡村誌」〔資料編Ⅲ〕においても、堅来村・羽根村そして小畑村は「古来白野荘二属ス」と記されていたのであろう。

以上の点から、本来の香々地荘は現在の大字堅来・羽根・小畑を荘域



第8図 香々地町大字界図 (国土地理院五万分の一地形図「宇佐」「鶴川」「姫島」を使用)

表1 香々地荘の名の比定

「某荘名頭人歴名」(『香』140号)に見える名			
弘末名		重松名	
上木名		近重名	
元兼名	元兼(見目地区の小字)	弘真名	
末房名		末房名	
弘元名		近元名	
弘安名		法師丸名	
口恒名		末成名	
貞永名		延重名	信重(上香々地区の小字)
有吉名		国真名	国実(上香々地区の名字)
重成名	繁成(上香々地区の小字)	五郎丸名	五郎丸(香々地区の小字)
米丸名		常之名	
有永名		下光延名	
下行松名		金法師名	金伏(小字)
弘松名		四郎丸名	
泉永名		徳永名	
秋光名	秋光(上香々地区の小字)	秋川名	
徳永名			
「某荘配分料足代注文」(『香』141号)に見える地名			
真安	三安(見目地区の小字)	友弘	友広(上香々地区の小字)
次郎丸	治郎丸(見目地区の小字)	弥法師	
太郎丸		石永	
近弘	近広(見目地区の小字)	是光	
延清		弘元	
秋門		弘安	
下光延		菊松	
弘成		秋光	秋光(上香々地区の小字)
清里		得永	
米丸		法師丸	
有永		光延	
自在	自在(見目地区のシコナ)	恒松	
末成		得丸	徳丸(見目地区の小字)
友末		重丸	
正友		真恒	
しけなり	繁成(上香々地区の小字)		

に含まなかったことを確認することができよう。なお、前に見た「注進状」と「図田帳案」における香々地荘と臼野荘の田数の相違は、単純に田数を比較するならば当初臼野地区と一括された堅来・羽根などが香々地荘に組み込まれたことに拠るものとも推測される。しかし、IVにもあるように堅来・羽根・小畑地区には、建武元年(一三三四)以後、香々地荘地頭となる田原氏と結び付きの深い臨済宗寺院が全くなく、他の香々地町域には見られない曹洞宗寺院が所在し、これらは臼野地区に所在する万年寺末であること、あるいは前にも触れた明治初頭に編纂された「国東郡村誌」の記載もふまえると、中世を通して堅来川・羽根川流域は臼

野地区との結び付きが強かったものと推測される。次に、香々地荘の範囲をより明確するために、荘園内の名の分布を見ていくことにしたい。

香々地荘の名の復原については、基本となる史料としては、「某荘名頭人歴名」(以下、「歴名」と略する。「香」一四一号)と「某荘配分料足代注文」(「料足代注文」と略する。「香」一四二号)が挙げられる。ただし、『豊後国荘園公領史料集成』を編纂された渡辺澄夫氏は、右のように「某荘」という史料名を付され、香々地荘に関するものか検討を要するとされている。そこで、改めてこれら二つの史料に見える地名について、

現在の小字などとの比定を行ったものが表1である。

これを見ると、「歴名」および「料足代注文」に見える地名は現在の大字香々地・見目・上香々地の小字やシコナなどと対応するものがあることがまずわかる。さらに、これら二つの史料に見える地名のうち、現在の地名などに比定できないものでも、他の香々地荘に関する史料の中に見られるものもあるし、「歴名」のなかに頭人として記されている松成氏・黒田氏・市丸氏は香々地荘に在した者であること、さらにこれらの史料が香々地荘の公文職であった黒田氏のもとに伝来したものであることをふまえるならば、二つの史料は香々地荘に関するものと見ることができると考えられる。また、「歴名」と

「料足代注文」の両方に共通する地名もあり、「料足代注文」では「名」という記載ではないが、ここに見える諸地名は、名にあたるものともいえる。

これら名についての詳しい考察は、Ⅲ―に譲りたいが、前述したように本来の香々地荘の範囲は、こうした名の遺称地が分布する地域に求めることができよう。

ところで、海に面した香々地荘は、他の三方を白野荘と竹田津荘そして六郷山寺院である夷岩屋領に囲まれている。このうち、白野荘との関係は前に見た通りであるが、竹田津荘との関係は関連史料もなく、詳細は不明であるが、現在の香々地町の最も東にある大字見目が香々地荘の範囲にあることをふまえれば、香々地町と国見町の境界にあたる丘陵をほぼ境にしたと見られる。そして、六郷山夷岩屋領との関係については、渡辺澄夫氏が長小野地区（現在の大字上香々地）に関する史料をもとに、荘園の発展拡大によって、室町時代になると六郷山領であった長小野地区が荘園に含まれるようになると指摘されている。そこで、この問題については、項を変えてさらに検討していきたいと思う。

3 香々地荘と六郷山夷岩屋領

前項で少し触れた長小野地区は竹田川中流域にあり、近世には長小野村という一個の村であった。現在は、その北に位置していた佐古村とともに大字上香々地という行政単位を形成している。この大字上香々地は、佐古村分までが香々地荘、長小野村より上流は六郷山領といわれており、実際長小野村は大字夷にある天台宗靈仙寺の檀家圏にある。

それでは、こういった香々地荘と六郷山領の領域は、どのような経過をたどって成立したのであろうか。

香々地荘と六郷山領との関係を検討していく上で、まず注目されるのが、寛正七年（一四六六）の「香地荘内除分宇佐神領注文案」（以下、「神領注文案」と略する。『香』一三〇号）である。ここには、香々地荘六十町のうち「四町八段 長小野除之」と記されており、この六十町という香々地荘の田数は「畝田帳案」に記載された田数であることから、長小野地区にはもともと香々地荘とされた地が所在したことがわかる。ただし、この四町八段分の水田の開発主体や所在地については、平安時代から鎌倉時代にかけて、長小野地区には水田を含めて畠地などの耕地がどのくらい所在したかを示す史料なども残されておらず、不詳というほかはない。

そのなかで、長小野地区の耕地の状況については、十五世紀の史料ではあるが、永享十三年（一四四一）の年紀を有する「夷山長小野村内畠内検目録案」（以下、「内検目録案」と呼ぶ。『香』一一六号）と「夷山長小野村取帳目録案」（以下、「取帳目録案」と呼ぶ。『香』一一七号）が残されており、前者からは畠地が七町余、後者からは「仏神田」などを除いた水田五町余が少なくとも所在したことがわかる。これを以て、直ちに鎌倉時代の耕地の様子を想定することはなお慎重にならざるを得ないが、特に水田の田数から「除分」とされた田地は、長小野地区の水田の多くを占めるものであったことが窺えよう。

一方で、長小野地区に関する諸史料をさらに見ていくと、まず同地区の初見史料となるのが、仁安二年（一一六七）の「夷岩屋住僧観西解状案」（『香』七号）である。ここでは、夷岩屋の僧侶観西が「長小野畠地」を相伝したことが記され、その後の建仁二年（一一〇二）に、観西は「長小野田畠」を朝範に譲っており（『香』一三三号）、十二世紀後半から十三世紀前半にかけて、長小野地区には六郷山僧侶の所領も所在したことが

わかる。なお、建仁二年の観西から朝範への相伝に際して、これを安堵する「無動寺別当下文」(『香』一四号)では「夷長小野内観西田畠」とあり、建保三年(一二二五)の「僧朝範安堵申状」(『香』一七号)では「夷山内長小野村」とあることから、長小野地区は夷岩屋領と認識されていたことも窺える。

以上の点から、まず確認できることは、長小野地区には香々地荘とされた地があったこと、またその一方で長小野地区は夷岩屋僧侶の所領もあり、「夷長小野」という記載に見られるように夷岩屋の所領とも認識されていたことである。

渡辺澄夫氏は、こうした「夷長小野」といった記述、あるいは鎌倉から南北朝時代にかけての長小野地区に関する史料には香々地荘を冠するものがないが、先の「神領注文案」や天文十二年(一五四三)の「大力坊澄祐表白文」(『香』一四四号)に「香々地荘神本大力坊」とあるように、室町時代以後の史料には長小野地区が香々地荘内に含まれる記述が見られるようになることから、長小野地区はもとと六郷山領であり、室町時代になって荘園の発展拡大により、香々地荘の一部とされたと論じられた³⁾。ただし、氏は「神領注文案」の記載から、長小野地区は鎌倉時代後半から荘園として取り扱われた可能性もあるとされている。ところが、この渡辺氏の論については、なおいくつかの疑問がある。一つには、「神領注文案」に見る、長小野地区の「除分」が香々地荘の本田数に含まれていることは、同地区がもとと香々地荘に含まれていたのではないかということ。次に、長小野地区に関する史料のうち、寛喜二年(一二三〇)の史料には「沽渡進相伝名田畠并在家」(『香』二二二号)、建治二年(一二七六)の史料には「大力名田地」(『香』二八号)とあり、鎌倉時代の長小野地区の耕地は名単位で編成されたことがわかるが、Ⅲ―三

でも述べるように、六郷山領は私という単位でもって耕地が編成されていることが特徴であり、これをふまえると、もとと長小野地区が六郷山領であるならば、名によって耕地が編成されているのはどう理解すれば良いのか。さらには、建武四年(一三三七)の「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」(以下、「建武の注文」と呼ぶ。『香』七一号)では「夷山付長小野」と記されているように、長小野地区が夷岩屋領に一括されず、あえて別記されていることも注目すべきではないか、といった点を挙げるができる。

そこで、以下ではこれらの疑問点をふまえて、改めて長小野地区に関する諸史料を見ていくこととしたいが、その前に弥勒寺あるいは宇佐宮と六郷山との関係について触れておきたい。

すでに、『豊後国都甲荘の調査 本編』でも明らかにされているように⁴⁾、六郷山は弥勒寺などの僧侶の行場であり、宇佐宮や弥勒寺の荘園と決して矛盾するものではなく、本来はその中に包摂されるものであった。ただし、十一世紀段階の荘園は山間部への支配が希薄であり、そこに所在した寺や岩屋の僧侶らによる活動に誘発され、十二世紀前半に天台末となり、弥勒寺から自立した⁵⁾。しかし、六郷山が天台末となったのちも、六郷山と荘園は密接な関係にあり、例えば弥勒寺領都甲荘の地頭であった都甲氏の一族が六郷山の中核寺院であった屋山寺(現在の長安寺)院主となっている。こうした宇佐宮・弥勒寺と六郷山との密接な関係は、長安寺蔵の太郎天像の胎内銘に宇佐宮の神職などの名が列記されていることにも示されている。こうした弥勒寺と六郷山とのつながりに関して、なお注目されるのは、香々地町南部の山間部に位置し、現在は大字夷に含まれる旧狩場村(以下、狩場地区と呼ぶ)である。今回の調査によって、この地は別宮八幡宮の氏子であることが確認されたが、このように

飛地の形で氏子圏が分布している状況はいかなる理由に拠るものなのであろうか。この点についてはⅦでも触れられているが、本節でも若干触れておきたい。

これまでの調査において、現在の氏子圏は、その地の開発主体の相違を示すものであることが明らかにされており、これをふまえると狩場地区も本来は香々地荘に属する地であったと見られるのである。つまり、右で見たように、六郷山は本来荘園に包摂されたものであることをふまえると、十二世紀前半の天台六郷山成立以前は、香々地においても谷の上流部には行場が所在したが、そこはまだ自立した所領としては存在しておらず、山間部の狩場地区まで漠然とした形であるが、荘園の領域とされたことが窺えるのである。そして、後に夷地区などは六郷山領となったが、狩場地区はそのまま荘園に属する地として所在し、現在のような氏子圏が形成されたと推察されるのである。

ところで、六郷山は十二世紀後半の「治承・寿永の内乱」によって一度退転するが、建久五年（一一九四）に屋山寺院主となった応仁が再建に着手し、その一方で執行職の設定、あるいはそれまでの満山大衆による合議制とは異なる、六郷山別当―執行職―権別当という縦系列の支配体制が創設された。この執行職の初見は元久二年（一一〇五）のことであり、やがて六郷山は安貞二年（一一二八）に関東祈禱所となる。つまり、十三世紀前半に六郷山は再編の時期を迎えたのである。^⑥

こういつた六郷山の歴史をふまえた時、まず注目されるのは六郷山領の特徴である払という耕地編成の単位が十三世紀前半を初見とすることである。夷岩屋に関する史料を伝える余瀨文書には、「夷住僧行源解状案」〔香〕三号）をはじめ、十二世紀段階の六郷山における開発に関する史料がのこされており、その中には、開発した耕地の所在地を記したもの

がある。例えば、「夷住僧行源解状案」では、行源が開発した地の場所を示す時、以下のように記載されている。

（上略）

在六郷御山夷石屋下津留字小柿原

四至 東限山 南菅閣谷

西限山 北限楽善房

（下略）

ここにいう小柿原はのちに小垣原払と呼ばれた地と見られるが、平安時代の史料には所在地を記す時でも、払の名称は全くみられないのである。この点は、長小野地区における六郷山僧侶による開発地に関する史料でも同様である。そして、払の名称が初めて史料上で見られるのは、嘉禎二年（一一三六）のことである〔香〕二三号）。確かに、史料残存の問題もあるし、わずかな史料からではあるが、払という単位が、十三世紀前半の六郷山の再編以後の史料に見られることは、これが六郷山再編のなかで成立したものと見られるのである。この点については、諸史料からはなお明らかにできないが、縦系列の組織を生み出した再編の中で、耕地編成の単位たる払の設定、さらにこの点を関連して「建武の注文」に示されるような四至を以て示される領域の確定も行われたと考えられるのである。

あるいは、現在の長小野地区一帯がもともと六郷山領であるとするならば、払の創設とともに、この地区の耕地も払という単位で編成されるべきと見られるが、実際は名による編成となっている。基本的に長小野地区についての史料は、六郷山側の史料がほとんどであり、香々地荘との関わり示すものはないため、詳細は不明であるが、長小野地区が名という単位で以て耕地が編成されていることは、この地区は基本的に荘園

の領域とされたことを示すものといえよう。確かに、平安時代の長小野地区は、莊園として把握された耕地とともに、六郷山僧侶による開発地も所在しており、史料に見える「夷山長小野」は、こうした六郷山に関わる地を表現するものであったが、ここから直ちに平安時代から長小野地区一円が六郷山領であったとはいえないであろう。

以上の点をまとめておくと、十三世紀前半の六郷山再編のなかで、六郷山領の確定が試みられ、そのなかで長小野地区は一円六郷山領とされたのであり、四町八段分の水田もこの段階で莊園から六郷山領に付けられたと見られる。「建武の注文」にある「夷山付長小野」という記載の在り方は、こうした長小野地区の歴史的位置を窺わせるものといえよう。

また、この点に関しては、長小野地区は靈仙寺の檀家ではあるが、靈仙寺からは、本来の檀家ではなく、「客分」として扱われていたという地元の方々の話も注目されるのである。その後、中世後半になると、長小野地区は渡辺澄夫氏が指摘されたように、再び香々地莊の領域に含まれるようになるが、これは地頭田原氏の勢力の伸長に関連するものと考えられる。ただし、これまで述べてきた点については、例えば現在の長小野地区のどこに六郷山僧侶の所領があり、どこに莊園とされた地があったかを具体的に知ることはできず、推測の域を出るものではないが、ここに一個の仮説として提示することとしたい。

また、長小野地区の六郷山領化は、十三世紀前半の六郷山再編という動きのなかで見られたものであったが、当該期における六郷山と宇佐宮の権門レベルでの関わりについては、検討することができなかった。この点はなお今後の課題として残されているし、ここで検討した長小野地区の開発の様相などの詳細については、Ⅲ―二に譲りたいと思う。

4 香々地莊の支配構造

香々地莊は、先に引用した「注進状案」にあるように、弥勒寺の中に置かれた喜多院の所領の一つである。この弥勒寺喜多院領は、十一世紀段階の弥勒寺における東西宝塔をはじめとする堂舎の建立・維持のために形成されていったものであり、十四世紀の史料ではあるが、香々地莊にも「東宝塔供料田三町六段」が設定されていたことが記されている（『香』四九号）。

香々地莊は弥勒寺喜多院領であり、この点は前回の調査で取り上げられた都甲莊と同様である。しかし、香々地莊の支配に関わる史料がほとんどないため、ここでは都甲莊調査の成果を参考にすると、都甲莊の本家は弥勒寺であったが、これは名目的な存在であり石清水八幡宮の善法寺家に弥勒寺公文所が置かれ、その一族が領家職を所持していたという。⁷⁾香々地莊もまた都甲莊と同様の状況にあったものと見られる。

香々地莊のその他の莊官については、鎌倉時代の史料から、預所・公文・地頭が置かれていたことを知るができる。弘安八年（一二八五）の史料は、公文定慶が相伝してきた所領の下作職について、定慶がそのまま知行することを、預所平が安堵したものであるが（『香』三七号）、ここからまず預所は現地の莊官である公文より上級にあることがわかる。つまり、都甲莊調査でも明らかにされたように、預所は弥勒寺（石清水八幡宮）と現地の間に立ち、領家の代官的存在であったことが窺える。ただ、ここにいる預所平がいかなる人物であるのかはなお詳らかではない。

また、公文定慶については、都甲莊の公文職を弥勒寺所司が所持していたことをふまえると、弥勒寺の僧侶であることが推測される。なお、「香々

地荘公文職相伝系図并出帯
文書目録」(『香』七四号)

によると、公文定慶は弘安
十一年(一二八八)に、そ
の子供と見られる「三子」

に公文給を譲っていること
がわかる。この史料には、

「香々地荘公文職相伝系図」

とあり、系図も載せられて
いるが、公文職が実際にど
のように相伝したのかは判
然としない。そのなかで、

さらに時代は降るが、応永四年(一三九七)の史料では、「源のむねすみ」
が公文職を売り渡していることを知ることができる(『香』一〇二号)。

これは、宛所がなく公文職の売り渡した相手を知ることができないし、「源
のむねすみ」がいかなる人物にあたるのかも不明である。ただいずれに
しても、右に紹介した公文職に関わる二つの史料、あるいは先に引用し
た「神領注文案」など香々地荘支配に関する史料は、黒田氏のもとに伝
来したものである。このことから、その経緯はなお不詳ながら、香々地
荘の地頭職は中世後半には黒田氏が所持していたことが窺えよう。

次に、地頭については、「図田帳案」に「地頭川越安芸前司」とあり、
鎌倉時代には川越氏が地頭職を所持していたことがわかる。武蔵国を本
貫地とする御家人川越氏が、いつから香々地荘地頭職を帯していたかは、
香々地荘での川越氏に関わる史料が「図田帳案」を初見史料とすること
から不詳というほかはないし、川越氏による香々地荘の支配の在り方に



写真1 預所平安堵状(黒田文書)

についても、関連史料が全くなく、どこを拠点としたのかなどについては、
詳らかではない。また、正和三年(一三一四)の史料から、鎌倉時代の
香々地荘には、太郎丸名に弥勒寺に属すると見られる番匠の給分が設定
されていたことがわかる(『香』四八号)。この番匠給は、室町時代の「神
領注文案」の「除分」のなかにもあり、同史料より香々地荘にはこの他
に「仏仕給」などの「宇佐料田」が所在したこともわかる。

建武元年(一三三四)、「河越安芸入道跡」である香々地荘の地頭職の
うち、三分の二は田原貞広に、残りの三分の一は田原貞挙に与えられて
いる(『香』六〇〜六五号)。南北朝の内乱のなかで、川越氏は足利尊氏
方に属したことが知られているが、香々地荘地頭職の改替もこうした川
越氏の動向の一端を示すものといえる。ちなみに、地頭職の改替があつ
た、翌建武二年に川越安芸入道らが編旨を偽作し、「悪党人」を率いて、
香々地荘で「濫妨」をはたらくという事件が起こっている(『香』六六号)。
この事件の経過は明らかではないが、ここから鎌倉時代の地頭川越氏は
現地に在して支配を行っていたことが窺えよう。

そして、川越氏にかわって、新たに香々地荘地頭となった田原氏は、
これ以後香々地において支配を展開させていくことになる。この田原氏
の動向を中心に、南北朝時代以後の香々地荘の歴史については、項を改
めて見ていくこととしたい。

5 香々地荘と田原氏

前述したように、建武元年に香々地荘の地頭職は田原貞広と貞挙に与
えられたが、ここにいう田原貞挙の名は入江文書にある「田原氏系図」
にも見ることができないし、各々がいかなる権利を有したかなどの具体
的な在り方は明らかでない。その後、田原貞広が所持した地頭職は、観

応元年（一三五〇）に嫡子徳増丸（田原氏能）に、康暦元年（一三七九）には氏能からその子徳一丸（田原親貞）へと譲られている。その他に、香々地荘地頭職相伝に関わる史料は、大友親治が田原中務少輔親直跡の「賀々地村小地頭職」を田原千代若丸に安堵した、年末詳の史料（『香』号）があるのみである。ただ、ここにいう「賀々地村小地頭職」の具体的な権利などについては不詳であるが、永享七年（一四三五）には田原親勝が松成氏に知行宛行状（『香』一一四号）を、寛正五年（一四六四）には田原親氏が黒田氏に知行安堵状を発給している（『香』一二九号）ことから、香々地荘地頭職は田原一族のなかでも、いわゆる武蔵田原の系譜に伝えられたことが窺える。

この田原氏は大友庶家の一つであったが、南北朝時代以後大友氏からの独立性を強め、国東半島を中心に領主制を展開させたことが知られているが、香々地においても、断片的ながら十四世紀から十六世紀にかけての田原氏支配の様相を見ることができると。

まず、ここで窺えることは、香々地に在した者を被官としていていることである。例えば、応安二年（一三六九）に田原氏能は松成弥九郎に知行宛行状（『香』八八号）を出しているが、ここにいう松成氏は、竹田川中流域にある字松成を本貫の地とする一族といわれ、近世には見目村の庄屋となつてゐる。こうした田原氏と松成氏のつながりについては、先の永享七年の史料などからも知ることができると、応永十九年（一四二二）には松成弥九郎は香々地荘に五貫分の給所を有していたことがわかる。ただ、より具体的に松成氏が名主職などを有したのかどうかは明らかにすることはできないが、前で引用した「歴史」では、この松成氏をはじめ市丸氏などが名の頭人となつてゐる。この頭人が直ちに名主にあたる者がどうかは即断できないが、松成氏などは田原氏の被官として在地し

た、いわゆる中間層にあたる者と見られる。

こうした香々地における田原氏支配に関してさらに注目されることは、香々地荘公文職を相伝した黒田氏も田原氏の支配下にあつたことである。この点については、先の寛正五年の史料や次に掲げる史料から窺うことができる。

公文職之事、為今度忠節申付候、庄内諸沙汰等、御神役已下如前々、市丸兵庫助可有相談候事、肝要候、彼職之事、既二代雖転関候、多年依劳功申付候、恐々謹言

六月十四日

親澄

これは黒田文書にある「田原親澄公文職補任状」（『香』一三七号）であるが、文亀四年（一五〇四）と記した異筆もあり、その他紙質などから十六世紀初頭の史料といえるものである。この史料は公文職を相伝した黒田氏のもとに残されていることから、黒田氏宛のものと思われる、ここから黒田氏が田原氏の支配下にあつたことをまず確認できるが、さらにこの史料で注意されることは、公文職の補任が「忠節」であつたことをもとに田原氏によつて行われていることであるが、つまりここから十六世紀初頭の香々地においては、弥勒寺による支配が崩壊し、これに代わつて田原氏による支配が展開していたことを知ることができよう。

以上のような田原氏による支配の展開が、いかなる経過を経て確立していったのか、ここではより具体的に明らかにすることができないが、いずれにしても、田原氏は香々地荘地頭職を得た後、在地の者たちを被官としつつ、やがては公文職の補任権を持つに至り、実質的に香々地荘を支配したのであつた。さらに言えば、寛正七年（一四六六）の「神領注文案」は、こうした田原氏支配が展開する中で、弥勒寺の得分を確認

する意味もあつて、作成されたとも推測される。

しかしながら、こうした田原氏も新たな支配体制を確立したわけではなかった。先の「公文職補任状」は田原氏が補任するようになったとはいえ、香々地荘の公文職自体も存続していることを示しているし、この史料には「庄内諸沙汰、御神役已下如前々」とあるように、香々地荘の鎮守であつた別宮八幡宮の「神役」も実施されたことが窺える。あるいは、田原氏は応永以後、別宮八幡の造替を行い、大永四年（一五二一）そして天文十四年（一五三七）には、田原親榮、親賢が各々別宮八幡の「興隆願主」となっている。これらのことは、弥勒寺支配を凌駕し、公文職の補任を行った田原氏も、かつて弥勒寺が香々地荘支配のために設定した支配装置であつた鎮守別宮八幡の存在を否定し得なかつたことを示していると思われる。すなわち、弥勒寺に代わつて、香々地荘を支配した田原氏は、弥勒寺が創り出した支配論理・体制を超えることはなく、そこに支配の正統性を求めたことが窺えるのである。

その後、十六世紀半ば以後の香々地については、残念ながら史料から、田原氏の動向をはじめ、その歴史を明確に知ることはできない。兵農分離から幕藩体制の成立という大きな時代の転換のなかで、わずかにその動向を知ることができるのは、中間層として把握される松成氏らについてである。つまり、田原氏の被官であつた松成氏は、近世には見目村庄屋となり、佐古村の庄屋となつた国実氏も、もとはその名字から香々地庄国実名の名主職に関わる者と見られ、彼らは兵農分離のなかで「農」の途を選んだのであつた。さらに言えば、松成氏が庄屋となつた見目村庄は次節でも示される通り、竹田川下流域の湿田部分をも含んでおり、この見目村をはじめ、竹田川下流域における近世の複雑な「村切」は明らかに人工的なものである。こうした状況は、田原氏の被官としてあつた

松成氏の勢力の強さを示すものともいえようが、これが創出される経緯については、なお不詳である。ただし、ここには中世から近世への移行期の香々地においては、「村切」をめぐる政治的拮抗が所在したことを知ることができる。

註 (1) 段上達雄「村落と信仰」、『豊後国田染荘の調査Ⅰ』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年) など。

(2) 渡辺澄夫「解説」、『豊後国荘園公領史料集成 二』(別府大学 一九八五年)。

(3) 前掲註(2)。

(4) 飯沼賢司「都甲地域の環境と歴史 古代・中世」、『豊後国都甲荘の調査本編』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年)。

(5) 黒田俊雄「白山信仰の構造」、『黒田俊雄著作集 第三巻』法蔵館 一九九五年) によると、十二世紀半ばに比叡山は北陸の白山を末寺としていることがわかる。つまり、十二世紀前半から半ばにかけて、比叡山は六郷山や白山など地方の山岳修行の場と本末関係を結ぶ動きを見せており、この動きを能う限り追及していくことは一つの課題と思われる。また、本来ならば白山と比叡山との関係も比較検討するべきであろうが、ここでは果たせなかつた。これらについては、今後の課題として残されていよう。

(6) 飯沼賢司「文書からみた六郷山の様相」、『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅰ』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年)。

(7) 前掲註(4)。

(8) 『入江文書』(史料纂集古文書編二〇 続群書類従完成会 一九八六年)。

(9) 前掲註(8)。

四 近世・近代の香々地

1 近世前期の香々地

近世の香々地地域は、一般的には日向国延岡藩領として知られている。すなわち同地域は、正徳二（二七二二）年七月から明治四（一八七一）年二月まで、牧野、内藤とつづく延岡藩の支配下におかれていた。しかしながら、それ以前における同地域の領主や支配の状況などについては必ずしも明確ではない。

文禄二（一五九三）年五月、豊後国の領主大友吉統¹は、豊臣秀吉により領地を没収されるとともに、その身柄は毛利輝元へ預けられた²。領主を失った豊後国は、秀吉の蔵入地（太閤蔵入地）に編入され、同年七月以降、いわゆる太閤検地が実施される。この検地により豊後国高四二万石が確定すると、同年末から翌同三年にかけて、秀吉は大分郡府内をはじめとする豊後各地に大名や代官を配置していった。香々地地域を含む国東郡高田には竹中重利がはいったが、その明確な支配領域および石高については今のところ判然としない³。

次いで、慶長五（一六〇〇）年十二月には、丹後国田辺の領主であった細川忠興が、関ヶ原合戦における戦功により、豊前国一国と豊後国国東郡一円および速見郡の一部をあわせて三〇万石の領主として中津へはいった⁴。忠興は、翌同六年の春以降、領内において竿入検地を実施するが、検地後の領知高は三九万九、五九九石余となった。こうして、香々地地域は細川領に組みこまれることとなる。

細川領時代の香々地地域を窺い知る数少ない手がかりとしては、いわゆる『小倉藩人畜改帳』（以下、『人畜改帳』と表記する）があげられる。

周知のごとく、『人畜改帳』は、近世初期の細川小倉藩領における村落構造を知る上で、欠かすことのできない史料である。これは、従来さしたる史料批判もなく引用されることが多かったが、最近ではその作成過程や調査目的など、『人畜改帳』そのものの基本的性格が明らかにされている⁵。こうした研究成果をふまえた場合、史料中に記載されているデータの引用には、十分な注意を払うことが要求される。しかしながら、そうした記載データの緻密な分析は今後の課題とするほかなく、ここでは『人畜改帳』により、香々地地域各村の概要を述べるにとどめておきたい。

『人畜改帳』にみえる香々地地域各村について、その村高、家数、人口などを一覧にしたものが表2である。香々地・樋ノ口・佐古・長小野・狩場の五カ村は見目弥左衛門尉手永のうちに、堅来・小池・羽根・小畑・夷の五カ村は夷忠兵衛手永のうちにそれぞれ含まれる。見目・唐櫃両村の記載はみえない。見目村については判然としないが、唐櫃村の場合、長小野村高五九石八斗六升四合七勺の分のデータ（表2を参照）が実は同村のものではないかとの推測がなされている⁶。

第9図によれば、香々地地域内において、基本的に見目手永各村は北東部に、夷手永各村は南西部に展開していることがわかる。例外的に狩場村だけは、夷村をはさんで見目手永各村とは離れた位置にある。この理由については、現在明確にはし得ないが、香々地・樋ノ口・唐櫃・佐古各村と同様、同村が別宮八幡宮の氏子圏に含まれることを指摘しておきたい（第41図を参照）。また、見目村をはじめとして、湿地地帯の広がる竹田川下流域の複雑な「村切」は、自然地形を無視した特異なものとなっている。近世を通じて大庄屋あるいは見目村庄屋役をつとめた松成家は、中世では田原氏の被官であり、兵農分離の過程で在地に土着した経緯を

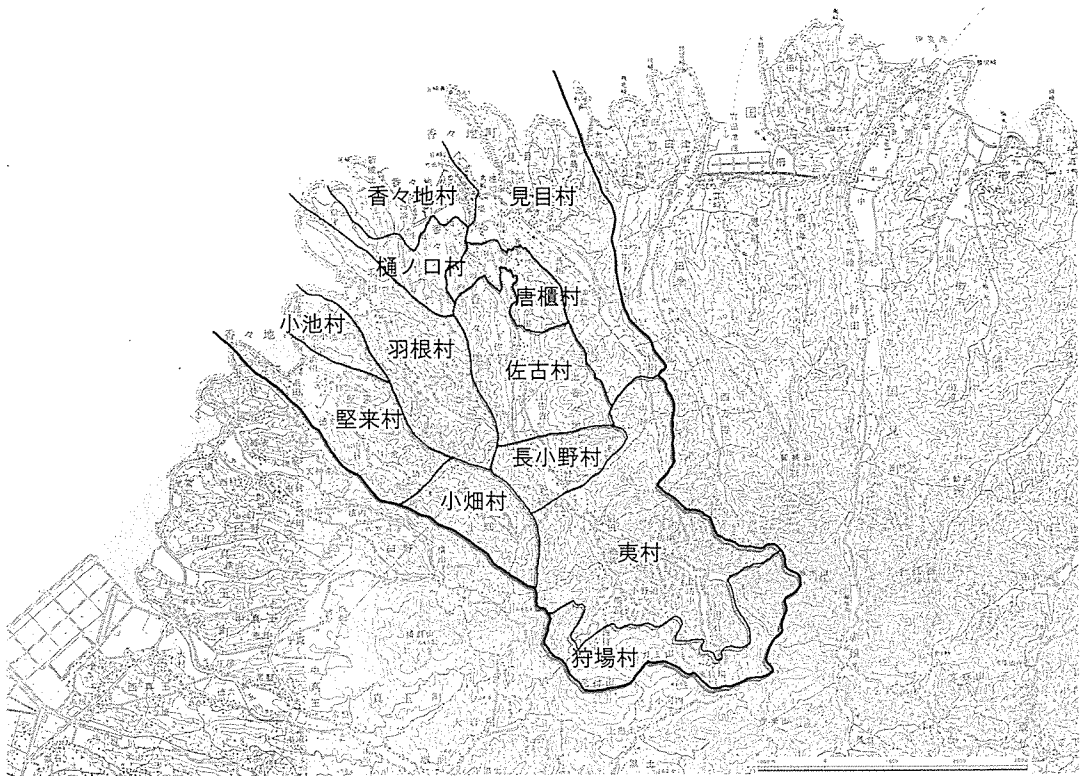
表2 『小倉藩人畜改帳』にみえる香々地地域各村の概要

村名	村高	家数	人口(男/女)	本姓小百姓	名子	山ノ口	杣	大工	鍛冶	炭焼	年人	その他	牛/馬	備考
A) 見目弥左衛門尉手永														
香々地村	339.1032	61	131(68/63)	19	2						1	46	15/-	蔵入地
樋ノ口村	10.9-728	2	4(2/2)	1								1	-/-	蔵入地
(小計)	96.8418	17	39(20/19)	7	2							11	5/-	熊谷半左衛門知行地
佐古村	107.74908	19	43(22/21)	8	2							12	5/-	
(小計)	41.58363	7	10(7/3)	2	2							3	2/-	蔵入地
長小野村	596.6473	134	203(124/79)	38	4	1	1	1	2			78	48/3	細川忠隆知行地
(小計)	638.23093	141	213(131/82)	40	6	1	1	1	2			81	50/3	
狩場村	59.8647	15	24(12/12)	5								7	3/-	蔵入地
(小計)	150.	40	58(38/20)	10	1	1	1	1				26	13/3	蔵入地
狩場村	209.8647	55	82(50/32)	15	1	1	1					33	16/3	蔵入地
(小計)	67.50282	12	28(15/13)	4	1	1	1					9	5/1	荒木助左衛門知行地
A) 計	1,362.45073	288	497(286/211)	86	12	3	1	1	2		1	181	91/7	
B) 夷忠兵衛手永														
堅来村	27.9003	5	11(6/5)	2					1			3	2/-	蔵入地
(小計)	56.752	20	34(18/16)	6	1						2	9	4/-	蔵入地(水主分)
羽根村	277.785	72	118(69/49)	27	6	1						35	27/1	遠坂越後知行地
(小計)	112.555	27	36(21/15)	10	3							8	10/1	田中半左衛門尉知行地
小池村	474.9923	124	199(114/85)	45	1	1			1		2	55	43/2	
(小計)	20.797	5	9(5/4)	1	1							3	1/-	蔵入地
羽根村	58.135	15	27(17/10)	5	1							11	4/-	蔵入地(水主分)
(小計)	78.932	20	36(22/14)	6	1	1	1					14	5/-	
小畑村	129.59156	22	49(27/22)	9	2	1	1					14	8/-	蔵入地
(小計)	82.65926	22	39(22/17)	7	3							12	8/-	蔵入地(水主分)
小畑村	151.93142	29	63(34/29)	13	2							19	8/-	真野兵左衛門尉知行地
(小計)	364.18224	73	151(83/68)	29	7	1	1					45	24/1	
夷村	48.06858	6	13(8/5)	4	1							3	2/-	蔵入地
(小計)	200.	42	81(45/36)	16	4	1	1					24	11/-	魚住伝左衛門尉知行地
夷村	248.06858	48	94(53/41)	20	5	1						27	13/-	
(小計)	500.	123	188(122/66)	33	10	1	2	2			2	74	38/3	魚住伝左衛門尉知行地
B) 計	1,666.17512	388	668(394/274)	133	33	5	1	2	1	2	2	215	123/6	
合計	3,028.62585	676	1,165(680/485)	219	45	8	1	3	3	2	3	396	214/13	

(註1) 『小倉藩人畜改帳』には、見目村および唐櫃村の記載がないことから、本表にはこの両村を収録していない。

(註2) 樋ノ口村蔵入地分の村高「10.9-728」中の「-」は判読不能であることを示している。ただし、各小計では便宜的に「-」を0として算出した。

(註3) 『本百姓小百姓』、「名子」、「山ノ口」、「杣」、「大工」、「鍛冶」、「炭焼」、「年人」、「その他」の合計は、各村人口のうちの男の人数となる。なお「その他」には、「十五歳以上ノ男」および「十五歳以下ノ男」などが含まれる。



第9図 香々地地域における近世村界図（国土地理院五万分一地形図「宇佐」「鶴川」「姫島」を使用）

もつ。具体的にはなお不明であるが、竹田川下流域にみられる人為的な「村切」は、中・近世移行期の香々地地域において、松成家などの中間層を中心とした政治的緊張関係が存在していたことを窺わせる。

さて、見目手永の五カ村は、いずれも蔵入地あるいは家臣などの知行地となっている。このうち、樋ノ口・佐古・長小野の三カ村については蔵入地・知行地が混在し、佐古村の場合、その大部分を「休無様」の知行地がしめる。また、各村の家数の内訳をみると、ほとんどが本百姓、小百姓および名子であるが、佐古村には大工（一名）や鍛冶（二名）といった職人もみえる。なお、香々地村については、「かゝち浦手村」と表記されており注目される。

一方、夷手永の五カ村は、小池・夷両村のほかは、いずれも蔵入地・知行地が混在する。このうち、堅来・羽根・小池といった海に面する三カ村では、その蔵入地に「加子（水主）分」が別個に集計されており、半農半漁の村であったことが想定される。このほか香々地地域の場合、香々地・樋ノ口・見目の三カ村も海つきの村であり、田染・都甲両地域と比較すると、全体として農業生産だけにたよらない部分が大きかったものと考えられる。なお、各村の家数の内訳は、やはりほとんどが本百姓、小百姓、名子である。

その後、寛永九（一六三二）年十月、小倉藩領は、藩主細川忠利の肥後国熊本藩への移封により、小笠原忠真（小倉）、小笠原長次（中津）、松平重直（龍王、のちに高田）、小笠原忠知（木付）の譜代大名四家に分割された。これにともない、香々地地域は松平重直領に編入される。しかし正保二（一六四五）年正月、高田藩主松平英親が豊後国木付藩（のちに杵築藩）への移封を命じられると、同地域は、「木付御入国後高田領見目、香々地、都甲、田染に而都合老万七千八百八拾七石五斗公料相成英

親公御預被蒙仰支配司之⁸⁾のごとく幕府領として木付藩預り地とされた。その後、天草・日田代官などの支配を経て、正徳二年七月からは、日向国延岡藩の支配下におかれることとなったのである。

2 延岡藩領時代の香々地

正徳二(一七一二)年七月、幕府は、三河国吉田藩主牧野成央に対して、日向国延岡藩への移封を命じた。成央は、三河国において八万石を領有していたが、延岡藩移封に際しても同じく八万石をあてがわれた。しかし、臼杵・宮崎・児湯の日向国内三郡だけでは不足するため、豊後国大分・速見・国東三郡のうちの幕府領二万石余が延岡藩領に編入された。ここに、それまで日田代官支配下にあつた香々地地域は、牧野延岡藩領に組みこまれることとなった。

ところで、昨年七月、当館は豊後高田市の土谷朋夫氏より、同氏所蔵の古文書群の寄託をうけた。その中には、「国東旧新略記」と題された記録が含まれている。本史料は、牧野成央の延岡藩移封にともない、正徳二年十二月に「御公料高松御役所」から成央へ引きわたされた、「高松郷帳」なるものの写しとされる内容六項目を含んでいる。現在その原本を見出すことができないため、史料批判も十分ではないが、香々地地域に関する記載もみられるのであえて引用することとしたい。

「高松郷帳」に示されている香々地地域各村の村高を、正保四(一六四七)年・元禄十四(一七〇二)年・天保五(一八三四)年・明治元(一八六八)年のそれとあわせて一覧にしたものが表3である。典拠となる各史料の史料批判が十分ではなく、そこに記載される村高の内容については、検討の余地がのこされている点をこわしておく。また「高松郷帳」では、堅来・小池両村の村高が一筆で記されており、村別の数値に

表3 香々地地域各村における村高の推移

村名	正保4(1647)年 正保郷帳	元禄14(1701)年 元禄郷帳	天保5(1834)年 天保郷帳	明治元(1868)年 旧高旧領取調帳	年未詳 高松郷帳
狩場村	49.960	70.052	70.985	70.985	70.985
堅来村	351.559	384.550	388.385	388.385	449.864
小池村	58.419	63.623	63.846	63.846	
小畑村	184.094	189.444	189.444	189.444	189.444
羽根村	270.161	303.120	305.877	305.877	305.254
香々地村	252.060	306.871	310.780	310.780	310.668
樋ノ口村	80.055	93.104	94.025	94.025	90.025
見目村	542.307	641.5453	642.818	642.818	641.543
夷村	487.415	545.798	546.559	546.559	546.559
長小野村	155.324	177.465	177.982	178.052	177.982
佐古村	493.059	566.046	566.316	566.316	566.315
唐櫃村	249.147	282.917	282.917	282.917	282.917
合計	3,173.560	3,624.5353	3,639.934	3,640.004	3,631.556

(註1) 年次ごとの「合計」は、各村高をあわせた計算値である。

(註2) 「高松郷帳」には、堅来村および小池村は一筆で記載されているため、村別の村高については不明である。

については不明である。

表3によれば、正保郷帳と元禄郷帳との間の村高の増加がいちじるしく、それ以降はほとんど変動がないことがわかる。さらに、「高松郷帳」の各村高は、元禄郷帳以降のそれと近似しており、合計でも同様のことがいえる。かりに「高松郷帳」に記載されている村高を信用に足るものと考えた場合、その数値は元禄郷帳作成後のもので、延岡藩領編入直前の香々地地域各村の状況を示しているものと推測される。

さて、享保二（一七一七）年六月、はじめて領地へ赴いた牧野成央は、直後の同四年五月に死去し、藩主は三男貞通が継承した。しかしながら、延享四（一七四七）年三月、貞通は常陸国笠間藩への移封を命じられ、延岡藩には陸奥国磐城平藩主であった内藤政樹がはいることとなった。香々地地域はそのまま内藤延岡藩領に編入され、明治四（一八七二）年二月まで、同藩支配下におかれることになる。以下では、延岡藩豊後領の支配機構について簡単にみておくことにしたい。³⁾

延岡藩は、正徳二年十月、豊後領支配の拠点として大分郡山津村に役所を設置した。これは、同五年に同郡千歳村へ移され、以降幕末まで同藩豊後領支配の拠点とされた。この千歳役所の責任者としては、当初は三名、のちに二名の代官がおかれた。代官の下には、年貢収納や宗門改などを担当する豊後勘定人（二、三名）、おもに治安維持を担当する豊後郷組（五、六名）、そのほか諸雑事にたずさわる手代や中間などがおかれていた。代官および豊後勘定人は延岡藩より派遣されていたが、豊後郷組以下の場合には、基本的には現地登用が多かったようである。

こうした千歳役所のもとに、国東郡各村は、行政上東西二組にわけられていたが、香々地地域各村は全体で東組を構成した。このわけ方は、国東郡における年貢米の津出しのシステムに起因する。すなわち同郡に

は、香々地村および浜村の二カ所に年貢米の「郡津出蔵」があったが、香々地村に収納する各村を東組、一方浜村に収納する各村を西組として編成したのである。この東西各組では、郡入用なども若干の相違がみられ、大庄屋の機能についても二組にわけられている場合が多かった。

さらに各村には、村方三役として庄屋、組頭、百姓代がおかれ、庄屋は原則として一名、組頭以下は複数名が任命された。このほか、山林管理を担当する山廻（山ノ口、山林下役ともいう）や、村用によって村内および他村への伝達を担当する肝煎小走などがおかれていた。庄屋役は、基本的には居村の者が任命されたが、ある意味で特定の家の世襲的なものであった。しかし、失政などのさまざまな理由により、庄屋が交代するケースもあつたようである。たとえば、寛政八（一七九六）年に隈井九作が夷村庄屋役を「召上」げられ、長小野村庄屋余瀬伴九郎が同村庄屋役を兼帯したケースや、天保十二（一八四二）年七月、「子孫断絶」という理由から、末綱家にかわり瀧三郎右衛門が唐櫃村庄屋役に就任したケースなどは、そうした事例としてあげることができる。⁴⁾

3 近代の香々地

明治四（一八七二）年二月、それまで延岡藩の支配下にあつた国東郡各村は日田県に編入され、次いで同年十一月には、廃藩置県にともない大分県の管轄下におかれた。そして翌同五年四月には、大区小区制のもと国東郡は第一大区に編入されることとなった。

そのもとで、香々地地域各村の場合、堅来・小池・羽根・見目・香々地・樋ノ口・唐櫃・佐古・長小野・夷の一〇カ村は八小区に、小畑村および狩場村は、それぞれ六小区・七小区に属した。さらに、明治八年の大区小区制改正にともない、堅来村（堅来村・小池村）・羽根村・小畑村

の三カ村は八小區に、香々地村(香々地村・樋ノ口村・唐櫃村)・上香々地村(佐古村・長小野村)・見目村・夷村の四カ村は九小區に編成されたが、狩場村だけは、三重村に編入される明治四十(一九〇七)年四月まで、上真玉村大字黒土字狩場とされた。その後、明治十一年に西国東郡が設置されると、同地域はその管轄下におかれた。

明治二十二(一八八九)年、市制町村制の実施にともない、堅来村・羽根村・小畑村三カ村を三浦村、香々地・見目兩村を岬村、上香々地・夷兩村を三重村としてそれぞれ編成した。大正八(一九一九)年、岬村に町制が施行され香々地町となり、さらに昭和二十九(一九五四)年八月の町村合併促進法施行により、香々地・三浦・三重の三町村が合併して現在にいたっている。

註(1) 一般的には「義統」の名がよく知られているが、いわゆる「豊薩合戦」後の天正十六(一五八八)年四月、豊臣秀吉より「吉」の一字を与えられてからは「吉統」と名乗っていることから、ここでは「吉統」と表記する。

(2) この大友吉統改易の経緯・要因については、『豊後高田市史・通史編』(豊後高田市、一九九八年)所収の「近世高田地域の政治と支配」(佐藤満洋氏執筆分)に詳しく述べられている。

(3) 文禄検地後において、豊後各地に配置された大名や代官については、『豊後国田染荘の調査I』(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館報告書第三集、一九八六年)所収の「近世田染の政治支配」(豊田寛三氏執筆分)などに、その諸説や問題点が整理されている。

(4) 豊後国の細川忠興領編入の時期については、前掲『豊後国田染荘の調査I』所収の「近世田染の政治支配」に、その諸説や問題点が整理されている。なお、忠興が中津城から小倉城へ城地をうつすのは、慶長七(一六〇二)年十一月のことである。

(5) 永尾正剛「細川小倉藩人畜改帳の考察」(秀村選三先生御退官記念論文集『西南地域の史的展開』近世篇、思文閣出版、一九八八年)や、宮崎克則「大名権力と走り者の研究」(校倉書房、一九九五年)など。

(6) 竹内理三編『角川日本地名大辞典』四四・大分県(角川書店、一九八〇年)。私見ではあるが、長小野村高五九石余の記載部分を唐櫃村の誤記と考えるのは承服しがたい。表3によれば、唐櫃村の村高は、正保郷帳の二四九石余のほか、元禄・天保郷帳などでは、すべて二八二石九斗一升七合とっており、五九石余という数値とはあまりにもかけ離れているといわざるを得ない。いずれにしても、この問題については今後の課題としておきたい。

(7) 『新訂寛政重修諸家譜』第二(統群書類従完成会、一九六四年)によると、細川忠興の長子忠隆である。剃髪した後に「休無」と号す。

(8) 『追遠拾遺』上巻(杆築郷土史研究会、一九七二年)。

(9) 支配機構も含め、延岡藩豊後領の成立や展開については、『大分県史』近世篇Ⅲ(大分県、一九八八年)所収の「延岡藩領」(豊田寛三氏執筆分)に詳しく述べられている。

(10) 『庄屋系譜書』(松成満男氏所蔵『松成家文書』)。本史料には、香々地地域各村のうち、見目・唐櫃・佐古・長小野・夷・狩場の六カ村分について、歴代の庄屋、組頭役の事蹟が書き上げられている。その内容については表4にまとめた。

表4 香々地地域六ヵ村における庄屋・組頭役事蹟一覧

〔見目村〕

人 名	年 次	事 項 (役職・褒賞など)
1 松成武左衛門	享保18(1733)年12月 寛延2(1749)年9月	大庄屋就任 病死
2 松成助四郎 * 武左衛門倅	—	庄屋役就任
3 松成竹右衛門 * 助四郎倅	寛政2(1790)年2月	庄屋役就任
4 松成平右衛門 * 竹右衛門倅	享和3(1803)年正月 文政4(1821)年3月 同6(1823)年9月 同10(1827)年正月 弘化2(1845)年4月 11月 同3(1846)年⑤月 嘉永5(1852)年10月 安政3(1856)年4月 同5(1858)年3月	庄屋役就任 苗字御免 佐古村庄屋瀬平「心添」を命じられる 刀御免 新切5畝歩下される 大庄屋格拝命、大庄屋元詰勤、また居村庄屋役も兼帯 提灯御合印御免 御紋付麻御上下1具下される 御吸物1および御肴3種にて御酒下される 病死
5 松成助四郎 * 平右衛門倅	天保14(1843)年9月 弘化3(1846)年12月	苗字御免、また同年中に庄屋見習勤 病死
6 松成継太郎 * 助四郎倅	嘉永5(1852)年10月 安政5(1858)年12月 同6(1859)年9月 文久元(1861)年2月 同3(1863)年6月 元治元(1864)年9月 慶応元(1865)年4月 明治元(1868)年12月	庄屋見習勤 庄屋役就任 苗字・刀御免、新切1反歩および御紋付三つ組御盃(含台)下される、祖父平右衛門に下された御紋付御上下着用御免 「儀右衛門」と改名 郡中庄屋見習勤の者まで以来刀御免 新切1反3畝歩下される 郷足軽小頭御雇(なお御雇中は、御用出の際の提灯御合印御免および日別米5合宛下される) 大庄屋格拝命、錫御銚子1対および御肴3種にて御酒下される
7 松成長平 * 平右衛門養子	嘉永5(1852)年10月 安政3(1856)年3月 同5(1858)年12月 明治元(1868)年12月	居村庄屋元御用村用掛合勤 苗字・刀御免 居村庄屋継太郎「心添」を命じられる 郡方支配入、千歳役所手代格拝命、塩浜御用掛合勤(なお在勤中は、日別米5合宛および御肴3種にて御酒下される)
8 松成行太郎 * 長平倅	明治元(1868)年12月	苗字・刀御免、御植物掛合勤、郷足軽御雇御免(なお「御手当向御差止メ」とあり)

〔唐櫃村〕

人 名	年 次	事 項 (役職・褒賞など)
9 瀧三郎右衛門 * 伝左衛門弟	天保12(1841)年7月 弘化元(1844)年11月 同 4 (1847)年4月 嘉永5 (1852)年10月 安政4 (1857)年8月 同 5 (1858)年3月 文久元(1861)年正月 元治元(1864)年6月 明治元(1868)年12月	庄屋役就任 (なお「唐櫃村庄屋末綱家子孫断絶ニ付」とあり) 苗字御免 刀御免 御盃1 (含台) 下される 大庄屋格拝命 御紋付麻御上下1 具下される 羽根村庄屋宗左衛門「心添」を命じられる、また同年中に庄屋役退役 大庄屋格拝命 (なお出勤の際は、日別米5合宛下される)、大庄屋元において御肴3種にて御酒下される 銀15匁および御肴3種にて御酒下される
10 瀧安平 * 三郎右衛門倅	安政4 (1857)年6月 文久元(1861)年8月 同 3 (1863)年6月 元治元(1864)年9月 慶応元(1865)年4月	名代勤 庄屋役就任、苗字・刀御免、父三郎右衛門に下された御紋付御上下着用御免、また同年中に「安兵衛」と改名 郡中庄屋見習勤の者まで以来刀御免 新切8畝歩下される 郷足軽小頭御雇 (なお御雇中は、御用出の際の提灯御合印御免および日別米5合宛下される)
11 瀧安之助	安政5 (1858)年3月	苗字御免
12 瀧秀太郎	安政5 (1858)年3月	苗字御免
13 瀧安左衛門	安政5 (1858)年3月	苗字御免
14 治作	安政5 (1858)年3月	脇差御免
15 次郎作	安政5 (1858)年3月	脇差御免
16 高松藤兵衛	— 元治元(1864)年9月 明治元(1868)年12月	組頭役就任 大庄屋元において御肴3種にて御酒下される 苗字・刀御免、新切5畝歩および御肴3種にて御酒下される
17 住平	明治元(1868)年12月	苗字御免
18 瀧建之助 * 安兵衛倅	明治元(1868)年12月	苗字御免

〔佐古村〕

人 名	年 次	事 項 (役職・褒賞など)
19 勇助	天明7 (1787)年正月	庄屋役退役 (なお「御先代より庄屋役相続被仰付候」とあり)

		6月	倅九蔵幼年につき跡庄屋役助勤（寛政5年11月まで）
20国実九蔵 * 勇助倅	寛政5(1793)年12月 同 12(1800)年 文化7(1810)年9月 文政6(1823)年9月 10月		庄屋役就任 苗字御免 刀御免 庄屋役退役（なお「苗字刀御据被置候」とあり） 病死
21国実瀬平 * 九蔵倅	文政2(1819)年9月 同 6(1823)年9月 天保3(1832)年12月 嘉永3(1850)年10月 同 5(1852)年正月		名代勤 庄屋役就任、苗字御免 「瀬兵衛」と改名 庄屋役退役（なお「苗字御据被置候」とあり） 病死
22国実勇太郎 * 瀬兵衛倅	天保9(1838)年9月 同 10(1839)年9月 同 14(1843)年正月 弘化2(1845)年4月 嘉永3(1850)年10月 安政3(1856)年4月 同 5(1858)年3月 文久2(1862)年2月 同 3(1863)年6月 元治元(1864)年6月 9月 慶応元(1865)年4月 明治元(1868)年12月		名代勤 庄屋見習勤 苗字御免 刀御免 庄屋役就任、「九蔵」と改名 御盃1（含台）下される 御紋付麻御上下1具下される 大庄屋元御用掛合勤 郡中庄屋見習勤の者まで以来刀御免 大庄屋元において御肴3種にて御酒下される 大庄屋格拝命、新切5畝歩下される 郷足軽小頭御雇（なお御雇中は、御用出の際の提灯御合印御免 および日別米5合宛下される） 大庄屋元詰勤、新切1反歩および錫御銚子1対下される、御肴 3種にて御酒下される

〔長小野村〕

人 名	年 次	事 項（役職・褒賞など）
23武次右衛門	寛保元(1741)年 天明4(1784)年 同 8(1788)年5月	庄屋役就任 庄屋役退役（なお「御先代より御当代迄相勤夷村狩場村兼帯仕候 節も御座候」とあり） 病死
24余瀬伴九郎 * 武次右衛門孫	天明4(1784)年 寛政8(1796)年 同 11(1799)年 享和元(1801)年4月 文化3(1806)年 同 5(1808)年 同 10(1813)年	庄屋役就任 隈井九作の夷村庄屋役「召上」にともない夷村および狩場村庄 屋役兼帯 隈井九作倅四郎左衛門の夷村庄屋役就任にともない後見勤(四 郎左衛門幼年につき) 苗字御免 刀御免 「武左衛門」と改名 孝心奇特者として鳥目5貫文下される

	同 12(1815)年 9月	大殿様御卒去、御尊骸は鎌倉へ御通輿、その際豊前国大里まで見送るにより金50疋および御酒代下される
	同 13(1816)年	御銀御用掛合勤、御褒美銀50目下される
	文政3(1820)年 8月	奇特者として九六銭2貫文下される
	同 4(1821)	当年より在役中は毎年米2俵宛下される
	天保4(1833)年 8月	大庄屋格拜命、大庄屋元詰勤
	同 6(1835)年	庄屋役退役(なお同年11月に病死)
25余瀬嘉次郎 *武左衛門倅	文政10(1827)年 5月	名代勤
	天保3(1832)年11月	苗字御免
	同 7(1836)年 3月	庄屋役就任、刀御免、当年より毎年米2俵宛下される
	同 13(1842)年 5月	大庄屋元詰勤
	同 14(1843)年 正月	御褒美銀15匁下される
	弘化2(1845)年 4月	御褒美銀25匁下される
	10月	大庄屋元詰勤、また居村庄屋役も兼帯
	同 3(1846)年 ⑤月	新切5畝歩下される
	同 4(1847)年 正月	大庄屋格拜命、大庄屋真玉三左衛門後見勤にともない居村庄屋役は退役
	4月	御物成御積切延引につき「御呵流」、および山畑村庄屋小七郎心添」を命じられる
	嘉永2(1849)年 6月	提灯御合印御免
	同 3(1850)年12月	浜村庄屋補助「心添」を命じられる
	同 5(1852)年10月	御紋付麻御上下1具下される
	安政3(1856)年 8月	藤模様付御盃(含台)下される
	文久元(1861)年	「嘉茂太」と改名
	元治元(1864)年 6月	大庄屋元御用郡用加談勤(なお御用出の際は、日別米5合宛下される)、御肴3種にて御酒下される
	9月	御肴3種にて御酒下される
	慶応3(1867)年 8月	子孫永代に御内輪より給地7石5斗下される
	明治元(1868)年12月	郷土格拜命、御肴3種にて御酒下される
26余瀬鹿之助 *嘉茂太倅	弘化4(1847)年 正月	庄屋役就任
	嘉永2(1849)年 8月	苗字御免
	同 4(1851)年	刀御免
	同 5(1852)年10月	御褒美銀10目下される
	安政5(1858)年 3月	御紋付麻御上下1具下される
	同 6(1859)年	「鼎作」と改名
	文久3(1863)年 6月	郡中庄屋見習勤の者まで以来刀御免
	元治元(1864)年 9月	大庄屋格拜命
	慶応元(1865)年 4月	郷足軽小頭御雇(なお御雇中は、御用出の際の提灯御合印御免および日別米5合宛下される)
	明治元(1868)年12月	御紋付御盃1および御肴3種にて御酒下される

〔夷村〕

人 名	年 次	事 項 (役職・褒賞など)
27甚三郎	明和4(1767)年	庄屋役退役(なお「延享四卯年以前は庄屋役被仰付候」とあり)

28隈井九作 * 甚三郎倅	明和 4 (1767) 年 寛政元 (1789) 年11月	庄屋役就任 苗字御免
29隈井四郎左衛門 * 九作倅	寛政11 (1799) 年 4 月 文化 8 (1811) 年 3 月 文政 7 (1824) 年 7 月 天保 7 (1836) 年 同 11 (1840) 年 7 月	庄屋役就任 苗字御免 刀御免 狩場村庄屋役兼帯 大庄屋格拜命、大庄屋元詰勤にともない庄屋役退役
30隈井元右衛門 * 四郎左衛門倅	天保 5 (1834) 年 5 月 同 6 (1835) 年正月 同 11 (1840) 年 7 月 同 13 (1842) 年正月 5 月 同 14 (1843) 年正月 9 月 弘化 2 (1845) 年10月 嘉永 5 (1852) 年10月 安政 4 (1857) 年 8 月 同 5 (1858) 年 3 月 文久 2 (1862) 年 2 月 同 3 (1863) 年 6 月 元治元 (1864) 年 6 月 9 月 慶応元 (1865) 年 4 月 8 月 明治元 (1868) 年12月	名代勤 庄屋見習勤、苗字御免 庄屋役就任 狩場村庄屋役兼帯 大庄屋元詰勤 御褒美銀 1 5 匁下される 刀御免 大庄屋元詰勤、また居村・狩場村庄屋役も兼帯 大庄屋格拜命 御紋付御盃 1 下される 御紋付麻御上下 1 具および新切 1 反歩下される 提灯御合印御免 郡中庄屋見習勤の者まで以来刀御免 大庄屋元において御肴 3 種にて御酒下される 錫御銚子 1 下される 郷足軽小頭御雇 (なお御雇中は、御用出の際に日別米 5 合宛下される) 庄屋役退役 郷士格拜命、御肴 3 種にて御酒下される
31隈井藤治 * 元右衛門倅	慶応元 (1865) 年 8 月 同 2 (1866) 年 9 月 明治元 (1868) 年12月	庄屋役就任、郷足軽小頭御雇 (なお御雇中は、苗字ならびに御用出の際の提灯御合印御免および日別米下される) 「猷一郎」と改名 御紋付御盃 1 および御肴 3 種にて御酒下される

〔狩場村〕

人 名	年 次	事 項 (役職・褒賞など)
32久兵衛	寛延元 (1748) 年	庄屋役就任
33次左衛門 * 久兵衛倅	宝暦元 (1751) 年	庄屋役就任
34弥惣右衛門 * 次左衛門従弟	安永元 (1772) 年	組頭役就任

35 和忠治 * 弥惣右衛門倅	寛政12(1800)年 文化8(1811)年3月	組頭役就任 庄屋格拝命
36 友助 * 和忠治倅	文政12(1829)年 天保13(1842)年10月	組頭役就任 庄屋格拝命
37 隈井和兵衛 * 友助弟	嘉永元(1848)年正月 安政5(1858)年3月 元治元(1864)年9月 慶応2(1866)年正月 明治元(1868)年12月	組頭役就任 新切3畝歩下される 大庄屋元において御肴3種にて御酒下される 苗字・刀御免 御肴3種にて御酒下される

(註1) 「庄屋系譜書」(松成満男氏所蔵『松成家文書』)より作成した。

(註2) 年次中の○で囲んだ数字は閏月を示す。

(註3) 見目村庄屋の「2松成助四郎」および「3松成竹右衛門」の兩名には、「苗字刀御免」とする記事がみえるが、年次の記載がないことから本表には収録していない。また、佐古村庄屋の「21国実瀬平」の「刀御免」、夷村庄屋の「28隈井九作」の「刀御免」の記事についても同様である。

Ⅲ 中世の耕地と集落

本章では、中世の耕地と集落についての復元的考察を行うものであるが、ここではまず、香々地荘の名について検討を加えたのち、竹田川流域の香々地荘域にあたる地区と竹田川中流域の長小野地区、そして六郷山領であった夷地区を取り上げ、各々の中世における開発の歴史を見ていくものである。ただし、香々地荘域であった見目川流域については、IVにおいて近世・近代の開発も併せて検討を行うこととした。

一 竹田川下流域の開発

1 香々地荘の名について

ここでは、まず香々地荘の名の在り方を見ることから始めたいと思う。

そこで、香々地荘関係の諸史料に確認される名の遺称地を地図におとしたものが第10図である。

これによると、名の遺称地と見られる所は、現在の竹田川流域（旧佐古村分より下流）と見目川下流域に分布している。しかし、香々地荘の名に関しては、その規模あるいは構造などを示す記録はほとんどなく、詳細を明らかにすることはできないが、香々地荘の名に関わる史料を見ていくと、例えば正和三年（一三一四）の「香地荘領家下知状」（『香』四八号）には「太郎丸田畠荒野事」とあり、名には田地の他に畠地が含まれていたことがわかる。

竹田川下流域および見目川下流域に広がる名の遺称地を見ていくと、ほとんどが丘陵の麓に位置し、後背地には畠や山野が広がり、前面に水田が所在する環境となっている。実際、明治二十一年（一八八八）の土

地利用図（『資料編』付図A-1）を見ても、この一帯の丘陵には畠地が広がっている。こうした畠地の開発は近世にかかるものも多いことが推測されるが、すでに中世における畠地の重要性などについては木村茂光氏などが明らかにされており、名においても畠の占める割合は多かったことが考えられるのである。

以下では、II-IIIで見た香々地荘の名の復原にあたって基本史料となる「某荘名頭人歴名」（『香』一四一号）および「某荘配分料足代注文」（『香』一四二号）に見える地名について、その推定地の環境を概観し、個々の名の在り方を見ていきたいと思う。

〔五郎丸名〕

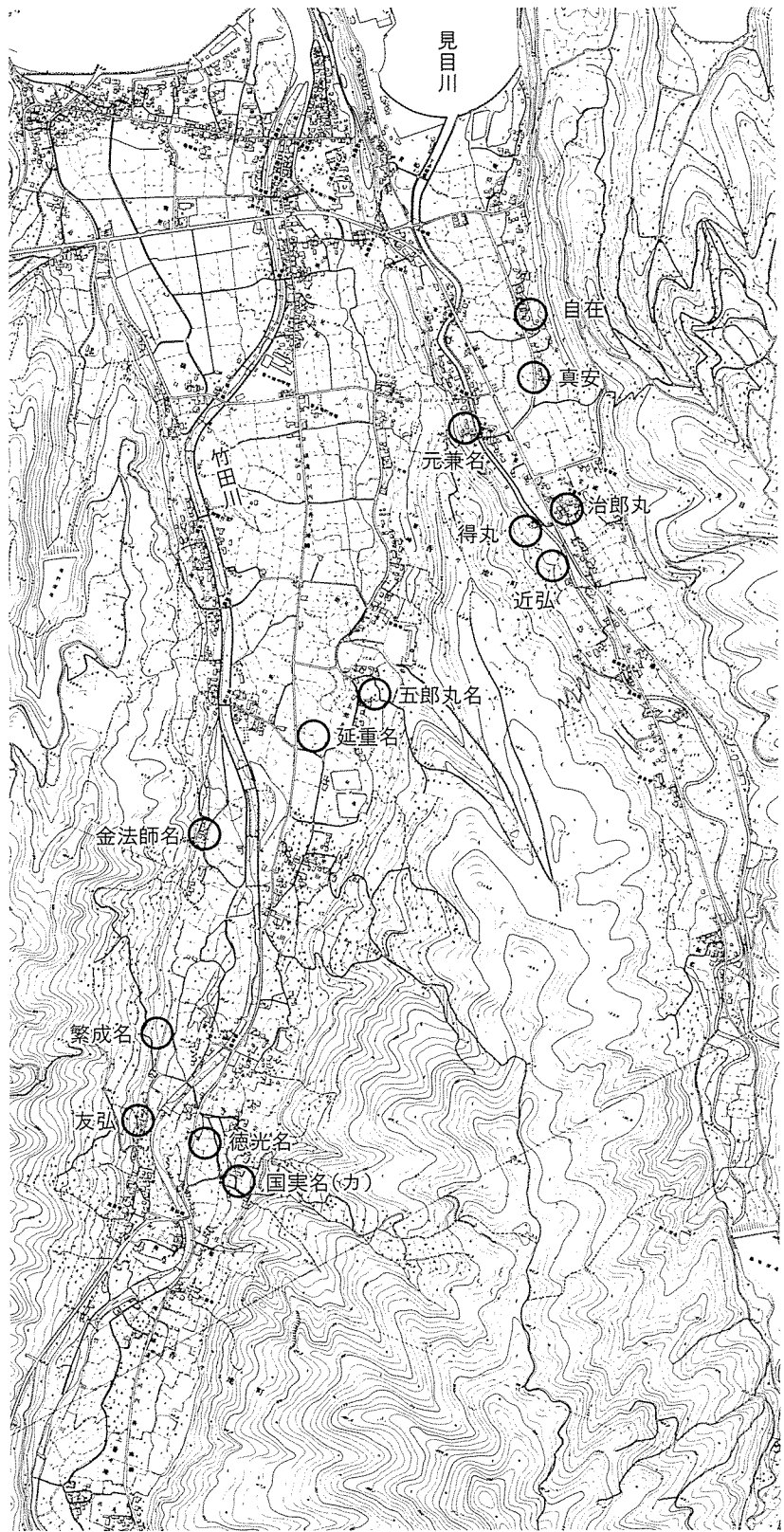
竹田川下流域の字五郎丸に比定される。この地は丘陵の麓に位置し、現在は集落とその後背地にあたる畠と山野を領域としているが、かつては前面に広がる水田も含まれたことが推測される。また、集落内には十六世紀後半の国東塔二基と五輪塔群が所在している。

〔元兼名〕

見目川下流域の左岸に位置する字元兼に比定される。現在は集落と後背地の畠・山野を領域としているが、水田はほとんどない。中世においては、竹田川をはさんだ水田を領域としたことも推測される。また、旧土地台帳によると元兼姓の家が字元兼とその南側に隣接する字中山などにも所在しており、中世の名はこの一帯に広がっていたことが窺える。

〔秋光名〕

竹田川中流域右岸の字秋光に比定される。現在は水田・畠地とともに宅地も領域に含んでいるが、土地利用図では竹田川沿いはほとんどが畠地となっているし、宅地も現在より少ない。また、秋光にはカシノマツ



第10図 香々地荘の名の遺称地

と呼ばれる湧水もあり、中世においては重要な用水源であったことが推測される。

【国実名】

現在の小字などに、その名を見ることはできないが、近世佐古村の庄屋国実家にその名が残されている。この国実家の屋敷は、現在の字地定にあり、この一帯が国実名の故地とも推定されるが、国実家はもともと施恩寺上手に屋敷があったと言われており、その故地についてはなお詳らかでない。仮に、現在地を国実名の故地とした時、国実家の前面に広がる水田は現在字秋光となっていることから、この名は秋光名と隣接していることから、伝承にいう施恩寺上手を故地とするべきかもしれない。

【重成名】

竹田川中流域左岸にある字繁成が、遺称地と見られる。現在は畠地と山野を領域としているが、かつては前面に広がる水田部―現在は字篠子となっている―も名の中に含んでいたことが想定される。また、ここには「シゲナリヤシキ」のシコナが丘陵麓に残っている。「某荘配分料足代注文」(「香」一四二号)には、「真恒のやしきをしけなりのやしきに御さうハクあるに」とあり、屋敷地が所在したことがわかる。なお、ここにいる「真恒」は、現在字五郎丸に実常の姓を持つ家もあり、五郎丸周辺に「真恒」なる名も所在したことが推測される。

【延重名】

大字上香々地字信重が、その故地と見られる。竹田川下流域のうち、いわゆる低位段丘面に位置しており、現在は水田がほとんどであるが、圃場整備事業に伴う発掘調査では、九世紀代の鍛冶炉跡をはじめ、古代の在地首長の居宅と見られる遺構、そして十二世紀から十三世紀初頭の集落遺構が検出されており、竹田川下流域の一つの拠点となる集落が所

在したことが窺える。

【金法師名】

竹田川中流域の字金伏が、その故地と推定される。南北朝時代の国東塔が所在する早田地区と竹田川をはさんだ位置にあり、現在は山野と畠を領域としているが、現在は字門田に含まれる丘陵麓に位置する集落や水田も、かつては名の領域としたことが推測される。この金伏に所在する琴平宮周辺には、十六世紀のものと思われる五輪塔や板碑が残されている。

【真安】

見目川流域の字三安に比定される。この地は、現在水田を領域としている。ただし、東側の集落地は三安上という字名となっているが、かつてはこれらをまとめて真安とされたことが推定される。

【次郎丸】

見目川流域の字治郎丸に比定される。見目川下流域をのぞむ微高地上に所在している。現在は、小字の領域には集落地・畠地および水田が見られるが、こうした状況は土地利用図においても知ることができる。かつては、下流に位置する水田も含まれたことが推測される。

【近広】

見目川左岸の字近広に比定される。集落と畠地がほとんどであり、水田はわずかしかない。ただし、竹田川右岸にも東近広の字名もあるが、この地も近代以前は畠地がほとんどであり、畠地を中心とする名であったことも想定される。

【友弘】

竹田川中流域左岸の字友弘が、その故地と見られる。施恩寺の下流部にあるこの地は竹田川沿いに水田・畠地が広がり、丘陵麓に宅地が所在

している。しかし、土地利用図を見ると、竹田川沿いの耕地は多くが畠地であり、中世においては畠地も多く所在する名であったと推測される。

【自在】

見目川下流域の集落地にシコナとして残っている。このことから、中世には集落を含んだことが推測され、現在集落地の前面に広がる水田もまた領域であったと考えられる。

【得丸】

見目川流域の字徳丸に比定される。竹田川左岸に位置するこの地は、近広などと同じく、畠地が中心であった所と想定される。また、現在徳丸には天正二年（一五七四）銘の国東塔がある。

こうした香々地荘の名の故地について、その環境などを見ていくと、香々地荘の名は屋敷地と水田そして畠地が含まれており、田染荘のような散在名ではないことが想定される。また、香々地荘の名には元兼名のように畠地を中心とするものもあつたと見られる。

2 竹田川下流域の水利と開発

次に、香々地荘の中心となつた竹田川流域の耕地開発について概観していききたいと思う。そこで、まずは竹田川下流域の開発の様相について考察を加えたいと思う。

竹田川下流域のうち、現在の香々地町で使用される行政区分であろうところの香々地六区・七区は、平成四・五年度に圃場整備事業が実施された。それに伴い大分県教育委員会の発掘調査も行われ、その成果はⅡ―二にも示されている。また、この一帯には条里地割も所在しており、竹田川下流域においては中核となる所であったことが窺われる。そこでま

ずは、こうした発掘調査の成果などもたされてきている香々地六区・七区の水利と開発の様相を取り上げることとしたい。

まずは、圃場整備事業以前の水利体系を概観することからはじめたいと思う。この地域の灌漑は、基本的に竹田川の井堰に拠っている。当該地域を灌漑する井堰は、上流から順に信重イゼ、樋ノイゼ、古寺イゼ、立花イゼの四つであり、これらの井堰が主として灌漑するのは、この地域の中央をはしる県道より西側（香々地六区にあたる、以下ではこの名称を使用）であったが、古寺イゼと立花イゼは県道より東側（香々地七区、以下でもこの名称を使用）も灌漑範囲としていた。

香々地六区・七区のうち、七区は複雑な灌漑体系となっていた。この一帯は、特に東側の丘陵近くに湿田が広がっており、発掘調査でも青白粘土層が堆積していることが確認されている。また、いくつかの湧水も見られ、東側の丘陵からの谷水もあることから、基本的には「水が余る」地であったという。それゆえに排水に苦労したといい、なかには「テンマブリ」と呼ばれる「イゼなし」の水田もあつた。

その一方で香々地六区は基本的に乾田が広がる地域であり、聞き取り調査によれば田に水を入れてもすぐに乾いてしまい、水の足りない所であったという。そして、早魃の折には、田ごとに掘った「トルベ」という井戸から水をすくい上げたともいい、このことから六区一帯は地下水位の高い所であったこともわかる。実際、発掘調査からはこの一帯は表土の下に礫層が広がっており、竹田川の旧河道にあたる土地であったことも指摘されている。つまり、この一帯は県道を境として、水田の在り方が全く異なる地であったのである。

こうした香々地六区・七区の灌漑に関しては、竹田川の井堰灌漑を補う意味で溜池が築造されている。その中心となるのが双子池である。こ

の池の歴史などについてはⅣ―Ⅱで改めて触れるため、香々地六区・七区の水利と開発を取り上げる本節では、池の分水についてのみ見ておくことにしたい。双子池が配水しているのは、樋ノイゼ・古寺イゼ・立花イゼの三つの井堰であり、双子池の水路は樋ノイゼと交差し、古寺イゼの水路に合流している。立花イゼへの配水はこの古寺イゼを通して行われ、途中で立花イゼの水路に落ちる形となっている。旱魃の時に実施される双子池からの配水は、その期間は特に定められていないが、とにかく最初の日（これが二四時間であるのか、日の出から日の入りまでかは水引きの裁量とされたという）は樋ノイゼに行い、残りを古寺イゼ・立花イゼの順に行ったという。この時、古寺イゼがかり・立花イゼがかりの水田では、「水引き」によって一反ごとに時間が決められ、水を入れたそうである。しかしながら、立花イゼがかりの水田への分水は、古寺イゼと立花イゼの水路が上下に交差する地点で、上をいく古寺イゼの水路を堰き止め、下の立花イゼの水路におとすこととなるため、分水をめぐる相論も多く、この地点には水番が立ち分水を監督したという²。ちなみに、各井堰の「水引き」は毎年五月頃に行うイゼ掃除の折に決められたといい、双子池の「水引き」は三つのイゼの代表が話し合って決めたという。ともに、任期は一年であったというが、特に双子池の「水引き」は数年にわたって務めることが多かったようである。この他、当該地区の灌漑を補うために築造された溜池としては信川池がある。これは明治年間に築造されたもので、信重イゼ・樋ノイゼ・古寺イゼに配水する池であった。しかし、近年は使用されておらず、詳細な水利慣行は明らかにすることはできなかった。

ところで、当該地区の開発の過程については、すでにⅡ―Ⅱでも示されているが、改めてここで明らかにした点をまとめておくと、以下の

通りになる。

- ①現在の香々地七区にあたる一帯は縄文時代後半から水田が開かれており、古代までには水田開発がなされていた。
- ②この一帯に見える条里地割は、九世紀頃のものと思われること。
- ③十二世紀代に樋ノイゼがかりと香々地六区の古寺イゼがかりの地（竹田川沿いを除く）が水田化され、十三世紀にかけて信重イゼがかりの地が水田化されたと思われる。

④現在の水田景観が生み出されたのは、中世後半から近世初頭にかけてである。

以上の点から、まず注目されるのは、湿田の広がる香々地七区は、古代以前から水田開発が実施されていたことである。聞き取り調査によれば、この一帯の丘陵沿いには「八幡井戸」と呼ばれる湧水が点在しており、これらは八幡神が掘ったという伝承を持ち、現在も別宮八幡の祭礼の時には御幣が供えられるという。つまり、こうした伝承は右に見たような、この一帯の開発の古さを示すものと見られるのである。

次に、注目されるのは十二世紀代における開発の展開である。この点については、香々地六区・七区での発掘調査の成果をもとにした飯沼賢司氏の論考³もあり、以下では飯沼氏の研究もふまえながら、十二世紀の開発の様相を改めて見ておくこととしたい。

まず、ここで留意されるのは高橋学氏の地形環境の変貌についての研究である⁴。高橋氏によれば、十世紀末から十二世紀前半にかけて、香々地荘を含む瀬戸内海沿岸では河床の低下が起り、完新世段丘Ⅱ面と呼ばれる段丘面が形成されたという。飯沼氏は、こうした高橋氏による時期設定をふまえると、先のⅡ―Ⅱに見える開発段階とは若干のズレがあることを指摘され、平安時代中後期には段丘面の形成とともに竹田川の

年号	願主	その他
永延二年(九八八)	願主不詳	
天承元年(一一三一)	興隆人不詳	
仁平三年(一一五三)	興隆人不詳	
治承四年(一一八〇)	興隆人不詳	
建久八年(一一九七)	興隆人不詳	
建保二年(一二一四)	興隆人不詳	
応永二十年(一二四三)	造興願主田原野州守親貞	大工橋左衛門尉友重 代官藤原孫房丸
応仁二年(一二六八)	興隆人願主藤原朝臣龜鶴丸	大工友久
明応四年(一二四五)	興隆願主藤原朝臣親直・藤原直輔	大工氏久
大永四年(一二二四)	興隆願主源朝臣田原民部少輔親榮	代官宮主藤原朝臣 市丸掃部佐榮能
天文十四年(一五四五)	再興願主田原武右衛門大夫親資	大工橋友末 公文黒田掃部助資信 代官藤部石見守橋榮安 宮主市丸備後守藤原榮秀
慶長十二年(一六〇七)	再興願主藤原朝臣	市丸伊賀守末成
寛永元年(一六二四)	造興願主藤原朝臣	大工橋友末 竹田津弥左衛門鎮正 同氏市丸四郎左衛門親次 竹田津弥左衛門鎮正
正保四年(一六四七)	造立願主藤原朝臣	宮主藤原朝臣 竹田津弥左衛門鎮正 大工橋朝臣
寛文七年(一六六七)	建立造立願主 竹田津弥三兵衛浄久	宮主藤原朝臣 市丸四郎左衛門親次 大工橋朝臣 工匠徳光八左衛門

※本表は「香々地莊蓮法寺八幡造替次第覚」(『香』一七四号)をもとに作成した。
その他には、願主とは別に記された者を載せている。

表5 別宮八幡社の造替

流路が変わったことにより、かつては現在の字門田付近に取水口があった古寺イゼが上流部に移され、現在のように字門田付近で樋ノイゼと合流する灌漑体系となったとされている(『資料編』付図A-2参照)。こうした井堰の付け替え莊園領主の開発との関係が考えられ、字門田の一部に水をひく樋ノイゼは開発領主の系統に関わるものと推測されている。また、飯沼氏は「香々地莊蓮法寺八幡造替次第覚」(『香』一七四号)に記されている棟札の年号を見ると、冒頭にある永延二年(九八八)の次は天承元年(一一三一)まで年号が記載されておらず(表5参照)、この十二世紀前半に莊園の領主の再編が行われたとも指摘されている。

以上のような飯沼氏の議論によつて、香々地六区・七区の水利用開発の様相はかなり鮮明になったといえよう。ただし、十二世紀代以後の開発についてはなお留意される点もあり、以下ではこの点について見ていきたいと思う。

まず、表5にもあるように、別宮八幡の棟札に記された年号は先に触れた天承元年以後、仁平三年(一一五三)、治承四年(一一八〇)、建久八年(一一九七)と十二世紀の年号が続いている。ちょうど、この十二世紀後半は、香々地莊を含む国東半島の弥勒寺領莊園をめぐって、弥勒寺と豊後国官人とが相論を繰り広げた時期である。すると、この時期の別宮八幡の造替の願主は不詳であるが、こうした香々地莊における断続的な鎮守の造替は、一つには弥勒寺による莊園支配を改めて示す意味もあったと推測されるのである。その後の当該地区の開発については決して詳らかではないが、古代には一つの拠点集落であった信重遺跡の遺構が消滅していくのが十三世紀前半と推測されており、新たに地頭川越氏が入部した後も、その主体はにわかには判然としないが、水田開発が見られたことが窺えよう。

この竹田川下流域の耕地開発で、次の画期となるのはⅡ―Ⅱにもあるように、中世後半から近世初頭にかけてである。この段階では、竹田川沿いの字田中や土上・御霊に所在した集落遺構が消えており、香々地六区のうち竹田川沿いが開発され、現在のような耕地景観が基本的に成立した時期といえる。ただし、以上のような開発によって開かれた耕地の中にも、荒地となった箇所はあったであろうし、開発された耕地すべてが水田として利用されたわけではなかったと考えられる。このことは、土地利用図〔資料編〕付図A―1〕においても若干の畠地があることから窺えるであろう。また、竹田川下流域に点在していた集落地は、中世を通じてその痕跡を消し、そこは耕地となつていったわけであるが、新たな居住地と見なし得るような遺構は、現在の所この一帯では検出することはできない。これは耕地となつた集落地の移転先が、基本的には現在の集落地に重なるものであったことが想定される。

つまり、中世を通じて竹田川下流域では耕地―水田と畠地などが混在する―の拡大という状況が見られ、特に中世後半から近世初頭にかけて、右に見た竹田川に近い所の開発が行われた。この一帯は竹田川の河道域にあつており、その開発はまた竹田川河道の固定を伴うものであつたと見られる。なお、竹田川の治水という点について付言しておく、土地利用図にもあるように竹田川はかつて字信重辺りで蛇行しており、この地点で堤防決壊が多く見られたという。そして、河道が現在のように直線的に付け替えられたのは戦後のことであり、竹田川治水の完成は二十世紀にまで引き継がれたのである。

以上のように、竹田川下流域においては中世後半から近世初頭において開発可能な地は耕地として開かれていた。ちなみに、中世後半以後はさらに農業の集約化が指向されたと見られ、ここでは用水の確保が大き

な課題となつた。用水の確保はいつの時代においても重要な課題であることはいうまでもないが、特に水の少ない竹田川下流域においては、耕地の拡大そして農業の集約化によって水田が増加していく中で、一層の用水確保が課題とされたのである。いわば、中世を通じた開発の展開によって、改めて用水の問題が前面に出てきたのであり、その解決は近世以後に引き継がれていった。そして、実際近世になってこの地域の用水を補完するものとして、双子池や信川池が築造されたのである。

3 佐古地区の開発

香々地荘の領域は、前項で述べた竹田川下流域の他に、現在の大字上香々地のうち、旧佐古村一帯も含まれていた。Ⅶにもあるように、この佐古村は施恩寺が所在する地区まで、つまり灌漑体系という柿の木イゼより金丸イゼまでが上佐古、そこより下流、つまり近広イゼより下流を下佐古と呼んでいる。佐古村一帯については、調査段階ですでに圃場整備事業が実施されており、そこでは残念ながら発掘調査が実施されておらず、前で見つたような竹田川下流域のように段階的に開発の様相を知ることができない。しかし、土地利用図〔資料編〕付図A―1〕を見ると、竹田川沿いには畠地も点在しており、竹田川流域に耕地が広がる景観は基本的に中世あるいは近世までに成立したと見られるが、現在のようにならぬ一面水田が広がる景観は近代以後の所産といえよう。特に、上佐古の長小野地区に近い竹田川右岸の台地部分と字早田の上流部は昭和四十年代の幹線水路の築造によって水田化された所である。

この上佐古については、例えば長小野地区に隣接する竹田川右岸一帯の開発に関しては、次節で詳しく触れることとなる、長小野地区の中でも最下流部にある竹田川左岸の開発主体と関連があるものと考えられる

し、ここには小字として松成や市丸といった地名があり、これらは地頭田原氏の被官として、中世後半の香々地荘関係史料に散見される松成氏や市丸氏の本貫地と見られ、実際松成氏系図には市丸が本貫地であると記されている。しかしながら、松成氏らがいかなる経緯を以て、田原氏の被官となったのか、また松成氏などがこの地の開発主体の系譜をひくものであるのかどうかは不詳であるし、諸資料から上佐古の開発の歴史を具体的に知ることは難しい。そのなかで、上佐古には南北朝時代以後香々地荘の地頭となった田原氏の一族である南溟が開山した施恩寺が所在し、少なくとも南北朝時代からは香々地荘において拠点ともなる地であったことが推察されるし、施恩寺がこの上佐古に置かれたことはそれ以前から拠点であったことも想定されるのである。

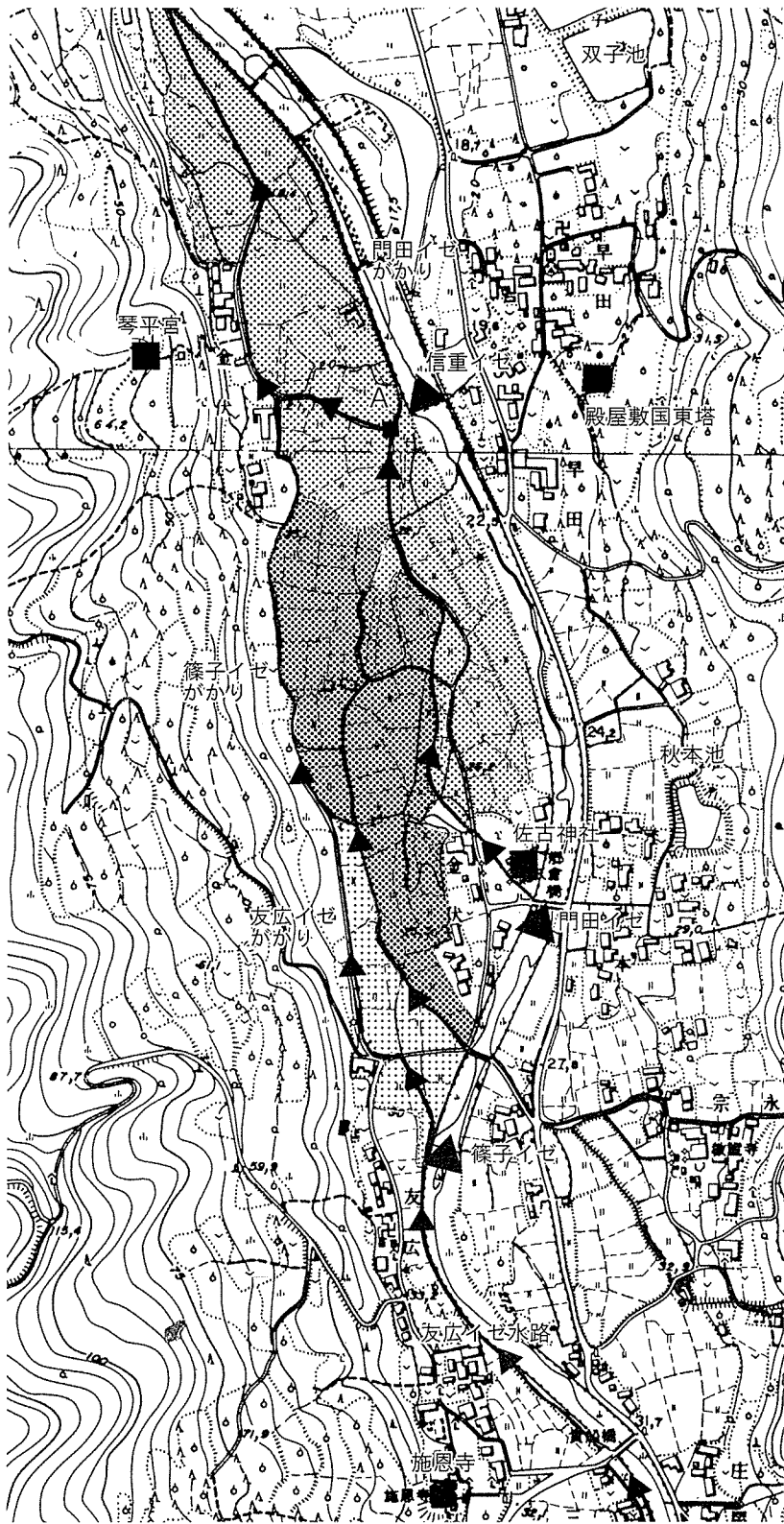
さて、以下では下佐古に目を移し、竹田川中流域の開発史の一端について、若干の検討を加えることとしたい。

ここでまず注目されるのは、ほぼ双子池と竹田川をはさんだ対面に位置する字門田（付図B-6参照）である。この一帯を主に灌漑する門田イゼは現在佐古神社近くの竹田川に設けられている。門田は在地領主の屋敷周辺の直営地として、これまで戸田芳美氏などによって注目されてきたが、飯沼賢司氏によって、竹田川下流域の門田などを取り上げ、門田は「宅の論理」という抽象的な支配論理ではなく、在地領主の用水開発という事実を根拠にしたものであることが指摘されている。⁷こうした門田に関するこれまでの研究をふまえるならば、大字上香々地に所在する門田もまた留意すべき場所ということが出来る。そこで、この門田の環境などについて少し検討を加えていきたいと思う。

まず、この字門田が位置する竹田川左岸一帯は、下佐古において水田がまとまって開かれている地の一つである。この一帯は現在上流の一部

が字友広となっている他は、ほとんどが字篠子と門田の二つの小字に含まれ、なかでも字篠子の領域が最も広い（付図B-6参照）。ここを灌漑する井堰は上流から友広イゼ・篠子イゼ・門田イゼであり、なかでも門田イゼは佐古神社近くにあり、水も強いイゼと言われている。この門田イゼの水路は川沿いに下らず、すぐに現在佐古神社境内を通り、神社西側に抜け、神社下手辺りから水を田にかけている。門田イゼの水が最初にかかる一帯は湿地であり、水路はしばらく水田の中を川と平行する形で下ったのち、西側の丘陵に向かっていつている。このイゼの灌漑範囲はほぼ字門田と重なっているが、字門田はこの他に上手に位置する篠子イゼの余り水がかかる地でもある。

この門田イゼは河口部から3kmほどのぼった所にあり、高橋学氏が明らかにされた十世紀末から十二世紀前半にかけての河床面の低下が見られた一帯に含まれる。すると、現在の門田イゼは、前に見た古寺イゼと同じく原位置から上流部に移築されたものであることが想定される。そこで、現在の門田イゼの水路を見ると、第11図のA点が注目される。この場所は、門田イゼの水路が竹田川に最も近付く所で、ここから西側に向きを変えている。こうした水路の状況は、このA点以後がもとの門田イゼ（原門田イゼと呼ぶ）の水路を踏襲するものであり、ここから原門田イゼが水をかけはじめたことを窺わせてくれる。つまり、原門田イゼは、現在の信重イゼと門田イゼの間に位置しており、川沿いに水路が所在し、A点から水をかけていたが、河床面の低下によって、取水が不可能となり、現在の位置に移築されたと見られるのである。また、先の竹田川下流域での飯沼氏の指摘をふまえるならば、この門田イゼの築造は、もともと開発領主―これが竹田川下流域の開発主体と同じであるかどうかは明確でない―の手になるものであり、井堰の移築という再開発は荘



第11図 門田周辺水利体系図

園領主によるものと見られる。

さらに言えば、原門田イゼの所在地は不詳であるが、いずれにしても原門田イゼが所在した段階では、現在の信重イゼとの距離が近く、信重イゼは十分に機能しなかったことがわかる。II―IIにあるように竹田川下流域の発掘調査から、この信重イゼがかりの耕地開発は十三世紀以後とされているが、それが可能となった前提条件として、河床面の低下による門田イゼの移築を一つ挙げるができるであろう。

なお、現在の門田イゼは前述したように、佐古神社近くに所在している。この佐古神社は近世佐古村の鎮守であり、郷倉も置かれたという。その勧請年代は不詳であり、現在の門田イゼ築造との前後関係は明らかでないが、鎮守近くに所在し、境内地を水路が貫流する門田イゼは、下佐古においては重要な井堰であったことが窺える。確かに、字門田は土地利用図〔資料編〕付図A―Iを見て、その下流部には島地が所在しており、中世においてはなお水田とともに島地なども所在したと推察される。これは水が少くないという自然条件に制約されるものと見られるが、この一帯は平安時代の開発になる所であり、下佐古において拠点ともなる地であったと考えられる。また、門田イゼに隣接し、水がかりの面で有機的に結び付いている篠子イゼもまた門田イゼと同じ開発領主に関わるものと考えられるのである。

この他、下佐古の開発史について、注目される点はIV―IIで触れている「新堀溜池」の築造に関わる近世史料の中に園田という地名が見られることである。この「新堀溜池」は、現在宇秋本にある秋本池に比定することもできるが、なお詳細は明らかでない。しかしながら、この池は下佐古の竹田川右岸のいずれかに所在したものと見られ、そこに園田という中世の局地的かつ小規模な水田を示す地名が残されていることは、

水田が余り多くない下佐古の竹田川右岸にも中世には開発の手が入っていたことを改めて教えてくれる

註(1) 代表的な論著としては、木村茂光『日本古代・中世島作史の研究』(校倉書房 一九九二年)がある。

(2) 双子池の配水の期間については、特に決められていないことは本文でも述べたが、古寺イゼと立花イゼへの配水期間についても、その時々話し合いで定められたという。また、分水を監督するいわゆる「水引き」は別に各井堰ごとに話し合いで決められたという。こうした竹田川下流域の水利慣行が、いつ頃に成立していたのかは詳らかではないが、少なくとも戦後にはあったという。

(3) 飯沼賢司「荘園村落調査と開発史」〔土地と在地の世界をさぐる〕山川出版社 一九九六年。

(4) 高橋学「古代末以降における地形環境の変貌と土地開発」〔日本史研究〕三八〇号 一九九四年。

(5) 「後白河院序下文案」〔香〕九号)に、豊後国司藤原頼輔らが弥勒寺領荘園を押し領した旨が記されている。なお、この史料では香々地荘をはじめとする、浦部十五箇荘からの所当は八幡大菩薩の託宣によって、弥勒寺の仏事などに利用されるものと述べている。こうした荘園支配の正統性を主張するなかで、「大菩薩託宣」が持ち出されていることは、十二世紀後半の豊後国衙などとの相論の中で弥勒寺において生み出された論理と見られる。これは古代から中世への転換期における、権門寺社による新たな支配論理の構築の一例といえよう。

(6) 戸田芳美『日本領主制成立史の研究』(山岩波書店 一九六七年)

(7) 前掲註(3)。

(8) 前述したように、門田イゼがかかる水田は、その西にある集落とともに金法師名の領域と見られる。また、丘陵にある琴平宮には、中世後半の五輪塔や板碑が所在している。

二 長小野地区の開発

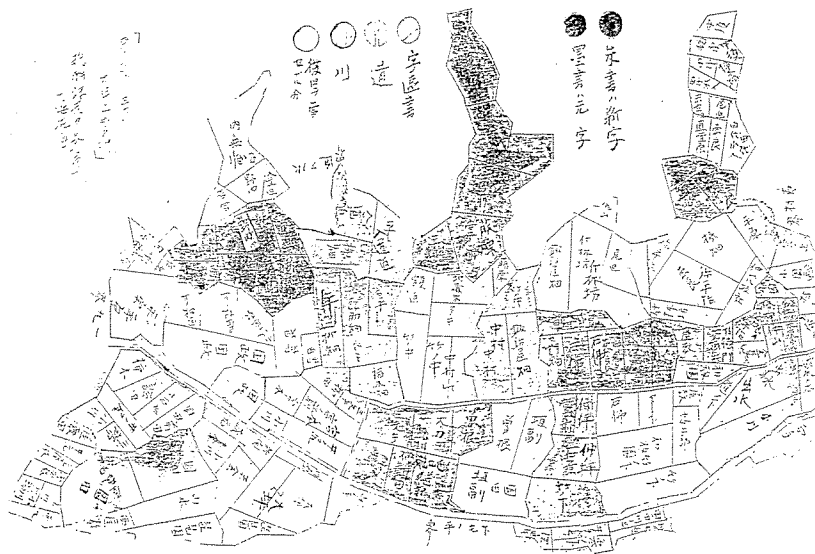
1 長小野地区の小地名図について

本節は、香々地荘と六郷山領の中間に位置した長小野地区の耕地開発の様相について検討を加えるものであるが、具体的な検討に入る前に、一つの資料を紹介することからはじめたい。

紹介するのは、長小野地区における小字統合以前の字（小地名）を記した地図で、「長小野村小地名図」（以下では、小地名図と略す）と呼ばれるべきものである。これは、現在のところコピーでしか見ることができない。地図は全部で三枚あり、一枚は長小野地区の中心ともなる竹田川沿いの耕地部分を記したもの¹⁾（第12図）、残りの二枚は山林部分を描いたものである。大字上香々地のうち、旧長小野村分を描いたこの地図は、小字名と小字内地名が記され、周囲には隣接する大字あるいは村名を記している。もともと、現状と同じく三枚がそれぞれあったという。

小地名図のうち、竹田川流域を描いたものに凡例が記されていて、左手には「西国東郡三重村大字上香々地 総務課」といった文字が見えている。三重村は、明治二十一年（一八八八）四月から昭和二十八年（一九五三）八月まで存続した行政単位で、この地図は小字統合以前の小地名を詳細に記していることから、明治時代に作成されたものと見られる。

ところで、凡例のうちには、色が塗られていない箇所を「復旧ヲ要セザル分」と注記している。そして、小地名図を見ると、色の塗られている箇所とそうでない箇所があることから、色の塗られている箇所が何らかの復旧を必要としたものであることがわかる。ただ、その復旧がどのような災害あるいは事故に対応するものなのかは明らかではないし、こ



第12図 長小野村小地名図(そのうちの1枚)

の小地名図自体はコピーでしか見ることができないため、これが役場作成の書類の原本かどうかは不明である。すでに『資料編』に、この小地名図をトレースしたものを掲載したが、これはコピーにしたがつているため、例えば図の右端や左下などは切れてしまい、境界が明らかでない所もある。このように、必ずしもコピーは原図全体をカバーしたもので

はないが、今回はこれ以上の復元は行わなかった。また、小地名についてもコピーをもととしているため、判読できていない所もある。

以上のように、この小地名図の詳細に関しては不明な所もあるが、これは長小野地区の地名を知る上で重要な資料であり、中世の諸史料に見える地名の比定においても注目されるものである。

2 二つの目録

さて、長小野地区の歴史については、II―IIIで述べたように、平安時代には香々地荘に含まれる地と六郷山の僧侶の所領とが所在していたが、十三世紀前半の六郷山の再編のなかで、長小野地区一円が六郷山夷岩屋領になったと考えられる。ただし、長小野地区のうち香々地荘とされた地が、誰によって開発されたのか、あるいは平安時代から鎌倉時代にかけての耕地の広がりなどについては、明確に知ることができない。

長小野地区の耕地開発の様相について、それを明確に知ることができるようになるのは、十五世紀になってからのことである。つまり、永享十三年(一四四二)の年紀を有する「夷山長小野村畠内検目録案」(以下、「内検目録案」と略する。『香』一一六号)と「夷山長小野村取帳目録案」(以下、「取帳目録案」と略する。『香』一一七号)という二つの史料によって、当時の長小野地区の耕地の広がりなどを垣間見ることができるのである。

この他に、長小野地区の畠地に関する史料としては、年末詳の「長小野畠地坪付注文」(以下、「畠地注文」と略する。『香』五八号)もあるが、年紀あるいは作成意図も不詳であることから、ここでは二つの目録を中心に取り上げることとし、まずはこれら二つの目録の内容を検討することからはじめたいと思う。

これらとともに永享十三年の年紀を有するものであり、「内検目録案」は長小野地区の畠麦地について、五月に作成されたものである。

この史料では、「一向御神畠」や「六供僧免」・「屋敷」など、合わせて「五町一段小」を除いた「得畠」について、名ごとに面積と収納高が記されている。この他に収納された麦の用途も記載され、さらにここでは、例損が反別六十歩であり、なおかつ反別一斗五升の麦が賦課されていること、またこの「得畠」は全部で七町三百歩あり、五町一段のいわゆる「免畠」分を合わせると、計十二町余の畠が所在したこともわかる。ここにいう「一向御神畠」は、長小野地区の鎮守山王宮に付けられた料田と見られるが、「六供僧免」については具体的に詳らかではない。ちなみに、この目録は作成されたのが五月ということをもまえることが窺える。

また一方で、「取帳目録案」は九月に作成され、「仏神免除、残所当米」を記したものである。その冒頭部は、以下の通りである。

ここでは、名ごとにまず面積とそこに所在する「仏神」分を書き上げ、次に残りの所当米を賦課する分の面積と「得米」の高、そして耕作者が記され、一段あたり増減はある

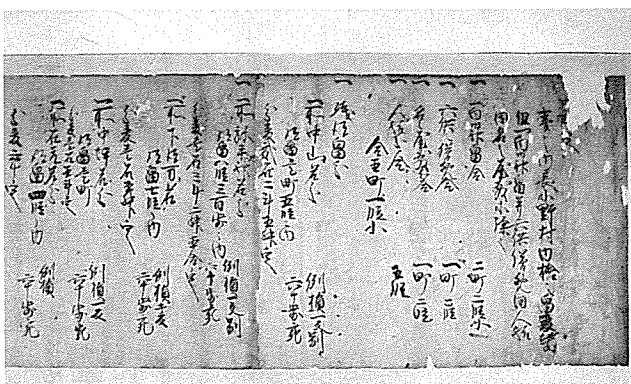


写真2 夷山長小野村内検目録案(余瀬文書)

ものの三斗ほどが賦課されていることもわかる。また、長小野地区には「御用作」が所在し、以前は「石代」も定められていたが、この目録作成段階では「鍛冶給」や「専道給」といった、鍛冶や専道などの給所となっていることが記されている。

以上のような二つの史料は、いずれの奥書にも「不審」があったため、これらの目録を作成したとあることから、長小野地区の耕地を確認するための検注に伴って作成されたものといえる。

ところで、中世の検注に関しては、すでに富沢清人氏の詳細な研究がある。氏の研究によると、まず取帳と呼ばれるものは、耕地の所在地を具体的に明らかにするとともに、検注時点での耕地の状況と面積、さらに一筆ごとの「名請人」と領主の地下進止権が及ぶ範囲を確定する役割を有したという。そして、この取帳をもとに「名寄」作業と「読み合わせ」の作業を経て、目録（丸帳とも呼ばれる）が作成されるが、目録は取帳をまとめたものというだけではなく、目録独自の役割として定田・除田の確定があり、また目録はその地の領有の正統な継承権を証明するものであったともいう。さらに、これらはいずれも、「注進」という上申

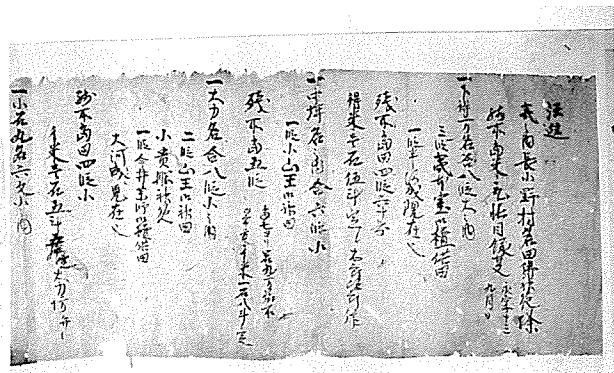


写真3 夷山長小野村取帳目録案(余瀬文書)

文書の形式をとるものであった。

すると、「内検目録案」は「注進」という形式はとっていないが、内容から検注に伴う目録とはいえ、「取帳目録案」についても、その内容書式から右にいうところの目録にあたるものであることがわかる。検注に伴い作成された目録は、現地においては何ら効力を持つものではなく、領主側に必要なものであり、かつそれは正文であることが求められたともいう。長小野地区に関わるこれら二つの目録はともに案文であることから、検注の主体は比叡山と見られるが、この点についてはなお詳らかではない。

3 長小野地区の名について

前項では、中世長小野地区に関わる、二つの土地台帳についての内容とその性格を検討した。以下では、それをふまえて中世長小野地区の耕地開発の様相について見ていきたいと思います。

そこで、まず二つの史料に見える名地名について、個々の在り方を概観しておきたい。

〈中山名〉

遺称地としては、現在の字中山があげられる。「内検目録案」では得畠一町五段が開かれていたことが記されている。小地名図にも、現在の県道沿いに仲山の名がみえる。小字としての中山は、現在は大字夷に含まれ、水田がほとんどの所である。

〈弥平次神名〉

遺称地として、現在の字弥平治がある。小地名図をみると、弥平治は、現在の字下徳間にもみられ、地名としては散在している。「内検目録案」のみにその名をみることができ、得畠八段三百歩が記されている。明治

二十一年（一八八八）の字図では、字弥平治は畠地のみが広がる地となっている。

〈下得万名〉

現在の字下徳間が、その遺称地。小地名図にもその名を見ることができ。字図によると、字下徳間には、水田はなく畠地のみが広がっている。「内検目録案」では得島七段が、また「取帳目録案」では、八段大の水田が開かれていたことが知られる。このことから、下得万名は現在の字出水など、周辺の竹田川から水を掛けることのできた箇所を領域に含んでいたことが推測される。

〈中坪名〉

遺称地は、現在の字仲坪。「内検目録案」では、得島として一町、「取帳目録案」では六段の水田が書き上げられている。小地名図では、現在の県道沿いに仲坪の名があり、屋敷地となっている。字図あるいは現況でも屋敷地である。これも下得万名と同じく、竹田川沿いの水田部分を含んでいたと考えられる。

〈大力名〉

「内検目録案」では、得島として一町四段あまり、「取帳目録案」では八段の水田が記されている。他史料によると、「出于山王田公事料之間、万雑公事無之地也」（「沙弥禅門讓状」『香』四五号）などとあるように、山王社を維持していく上での根本となる地であったことがわかる。また、今井薬師（岩屋）の料田も設定されていた。大力という地名は、現在講組の名では見ることができるが、小字名にはない。しかし、小地名図によると、現在の字曾根のうちにその名が見られる。小地名図と地形図をあわせしてみると、大力は屋敷地にあたると、現在ものこる大力坊の地は含んでいない。大力名も、前二つの名と同様に、竹田川沿いの水田部

分を含んでいたことが推測される。

〈小石丸名〉

「内検目録案」では得島として二段、「取帳目録案」では六段の水田が記されている。小地名図には、水田が広がる所に、その名をみることができる。現在の灌漑体系では、中イゼからの水がかかる地である。なお、いまは山王宮にのこされている、明治二十年（一八八七）銘の八坂社石祠には、「小石丸住土谷善蔵」とあり、小石丸の地名が、居住地を示すものとして、明治期にも使われていたことは興味深い。なお、旧土地台帳によると、土谷善蔵の宅地は字前田にあり（第13図のA）、小石丸はこの周辺に所在したこともわかる。

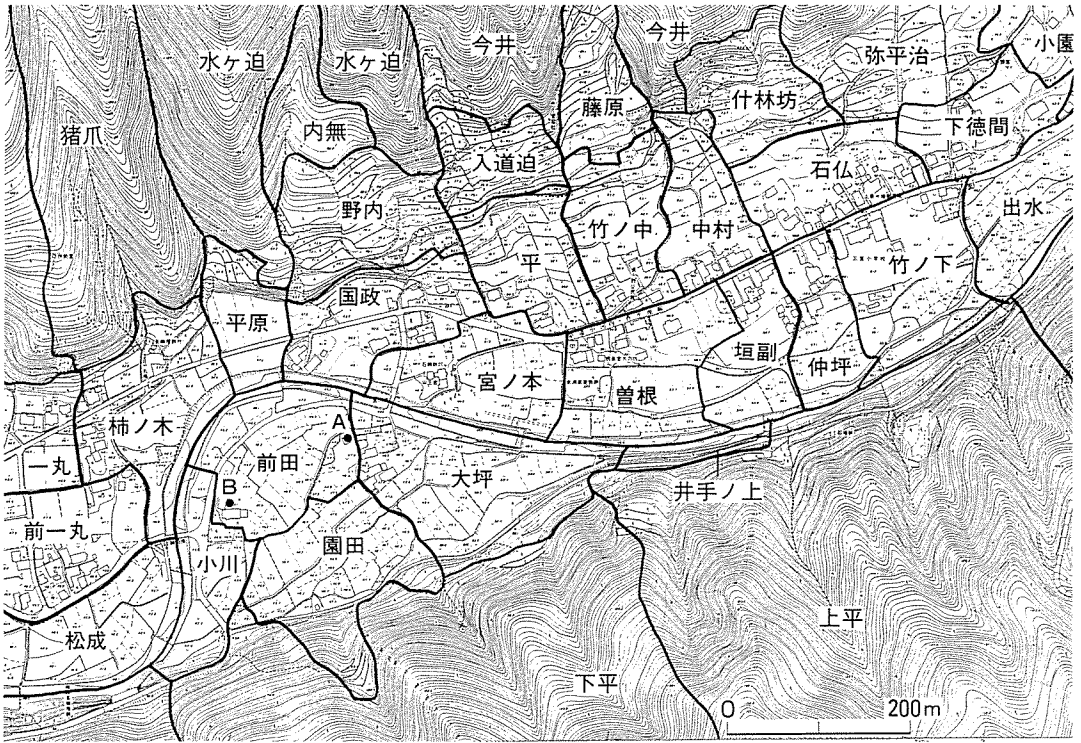
〈末包名〉

「内検目録案」では三段の畠地、「取帳目録案」では二段の水田が開かれていたことがわかる。小石丸名と同じく、小地名図にその名をみることができ。故地は現在の字大坪にあたり、字図もふまえると、竹田川左岸に所在した屋敷地が故地と見られる。現況では大坪イゼの灌漑範囲となっている。文政五年（一八二二）銘のある山王宮の巖嶋社石祠には「末金国政氏子中 発起小石丸土谷源蔵」ともあり、江戸時代には末金のような小地名が使用されていたことがわかる。

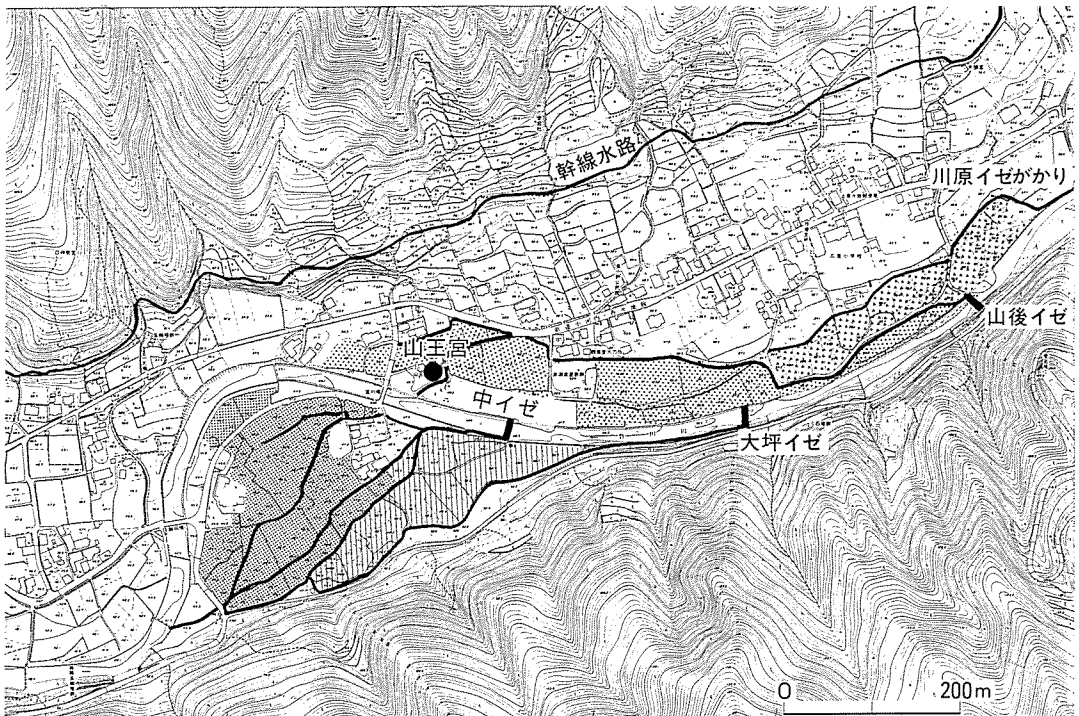
〈宗実名〉

「内検目録案」では二段の畠地、「取帳目録案」では七段半の水田が開かれていたこと、山王御神田や山王宮檀供田が設定されていたことが記されている。現在の字前田にある宅地（第13図のB）には、桶などに「宗実」と書かれていたと言う。それゆえ、字前田のうちでも下流部分を宗実名の故地と見ることができよう。

〈国正名〉



第13図 長小野地区小字界図



第14図 長小野地区水利体系図

「内検目録案」では得島として三段、「取帳目録案」では二段の水田が記されている。現在の字国政にあたる。現在は屋敷地が見られるが、字図ではほとんど畠地である。また、この名は字宮ノ本にも見られ、ここが水田部分の中心となったことが推測される。なお、前で見えた大力名とこの国正名は、現在は山後イゼからの水がかかる地である。

〈竹中名〉

「内検目録案」のみに見ることができ、面積は「小」となっている。現在は小字に竹ノ中の名があるが、小地名図では字平の境および字中村の丘陵部にその名を見ることができ、地籍図によれば、前者については屋敷地も若干含まれるが、後者は畠地となっており、基本的には畠地が多く、かつ水田は所在していないことがわかる。

〈恵良名〉

「内検目録案」のみに見られる。現在、小字としての恵良は、全くの山地である。しかし、小地名図によると、現在の字石仏や弥平治に見ることができ、若干の屋敷地も含まれるが、畠地の多い所である。

〈鍛冶屋島〉

「畠地注文」のみに見られる。小地名図に、その名をみることができ、現在の字中村と什林坊の二カ所にある。

〈小菌島・石佛島・平島・筋島〉

これらは「畠地注文」のみにみられる。前三者は、それぞれ字小園・石仏・平に、その名がのこされている。また、最後の筋島については小地名図にのみその名を見ることができ、現在の字平に含まれている。

以上、「内検目録案」および「取帳目録案」などにみえる地名の在り方について瞥見した。ここからまず、竹田川右岸に所在する名は、川沿い

の水田部分と屋敷地そして台地の畠地部分とその領域としており、畠地のみを領域とする名も所在したことがわかる。なかでも、仲坪名・大力名は小地名図でも屋敷地となっている地に名が残されていることから、中世においても屋敷地を含むものであったと見られる。また、Ⅶにもあるように、現在長小野地区の集落は上・仲坪・大力・下の四つの講中に分かれており、このうち仲坪と大力は中世の名の前をひくものであることがわかる。すると、これら二つの講中の範囲は、中世の名の領域に規制される面もあったことが想定できる。なお、この竹田川右岸の台地部分は、昭和四十年代の石河内池からの幹線水路の築造によって、水田化したものであり、それまでは畠地が広がる地であった。

また、竹田川左岸については、土地利用図（『資料編』付図A-1）を見ると、西側の丘陵沿いはなお畠地となっており、現在大坪イゼの灌漑範囲のうち、丘陵沿いの部分は明治以後の開発に拠る地であることがわかる。また、竹田川沿いにも若干の畠地が見られる。「取帳目録案」を見ると、竹田川左岸に位置した宗実名には「河成」があったことが知られるし、小地名図には竹田川沿いには「新開」の地名もあることから、竹田川左岸の川沿いはなお不安定耕地が所在し、それらの開発は近世および近代にかかるものもあったことが指摘できよう。こうした竹田川左岸の集落については、右岸と異なりほぼ一カ所に集中しており、現在は「ナカスカ」と呼ばれている。前述したように、この一帯は中世の名のうち、末包名にあたっている。ちなみに、弘安二年（一二七九）の「笑田部真重讓状」（『香』二九号）には「末包藤三郎」とあり、こうした記載から、少なくとも十三世紀後半には末包名には屋敷地が所在したことが窺えよう。また、後述するがこの集落北側には、園地（屋敷）周辺に開かれた水田である園田の名が小字として残されており、この地名は平安時代中

後期まで溯る可能性があり、現在「ナカスカ」と呼ばれる集落地の淵源は古代末に求めることもできる。

次に、こうした名の故地を竹田川にかかる井堰ごとにまとめてみると、以下のようになる。

川原イゼ 下得万名・中坪名

山後イゼ 大力名・国正名

大坪イゼ 末包名

中イゼ 小石丸名・宗実名

長小野地区の井堰の統廃合については、第二次大戦後に中イゼの下手にあつたサクライゼが中イゼに統合されたこと以外、残念ながら具体的に明らかではないが、右に見た井堰と名の関係からすると、長小野地区のうち川沿いでは、少なくとも十五世紀半ばには水田が開かれていたことを物語っている。実際、明治前半に作成された「旧土地台帳」をみると、長小野地区で水田が所在しているところは、小字でいえば平・出水・竹ノ下・仲ノ坪・垣副・曾根・宮ノ本・国政・前田・園田・大坪であり、これはほぼ名の故地の分布に対応するものである。また、幹線水路の灌漑範囲を除く長小野地区の水田は、右に見たように四つの井堰によって灌漑されているが、圃場整備事業以前は、一人の水引きが四つの井堰を統括していたという。この方は、二十年ほど水引きを務めたが、それ以前は竹田川左岸を灌漑する井堰群に一人、竹田川右岸を灌漑する井堰群に一人の水引きが置かれたという。あるいは、長小野地区の井堰には、特別に水利権の強いものはみられないし、各井堰においても水利権の強い耕地、あるいは井堰管理費の負担についても傾斜配分はなく、干害の時も時間配水など行われなかつたという。こうした現代の水利慣行の在り方から、長小野地区の水利共同体はそれぞれがフラットな構成であつ

たと見ることでもできる。すると、長小野地区における水田開発は、水利権の「強弱」を生み出すようなものではなかつたことが推測される。

ところで、「取帳目録案」の中に「御用作」としてある大坪は、現在の字大坪にあたり、竹田川左岸（以下、大坪地区と呼ぶ）に所在している。用作に関しては領主直営の田地とされ、生産性もより高い水田といわれており、大坪の地は長小野地区において中核ともなる地であつたことが推測される。実際、不安定耕地もあつたかもしれないが、長小野地区においては、この一帯が最もまとまつた形で水田が所在する地であり、長小野地区の開発そして支配のなかで中核とされた地であつたことが充分に考えられる。この点については、竹田川左岸を灌漑する井堰が中イゼと呼ばれ、これが山王社近辺にあることも注目されるであろう。

つまり、「用作」も設定されていた大坪地区は、長小野一帯を支配した夷岩屋にとって重要な地であつたことが窺えるが、この長小野地区の支配は具体的にどのようなものであつたのだろうか。そこで、中世長小野地区に関わる諸史料を見ていくと、例えば「畠地注文」に「公文大力坊」とあるように、大力坊が長小野における現地支配を担当したことがわかる。つまり、中世夷岩屋領においては、その根本地となる現在の大字夷については夷岩屋が支配したが、長小野地区に関しては、大力坊が公文として現地支配を行ったのである。次節で検討を加えている、十六世紀前半の坪付注文には長小野地区の一連の名は検注の対象とされておらず、こうした点からも、夷岩屋領ながら長小野地区は夷地区とは別個に支配されていたことが窺える。

ところで、こうした長小野地区の耕地開発あるいは支配をめぐる、留意されるのは、Ⅱ―Ⅲでも見たように、長小野地区には本来香々地荘に属する水田が所在したことである。これらの水田がどこにあつたのか

は不詳であるが、前に見た大坪地区がその故地にあたる可能性が充分に考えられるのである。つまり、この地区は竹田川右岸と異なり、香々地荘域であった佐古地区（旧佐古村）とは竹田川をはさんで隣接する地であること、また竹田川に築かれている、佐古地区を灌溉する柿ノ木イゼや松成イゼも、佐古地区と長小野地区との境界にあたる一帯に設定されていることなどから、佐古地区と明確に峻別された地ではなく、香々地荘域と連続する地であったといえる。すると、丘陵で隔てられた竹田川右岸よりも、竹田川が所在するものの地形上は連続する大坪地区が香々地荘に含まれた水田が所在した地と推察されるのであり、この一帯の開発主体は基本的に六郷山僧侶とは別個の存在であることが考えられる。

この点に関しては、史料も全く残されていないが、そのなかで注目されるのが、中世長小野地区に関する諸史料に見える願成寺という寺院である。建武四年（一一三三）の「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」（『香』七一号）にも、願成寺は「夷山末寺」としてその名が見え、寺域は南を長小野に接していたことがわかる。残念ながら、現在願成寺の故地は不詳であるが、明治四年（一八七一）の「天台宗本末寺名帳」（『資料編』Ⅲ）には、靈仙寺末として佐古村に所在したと記されている。ここで留意されるのは、六郷山の末寺とされながらも、願成寺は実際には香々地荘域にあたる佐古地区に所在したこと、および夷岩屋の末等のうち、この願成寺のみが「寺」という呼称であったことである。確かに、願成寺の初見史料である建仁二年（一一〇三）の「願成寺住僧観西譚状」（『香』一三号）に見える観西は、別の仁安二年（一一七八）の史料（『香』七号）には「夷岩屋住僧観西」とあることから、この寺は六郷山僧侶が住した寺ではあるが、右に見たような点をふまえると、もともと夷岩屋とは無関係のものであった可能性も考えるべきはなからうか。

つまり、この願成寺は本来夷岩屋に属するものでなく、大坪地区などの開発主体となった者に関わる寺院であると想定されるのである。これは推測の域にあるものであるが、前に見た建仁の史料で願成寺の住僧であった観西も、もとは夷岩屋の僧侶であるが、何らかの契機を以て、観西は既に所在していた願成寺に住するようになったものと考えられる。その経緯などについては、もちろん不詳であるが、十二世紀末から十三世紀前半にかけての長小野地区では、夷岩屋僧侶の勢力が広がったことも想定できる。ちなみに、長小野地区が夷岩屋領となった後は、願成寺に関わる史料はほとんどなく、夷岩屋の末坊であった大力坊が現地支配の中核となり、願成寺は単なる末寺となったと見られる。

以上で述べたことは具体的な史料もないわけであるが、長小野地区に関わる諸資料も総合的に捉えようとするならば、大坪地区の開発主体は六郷山僧侶とは異なる存在を想定するのであるが、さらに進んでこの地の開発領主を明らかにすることはできない。しかし、いわゆる香々地荘の中核にあたる竹田川下流域とは遠く離れていることから、その開発主体とはまた異なることも指摘できるであろう。

5 長小野地区の信仰

香々地荘と夷岩屋領の中間に位置した長小野地区は、信仰圏から見ると山王社を鎮守とした地区である。また、長小野地区の東に祀られている今井薬師も長小野地区独自に信仰されたものであった。この山王社あるいは今井薬師は、「内検目録案」や「取帳目録案」の末尾の起請文言にもみることができ、中世長小野地区における信仰の拠点となるものであった。なお、この他にも、今井薬師への登り道の入口近くにある愛宕社には中世の石造物があり、これも中世においては信仰の場であったと見ら



写真5 現在の大力坊(中央の建物)

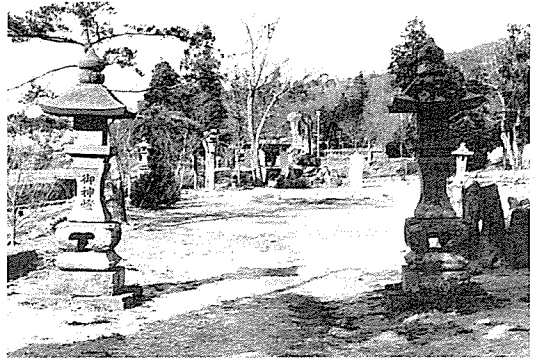


写真4 山王社

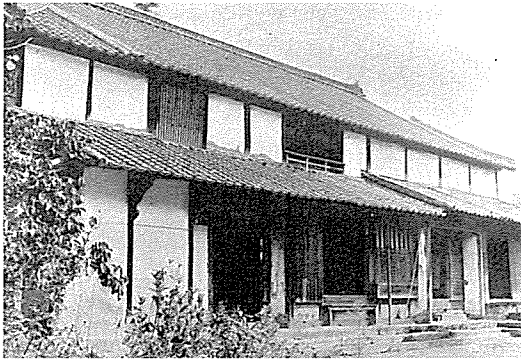


写真7 余瀬家屋敷旧景(昭和4年発行『三重郷土誌』より)



写真6 愛宕社石塔群

れる。

このように長小野地区は夷岩屋領とされながらも、国東半島に所在した六郷山寺院の鎮守ともいふべき六所権現を鎮守とせず、比叡山の鎮守である山王社を勧請していることは、長小野地区が天台六郷山の所領であることをあえて明示しようとするものとはいえ、これは同地区が本源的に六郷山の所領ではないことを改めて示すものと見られる。

また、前にも述べた大力坊に関しては、「夷山長小野村大力坊相承系図」(「香」一七一号)など大力坊の系譜に関わる史料があり、これによると久安年間から大力坊は所在したとあるが、実際の所は定かではない。これら大力坊の系譜に関する史料を見ていくと、余瀬文書に見える僧侶が大力坊を継承している形をとっており、例えば、前に見た観西や妙鏡房祐増などの名も見える。大力坊公文職の相伝について、史料上明確になるのは嘉元三年(一一三三)の「真重議状案」(「香」四七号)がはじめてであり、それ以後も明示する史料はなく、大力坊の系譜を他の史料から確認することはできない。

中世六郷山に関する基本史料であり、今回の調査においても重要な史料となった余瀬文書は、こうした大力坊に伝わったものと言われており、この点については前に見た大力坊に関する系譜類も伝えていることから首肯できる点もあるが、なお留意されるのは夷岩屋に関する史料も合わせて伝来している点である。つまり、余瀬文書は大力坊をはじめ長小野地区に関するものと夷岩屋に関わる史料の両方を伝えているわけであるが、いかなる経過を経てこうした状況が生じたのかは現在の所明らかにはできない。ただし、ここでは余瀬文書自体を詳細に追及することはできなかった。ただし、これを伝えた余瀬家は近世長小野村の庄屋を務めた家であるが、『香々地町誌』によると、日枝社の旧記書上帳に

は余瀬家は仁安二年まで大力坊の坊主を務めた義巖の次男が余瀬家の祖とされていると記されているが、これを明示する史料もなく、余瀬家の由緒についてはなお詳らかではない。

話を長小野地区の信仰に戻すと、なお付言しておきたいことは、現在もこの地区で行われている念仏講のことである。これはⅦでも触れられているが、長小野地区の上・仲坪・大力・下の四つの講中すべてで実施されている。これは旧暦十四日の晩に行われるもので、講組の家を持ち回りされている座元の家に集まり、法華和讃と観音和讃を唱え、特に大力では講中において十三仏図をかけているが、こうした十三仏図はかつては下講中にもあったという。また、この念仏講は追善を修するものといわれている。さらに、こうした講がいつ頃から生まれたのかも不詳であるが、余瀬家に残された庄屋日記にも見る¹⁾ことができ、少なくとも十九世紀後半には実施されていたことがわかる。このような念仏講は、長小野地区のほかに夷地区の一部でも見られるが、国東半島においては現在の所香々地町のみで確認されるもので、興味深いものがある。

なお、右で見た長小野地区の講中について、その結び付きがいかなる理由に拠るものかはなお明らかでないが、大力講中においては大力姓がほとんどであり、「一統まつり」を以前は講中によって行っていたともいう。このことは、大力講中は地縁で結び付いた講中ではなく、本来は血縁に基づく所が大きいことを示唆しているであろう。あるいは、前述したようにこの大力講中や仲坪講中は、中世史料に見える名というままとまりを淵源とし、その系譜をひく集団であることも推測される。つまり、この長小野地区の二つの講中の在り方は、中世には名とされたままとまりが講中という形で現在に伝えられている点で留意されるものと思われる。

註 (1) 紙幅の都合で、ここでは長小野地区の中心となる部分のみを掲げた(第12図)。

(2) 富沢清人『中世荘園と検注』(吉川弘文館 一九九六年)。

(3) 服部英雄「二豊のユウジャク」(『研究紀要 V 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八九年』)。

(4) 余瀬家文書の内容については、『豊後国香々地荘1』(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九四年)に目録が掲載されている。本註で史料名の後に付した番号は、この目録番号に基づいている。

念仏講に関する記載を二・三抜粋すると、以下のようになる。

一 今夕念仏講二面、大師尊之撰待咄シ

(弘化三年(一八四六)・「午日記」(118) 三月十四日)

一 今夕講組念仏、酒・夜飯出ス

(嘉永二年(一八四九)・「日記」(1121) 七月十四日)

一 念仏講

(明治八年(一八七五)・「日記帳」(1122) 旧暦三月十四日)

日記という史料上の性格あるいは念仏講が毎月の行事であったことから、弘化三年以後明治初頭まで、現在十五冊残されている余瀬家の庄屋日記に念仏講の記事は頻出してはいない。しかし、右に掲げた記載から幕末期から念仏講は旧暦十四日に実施されており、これは明治になってからも引き継がれたこと、庄屋も含めた講組で念仏講が催されたことがわかる。ちなみに、長小野地区の各講中では念仏講への出席は義務付けられているとい、現在も講中の結び付きを確認する場となっている。なお、余瀬家の庄屋日記には、この念仏講の他にさまざまな祭祀や信仰の様子に関わる記事が見られるが、残念ながらここでは全面的に検討することができなかった。

三 夷地区の開発

1 二つの坪付注文

本節では、中世六郷山寺院の一つ夷岩屋の所領であった、現在の大字夷地区の耕地と集落の復原的考察を行っていくこととしたい。この中世夷岩屋領に関しては、「別当并院主分田町坪付注文」（以下、注文Aと呼ぶ、『香』五七号）、「夷地見坪付注文案」（以下、注文Bと呼ぶ、『香』一四三号）という二つの坪付注文が現在残されており、まずはこれら二つの史料の概略を見ていくことから始めたいと思う。

最初に注文Aを見てみると、ここには、別当分―虫損のため、これが六郷山別当なかどうか是不詳―、夷山院主分、熊野寺院主分、夷山仏神御料田の各々の水田について、所在地と面積、耕作を請け負う者が記されている。さらに、注文Aに見える田地は、別当分が八町余、夷山院主分が四町六段余、そして熊野寺院主分が九段、夷山仏神御料田は九町八段余を数えている。ただし、注文Aには年紀が記されておらず、こうした状況がいつ頃のものであるのかは判然としない。この注文Aの作成年代については、注文Bとの比較検討をふまえて後に改めて触れることとし、とりあえず、ここでは別当あるいは夷山院主、熊野寺院主といった職に付随すると見られる水田があわせて十三町以上あり、夷岩屋の法会に関わる水田が九町八段余を合わせると、二十三町ほどの水田が開かれていたことを確認しておきたい。なお、注文Aに見る熊野寺は、現在の豊後高田市に所在した今熊野寺を指すと見られるが、その所領がいかなる経緯を以て、夷地区にあったのかは不詳である。

次に、注文Bを見てみると、これは奥書に天文十年（一五四一）十月

十五日の年紀を持ち、河内守親景・斎藤美作守・舌間紀伊守・諸田主殿助・丸小野左衛門尉・野田與三兵衛尉・綾部仁五郎の七名の署判と、「当役人種貞」の署判がある。この奥書に見える人物のうち、諸田主殿助は天文三年（一五三四）の史料⁽¹⁾によると、吉弘氏の被官であったことが判明し、永禄十三年（一五七〇）の史料⁽²⁾からは舌間・諸田・丸小野氏が吉弘氏の「寄揆衆」であることがわかることから、奥書に見える人物は吉弘氏に関わる者たちであり、注文Bは吉弘氏によって実施された検注に関する史料と見ることができよう。

この注文Bには、以下に見るように、基本的に「古河成」など荒田となった分の面積、そこに設定された料田の内訳などが記されている。このほかに、専道など夷岩屋に属した者たちの給分も書き上げられている。
〈史料1〉

六郷山夷地見坪付之事

一 小垣原弘 例進三廿文

一所 壹町貳反 此内古河成四段半

右之内河成ハ、長祿二戊子之洪水ニ崩候へ者、從京都御分別此使隈井刑部少輔・見乗坊兩人



写真8 別当并院主分田町坪付注文(余瀬文書)

四反 たく田

壹反 しゆり田

貳反 大繁若田

半 くりう田 「半いかけ 役分」

貳反 朝拝田 「大わりふけ役分」

壹反 牛頭田

壹反 きふね田

以上

一 得万坊領分 例進百文

一所 三段 此内半古河成 右同前、現作弍反半

壹反 供料田

壹反 霜月田

壹反 大繁若田

以上

(下 略)

例えば、冒頭にある小垣原払は一町二反の面積を持ち、そこには「たく田(壇供田・引用者注)・しゆり田(修理田)・大繁若田(大般若田)」といった料田が設定されていたことがわかる。一方で、この注文Bには「智恩寺分」の田地も記載されている。ちなみに鎌倉時代後半から南北朝時代にかけて、智恩寺(現在の豊後高田市)の院主職と夷山院主職が兼帯されていたことが知られており、こうした事実から、夷地区に「智恩寺分」の田地が所在したと推定される。

次に、これら二つの坪付注文を比較してみると、まず注文Aには見られるが注文Bにはない地名があり、その逆もあること、あるいは注文Bの記載は基本的に、払に所在する法会などの料田や「御堂役」が賦課さ

れた田地を書き上げており、注文Aにある別当分や夷山院主分などの職に付けられている田地についての記載はないことなどから、基本的に注文Aは夷岩屋の職に付随する田地、注文Bは夷岩屋の料田に関する注文と見られる。それゆえ、これらはともに中世夷岩屋における耕地の全体像を示すものではないし、ここに示された面積が払のすべてであるかどうかはなお明らかではない。

ところで、これら二つの注文はいかなる背景の下に作成されたのであるのか。このうち、注文Bについては前述したように、吉弘氏の被官と見られる者が奥書に署名を加えている。そこで、この奥書などをもとに、さらに注文Bの作成動機について、検討を加えていきたい。

この問題については、先に引用した注文Bの冒頭に見える「右之内河成ハ、長祿二戊子之洪水ニ崩候へ者、従京都御分別此使限井刑部少輔・見乗坊兩人」という記載がまず注目される。つまり、ここからは窺えることは、以下の諸点である。

①夷地区では、長祿二年(一四五八)に洪水があり、多くの「河成」が生まれたこと。

②こういった「河成」の地が天文十年(一五四一)に至っても、完全に修復されていなかったこと。

③そこで、京都(比叡山と見られる)から使者が派遣されたこと。

まず、留意されるのは①・②にあるように、洪水による被害の修復が、八十年以上経っても完全に実施されておらず、「河成」のままとなっている耕地があったことである。いわゆる、「勸農」がなされていないわけであり、注文Bに示される吉弘氏の検注は、こうした状況をうけて実施されたものと見られる。

夷岩屋領において吉弘氏が検注の主体となっているのは、中世後半の

六郷山には吉弘氏が勢力を伸ばしていたことに拠っている。つまり、前回の都甲荘調査のなかで発見された道脇寺文書などから、十五世紀後半に吉弘綱重は、長岩屋や加札川などの都甲地域（現在の豊後高田市）の六郷山領に支配権を確立したことが知られている。また、吉弘氏系図によると、綱重の子円仲は六郷山執行に補任されたともいい、この円仲の執行補任によって、都甲に拠点を置いた吉弘氏は、都甲地域以外の六郷山領にも支配を及ぼしていったのである。

すると、天文十年の年紀を持つ注文Bは、こうした吉弘氏による都甲地域以外の六郷山領支配での進展の一端を示すものといえ、換言すれば、注文Bは六郷山領での支配権を確立していった吉弘氏が、その一環として実施した検注の折に作成されたものと見られる。そして、「夷山例進料足等勘定状」（以下、「例進勘定状」と略する。『香』一六二号）によれば、天文二十四年（一五五五）から永祿三年（一五六〇）まで夷山からの例進は白杵（大友氏）と都甲（吉弘氏）に進納されたことが記されており、十六世紀半ばには吉弘氏の支配が夷岩屋領においても確立したことがわかる。ただし、こうした例進物がいかなる交通路によって運ばれたかは明らかではないが、この点については注文Bに見える「都甲路払」という地名が注目される。残念ながら、その故地を知ることができないが、夷地区にこうした地名が所在することをふまえると、現在も香々地南部の東狩場地区から真玉町黒土へ抜け、そこから長岩屋へと向かう道路もあり、この段階においてもこうした山越えのルートが所在したことが想定される。

ところで、先の「例進勘定状」あるいは「夷山例進料足不納未進覚書」（『香』一五八号）に見える例進額は、注文Bにある例進額が規準とされていることから、注文Bは吉弘氏支配のなかで、夷地区に関する基本的

な「台帳」であったことが窺える。『概報2』では、「河成」が復旧されないままであった面などを捉えて、注文Bは吉弘氏の支配が貫徹しなかったことを示すものと述べたが、かかる「勸農」の停滞は、比叡山の支配が貫徹しなかったことに拠るものと見られ、注文Bはむしろ吉弘氏による夷岩屋領支配の展開を示す史料というように訂正することとしたい。なお、この注文Bは前述したように、夷山院主分などの職に付けられていた水田については、検注の対象とされておらず、これらは院主などの下にあったことが推定される。先に示した③にあるように、比叡山の使者が夷岩屋領に向いていることは、比叡山に在したという六郷山別当などの得分も十六世紀段階には所在していたことを窺わせる。

また、注文Aについては、こうした別当などの職に付けられた田地に関わるものであるが、前述した通り年紀もなく、作成年代を明確に知ることはできない。しかし、ここに見える人名のうち、別当分の「のせい」の所にある又六の名は、「例進勘定状」にも見ることができ、夷山院主分の「けうウチ払」にある迫二郎の名は注文Bにもあることから、注文Aは注文Bに近い時期のものともいえるが、これ以上に注文Aには年代を確定させ得る記述もなく、右の年代比定はあくまで推測の域を出るものではない。ただし、書風などから注文Aは、注文Bに先行するものと考えられ、その作成動機も注文Bの主な対象となった法会などの料田について、注文Aでは「夷山仏神御料田」と一括されており、別当や夷山院主などの職に付けられた田地の把握にあったことが窺える。

つまり、二つの坪付注文に見える水田開発の状況は、少なくとも十六世紀前半の状況を示すものであり、特に中世前半についてはなお不詳な所もある。しかしながら、例えば注文Bには「河成」となった田地のこ

と、あるいはその復旧が遅れていることなどが記載されており、これら二つの坪付注文は中世後半の夷岩屋領の耕地―特に水田―が置かれていた環境を伝えるものであると同時に、後掲の図15に示したように、ここに見える私の分布状況は夷岩屋領において、中世を通して行われてきた水田開発の一つの到達点を示すものといえよう。

2 私の規模と構造

ところで、二つの坪付注文に見える私は、前に見た小垣原私が、永正四年（一五〇七）の「種貞夷山小墻原名四至証状」（以下、「小墻原名四至証状」と略する。『香』一三九号）で、「豊後国無動寺六郷夷山小墻原名田」というように、言い換えられていることから、荘園における名と同じく耕地編成の単位と見られる。

後掲の表6はこうした私など、二つの坪付注文に見える地名について、現在の小字・シコナなどと比定したものであり、図15は、前項で検討した二つの坪付注文に見える私の遺称地を地図に落とししたものである。これによると、中世夷岩屋領の私は竹田川上流の東夷川およびその支流である西夷川流域の夷地区一帯に分布していたことがわかる。

すでに、田染荘調査では国東半島の荘園の名は基本的に散在名であること、その一方で都甲荘調査では、名は割合まとまった構造を有したことも指摘されており、国東半島においては荘園によって名の在り方にも違いが見られることが明らかにされている。すると、名と同じく耕地の編成単位である私がいかなる構造にあるのか、あるいはどのような規模を有していたのであろうか。

これらの課題に関して、まずは一通の史料を提示することとしたい。

（史料2）

譲與 祐慶所

豊後国六郷山夷谷内妙鏡坊捨田畠山野等事

右、件坊捨田畠山野等者、祐増重代相傳、勿論領掌私領也、雖然於今者、嫡子辨公祐慶二、相副別当代々御下知并本證文手繼、至子々孫々、讓渡所実也、唯親類兄弟他人不可有妨處也、仍為後證、末代讓狀如件

応永三季丙子六月 日

祐増

この譲状（『香』九八号）に見える祐増は、明德四年（一三九三）の史料（『香』九六号）に「妙鏡坊祐増」と明記される人物であるが、ここから私には水田の他に畠地・山野あるいは坊舎が所在したことが窺える。こうした私の構造については、嘉暦二年（一三二七）の「權別当仁王丸下知状案」（『香』五六号）に「豊後国六郷夷山内蓮祐坊捨田畠山野」という記載からも窺えよう。なお、右の二つの史料からは私に坊舎が所在したことが記されている。この私と坊の関係については後に改めて検討を加えることとし、当面ここで指摘しておきたいことは、私にはこうした坊舎のような居住地が含まれることである。そこで、改めて先の二つの注文を見ると、注文Aには円徳屋敷私という記載があるし、注文Bには智恩寺分の耕地の作人として「田中ノ私五郎三郎」といった記述がある。つまり、耕地のほかには、私には坊舎をはじめとして人々が居住する屋敷地も含まれたのである。さらにもう一点付言しておく、十六世紀の史料であるが、永正四年（一五〇七）の「種貞夷山小墻原名四至証状」（『香』一三九号）の事書には「豊後国無動寺六郷夷山小墻原名田畠山野荒野等事」とあり、その後には四至が記されている。このことから、私は四至を以て領域を示され得るものでもあったことがわかる。

以上の点から、私は水田・畠地・山野などの他に屋敷地などを含み、

地名	遺称地	地名	遺称地
1 注文Aに見える地名			
別当分			
禪坊払		坊楽払 (坊楽払)	坊落(小字)
徳万坊払 (得万坊領)	徳間(小字)	松尾払 (松尾払)	松尾(小字)※2
田ノ口払 (田ノ口名)	田ノ口(シコナ・集落名)	代その	
住蓮払 (住蓮払)	十連(小字)	屋気尾払 (焼尾払)	焼尾(小字)
大定払 (大条払)		堂ノ前	
阿連払		房楽田(4)	坊落(小字)
森下		美濃	蓑払(小字)
香祐払		中ノ丸	中ノ丸(小字)
大藤払	小藤(小字)カ	地藏道前	
壽禮田払		小くほ中堂	
学乗払 (学乗払)		ヨコタチカわより	
鍛冶迫払 (鍛冶迫払)	鍛冶迫(小字)	熊野寺院主分	
安文払		田中払 (田中払)	田中(小字)
迫シリ払		けううち払	行知払(小字)
小野払	小野(小字)	高六払 (高六払)	幸祿(小字)
円徳屋敷払	円徳(小字)	円祐払	
竹中払 (竹ノ中払)	竹ノ中(小字)	・地名の後のカッコ内の地名は注文Bの記載。	
ほり田		2 注文Bのみに見える地名	
わりふ気 (わりふけ)		小垣原払	小垣原(苗字)
あないのはさ		中ノ坊領	ナカンボウ(屋号)
野そい(2)	野添(小字)	善花坊領	前花(小字)
坊楽田(2)	坊落(小字)	法花院分	ホッケ(シコナ)。
中山田(2)	中山(小字)	根本院分	※3
中しま	ナカシマ(シコナ)	河部払	
はさこ (はさこ)	ハサコ(シコナ)	石河	石河内(小字)
口より		香院払	
こうはい田		あん払	
神前(2)		たけ下	
カミきり		田ノ上払	
かねはたけ		岩屋前	
門		湯屋尻	
下堂その	道園(小字)	ひかけ	日懸(小字)
くほ田 (久保田)	クボタ(シコナ)	妙見田	妙見(小字)
藤か谷 (藤か谷)	藤ヶ谷(小字)※1	三たん田	三段田(小字)
船かさこ	船ヶ迫(小字)	七つへ田	
中その屋敷	中園(小字)	籠田	
西前		一たん田	
つかそい		智恩寺分	
中山屋敷	中山(小字)	畠田	
ゆやの本		花木ノ本	
コウヤノマエ	シモンクーヤ・カサンクーヤ(シコナ)	妙見前	妙見(小字)
東南払	東南払(小字)	すすき丸	薄丸(小字)
力成払	力上(小字)	おおちの迫	
院主分			
妙鏡坊払 (妙鏡坊領)		大ノ田	
長本払 (長法払)		きうらまつ	木浦松(小字)
観行払 (観行払)			
美濃払 (蓑払)	蓑払(小字)		
都甲露払 (都甲路払)			
下力成払	力上(小字)		
千蔵払 (千蔵払)	セントバレ(シコナ)		
安樹払 (安樹払)	庵十払(小字)		

・ここにいう注文A・Bという記載方法は、本文に従った。また、ここでは2つの注文のうち、地名が明示されているものを抄出している。なお、原史料には、例えば房楽田のように、耕作者などの違いから、数箇所記載されているものがあるが、これらについては筆数を地名の後に数字で示すこととした。

※1 本節末の註(4)にもあるように、実際には現在の字城ノ本が故地と見られる。

※2 同じく註(4)にあるように、実際には旧松尾イゼ付近が故地と推測される。

※3 本書付編「近世・近代史料補遺」所収の「国東旧新略記」に根本院の名があり、これは現在の霊仙寺にあたることがわかる。

表6 夷地区の中世地名の比定



第15図 夷地区における中世地名の分布

四至を以て領域を示され得るものであったことがわかる。さらに、第15図にある通り、私は狭い地域に集中していることから、夷岩屋領における私は、都甲荘における名と同じくまとまった構造を持つものであることも指摘することができよう。しかし、こうした夷岩屋領の私の規模については、先に検討したように注文AあるいはBも、一つの私の規模を直接に示すものとはいえず、決して詳らかではない。ただし、これら注文に見える田数あるいは第15図に見える私の分布もふまえると、一町に満たないものが多かったと推察され、中世夷岩屋領では小規模な私が川の流域を中心に分布していたといえる。現在の夷地区は、谷沿いに水田が広がっているが、こうした景観は少なくとも十六世紀には形成されていなかったことが知られるのである。

さらに、二つの注文に見える坊あるいは屋敷地名を地図上におとしていくと、そのほとんどが現在の集落地に比定することができる(第15図参照)。これは現在の集落地が、基本的に中世において坊や屋敷地を継承したものであることを示し、右に見た耕地景観の形成の問題と合わせ見ると、谷沿いに耕地が広がり、諸所に集落がまとまって点在する現在の夷地区の景観は中世を通して生み出されたものであると指摘することができる。

ところで、これまで見てきた私について、その経営の在り方は、荘園における名主職などに関わる史料もほとんどなく、詳細は明確でない。しかし、「惣領主良隆下作職宛文案」(『香』二三号)などから、中世夷岩屋領には下作職が所在したことがまずわかる。次に、注文Aを見ると、そこには以下のような三種の記載を見ることができよう。

A 一所二段大藤弘政所坊新坊継孫六

B 一所三段住蓮弘円実

C 一段門用作助太郎

こうした記載の在り方から、私においては二つの職ともいべきものが設定されていたことが窺える。つまり、「政所坊」などが名主職に相当するものと見られ、実際に耕作したのは孫六であり、これが前に見た下作職にあたるものとも推察される。次にBのように人名が一人のみ記載されているものは、名主職にあたる円実が実際に耕作を行っていたと見られ、夷岩はCは夷岩屋の直営田であり、助太郎が耕作者であったことが知られる。ただし、先の「惣領主良隆下作職宛文案」の発給者である「惣領主良隆」がいかなる者であるのかについては詳らかではなく、下作職補任のより具体的な在り方を知ることができない。

3 私の成立について

以上のような私という耕地編成の単位の解明については、坂本賞三氏が荘園における名の設定に関して、「当時の農民の存在形態をなんらか反映するものであったはず」と述べられた点が重要であろう。つまり、私の設定にあたっては、当時の六郷山夷岩屋領における農民の存在形態あるいは耕地の在り方が何らかの形で反映されたと見られ、以下ではさらにこの点について検討を加えていきたい。

そこで、まず注目される史料は、余瀬文書にのこされている十二世紀後半の開発にかかわる史料である。左に掲げたのは、そのうちのひとつ、保元二年(一一五七)の年紀を持つ「僧常智解状案」(『香』四号)である。

(史料3)

□常智勤解 申請夷石屋大衆裁事

請被殊蒙鴻恩、當山修正田之證文を、從行善房手、任被讓與本意、

證判を賜天、件修正田を領知、欲致恒例不變之勤状

右、勤檢案内、於件修正田者、雖善哉房卜地、既行善房、常々荒山を拂天、為田地天耕作來之間、依大衆僉議、年來修正を被勤仕之處也、然行善房、既及老耄、不知余命幾之事者、於常智房者、且嫡弟之上、且舍弟也、何況於夷山、功勞多重天、年舒久積□、仍件修正田を常智二被讓與之處也、望請大衆裁、且蒙鴻恩、且任被讓與證文意趣、大衆證判を賜天、備永代公驗、件修正田を領知天、欲致不私之勤矣、仍注子細、言上如件、以解

保元二年十二月廿九日

僧常智

ここからは、行善房なる人物が「荒山」を切り払い、田地を開発したこと、その田地は夷岩屋の修正会の料田とされていたこと、開発した田地の知行は「大衆僉議」によって認められたことなど、さまざまな事柄を知ることができるが、ここで注目したいのは、田地の開発が行善房という僧侶によってなされていたことである。つまり、平安時代後半の夷岩屋領においては、僧侶によって水田などの耕地が開発されたのであった。こうした状況は、長承四年(一一三五)の「夷住僧行源解状案」(『香』三号)で、行源が「夷石屋下津留字小柿原」の地を「切掃所在樹木、堀却石木根、開發田畠」したという記載、あるいは鎌倉時代後半の作成と見られる「長小野田畠証文等目録」(以下、「証文目録」と呼ぶ。『香』四一号)に、「開發領主理乘坊教源」から「弟子理乘房源祐」へ応保元年(一一六一)に讓状が出されていることから窺うことができよう。なお、このうち行源が開発したという「小柿原」の地は、注文Bなどに見える「小垣原弘」にあたる地と見られ、ここから夷岩屋の僧侶によって開発された耕地が、そのままとまりごとに、後に弘として把握されたことをま

ず指摘することができよう。

さらに、こうした僧侶による開発地と弘との関係に関しては、次に掲げる史料が注目される。

(史料4)

□乘房事

□如忍慶重申状者、信濃法眼娘、顧無理不及□□上者、欲蒙御成敗利乘房事云々、此段□利乘房弘者、祐秀知行之處也、但千象房□乘房弘者、自知恩寺方相伝之条、祐舜等 載于請文候畢、而忍慶忽失陳方據、不令見□是非之子細歟、仍利乘房弘者、祐秀領知也、何□□不知行之仁、可掠申哉、凡奸曲謀計企、既以□頭仕畢、所詮、為一旦之証文之上者、可依祐舜之落居者也、以此旨、□有御披露候哉、恐惶謹言

正中貳年三月 日

(花押)

請文

仲原氏女代祐舜

この「仲原氏女代祐舜請文」(『香』五三号)に見える弘のうち、利乘房弘については、先に見た「証文目録」に見える「開發領主理乘房教源」さらには「理乘房源祐」と、字の違いはあるものの、名称を同じくしている。ただし、ここにいう利乘房弘および理乘房教源による開発地の具体的な場所を知ることができないものの、小垣原弘の例をふまれば、利乘房弘と把握された地は、「開發領主理乘房教源」によって開発された地を含むことが窺える。

ところで、ここに見える「理乘房」は、教源とその弟子である源祐がともに名乗っていることから、個人の房号ではなく、坊舎の名(坊名)とも見られる。実際、「房」という言葉には個人の房号と坊名の二つの意味

が所在するがこの点に関して、注目されるのは〈史料3〉に見える常智という僧侶をめぐる諸史料である。つまり、〈史料3〉で常智は本文では常智房とも記されており、この常智房はもとは個人の房号であったと見られるが、長寛三年（一一六五）の「僧聖順讓状案」（『香』五号）では、聖順が知行する「上下修正田島」の四至の記載のなかに「東南限常智房津々根」あるいは「北限常智房堺」とある。ここにいう「津々根」の語義は現在の所不詳であるが、この四至に表示された常智房とは個人名ではなく、建物を指すものと見られ、僧侶の房号であった常智房の名称は彼が住した坊舎をも指すようになったのである。

中世夷岩屋領における、僧侶間の相承関係や末坊の在り方やその所領の伝来などについては、「私領」の相伝を示す史料もあるが、決して明らかではない。ただし、右に見た常智房の例などをふまえると、十二世紀前半に天台六郷山が成立した後、夷岩屋においては僧侶の住した坊は、その房号が付され相伝の対象となるものもあり、かつ僧侶によつて開発された耕地もまた弟子などへ相伝された様子を見ることができると。つまり、寺院の中に「私坊」が形成されたことを窺わせてくれるのである。前に見た利乗房もまた本来は僧侶の房号であったものが、坊名に転化したものといえ、さらに言うならば、こうした坊においては相伝されていく中で、随時耕地開発が行われ、その「坊領」を拡げていく動きもあつたであろう。ちなみに、こうした坊においては利乗房などは十六世紀の史料である注文Bには見ることができず、廃絶するものもあつたと見られる。

すると、十三世紀前半の私が設定され、その折に「房払」という名称が付されたものは、一個の坊に伝来した耕地を払として把握したものが多くと考えられる。そして、そこでは〈史料2〉で見た妙鏡払のよう

に、坊舎自体も払のなかに含まれる例もあつたのである。ただし、これが坊に伝来する形ではなく、単に十二世紀前半の僧侶による開発地を指すだけのものもあつたかもしれないが、いずれにしても、払として把握された耕地は、先の「小垣原払」のように房名が付されないものも含めて、僧侶による開発―いわば農民的開発―に拠るものであつた。

以上のことから、夷岩屋領における私の設定については、坊に伝来した耕地あるいは僧侶らによる開発地をまとめると一つの単位としたことを知ることができたが、私の設定に関しては、なお、他の在り方が所在したとも推察される。この点については、充分明らかにすることはできないが、私が耕地の在り方をどのように反映していたかについて、諸史料からなお触れておきたい。

まず、〈史料4〉に見える二つの払のうち千象房払は、注文Aでは千蔵払と記されており、その故地と見られるのが、現在の大字夷のうち宇貴船にある「センドバレ」と呼ばれる一帯である。センドバレは、五筆の水田から成り、現在は一つのイゼによつて灌漑され、水利体系の上では完結した地となっている。このように私の遺称地のうち、一個の井堰によつて灌漑され、水利体系が完結している地は、センドバレの他に、字庵十払（安樹払の故地）、字焼尾（屋気尾払の故地）がある。これらはそれぞれ私の遺称地となる小字の水田部が、庵十払イゼ、焼尾イゼという一個の井堰によつて灌漑されている。こうした水利体系と私の遺称地の関係からみるならば、払設定の一つの型として、一個の井堰によつて灌漑された地をまとめて一個の払として把握したことが窺える。さらにここで、前述の払と坊との関係をふまえると、センドバレと呼ばれる地は、千象房に関わる僧侶によつて開発された地と見られ、こうした僧侶による開発は複数の井堰の構築を必要とするようなものではなく、一個の井

堰によって灌漑される、小規模な開発であったことを具体的に知ることもできる。ただし、私の遺称地には字坊落（坊楽私の故地）のように、現在は複数の井堰によって灌漑される所もあるが、その開発過程についてはなお詳らかでない。

これまで、夷岩屋領における私の具体的な在り方とその成立について検討してきたが、こうした私の設定は領主夷岩屋にとってはどのような意味を有したのであろうか。

この点については、まず私が荘園における名と同じく土地編成の単位であるものならば、私として把握された地には領主である夷岩屋の所当・公事が設定されたことが推察される。（史料3）にあるように、僧侶による開発地も「修正田」という形で、夷岩屋の得分も設定されたが、改めて私が設定されたことは、領内において夷岩屋の得分を明示・確定させるものであったことも示していると思う。ちなみに、（史料2）に見える妙鏡私はもとと妙鏡坊に伝来した耕地を私として把握したと考えられ、実際注文Aにおいても「妙鏡坊私」と記されているが、ここには夷山院主分が設定されている。つまり、私として把握されることは、そこに含まれる耕地が「私」（ここでは坊）の所領というだけでなく、夷岩屋という寺院組織のなかで「公」の所領となることを意味したといえる。



写真9 センドバレ(中央の棚田的などころ)

ただ、注文Bには中ノ坊領や善花坊領、さらには妙鏡坊領という記載がある。この私と坊領の書き分けがいかなる状況に拠るものか、明確にすることはできないが、ここには私という単位が設定されたが、なお、坊には「私領」とされる耕地が所在していたことが示されているのであろう。

4 夷地区の耕地開発

すでに、これまでの行論の中で、夷地区の耕地開発の様相については適宜述べてきたが、なお触れることのできていない点も多い。例えば、川沿いではなく斜面に所在する叢払は、枝谷からの谷水灌漑による所であるが、これを含めた斜面地そして枝谷の開発の問題、あるいはこれに関連して水田以外の畠地などの開発がいかなる状況にあったのかなどである。そこで、はじめに枝谷の開発について見ておくと、東夷川・西夷川には多くの枝谷がある。右に触れた叢払も、枝谷に立地するものであるし、注文Bに見える藤ヶ谷も同様である。その他、明治二十一年の土地利用図（『資料編』付図A-1）を見ると、夷地区には枝谷に多くの水田があるし、枝谷の上流部にも天水を利用した水田が点々と所在している。こうした状況は近世以後の開発にかかる所が多いと推定されるが、中世においても、叢払や藤ヶ谷のように、谷が深く傾斜の比較的ゆるい地においては水田、さらには畠地も開かれていたことが窺える。

中世夷岩屋領における畠地開発については、前節で見た長小野地区と異なり、どのくらいの畠地があったのかなどについては必ずしも明らかではない。しかし、余瀬文書には畠地などを利用して栽培されたものを記す史料が三通ほど残されている。これらはいずれも、夷岩屋などに関係する史料を伝える余瀬文書のなかに伝来していることから、中世の夷

地区に関わるものと見られる。その一つに、「某所土貢注文」(『香』一六七号)という史料がある。ここには大豆が八石余、あわが十八石余、ひえが九石余、あさ四斗余、きわた(木綿)が七斗余などと記されている。あるいは「源六御蔵入納記」(『香』一六八号)には、大豆やあわ・ひえなど合わせて二十石余を納めたことが記され、この他にも「ぬの十五たん、此内もんめん一たん」を納めている。これらの史料は紙質や書風などから十六世紀頃のものと思われるが、ここからは当時の夷地区においては大豆やあわなどが栽培されたことがわかり、なかでも源六個人が納めた二十石余という数量からは、二つの注文に見える水田以上に、当時の夷地区においては畠地が広がっていたことを物語っているだろう。また、ここで注目されるのは木綿の名が見られることである。中世における木綿の問題については、永原慶二氏などの論著があるが、国東半島においても、十六世紀段階には木綿が栽培されていたことは興味深い。

以上の点から、中世夷岩屋領においては、水田以外にも畠地が多く広がっていたことが窺える。なお、その所在地などは不詳であるが、私の中にも畠地が所在したことはこれまでの検討から明らかであるし、この他の枝谷沿いの斜面地にも畠地が開発されていたことも推察されるのである。こうした枝谷沿いの開発においては、まず畠地としての開発があり、その後近世になってから水田化が実施されたとも見られる

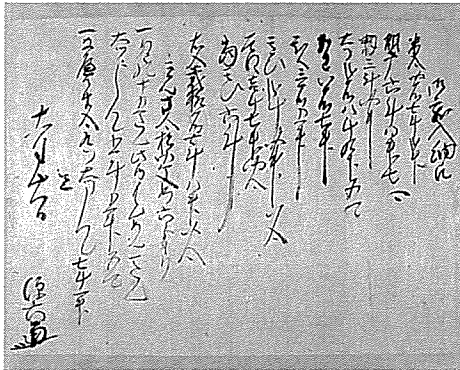


写真10 源六御蔵入納記(余瀬文書)

のである。

なお、夷地区の開発という点に関連して付言しておかねばならないのは、鉄生産の問題である。この問題については、すでに飯沼賢司氏の論考²⁷⁾があり、飯沼氏も指摘されているように、例えば、前で触れた「例進勘定状」には「布鉄合貳百七端」とあるし、余瀬文書の中には隈井佐渡守や隈井孫左衛門尉宛の例進請取状が十二通ほど残されているが、そこからは布や鉄、切鉄が夷地区から貢納されていたことがわかる。ここからいう隈井氏は近世には夷村の庄屋となる者であるが、十六世紀段階では夷岩屋領における鉄生産を中心に例進を掌握する立場にあったといえる。ちなみに、夷地区には多々良や鍛冶迫という地名があり、注文A等にも「カチ又四郎」などとあることから、この地には鍛冶集団が所在し、鉄生産が行われたことが窺える。ただし、具体的な原材料の入手経路などについては不詳であるが、いずれにしても、こうした鉄生産は夷地区の大きな特徴といえるだろう。

最後に、これまで検討してきたことを、夷地区の開発という視点から改めてまとめておくと、次のようになる。

①当初は山岳修行の拠点となったこの地は、十二世紀前半から僧侶による水田開発が行われた。それらの多くは、一個の井堰によって灌漑が達成されるような面積から成るものであった。同時に畠地も開発されたと見られる。こうした開発地は、その後弟子などへと相伝され、住坊に伝来するものもあった。

②十三世紀前半に、私という単位が設定された時には、小垣原私のように僧侶によって開発された地をまとめて一つの私とされた。また、坊に伝来したものは「房私」などと称され、同様に一つの私として把握された。私の設定には、この他にも様々な在り方があったともいえる

ようが、いずれにしても私はその領域に水田の他に畠地や山野を含むものであった。

③なお、中世段階では夷地区の川沿い全体が水田化していたかは明らかではなく、そこには畠地も所在したと見られる。同時に谷水灌漑によって一部の枝谷でも水田が開発され、藪払のように私が設定された所もあるが、そこでは畠地もまた開発されたことが想定される。

④中世夷岩屋領の全体像を具体的に知ることができるのは、注文Bに示されるように、中世後半になってからのことであるが、この段階までには川沿いの大部分は水田となっていたことがわかる。そして、現在の川沿いに耕地が広がり、諸所に集落が点在する景観は、十六世紀段階には基本的に成立していたことがわかる。

⑤とはいえ、注文Bにもあるように、川沿いの耕地は洪水に見舞われ、なお不安定なものもあった。また、中世に開発された夷地区の水田は基本的に井堰灌漑であり、用水の安定化は近世以後の大きな課題ともなり得た。

⑥そして、中世の夷地区には水田の他に畠地も広がっていたことが窺え、大豆やあわなどの他に木綿も年貢として納められたことがわかるし、中世後半の諸史料からこの地区は国東半島における鉄生産の拠点の一つであったことも知ることができる。

註 (1) 「大友家文書録二」(『大分県史料』三二巻―八三三)。

(2) 「吉弘鎮整氏文書」(『増補訂正編年大友史料』三三―六五号)。

(3) 飯沼賢司「文書からみた智恩寺の歴史」(『智恩寺』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九二年)。

(4) 中世地名の遺称地のなかで、松尾払は現在の宇松尾に比定することもできるが、宇松尾は現在は山間部にあり、水田が開かれた地と見ることはでき

ない。しかし、東夷川にある幹線水路の取水口は、松尾イゼという井堰を利用したものである。このことから、かつては川沿いにも松尾の地名があったが、明治時代の小字統合によって現在のようになかたちになったことが想定される。そこで、第15図では旧松尾イゼ一帯を松尾払の遺称地とした。

また、藤ヶ谷についても、宇藤ヶ谷としてその名は現在に残っているが、この地は宇松尾と同じく山間部にある。しかし、東夷川の枝谷に藤ヶ谷と呼ばれるものがあり、この谷沿いの現在の宇城ノ本付近には水田も開かれていた。また、東夷川には藤ヶ谷イゼと呼ばれる井堰が谷の出口付近にあり、中世ではこの井堰周辺の耕地も含まれていたことも想定されるが、とりあえず第15図では現在の宇城ノ本に所在した水田周辺を遺称地とした。

(5) 坂本賞三「王朝国家体制論」(東京大学出版会 一九七二年)。

(6) 永原慶二「新・木綿以前のこと」(中央公論社 一九八九年) など。

(7) 飯沼賢司「鍛冶の翁」と「炭焼小五郎」伝説の実像―中世の豊前・豊後の金属生産の問題―(『東シナ海を囲む中世世界 中世の風景を読む7』新人物往来社 一九九五年)。

四 ま と め

本章では、香々地荘および六郷山領であった竹田川流域の中世における開発の様相について検討を加えてきた。その結論などについて、改めてここでは繰り返すことはしないが、これまでの考察において特に留意しておきたい点を指摘しておきたい。

まず、竹田川流域においては、中世後半あるいは近世初頭までに川沿いには耕地が開かれていた。特に竹田川下流域においては、中世を通じて耕地の中に所在した集落がなくなり、耕地が拡大したことを知ることができ、この地区においては現在のような耕地および集落景観が中世後半から近世初頭段階に成立したのである。このように、竹田川流域の耕地開発は中世後半までにほぼ達成されていたと見ることができ。ただし、ここでは川沿いの耕地すべてが水田であったというわけではなく、これまでの検討から名あるいは弘として編成された耕地にも畠地が所在したことが推察されるし、水田として開かれていたとしても、「長小野村取帳目録案」(『香』一一七号)や「夷地見坪付注文」(『香』一四三号)にもあるように「河成」となった地も所在したことなどから、中世における竹田川沿いの景観は、水田とともに畠地や荒地なども所在するものであったと見られる。なお、竹田川上流域の夷地区においては、現在の集落地は夷岩屋の坊を淵源とするものと見られ、特にこの一帯の集落景観は基本的に中世後半までに成立したことが推察される。

つまり、現在の竹田川沿いの景観は、基本的に中世後半までに成立していたわけであるが、それはあくまで一つの段階であり、現況のように川沿いの耕地が一面水田という景観の成立はなお近世以後に引き継がれたと見られる。

また、中世の竹田川流域においては、水田や集落地背後に広がる丘陵などにも畠地が多く所在したと見られ、特に長小野地区の竹田川左岸の台地においては、こうした畠地を中心とした名が所在していたと見られる。中世の畠地の重要性については、既に先学の研究もあるが、十六世紀後半の夷地区からの貢進の請取状(『香』一五一、一五三号など)には切鉄と並んで「ぬの」と表記されており、当時の夷地区においては布が重要な貢進物であったことがわかる。このように布が貢進物とされたことは、布の生産に必要な桑などの栽培が広く行われていたことを窺わせ、これは夷地区においても畠地が重要な位置を占めていたことを示唆するものといえよう。

ところで、本章では次章で触れる見目川流域は別として堅来川と羽根川流域については触れることができなかった。これは文献資料をはじめ、両地区の中世における開発の様相を示す資料が今ほとんど伝えられていないことに拠っているが、土地利用図(『資料編』付図A-1)に見られるように、近代初頭においても水田となっている所はほぼ下流域に限定されており、中世においてはなお少なかったことが推測されるのである。

IV

近世・近代の耕地と集落

本章は、今回の調査対象地区である香々地町の近世・近代の開発の歴史を概観していくものである。ただし、香々地町全体にわたって、近世・近代の開発の歴史を追及していくことは、そのもととなる近世史料などがのこされていない所もあり難しく、その詳細を明らかにすることはできない。そこで、以下では近世・近代の水田開発の様相について、特に見目地区において検討を加え、さらに近世における集落の展開、そして現代の圃場整備事業の問題を取り上げることとしたい。

一 近世・近代の見目川流域の開発

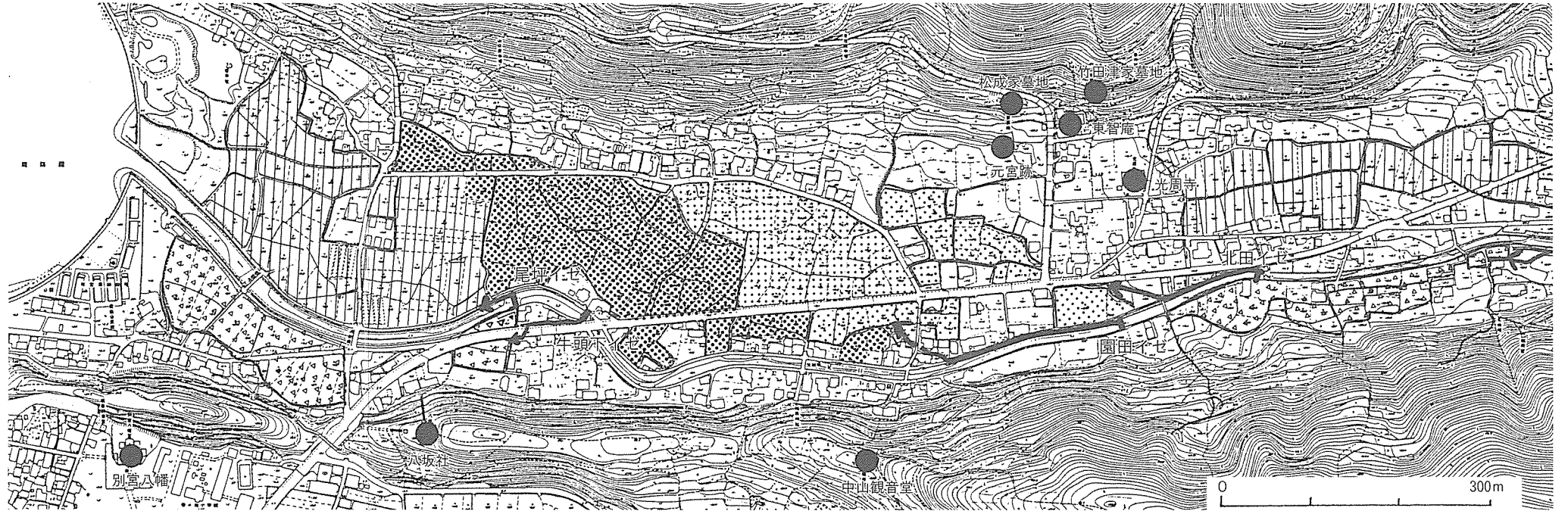
1 その歴史的前提―中世見目川流域の開発史―

Ⅱ―Ⅲで触れたように、見目川流域は中世には香々地荘の領域であり、名の故地も明確に知ることのできるものは、宇治郎丸や堂園から東近広にかけての微高地（以下、堂園地区と呼ぶ）一帯から下流部に分布している。

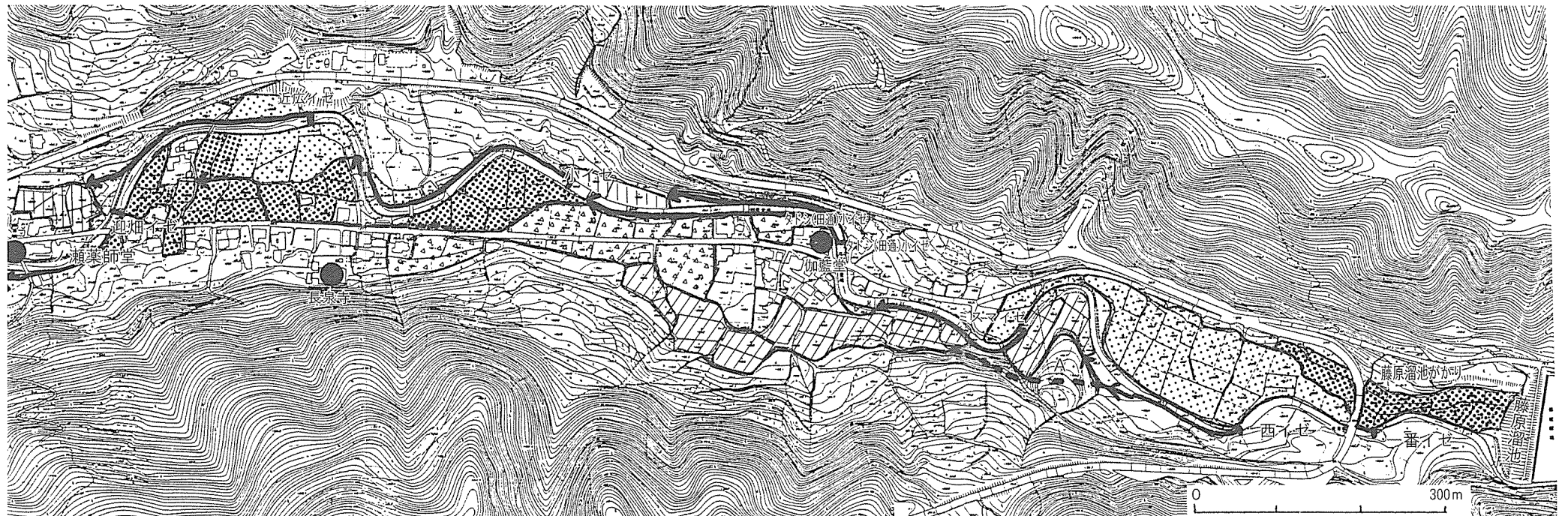
ここで、現在見目川流域の灌漑体系を概観しておく、見目川には下流から尾坪イゼ・牛頭下イゼ・園田イゼ・北田イゼ・迎畑イゼ・近広イゼ・小イゼ・田通イゼ・田通小イゼ・ミスマイゼ・西イゼ・一番イゼの井堰が藤原池まで設けられている。藤原池上流にも水田は所在しているが、これらは天水や川を石でせき止めて水を引くもので、構造物としての井堰は見られない。ところで、土地利用図〔資料編〕付図A―1を見ると、見目川流域では堂園地区より上流部（以下、便宜上見目川上流域と呼ぶ）にはほとんど水田がなく、後に詳しく述べるように、この地域の水田は多くが近代以後の開田によるものである。実際これらは「シクタ」と呼ばれている。そして、近代以前に水田が開かれていたのは、

堂園地区を含む、それ下流部（以下、便宜上見目川下流域と呼ぶ）の水田が広く分布する一帯であり（付図B―3参照）、いままこの一帯は「古田」と呼ばれている。ちなみに、見目川流域では既に圃場整備事業が終了しているが、圃場整備事業以前の水利慣行について少し触れておくと、まず、藤原池は右に見た見目川にかかる井堰のうち、園田イゼまでに配水していたという。ここでは特に水利権の強い井堰も見られず、早魃の折には六月十五日に池の水をおとすこととし、その決定は総会の意志に委ねられた。また、各井堰においても特に水利権の強い水田はなく、毎年五月下旬頃の「アライゼ」（井堰の掃除の時に決められる水引きによって上手から順番に水を入れていったという）。

ここで、中世見目川流域の開発史に話を戻すと、前述したように見目川下流域の東西の丘陵麓を中心に名の遺称地が所在している状況は、竹田川下流域と類似しており、見目川流域においても名は背後に丘陵を背負い、屋敷地や山野そして前面に広がる耕地も領域としたことがわかる。また、土地利用図にもあるように、見目川下流域の左岸など水田がほとんどないところにも名の遺称地があることから、畠地を中心とした名が所在したことも窺え、この点をふまえるならば、見目川上流域にも荘園の名が所在したことも推察できるが、地名調査などから名の遺称地がほとんど検出されておらず、ここでは不詳というほかない。しかし、見目川上流域の伽藍集落には室町時代の阿弥陀如来立像が残されているし、十五世紀後半の国東塔もかつては所在していた。また、伽藍集落より下手にある長泉寺裏の墓地や一ノ瀬薬師堂には中世後半の五輪塔もあることから、少なくとも中世後半には見目川上流域にも開発の手が入り、集落が成立していたことが考えられる。なかでも、伽藍集落周辺は近代以前の見目川上流域の中で唯一と最もまとまって水田が開かれていること



第16図 見目川下流域の水利体系



第17図 見目川上流域の水利体系

をふまえると、ここが見目川上流域では拠点となった地と見ることもできよう。

ところで、見目川流域ではほとんど発掘調査が実施されておらず、集落の消長や開発過程などは明らかでないが、そのなかで唯一ともいえる字小路における発掘調査によると、ここからは十三世紀末から十四世紀頃の備前焼の甕をはじめ中世の土器が出土しているし、十六世紀頃と見られる掘立柱建物跡が検出されている¹⁾。この地は見目川下流域をのぞむ微高地に位置する堂園地区でも、上流部にあたっているため、ここから堂園地区の歴史を明確に知ることが難しいが、中世においてはこの一帯に集落が所在したことが想定される。なお、この堂園地区の字伏原には狩場地区に影向した八幡神が次に移った所とされる元宮跡がある。その後、八幡神は現在の別宮八幡宮に移り、鎮座したという。こうした狩場地区―見目地区―別宮八幡宮と八幡神が移ったという伝承は、これらの地がいずれも八幡神と由緒があることを物語るものといえることができ、逆に言えばこれらの地区が香々地荘の領域とされた地であったことがわかる。すると、こうした地域の由緒を物語る伝承の故地が、見目川流域では堂園地区に所在することは、竹田川下流域をのぞむこの一帯がやはり中世においては重要な拠点としてあったことが窺えよう。

2 近世見目川流域の開発

前項で検討したように、中世の見目川流域は下流域を中心に水田が開かれており、上流域では畠地がほとんどであった。その後の見目川流域の開発史で注目されるのは、元禄二年（一六八九）の藤原池築造である。しかし、この溜池築造は後述するように、見目川流域全体でのさらなる大規模な開田をもたらすものではなかったことは土地利用図からも明らかである。

かである。藤原池築造後の見目村における耕地の広がりに関する史料としては、まず元禄四年（一六九一）の「末年田畑差出帳」（松成家文書）が挙げられる。これによれば、見目村全体では「永荒分」を除くと、五十八町九反一畝二歩半の耕地が書き上げられている。このうち、水田は二十五町二十八歩、畑は三十三町九反四歩半を数えている。ただし、見目村は竹田川下流域も領域としていたことから、この面積を以て直ちに見目川流域の耕地面積と見なすことはできない。そこで、次に時代は降るが、明和七年（一七七〇）の「井手町歩名寄帳」（松成家文書）を見ると、ここには北田井手・園田井手・尾坪井手・しりかと井手・伝九郎井手・井手なし各々についての受益面積が記されている。このうち、しりかと井手・伝九郎井手については、現在その所在地なども不詳であるが、他の井堰が見目川に築造されたものであることから、これらも見目川に設けられて井堰と見ることができよう。そして、各井堰などの受益面積は、北田井手三町四反余、園田井手九反二畝二歩、尾坪井手五反一畝六歩、しりかと井手一反六畝一七歩、伝九郎井手一反七畝二十一歩、井手なしは三町六反二十歩とあり、計八町七反ほどの水田が少なくとも十八世紀後半の見目川流域には所在したことが窺える。

ただし、前述したように、ここに見えるしりかと井手と伝九郎井手の所在地が不詳のため、八町七反という面積が見目川流域全体の田数であるのかはなお明らかでないが、仮に八町七反という数字が見目川上流域を含まないものとしても、後掲の表7にあるように、近代初頭においてもこの一帯では二町弱の水田しか開かれていないことをふまえると、先の「井手町歩名寄帳」が記された十八世紀後半における見目川流域には、十町前後の水田が所在したことを知ることができよう。すると、こうした状況は藤原池築造後の見目川流域における水田開発の様相を示すもの

といえる。また、表7からも窺える通り、藤原池の築造は見目川流域全体において大規模な水田開発を促すものではなく、それはあくまで既に所在した水田の安定化を図ることと、下流域に水田とともに点在した畠地の水田化を目的とするものであったことが推察されるのである。

なお、見目村庄屋であった松成家には、寛延四年（一七五二）の年紀を持つ「国東郡見目村新溜池場所内見分大積」（松成家文書）という史料も伝来している。ここにいう「新溜池」は、藤原池近くに所在し、現在は利用されていない割石池にあたるものと見られ、その後も文化九年（一八一二）には「見目村河内溜池御普請御扶持米渡帳」（松成家文書）から、池のかさ上げを実施していることがわかる。ただ、この割石池は二町ほどの灌漑面積を有し、藤原池を補完するものであったという。見目地区においては、この割石池のように藤原池築造後も溜池が築かれ、近世を通して用水の確保が行われ、その結果が後に述べる旧土地台帳の水田面積に現れているのである。

以上、近世見目地区における水田開発の状況について概観してきたが、土地利用図にもあるように、見目地区では畠地も多く広がっていた。畠地といっても、谷の沖積地に所在するものとそれ以外山の斜面などに所在するものがあつたが、沖積地に所在する畠地は前述したように、香々地荘の名に含まれるものもあり、中世の開発にかかるものもあることがわかる。また、山の斜面などに所在する畠地も、一部は中世の開発によるもの所在することが推察されるが、多くは近世の開発にかかるものであると見られる。後述するように、近代になってからの谷沿いの水田開発は、こうした畠地開発を前提とするものであった。

ただし、畠地をはじめ山野がいかに利用されたのか、その詳細を明らかにできないが、一例を挙げると「国東郡村誌」（資料編）Ⅲ）の見目

村物産には、様々な産物が記されており、このうち畠地に関するものとしては胡麻・甘藷がある。胡麻・甘藷については、香々地地域の他村には見られないものであり、これらが見目村物産として特記されていることは、ともに見目村において重要な畠地に関わる物産であったことが窺えよう。また、松成家文書には寛政九年（一七九七）の年紀を持つ「榎苗植付場所覚帳」（松成家文書）という史料がある。これによると、見目村においては榎が植えられたのは、「徳丸川西」や「迎畑川東」あるいは「一ノ瀬川」とあるように、見目川の河原や土手などであったことを知ることができる。つまり、水田や畠地などの耕地として利用できない河原などには榎が植えられたのであり、「国東郡村誌」の見目村物産には、「榎実質美荳万八千斤」と書き上げられており、こうした榎は見目村の重要な産物となっていたことがわかる。

ちなみに、「国東郡村誌」によれば、見目村物産としては、黒砂糖や生魚も挙げられている。このうち黒砂糖については後に述べることとし、他に生魚が挙げられていることは、近世見目村にとって漁業が重要な産物であったことが窺えるが、この点については残念ながら関係資料も余りなくここでは明らかにすることができなかった。

2 「旧土地台帳」に見る水田開発

さて、本項では見目地区の水田開発に改めて目を向けることとしたい。元禄二年（一六八九）に見目川上流部に築造された藤原池は、明治十四年（一八八二）から明治三十二年（一八九九）にかけて増築が行われた。この工事によって、見目地区の水田開発はどのように展開したのであるか。以下では、この点について、香々地町役場税務課所蔵の旧土地台帳に見える水田への地目変換の記載を手がかりにして、見ていくことと

したい。

旧土地台帳には、畠地などから水田へ地目変換がなされた場合、「地目変換届出」の年月日（以下、届出年月日と略する）と「地目変換地価修正」の年月日（以下、修正年月日と略する）という二つの記載がある。表7は、これをもとにして、見目川にかかる井堰ごとに、水田へ地目変換された面積を届出年月日の順に並べたものである。ここでは、まず旧土地台帳から水田に地目変換された耕地を調べ、その耕地を地形図上におとし、これに見目川に築造されている各井堰の灌漑範囲とを重ね合わせて、井堰ごとに地目変換にかかる耕地面積を示したものである。

ちなみに、旧土地台帳を見ると、届出年月日と修正年月日との間には、数年の開きがある。例えば、明治三十二年（一八九九）に届出がなされた耕地は、明治三十六年（一九〇三）に、明治三十七年（一九〇四）に届出されたものは、明治四十一年（一九〇八）に地価修正が行われ、さらに明治三十九年（一九〇六）の届出分と明治四十二年（一九〇九）の届出分は明治四十三年（一九一〇）に一括修正がなされるといった具合である。こういった地価修正は、地目変換の届出をうけて、地元の役場が実施するものであり、そこには数年の開きがあることも充分に考えられるということから、届出年月日の方が地目変換―ここでは水田としての開発―の時期をより具体的に示しているといえよう。しかし、この届出年月日は水田開発の時期を直接に示すものではないし、地目変換の届出がなされるに至るまでの開発の経過については現在の所なお詳らかではないが、旧土地台帳に見える地目変換の届出は、一定の範囲にわたってまとまって行われており、見目川流域における水田開発事業は一度に見目川流域で実施されたわけではなく、いくつかの段階があったことがわかる。

ところで、地目変換に際しては旧土地台帳には届出年月日と修正年月日の二つの記載があるとしたが、地目変換された耕地のなかには、修正年月日しか記されていないものもある。若干の例外はあるものの、それらはすべて修正年月日の日付が明治四十三年以後のものである。なかでも、明治四十三年は前述のように、明治三十九年と明治四十二年の届出分が一括修正された年であり、修正年月日しか記されていない耕地についてはそれが明治三十九年段階に届出がなされたのか、あるいは明治四二年のものかは不明である。こうしたより具体的な開発時期を知ることができない所―修正年月日のみが記載された所で、特に明治四三年以後―については、表7ではアンダーラインをひいた。

3 近代見目川流域の水田開発

そこで、表7をもとに、明治以後の見目川流域の水田開発の歴史を見ていきたい。まず、ここから窺えることは、明治三十二年（一八九九）の藤原池増築工事終了とともに、水田に地目変換されているのは、一伊ゼ・ミスマイゼ・田通イゼ・小イゼがかりといった見目川上流部にいてであった。

次の画期となっているのは、明治三十七年（一九〇四）の届出分である。ここでは、ミスマイゼ・田通イゼ・小イゼ・近広イゼ・迎畑イゼ・北田イゼ・園田イゼ・尾坪イゼがかりで地目変換の届出がなされており、見目川流域全体にわたっている。このなかで、小イゼがかりの耕地は、それまで全く水田が所在しなかった所であり、藤原池増築によって初めて水田が開かれたことがわかる。

そして、明治三十九年（一九〇六）と明治四十二年（一九〇九）にも、見目川流域全体にわたって地目変換の届出がなされている。また、す

表7 近代見目川流域における水田への地目変換一覧

井堰名	明治以前の 水田面積	明治27	明治32	明治34	明治37	明治39	明治42	明治43	大正時代	昭和(戦前)	昭和(戦後)
一番イゼ	0・1・3・23		0・6・0・3			0・6・6・2		0・4・6・9	0・3・8・25		0・0・4・11
西イゼ	0・3・1・15					0・3・6・25	0・1・9・9	0・3・5・20	0・2・6・4		0・2・5・0
ミスマイゼ	1・1・8・2		0・0・6・27	0・1・0・24	0・0・6・23		0・1・2・23		0・1・0・6		
田通イゼ	0・3・1・3		1・4・1・8		0・4・0・18	0・0・9・29	0・0・4・25	0・0・4・11		0・0・9・12	
田通小イゼ		0・1・2・29						0・0・9・19	0・1・5・14		
小イゼ			0・3・4・25		0・5・0・16				0・1・3・2	0・0・7・8	
近広イゼ	0・0・4・4				1・0・9・3		0・4・8・14	0・2・8・21	0・9・8・5	0・2・3・10	0・0・4・2※2)
迎畑イゼ	0・0・8・0				0・3・6・18		0・0・2・9	0・0・3・10	0・1・0・25		
北田イゼ	3・3・6・15				0・0・2・6		0・0・4・27 (※1)	0・0・2・14	0・3・6・14		0・0・8・6
園田イゼ	4・1・6・5				0・0・5・28	0・0・8・14			0・0・6・11		0・0・1・12※3)
牛頭下イゼ	2・2・3・0										
尾坪イゼ	4・1・6・10		0・0・6・12	0・0・6・12	0・3・7・18		0・2・0・15		0・0・5・9		
計	15・9・8・17	0・1・2・29	2・4・3・3	0・1・7・6	2・8・9・10	1・2・1・10	0・9・7・10	1・3・0・14	2・6・0・25	0・4・0・0	0・4・3・1

・ここでの面積は、町・反・畝・歩を示す。

※1：この4畝27歩の他に、明治41年の地価修正のみの記載を持つ耕地が4畝8歩ある。

※2・※3：地目変換・地価修正の記載がなく、地目変換の年代不詳のもの。

前で触れたように、これらは明治四十三年（一九一〇）に一括地価修正されており、これをふまえると明治四十三年の修正年月日の記載のみを持つ耕地も、おそらくは明治三十九年あるいは明治四十二年に届出がなされたものと推測される。すると、明治三十年代後半から四十年代にかけて、見目川流域では水田開発の一つの画期があったといえよう。そのなかで、水田となった耕地は、表7から明治三十九年には一町二段余、明治四十二年には一町二段余、そして明治四十三年には一町三段余となる。なかでも、見目川上流の西イゼについては、他の見目川上流域の井堰とは異なり、明治三十九年になってようやく水田への地目変換が実施されている。このように西イゼがかりの耕地で地目変換が遅れたのは、第17図のAにあるように水路が隧道となっている箇所があり、これの開削工事のためと思われる。実際、聞き取りでも、この隧道は明治時代に開削されたといわれている。

明治三十二年の藤原池の増築完成後、見目川流域ではまず上流部で水田への地目変換が実施され、その後見目川流域全体で畠地から水田への地目変換が実施されたのである。つまり、現在のような見目川流域に水田が広がるという景観は、明治時代以後に生み出されたものであった。ただし、

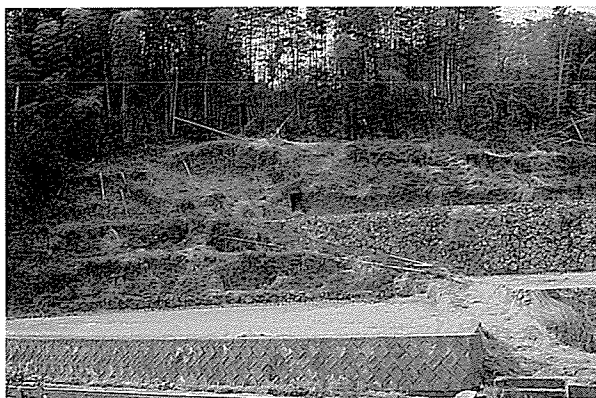


写真11 西イゼ水路の隧道出口(中央の斜面にみえる黒い部分)

明治時代の藤原池のかさ上げ工事は、現在池のたもとに残されている石碑からも、近世見目村の庄屋であった松成四良蔵を中心に実施されたものであったことがわかる。すると、明治前半のこうした土木事業においては、庄屋の系譜をひく者をはじめ当時の地主階級が大きな役割を果たしたことも推測されるが、ここではその事情を詳細に知ることはできなかった。これらは今後の課題として残されている。

註(1) 後藤一重編『香々地の遺跡 Ⅱ』（香々地町教育委員会 一九九五年）。

(2) ここで掲げたように、川原などに樋を植え付ける土地利用の在り方が、中世にまで溯るかどうかについては、なお明らかでない。

二 溜池の築造と耕地の開発

1 香々地地域の溜池築造

前節では、見目地区を取り上げ、主に近世・近代の水田開発について瞥見したが、こうした水田開発にとって大きな役割を果たしたのは、藤原池のような溜池の築造である。すでに、溜池と水田開発の問題については、『豊後国田染荘の調査 I』でも論述され、ここでは溜池を立地によって、以下のように谷池A、谷池B、里池と分類されている。¹⁾

谷池A―谷の最奥部にあって、池より上には集落が存在しないもの。

谷池B―谷合に存在するが、比較的沖積地に近く、池の周辺あるいは

上流部に集落が存在するもの。

里池―沖積地またはその周辺に存在し、集落からあまり離れていないもの。

そこで、香々地町内の溜池について、上記の分類もふまえ、表にしたものが、表8である。これを見ると、谷池のうち明確に近世に築造されたことがわかるのは、藤原池と割石池という見目川流域の池である。また、松津川流域の蛇谷池は明治二十一年の地籍図に描かれているが、明確な築造年代は不詳であり、香々地町内において、谷の上流部での溜池築造は、近代になった本格化したことがわかる。このうち石河内池については、その築造などの経緯を知ることができるため、以下に少し見ていくこととしたい。

すでに、明治段階から、夷地区に溜池を築造することは計画されていたが、諸般の事情で頓挫してきたという。しかし、昭和になって、それまでの三重村の産業の主体であった生糸が、輸出不振となり、かわって

米産が見直す動きが現れるとともに溜池築造が計画され、昭和九年（一九三四）の三重村議会で、夷地区に石河内池の築造が決定し、村営事業として実施された。築造費用は「時局匡救事業」としての補助とともに、村の基本金からの繰入れと村吏員互助金からの借入をあてたという。そして、この費用の償還については以下のような取り決めがなされた。

①池より佐古地区の友広イゼがかりまでは反当の七割。

②篠子イゼより下流は反当二割。この地は、二週間に一回の配水とする。

③一般負担は起債の十分の一。

石河内池は昭和九年一月二八日に着工、昭和十三年（一九三八）に完成をみた。その後、昭和三十五年（一九六〇）から昭和四十一年（一九六六）にかけて増築工事が実施され、同時に竹田川右岸の丘陵を通る幹線水路も築造された。これらの工事によって、従来の水田五十四町に加えて、三十八町余りの水田が開かれ、池の貯水量は三四万三千tとなった。²⁾なお、池の灌漑範囲は竹田川流域全体にあたるものではなく、信重イゼまでを範囲としている。これは、信重イゼがかりより下流の農家は負担金を出していないことに拠るといえる。

前節で見た藤原池あるいはこの石河内池に代表されるように、香々地町域の耕地開発は、近代以後に一つの画期を求めることができる。つまり、香々地における大規模な水田開発は、十九世紀後半に一つの画期を求めることができるわけであり、現在見ることで各谷の沖積地に水田が広がる景観は十九世紀後半以後に成立したものと見えよう。

次に、里池について見ていくと、現在大字堅来・羽根・小畑・見目地区にはなく、竹田川下流域に双子池と秋本池が所在し、竹田川中流域の長小野地区にも、現在名称は不明であるが、里池が所在している。この

表8 香々地町の溜池

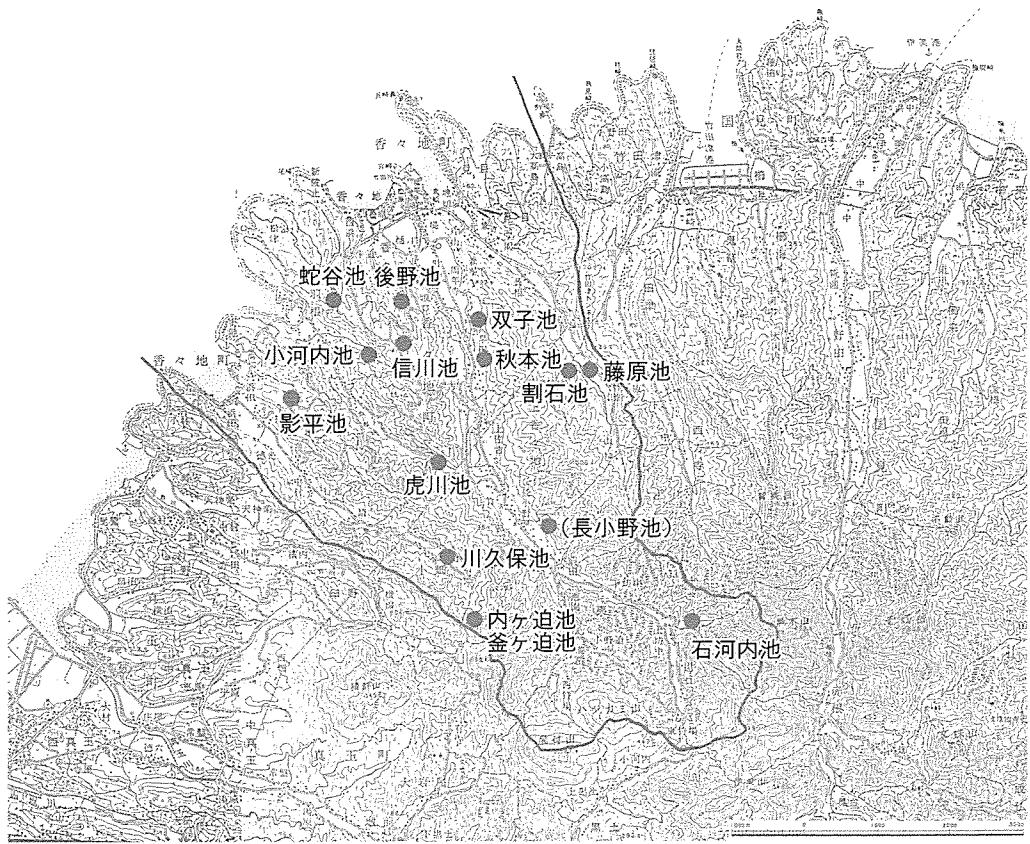
	築造年代	貯水量	水系	備考
石河内池	昭和13年(1938)	343,000 t	竹田川	谷池A。戦後に増築。幹線水路も築造される。
双子池	江戸時代	7,000 t	竹田川	里池
秋本池	江戸時代		竹田川	里池
長小野池	明治年間		竹田川	里池。正式な名称は不明。
後野池	明治18年(1885)		竹田川	谷池A
藤原池	元禄6年(1693)	109,000 t	見目川	谷池B。明治14年から32年にかさ上げが実施された。
割石池	江戸時代	13,000 t	見目川	谷池A
蛇谷池	不詳	6,000 t	羽根川	谷池A
虎川池	明治16年(1883)		羽根川	谷池A
小河内池	大正2年(1913)	35,000 t	羽根川	谷池A
影平池	明治37年(1904)		小池川	谷池A
川久保池	明治39年(1906)		堅来川	谷池B
内ヶ迫池	明治44年(1911)	33,000 t	堅来川	谷池A
釜ヶ迫池	明治30年(1897)	11,000 t	堅来川	谷池A

※本表作成にあたっては、『香々地町誌』などを参考にした。

長小野地区の池については地籍図にも見ることができないため、近代になって築造されたものと見られる。一方で、双子池と秋本池については、地籍図にも描かれており、近世段階に築造されたものと見られるが、これらはいづ頃築造されたのであろうか。この点については、佐古村の庄屋を務めた国実家へのこされた史料が留意される。

一つは、寛政二年(一七九〇)付の「奉願上新堀溜池之事」である。ここでは、佐古村の信重・樫之松の二つの「井手掛り」の水田の用水安定のため、新しく溜池を築造することを願っている。ここにいう新堀溜池の場所は「そのだ」としているが、現在の地名を検出することはできない。現在の樫之松井手なる井堰は竹田川にはないが、佐古地区の教証寺近辺の水田を灌漑する水路を「カシノマツ」と呼んでいることから、あるいは、この新堀溜池は佐古地区の教証寺周辺から下流一帯の用水安定のために築造されたものといえよう。すると、現在の秋本池がこれにあたることも推測されるが、現在は聞き取りなどから特定することができず、ひとまず上記の可能性を指摘するに留めておきたい。

また、同じ国実家文書には、宝永五年(一七〇八)付の茅場溜池の復旧を願った文書がある。ここに見える年代からして、先の溜池とは別に茅場溜池が一八世紀前半に築造されていたことがまずわかる。



第18図 香々地町の溜池

さらに、「百姓共奉願候故、去酉之年茅場溜池耆ヶ所被為仰仕」とあることから、この池は「去酉之年」、つまり宝永五年に最も近い酉年である宝永二年（一七〇五）に築造されたもの見られる。なお、この文書は唐櫃村と佐古村の庄屋・組頭・百姓代などが署名しており、茅場溜池の灌漑範囲は両村に及んでいたこともわかる。そして、この両村の立地に、現在の灌漑体系を合わせ見ると、竹田川下流域が茅場溜池なる池の灌漑範囲であったことが推測され、ここから茅場溜池を現在の双子池に比定することもできよう。これら国実家文書に見える二つの溜池が双子池と秋本池に該当することは充分に考えられ、双子池・秋本池が地籍図に描かれていることもふまえて、表8ではその築造を江戸時代とのみ記すこととした。

なお、仮にこれらの溜池が現在の双子池・秋本池にあたらなとしても、竹田川流域の慢性的な水不足という状況をふまえるならば、近世には竹田川中下流域では用水安定化の動きがあったことを指摘することができよう。

2 香々地における近世・近代の耕地開発

このように、竹田川流域においては、一八世紀初頭の里池築造によって、用水の安定化を図る動きが見られたことがわかる。しかし、前述したように現況では長小野地区より上流の竹田川流域、大字見目・羽根・堅来・小畑では、里池の築造が確認できず、谷池とともに近世段階にあまり溜池の築造が見られないことは、近世香々地の耕地開発の在り方を考える上で留意されるものといえよう。

以上の溜池築造の状況をふまえて、改めて近世・近代を中心に香々地町域の耕地開発の歴史についてまとめておきたい。

まず、近世までの耕地開発の結果を示すものといえる、土地利用図(『資料編』付図A-1)を見てみよう。これによると、竹田川流域では谷全体に水田が広がっている他は、いずれの谷においても下流域に水田がまとまって分布しており、谷全体に水田が広がっていないことがわかる。

特に、竹田川流域と見目川流域は、中世には香々地荘あるいは六郷山領とされ、その開発の様相も概観できる所であり、土地利用図に見えるこれら二つの谷の水田分布は、基本的に中世後半あるいは近世初頭の状況をほぼ引き継ぐものと見られる。すると、近世の香々地においては溜池築造による大規模な耕地の拡大という動きは見られず、開発の展開という点からすると、いわば静態的な状況にあったともいえようが、ここで留意すべき点は、IVでも述べたように荘園の名あるいは六郷山における払とされた地すべてが水田であったわけではなく、そこには畠地なども混在していたこと、そして水田とされた耕地すべてが安定したものではなかったと考えられる点である。

つまり、近世の香々地では、前述した藤原池や竹田川中下流域における里池の築造が、既に開かれていた水田への用水の安定化を目的としたことに示されるように、ここでは既存の谷沿いの開発地において安定した水田を生み出すこと、いわば耕地の改良が指向されたといえよう。ただし、こうした動きは国東半島自体が寡雨地帯であるという自然条件にも制約されたであろうが、その一方で近世における香々地地域の支配という面からも検討されるべきと思われる。しかし、近世の支配と耕地開発の関係については、ここでは明らかにすることはできず、今後の課題としてなお残されている。なお一方で、近世の香々地においては、耕地の開発という点からすれば、中世段階以上に丘陵などへの畠地開発が展開したと見られる。実際土地利用図などを見ても、山間の尾根近くまで

畠地とされた所もあり、同時にここでは谷の上流部においてもかつては山野であった所が畠地とした開発されたことも想定される。要するに、こうした畠地開発が近世香々地における耕地開発の大きな特徴の一つとして指摘できるのではないだろうか。

そして、前節で見たように明治時代の藤原池増築は見目川上流域の開発を第一義としており、ここに端的に示されているように、近代になってからの溜池築造は、畠地の水田への転換を目的としたものであった。前でも触れたが、香々地町域における開発史は、十九世紀後半に大きな画期を迎え、現在のように谷沿いに全面的に水田が広がる景観が成立してくるのである。

3 海岸部の開発について

ところで、これまでは溜池築造から、香々地町域における近世・近代の谷沿いの耕地開発を概観してきたが、この他の開発としては、海岸部の開発が一個の問題となる。

海岸部の開発については、現在の大字見目・香々地・羽根・堅来の各地区が該当するわけであるが、文献資料からこれをたどることは現在の所難しい。そこで、以下では地籍図あるいは聞き取り調査の成果などから、この点について堅来・羽根地区を中心に瞥見していくこととしたい。

まず、堅来地区については、地籍図を見ると現在の国道沿いは砂浜あるいは海となっている。このことから、明治初頭段階においても現況の景観と異なっていることが窺える。さらに、堅来地区の今祥集落には「ハマンシリ」という屋号を持つ家があり(付図B-6を参照)、この今祥集落の立地する微高地が古くは汀にあたっていたことも窺えるのである。堅来地区一帯の海は遠浅であり、現在の景観は、この遠浅の海を干拓そ

して埋め立てて、形成されたものと考えられる。その事業が、具体的にいつ頃実施されたのかは、明確に知ることはできない。

また、羽根地区は先の堅来地区とともに香々地町内で最も早く圃場整備事業が実施された所であるが、この工事の際に綿津見社下手の水田の下から砂層と貝殻などが認められたという。また、綿津見社より下流の講中の一つは「新貝講中」と呼ばれており、ここにいふ新貝は新開にあたるものと見られ、その名は井堰にも見られる。これらのことから、綿津見社より下流部は「新開」の名に示されるように、もともとは海あるいは砂浜の地を干拓しつつ形成された所であることが窺える。ちなみに、海の神と言われる綿津見社が、現在の羽根地区では海から離れた内陸に鎮座している。このことと、前述した「新開」の名が綿津見社より下流に所在することは、この一帯が綿津見社勧請後に開発されたことを窺わせ、それは主に中世から近世にかけて見られる。こうした状況をふまえるならば、先の堅来地区の開発も同様であったことが想定できよう。

それでは、海岸部の開発によって生み出された所の土地利用はどういったものだったのだろうか。これを示す明確な諸資料は、現在の所見い出されていないが、「国東郡村誌」(『資料編』Ⅲ)の記載を見てみると、海岸沿いに立地した堅来・羽根・見目・香々地の諸村では、砂糖黍あるいは黒砂糖が物産の項に書き上げられている。そのなかで見目村には砂糖を積み出した所が字堀切の海岸沿いにあり、その周辺で砂糖を栽培していたとも伝えられている。実際、字堀切の堀一郎氏は明治時代に製糖業を営み、いまでも氏の家には砂糖をひいた臼がのこされている。

さらに、「国東郡村誌」によれば、見目村には製塩場もあったことがわかる。見目村の庄屋であった松成家の文書には「塩浜」に関するものがのこされており、現在の字宮岬周辺に製塩場があったことが推定される。

こういった点から、海岸部の開発によって生み出された所は直ちに水田となる所もあったかもしれないが、砂糖の栽培や製塩に利用されたと考えられるのである。

註(1) 海老澤衷「灌漑体系の変遷」(『豊後国田染荘の調査』1) 大分県立宇佐風

土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年。

(2) 『香々地町誌』(香々地町 一九七八年)。

(3) 前掲註(2)。

三 近世から近代の見目村集落

1 見目村の「屋敷検地帳」について

大分県西国東郡香々地町の松成満男氏の所蔵にかかると『松成家文書』の中に、「元禄五年申九月 豊後国国東郡見目村屋敷御検地帳」(『資料編』Ⅱに所収)と題する記録がある。これは、タイトルが示すように、元禄五(一六九二)年九月に作成された見目村内屋敷地の検地帳である(以下、「屋敷検地帳」と表記する)。まず、その内容の一例を示してみよう。

宮ノ尾

一、上屋鋪七間 壹畝拾貳歩 分米壹斗壹升貳合 理兵衛

右は冒頭の一筆であるが、以下、計九一筆の屋敷地ごとに、その所在地、等級(

表9 元禄5(1692)年、見目村内屋敷地内訳

等級	面積	分米	斗代	筆数
上屋敷	町反畝歩 1.2.0.04	石 9.611	石 0.8	80
中屋敷	8.07	0.494	0.6	7
下屋敷	6.15.5	0.260	0.4	4
合計	1.3.4.26.5	10.365		91

(註1)「元禄五年申九月 豊後国国東郡見目村屋敷御検地帳」(松成満男氏所蔵『松成家文書』)より作成した。
(註2)「面積」、「分米」、「筆数」の各合計は、史料中に示されている数値に拠った。

上・中・下)、堅および横の間数、面積、分米、名請人を書き上げている。また巻末には、東智庵・牛頭宮・貴布祢宮・阿弥陀堂など、境内地八カ所を「除地」として記載する。
さて、「屋敷検地帳」に見える九一筆の屋敷地について、その内訳を示したもの

が表9である。各屋敷地は、上屋敷、中屋敷、下屋敷のごとくに分けられ、その等級ごとに斗代も設定されている。しかし、そうした等級区分があるにもかかわらず、一見して屋敷地の大部分は上屋敷であることがわかる。下屋敷のうちには郷蔵床一筆を含むが、こうした等級の振り分けがいかなる基準によっておこなわれたものなのか、今のところ判然としない。いずれにしても、見目村内屋敷地は一般的には上屋敷であり、中屋敷および下屋敷に区分されるものは例外的であったと考えられる。
ところで、「屋敷検地帳」には、屋敷地九一筆の書き上げについて、次に掲げるような一文がみえる。

右豊後国国東郡見目村百姓居屋鋪先年検地之節竿外二而有之分、今度令吟味御勘定所江相窺手代竿取并案内之百姓為致神文以六尺竿令検地反別分米相極所如件

元禄五壬申年九月

今井九右衛門²⁾

(ほか八名は略す)

「先年」がいつのことであるかは明確ではない。しかしながら、この一文から、見目村の場合、従来の検地において屋敷地は「竿外」となっていたことがわかる。元禄五年以前の見目村では、屋敷地は年貢賦課の対象外とされていたが、同年以降、屋敷地を村高に組みこんだ上で畠方として年貢が賦課されることとなったのである。すなわち、この屋敷地は、天草代官今井九右衛門の命により、見目村内屋敷地への年貢の賦課を目的としておこなわれたものとみることができよう。³⁾

2 「屋敷検地帳」にみる近世の見目村集落

ここでは、右の「屋敷検地帳」にもとづいて、元禄期における見目村集落の概要についてみていくことにしたい。なお、「屋敷検地帳」に示されている各屋敷地の所在地は、現在小字あるいはシコナなどと呼ばれる段階のものであり、本史料からは村内における各屋敷地の正確な所在地についてはわからないこと、また虫損や破損などによって一部判読不能な所在地があることをあらかじめことわっておく。

「屋敷検地帳」に記載されている順序にしたがって、各屋敷地の所在地、等級、面積、分米などを一覧にしたものが表10である。まず、「よこ浜」は、見目村北部の字浜田（付図B-3を参照、以下小字名は同様）に今もその名が伝えられている。「友延」については判然としないが、字上山口に友延本家とされる家のこつており、おそらくはこの辺りを指すのではないかと推測される。現在は「ジデ」と呼ばれている。「自在」は、字上山口に隣接する字東村にあり、見目川流域の字三安上と接する辺りを指す。さらに「重友」・「山ノ下」・「井手ノ上」は、字治郎丸・字小路・字堂園にそれぞれその名が伝えられている。なお、「道辻」および「徳久」については今のところ明らかではない。そのほか、「宮ノ尾」（字宮尾）・「三安」・「伏原」・「次郎丸」（字治郎丸）・「長相」・「迎畑」・「近広」・「徳丸」・「元兼」・「宮ノ庄」（字宮庄）・「片山」については、付図B-3・4の中にそれぞれ確認することができる。また、「屋敷検地帳」において各屋敷地を記載する順序は、おおむね見目川を中心として、東側を見目村北部から南部へ、次いで西側を南部から北部へと書き上げていることがわかる。

さらに、表10から、各屋敷地の面積の内訳についてみてみると、まず

四畝歩以上のものが三筆、以下、三畝歩以上が二筆、二畝歩以上が一筆、一畝歩以上が五二筆、そして一畝歩未満のものが二三筆となる。一畝歩以上および同未満の屋敷地をあわせると七五筆となり、屋敷地全体の約八割をしめる。したがって、見目村においては、一畝歩程度の屋敷地が平均的なものであったということができる。また一方、四畝歩以上の屋敷地の中には、一反二〇歩（縦二〇間、横一六間）といった広大なものがみえる。これは、字伏原にあることから、近世を通じて大庄屋あるいは見目村庄屋役をつとめた松成本家の屋敷地であろうと考えられる。そのほか、「よこ浜」にある郷蔵床が三畝二〇歩（縦一一間、横一〇間）となっている。

さて、表10にみえる各屋敷地の所在地について、付図B-3・4を参照すると、次の二点を指摘することができる。第一に、所在地を比定できない「道辻」・「徳久」、および所在地「不明」となっているものを除くと、屋敷地は、おおむね見目川下流域に広がる水田地帯の周縁部に、山裾に沿って展開していることがわかる。これは、近世集落の典型的なあり方の一つといえる。今のところ、見目村を描いた絵図類が見出せないことから明確にはできないが、表10に示される各所在地の分布状況などを考えると、近世の見目村には、おもに山麓に沿って屋敷地が集中する集落集落が展開していたものと思われる。

第二は、見目川下流域と比較すると、上流域には屋敷地がほとんどみられないことである。表10によれば、見目川上流域において、所在地が確認できる屋敷地としては「14長相」の五筆があげられる。しかしながら、実際には、本章第一節にも述べられているように、さらに上流の字伽藍には、少なくとも中世後半には開発がおこなわれ一定の集落が成立していたことが想定される。この点から、表10の「15不明」として

屋敷地六筆は、宇伽藍の集落を指しているものと考えられる。いづれにしても、見目村内の屋敷地は、基本的には見目川下流域に展開しており、おもに畠地の広がる狭隘な上流域には集落の成立が難しかったものと考えられる。

3 まとめ―近世から近代への展望―

近世見目村の集落景観を窺い知ることのできる史料は、いわゆる村絵図なども含め、右の「屋敷検地帳」のほかは今のところ見出せない。また、見目川流域の発掘調査もほとんどおこなわれていない現状では、元禄期以降の見目村における集落の展開過程については明らかにすることができない。しかしながら、明治二十一（一八八八）年段階の香々地域域土地利用図（『資料編』付図A-1を参照）に示される宅地の分布状況を見ると、先に述べたような元禄期の見目村における集落景観とほとんど変化がないことが看取される。

近世の見目川流域における耕地開発は、本章第一節でも述べられているように、見目川流域全体にわたる大規模な水田開発を目指したのではなく、①すでに開かれていた水田への用水供給の安定化と、②下流域に点在していたとみられる畠地の水田化の二点を企図したものであったと考えられる。現在のような、見目川全流域にわたって水田がみられるといった耕地景観は、明治十四（一八八一）年から同三十二（一八九九）年にかけて実施された藤原池増築などを経て徐々に形成されたものであった。

もちろん、耕地の開発が必ずしも集落の成立―集落景観の変貌―へと直接的に連関するわけではない。しかしながら、「三面皆山林原野二属シ北ハ海二面ス」（『資料編』Ⅲに所収）といわれる見目村の村落景観を考

慮した場合、近世から近代にかけて同村の集落景観に大きな変化がみられないことは、右に述べたような近世段階の見目川流域における開発の状況と決して無縁ではなかったと考えられる。

註（一）本稿中においては、本史料を引用、あるいは本史料にもとづいて表などを作成する場合、すべて原文書に拠ることとした。

（二）元禄四（一六九二）年閏八月に天草代官に就任した人物であるが、同時に正徳二（一七一二）年七月より牧野延岡藩領に編入される国東郡各村をも支配下においていた。この今井九右衛門については、『大分県史』近世篇Ⅲ（大分県、一九八八年）所収の「延岡藩領」（豊田寛三氏執筆分）を参照。

（三）「可納御年貢割付」（松成満男氏所蔵『松成家文書』）。

（四）『真玉町誌』（真玉町誌刊行会、一九七八年）所収の「明治四年辛未年豊後国国東郡小河内村差出帳」には、「屋敷御検地帳元禄五申年今井九左衛門様御竿帳巻御座候」とする一文がみえる。すなわち元禄期には、見目村だけではなく、今井九右衛門の支配下にあった国東郡各村において屋敷検地が実施されたものと考えられる。以上、この「屋敷検地帳」については、前掲『大分県史』近世篇Ⅲ所収の「延岡藩領」を参照。

表10 元禄5(1692)年、見目村内屋敷地一覽

所在地	等級	面積 (縦*横)	分米	備考
1) 宮ノ尾	上屋敷	^反 1.12 ^歩 (7間 * 6間)	^百 0.112	理兵衛
2) よこ浜	下屋敷	3.20 (11間 * 10間)	0.147	郷藏床
	下屋敷	1.18 (8間 * 6間)	0.064	庄右衛門
	中屋敷	2.00 (10間 * 6間)	0.120	孫左衛門
	下屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.040	太右衛門
3) 不明	中屋敷	0.12 (4間 * 3間)	0.024	善九郎
4) 友延	上屋敷	1.02 (8間 * 4間)	0.085	十兵衛
	上屋敷	1.20 (10間 * 5間)	0.133	善左衛門
	上屋敷	2.06 (11間 * 6間)	0.176	理左衛門
	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	勘右衛門
5) 自在	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	勘左衛門
	上屋敷	0.25 (5間 * 5間)	0.067	彦左衛門
6) 道辻	中屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.070	孫市郎
	中屋敷	1.19 (7間 * 7間)	0.098	新三郎
7) 三安	上屋敷	1.15 (7間半 * 6間)	0.120	四兵衛
8) 不明	中屋敷	0.18 (6間 * 3間)	0.036	久左衛門
9) 伏原	上屋敷	0.27 (6間 * 4間半)	0.072	権九郎
	上屋敷	1.0.20 (20間 * 16間)	0.853	弥次右衛門
	上屋敷	2.20 (10間 * 8間)	0.213	甚右衛門
10) 次郎丸	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	惣四郎
11) 重友	上屋敷	1.00 (7間半 * 4間)	0.080	茂兵衛
12) 山ノ下	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	助五郎
	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	十右衛門
	上屋敷	0.25 (5間 * 5間)	0.067	助三郎
	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	新十郎
13) 口瀬	上屋敷	2.10 (10間 * 7間)	0.187	作右衛門
	上屋敷	0.20 (5間 * 4間)	0.053	同上
	下屋敷	0.07.5 (3間 * 2間半)	0.009	与介
	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	三十郎
	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	金右衛門
14) 長相	上屋敷	1.24 (9間 * 6間)	0.144	権右衛門
	上屋敷	0.12 (4間 * 3間)	0.032	彦八
	上屋敷	1.24 (9間 * 6間)	0.144	金兵衛
	上屋敷	2.15 (15間 * 5間)	0.200	五郎右衛門
	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	市右衛門

15) 不 明	上屋敷	0.20 (5間 * 4間)	0.053	惣 三 郎 彦 作 吉 之 丞 孫 四 郎 与 兵 衛 五 郎 七
	上屋敷	0.25 (5間 * 5間)	0.067	
	上屋敷	0.25 (5間 * 5間)	0.067	
	上屋敷	0.28 (7間 * 4間)	0.075	
	上屋敷	0.28 (7間 * 4間)	0.075	
	上屋敷	0.24 (6間 * 4間)	0.064	
16) 迎 畑	上屋敷	1.26 (8間 * 7間)	0.149	理 兵 衛 久 藏 半 左 衛 門
	上屋敷	0.16 (4間 * 4間)	0.043	
	上屋敷	1.12 (7間 * 6間)	0.112	
17) 近 広	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	弥 市 郎 助 九 郎 茂 右 衛 門 源 太 郎 源 十 郎 仁 左 衛 門 金 三 郎 七 兵 衛
	上屋敷	2.00 (10間 * 6間)	0.160	
	上屋敷	0.06 (3間 * 2間)	0.016	
	上屋敷	0.24 (6間 * 4間)	0.064	
	上屋敷	0.28 (7間 * 4間)	0.075	
	上屋敷	1.19 (7間 * 7間)	0.131	
	上屋敷	2.10 (14間 * 5間)	0.187	
	上屋敷	0.25 (5間 * 5間)	0.067	
18) 徳 丸	上屋敷	2.00 (10間 * 6間)	0.160	介 三 郎
19) 井手ノ上	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	惣 太 郎 久 助
	上屋敷	1.25 (11間 * 5間)	0.147	
20) □ □ の	上屋敷	1.12 (7間 * 6間)	0.112	七 右 衛 門 弥 兵 衛 久 兵 衛
	上屋敷	2.03 (9間 * 7間)	0.168	
	上屋敷	4.00 (15間 * 8間)	0.320	
21) 伏 原	上屋敷	1.26 (8間 * 7間)	0.149	八 郎 左 衛 門 惣 兵 衛 弥 次 右 衛 門 久 三 郎 助 四 郎
	上屋敷	1.26 (8間 * 7間)	0.149	
	上屋敷	1.19 (7間 * 7間)	0.131	
	上屋敷	1.10 (8間 * 5間)	0.107	
	上屋敷	4.24 (12間 * 12間)	0.384	
22) 元 兼	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	加 左 衛 門 又 兵 衛
	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	
23) 不 明	中屋敷	1.03 (6間 * 5間半)	0.066	弥 十 郎 助 七 権 左 衛 門 権 三 郎 善 兵 衛 又 七
	上屋敷	0.25 (5間 * 5間)	0.067	
	上屋敷	2.06 (11間 * 6間)	0.176	
	上屋敷	0.18 (9間 * 2間)	0.048	
	上屋敷	1.24 (9間 * 6間)	0.144	
	上屋敷	1.05 (7間 * 5間)	0.093	
24) 徳 久	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	甚 左 衛 門 次 郎 助 長 三 郎
	上屋敷	1.00 (10間 * 3間)	0.080	
	上屋敷	1.15 (9間 * 5間)	0.120	
25) 宮ノ庄	上屋敷	1.00 (6間 * 5間)	0.080	彦 七

26) 不 明	上 屋 敷	1.05	(7間 * 5間)	0.093	太 郎 左 衛 門 次 郎 八
	中 屋 敷	1.10	(8間 * 5間)	0.080	
27) 片 山	上 屋 敷	1.00	(6間 * 5間)	0.080	長 右 衛 門 源 兵 衛 門 津 右 衛 門 次 右 衛 門 彦 三 郎 仁 助 金 左 衛 門 五 右 衛 門
	上 屋 敷	2.00	(10間 * 6間)	0.160	
	上 屋 敷	1.10	(8間 * 5間)	0.107	
	上 屋 敷	1.12	(7間 * 6間)	0.112	
	上 屋 敷	0.24	(6間 * 4間)	0.064	
	上 屋 敷	0.20	(5間 * 4間)	0.053	
	上 屋 敷	1.00	(6間 * 5間)	0.080	
	上 屋 敷	1.12	(7間 * 6間)	0.112	
28) □ 山	上 屋 敷	1.00	(6間 * 5間)	0.080	八 左 衛 門 兵 左 衛 門
	上 屋 敷	3.10	(20間 * 5間)	0.267	
29) 兼 嶺	上 屋 敷	1.00	(6間 * 5間)	0.080	三 右 衛 門 仁 右 衛 門 与 八 三 郎 左 衛 門
	上 屋 敷	1.10	(8間 * 5間)	0.107	
	上 屋 敷	1.20	(10間 * 5間)	0.133	
	上 屋 敷	1.10	(8間 * 5間)	0.107	

(註1) 「元禄五年申九月 豊後国国東郡見目村屋敷御検地帳」(松成満男氏所蔵『松成家文書』)より作成した。

(註2) 「所在地」のうち、虫損・破損などにより、史料中でまったく判読できないものを「不明」、また一部判読できるものについては判読不能な部分を□として表記している。

(註3) 「備考」に掲げた人名は、「2) よこ浜」中の「郷蔵床」を除いて名請人である。

四 長小野地区における近・現代の集落と耕地の変遷

—近世村落景観復原の基礎として—

1 はじめに——明治期の村落景観をどう捉えるか

明治以降の日本における近代化の歩みのなかで、発展軸から遠く離れた国東半島に所在した村落も都市とは無縁ではなく、そこから多くの人々を大都市に送り出した。村落においてはそれらの都市に比べると緩やかではあったが、経済・社会・文化のあらゆる面において大きな変化がみられたといっても過言ではない。しかし、全ての面において、一様に変化を遂げたわけではなく、地域によっても変化の進展の速度は様々であった。この間の近代化過程や社会変動に関しては社会学をはじめとして経済史・法制史・思想史・日本史などの分野では比較的関心が高く、多くの成果が得られている。¹⁾

また、日本の急速な近代化を村落社会のレヴェルでミクロに検証した研究は、主に農村社会学や民俗学において多くの蓄積を得ている。それらの研究によると、日本の伝統的村落においては近世に形成された村落ゲマインシャフトが、基本的に封鎖的・共同体的性質を少なくとも昭和初期までは維持していたことを見出している。それは村落社会地理的にいえば、社会関係が実質地域たるムラのなかで基本的に完結していたということである。つまり、社会関係の空間的枠組みには基本的に大きな変化がみられなかったということである。しかし、そのような視点を強調することは、近世村落を大きく特徴づけ、共同体規制さらには精神的結合の政治経済的基盤ともなったときえいえる村請け²⁾が、地券交付と地

租改正という一大改革によって土地私有が法認されたのにもなって崩壊したことの重要性が看過されているようにも思える。地券交付や地租改正によって直ちに共同体に変化が生じたというわけではないが、都市から遠く離れた国東半島の一角にあっても、学制発布や地券交付があり、さらに地押丈量がなされ、土地台帳が整備されて行く過程を見ていた人々にとっては、制度的にも大きな変革があることは容易に実感できたことであろう。さらに貨幣流通経済が浸透してくると農民行動の面では経済的合理性指向の基盤形成が徐々に進行し、そのような意識の浸透は共同体の紐帯が弛緩するひとつの契機となったことであろう。このことは実際に村落における家屋等の建築物の外観やそれらの配置・分布をはじめとする景観的側面、さらには建物の内部構造などにも大きな影響を与えているはずであるが、これまでそのような景観論的関心は希薄であったといえよう。³⁾

ところで、近年における生活様式の急速な近代化・都市化が村落景観にドラステイックな変化を惹起したことを考えると、もはや近代初頭の村落景観像すら具体的に把握するには相当な困難をともなう状況となっている。³⁾そこで本稿では、近代初頭における村落景観を捉らえることは焦眉之急であるとの認識のもとに、長小野地区を事例地域としてとりあげ、まずできるだけ明治初頭に近い時点での村落景観像を復元的に把握するとともに、明治以降の近代化への動きにもなって生じた村落社会の構造や機能の変動がどのように村落景観に投影され、村落景観がどのように変容を遂げてきたかを明らかにしたい。その際、弥勒寺領荘園であった都甲荘や宇佐宮領荘園であった田染荘の地域および石清水八幡宮領隅田荘であった紀伊国伊都郡境原村にも時には言及しながら長小野地区の様相を描出したい。旧境原村は近畿地方の大都市大阪へ二日行程で

行くことができ、早くに近代化・都市化の影響を受けた地域でもあるので、比較することにより近代化の影響をより鮮明に把握できるものと思われる。

なお、ここでは村落社会それ自体の変化については十分に触れる余裕はないので、この点に関しては他日を期したい。

2 明治初期の長小野く国東郡村誌にみえる上香々地村を中心にく

明治初期の香々地荘地域に関しては、一八七六年（明治九）にまとめられた『国東郡村誌』により概況を知ることができる（表11）。現在の香々地町域のうち『国東郡村誌』に記されている旧小畑・堅木（来）・羽根の三か村は荘域には含まれないので、これら三か村をひとまず除外して香々地・上香々地・見目・夷四か村の土地利用状況⁵をみると、田一六六町余、畑四三三町余、山林二二町余、宅地四四町余、藪地四〇町余、芝地三町余、社地三町余、寺院地一町余、埋葬地二町余、溜池・池沼二町余、その他五町余となり、総面積は九一七町余となる。これらの面積のうち山林、藪地、芝地などは実際には縄延びが大きく、この数値よりかなり大きくなるものと思われるので留保が必要であるが、水田率は一八・一パーセント、畑地率四七・四パーセント、山林率二三・二パーセントとなり、都甲荘の場合と比較すると水田の割合がやや低い畑地の割合が非常に高く、田畑合わせると六五・五パーセントを占め、都甲荘の場合よりも二〇ポイントも高く注目される。しかし、耕地に占める田地率をみると、都甲荘の場合約四九パーセント、田染荘の場合は約五五パーセントであったから、香々地荘の約二八パーセントというのはかなり低いといえる。

表11 国東郡村誌にみえる香々地荘域と周辺の村（現香々地町域）の概況

村名	香々地荘域						
	小畑	堅木(来)	羽根	香々地	上香々地	見目	夷
戸数	70	219	229	450	243	292	174
内、農業	67	204	215	405	216	279	119
寺社	2	10	7	5	5	9	4
人口(男)	146	461	547	1,400	542	592	403
(女)	155	464	494	1,005	542	605	371
計	301	925	1,041	2,405	1,084	1,197	774
田(町反畝歩)	0.4.5.22	23.9.8.28	10.3.4.13	46.1.0.07	42.9.4.24	37.5.0.06	39.8.8.07
畑(町反畝歩)	38.5.0.05	86.7.8.22	108.3.7.20	147.8.5.11	94.6.2.15	134.7.5.22	58.0.3.17
宅地(町反畝歩)	2.8.7.28	7.1.2.21	8.6.6.11	16.6.9.26	9.9.6.06	10.8.9.16	7.2.9.17
山林(町反畝歩)	20.4.2.09	77.2.0.29	33.2.4.28	46.3.8.03	36.9.5.15	95.7.3.23	33.3.2.00
藪地(町反畝歩)	0.1.3.13	0.1.4.06	0.2.2.24	4.3.3.18	5.6.4.13	1.0.1.00	29.2.1.10
芝地(町反畝歩)	0.0.0.21	0.1.6.06	—	1.0.4.13	0.3.4.12	0.1.2.01	1.5.7.12
社地(町反畝歩)	0.6.7.17	1.0.3.14	0.2.9.20	1.1.9.05	0.3.6.14	0.1.9.12	1.4.4.23
寺地(町反畝歩)	0.0.8.17	0.2.0.18	0.1.5.08	0.2.2.11	0.3.1.27	0.4.0.00	0.2.1.27
墓地(町反畝歩)	0.2.7.04	0.2.5.19	0.6.6.11	0.9.5.04	1.0.9.11	0.7.8.20	0.7.0.04
池(町反畝歩)	—	0.0.5.10	0.0.1.20	1.1.8.00	0.1.9.11	0.6.5.00	—
他(町反畝歩)	—	0.2.1.03	0.3.0.15	1.3.8.26	0.1.5.02	3.7.5.13	—
計(町反畝歩)	63.4.3.16	197.1.7.26	162.2.9.20	267.3.5.04	192.6.0.00	285.8.0.23	171.6.8.27
牛	牝36	牝117	牝104	牝104、牝2	牝69、牝3	牝105、牝4	牝108、牝2
馬	牝13	牝25	牝46、牝3	牝126、牝1	牝97、牝2	牝75、牝2	牝19、牝1

一方、人口は五、四六〇人と都甲荘に比べると四割ほど多いのに対し

て、総面積は二割ほど狭いにもかかわらず、耕地面積は六〇一町余と約一六パーセント広い。しかし、畑地の割合が高いので、食糧生産面からみると人口扶養力は十分ではないことが推測される。したがって、両地

域は、谷底低地の氾濫原部分に水田、河岸段丘部分と山麓部に畑地が分布するという点では基本的に変わらないが、香々地荘域では都甲荘域に比べ人口が四割ほど多いことを反映し、人口圧から山麓部緩斜面の畑地としての利用がより進んでいるのであろう。このことは、ちょうどその

範囲が香々地荘域と一致する第一大区九小区の「物産取調書」の控にみえるこの時期の農業生産についての報告からもうかがえる(表12)。即ち、米の生産量五〇〇石というのは少なすぎると思われるが、畑では大麦・

小麦・裸麦などの麦類や粟、大豆、甘藷(甘藷)など食用作物を中心に栽培され、工芸作物では甘蔗の栽培が目立ち、葉烟草(タバコ)や棉・藍・菜種など多様な作物が主に自給用に栽培されていたことや、生蠟の採取も盛んであったことが分る。畑作物では食用作物が卓越しており、

特に甘藷が八万貫(約三〇〇トン)と多いことにも人口が多かったことが反映されているとみることができようが、それだけでは人口を支えるには不十分であったのであろう。時期は少し遅れるが、明治三十六年測

図の五万分の一地形図(後掲第19図)によれば山麓下部緩斜面に、都甲荘では見られなかった桑畑が多く開発されており、養蚕奨励とも相俟つて明治三十六年までの間に桑園化が進行したことが分る。養蚕による現

金収入によって人口扶養を図ったとみることができよう。また、いずれの村も水利の便はよくなかったらしく、『国東郡村誌』には「水利便ナラス」あるいは「旱ニ苦ム」と記されている。さらに主要な物産である前

記の生蠟や甘蔗から作った黒砂糖の質がよくなかったことも郡村誌には

記されている。

なお、総戸数は一、一五九戸で、うち一、〇一九戸が農業に従事するが、香々地村ではそのうち六〇戸、見目村では一〇戸が農間漁に従事し、夷村では五〇戸が「傍ラ薪炭ヲ業」として

いる。このような副業に沿岸部の香々地村、山間部の夷村という村落の立地する環境がよく反映されている。このほか神社が三〇戸、寺が一四戸あり、都

甲荘域と比べると神社は二三戸少ないが、寺は七戸多い。また、全体で牛三九七頭、馬三二三頭が飼育されている

が、大半は農耕および運搬に使役されたものと思われる。このうち、夷村の牛の飼養頭数が戸数や耕地面積に比して多いのは、竹田川の谷の最奥部に

あることや、副業の薪炭を搬出するために運搬に使役することが多かったため

であろう。

主要道路としては、二等道路として大分往還が挙げられているほかは、三等道路が村落間の道路として挙げられている。この大分往還は見目村から左

古村、小畑村を通る藩政期以来の幹線

表12 明治9年物産取調書にみる第1大区9小区の物産

名称	実 棉	生 糸	藍 葉	甘 蔗	生 蠟	葉烟草	菜 種	蜂 密	食 塩
生産量	200斤	4貫目	20貫目	6万斤	2万斤	500斤	10斛	200斤	200石
名称	乾 鰯	米	糯 米	大 麦	小 麦	裸 麦	栗	粟	稗
生産量	1000斤	500石	20石	200石	150石	200石	250石	20石	30石
名称	大 豆	蕎 麦	甘 藷						
生産量	200石	10石	8万貫						

出典：『香々地町誌』(1979)、香々地町誌刊行会、p212より

道路であったが、明治三十年代に沿海道路が開通してその地位は低下した。

このほか上香々地村に学校や揭示場が置かれ、明治初期にはこの地域の中心であったことがうかがえる。この時期には小学校の設置や地租改正など地域社会に深く関わる重要な新しい動きもみられたが、明治九年という時点では上記のような状況は基本的には近世末期と大差はないものとみられ、『国東郡村誌』の記載は近世の香々地地域の村落景観を考える際の出発点ともいえよう。

なお、『国東郡村誌』にみえる上香々地村は明治八年に近世藩政村でもあった佐古村と長小野村が合併して成立した村であるが、明治二十二年のいわゆる明治行政村の発足にあたっては夷村と合併し、三重村となった。

3 明治二十一年地籍図にみえる村落景観とその後の変容

(1) 資料としての明治二十一年作成地籍図―地籍図に表れた景観―

現在香々地町役場に所蔵されている古い地籍図(字図)は、明治二十一年十二月から二十二年一月にかけて調製されたもので、その縮尺は六〇〇分の一である。この図はその作成年から、土地台帳制に備えるために明治十八年二月の大蔵大臣訓令「地押調査ノ件」をうけて、以後四年間にわたり実施された地押調査事業によって作成されたものと考えられる。若干の検討の余地は残されているが、先の地租改正事業により作成された一字限図および一村限図と実地との地積の差は、少なくとも当時はそれほど著しくないと認識されたようである。改めて全面的に丈量し直すこともなく、「地租改正図」をもとに調製された可能性が大きい。⁸⁾つまり、

その精度は、きたるべき土地台帳制にもその附属地図として十分に機能し得る程度であったと考えられていたと言えよう。

この地籍図に記載されている内容は、他のこの時期の地籍図と同様に、字の形状、道路、溝川池沼、堤塘、村界、字界、筆界、地番、地目、等級、縮尺などである。このうちの地目には、宅地、田、畑、山林、原野、荒地、埋葬地、秣場、寺社境内地、官有地などの種別がある。筆界は単に地番を区別するだけでなく、筆界が設けられた段階における土地表面の形状をある程度反映していると考えられる。そこで、この地目とその地筆の形状に注目して地籍図をみると、かなりの精度で地表の景観を読み取ることが可能である。その作成は明治中期以前であるから、現在のように大型機械を用いた大規模な地表面の改変がなされる以前の地表面の景観を示している。したがって、この地籍図に描かれた内容を詳細に検討することにより、現在は失われてしまっている明治中期以前、ひいては近世、場合によってはそれ以前の景観を抽出することが可能である。そのため、地籍図はこれまで多くの歴史地理研究に利用されてきた。¹⁰⁾このような地籍図の有用性は、『豊後国田染荘Ⅰ・Ⅱ』ほかの報告書でみた通りである。

以下において、香々地地域における明治中期の村落景観とその後の変容を概観した後、大字上香々地の長小野地区を例として村落景観をできるだけ詳細に描出し、ついで現況と比較しながら明治中期以来の村落景観の変容をみることにしたい。さらにその後、近世の村落景観についても若干の検討を試みることにしたい。

また、経済の高度成長以来、国東半島地域においては人口の流出は相当数に上り、農家人口は大きく減少し、地域の景観に大きな影響を与えた。そこで、村落景観の近年における変化をさぐるために、農業集落カ―

ドを資料として農業集落毎の動向を概観し、村落景観の変容の一端に触れることにしたい。

さらに、近年における圃場整備事業の実施は、耕地の区画や水利など農地景観を一変させ、それはひいては農業を介した社会組織をはじめ農村生活にも影響を与えている。そこで、長小野地区を事例としてこのような圃場整備事業がどのように村落景観を変え、圃場整備がどのような効果をもたらし、人々がどのように評価しているかについて瞥見したい。

(2) 明治中期における香々地の景観

前述の明治二十一年作成の地籍図により土地利用を概観したものが『資料編』の「付図A—1」である。これにより香々地地域の明治中期の景観を概観することにしよう。

竹田川・見目川・羽根川・堅来川流域の谷底部に田が、その兩岸の山地斜面の下部に畑が広がり、さらにその小支谷沿いに畑が谷斜面の中ほどまで這いあがっている。このような小支谷の凹型斜面に畑が広がっているのは、山地斜面のなかではこのような地形のところ浸食を受け、凸型斜面よりも土壌の堆積が多少厚いことや水が比較的得やすいことが関係しているものと考えられる。また、竹田川の上流部の東・西夷では小支谷にも比較的水田が開かれているが、香々地地域全体でみると都甲谷ほどにはこれらの小支谷に棚田が開かれているわけではない。¹¹⁾ 都甲谷の場合は、良好ではないものの安山岩風化物の残積土壌で、水田土壌である氷見統が、小支谷にもある程度みられたのに対して、香々地地域では放射谷の底部以外では前述の夷地区に限られた地域にしかみられないといった土壌分布の違いが関係している可能性がある。また、東・西夷谷で小支谷に田が多く開かれているのは、他地区と比較して相対的に強

かった人口圧によって山間部にあつては、より人口扶養力の高いコメの栽培への強い志向があつたことを示しているのであろう。

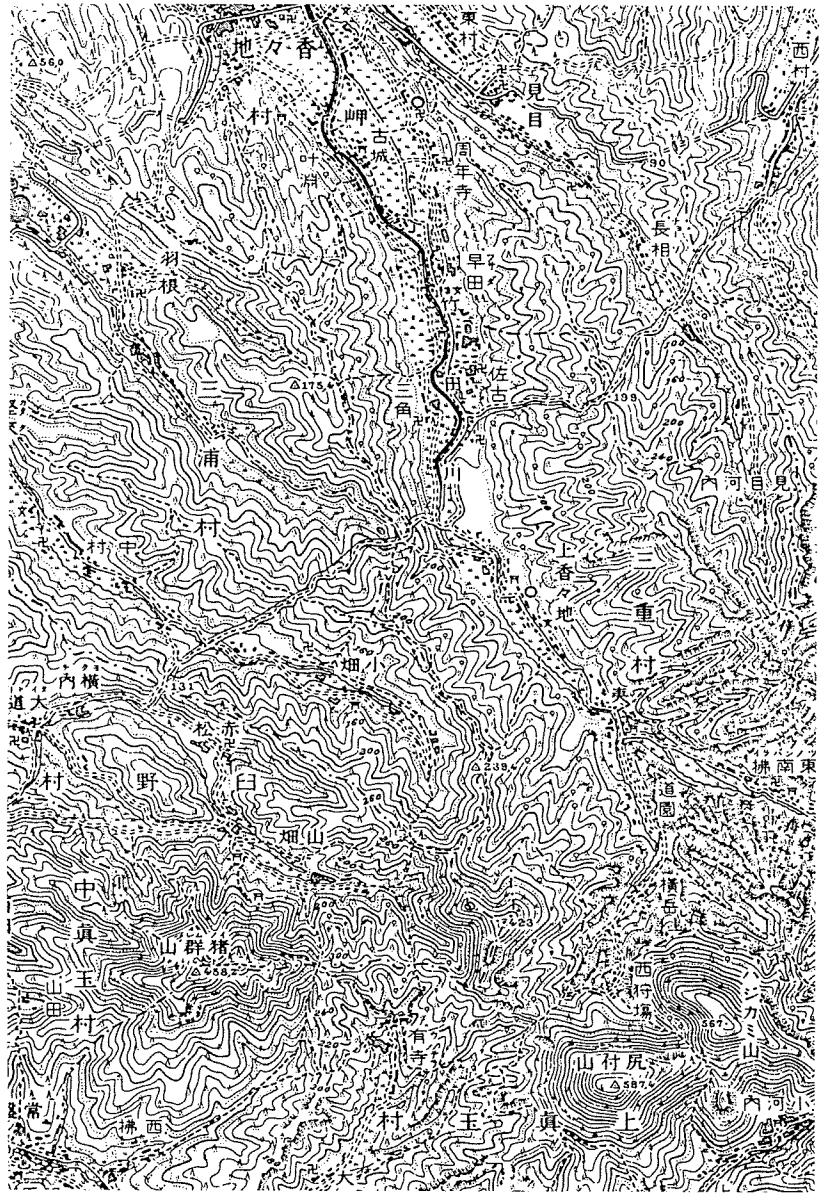
また、竹田川の最上流部の西狩場・狩場地区は原野・芝地・秣場が広く分布し、他の地域には見られない特色ある景観となっている。地形的にはハジカミ山や尻付山のメサ頂部の比較的水平な部分、およびその直下の急斜面や黒木山西部のやや傾斜の大きな斜面上部とその尾根筋に、これら原野・芝地・秣場がまとまって分布している。

一方、各放射谷下流部では山地高度が低くなるとともに、より斜面上部にまで畑が開かれる傾向がみられるが、これらの畑は多くが凹型斜面である谷筋に沿うものであり、凸型斜面である尾根筋には少ない。なお、堅来の今祥集落東方の谷や羽根の小河内の谷には畑地がかなり上方まで広がっている。また、集落の背後の谷筋に沿った斜面の所々に小規模な埋葬地が点在している。

集落についてみると、竹田川河口には旧砂堆の微高地があり、宅地密度が高い塊村が発達している。その内陸側の竹田川下流の低地部には水田が広がるが、そのなかにあつて「堤」付近をはじめとして竹田川沿いの平地部には畑地や宅地がまとまって見られるところがある。これらの土地は自然堤防の微高地である。これら以外は、基本的には谷底平野部と山地斜面の傾斜変換線に沿って、列村あるいは小村が多く分布し、部分的に河岸段丘面上では小さな塊村がみられる。放射谷の奥部に向かうほど可耕地の広さの制約から集落の規模が小さくなり、東・西夷あたりは小村が卓越している。

(3) 明治後期における香々地の景観

五万分の一地形図を手がかりにこの地域の最も古い地形図は明治三十



第19図 明治後期の香々地荘主要部(明治36年測図 5万分の1「鶴川」)

六年測図の五万分の一地形図である。本地形図では家屋についてはいわゆる総描がなされているので詳細は述べられないが、相対的な規模や形態・位置あるいは土地利用や植生についてはある程度明らかにできる。そこで、これを手がかりに明治後期における香々地の村落景観を概観しておこう(第19図)。

まず、集落の形態についてみると、竹田川河口には旧砂堆上に立地す

産取調査」には生糸の生産量は僅か一五キログラムほどである(表12参照)ので、この地形図にみられるほどには桑畑が広く分布していたわけではないだろう。さらにこれら桑畑の上方の斜面は堅来川・羽根川の谷では主として針葉樹が、竹田川・見目川の谷では針葉樹と広葉樹が混交している。なお、堅来の今祥集落東方の谷や羽根の小河内の谷には畑地がかなり上方まで広がっている。後者は明治三十六年の地形図では水田

る塊村部には家屋がある程度連続化していることが読み取れるが、ここ以外にも堅来や羽根でも規模は小さいものの、同様の傾向をうかがうことができる。これらを除くと、集落形態としては基本的には放射谷の傾斜変換線沿いに線状に展開する列村が主であり、竹田川沿いでは早田・佐古・長小野などの集落で若干面的な展開が見られ、小規模ではあるが塊村状を呈している。概して明治中期と比べて変化は少ない。

土地利用についてみると、特色あるものとして桑畑がある。堅来川・羽根川・竹田川・見目川いずれの谷においても集落の背後の緩傾斜地には桑畑がかなり広範囲にひらかれている。明治九年の「物

となっており、地籍図作成後十数年の間に開田されたことが知られる。旧羽根村の地域は『国東郡村誌』によれば戸数が二二九戸あるにもかかわらず田はわずか一〇町余しかなく、堅来村の二分の一にも満たないことが背景にあり、人口圧も影響して開田へと向かわせたのであろう。

地形図には放射谷の奥の東・西狩場の尻付山（標高五八七・四メートル）やハジカミ山（標高五七〇メートル）といったメサ状を呈する山の頂部と急斜面を中心に地図記号における「荒地」が広がっているが、このような状況は都甲の屋山あたりでも見受けられたことと共通する。この「荒地」が具体的にはどのような植生景観をみせていたのかについては必ずしも明確ではないが、概ねススキを中心にした草地景観と考えられている。¹⁶『大分県植生図』と照合してみると、ハジカミ山と尻付山付近を中心とした「荒地」部分にススキ草原が広くみられ、伊美山から黒木山にかけての「荒地」部分には国東半島では一般的なアカマツ・ヤマツツジ群集がみられる。このようなことから本地形図にみられる「荒地」はススキ草原の景観と考えられる。

地籍図と対比すると、これらは地目が秣場や原野となっている部分が多い。山地斜面はこの荒地を除くと大部分が針葉樹と広葉樹の混交林で、所々に竹林が入っているが、これは地籍図の地目も山林となっている。

4 土地所有からみた明治中期の村落構造と景観

(一) 土地台帳からみた長小野

香々地地域には明治初期の地租改正に伴う地引絵図類は残されていないので、明治期の景観をほぼ確実に把握できる資料は前述の「旧地籍図」ということになるが、この「旧地籍図」は明治十八年の土地台帳規則の

制定¹⁷にともなって全国的に土地台帳が調製され、その付属地図として整備されたものである。ちょうどこの時期は産業革命初期にあたり、国東半島地域にあっても経済的な近代化が徐々にではあるが進み始め、ついで社会的・文化的・政治的近代化への胎動も見られるようになった。そのような中で町村制施行による、いわゆる明治行政村の成立は政治的社会的枠組みについて、人々に近代化への変化の息吹を感じさせるものであったことは想像に難くない。これらのことはそれまでの前近代的・封建的・閉鎖的村落構造や機能、さらには村落生活にも徐々に変化を惹き起こしたと考えられ、当然のことながら村落景観にも投影され、変化がみられるようになったであろう。このような時期にさしかかった頃に、この土地台帳は旧村単位に作成され、一筆ごとに地番・地目・面積・等級・地価・所有者などが記載された。これらを分析すれば、この時期即ち産業革命初期の、近代化が本格化する直前の村落における、土地利用をはじめ土地所有面積や所有地の分布状況など、すなわち村落のいわば地縁の基礎¹⁸などを把握できる。さらに、産業革命の影響を受けて民衆生活が変化する直前でもあるので、土地所有構造から村落構造を探ることもでき、土地所有の変化を捉えることにより、村落構造や村落内の経済的・社会的環境の変化を探ることが可能になる。場合によっては、近世の土地所有状況をも垣間みることも可能であり、旧地籍図と併用することにより、地割や土地利用など村落景観にとどまらず、村落の空間構造についても明らかにすることが可能となるなど資料としての可能性は大きい。

つぎに、旧土地台帳により明治二十二年における土地所有の概況から長小野地区の村落構造と景観を瞥見することにしよう。本稿で分析対象としたのは、旧長小野村の主として竹田川沿いの、当時に大半が水田

表13 所有者別土地所有状況

No.	田の面積	畑の面積	宅地面積	合計面積 (反)	No.	田の面積	畑の面積	宅地面積	合計面積 (反)
1	8.224	4.436	0.557	13.620	37		0.397	0.393	0.850
2	9.234	3.037		12.271	38	0.160	0.367	0.300	0.827
3	9.777	1.770	0.517	12.064	39	0.444	0.340		0.784
4	9.207	1.251	0.644	11.125	40	0.367	0.067	0.323	0.757
5	1.000	7.798	1.683	10.498	41	0.630			0.630
6	1.917	2.290	0.447	4.654	42	0.270		0.320	0.590
7	2.524	1.400	0.403	4.354	43	0.583			0.583
8	1.842	1.270	0.950	4.095	44		0.520	0.060	0.580
9	1.323	1.700	0.946	3.969	45	0.333		0.233	0.566
10	0.583	2.657	0.660	3.900	46		0.540		0.540
11	2.720	0.817		3.537	47		0.537		0.537
12	1.493	1.873		3.366	48	0.533			0.533
13		1.137	1.963	3.100	49	0.530			0.530
14	1.837	0.774	0.357	2.968	50		0.510		0.510
15	1.674	0.291	0.770	2.735	51	0.407			0.407
16	1.856	0.831		2.687	52	0.407			0.407
17	1.257	0.757	0.563	2.577	53	0.390			0.390
18	2.567			2.567	54			0.367	0.367
19	1.383	0.263	0.633	2.279	55	0.033			0.366
20	0.864	0.854	0.553	2.271	56			0.353	0.353
21	1.870	0.393		2.263	57	0.173	0.130		0.303
22	2.003	0.163		2.166	58	0.243			0.283
23	0.957	1.207		2.164	59	0.270			0.270
24	1.420		0.617	2.037	60		0.270		0.270
25	1.230	0.390	0.350	1.970	61		0.047	0.197	0.244
26	1.273		0.633	1.906	62	0.240			0.240
27	0.993	0.323	0.310	1.676	63	0.233			0.233
28	1.074	0.230		1.304	64	0.207			0.207
29	0.653	0.607		1.260	65	0.187			0.187
30	1.217			1.217	66	0.177			0.177
31	0.920	0.287		1.207	67	0.090			0.090
32	1.070			1.070	68		0.073		0.073
33		0.990		0.990	69	0.043	0.017		0.060
34	0.570	0.730	0.313	0.956	70	0.043			0.043
35	0.047	0.667	0.227	0.941	71	0.013	0.007		0.020
36	0.640	0.150		0.857					

表14 所有耕地の規模別分布 (単位：人)

	田	畑
反 ~0.5	22	20
0.5~1.0	13	12
1.0~3.0	20	10
3.0~5.0	0	2
合計	59	45

となっていた字前田・園田・大坪・出水・竹ノ下・仲坪・垣副・曾根・宮ノ本の九小字、約四五〇筆についてである。土地台帳が調製された時点で記載された土地所有者は合わせて七一名であった。また、明治中期には石河内溜池はまだ築造されていなかった。竹田川右岸に広く分布する河岸段丘上は水が不足するため開田されていなかった。つまり、これらの字以外には当時水田はごく一部を除いて存在しなかったと考えられる。したがって、限定された資料であるが、その分析から長小野における明治中期の水田の所有構造を概ね読み取ることができる。水田地域に限定しているが、もっとも重要な生産基盤であった水田の所有構造を通じて、長小野における土地所有構造を概ね把握できるものと考えられる。

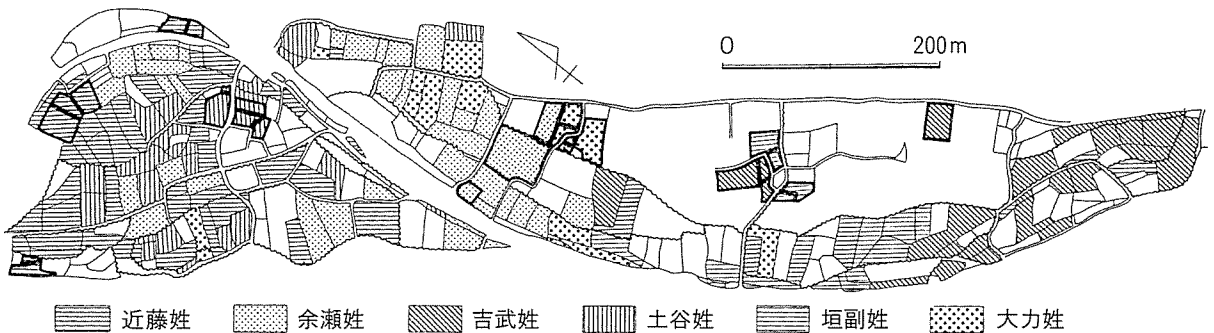
まず、土地台帳に記載された所有者別に土地所有状況を整理すると表13のようになる。個人単位の把握で、より重要な家単位の把握ができていないので不十分な点も多いが、とりあえずこの表から長小野における主要な土地所有者を拾い出すと、Kt、Yi、Yk、Yh、Yr等であるが、いずれも対象地域内での田地所有面積は一町歩に満たない。『国東郡村誌』の上香々地村の数値から判断すると、長小野全体では畑地が田地の二〜三倍くらいあったと考えられるのに対して、ここでの対象地では、畑は田の二分の一ほどであるので、正確なことは明言できないが、田地に関しては上位二名の所有者で約二パーセント、上位五名の所有者で約四五パーセントの田地を所有している。因みに所有者平均をみると、田地は一・四五反／人、畑地は一・〇〇反／人、宅地は〇・五五反／人である。

また、所有者毎の田・畑の所有面積の規模別分布を見ると分るよう(前掲の表14)、検討対象区域内については、田を五反以上所有しているのは田の所有者五九人中僅かに五人であり、それに対して一反未満が三五人もあり、所有が零細であることがよく分る。

なお、次節で触れるように今仮に名字が同じ人々は一族であると仮定し、これを同姓のグループ単位でみると、上位二つの一族で約四五パーセント、上位五つの一族では約七三パーセントの田地が所有されている。上位二家で村内田地の約四割、上位五家で六割弱を所有していた境原村の場合と比べると、田地については概して上位所有者に集中する傾向がみられるようであるが、同姓毎の集計であり上位五つの一族で土地台帳に記された所有者七一名のうち三四名が五つの一族に含まれているので、簡単には判断できない。畑地についても上位五つの一族で約六八パーセントであるから同様の傾向を認めることができるだろう。

(2) 所有地の空間分布

次に村落景観を空間的な側面からみるために所有田地の分布状況をみると(第20図)、Yhは字宮ノ本を中心に字前田・園田・大坪・曾根に、Yrは字宮ノ本を中心に字大坪・前田・園田・曾根にそれぞれ田地を所有し、宅地は字曾根にある。畑地についても同様でほとんどこれらの字に分布している。なお、この二人は親子であるが、家督を継いだのはもう一人の弟Ysであった。このような傾向は他の人についても指摘することができ、耕地は宅地に隣接した字に多くが分布しているとみてよい。近畿地方の、大都市大阪に二日行程で行く事ができる紀伊国伊都郡境原村においてみられた土地所有分布状況とも大差ないようであり、開発が比較的早く古代にさかのぼるにもかかわらず、錯雑がさほど進行していないようであるのは興味深い。



第20図 主な同姓集団ごとの宅地と田の分布(太線で囲んだ部分はそれぞれ宅地を示す)

表15 主要同姓集団の字別田地・宅地別所有面積

小字名 地	前田		園田		大田		坪田		出田		水田		竹ノ下		仲坪		垣田		添田		曹根		宮ノ本		合計	
	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田	宅地	田
総計	11.276	2.021	15.649	1.473	14.231	2.943	10.69	0	7.137	1.999	3.507	1.656	4.139	2.003	5.863	4.547	11.733	0	84.225	16.642						
近藤	6.463	1.924	7.251	0.633	4.118	0	0.566	0	0.66	0	0.437	0	0	0	0.92	0	0.177	0	20.592	2.557						
余藤	2.785	0	2.246	0	3.593	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.737	2.82	7.257	0	17.618	2.82						
吉武							7.814	0	2.16	1.143	0.7	0	0	0	1.057	0.103	0	0	10.777	2.2						
土谷	1.202	0	4.072	0.393	1.009	0.974	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.206	1.367						
垣副							0.097	0	2.32	0.27	0.873	0.593	0.889	0.946	0.507	0	0	0	4.656	1.809						
大力			0.64	0	0.047	0.227	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.777	2.033	0	2.763	1.004						
仲野			0	0	0	0	0.293	0	0.387	0	0.954	1.063	1.473	0	0	0	0	0	3.107	1.063						
井上			0.097	0.416	0	1.374	0.536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.79	0.633					
永松							0.607	0	0	0.353	0.313	0	0	0	0	0	0	0	0.92	0.353						
後藤	0.1		0.347		0.81	0.563													1.257	0.563						

また、部分的ではあったが聴き取りによれば、現在は親戚付き合いはしていないとも、同姓の家は少なくとも遠い親戚であるというような認識

このことは次にみる土地所有の字毎のまとまりのよさとも整合するものである。

垣副姓・吉武姓が多い。このように講員の姓には同姓者も多く見られ、土地所有のまとまりとも比較的空間的整合性が高いように見受けられる。このことは次にみる土地所有の字毎のまとまりのよさとも整合するものである。

また、部分的ではあったが聴き取りによれば、現在は親戚付き合いはしていないとも、同姓の家は少なくとも遠い親戚であるというような認識

識はあるようであるし、大力一統では六年ほど前までは先祖祭りも行なわれていた。このようなことから同姓の人を同一の血縁集団に属するとみなしても大きくは誤らぬであろう。

そこで、同姓グループ毎の宅地の所在地についてみることにする（第20図参照）。近藤姓は字前田に五筆、二反弱と隣接の字園田に二筆六畝余の宅地があり、余瀬姓は字曹根に全宅地三筆二反八畝余があり、吉武姓は字竹ノ下に二筆および字垣副に三筆、それぞれ一反余の宅地を有し、後者の宅地は比較的早く明治二十年代には売却されている。垣副姓は字垣副に二筆一反弱とそれに隣接した字仲坪に二筆六畝弱の宅地を有し、字垣副では宅地二筆五畝余を明治二十年代後半に買得し、その結果字垣副の宅地五筆のうち四筆は垣副一族の所有となった。大力姓は字曹根に五筆一反九畝弱の全宅地を有し、仲野姓は字仲坪に三筆一反三畝の宅地、土谷家は字大坪に三筆一反弱道を隔てて字前田に一筆四畝弱の宅地を、井上姓は字大坪に二筆五畝余と、やはり道を隔てて字前田に一筆一畝弱の宅地を有している。このように宅地が所在する字は同姓の集団毎にかなり集中している（表15）。

さらに田地の所有状況について、姓を同じくする集団毎にみると、次のようなことが言える。

①近藤姓は竹田川左岸の字前田・園田・大坪・小川（対象地区外、但し字前田に隣接する竹田川の下流側）の四小字に集中しており、これら以外の字には田地は字出水・竹ノ下・仲坪・宮ノ本にあわせて五筆しかない、大部分の田地を宅地に近接して有している。

②長小野村の庄屋であった余瀬姓の場合は、一町七反余の田地は字宮ノ本に四割、字曾根に一割と宅地に隣接した所に五割があり、残った五割がやや離れた字大坪・前田・園田に田地を有している。宅地が字曾根に集中しているので、本来は田地の多くは宅地に近接していたが、後に田地を集積する過程で字大坪等に広がったものと推測される。

③吉武姓は一町一反弱のうち約三分の二に当たる六反八畝余を字出水に二割を隣接する字竹ノ下に有している。字竹ノ下に宅地の中心があるので、やはり宅地に隣接しているといえる。

④土谷姓は字園田に五割強の田地を有し、字宮ノ本・前田・大坪の三字に残りの田地があり、相互に隣接する字園田・前田・大坪に八割以上集中している。

⑤垣副姓は字竹ノ下に五割、字垣副・仲坪に各二割弱あり、相互に隣接した三字に田地の約九割が集中し、宅地も字垣副にある。

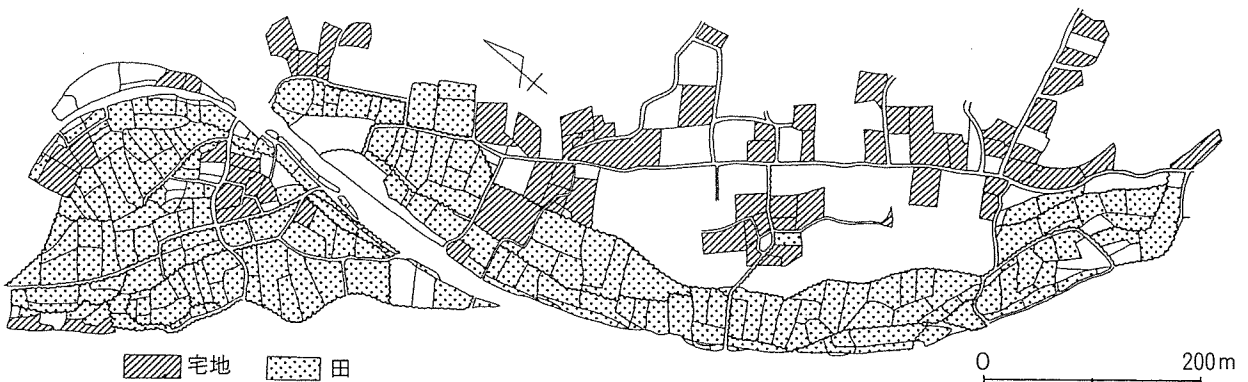
⑥大力姓は字宮ノ本に六割の田地が集中しているが、宅地は隣の字曾根にあり、ここにも田地も二割強あるので、宅地との近接性が大きい。

以上は田地の所有面積が多い五つの姓についての分布状況である。一筆の区画が小さく多くの筆数を所有しているが、その割には比較的まとまって分布しているといえ、さらに田地が宅地に近接して分布する傾向が顕著である。先に触れた紀伊国境原村と比べて、宅地の近くに田地が

集まる傾向が強いといえ、田地の分散の程度も大きいとは言えない。

(3) 地籍図からみた長小野
先に簡単に竹田川流域を中心に、地籍図による地目を手がかりに明治中期の土地利用について概観したので、ここでは長小野地区の現在の県道から西側に焦点を絞ってみることにしたい（第21図）。

長小野地区の竹田川沿いには段丘が二段認められ、右岸の字宮ノ本から字垣副にかけてみられる「余瀬家屋敷跡」がのる下位の段丘面は河岸の氾濫原とは一メートル前後の比高があり、上位の面との比高はこれよりやや大きく一〜二メートルである。下位段丘面と氾濫原には主として水田が分布し、上位面は畑地が主である。右岸では宅地は大部分が上位面にある。右岸の字



第21図 明治中期の宅地と田の分布

曾根から出水にかけての田と畑の地目境には、比高一〜二メートルの段丘崖があり、その下縁を用水路が走っている。字出水の上流側の水田は大宇夷の最下流部にある彦一イゼからの用水によっているが、これより下流側では長小野の河原イゼと山後イゼで取水した水により灌漑されている。

明治中期の段階で開田されていたのは、これらのイゼ（井堰）からの灌漑水を受けている氾濫原と下位の段丘面であったが、川床との比高が小さく水路が短くて済む氾濫原がまず開田され、ついで比高の小さい下位面が開田されたのである。しかし、『国東郡村誌』にみえるように氾濫原であるが故に、古くから旱害に悩まされてきたことで分るように、新たな用水源を開発しない限り灌漑用水に余裕はないうえに、上位面に水を上げるには、取水地を更に上流側に二〇〇〜三〇〇メートル移動させなければならぬため、結局上位面から上方には水の便がなく、農業的土地利用としては大部分が畑地であった。この上位面が開田されるには石河内溜池の築造・増築と、山麓を走る幹線水路の新設を俟たなければならなかった。したがって、新たな用水源が確保されるまでは、開田は下位面と氾濫原においてきわめて部分的にしかならなかった。

宅地は竹田川左岸では自然堤防の微高地と考えられる所などにみられるのに対して、右岸側では段丘上に分布するものが多く、氾濫原の部分にはごく少数みられるに過ぎない。水田適地は必ずしも広くはないので、できるだけ水田を潰さぬように宅地を選択したのである。

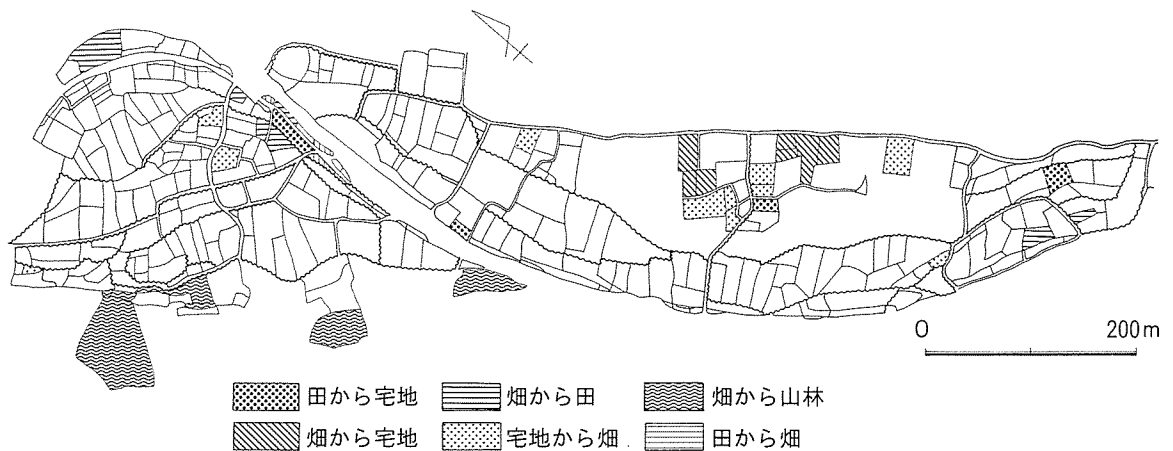
5 明治中期以降における村落景観の変化―宅地と水田を中心に―

次に、明治中期から一九四五年までの昭和前期に至る地目変化をみる

と、まとまった変化としては、字竹ノ下での一九〇三年（明治三十六）と一九〇九年の学校用地への変化がある。これは小学校令の改正により義務制となり、児童数が急増したのに対応して新築され、

一九〇三年に完成した三重尋常小学校の用地のことである。

ついで、まとまって目立つ変化は、公衆用道路用地への変化で、一九二二年（大正十一）に字仲坪・垣副・曾根・宮ノ本・出水で、面積では僅かずつであるが、公衆用道路への地目変更が見られ、この頃に道路の拡幅が行なわれたことが分る。



第22図 明治中期から昭和20年までの地目変換(学校用地と道路敷地は除く。一次変換のみ)

これは、竹田川を縦断する道路の県道編入とも関連する動きと推定される。²²⁾

このような地目の変化がどのあたりで、どの程度発生しているかについてみるために、最初の変化について示したのが第22図である。検討対象とした地区が竹田川沿いから県道までの水田が中心で、字曾根・垣副・竹ノ下の県道沿いの段丘部分に宅地や畑地が多く分布するところであることから長小野地区全体に敷衍するには若干の留保が必要であることは言うまでもないが、以上のような資料から概ね次のようなことを指摘できるであろう。

①地目に変化があったのは七一筆、一町七反余で、対象地の筆数の約一五パーセント、面積の一パーセントである。このうちで変化が大きいのは畑地からの変化で、宅地・山林・学校用地・田への変化が二く三反ずつあった。

②紀伊国境原村の場合、田から他地目への変化が二〇筆、畑から他地目への変化が二七筆、宅地から田・畑への変化が一筆であったことと比較して、村域全体を対象にして田が二一町余あり本対象地の二・五倍あったという差があり、集計対象地の面積や国東半島という地理的位置を考慮すると変化がかなり多いと言える。

③筆数では宅地の減少は一五筆になるが、宅地の一部が学校用地や道路敷きになったり、分筆という変化の実態を勘案すると、実際に減少したのは畑に変化した一一筆で、宅地筆数の二割を超え、面積でも四反二畝九歩と二五パーセントに達し、大きな変化である。

④逆に宅地への変化は田から五筆、畑から七筆あり、合わせて一二筆、四反二畝四歩が宅地に変わった。実質二筆の増加であるが面積にはほとんど変化はない。このうちの二筆、三畝一歩は八年後に畑に再変更さ

れているので実際には住宅は建っていなかったものと思われる。²³⁾つまり、宅地全体に関しては結果的には若干の宅地の移動はあるものの、面積・筆数に大きな変化はなかったといえる。

⑤地目変化の時期についてみると、明治中期から後期における変化としては畑から田へ六筆、二反五畝余、畑から宅地へ六筆、二反二畝余、宅地から畑へ四筆、一反三畝余が、一反を超える変化であり、田から他の地目への変化は少ない。宅地への変化は明治期に四分の三が集中している。大正期における変化は、道路敷きや学校用地への変化を除くと宅地から畑へ六筆、一反六畝余、逆に田から宅地へは一筆、五畝余、畑から山林へ一筆、一・五畝と少なくなるが、昭和前期における変化は、田から山林へ一筆、二畝余、畑から山林四筆、一反七畝余と山林への変化が目立つ程度で変化は一層少なくなり、宅地から田・畑、田・畑から宅地への変化はない。明治後期における変化が卓越しており、境原村における変化時期よりも早く、興味深い(第22図参照)。

以上のような土地利用に関わる動きの内、畑から宅地への変化は右岸では段丘上位面でのみ生じ、逆の宅地から畑への変化も大部分上位面で、左岸側では字大坪・園田の自然堤防状の微高地で生じている。比較的高燥なところに位置する畑地と宅地との土地利用上の互換性の高さを示しているといえよう。また、新規に用水源が開発されたわけでもないが、新たに開田された所が左岸の川沿いに多くみられる。同じく左岸では山麓の傾斜変換線付近にあった畑地が山林に変化しているのが目立つが、依然として過剰人口を抱えていたと思われる昭和前期までにこのような土地利用上の粗放化への変化が出現していることは大変興味深い。

6 近世の村落景観―耕地と集落を中心に―

香々地荘地域には、かつて田染荘地域でみたような近世の村落景観を復原する場合に、ヴィジュアルで直接的に重要な手がかりとなる近世村絵図がほとんど残されていない。²⁴⁾ 村明細帳や検地帳の類の史料にもめぐまれない。したがって、史料によりながら近世村落景観を復原するのは非常に困難である。そこで、ここでは上でみた近代における村落景観の中から、近代になって付け加わったと思われる新しい景観を除去することによって、少しでも近世の村落景観に接近してみようと思う。

耕地 重要な景観要素である耕地についてその広がりを考えてみたいが、前述のように具体的な景観像を知る有力な手がかりとなる近世村絵図が長小野には残存していない。また、近世における耕地面積も直接的には分らないので、石高から接近することにしたい。近世の石高の変遷を村毎に示すと表16のようになる。史料の性格によるのであろうが、元和八(一六二二)年の「小倉藩人畜改帳」とそれ以外の数値は大きく食い違っているので、ここでは正保郷帳以

表16 旧三重村各村高変遷

	佐古村(石余)	長小野村(石余)	夷村(石余)
小倉藩人畜改帳(元和8年(1622))	638	209	500
正保郷帳(正保4年(1647))	493(内、田方268)	155(内、田方80)	487(内、田方324)
元禄郷帳(元禄14年(1701))	566	177	545
天保郷帳(天保5年(1834))	566	177	546
旧高旧領取調帳(明治4年(1871))	566	178	546

降の推移についてみることにする(表16)。正保四(一六四七)年の「正保郷帳」から明治四(一八七二)年の「旧高旧領取調帳」に至る二二〇年ほどの間に増加した石高は僅かに二石余、一五パーセントであったが、その大部分は正保と元禄の両郷帳の間での増加であった。天保郷帳では表高ではなく実高の記載が求められ、元禄郷帳と天保郷帳の間での村高推移を田染荘域や都甲荘域各村と比較すると、前者では九パーセント強、後者では五パーセント強の増加をみているが、長小野村は僅かに〇・三パーセント、〇・五石余の増加と非常に少ない。²⁵⁾ 天保郷帳の値が本当に実高を示しているとすれば、少なくとも一八世紀以降は石高の増加がほとんどなかったということになり、にわかには信じ難い面もあるが、この値を実高と考えてよければ耕地の増加はほとんどみられなかったということになる。属する藩が異なるとはいえ、この間の国東郡全体の増加率が五割を超えていることからすれば非常に少ない。しかし、隣接する都甲荘における一パーセントよりは大きく、田染荘域における増加率一四パーセント余とほぼ同じである。²⁶⁾ 石高の増加が必ずしも土地開発を示すものとはいえないが、少なくとも他の国東郡域に比べると開発の量は相当少なかったと考えざるを得ない。

また、正保郷帳によれば、長小野村の石高のうち畑方は約四八パーセントを占め、畑方がほとんどを占める小畑村ほどではないが、田染荘域・都甲荘域の各村よりも畑方の割合が高い。乏水地域であることから氾濫原と下位の段丘面の開田がなされた後は、新たな開田は難しく、この頃には既に開田可能地はほとんど残されていなかったのではないかと考えられる。それ故に開発は山麓斜面に向かい、畑方の割合が高くなっていくのではとも思われ、石高の増加も小畑村同様に少なかったのではと推測されるのである。仮に、田の反当収量を一石とみると近世を通じて僅

か二町歩ほどの開田があったことになる。したがって、明治中期の地籍図を通じてうかがえる耕地景観と大差ないものと考えて差し支えないだろう。

ただし、山間の傾斜地の多い地域であるだけに、新たに開かれた耕地でも生産性が低いところでは、見取場として本田畑に繰り入れられなかったところもあるであろう。また、田染でみたような山地斜面の切畑の存在も考える必要があるが、これらについても手がかりは乏しいのでこれらの点に関しては留保が必要であろう。

このようなことからすれば、少なくとも長小野地域では近世前期において既に相当程度開発が進展しており、新たに広域に開発する余地は少なく、切添的に山地斜面に畑地が上方へ開かれて行った様相が浮び上がってくる。

集落 近世を通じての人口の動向は把握できないが、少なくとも明らかにされている限りでは十九世紀以降の人口は停滞的であるから、前述の石高の推移から検討した江戸時代後期における開発の少なさと整合的である。このような耕地開発の状況から考えると、多少の切添の開発が見られたではあるが、近代における農業の機械化に相当するような技術的革新や新たな水源開発もなかったことを合わせ考えると、基本的には近世において大きな開発の画期を見出すことは難しい。つまり、新たな耕地の開発による人口扶養力の向上なくしては人口の増加もままならなかったであろうから、郷帳により石高が明らかかな十七世紀半ば以降に関しては、その期間を通じては多少の変動はあるものの、人口が大きく増加したとは考え難い。

一般に農業集落の形態は農業生産様式によるところが大きいと考えられるので、集落形態の変化について考える場合、近世にこの点に関して

の変化が見出せるか否かの検討が必要であろう。しかし、前述のように水田開発には早く限界が見られたものの、畑作を中心とする農業生産様式への大きな転換はなく、水田稲作を中心に畑作を行なうという基本的枠組みには変化はなかったようである。したがって、集落形態には大きな変化はなかったであろう。つまり、斜面の開発や人口の変動に伴って集落が若干外延的に拡大したり縮小したりするという程度の変化はあったであろうが、農業生産の側面からは集落形態が大きく変化することはなかったと考えらる。

このようなことから、近世における村落社会の構造に大きな変化がない限り、集落景観に関してもその量的側面も含めて変化は少なかったのではないかと考えられる。それに比較すると近代から現代への過去一〇〇年余りの期間における村落の変化には大きなものがある。そこで、次にとりわけ急速に変化が生じた高度経済成長期から最近にかけての変化を瞥見することにした。

7 近年における農業集落景観の変化―農業集落カードからの考察―

高度経済成長の中で国東半島地域は人口の流出が続き、大きく人口が減少した。減少率には地域的な差はあるが、過疎化の波に洗われた結果、人口の減少だけではなく、高齢化などもあって、集落における生産機能や社会的機能等の維持に支障をきたしている地域も多い。廃屋や荒廃田をはじめ、手入れが行き届かない山林の出現など村落景観の変化もみられる。高度経済成長の始まりの時期から現在までに、個々の農村集落がどのように変化してきたかについてみておくことも、今後の農業集落の有るべき姿を考えようとする時にはあながち意味のないことではない。

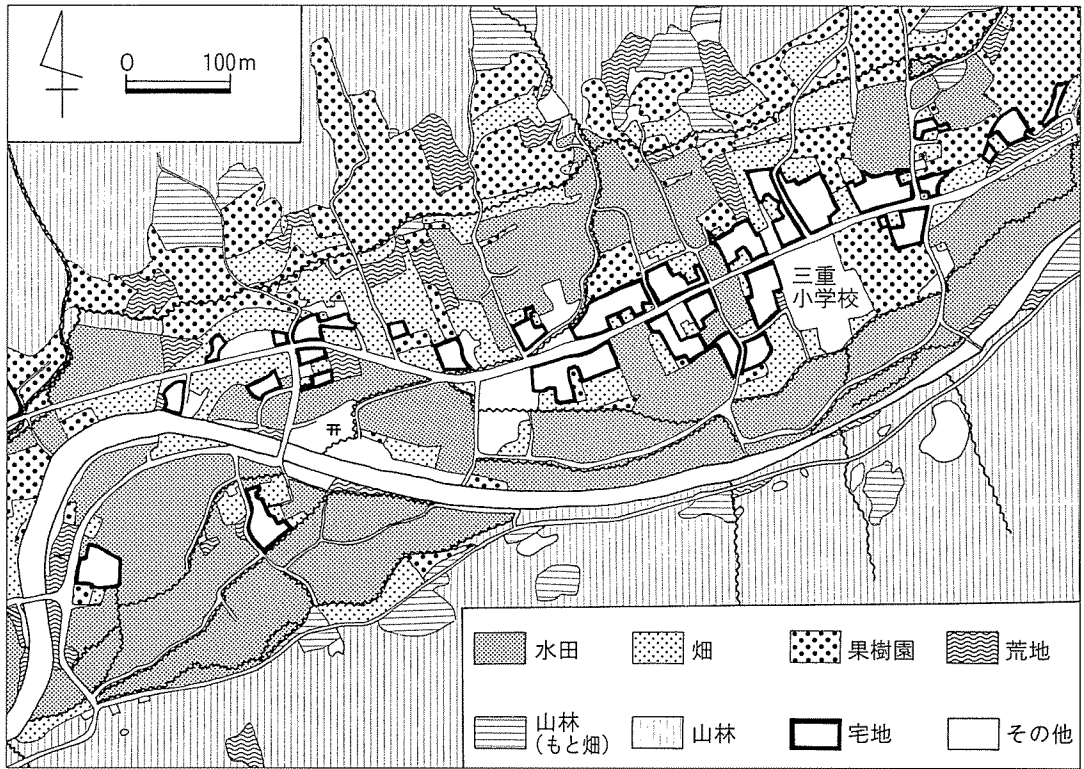
幸い日本では一九六〇年の世界農林業センサス以降、農業集落カードが作成され、農業集落毎の主要なデータを概観するのに大変便利になった。⁽²⁸⁾そこで、これにより過去三五年間の農業集落毎の動向を概観し、これから村落景観の変容を探ってみたい(表17)。まず、旧上香々地域について農家人口をみると、六三五人から一九九五年には二五五人へと約六〇パーセントもの減少を示し、さらに農業就業人口についてみると、一九六〇年の四〇〇人から僅か一一二人へと約七〇パーセントを超える減少となっている。このことは少なくともこの期間においては、旧上香々地域域すなわち佐古・長小野の人々が相次いで農業から離れたことを示しており、農業に向けられていた労働力が他の産業部門に振り向けられるようになったことを示唆している。⁽²⁹⁾このような動きは旧夷村の地域でも同様で、農業就業人口の減少は一層顕著である。

とところで、明治九年の『国東郡村誌』にみえる旧上香々地域域についてみると、

てみると農家人口は一、〇八四人で、一九六〇年の国勢調査ベースでの総世帯人員数は八八一人であるから、明治九年の人口と比較すると二三パーセントも減少している。資料が得られる旧三重村を単位として人口動向を見ると、一八七六(明治九)年には四一七戸、一、八五八人、一八九一年四〇三戸、二、一一八人、一九二〇年三八一戸、一、七五六人となり、明治後期に人口のピークがあり、明治後期から大正期にかけて既に人口は減少し始めていたことが分る。都甲地域とほぼ同様である。大分県全体の人口移動に関しては明治三十年代くらいまでは大きな流出は見られないようであるが、一八九八年から一九二五年の間における市町村別人口増加率を検討した結果によれば、大分県では二五七市町村のうち約五三パーセントの一三五市町村で減少しており、兵庫県や奈良県など近畿地方の県と類似した様相を示している。⁽³¹⁾このように明治後期に人口減少が始まったらしいことは、一九〇一年操業開始の官宮八幡製鉄

表17 農業集落の人口と耕地面積の動向(各年次の農業集落カカードによる)

	総戸数(戸)					総農家数(戸)					農家人口(人)					農業就業人口(人)				
	1960	1970	1980	1990	1995	1960	1970	1980	1990	1995	1960	1970	1980	1990	1995	1960	1970	1980	1990	1995
東夷	53	65	43	35	-	50	43	37	27	20	268	181	134	107	74	138	66	42	41	28
西夷	56	51	40	34	-	56	47	40	30	31	266	185	138	108	94	120	81	43	33	35
前田	47	37	35	31	-	42	31	30	24	15	102	108	96	71	51	98	53	29	27	10
長小野	61	58	48	43	-	47	40	36	28	23	228	156	115	90	83	111	68	50	42	38
佐古	124	115	109	109	-	118	103	83	63	45	407	379	276	218	172	289	182	137	114	74
	経営耕地面積合計(ha)					経営耕地のうち田の面積(ha)					経営耕地のうち畑の面積(ha)					経営耕地のうち樹園地の面積(ha)				
	1960	1970	1980	1990	1995	1960	1970	1980	1990	1995	1960	1970	1980	1990	1995	1960	1970	1980	1990	1995
東夷	30.6	21.2	16.7	16.6	13.0	18.3	14.8	13.4	13.4	11.9	10.4	3.5	1.9	1.9	0.9	1.9	3.0	1.4	1.3	0.2
西夷	28.6	24.1	29.6	25.7	18.6	15.8	14.4	11.7	8.9	6.1	10.1	3.4	1.5	0.9	2.3	2.7	6.3	16.4	15.9	10.2
前田	26.0	20.4	16.1	8.1	5.8	9.1	7.9	6.3	4.5	3.2	13.6	9.1	3.5	0.8	1.2	3.3	3.4	6.3	2.8	1.5
長小野	27.0	24.7	23.9	21.9	19.4	8.9	13.1	14.3	13.0	12.6	14.9	5.4	3.7	4.9	3.6	3.4	6.2	5.9	4.1	3.1
佐古	71.7	68.5	56.9	58.3	40.8	25.5	33.8	33.5	27.5	23.0	40.6	21.6	11.9	14.0	11.4	5.6	13.1	11.5	16.9	6.4



第23図 長小野地区主要部の土地利用(1983年)

所を核に都市的成長が著しかった現在の北九州市地域へも比較的近いことから、西国東郡地域では人口流出がかなり早い時期に生じ、量的にも大きかったことを示唆している。

ついで、村落景観に関わりの深い農地の動向をみると、一九六〇年から一九九五年の間に経営耕地は九八・七ヘクタールから六〇・二ヘクタールへと減少し、なかでも畑は五五・五ヘクタールから一五・〇ヘクタールへと七三パーセントもの減少を示している。田の減少は少ないが、これは石河内溜池の堰堤嵩上げに伴って一九六六年（昭和四十一）以降着手された幹線水路による新規の灌漑によって、段丘上の畑を中心に、全体で一六ヘクタール以上開田されたことによる。この事業による開田は第21図と一九八三年の長小野地区の土地利用を示した第23図における水田の広がりと比較すれば概ね把握できる。したがって畑地の減少が実際の農地の減少となったのは二五ヘクタール前後であろう。この旧上香々地地域の農業センサスの結果を見ると、開田によって一九七〇年以降の水田利用再編（いわゆる減反）のなかでも一九八〇年にかけては、一時的に水田面積は増加した。しかし、一九九五年段階では減反の結果もあり、ほぼ一九六〇年代の水準となっている。さらにこれを長小野の農業集落についてみると、一九六〇年には田は八・九ヘクタール、畑は一四・九ヘクタールであったのが、一九九五年には田は一二・六ヘクタール、畑は三・六ヘクタールとなり、段丘上の開田により増加したが、畑は田に転換された以上に大きく減少している。これを一戸当りの耕地面積で見ると、一九六〇年に田は〇・一九ヘクタールであったのが〇・五五ヘクタールに増加し、畑は〇・三二ヘクタールから〇・一六ヘクタールへと減少している。田の増加は長小野の開田という特殊事情によるが、畑の減少がここでも顕著である。なお、旧夷村の三集落では畑地面積の減

少が特に著しく八割以上の減少を示しており、村落景観の変容は特に大きかったといえよう。

因みに旧上香々地村の明治九年における耕地面積は田が四三町弱、畑が九五町弱であるから、資料の性格によるデータの質の差があるので一定の留保は必要であるが、次の点が指摘できよう。即ち、一般に高度経済成長による人口流出が加速する始点でもある一九六〇年段階における田の面積三四・四ヘクタールは、明治初期の二割減、畑五五・五ヘクタールは四割減と畑ともに減少がみられ、なかでも畑地の減少が顕著であり、一九六〇年頃までに既に山麓斜面に開発されていた傾斜畑が耕作放棄され始めていたことを示唆している。つまり、人口の動向と整合的であるといえる。

このようなことから旧上香々地村地域では離農による農業労働力不足のため、農家は機械化が容易で価格の安定している米作を中心に労働力を振り向け、やむをえず生産性の低い農地、すなわち畑地から順次耕作を放棄せざるを得なくなった事情を推測できる。

ところで『西国東郡誌』によれば、大正十年の三重村の耕地は田九二町余、畑が一七〇町余であるから、『国東郡村誌』がまとめられて以降の四十年余の間に田は一〇町、畑は一八町程増加をしていることになる。³³したがって、先にみた人口のピークとは若干の遅れがあるようである。今手元には詳細な時系列データがないので、仮にこの大正十年頃に土地利用上のピークがあり田も畑も最大値を示したとすると、一九六〇年という時点は既にピークからみると田で一六パーセント、畑で四七パーセント減少していることになる。³⁴このようにみてくると特に畑の面積の変幅が大きく、それに対して田は比較的安定した動きを示すことが分る。このような耕地面積の動きは人口の動向と比べると、直接的に村落景観

に影響を与えるものであり、短期間に大きな景観変化が生じていたといえる。先の人ロ動向を考慮にいれると、増加する人口の圧力により耕地拡大の努力が払われた結果、まず耕地面積は増加し、そして、工業化・近代化に伴う都市の発達とともに明治後期になると、人口は都市部への流出等により減少傾向を示し始めるが、耕地拡大の動きは暫くは継続する。これはいわば地理的慣性ともいえるべきものである。その結果として人口動向に遅れて耕地面積のピークが到来したと考えられる。

以上のような事実の摘出の後には、このような集落毎の差異をもたらしたものは何か、あるいはこのような現象を生み出した地域システムやその変容とともに将来の変容の可能性についても考察することが課題として残されているが、これらに関しては他日を期したい。

8 長小野地区における圃場整備事業の実施とその影響

大分県の国東半島地域では、主要な河谷谷底部には小規模ながらも条里地割の分布

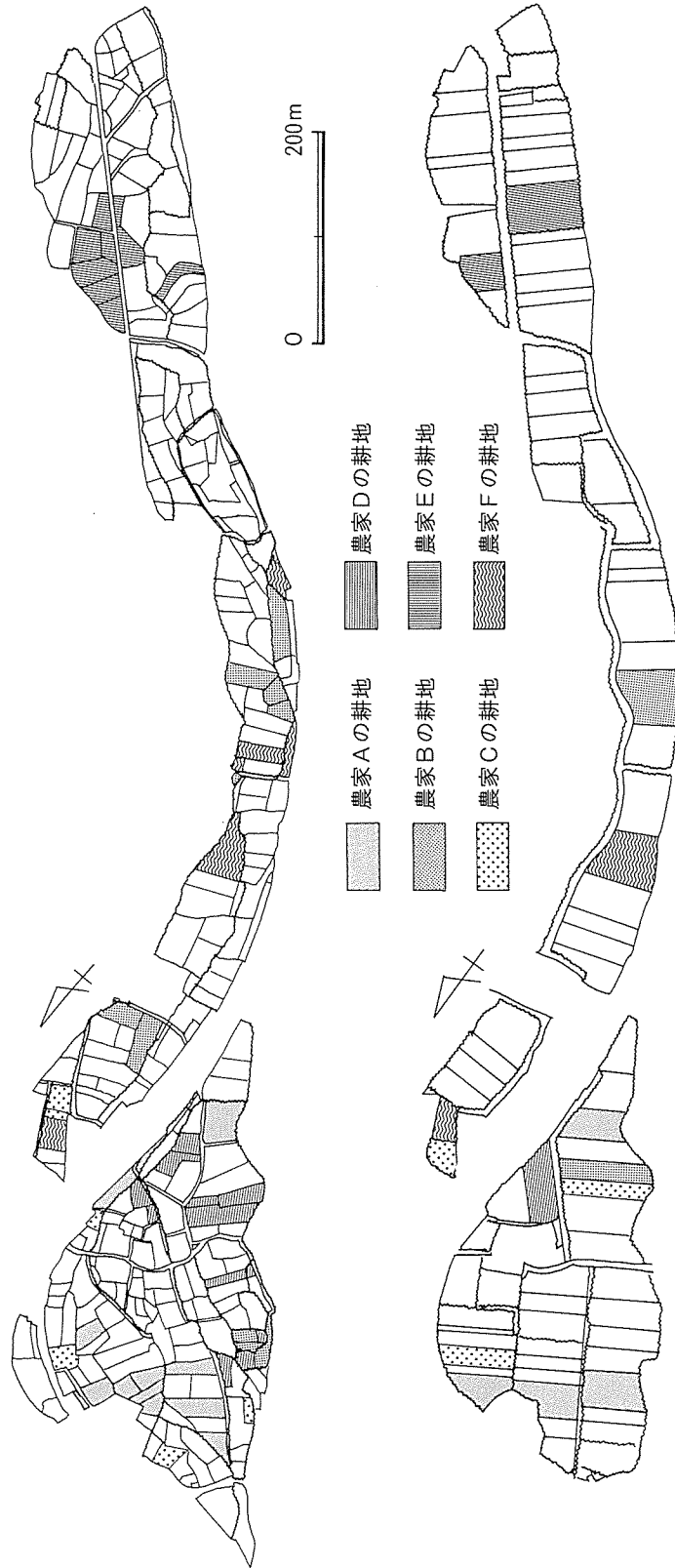
表19 圃場整備前後の比較

	圃場整備前	圃場整備後
農地面積	1,285アール	1,147アール
筆数	279筆	90筆
1筆あたり面積	4.6アール	12.7アール
関係農家数	81戸	68戸
1農家あたり筆数	3.4筆	1.3筆

表18 県営圃場整備事業香々地地区の計画概要

	現況	計画
水田	130ha	121ha
道水路	7.9ha	15.9ha
非農用地	0.1ha	1.1ha
合計	138ha	138ha

資料：「県営圃場整備事業香々地地区計画概要」



第24図 圃場整備実施前後の各農家の耕地の分布(上：圃場整備前、下：圃場整備後)

が見られ、この地域の谷底平野の開発の古さを示唆している。このような古い地割は歴史的景観を復元する際の手がかりを与えてくれる重要な歴史資料でもある。全国的にみると一九六〇年代以降、圃場整備事業が推進され耕地は整然とした区画に変わり、農道の拡幅が行われ、耕地の景観は一変し、多くの地域で条里地割をはじめとする古い耕地景観が失われた。大分県においては、一九六二年（昭和三十七）から農業構造改善事業が開始され、近年では山がちな国東半島地域においても水田圃場整備が精力的に進められた³⁵。その結果、田染盆地をはじめとして国東半島内の多くの莊園比定地においても旧来の耕地景観は大きく変貌した。

このような状況の中で香々地町においては、既に団体営圃場整備事業が堅来地区で受益面積二五ヘクタールの規模で実施され、これに続いて一九八五年度からは香々地地区を対象に、県営圃場整備事業が受益面積一一ヘクタール、総事業費九億三千八百万円の規模で始まった（表18）。

このように圃場整備事業は、大分県においても進捗してきたが、過疎化に悩む山間地へと波及してきた水田圃場整備事業の効果・効率に関し

表20 圃場整備前後における関係農家の地区内耕地筆数変化

		圃 場 整 備 前 の 筆 数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
圃場整備 後の筆数	1	18戸	10	7	8	3	3	2					1				
	2		1	3	1		1	3	3	3							
	3						1										
	4																1

注：この表以外に不換地が14筆ある。

ては批判も見られる。また、実際に当該地区の農民たちがその結果に対してどのように評価しているかに関する、いわばフォローアップは十分になされているとは言いがたい。ここでは県営圃場整備事業香々地地区の換地第一工区の長小野地区を事例に、県営圃場整備事業の実施による地区の耕地景観の変容と農業環境の変化に対する地区農民の意識に関してアンケート結果をもとに簡単にみておきたい³⁷。

(1)耕地景観の変容 圃場整備は単なる区画整理だけでなく、用排水路の整備により乾田化するとともに一耕区の区画を拡大し、機械化を容易にして労働生産性・土地生産性の向上を図ろうとするものである³⁸。普通一耕区の区画は三〇アール以上が目標とされたが、圃場整備事業の進展に伴って山間部の傾斜地においても実施されるようになると、このように大きな標準区画では法面による潰れ地が大きくなるほか、実状にそぐわないことから標準区画以外の区画も多くなった。しかし、旧来の圃場の区画は大きく変化し、一耕区の面積は広くなるとともに主要工事は整地以外に道路・用水路・排水路の改変といった多方面にわたる。したがって耕地景観は一変し、農業慣行にも変化を引き起こすこともしばしばである。

本地区の場合、表19にみるように、圃場整備の前後で比較すると、筆数は三分の一に、一筆平均面積は二・六倍になり、一農家平均筆数は二・六分の一になった。圃場区画の変化は第24図に示したように一変した。また、用水路や排水路の工事が行なわれ、用水の管理にも手間がかからなくなった。たとえば、圃場整備以前の田越し灌漑では水の管理が大変であったが、水路が完備した結果、水路から直接それぞれの田に用水が入るようになったので水量の調節などが容易になり、「水引さん」の仕事が軽減された³⁹。こうして水利に関連した旧来の慣行にも変化があらわれ

るものと思われる。

(2)耕地環境の変化と生産性の向上 本地区は竹田川の沿岸の狭長な谷底平野の上流部に位置し、換地第一工区約一、二八五アールのみについて農地の状況をみると、一農家平均面積は僅か〇・一六ヘクタール、筆数は三・四で、一筆平均四・六アールと狭小である(表19参照)。

もう少し具体的に圃場整備による換地前後の筆数の変化をまとめると表20ようになる。この表からも筆数の大きな減少がよく分かるが、先に報告したように地区内における農家の耕地の分布状況の変化を見ると、特に所有筆数の多い農家にとっては労働力節減効果は大きかったことがよく分る。たとえば、農家Aは元々比較的近所に耕地がまとまっていたとはいえ一六筆、一〇団地から四筆、三団地になり、一筆の平均面積も四アールから一五アールへと四倍弱になり、団地数の減少とともに、一筆の区画が大きくなったことにより機械化の効率が大きいに向上したことが考えられる。また、農家Bは、九筆五団地から二筆二団地になったが、三カ所に三〇メートル余ずつ離れていた耕地が、四〇〇メートル余離れてはいるが二カ所にまとまったことで、やはり大きな労働生産性の向上があったと考えられる。ただ、表20でも分かるように、元々地区内には一筆しか所有していない農家もおよそ四分の一あり、これらの農家ではこの地区内に関しては、農道整備や用排水分離の効果の方が意義のあるものとなったであろう。

圃場整備以前には当地区の水田について所有農家では「田の形が悪く農作業に不便」、「一枚の田が狭い」、「田の水はけが悪い」、「田に水が入りにくい」などの耕地の区画形質や「田が分散していて面倒である」という耕地の分布、あるいは「道路や農道が狭い」などの諸点に関して不満を感じることが多かったようであるが、これらの点については既に触

れたように圃場整備事業の実施により大幅に改善された。このことはアンケート調査にも圃場の整形と一筆面積の拡大および用排水分離による水管理労働の軽減などに対する評価が高かったことによく表われている。

アンケート結果からみると、圃場整備により農作業の能率が上がったとの回答は九五パーセントにも達し、そのうち農作業の効率が五割以上向上したとするのが三分の二に達し、労働生産性の向上に大きく寄与したと評価されている。また、圃場整備では用排水路の整備も伴い、乾田化など土地条件の向上が期待されるが、本地区でも収穫が増加したとする農家は約七割に達し、平均すると一五パーセント程度の収穫増となる。

このように圃場整備には大きな評価が与えられているようであるが、これに対して圃場整備に伴う費用負担の評価についてみると、平均すれば負担金は妥当であると評価されているといえ、「高かった」、「少し高かった」との評価のなかでも、圃場整備そのものに対して「してもしなくてもどちらでもよかった」という消極的な評価は一軒みられたのみで、回答者一九名のうち約九割の一七名が「良かった」と評価している。

圃場整備に対する評価が高い割には負担金額が高かったとするものが四分の一を超えているのは、農業従事者の高齢化や後継者難などが反映しているものと考えられる。

地域にとっては、労働生産性の向上により創出された時間が何に振り向けられたかが重要な点でもあるが、回答者の三分の一が七〇歳を超え、平均年齢が六三歳であることを考慮すると、多くは余暇として消費されることが考えられる。

また、圃場整備が行なわれていることは後継者を見出すことに関しては好条件になると思われるが、今回の調査では後継者が「いる」との回答は六、「いない」が四であり、「まだ分からない」が八もあった。この

未定層でどれくらいの後継者が得られるかが、今後の地域における大きな課題であろう。圃場整備が後継者の確保にどの程度効果があるのか、過疎地域における営農主体が高齢化した中で圃場整備が地域に果たす効果という点でも検証が必要であろう。

9 おわりに

香々地荘域の景観について長小野地区を中心に、直接・間接的に景観を捉え得る旧地籍図や旧土地台帳の分析から、主として近代以降における変容を描出してきた。この長小野地区は、竹田川中流域にあつて中世の荘園景観に接近し得る可能性のある「長小野村畠内検目録案」〔香〕一六号）および「長小野村取帳目録案」〔香〕一七号）という二つの史料が残されているので、本地区の近代の村落景観の把握は、近世、さらに中世へと景観を逆行的に復原する足掛りとなるであろう。

しかしながら、長小野村については、田染荘のように近世前期の景観を示した村絵図が残っていないし、景観復原の手がかりになるその他の近世史料にも恵まれているわけではないので、近世の村落景観の復原は必ずしも十分ではない。そのため、近世村落景観を検討するに当たっては、近代の村落景観をベースに近世に付け加わったと考えられる景観要素、なかでも耕地と集落について検討を加え、比較的变化が少なかったものと推測した。

つぎに、この国東半島各地に所在した荘園の歴史的景観を比較的良好とどめてきたとみられた地域は、近代化、その後の高度経済成長の中で多くの人口が流出し、農地の荒廃や廃屋の出現など村落景観にも大きな変化を惹起した。さらに、そのような中で農業の基盤整備のために圃場

整備事業が推進され、農地景観を大きく変貌させた。そこで、過疎化の中で農業集落がどのように変容し、さらに圃場整備が与えた影響についても瞥見した。耕地の集団化は、村落における定住様式即ち集落形態にも影響を与えることも指摘されているが、各農家の宅地と農地は比較的近接しており、長小野地区における圃場整備ではそのような変化を惹起する可能性は低いだろう。

しかしながら、政府が一九八九年十二月に、コメ輸入関税化の前倒し実施を決めたことから、日本のコメ作りをめぐる状況には相当厳しいものがある。ひとり長小野地域に限ったことではないが、現在のように零細な規模で稲作への依存度が高いままでは、今後のコメ輸入の関税化に対して競争力を失うことは十分に予想されることであり、無農薬・有機栽培米など外国からの輸入米にない、付加価値のあるコメ作りなどにより、地域農業が生き残る道を見出すことができるか大きな課題に直面している。現在のようなコメ作りの安定が失われた時、稲作への依存度が高いままでは、農業経営基盤はきわめて脆弱であるから農地の維持さえできなくなり、村落社会の重要な経済的基盤のひとつを失い、村落景観に大きな変化を惹起することが考えられる。

今後は、このような厳しいコメ作りの状況や過疎化の波の中で、後継者確保をはじめとして日本農業の抱えるさまざまな課題にどのように解答を見出していくか、この歴史的地域に残された課題は多い。

註および参考文献

- (1) 明治維新から一〇〇年前後経過した頃に日本の近代化過程とその特色を解明しようという動きが顕在化し、文部省科学研究費特定研究「日本近代化の研究」が一九六六年にスタートした。その成果は『日本近代化の研究 上・下』（高橋幸八郎編、東京大学出版会、一九七二年）として公刊された。
- (2) 中村吉治『日本の村落共同体』、ジャパン・パブリッシング、一九七七年、一五〇～一五三頁（初版 日本評論社、一九五七年）
- (3) 建築史からの成果を簡潔にまとめたものとして例えば、玉井哲雄「近世における住居と社会」（朝尾直弘ほか編『日本の社会史』第八巻所収）岩波書店、一九八七年などがある。
- (4) とくに可視的な最大の要因のひとつはモーターリゼーションの進展にあるが、モーターリゼーションが進展する以前の村落景観の変化も抽出した。（出田和久「豊後国田染荘の景観変遷―中世荘園村落景観への接近に向けて―」歴史地理学紀要31、一九八九年、一八九～二一五頁）
- (5) 『郡村誌』の記載項目は「税地」・「官有地」などとなっているので厳密には地目に近いものと考えられるが、ほぼ明治前期における土地利用状況と見て差し支えないであろう。
- (6) 因みに一九七九年の戸数は一、〇九九戸で大きな変化はないが、人口は三五八八人と三分の二に減少している（『角川日本地名大辞典 44 大分県』角川書店、一九八〇年から集計）。
- (7) 山地部分はこれよりも小縮尺である事も多い。
- (8) 出田和久「大字―畑小地名図と大分県における地籍図の作成」（『豊後国都甲荘 2』、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八九年、四一頁）。
- (9) その起源を近世の検地に遡らせて考えることも可能である。
- (10) たとえば、条里地割、国府、郡衙、古道をはじめ、古墳の形態、中世の豪族屋敷村、宿場町などの景観復原などに利用されてきた。
- (11) 出田和久「近世・近代の集落と耕地の変遷―近代（現代）から近世への遡行―」（『豊後国都甲荘の調査 本編』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、一九九三年、九〇～一〇九頁）。
- (12) 大分県久住飯田地域農業開発課「土地分類基本調査 鶴川・姫島」一九七六年。
- (13) 周囲の一部を急斜面で囲まれた高いテール状の土地をいう。
- (14) 小椋純一「明治中期における京阪神地方の里山の景観」（『絵図から読み解く人と景観の歴史』、雄山閣、一九九二年、一四〇～一五二頁）。
- (15) 小椋純一「植生から読む日本人のくらし―明治期を中心に―」（雄山閣出版、一九九六年、二四六頁）。
- (16) 「大分県植生図 2」（鈴木時夫監修『大分県の植生』大分県商工労働部観光課、一九七三年）による。
- (17) 明治二十二年三月二十三日、勅令第三九号。
- (18) 所有形態の近代的変化は利用形態を規制する場合があり、土地利用形態と所有形態とは相互に規制しあいながら、新しい村落構造の形成に関わっているとみることができ、土地所有の空間的まとまりは地縁の基礎をなすといえるよう。
- (19) 出田和久「明治期における村落景観の変容―紀伊国伊都郡境原村―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第69集、一九九六年、一六七～二〇二頁）。
- (20) 聴き取りによれば、かつては大力姓と余瀬姓のみであったといい、余瀬家も大力一統であったと地元では認識されている。
- (21) 香々地町誌刊行会編・発行『香々地町誌』、一九七九年、二〇三頁。
- (22) 前掲註(21)、二七五頁。
- (23) 土地台帳による分析の場合、あくまでも地目であるので宅地とはいえず、実際に住宅が必ずしも建っているとは限らないという資料的限界がある。
- (24) 僅かに佐古村の元禄十四年五月頃の「佐古村略図」があるが未見。『香々地町誌』掲載のトレース図によれば主な集落や寺社の位置や名称および田・畑の分布状況などの概要を知ることができる。
- (25) 田染荘域・都甲荘域の村々では増加率の最小の村でも約〇・五パーセントであった。
- (26) 前掲註(11)九〇～一〇九頁、出田和久「耕地と集落」（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『豊後国田染荘』所収）一九八三年、一七〇～二二頁。
- (27) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『豊後国香々地の荘の調査 資料編』（一九九八年、三二頁）。
- (28) ただし、そのデータの信頼性には若干の問題があるが、数値の細部にこだわ

らず概略を検討するには差し支えない。

- (29) 当初は高度経済成長にともなう若年労働力を中心とする都市部への流出が多
く、大体一九七〇年位から以降はモータリゼーションの波及による通勤兼業
化が顕著に表れてくる。

- (30) 岸本実「明治大正期における離村地域の形成と都市人口の集積過程(第一報)」、
『歴史地理学紀要』8、一九六六年、一三九頁〜一五五頁。

- (31) 井上修次「本邦人口増加率概観並びに人口増加率と人口密度との関係に就い
て」『地理学評論』8-11、一九三二年、一〜三三頁。

- (32) 前掲註(21)、一七二頁。

- (33) 都甲荘域においてもほぼ同様の傾向で、都甲荘域の場合畑の増加率が若干高
かった。前掲註(11)、一〇二頁。また、下総台地を開析した樹枝状谷の発達
する千葉県山武郡睦岡村の事例でも増加率には差があるが、昭和初期にかけ
て畑の面積のピークが存在したようである。(石井日出男 交通機関の発達と
村落景観、『日本村落史講座』3 景観Ⅱ 近世・近現代、雄山閣、所収) 一
四六〜一六六頁、一九九一年。

- (34) これは都甲荘域の場合とほぼ同程度の減少である。

- (35) 出田和久「国東半島地域における農業の変貌」(大分大学教育学部編・発行
『国東半島―自然・社会・教育―』所収、一九八三年) 三二九〜三四三頁。

- (36) 昭和六十年に着工し、昭和六十三年十月十二日付で登記を終え、圃場整備
事業は完了した。

- (37) 以下の記述は主に出田和久「長小野地区における圃場整備事業の実施とその
影響」(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『豊後国香々地荘』4) 一九
九七年、二二〜二五頁) による。

- (38) 新沢嘉芽統・小出進『耕地の区画整理』一九八一年、岩波書店、四三二頁。

- (39) 標準三〇アールの区画が公式に明記されたのは、昭和四十一年七月二十六日
付の農林水産省構造改善局長から各地方農政局長等に出された「圃場整備事
業実施要綱の運用」によってである。

- (40) かつては、水不足の時などには他人の田に手溝を掘って水を引くというよう
なこともあったという。

- (41) 機械化農業以前の一九五〇年代半ばにおける農地の集団化による労働力の節

減は二割程度であった(白井義彦『日本の耕地整備』大明堂、一九七二年、
二五九頁) ことからすれば、このような大きな労働力節減の要因として機械
化による効率化があるのであろう。

- (42) ヨーロッパでは農業構造改善事業に伴って塊村から散村化への動きもみられ
るし、日本においても農業生産様式の変化に伴う散村化の例などが報告され
ている。(小笠原節夫「高冷開拓地・八ヶ岳山麓野辺山における集落の変貌」
人文地理 14-1、一九六二年、四四〜五八頁、小林浩二『西ヨーロッパの自
然と農業』、一九八六年、一六四〜一六七頁ほか)

V

六郷山領の寺院遺構

一 夷岩屋

1 はじめに

六郷山寺院の一つであった夷岩屋は、中世においては香々地町大字夷および大字上香々地のうち長小野地区を所領としていた。この夷岩屋に関わる現在の遺構などについては、すでに『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅲ』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九五年）で検討が加えられているが、以下では新しく見いだされた近世史料の内容もふまえて、改めて夷岩屋の位置について検討を加えていきたいと思う。

2 文書から見た夷岩屋の故地について

夷岩屋の故地一帯は後掲の余瀬家の記録により、嘉永五年（一八五二）に落石により六所宮および講堂その他の堂舎が破壊され、現状は大きく損なわれている。また「仁安三年六郷二十八山本寺目録」（『香』八号）にみえる夷山靈仙寺の名称から、これまで夷岩屋の故地については、現在の靈仙寺付近と言われてきている。しかし、この一帯は東夷川に沿って下流から順に靈仙寺・実相院・六所神社が建ち並んでおり、ここでは具体的に夷岩屋の位置を明らかにするとともに、これら靈仙寺など諸神社の関係についても検討していきたい。

ところで、夷岩屋の位置については、余瀬文書などの中世史料には具体的に示されていない。そのため、夷岩屋の故地を検討しようとする時、依拠すべき史料は近世段階の史料となってくる。

そこでまず、天保十二（一八四一）年に上梓され、九州各国について寺社や旧跡などの歴史と当時の状況を記した『太宰管内志』¹を繙いて見



写真12 現在の靈仙寺付近（手前から靈仙寺・実相院・奥に六所神社）

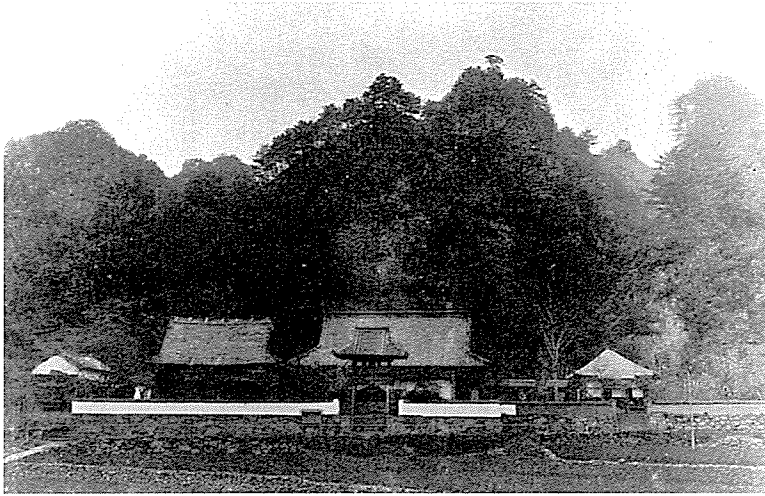


写真13 靈仙寺旧景(昭和4年発行『三重郷土誌』より)

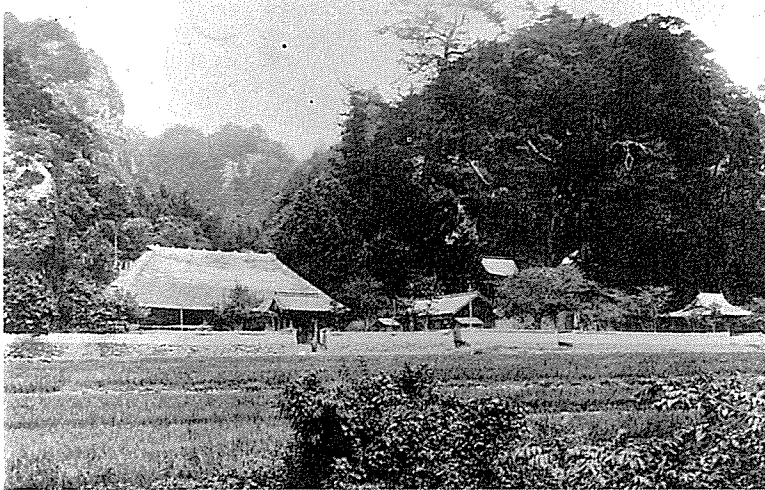


写真14 実相院旧景(昭和4年発行『三重郷土誌』より)



写真15 六所神社旧景(昭和4年発行『三重郷土誌』より)

たい。ここには、豊後国東郡の記載の中に、靈仙寺とともに夷石屋社という神社の項があり、当時の様子も描写されている。その部分を抜粋すると、以下ようになる。

靈仙寺

(上 略)

靈仙寺は香地庄夷村にあり、□向にして入五間に横八間の堂あり、本尊は不動明王なり、寺前に小流あり、向ひにさがしき岩の高く聳へた

るいくつと云数をしらず、又後ノ方にも大岩あり、講堂は半町上流にあり、入三間に横四間の堂なり、本尊は千手観音なり、傍仏吉祥なり、左に大師堂あり、皆岩洞なり、不動と龍王とは右ノ方にあり、各小舎なり、すべて堂前に杉の古木多し

夷石屋社

(上 略)

社は南向にして入三間横二間半、但石屋なり別当靈仙寺社人板井但馬、

社前に大杉二十許あり、無動寺又杵付ノ方へ越る道すぢなり、講堂あり、社との間五間許あり、其間に聖徳太子ノ社あり、権現も講堂も皆岩窟に作りかけたり、権現はことに前ノ方に拝所を造れるのみにて、右のおくに入ル事三間許なり穴を多りて堂を造れりとみゆ、此處の諸社諸堂は他力に依て造営せず、境内に杉山有て是を資として造営する由なり、六所権現夷ノ社ともに神體はからかねなりと云、夷ノ社と云は権現より三町東谷のおくにあり、岩壁の傍につづらをりに石階百二三十段ばかりのぼりて上に夷社あり、東に向へり、社は一間四方許にして、南ノ傍に阿弥陀堂あり、是も大さは同じ

(下略)

こうした靈仙寺および夷石屋社に関する記載からは次の事がわかる。

- ① 靈仙寺は不動明王を本尊としていたこと。
- ② それより半町上流に、千手観音を本尊とする講堂があったこと。
- ③ 夷石屋社には社とともに講堂も所在したこと。
- ④ 夷石屋社境内には、社・講堂の他に聖徳太子の社もあり、これらは岩窟に所在したこと。
- ⑤ また、夷石屋社の東に夷社があり、その南に阿弥陀堂があったこと。

さらに、夷岩屋に関わる近世史料をもう一点紹介しておきたい。それは、近世長小野村の庄屋を務めた余瀬家に残された嘉永五年(一八五二)の「庄屋日記」であるが、その正月六日の項には次のような記載がある。

- 一 夷村六所宮裏岩大半落候、講堂・不動堂・龍王宮・阿美陀堂・大杉・石壇岸・常夜燈不残相崩、(下略)

以上のことから、まず①と②より不動明王を本尊とする堂の上手(東

側)にある夷石屋社には、千手観音を本尊とする講堂が所在したことがわかる。また、ここにいう夷石屋社とは、右に引用した「庄屋日記」の記載を併せ見た時、建物構成などが一致することから、六所宮(現在の六所神社)にあたることが明らかとなるであろう。ここで留意されることは、講堂に祀られた仏像についてである。中世六郷山寺院の本尊等を書き上げた、安貞二年(一二二八)の年号を有する「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」(以下、「安貞の目録」と呼ぶ。『香』二一号)によると、夷岩屋は千手観音を本尊としたという。つまり、十三世紀前半に夷岩屋の本尊とされた仏像が、近世には本堂でなく講堂に祀られていたのである。このように、中世段階に本尊とされた仏像が、近世においても講堂に安置される状況は、夷岩屋のみのことなのであろうか。そこで、「安貞の目録」に見える六郷山寺院について、十九世紀半ばに成立した『太宰管内志』における本堂・講堂に関わる記載とを比較したものが表21である。『太宰管内志』は各寺院についての一次史料というわけではないが、当時の寺院の状況を窺うことのできるものとして、ここでは比較の対象とした。

これを見ると、基本的には十三世紀前半の各寺院で本尊とされた仏像が、近世においては各寺院の講堂に祀られていたことが窺える。つまり、近世の六郷山寺院には、現況と同じく本堂と講堂が所在したが、このうち講堂に十三世紀前半段階の本尊とおなじ仏像が安置されていることは、近世段階に講堂とされた堂舎が中世六郷山においては中核となる堂舎であったことを知ることができよう。六郷山寺院は山岳修行の場であったことをふまえると、勤行の場であった講堂は主要な堂舎であったし、現在の六郷山寺院の伽藍配置においても、特に山腹に縦に境内地が展開する寺院では、講堂は鎮守とともに現在の本堂よりも少し離れた高い所に

表21 中世六郷山本尊を安置する堂舎

	「安貞の目録」		『太宰管内志』			
本 山	後山岩屋	薬師如来	金剛寺	薬師堂		
	伊多井社	妙見大菩薩				
	吉水寺	無量寿如来	霊亀寺	不詳		
	津波戸石屋	千手観世音菩薩				
	大折山	聖観音	報恩寺	寺 講堂	釈迦如来 十一面観音	
	鞍懸石屋		神宮寺	不詳		
	高山寺	薬師如来、観世音菩薩	高山寺	不詳		
	間戸石屋	薬師如来	間戸寺	不詳		
	喜久山	丈六阿弥陀如来、不動、大威徳	十恩寺	不詳		
	不動石屋	不動	伝乗寺	本堂	不動威徳明王	
分	大日石屋	大日				
	辻小野寺	千手観音	西明寺	不詳		
	大谷寺	十一面観音	大谷寺	不詳		
	知恩寺	薬師如来	智恩寺	講堂 寺	薬師如来 観世音菩薩	
惣山	屋山寺	千手観音、阿弥陀三尊、不動尊	長安寺	寺 講堂	不動尊 薬師・観音	
中 山	長岩屋	観世音菩薩	天念寺	寺 講堂	不動明王 観世音菩薩	
	龍門石屋	千手観音				
	虚空蔵石屋	虚空蔵				
	黒土石屋	馬頭観音	本松院	不詳		
	四王石屋	四天王				
	小岩屋山	薬師如来	無動寺	寺 講堂	不動明王 薬師如来	
	大岩屋	千手観音	応曆寺	寺 講堂	不動明王 正観音	
	夷岩屋	千手観音	霊仙寺	寺 講堂	不動明王 千手観音	
	西方寺	延命観世音菩薩	西方寺	寺 講堂	不動尊 延命観音	
	千灯岩屋	千手観音	千灯寺	寺 講堂	不動明王 弥勒菩薩・観音	
	分	五岩屋	不動尊			
		岩殿岩屋	薬師如来			
		枕岩屋				
		銚子岩屋				
		瀧本岩屋				
大嶽寺社		薬師如来	神宮寺	寺 講堂	不詳 ※1	
末山	両子寺	薬師如来、千手観音	両子寺	不詳		
	小城寺	六観音	小城寺	不詳		

・本表では、尊名の記載の在り方が不統一の所もあるが、これは原史料の記載に従ったためである。
また、『太宰管内志』では、本堂を「寺」と記することが多く、ここでもその表記に従った。

・なお、『太宰管内志』の箇所不詳とした所は、講堂などの堂舎の存在が不詳もしくは堂舎に祀られている尊名が不詳であることを示し、空欄のない所は記載のない寺院である。

※1 「講堂は寺より半町にあり、其處に薬師堂観音堂あり」と記されている。

位置しており、ここが中世においては修行の空間であったことがわかる。なお、鎮守の位置に関連して付言しておく、夷岩屋においては現在の六所神社東の山腹の岩窟に、簡素な造りの堂がある。ここが旧六所権現と言われている。堂に向かって左側の岩肌には仁聞菩薩像と呼ばれる磨崖像がある。六所権現の堂内には尊名不詳の木造仏が数体残されており、この地が中世段階の六所権現と見られる。

ところで、現在の六郷山寺院には講堂とともに本堂が所在しているが、先の表21をふまえるならば、現在本堂とされる堂舎は、その多くが不動明王を本尊としているように、いわば画一的な所もあり、中世六郷山寺院の伽藍を構成する堂舎ではないことが考えられる。六郷山寺院の現況を見ると、基本的に本堂は僧侶が居住した坊跡などに近接する地にあり、「安貞の目録」には見えないが、建武四年（一一三三七）の「六郷山本末寺次第并四至注文案」（以下、「建武の注文」と呼ぶ。『香』七一号）にその名を見ることのできる岩戸寺（現在の東国東郡国東町）の本堂は、大門坊跡の故地に建てられているという。これらの点から、現在本堂と呼ばれる建物は、僧侶の居住地である坊の系譜をひくものと見られるが、そうした本堂の成立時期や本堂設定の持つ意味などをここでは詳細に明らかにすることはできず、これらの点については、今後の課題としたい。ただ、いずれにしても現在本堂という時、そこを寺院の中核として見る傾向があるが、かかる認識は中世まで溯るものでないことを知ることはできるだろう。このことは自明のことかも知れないが、六郷山寺院における講堂の位置付けを改めて明確にする上で覚えて記すこととした。

以上のことから、中世夷岩屋の伽藍配置は、現在の六所神社の位置に講堂を中核とし、その東の山腹に鎮守である六所権現が所在したことが窺える。なお、現在の靈仙寺は本書付編の「国東旧新略記」から、古く

は根本院と呼ばれたことがわかり、隣接する実相院とともに、「く院」という名称から、これらの地には夷岩屋の僧侶の居住する院あるいは坊が所在したと見られる。ただし、こうした中世夷岩屋の伽藍は、豊後高田市の長安寺（屋山）や西国東郡真玉町の大岩屋（応曆寺）等と異なり、一個の近世寺院として引き継がれず、講堂の所在した所は六所神社となり、院・坊が靈仙寺および実相院という二つの近世寺院として成立した所に特徴がある。しかし、その要因については、現在の所充分に明らかにすることができなかった。

3 夷岩屋に関わる現在の遺構について

(1) 六所神社

まず、講堂の故地である現在の六所神社の現況について見ておきたい。六所神社の境内は、塀と石垣に囲まれ、二つの段を形成している。鳥居をくぐってすぐの第一段目は、約一六〇〇平米の広さを持つ。この段の入口近くの、向かって右側には磨崖像がある。

八十mほど石段を上った先の第二段目は、広さが約九〇〇平米ほどであり、石段を上りきった所の両側には石灯籠が八基建っている。うち、一基は無銘であるが、残り七基は宝永三年（一七〇六）から安政五年（一八五八）にかけて築造されたものであることがわかる。この段には、拝殿と申殿・神殿などがあり、特に神殿は岩陰に建てられている。これに向かつて左側に龍神社、右側には賀来社・聖徳太子堂が建っている。このうち、龍神社や聖徳太子堂は、前に触れた余瀬家の庄屋日記や『太宰管内志』に見られる建物である。なお、『太宰管内志』などに見える講堂や阿弥陀堂については、具体的に故地を知ることができないが、岩の崩落によって破壊されたという庄屋日記の記載をふまえると、現在の神殿

などが所在する周辺の岩陰にあたる所に立地していたと見られる。

(2) 靈仙寺

境内地は約一四〇〇平米の広さを持ち、本堂と庫裡、山門そして大師堂がある。また、境内には川をはさんだ対岸にある靈仙寺旧墓地と呼ばれる地から移したという国東塔一基と五輪塔が十九基分ある。ほかに、五百羅漢像や安政七年（一八六〇）の銘を持つ地藏像がある。この

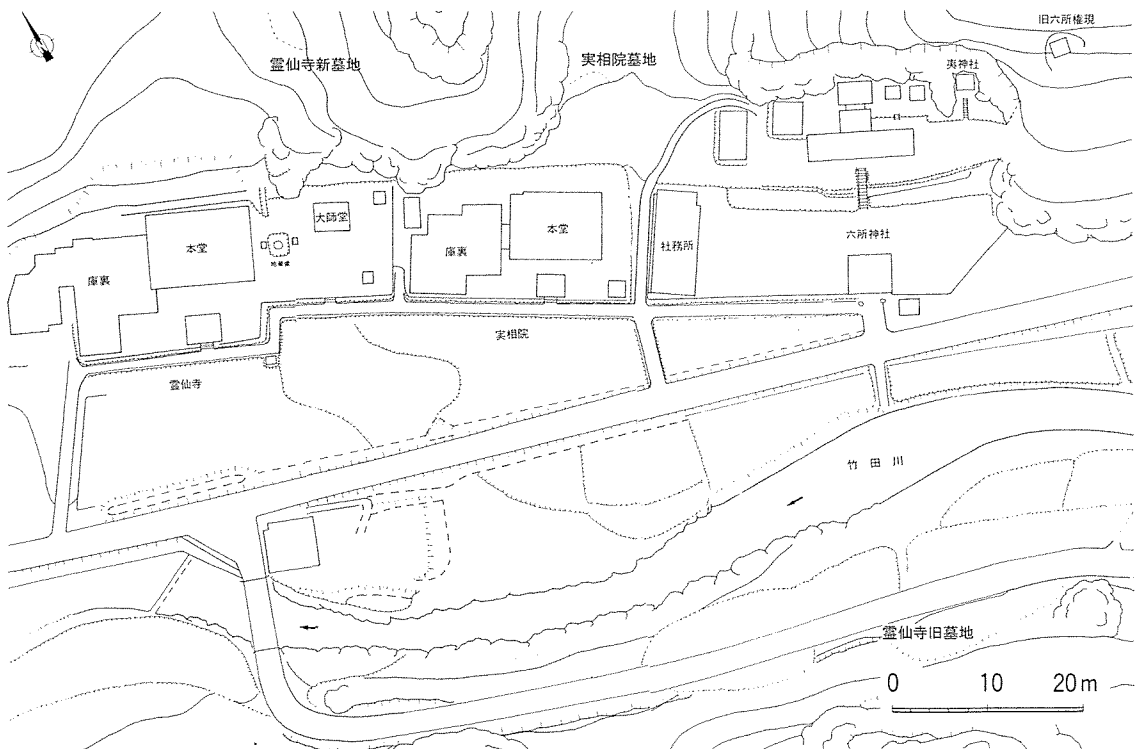
うち、山門についてはもともと六所神社にあったものを明治の神仏分離の時に移築したものとされている。

なお、この靈仙寺は六所神社からは一六〇mほど下流に位置しており、先の『太宰管内志』の記載に見える靈仙寺と夷石屋社との距離とは異なるが、靈仙寺と上手の実相院とは近世には明確に二つの寺院として独立していることから、『太宰管内志』に見える距離が誤りといえよう。

この靈仙寺の裏手には、「靈仙寺新墓地」と称される墓地があるが、ここには三五基の墓碑があり、最も古いものは寛文九年（一六六九）、新しいものは昭和三十年（一九五五）である。いずれも、靈仙寺住職をはじめとする僧侶のものであるが、明治以後は住職の家族のものと思われる墓碑もある。こうした墓地の内容をふまえると、いわゆる「靈仙寺旧墓地」は、中世段階の僧侶たちに関わる任職であり、近世以後の靈仙寺に



写真16 靈仙寺山門



第25図 旧夷岩屋周辺地形図

関わる僧侶の墓地がここに新たに築造されたといえる。

(3) 実相院

境内地は約一〇〇平米ほどの広さを持ち、本堂・庫裡・鐘楼がある。また、ここには高さ三mを越える国東塔がある。具体的な所在地は不詳であるが、これはかつて六所神社に所在し、明治の神仏分離の折に前面の川に打ち捨てられていたものを大正時代に当時の住職が移築したものである。

この実相院裏の斜面には、近世の実相院住職の墓地がある。十三基の墓碑があり、最も古いものが宝永六年（一七〇九）、新しいものは昭和五十三年（一九七八）であり、このほかに南北朝前期と見られる板碑が墓碑にたてかけられている。

4 夷岩屋の末坊について

最後に、中世夷岩屋の僧侶の住した院・坊の分布について見ていくととしたい。

そこでまず、建武四年（一三三七）の「六郷山本中末寺次第并四至注文案」（以下、「建武の注文」と呼ぶ。『香』七二号）を見ると、ここには夷岩屋の末寺として、今夷・焼尾岩屋・願成寺が所在したことが記され



写真17 実相院墓地

ている。このうち、今夷は現在の蛭兒神社の所在する地が、また焼尾岩屋は現在の焼尾阿弥陀堂付近が故地と見られ、願成寺はⅢ―二で指摘されているように佐古地区に所在したことが知られる。

さらに、夷岩屋に関しては、「別当并院主分田町坪付注文」（『香』五七号）や天文十年（一五四一）の「夷地見坪付注文」（『香』一四三号）から夷岩屋に属した院・坊を知ることができる。前者には、政所坊・陽恩坊・新坊が、後者には根本院・法華院・善花坊・得万坊・中ノ坊・妙鏡坊が所在したことが記されている。このうち、政所坊・陽恩坊・新坊および妙鏡坊の故地は不詳であるが、根本院については、前述したように現在の靈仙寺がこれにあたるものが知られる。その他の院・坊についても、小字あるいはシコナにその名が残されており、故地が判明したものについては、第26図にあるように、東夷川沿いを中心に分布していたことがまずわかる。なお、中世夷岩屋の末坊としては、他に長小野地区に所在した大力坊を挙げることができるし、時代が降る史料ではあるが、明治四年（一八七二）の「天台宗本末寺名帳」（『資料編』Ⅲ）では靈仙寺の塔中として庵実坊・大力坊・什林坊の名が挙げられている。このうち、庵実坊の故地は不詳であるが、「国東旧新略記」にも夷村に所在したことが記されているし、什林坊の所在地は不詳であるが、長小野地区の小字にその名が残っている。大力坊以外のこれら二つの坊が中世にまで溯るものであるのかはにわかに明らかでないが、いずれにしても、中世夷岩屋の末坊は、夷岩屋の所領であった夷地区あるいは長小野地区に分布していたことを確認することができよう。この他に、夷岩屋の坊としては、Ⅲ―三でも触れたように、中世史料には常智坊や利乗坊などが所在したことが窺えるが、これらの中には先に触れた「別当并院主分田町坪付注文」や「夷地見坪付注文」に見ることもできないものもある。中

世史料に見える坊すべてが、中世を通して継続したわけではなく、そこには廃絶していくものもあったのである。

なお、夷岩屋が所在した東夷川流域には、夷岩屋を中心に院・坊が点在していることがわかるが、こうした状況は、前回の都甲荘調査で検討された、谷全体が長岩屋（現在の天念寺）の境内地とされた⁵長岩屋地区に類似するものといえるであろう。つまり、夷岩屋を中心とした東夷川沿いの谷全体が広い意味での夷岩屋の境内地と見られるのである。

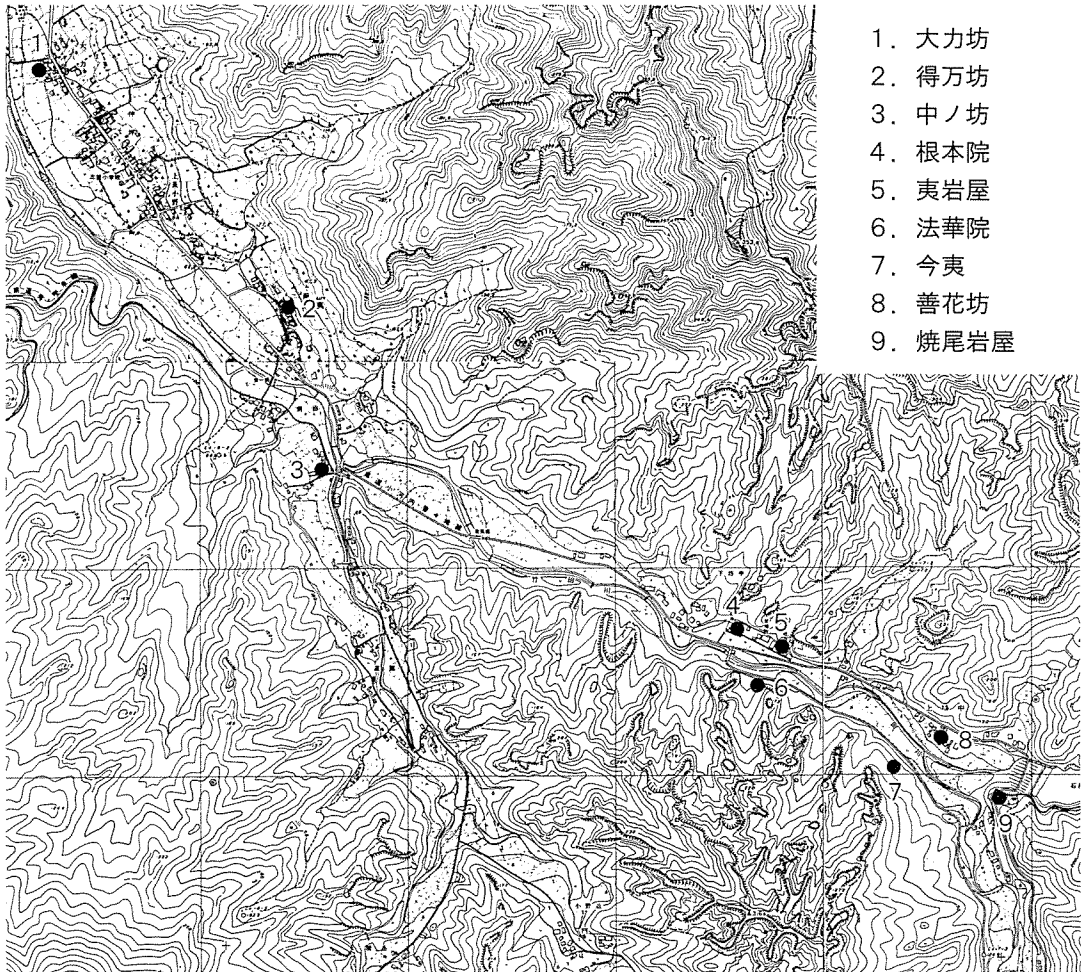
註(1) 『太宰管内志』は、昭和五十六年（一九八一）に国書刊行会から復刻されている。

(2) 近世の余瀬家文書の概要については、『豊後国香々地荘 1』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九四年）に紹介されている。

(3) 六郷山寺院遺構の調査に関しては、その成果が『六郷山寺院遺構確認調査報告書 I-VI』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年〜九八年）としてまとめられている。

(4) 原田昭一「石立山岩戸寺」（『六郷山寺院遺構確認調査報告書』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九六年）。

(5) 飯沼賢司「中世の耕地と集落」（『豊後国都甲荘の調査本編』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年）。



1. 大力坊
2. 得万坊
3. 中ノ坊
4. 根本院
5. 夷岩屋
6. 法華院
7. 今夷
8. 善花坊
9. 焼尾岩屋

第26図 中世夷岩屋の末坊分布図

二 靈仙寺旧墓地

1 はじめに

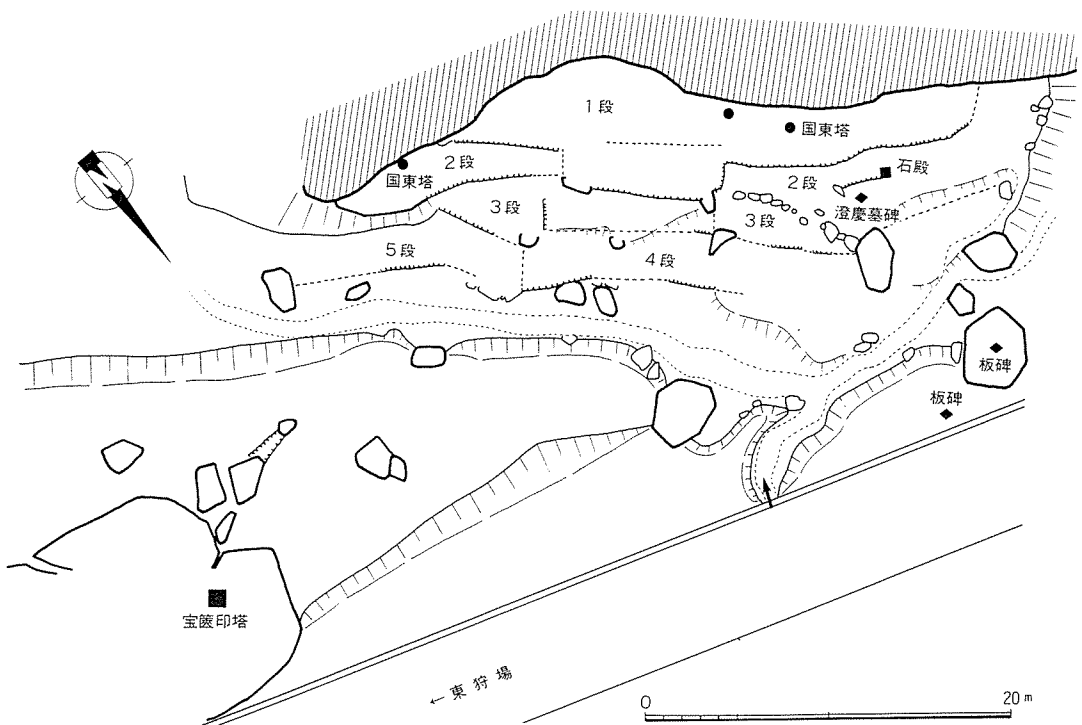
靈仙寺旧墓地は東夷川を挟んで六所神社の対岸にある五輪塔をはじめとする石塔群である。所在地は香々地町大字夷二三五九番地。この付近一帯は瀬戸内海国立公園の一角に当たり、谷筋を望む周囲の山々は荒々しい凝灰岩の岩肌をみせる奇岩・絶壁によって、きわめて変化に富んだ地形となっている。

靈仙寺旧墓地もそのような直立する岩壁を背にした傾斜地に営まれている。墓地の大きさはおよそ東西四十m、南北十五mほどで、永い年月の間に傾斜面に築かれた石積が崩壊し、上に並べられていた五輪塔などは転落して原状を留めるところは僅かであるが、それでも往時の壮観な様を想像することは可能である。また、墓地を構成する石造品も五輪塔をはじめとして多様な種類があるほか、岩壁に彫り刻まれたものなどもあつて非常にヴァリエティーに富んでいる。

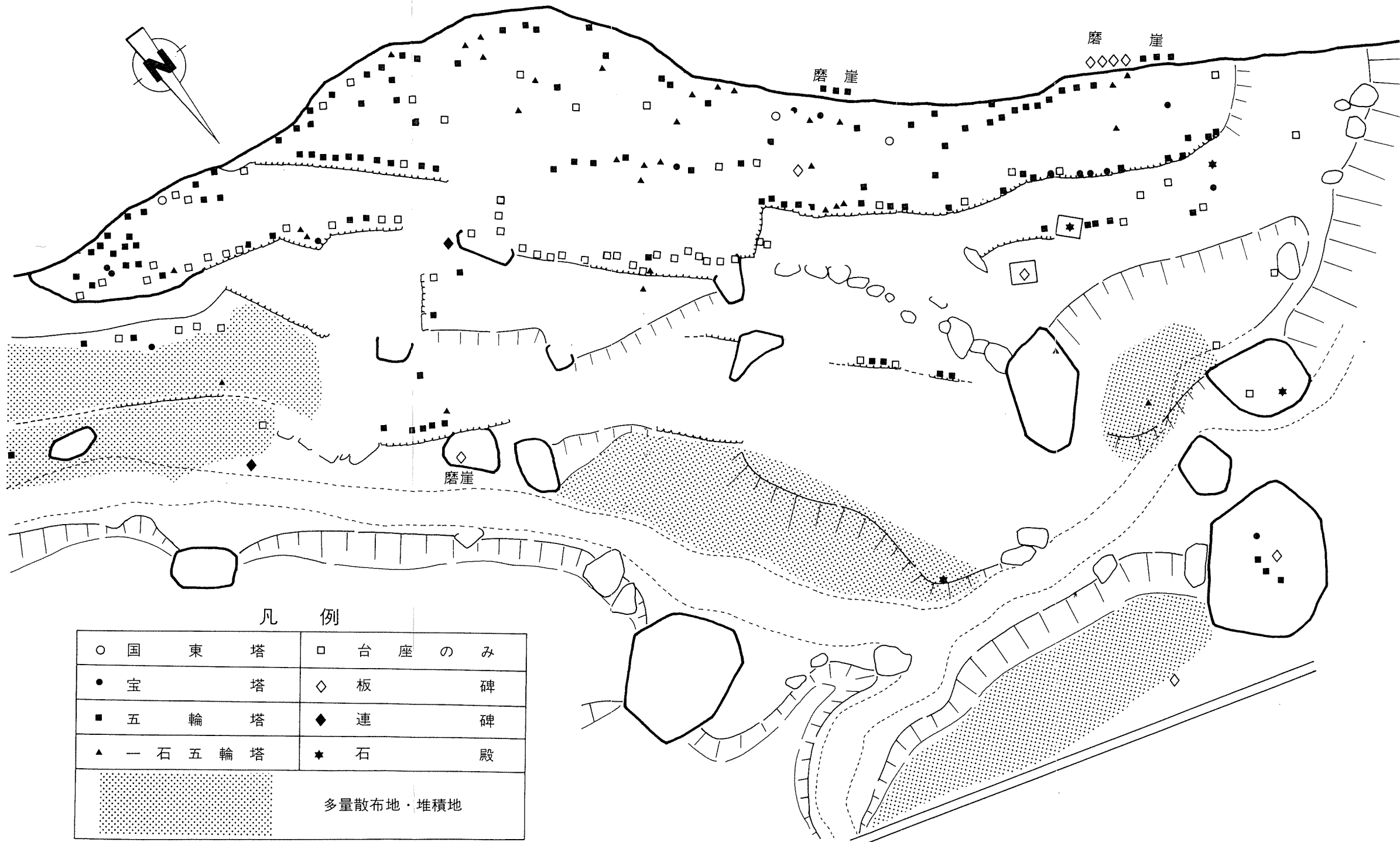
六郷山寺院のなかで同様の景観をもっているのは国見町旧千灯寺である。そこにはおよそ千基ほどの石塔類が確認されており、造立の契機や信仰の問題を考えるうえで参考にならう。

2 墓地の現状と構造

靈仙寺墓地は前述したように、東西に四十数mほどの幅をもつ切り立った凝灰岩の岩壁を背にしたわずかな広さの傾斜面に営まれている。一帯は現在杉の植林地となっている。墓地のすぐ北側に接して県道小河内香々地線から分かれて東狩場へ通ずる舗装道路が敷設されており、岩壁との



第27図 靈仙寺旧墓地の旧状復原想定図



第28図 靈仙寺旧墓地主要部の石塔類分布状況

距離は約二十mである。墓地はちょうど六所神社と正対する位置関係にあり、かつては竹田川に橋がかかって直接結ぶ道があったという。

墓地は比高七mほどの傾斜地の上部平坦面および傾斜面を利用している。傾斜面は石積みによって、雑壇場に細長い平場を確保するが、遺存しているものから判断すると石塔類は原則として石積みの上に立て並べられていたようである。

したがって、現状では最上段以外ではほとんど石積みが崩落しているため、原状を留めるところは少ない。このため斜面や最下段には多数の石塔類の部分品が散乱しあるいは堆積しているといった状態で、発掘することなしには石塔類の実数の把握はまったく不可能である。石垣の痕跡をたどることによって、最上段を仮に一段目とするならば、少なくとも四〜五段の石垣があったことが確認できる。つぎに各段ごとにやや詳しくみることにしよう。



写真19 霊仙寺旧墓地景観



写真18 霊仙寺旧墓地(下から見る)

最上段(第一段)

下位の段がほとんど崩落しているため、現在この墓地に遺存する石塔類の大多数がこの段上にあると言ってもよい。岩壁に沿って東西およそ三十mにわたって平坦地が造成されている。平面的にみると、岩壁が湾曲して最も広い場所のある中央部には、北側に九×二mほどの張り出し部がある。張り出し部はコーナーに大きめの石を配して、岩壁までの奥行きはおよそ七mである。張り出し部の存在からみて、付近が当初からこの墓地の中央部として企画されたことが想定される。張り出し部の東側は七mの直線の石積みがよく残っている。これに対し、西側に続く約七mは拡張部の可能性もあろう。

第二段

張り出し部の両翼を構成する段である。この段の東側の岩壁の裾を削って平坦にした部分では一面に石塔類が立てられ、保存も非常によい。これに対応する西側は、張り出し部のコーナーと大形の岩とを結んで縁石を構築して、東側と同じような形にしている。こちら側はひときわ大形の元禄八年(一六九五)銘の「権律師澄慶」墓碑を中心として、その後には大形石殿を含む石塔群一列がある。大岩より西側は石積みがまったく残っていないが、下位の斜面に石塔類の部分品が多数転落していることから、かつては縁にあったことがわかる。

第二段目に直接結び付くかどうかかわからないが、ちょうど一段目の張り出しを相似形に大きくした形でもう一段張り出し部があった可能性がある。ただし、コーナーと考えた大形の石からさらに西側に直線的な石積みを窺わせる痕跡もあり、当初からのものかどうかを吟味する必要がある。

第三段

コーナー石より西側に想定される石積列である。東側では5mほどの明瞭な石積が残っているが、二段目までのような全体の企画性を思わせるようなものではない。これに連続する形で、東側では崖裾に並べられた石塔類がある。

第四段

傾斜面の裾部を形成する石積みである。中央部は石積が高くおよそ一・六mほどある。東西に約十一mほど続く。

第五段

東側では低い石積みが約十一mほどあつたらしく、一部が残っている。以上のような各段の状況からみると、墓地の形成は大まかには上段から下段に向かって行われており、当初はかなり整然とした形をとっていたことが考えられる。靈仙寺旧墓地の構造としては、こうした段築上の石塔配列とともに磨崖の板碑・五輪塔や東西の大岩上にある幾つかの石塔類も重要なポイントである。とくに東側の巨岩上には宝篋印塔が据えられ、六所神社側からみた墓地の景観を一段と引き立てている。

3 石造品の種類と分布状況

靈仙寺旧墓地を構成する石造品は大部分が五輪塔であるが、そのほかにも多様な形態のものがある。ただ、これらの石造品のうち組み合わせタイプのものについては、注意が必要である。それは端的にいえば、オリジナルかどうかということである。

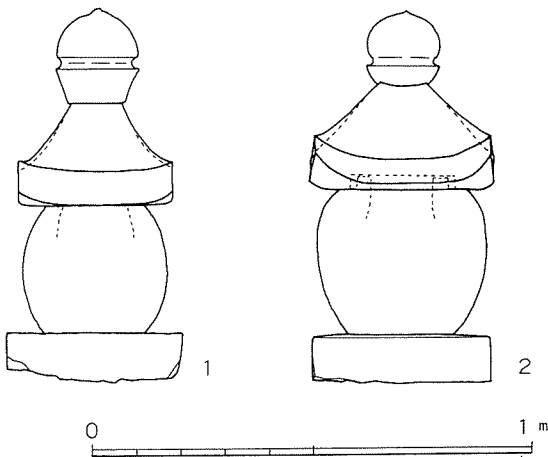
調査では、現状で完好と思われる一五〇基以上の石塔類の分布を図に落としたが、そのほかにも基礎部分が残ったものや、バラバラになつて散乱し、堆積しているものも多い。埋没して目に触れないものを加える

とおそらくそれと同数

くらしいものがあつたと想定される。現在立っているものでも、非常に不安定な状態のものが多く、過去に転倒し、また組み上げられるという事態を再三繰り返してきたことと推測される。その際に元どおりの組み合わせで立てられたという保証はどこにもないのである。数が多いうえに非常に接近しているために、オリジナルでない組み合わせになっているものが相当あることを予想しておかなくてはならない。

国東塔

台座に蓮弁を刻み、壺形の塔身に相輪を完



第29図 五輪塔実測図(火葬骨内蔵)



写真20 靈仙寺国東塔

備したものを国東塔とした。一段目ほかに三基ある。このうち二段目の東側にあった一基は現在霊仙寺に移動して保存されている。

宝塔

相輪を伴うものは明確であるが、五輪塔と区別する必要上、国東塔としたもの以外で塔身部分が壺形をしているものは宝塔に含めることとした。一段目を中心に十二基ほど確認している。

五輪塔

「空風輪」・「火輪」・「水輪」・「地輪」の四部から構成されるものが多いが、「空風火輪」が一体になったものもある(第29図―2)。形態的にみると、「空風輪」や「火輪」などにいくつの特徴が見いだされることから、分類が可能であるが、今回オリジナルのものを抽出し図式化するとどこまで完了しなかった。なお、五輪塔のうち二基に火葬骨が内蔵されているのを発見した(第29図)。

一石五輪塔

長方形の石材から掘り出したもので、一般に簡略化したものが多いが、ここではむしろ忠実に形態を形造ったものが多い。

磨崖五輪塔

墓地背後の壁面二カ所に合計六基の五輪塔が刻んである。いずれもごく平板な陽刻で、表面の剥落・風化により分かりにくくなっている。「空



写真21 霊仙寺旧墓地(磨崖碑と磨崖五輪塔)

風輪」や「火輪」の形態により分類が可能で、時期差を示すものとみられる。

板碑

墓碑とみられるものが四基あるが、いずれも形態を異にする。二段目西側にある「権律師澄慶」墓碑(第30図―①)は位牌形ともいふべきもので、総高一六二cmあり、低い五輪塔の中にあつて一際目立つ存在である。西側の岩上の板碑(第30図―④)は戒名を記す部分が並列して深く彫り窪めてある異形の墓碑である。戒名等は墨書であつたとみられる。

二連板碑

三基発見された。三角形の頭部をもち、二条の刻線の下にわずかに突出した額部がある。これも戒名等は墨書きであつたとみられる。

磨崖碑

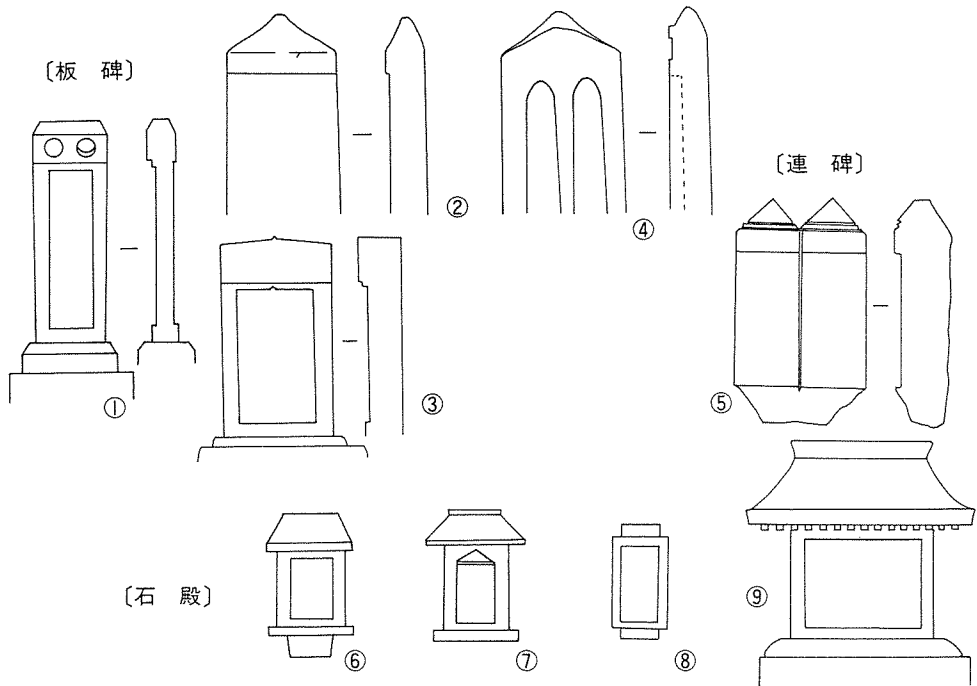
東側の磨崖五輪塔と並んで、四連碑が同じ大きな輪郭枠組みの中に刻まれている。風化や剥落が多くほとんど読み取ることができないが、「□八年癸卯」と認められるものがあり、慶長かと想定される。またこれとは別に、中央部最下段の岩に彫り込まれた一基がある。こちらは縦長の長方形の上に三角形のつた板碑形である。

石殿

軸部と屋根部から構成されたものを石殿とした。一石のものと別々の部材からなるものがある。原位置を保つのは、「澄慶」墓碑のすぐ背後に地藏像など二軀を刻んだ大形の石殿があるが、屋根は破損して一部しか残っていない。

供養像

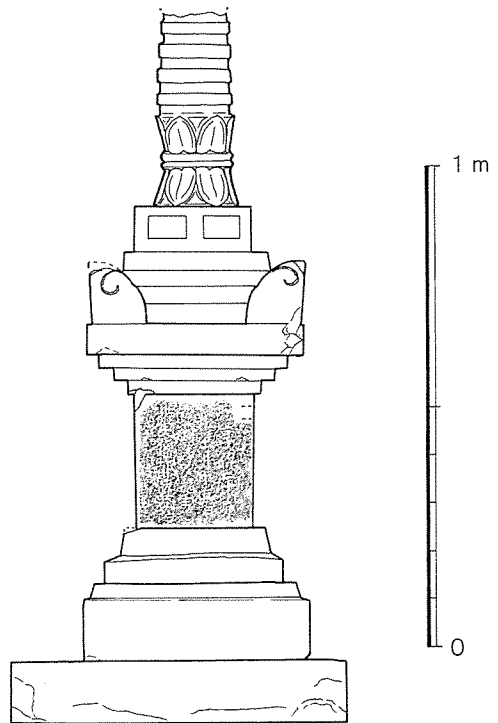
石殿の軸部の彫像以外では、墓地の最も西側の岩壁に立て掛けた小さな舟形光背をもった像がある。両手を胸前で合掌した僧形である。



第30図 板碑・石殿の形態略図(縮尺不同)



写真22 虎御前宝篋印塔



第31図 虎御前宝篋印塔実測図

以上、靈仙寺旧墓地についてこれまでに調査した範囲で述べてきたが、充分な分析を果たすことはできなかった。ただ、東夷川一帯で最も規模の大きな石造物群であるこの地は夷岩屋に関わる者たちの墓地と見られる。なお、第31図および写真22の宝篋印塔は、この靈仙寺旧墓地の背後に位置する山陵上―中山仙境と呼ばれる―に位置する、「虎御前宝篋印塔」と呼ばれるものである。江戸時代の享保二十年（一七三五）のものであるが、修行の場ともされた地の石造物であり、ここに掲載することとした。



写真23 中山仙境から見た夷谷
中央に石河内池が見える

三 今井薬師堂跡

県道小河内・香々地線から長小野の字平と竹ノ中の字界にある小道（見目への山越え路）を辿っておよそ一五分ほど登ると今井薬師堂跡に着く。堂前の一〇〇mほどの石段が今は篠竹に覆われ、案内がないと容易に近づけないほどである。

かつて薬師堂のあったところは、南面する凝灰岩の絶壁を背にわずかばかりの平坦面を造成したもので、緩く弧を描いて東西およそ三十m、南北が広いところで十mほどの広さがある。南端は石積している。

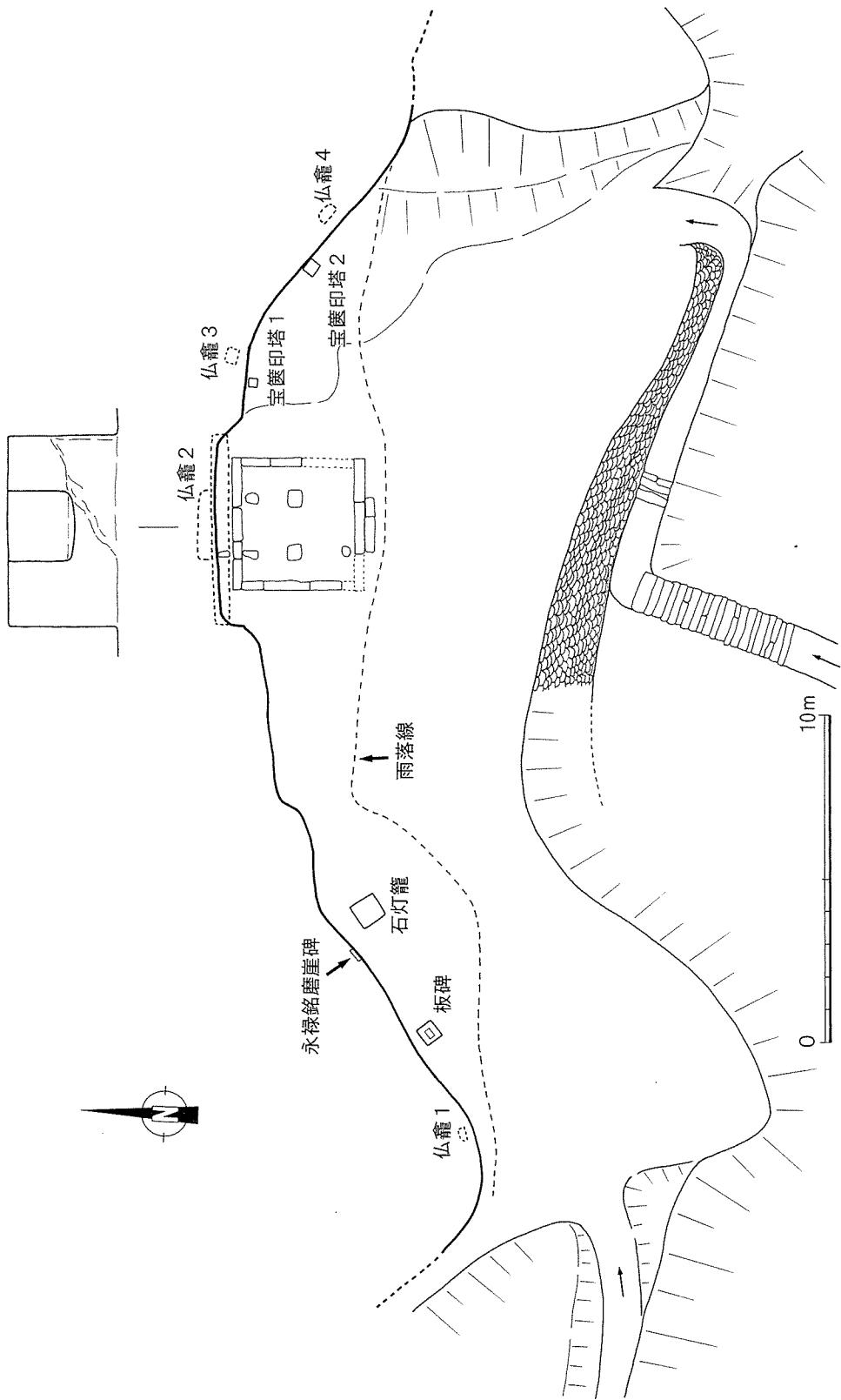
薬師堂の遺構は中央やや東寄りに、背後の岩壁に接するように基壇の縁石および自然石の礎石が遺り、焼けた痕跡のある瓦が積まれている。基壇の規模は一辺四m強の正方形で、南端に上がり口の踏み石がある。



写真24 今井薬師(薬師堂跡)



写真25 今井薬師(薬師堂跡)



第32図 今井薬師堂跡実測図

内部の礎石の配置は中央部東西にやや大きめの平石が据えてあり、これと柱筋を揃えて南北に各一本分の小型の礎石が並んでいる。礎石の配置から堂は間口一間、奥行き二間の建物で、規模は中心距離で東西が約一・七m、南北が約一・六十一・三mと推定される。

堂の背後には岩壁を二重に掘り込んだ仏龕がある。規模は高さ三・三m、横幅五・九m、奥行き五〇cmほどのもので、さらにその中央部に一・八mの方形の掘り込みを造っている。奥行きは五〇cmあり、仏像を安置する場所であったとみとめられる。この仏龕が堂の創建以前から存在した可能性は極めて高いが、堂の柱筋とも一致しており、また基壇縁石との間にこれも柱筋の延長線上にある礎石状の石があることから、堂の建築後も建物と一体になった仏像の安置場所であったとみるのが自然であろう。薬師堂も含めて周辺はオーバーハンクした崖のなす雨落線の内側に位置する。いわゆる岩屋である。

つぎに薬師堂跡の周辺にある石造品について紹介しよう。

薬師堂跡の東側にある一段高くなった崖際に二基の宝篋印塔がある。第31図に模式図を示したが、いずれも軟質の石材のために著しく風化が進んで崩壊状態である。1は総高一一〇cmほどに復元される。相輪の頂部は火炎宝珠となり、塔身には納入孔がある。形態から十六世紀から十七世紀にかけての時期とみられる。2は総高約一三〇cmに復元される宝篋印塔で、笠の隅飾突起が斜め上方に張り出す特徴から近世のものともみられる。

薬師堂跡の西側では板碑・石灯籠、さらに壁面には永禄年号銘の磨崖碑がある。板碑は高さ六八cm、石灯籠は復元高約二二〇cmで、八角形の竿と火袋をもつ。火袋には方形・円形・菱形の透かしが彫られ、別の面には獅子や仏像様の彫刻が施されている。磨崖碑は高さ六六cm、幅四五

cmの大きさで、掘り込みの深さは一〇cmである。碑文は上部中央に阿弥陀の種子を陰刻で表す。その下部の右側にもあるがよく読み取れない。中央に「冬月妙祐」、左下部に「永禄□□」と陰刻している。また右下部には「願主□□□□」と墨書されている。これらはどのような人物かははっきりしないが、薬師堂の境内に供養のために造立されたものである。そのほか崖面に三ヶ所小さい仏龕がある。仏龕4には阿弥陀如来と弘法大師の石像が祀られている。

以上、昭和三十七年に山火事でやけた今井薬師堂跡についてみてきたが、遺構は凝灰岩の岩壁に掘り込んだ仏龕とその前面に建てられた小堂跡を中心とするものである。仏龕の掘られた時期あるいは小堂の創建時期について文献や考古資料などから明らかにすることはできないが、この今井薬師は、中世史料にも見ることができ、医王山薬師窟とも呼ばれ、仁聞菩薩の開基伝承をもっていることから、国東半島各地にごく一般的な「岩屋」形式のものからやがて小堂が付属していくというパターンに相当すると考えられる。火災前には窟内に藤原末期の作といわれる本尊仏三体が安置されていたという。

磨崖碑や宝篋印塔などの存在によって十六世紀の後半ころから近世初頭にかけて一時期信仰の高まりがあったことがみとめられる。かつて、目および耳の病氣平癒祈願のため小形の錘を奉納したという。

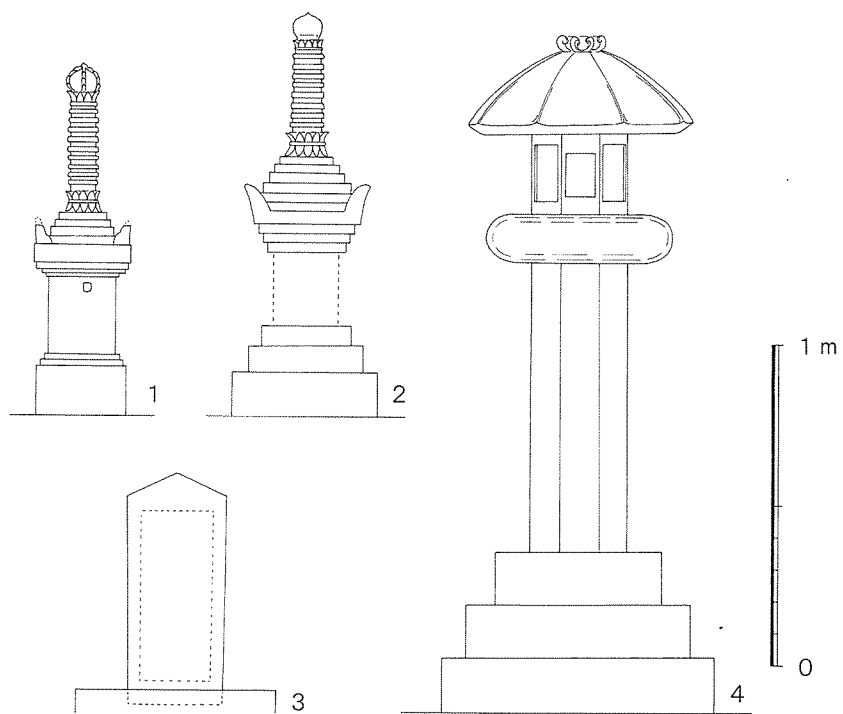
なお、『三重郷土誌』（昭和四年発行）には、次の修札の記事がある。

寛政七年（一七九五）

薬師堂十二神将 院主夷山靈仙寺桓澄代

医王山大力坊

村長 余瀬伴九郎重虎 仏師 板井甚蔵国俊



第33図 今井薬師堂跡石造物模式図

VI

香々地莊における仏教の変遷と中世石造物

はじめに

西国東郡香々地町に所在した宇佐宮弥勒寺領香々地荘は、同町域を南から北へ貫流する竹田・見目両河川の中下流域にあたる香々地・上香々地および見目地区を主要な領域とするが、より広義には竹田川上流の谷あい位置する夷地区に展開した六郷山夷岩屋領、さらには本来は香々地荘とは別個の荘園であった可能性のある堅来・羽根・小畑地区をも含んで考える必要がある。これら各区域は、荘園成立の基盤となる自然地理的条件はもちろん、その支配関係を異ならせているが、その相違がそのまま人々の信仰の側面、特に仏教信仰の展開・変遷の様相に強く反映している点は注目すべきであろう。以下ここでは、先ず香々地荘における仏教の変遷を荘園支配の推移に即して概観し、次いでその仏教信仰の所産である石造物の分布と推移の特色を検証することによって、文献史料には現れない中世荘園村落の裏面史を補証する資料としたい。

一 仏教の変遷

香々地地域における仏教の変遷は、先ず平安時代、香々地荘の成立ともかかわりの深い香々地別宮八幡神宮寺に始まり、次いで六郷山中山本寺の一つ夷岩屋を中心とした六郷山山岳仏教の動きがある。そして南北朝初頭には、地頭田原氏の庇護のもとに東福寺派の臨濟宗が香々地荘の中心部に進出し、室町時代になると堅来・羽根・小畑地区に国東泉福寺系の曹洞宗の流入があり、また、戦国期には小土豪達の帰依を受けた浄土真宗がその教線を伸ばしている。以下ここでは、香々地地域におけるこれら各仏教宗派の動向を各寺院の成立と推移の状況を通して概観しておきたい。

1 別宮八幡神宮寺―蓮法寺

国東半島への仏教の波及をいつ頃に求めるかは大きな問題であるが、寺院の建立をもって仏教の始まりとするならば、宇佐宮領来縄郷（現豊後高田市）に建立され、八〇九世紀の軒瓦を出土する薬恩寺や智恩寺など、後の六郷山に連つていく寺院を別にすれば、国東郷の桜八幡宮や武蔵郷の椿八幡宮など半島海岸部の荘園開発にともなつて勧請された諸八幡宮の神宮寺の創建が大きな画期となつたと考えられよう。

弥勒寺領香々地荘がいつ頃成立したかは不明であるが、江戸時代に別宮八幡宮の棟札銘を写した「香々地荘蓮法寺八幡造替次第覚」（以下、「造替次第覚」と略する。『香』一七四号）によれば、同八幡宮は永延二年（九八八）に建立されたとあり、同神宮寺の成立もほぼこの頃である可能性が高い。神宮寺である蓮法寺がどのような寺院であったかは定かではないが、おそらく香々地荘の領家である宇佐宮弥勒寺の末寺的寺院であり、弥勒寺による香々地荘の支配・経営に関わるいわば公文所的な役割を担っていたのではあるまいか。

上記「造替次第覚」によれば、創建後の別宮八幡ないし蓮法寺は、応永二〇年（一四一三）に地頭田原親昌（武蔵田原の祖）が修理を行うまで、天承元年（一一三一）・仁平三年（一一五三）・治承四年（一一八〇）・建久八年（一一九七）・建保二年（一二二四）の五度にわたつて造替を行っている。一連の黒田文書によれば、鎌倉時代以降、香々地荘の公文職は代々黒田氏が相伝していることが知られる（香々地荘公文職相伝系図并出帯文書目録『香』七四号など）。黒田氏による香々地荘公文職の獲得がいつ頃行われたか不明であるが、建武年間（一一三三―一三三七）頃にそれまでの遷西御家人河越氏に替わつて田原氏が同荘の地頭職を獲得する



写真26 木造釈迦如来立像(堤積迦堂)

までの蓮法寺は、黒田氏をはじめとする弥勒寺公文が差配してきた可能性が高い。いずれにせよ蓮法寺が香々地荘における最初の寺院であることは確かであり、弥勒寺の同荘支配の拠点であったことは充分考えられる。田原氏と蓮法寺との関係は、応永二十年以後、応仁三年(一四六九)・明応四年(一四九五)・大永四年(一五二四)・天文四年(一五三五)の五度にわたる造替となつて現れているが、同氏の没落後は慶長十二年(一六〇七)、現国見町竹田津を本拠とする竹田津氏によつて造替が行われたのを皮切りに同氏の庇護下にあつたようである。

ちなみに、現在大字香々地にある堤積迦堂に伝わる木造釈迦如来立像(像高七九・三cm、平安後期)は、もと別宮八幡の境内にあつた釈迦堂の本尊で、明治の神仏分離に際して小堂とともに現在地に移されたものと言ふ。規模を縮小しながらも、別宮八幡神宮寺の遺構は中世・近世を通じて存続しつづけたのであろう。

2 六郷山寺院

(1) 六郷山夷岩屋

竹田川の上流域に位置する大字夷地区は東夷・西夷の東西二つの谷筋からなり、古代から中世には六郷山夷岩屋領として、本来の宇佐宮弥勒寺領である香々地荘の領域とは区別されてきた区域である。ただ、夷岩屋領のうちその北端にあり、本荘部分と境をなす現長小野地区については、十三世紀前半に夷岩屋領となつた地である。

東・西両夷のうちでは、古代以来の六郷山寺院夷岩屋の中核と考えられる現在の靈仙寺・実相院の両天台宗寺院および鎮守である六所神社などがある東夷のほうに六郷山夷岩屋領のより主要な領域であつたと考えられる。夷岩屋の記録上の初見は、長承四年(一一三五)の「夷住僧行源解状案」(『香』三号)に「夷岩屋住僧在判六人」とあるほか、保元二年(一一五七)の「僧常智解状案」(『香』四号)に夷岩屋大衆として「住僧廿二人」とあるなど、平安末期の頃には少なくとも僧侶二十数名が居住する寺院として機能していたと考えられる。なお、諸史料に散見される得万坊・中ノ坊・善花坊・根本院・法花院といった夷岩屋の末坊の生産手段としての耕地は、住僧自らが開発した「弘」と呼ばれる所領から成り立っていたと考えられる。ちなみに、夷岩屋領のうち、夷岩屋院主など職に付けられた田地を書上げた「別当并院主分田町坪付注文」(『香』五七号)によれば、同領内に三十数カ所の「弘」が存在し、このうち半数の一五カ所ほどが現在も地名として遺っている。

平安時代の夷岩屋に関わる遺物としては、現六所宮内の夷神社社殿内に九軀、靈仙寺本堂、焼尾阿弥陀堂に各一軀づつの平安仏が伝わっている。

○夷神社の平安仏

- ・ 木造如来立像 一軀 像高二二・五cm
- ・ 木造如来坐像 二軀 像高八八・六cm、六一・三cm
- ・ 木造十一面観音立像 一軀 像高八五・八cm
- ・ 木造菩薩立像 二軀 像高九五・八cm、六七・二cm
- ・ 木造菩薩立像 二軀 (頭部欠失)
- ・ 木造吉祥天立像 一軀 像高八二・八cm

朽損のため多くは尊名不詳であるが、頭上面の痕跡から十一面観音とわかるもの、総髪に髻を結び唐服を来た像容から吉祥天とわかるものがあり、また如来立像一軀、同坐像二軀、菩薩立像四軀の尊容や法量から類推して、独尊形式の如来立像が二組、中尊坐像と脇侍立像による三尊形式が二組の少なくとも三組の本尊構成が考えられる。いずれも樟材を用いた一木造でその古様な技法と像容から十一〜十二世紀の造立を思わせる。これらの仏像はこの六所宮辺りを中心に散在した夷岩屋のいずれかの堂舎から、その廃絶にともなうて移されたものである。



写真27 木造如来坐像(夷神社)

○靈仙寺
阿弥陀如来
坐像 一軀
像高八
一・四cm
後世の厚
彩色のため
像容が損な
われている
が、丸顔の

円満相とふくよかな体貌、素朴な衣文の刻み出しなどに平安後期、十二世紀の在地仏師の製作なることを窺わせる。この像の原所在地については、嘉永五年(一八五二)の「庄屋日記」(V—参照)に六所宮の裏山の岩が落ち、講堂や不動堂とともに「阿美(弥)陀堂」が破損したとあり、あるいはこの阿弥陀堂の本尊であったと考えられる。

○焼尾阿弥陀堂如来立像 一軀 像高九二・〇cm

朽損著しいが、榿材の一木造からなる抑揚の利いた古様な作ぶりは十二世紀後半の在地仏の特色を示している。両手先を失うが、両手を上下に振り分けた形勢からこの小堂の本尊阿弥陀如来と見て間違いない。焼尾阿弥陀堂については、建武四年(一三三七)の「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」(『香』七一号)に、「今夷」(現在の字今夷にある蛭子神社あたり)に想定される、「願成寺」(後述)とともに夷岩屋の末寺として記載されている。「焼尾岩屋」に該当するとみられ、この阿弥陀如来像が造立された平安末期には既に存在していたと考えられる。

六郷山の歴史の中にあつて、中世前半期は古代的寺院の集合体から荘



写真28 木造如来立像(焼尾阿弥陀堂)

園制にならった土地支配による寺院組織へと再編されていた時期である。安貞二年（一一二八）、六郷山から鎌倉幕府へ提出された「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」（『香』二二一）には、惣山屋山寺を中核とする三山構成による支配体制が確立していたかに見える。

ところで、この安貞二年の目録とこれに続いて弘安七年（一一八四）に出された「六郷山異国降伏祈禱卷子目録」（『香』三二二）には、中山分として記載される夷岩屋が、建武四年（一一三七）の年紀をもつ「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」（『香』七一）では末山分に組み入れられているのが知られる。このことは、この間に夷岩屋を取りまく六郷山の支配体制に変動があったことを類推させるが、この点に留意して安貞二年の目録と建武四年の注文案を比較すると次のようなことがわかる。

①安貞二年から建武四年に至る間に、記載の寺院数が飛躍的に増加（ほぼ二・五倍）している。特に、末山分の増加が著しい。

②本中末の三山に各々末寺が付随している。

③惣山として別格であった屋山寺が通常の中山分になっている。

④末山分であった両子寺が中山本寺の筆頭に記載されている。

以上のことは、それまで本寺クラスの比較的大規模な寺院で構成されていた六郷山の組織が、小規模な末寺のクラスまで取り込んだ強固な支配体制へと変化していったこと、それも支配の中枢が惣山であった屋山寺から両子寺へ移ったらしいことを暗に物語っている。それは、一三世紀初頭頃、比叡山と幕府の力を後盾に六郷山の初代執行となった円豪が両子寺に入山したことと関連すると思われる。このような鎌倉から南北朝期にかけての六郷山再編成の動きのなか、本来は中山本寺であった夷岩屋が末山に組み替えられたのである。

この時期の夷岩屋にかかわる仏教遺物として、現靈仙寺本尊千手観音像と同梵鐘ほか、いくつかの石造物がある。

○靈仙寺千手観音立像 一軀 像高九九・〇cm

やや面長の引き締まった面貌と毛筋や衣文の宋風を思わせる写実的な作ぶりから、十三〜十四世紀の中央仏師による造立を思わせる。

後補である光背の裏に次のような陰刻銘がある。

第十四世 功德院賢秀法印 發願主 隈井淳蔵

夷山靈仙寺隱居 同 小野八郎

第十五世 当山住職賢達法印 （以下三二名連名）

明治第十年

根元六親王信受仏

明治十年（一八七七）の修理銘であるが、願主三十数名というのは、この修理が夷地区の総力を結集したものであったことを窺わせる。ちなみに、江戸後期の『太宰管内志』によれば、靈仙寺の本尊は不動明王であり、千手観音は靈仙寺から半町上流にあった講堂の本尊であった。そして、この講堂は前でも触れた嘉永五年（一八五二）の「庄屋日記」によれば、六所宮裏山の崩落で破壊されたとあり、おそらく、その時に破損した千手観音像が明治十年の修理を経て靈仙寺に迎えられたのが現本尊であろう。

ところで、安貞二年（一一二八）の目録に夷岩屋の本尊として千手観音が掲げられ、月並の観音講や観音経三十三卷の転説が行なわれるなど、観音信仰が盛んであったことが知られる。本像は、様式的には安貞二年まで遡るものではないが、その都ぶりの作域からは鎌倉末期から南北朝期にいたる夷岩屋、ひいては六郷山の再編・中興期に中央とのかかわりの中で新たに造立されたものと考えられる。

○銅製梵鐘 一口 総高一二〇cm

比較的大型の梵鐘で、爪の立ち上がりが高く、撞座の蓮華文が抑揚に欠けるなど年代下降の要素もあるが、やや胴長のおおらかな形態感には、竜頭や乳突起の明快な刻み出しとともに古様が見られ、南北朝から室町期にかけての鑄造と推定される。さらに、この梵鐘で特徴的なのは、通常撞座から横にのびる中帯より上を乳ノ間・池ノ間の二区とするのと異なり、池ノ間と中帯の間にさらにもう一区横長の小間をもうけていることである。この形式は、永徳元年（一三八二）銘の宇佐市大楽寺鐘（「大工藤原善柱」作）に先例があり、応永四年（一三九七）銘の国東町文殊仙寺鐘（「高田大工藤原貞正」作）にも受けつがれるなど、中世の高田鋳物師（近世の豊後高田鋳物師の源流か）の作例に特徴的に見られ、本鐘も同じ系譜の鋳物師の手になるものであろう。

○坊中岩屋宝塔 三基 総高八六・〇cm

夷岩屋の中核である靈仙寺から三百mほど下った字十連の山腹に穿たれた石窟内にある。いずれも自然石の平台の上に置かれ、二基は宝珠・笠・塔身を完備するが、一基は笠から上を欠失する。笠は高さの割に反りが強く、軒口がやや厚い塔身は胴部に張りのない円柱状で、首部は太く長い。形式的には、経塚遺物である岡山県安養寺土製宝塔や京都府鞍馬寺石造宝塔（いずれも平安後期）に似て古様であるが、全体に省略的な手法が目立つなど年代の下降する要素が見られる。直接的には建仁二年（一一〇二）の茨城県祥光寺宝塔や元久元年（一一〇四）の栃木県東根宝塔など鎌倉初期の裝飾性のない古式宝塔の延長線上で捉えられるべきであろう。おそらく、安貞二年の目録が作成され、六郷山が再編されていく十三世紀前半から中頃にかけての遺物とみておきたい。

地元で「坊中岩屋」と呼ばれるこの石窟は、これら三基の宝塔を置く



写真29 坊中岩屋宝塔

連は「十連弘」の遺称地名）にかかわる施設であった可能性が高い。

○実相院国東塔 一基 総高三九五cm

実相院の前庭にある大型の国東塔で、塔身首部にドーナツ状の後補材をはめるほかは相輪から基礎まで完備する。総体に荒削りだが、太く長い相輪、緩やかな反りの笠、張りの強い塔身と反り花など各部分のバランスが良い。その重厚な形態感に元享元年（一三二二）の国東町長木墓地国東塔など初期国東塔に通ずるものがあり、本塔もほぼその頃、少なくとも南北朝初期を降るものではない。

国東塔は、在銘最古の国東町岩戸寺国東塔（弘安六年・一一八三）をはじめとする初期国東塔の銘記から推察されるように、本来如法書写の納経施設であり、経塚にも似た機能を持つものであった。そしてその盛行の背景として、安貞二年（一一二八）鎌倉幕府による関東祈禱所への認定以後、弘安・文永の役を契機とする六郷山への社会的要求が高まったことがあげられよう。

○実相院板碑 一基 総高一一八cm

べく基壇上に土盛りと石積みが施され、五輪塔の残欠が散乱する。鎌倉期以後中世の夷岩屋ないしその弘（字十

実相院本堂裏の住持墓地にある。額部と基礎の造り出しが浅いが碑身を薄く仕上げするなど丁寧で形の良い碑型を示す。碑面上部に大きく阿弥陀如来の種字を薬研彫りする。その伸びやかな字態は、板碑の形式とともに南北朝前半期の特徴を表している。

○塔ノ本国東塔 一基、総高二二六・〇cm

平安仏のある焼尾阿弥陀堂の直下にあり、周辺には室町く戦国期の五輪塔が散乱する。国東塔は、相輪の上部を欠落（最近発見された）する以外は基壇まで完備するが、塔身の首部を別材製とするのは独特な手法である。相輪ほか台座蓮弁の彫りはシャープであり、軒下平らで両端で反りをつける笠、張りのある壺形の塔身、形の良い格狭間など慣れた手法が見られ、これも初期国東塔の形式を受け継いだ南北朝前半期の造立と考えられる。

建武四年（一三三七）の注文案に夷岩屋の末寺として登場する焼尾岩屋がどこにあったかその正確な所在地は不明だが、当所周辺が「焼尾払」の遺称地に比定されることから、同岩屋にかかわる遺物である可能性が高い。



写真30 塔ノ本国東塔

以上、鎌倉・南北朝時代の六郷山夷岩屋にかかわる仏教遺物を概観してきたが、先述のようにこの期の六郷山は、いわば領家である比叡山や幕府との関係を強めながら古代的衆議制による共同体から、執行を頂点とする縦系列の強固な支配組織へと再編成されていたと考えられる。

この時期、旧来の六郷山文化の中に都ぶりの仏像や国東塔・板碑など、中央からの影響による新たな仏教文化が成立し根付いていったのも、こうした再生六郷山の所産ということができよう。

中世後期の六郷山夷岩屋は、現在の靈仙寺・実相院が所在するいわゆる「坊中」を中核としながらも、東・西両夷谷にまたがって広く開発が進み、近世ひいては現在にもつながる集落・耕地の基本的景観はこの時期に成立していったと考えられる。

年不詳の「別当并院主分田町坪付注文」（『香』五七号）や天文十年（一五四一）の年記をもつ「六郷山夷地見坪注文案」（『香』一四三号）によれば、少なくとも十六世紀半ばまでに一〇〇ヶ所以上、計三十町をこえる田地の開発がなされていたことがわかる。このうち、現在も小字名やシコ名としてその所在が確認できる遺称地はほぼ三分の一の三十ヶ所ほどになる。それによると、夷谷の入口にあたる「得万坊」（現徳間）から、東夷は現在の東狩場と境を接する「小藤」「鍛冶迫」まで、西夷は「薄丸」「養払」「木浦松」など、西狩場近くまでの広範囲にわたり、およそ現在水田となっている部分は、少なくとも中世後半期までには既に開発されていたと考えられる。そして夷谷全体の景観としては、これら耕地の広がりなかに現在の靈仙寺や六所神社のあたりを中核としながら、各所に堂舎や僧侶の住坊・行場などが点在する一大坊集落を形成していたと考えられる。

(2) 夷岩屋末寺「願成寺」

弥勒寺領香々地荘にあつて竹田川の中流域にあたる長小野は、早くから六郷山夷岩屋との関係が深く、前で引用した建武四年(一三三七)の注文(『香』七一号)に「一夷山付長小野」とあるように、少なくとも鎌倉末期の段階では夷岩屋領に含まれていたと考えられる。ただ、六郷山領が基本的に「払」による土地編成がなされるのに対し、長小野が永享十三年(一四四〇)の「夷山長小野村畠内檢目録案」(『香』一一六号)などに見るように「名」編成になっている点、本来的には荘園側の開發によつて耕地化がなされ、その後夷岩屋領となつたものであろう。

夷岩屋領長小野の記録上の初見は、平安末期の仁安二年(一一六七)の「夷岩屋住僧觀西解状案」(『香』一七号)においてである。これは、夷岩屋の住僧である觀西(安養房)が、その師義巖から相伝した長小野の畠地をめぐつて、西実房の押妨を停止するよう満山大衆に願ひ出た文書である。これに関連して、三五年後の建仁二年(一一二二)の「願成寺住僧觀西讓状」(『香』一三号)によれば、その僧觀西の私領である長小野の田畠が教円房朝範に讓与されているのが知られる。これら義巖・觀西・朝範なる人物はいずれも、後世のものではあるが、「夷山長小野大力坊相伝系図」など(『香』一七一―一七三号)に大力坊歴代として記される人物である。これらの史料によつて、十二世紀後半から十三世紀にかけて長小野の地に六郷山夷岩屋領が設定され、後に大力坊領として代々受け継がれて行く相伝関係が、この頃既に成立していたことが窺える。

ここで注目されるのは、夷岩屋所属の僧觀西が居住した「願成寺」についてである。この寺院は、おそらく長小野の周辺に所在したと考えられるが、前出建武四年の注文では次のように記されている。

一 願成寺夷山末寺 限東美尾 限西笈立松

限南永小野 限北久保大道
委院主相伝証文仁分明也

これにより、願成寺が夷岩屋の末寺であつたことがわかるが、その具体的な所在地については明らかではない。ただ、その四至が東を美尾(山裾)に接し、南を永(長)小野に限る(西の笈立松と北の久保大道は不明)とあることから類推すると、その大まかな寺域は、竹田川が現長小野地区の山王社を過ぎて左に大きく迂回する辺りの右岸、佐古地区市丸の集落から東の山裾にかけてが考えられよう。

現在長小野地区と佐古地区の境をなす市丸橋の北側に所在する柿ノ木五輪塔群は、その寺域の南端にあたり、あるいは願成寺に関わるものであるのかも知れない。

願成寺は、この建武四年の注文以後記録に登場せず、寺歴等不明であるが、上述のようにその成立は平安時代まで遡る可能性があり、またその寺域が香々地荘の領域である佐古地区に設定されることから、あるいは荘園側によつて成立した寺院と見ることができよう。それが、平安時代末期から鎌倉時代初頭にかけて、夷岩屋の末寺的存在となり、六郷山の中に組み込まれ、大力坊が支配する長小野が成立していくのに大きな役割を果たした寺院であつたとも考えられる。

(3) 大力坊および山王社・今井薬師堂

大字上香々地の長小野地区にある「大力坊觀音堂」にその名を残す大力坊は、本来は六郷山夷岩屋の末坊の一つであつたと考えられるが、中には夷岩屋領長小野を支配する公文(現地代官)であつたと見られる。前出の「夷山長小野大力坊相伝系図」などに大力坊歴代として記載される人物のうち、平安末から鎌倉初頭にかけて登場する円浄房義巖・安養房觀勢(西)・教円房朝範の三代については、諸史料からいずれも夷岩

屋下の住僧で師弟の関係にあり、長小野の夷岩屋領を相承したことが知られる。このうち、安養房親勢（西）については、夷岩屋の末寺である願成寺の住僧であり、後の大力坊の成立に願成寺が深く関わっているだろうことは既に述べた。

ところで、前出の「相伝系図」に教円房朝範の次代として記される紀三郎安直だが、寛喜二年（一一三〇）の「紀安直田畠在家等売券」（『香』二二号）によれば、彼が教円房朝範から「夷長小野内字大力」（『大力』の地名の初見）の田畠および在家を買得したことが知られる。その姓名からして、彼は紀氏の出自のそれも在俗の人物であったと見られ、ここに六郷山夷岩屋から自立し、世襲化していく大力坊の系譜が始まったと見ることはできないだろうか。これに関連して、嘉元三年（一一三五）、大力坊歴代の一人である「眞重」（「相伝系図」には「王藤次左近将監紀眞重」とある）が嫡子「祐秀」に長小野の所領を譲与した（『香』四五〜四七号）なかに「居屋敷大力公文職名田畠等」「大力坊内公文職田畠五段」などとあり、大力坊の所領、屋敷とともに公文職が相伝されていたことが知られる。

このような中世の大力坊による長小野の支配にあつて重要な役割を果たしたものに、同地区に今も所在する山王社と今井薬師堂がある。

山王社は、中世以来長小野の鎮守であり、主祭神として大山咋命を祀る。その創始については、『香々地町誌』に引用される明治三年の「日枝神社別当日記書上帳写」によれば、弘仁十年（八一九）に初めて六郷山惣廟として勧請され、京都より来た「一学将監重之」なる人物が初代別当となったという。内容の真偽はともかくとして、六郷山夷岩屋領となつた長小野の鎮守として、六郷山の領家である比叡山無動寺との関係で日吉山王が中央より勧請されたとしても不自然ではない。

ただ、通常の六郷山寺院の鎮守が六所権現であるのに対して、なぜ山王社なのかという点については、長小野の地が本来は荘園の領域に含まれ、後に夷岩屋領となったことと関係しているといえよう。その創建時期としては、長小野が夷岩屋領に帰属した頃、より具体的には、前出「願成寺住僧観西譲状」で、長小野の田畠が安養房親西から教円房朝範に譲渡された建仁二年（一一二二）―ちなみに、この年比叡山無動寺別当から、この譲与を安堵する旨の下文が出されている。（「無動寺別当下文」（『香』一四号）―をあまり溯らない頃が考えられる。建保三年（一一二五）、僧朝範はこの相続に外題を請うべく申請をしている（「僧朝範安堵申状」（『香』一七号））が、その中に「一所山王箇田畠」とあり、これが山王社に関する記録上の初見である。以後、記録に見える山王社は、多くの免田が設定され、「当所山王・薬師之御許、於身心中可蒙候」（永享十三年（一一四四））「夷山長小野村畠内検目録案」（『香』一一六号）とあるように、後述の今井薬師堂と並んで中世長小野にあつて重要な宗教施設であつたと考えられる。

大力坊観音堂のある長小野地区の中心部から東へ山道を登りつめたところにある今井薬師堂の岩屋は、以前は小堂があり、本尊薬師三尊を安置していたというが、昭和三十七年の山火事で類焼したという。現在岩屋内には宝篋印塔の残欠などが散在するほか、奥壁の崖面に磨崖碑の仏龕があり、次の

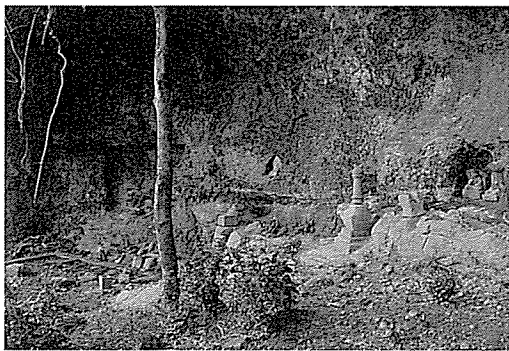


写真31 今井薬師堂

ような碑銘を刻む。

種字(バク) 願主 [] (この行墨書)

種字(キリク) [] (陰刻)

種字(バイカ) 永禄九 [] (〃)

種字は三尊からなり、おそらく薬師(過去)・釈迦(現在)・阿弥陀(未来)による三世仏を表わすと考えられ、阿弥陀を中央に置くあたり、来世つまり極楽往生を強く意識したものである。紀年銘の永禄九年(一五六六)は、法名「□月妙祐」なる人物(おそらく女性)の没年であり、この碑は願主某が今は亡き妙祐のために造願した追養供養碑であろう。

今井薬師堂については、永仁三年(一二九五)の「院主藤原春徳丸寄進状案」(「香」四〇号)で、「長小野今井薬師堂」に修正月会の壇供料田として大力坊内の田一段を寄進しているのを初見として、度々免田が設定されている。また、同薬師堂は、長小野の中核である大力坊にとつては、鎮守山王社の官司職とともに壇那の地位が代々相承されていた(嘉吉元年(一一四四)「大力坊大法師以慶讓状案」(「香」一一八号)ほか)



写真32 今井薬師堂磨崖碑

ことが知られる。現在の遺物から判断される薬師堂は、戦国期の一六世紀に画期があつ

たことを窺わせるが、上記史料等によれば、その成立は少なくとも鎌倉後期に溯り、それも大力坊による長小野の支配にあたっては、鎮守である山王社とともに重要な信仰施設であったと考えられる。ちなみに、前掲永禄九年銘の磨崖碑に見える「□月妙祐」なる人物は、鎌倉末以後、中世後半期の大力坊歴代の法名の通字である「祐」の字を用いているあたり、大力坊ゆかりの人物とも考えられる。

ところで、現在の大力坊観音堂には本尊観音菩薩像のほか、位牌十四基が所在するが、そのうち近世の大力坊に関わる僧侶のものと見られるものが三基ある。

①(表) 宝永元申年 (一七〇四)

種字(ア) 権律師慶昌緇伽口靈

十月五日

②(表) 種字(ア) 権少僧都豪昭法眼和尚位

(裏) 宝曆七丁丑天正月二十一日 (一七五七)

③(表) 種字(ア) 権律師覚澄大徳靈位 (一七六八)

種字(ア) 権律師覚澄大徳靈位

正月十一日

いずれも僧綱位を有するこれら法名の人物は、『香々地町誌』所収の大力坊歴代の一覧に「三二世養靈房慶昌 寛永(宝永の誤りか)元年迄」、「三四世蓮城院豪昭 宝曆七年迄」、「三五世戒定院覚澄 明和五年迄」とあるのに該当し、近世にあつても僧籍身分の大力坊の系譜が存続していたことがわかる。

3 臨濟宗の波及

夷地区や長小野地区に比べ広大な水田面に恵まれる佐古地区は、古来

弥勒寺領香々地荘の本荘域であった。しかし、鎌倉後期の弘安年間（一二七八〜八八）頃には、蒙古合戦の恩賞として香々地荘六〇町の地頭職を得た西遷御家人河越氏の入部があり（弘安八年（一二八五）「豊後国図田帳」（『香』三六号）、次いで同末期の建武元年（一一三三四）頃以降は、河越氏に代って香々地荘の地頭職を獲得した（建武元年「後醍醐天皇諭旨」（『香』六〇号）ほか）田原氏の支配が中世後半を通して行われた。以下ここでは、この田原氏の創建になる禅刹施恩寺、およびその被官で在地土豪であった松成氏に関わるとみられる見目地区の東智庵を通して、当地での臨済宗波及の状況を検証してみる。

（1）施恩寺

佐古地区のほぼ中央、竹田川の右岸字三角の山裾に施恩寺はある。その創建については、弘安年間（一二七八〜八八）に田原貞広の次男南溟朱鵬を開山に、田原氏の傍族吉弘嘉兵衛統鎮を開基とするという（『資料編』参照）。しかし、この創建年代は疑問であり、前述のように田原氏が香々地荘の地頭となった建武元年（一一三三四）以後、『豊後国志』ほか、諸記録にいう延元二年（一一三三七）とする方がより妥当であろう。また、開基を吉弘氏とする点については、南北朝末頃以降、香々地荘の地頭職が武蔵田原氏に移った（史料上は、永享七年（一四三五）の「田原親勝知行宛行状」（『香』一一四号）が初見）ことによると考えられるが、延元二年のこの時期としては、やはり田原貞広あたりを想定するのが適切であろう。

開山の南溟朱鵬は、「田原氏系図」によると田原貞広の次男で、京都東福寺派の禅僧として活躍、田原宝陀寺の開山となった悟庵智徹の法弟である。元応二年（一一三二〇）、宝陀寺が開かれた田原別符は、大友庶流田原氏の初代泰広の入部以来同氏の本貫の地である。田原直平による同寺

の創建は、おそらく、それ以前の太田惣家による府内万寿寺の開創（徳治元年（一一三〇六）、あるいは同安岐郷瀬戸田の地に開かれた実際寺（延慶二年（一一三〇九）にならったものであったと考えられる。観応二年（一一三五一）、田原氏直系の貞広が国東郷の地頭職を得て、同地に本拠を置く以前、延元二年（一一三三七）に同じく地頭職を任じた香々地荘に施恩寺を創建したのも、こうした大友・田原氏の先例にならったものであったに違いない。ちなみに、開山南溟朱鵬の師悟庵智徹は府内万寿寺の開山直翁智侃の直弟子であり、安岐実際寺の開山自聞正聰とは兄弟弟子にあたる。

創建後、南北朝〜室町期の施恩寺の状況は不明である。しかし、先述のように、天文四年（一一五三五）に田原親資（武蔵田原氏）が、香々地別宮八幡を造替している（「香々地荘蓮法寺八幡造替次第寛」（『香』一七四号））ことから、少なくともこの頃までは田原氏が香々地荘の中枢にあり、施恩寺についてもその庇護のもとにあったと考えられる。天正八年（一一五八〇）、田原氏は安岐城の落城をもって滅亡するが、これ以後、大檀那として近世の施恩寺を支えたのは、中世以来香々地荘とは隣接する同じ弥勒寺領竹田津荘の地頭であった竹田津氏であった。

現在の施恩寺に伝えられる歴史資料は、全て享保四年（一一七一九）の中興以後のものばかりであるが、境内観音堂に安置される石造南溟朱鵬・無隠元晦像と同住持墓所に所在する無縫塔のいくつかは中世の施恩寺の遺物として重要である。

○石造南溟朱鵬・無隠元晦坐像 二軀

像高 七〇・四cm、七四・二cm

南溟は言うまでもなく施恩寺の開山。無隠は後述のように大字見目にある東智庵の開山とされる禅僧である。現実味のある表情や粘りのある

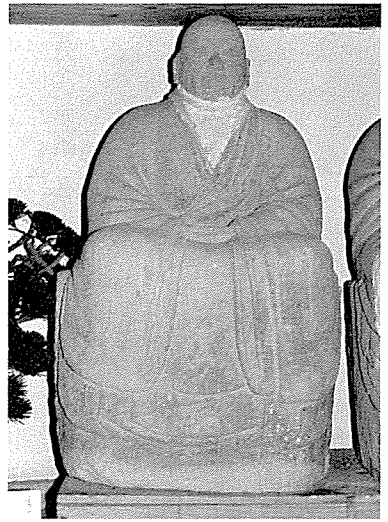


写真33 無隠元晦像

の關係において造立されたものであろう。

○無縫塔 三基 総高 一一〇cm

境内観音堂の南側にある歴代住持の墓所には宝永三年（一七〇六）を初見とする近世・近代の無縫塔とは別に、いずれも無銘ではあるがその形式から中世まで溯ると見られるものが三基ある。これらは、いずれも他のものに比べて比較的大型で、丈の短い卵頭部に蓮弁の刻みにも抑揚があり、田原氏末期の戦国期あるいは天正年間の竹田津氏による中興の時期のものと思われる。

（2）東智庵

大字見目字伏原にある東智庵は現在臨濟宗大徳派。寺伝によれば、南北朝の頃、無隠元晦によって開創されたといひ、江戸初期に一時衰退したが、第五代住持東叔宗漸和尚のとき、見目村庄屋松成武左衛門藤原盛雄が再興したという。なお、正徳三年（一七一三）に村庄屋武左衛門が寺社方に提出した「寺社方指出帳」（松成家文書）によれば、東智庵は佐古村の施恩寺の末寺となっており、開山はやはり「無隠大和尚」とし、「但年代久しく開關の年号相知申さず候」とある。一説によれば、施恩寺歴

代住持の隠居寺であったという。

南北朝の禅僧無隠元晦を開山とする点については、同寺に所在する位牌の中に

（表）当庵開山勅諭法雲普濟禪師無隠元晦大和尚

（裏）延文三戊戌年十月十七日 現住宗政建之（一三五八）

とあることによっても裏付けられるが、この位牌は明らかに江戸時代のものであり、今一つの信憑性に欠ける。ただ、無隠が豊前国田川の出身で、豊後守護大友氏が創建した筑前頭孝寺をはじめ九州各地に止住、晩年には豊前の地に帰り、福智寺の廃跡を再興して宝覚寺を再興するなど（『豊鐘善鳴録』巻第一）、北部九州とくに豊前とは縁の深い禅僧であったことからすると、延元二年（一三三七）に田原氏が創建した施恩寺の末寺である東智庵の開創に無隠が関わった（おそらく勸請開山）可能性は否定できないものがある。あるいは、東智庵の寺号は西の「福智」に対する東の「東智」として名付けられたのではあるまいか。ちなみに前掲の施恩寺蔵南溟朱鵬・無隠元晦像の存在は、施恩寺と東智庵ひいては両開山の關係を示唆するものと言えよう。あるいは、その造立年代から勘案して、東智庵の創建に際して關係の深い両寺の開山像を製作し、本寺である施恩寺に納めたものとも考えられる。

いずれにせよ、中世における東智庵の動向は不明瞭と言わざるを得ないが、同寺の所在地が田原氏の被官であった在地土豪松成氏の屋敷跡に隣接する点、同氏との關係を窺わせる。ただ、松成氏がその本貫地を佐古市丸（現大字上香々地字市丸）から見目に移したのは、寛正二年（一四六一）に松成美濃守（秀盛）が田原親氏から香々地莊内の「元包名」（現大字見目字元兼）を買得して（「田原親氏田地売券」（『香』一一八号））以後のことであり、当然東智庵の創建には関わり得ないことになる。お

そらく、同寺の創建も地頭田原氏によるもので、後に松成氏に見目の支配権が譲られるに際して同寺の檀那職も獲得されたものであろう。

江戸時代の東智庵は実質第二世大年和尚（元禄十六年寂）に始まるが、第五世東叔宗漸和尚のとき、見目村庄屋松成武左衛門の力添えて再興があったことは既に述べた。ちなみに、『松成氏系図』（松成家文書）によれば、この東叔和尚自身が松成氏の出自で、武左衛門の叔父にあたり、また同系図に「紫野龍翔第一座東叔宗漸座元長老」ともあり、京都大徳寺下龍翔寺の住持までつとめた人物であることがわかる。あるいは、中世の東智庵についても、田原氏から見目の支配権を取得して以来、松成氏がその住持職を世襲したとも考えられよう。

以上のように、香々地荘への臨済新仏教の波及は、いずれも地頭田原氏の創建になる施恩寺とその末寺であった東智庵の二カ寺のみであり、それも荘域の内奥部への浸透は見られず、いずれも割と海岸部に近い平野部での展開であった。この傾向は他の国東半島各地域においても同様であって、それは半島内奥部には既に古代以来の六郷山天台仏教の信仰圏が根強く形成されていたこと、臨済寺院の外護者である有力な武士層がその支配拠点を広大な田島が広がる平野部においていたことなどによると考えられよう。

4 曹洞宗の浸透

臨済・曹洞の両禅宗のうち香々地本荘で展開した臨済宗も本来の香々地の荘域とは区別される堅来・羽根・小畑地区には痕跡が見られず、逆にこれらの地域には、永和元年（一三七五）、田原氏が無著妙融を開山に国東郷横手の地に創建した泉福寺系の曹洞宗が室町初頭以降に浸透し、各々宝泉寺（堅来）・福田寺（羽根）・梅松寺（小畑）の三カ寺が開創し

ている。ただ、前二ヶ寺が隣接する白野荘の萬年寺を本寺とするのに対して、梅松寺は直接泉福寺第二世明巖鏡照を開山とする点が異なっている。

（1）宝泉寺

大字堅来字香ノ木にある。初め天台宗であったというが、後に廃絶。江戸初期の明正天皇の代（一六二九～四三）、孤岩舟和尚が中興し、その師無学大洞を開山第一世としたと伝える。ただ、同寺に遺る開山位牌によれば、無学の没年は天明八年（一七八八）となっており、今一つ不明瞭である。現真玉町大字白野にある萬年寺の末寺であった。

（2）福田寺

大字羽根字平佐にある。初めは天台宗であったが廃絶。その後、室町時代の応仁二年（一四六八）に、寒江転雪和尚が白野西村にあった福田寺の寺号と本尊を受け継ぎ再興し、その師白野萬年寺第五世保福良護を開山としたと伝える。

以上二カ寺の本寺である白野の萬年寺については、「白野荘松樹山萬年寺由緒」（『白野荘』一二号）によれば、初め桃林符和尚なる僧の開創になり、明徳年間（一三九〇～九四、明治二十三年の「寺院明細牒」では応永三年（一三九六）に泉福寺七世大通融士が中興したとされる。この白野荘に所在する萬年寺の末寺が、中興のかたちではあるが、本来は別個の荘園であるべき香々地荘内の堅来・羽根の両地区に創建したことに ついては、曹洞宗における教線拡張の一つの在り方とも考えられるが、実は両区域がもともと白野荘の領域であったことを示唆するものとして重要である。

（3）梅松寺

大字小畑字大平にある曹洞宗寺院。寺伝によれば、当初は天台宗で梅

林庵と号したが、応永十七年（一四一〇）泉福寺二世明巖鏡照を開山として中興、後宝永元年（一七〇四）第六世大梁玄達のとき、寺地を現在地に移し「梅松寺」と改称したという。白野の萬年寺末ではなく、室町初期の当初から国東泉福寺の直末として開かれた点が前二ヶ寺とは異なっている。

その泉福寺の年不詳「泉福本山末山由緒略」（『白野荘』十三号）には次のようにある。

豊後州國東郡白野荘小畠村

太平山梅松寺

應永年中、泉福二代明巖鏡昭禪師開山、以来法地相成候

これによると、梅松寺の所在する小畠村（現大字小畑）は白野荘に含まれていたことになり、上記二カ寺のことも考え併せると、「弥勒寺喜多院所領注進状」（『香』三四号）に「香々地莊三十五丁」とは別に「白野・行（片）久・波称八十丁」が記載されているように、堅来・羽根・小畑の三地区（小畑は堅来の内か）は、一まとまりのものとして白野荘に帰属していた可能性が高い。いずれにせよ、堅来・羽根・小畑の三区域で展開した曹洞宗の信仰圏は白野との関係で捉えられるもので、その教線が本来の香々地の莊域に伸びていった形跡は見当たらない。

無著妙融を開祖とする泉福寺系の曹洞宗は、旧仏教である六郷山天台宗と融和（多くの場合、廃寺を中興するかたちで）し、本来六郷山の信仰圏である国東半島の谷々まで深く浸透したといわれる。その背景には、臨濟宗が大夫氏・田原氏をはじめ領主や地頭クラスの武士層を大檀那に、主に彼らの支配拠点である平野部に散在的に寺院を建立していったのに対応して、曹洞宗がより小規模な在地の土豪の帰依のもとに、その支配する村落単位に小寺院を開いていったという状況がある。狭隘な谷筋に形

成された堅来・羽根・小畑の小村落は、まさにその典型例であったといえることができる。

5 浄土真宗の発展

国東半島の真宗寺院については、これまで中央集権による幕藩体制のもと東・西本願寺を中心とした強固な本末制度が確立した江戸初頭以降に創立されたとする傾向があった。しかし、これは本寺である本願寺から本尊である木仏が下賜され、正式に寺号が認可・公称された時点を以て寺院の創立とみた場合であって、宗派としての浄土真宗の教義・教線の波及は少なくとも一六世紀前半頃まで溯るものと考えられる。以下、ここでは香々地莊域で展開した仏教各派の中では、最多の八カ寺を数える真宗寺院の創立の問題を中心に、真宗普及の状況を概観する。

まず、各寺院の開基の状況を寺伝等をもとに略記すると、以下の通りである。

(1) 川原寺

創建・沿革などほとんどが不明であるが、寺伝によれば或る刀匠が本願寺証如に帰依し坊を建立、法名宗周を名のつたことに始まるという。本願寺十世証如の頃であれば、彼が祖父実如（九世）の跡を受けて本願寺門主となった大永五年（一五二五）から、その没年の天文二三年（一五五四）の間ということになる。同寺には、いわゆる蓮如様と呼ばれる独特な筆跡を示す六字名号が伝わっている。

(2) 教証寺

寺伝によれば、天文十八年（一五四九）安倍忠左衛門貞教なる者が本願寺第十世証如に帰依し、法名善宗を賜り、蓮如筆の六字名号と開基方便法身像を授与されたことに始まるという。この時の六字名号と方便

法身像にあたと見られるものが、現在も同寺に伝わっており、このうち後者には次のような裏書きがある。

本願寺積証如（花押）

方便法身尊形

願主釈善宗

磨滅のため紀年銘は不明瞭であるが、「本願寺積証如」とあることから、これが天文十八年に下された絵像とみて間違いない。

(3) 安楽寺

天文二十二年（一五五三）、安松六郎右衛門資正なる人物が出家して浄土真宗の僧となり、法名を賢哲と称した。その時蓮如上人筆の六字名号を賜った。現在、同寺に伝わる蓮如様の六字名号がそれに当たると考えられる。

(4) 三光寺

寺伝では、文亀元年（一五〇一）、片山林右衛門なるものが本願寺九世実如に帰依し、法名正念と賜り、蓮如上人筆の六字名号を下付された。次いで、天正十八年（一五九〇）には、顕如上人から方便身像を授与され、現在地に道場正念坊を開いたという。正念の在世年代から考えて文



写真34 三光寺方便法身像

亀元年の法名・名号の下付は早すぎ、道場正念坊が開創したという天正十八年をもって同寺開基と見るべきであろう。この時の方便法身像にあたると思われるものが伝わっており、裏書に次のようにある。

本願寺積頭如（花押）

方便法身尊影

興正寺門徒

(5) 長泉寺

寺伝によれば、天文二十二年（一五五三）、升巴和泉守なる者が本願寺十世証如より蓮如上人筆の六字名号と実如上人筆の御文章を下付され、法名を長泉坊了巖と賜って道場を開いたという。確かに、現在長泉寺には蓮如筆様（若干の書風の違いからは、蓮如とはよく似ているといわれる実如の筆跡と思われる）の六字名号と実如の自筆署名のある御文章断簡が伝わっている。

(6) 光周寺

明治二十三年の『寺院明細牒』などによれば、永正十八年（一五二一）に堂山市之進なる人物が本願寺九世実如に帰依し、法名了西を名のったことに始まるという。その孫香意の代には、本願寺十一世顕如から方便法身像を下付され、次郎丸の古跡に一字を建立、光周坊と号したという。この方便法身像に該当すると見られるものが現在も同寺に伝えられ、その裏書に次のようにある。

本願寺積頭如（花押）

方便法身尊形

願主釈香意

表22 真宗寺院の創立とその推移

寺院名	開基(寺伝)	六字名号	方便法身像	木仏安置	寺号公称
川原寺	年不詳 開基宗周	伝蓮如筆	(裏書) 元禄八(一六九五)年 願主祖運	(寺伝) 享保一六(一七三二)年 (箱書) 願主智観	同上 同上
教証寺	天文一八(一五四九年) 阿部忠左衛門貞教 法名善宗	(寺伝) 天文一八(一五四九年) 伝蓮如筆	(裏書) ①天文一八(一五四九年) 願主善宗 ②年不詳 願主教祐	(木仏・寺号冥加金請取状) 元禄四(一六九二)年	同上 同上
安楽寺	天文二二(一五五三年) 安松六郎左衛門 法名賢哲	(寺伝) 天文二二(一五五三年) 伝蓮如筆	——	(木仏御札) 宝永三(一七〇六)年	(寺伝) 同上
三光寺	文亀元(一五〇一年) 片山林右衛門 法名正念	——	(裏書・寺伝) 天正一八(一五九〇)年 願主法海	(寺伝) 元禄一一(一六九八)年	正徳三(一七一三)年の『寺社方指出帳』(松成家文書)に「三光坊」とある。
長泉寺	天文二二(一五五三年) 升巴和泉守 法名了庵	年不詳 実如筆カ	——	(木仏御札) 宝永三(一七〇六)年	正徳三、四(一七一三、一四)年の同寺文書にはこの頃より「長泉寺」とある。
光周寺	永正一八(一五二二年) 堂山市之進 法名了西	——	(裏書) 年不詳(天正頃) 願主香意	(『光周寺記録』) 宝永三(一七〇六)年	正徳三(一七一三)年の『寺社方指出帳』に「光周坊」とある。
善照寺	年不詳 江口太郎通寿 法名西休	——	(裏書・『由来記』) ①慶安三(一六五〇)年 願主了念 ②元禄一三(一七〇〇)年 願主恵休	(箱書) 元文五(一七四〇)年 願主観達	(『善照寺由来記』) 元禄一三(一七〇〇)年
永蓮寺	天文二(一五三三年) 白野荘地頭瀬口忠房 法名浄西	——	——	年不詳	(寺伝) 元文二(一七三七)年

年不詳であるが、これによって光周寺の前身道場の成立は、顕如の門主在位期間の天文二三年（一五五四）から文祿元年（一五九二）の間であつたことが知られる。

(7) 善照寺

『善照寺由来記』によれば、江口太郎通寿なる者が、本願時顕如に帰依し出家して善照坊西休と号した。その子了念の代、慶安三年（一六五〇）には本願時良如より本尊絵像を授与されたという。その絵像にあたる方便法身像が同寺に伝えられており、その裏書は次の通りである。

本願時積良如（花押）

方便法身尊形

願主積了念

年不詳であるが、願主など人物名的一致から慶安三年の絵像と見て間違いない。

(8) 永蓮寺

寺伝によれば、臼野荘の地頭であつた瀬口忠房なる人物が、堅来の地に居住、後天然浄祐法師に帰依し出家、同法師に随つて上洛し、本願寺蓮如に直弟子となり法名浄西を賜つた。帰郷の後堂宇を建立、永蓮寺の前身となつたという。

以上の開基伝承および方便法身像ほか開基に関わる資・史料、さらには江戸期の本末制度下での寺院整備による本尊木仏の安置や寺号公称の状況などを参考に、各寺院の創立の推移を表にまとめると第22表のようになる。これによれば、香々地の荘内の真宗寺院は、早いもので永正十八年（一五二一）、総じて天文年間（一五三二〜五六）頃（上述のように三光寺の文亀元年（一五〇一）は疑問である）に真宗教団としての活動が始まつたようである。それも、その多くが坊号を名のり道場を建立

している点、その布教活動は極めて私的なものであつたと考えられる。そして、開基となつた人物達は、香々地荘に関するいずれの文献史料にも登場しないことからして、いずれも在地の小土豪であつた可能性が高い。江戸期の木仏安置と寺号公称については、各寺院が独立した一つの寺院として公に認められたことを示すパロメーターになるものであるが、それは同時に、本願寺を頂点とする真宗教団の巨大な本末組織の中に組み込まれたことを示すものにほかならない。これによると、総じて十七世紀末から十八世紀にかけての頃に、本尊を安置し寺号をもつた正規の寺院として整備されていったことが窺える。ただ、木仏安置と寺号の認許は同時になされるのが通常であるが、見目地区の三ヶ寺（三光寺・長泉寺・光周寺）のように、本尊のみが先に下賜されて、寺号の認許がかなり遅れることがあつたようである。

いずれにせよ、以上の各寺院の推移の状況から知られるところでは、戦国期の十六世紀前半頃には、香々地荘域内にも既に真宗教団の教線の伸張がみられ、これは他の国東半島地域とも軌を同じくしている。その具体的経緯としては、先ず在地の小土豪が在俗のまま、あるいは出家して真宗の教えに帰依し、本願寺門主拝領の名号や方便法身像（開基仏）を安置礼拝する程度の小規模な道場を構え、これが江戸期の本末制度のなか、本願寺末寺として組み込まれ寺院化していったものと考えられる。

二 中世石造物の概況

香々地町も、他の国東半島地域と同様、豊富に存在する石造物が中世以来、現在にいたるまでの村落景観を形成する主要な構成要素の一つになつていくことは言うまでもない。古くは鎌倉後期から中・近世にわたる石造物がいたるところに一群をなす。近世の墓碑群を除外しても、後

掲の「中世石造物一覽」に見るように、中世石造物の種類は多種多彩であり、その個体数は一、〇〇〇基の大台を越えている。

このように、多数の石造物が造立されたのは、もちろんそれらを製作するに必要な素材としての石材と製作者としての技術者集団の存在が不可欠なのは言うまでもないが、生産物の需要と供給の関係からすれば需要の側、つまり石造物の造立を促す社会的・経済的要因が介在するのは当然であろう。以下、ここでは今回の調査対象地となった香々地町に多数遺存する中世石造物について、香々地荘などの推移との関わりをふまへながら、その展開の概況を報告したい。

1 石造物の分布

総体的には、香々地町の中央を南北に貫流する竹田川流域および見目川中流域に集中し、西部の羽根・堅来川流域―本来の香々地荘とは区別される―では希薄である。

また、竹田川流域にあっても、香々地荘とは区別される六郷山夷岩屋領である夷・長小野地区に多く分布し、香々地本荘の領域に含まれる香々地・佐古地区に少ないのは疑問である。これは石造物造立の気運が、古くからの天台仏教圏である六郷山側においてより強く醸成されたことを示している。

見目川中下流域に多いのは、中世後半期にこの地域で石塔造立の一つの画期があったことによると考えられる。

以下、各地域ごとに分布の状況を概観する。

(1) 狩場地区

この地域は、別宮八幡宮の氏子圏にあたる所である。山神社に十五世紀前半頃の板碑、古椎堂に同後半頃の宝塔（本来は国東塔）がある。

(2) 夷地区

古来六郷山寺院である夷岩屋領を形成した地域で、各地に六郷山領の所領単位である「払」の地名が残る。東・西夷では、夷岩屋の中樞が所在した東夷により多くの石造物が見られる。

香々地町最古の石造物である坊中岩屋宝塔をはじめ、塔ノ本国東塔や実相院国東塔などの鎌倉ノ南北朝期の古式の石塔が多く遺される。なかでも靈仙寺旧墓地の二〇〇基に近い五輪塔群の存在は、ここが夷岩屋中樞に関わる墓所であったことを示している。

(3) 長小野地区

荘園の所領単位である「名」が設定されており、当初は香々地荘の領域であったが、十三世紀前半に六郷山領に組み込まれたと見られる。夷岩屋の末坊大力坊が公文として支配した地である。

長小野の中樞である大力坊（現大力坊観音堂）を中心に、中世以来の信仰の拠り所であった山王社・地藏堂（現愛宕社）・今井薬師に中世石造物が遺され、これらと川をはさんだ対岸の中山家墓地・垣副家墓地などの周辺に墓所が設定されたと考えられる。

(4) 佐古・唐櫃地区

佐古地区は、建武元年（一三三四）に香々地荘地頭職となった田原氏一族の南溟朱鵬の開山になる施恩寺も所在し、荘園における拠点の一つと見られる所である。また、同地区には浄土真宗寺院である教証寺、川原寺、鎮守として佐古神社がある。

石造物はさほど多くなく、施恩寺・川原寺に十四・五世紀の板碑数基、琴平宮には五輪塔群（二十五基ほど）がある。また、唐櫃地区の早田には「トノヤシキ（殿屋敷）」のシコナが残り、暦応二年（一三三八）銘の国東塔が現存し、「殿」すなわち同地区の支配者層との関係で捉えるべき

であろう。また、長小野地区に近い市丸辺りには、田原氏の被官であった松成氏が、後に見目地区に本拠を移すまでの本貫地であり（「松成」の小字名もある）、同地区にある柿ノ木五輪塔群（三十基ほど）、越路五輪塔群（百二十基ほど）などが注目されよう。

（5）香々地区

別宮八幡宮を中心に、弥勒寺領香々地荘の本来の中核となった地域であるが、石造物は希薄であり、わずかに樋ノ口観音堂と叶淵観音堂に十五世紀後半頃の国東塔が遺されるのみである。ちなみに、五郎丸国東塔（二基）はその形式上の特徴から見目地区との関係で捉えるべきで、また現在町役場内の五輪塔群（二十基）は早田の殿屋敷から移されたものである。

（6）見目地区

見目川流域も香々地荘の主要な領域であった。「某荘配分料足代注文」〔香〕一四二号〕等に見える「次郎丸」・「元兼」・「得丸」・「近広」・「真安」といった地名の遺称地が、見目川中下流域に遺されている。また、この地域は南北朝末頃から、地頭田原氏の被官であった松成氏が主に支配したと考えられる。信仰施設としては、臨濟宗東智庵（施恩寺末、浄土真宗光周寺・長泉寺・三光寺があり、各講中単位に中山観音堂・一ノ瀬葉師堂・伽藍阿弥陀堂を祀る）。

石造物としては、中山観音堂国東塔（十五世紀中頃）が最も古く、五郎丸国東塔などいずれも十六世紀に造立された七基ほどの形式を同じくする国東塔―徳丸国東塔の天正二年（一五七四）銘が規準となる―が松成氏との関係で捉えられる。そのほか、東智庵や三安などの五輪塔群、竹田津家墓地宝篋印塔（慶長三年か）など、見目川中下流域に石造物が集中する。

（7）羽根・堅来・小畑地区

鎌倉時代前半と見られる「弥勒寺喜多院所領注進状」〔香〕三四号）に臼野地区（現在の真玉町）と一括把握されているように、本来香々地荘とは別に領域が設定された可能性が高い地域である。

全般に中世石造物の分布は希薄であるが、堅来の長谷寺跡観音堂に国東塔ほか宝篋印塔・層塔の残欠、五輪塔群があるほか、同中村地藏堂に香々地町内では最古の宝篋印塔（十四〜十五世紀）、小畑の梅松寺にも十六世紀の宝篋印塔がある。また、堅来のなかでも小畑との境に近い請に五輪塔群があり、さらに小畑では秋葉社（小畑地区の鎮守）とヒヨドリに五輪塔群がある。特にヒヨドリのものは塚状のマウンドの周囲に百基近くの五輪塔が集積したもので注目される。

2 石造物の種類別推移

（1）五輪塔

中世石造物のうち、最も一般的な碑型である五輪塔はその数も圧倒的に多く、五輪塔群として一群をなしているものだけでも二三カ所、六五〇基ほどの個体数が確認される。しかし、単独ないし二〜三個体で存在するものまで含めるとその実数は八〇〇基を越えることになる。

五輪塔群の所在の仕方を見ると、荘域内の各支配拠点の周辺に集中する傾向がある。例えば、夷地区では東夷の夷岩屋の中心である坊中の霊仙寺旧墓地に一群（一六〇基）をなし、そのほか、長小野の垣副墓地、佐古の越路、柿ノ木両五輪塔群、早田殿屋敷五輪塔群、見目の三安五輪塔群など、いずれも各荘域の中核に近い場所に一群をなし、墓域を形成する。形の上では、高さ一m以内の小型のものばかりで、年代的には十五世紀以降、戦国期に集中する。なお、戦国期のものとしては、整形五

輪塔の退化形式と見られる一石五輪塔が多く、全体のほぼ二割程度を占める。

(2) 宝塔・国東塔

宝塔は、夷地区坊中岩屋の三基が古式宝塔の形式を示し、国東塔成立以前の鎌倉時代の遺品であるが、そのほかの宝塔と呼ばれるものは国東塔の相輪部や連台を失ったものである。

二一カ所三七基が確認される国東塔は、本来は経塚と同じように法華経等の納経施設として六郷山天台仏教の中で成立したが、後には逆修塔や追善供養の塔としても造立されるようになり、戦国期頃には墓塔としても使用されるようになった。香々地における国東塔も、鎌倉・南北朝期まで溯るものは夷地区の六郷山夷岩屋内に存在し(塔ノ本・実相院両国東塔)、南北朝時代から室町・戦国期に本来の荘域内でも多く造立されるようになる。その点で、早田の殿屋敷国東塔(暦応二年・一三三九)は、六郷山側ではなく香々地荘の支配層の造立になる最も早い作例として注目される。ちなみに、塔身に記された「大願主沙弥實道」は、同地の支配者層のいずれかの法名である可能性が高い。



写真35 道園宝篋印塔(慶長10年銘)

国東塔も、戦国期の十六世紀頃になると追善供養ないし墓塔として造立されるようになり、規模も小型のものが多くな

る。戦国期に田原氏の代官松成氏が支配した見目地区を中心とする国東塔は、天正二年(一五七四)銘の徳丸国東塔を最下限の規準作として、八坂社塔、五郎丸塔(二基)、伽藍旧在塔(二基)など軒反りの強い笠、半球体状の塔身、請花・反花とも同じ単弁を反復する蓮華座など、全体観から細部の手法まで類型を同じくし、松成氏支配下の同一系統の工房の製作になるものと考えられる。

(3) 宝篋印塔

宝篋印塔はあまり普及しておらず、九カ所計一〇基が確認される。それも十四世紀に溯るものは、堅来中村の地藏堂の一基だけで、夷地区霊仙寺旧墓地のものが十五・十六世紀頃(格狭間の形式が上黒土の小河内山神社の永正十三年(一五一六)銘のものと同類似する)の造立と見られるほか、慶長十年(一六〇五)銘の西夷道園の宝篋印塔を規準作としていずれも戦国後半に造立されたものばかりである。

(4) 板碑

板碑は、臨済宗施恩寺境内の裏山に三基、金伏の琴平宮に五基所在するほかは、川原寺・実相院・狩場山神社に各一基ずつ所在するのみである。年代的には、施恩寺の一基と実相院の一基が薄手で反りを付けた古様を示し、十四世紀後半の南北朝期まで溯るが、そのほかは室町時代に入ってからのものである。なお戦国期特有の小型板碑が数十基所在する。

(5) 磨崖仏・磨崖碑

磨崖仏は、西夷の小野迫にある梅ノ木磨崖仏、同谷ノ迫磨崖仏、東夷の六所神社磨崖仏の三カ所にあり、いずれも室町・戦国時代に造立されたものである。磨崖碑は、五輪塔を浮彫りにする霊仙寺旧墓地(慶長八、九年の年紀あり)、梅ノ木磨崖五輪塔のほか、板碑五一連を線彫りした道園磨崖板碑、碑面に三世仏種字と被供養者名を陰刻した長小野今井薬師

堂のもの（永禄九年（一五六六）年紀）があり、いずれも戦国期のものである。

3 莊園支配と石造物

言うまでもなく、石造物は仏教信仰の所産である。香々地荘にあっても、他の国東半島各地域と同様に、石造物造立の画期となった南北朝から室町・戦国時代には、旧来の六郷山天台仏教に加えて、臨濟・曹洞の禪宗をはじめ浄土真宗の流入もあり、まさに各仏教宗派の増殖となっていた。こうした仏教信仰の多様化が石造物の造立を促したとみることもできよう。また、それは同時に、中世を通しての莊園開発による生産性の増大が、造寺造仏ほど資力を要しない石造物の大量生産を容易にしたという事情も考慮される必要があるだろう。いずれにせよ、石造物の分布やその推移の様相は、単に仏教信仰にとどまらず、莊園そのものの推移やその支配の状況を如実に反映したものと見てよいのである。以下では、香々地の莊域に多く所在する中世石造物のうち、それを通してある程度、莊園村落の動向を知り得るいくつかの事例を紹介していきたい。

（1）靈仙寺旧墓地石塔群と中世の墓制

ここでは、中世石造物が多く集中する夷地区にあっても、五輪塔を主体に二〇〇基近い石造物を擁し、総じて中世後半期の墓地景観を形成している例として靈仙寺旧墓地石塔群を紹介しておこう。

夷岩屋の中心部にあたる六所神社とは東夷川を挟んで真向かいの崖下に、上下数段にわたって広範に石造物群が立ち並び、地元では「靈仙寺古墓」と伝えられている。石造物は五輪塔を主体に国東塔・宝塔・板碑・宝篋印塔など中世石造物のあらゆる碑型が併存し、またそれらに混じつ

て近世の墓碑数基が散在し、最奥部の崖面には三カ所にわたって仏龕がもうけられ、磨崖五輪塔・磨崖碑が刻まれる。

先ず、最も個体数が多く一六〇基ほど（うち一石五輪塔が三二基）を数える五輪塔については、鎌倉〜南北朝期の特徴である大型で五輪各部に五大種字を陰刻したものは皆無（墨書で簡略に表わすものは数基ある）である。いずれも小型で、水輪が楕円形になり地輪が極端に低いなど形式的に退化ないし誇張されたものが多い。年代的には、十五世紀前半が上限で、戦国期の十六世紀にピークがある。なかには、水輪上面にへこみを穿ち、火葬骨を納めたものが数例みられることから、これら五輪塔群が墓塔として用いられたことがわかる。

当地における死者の追善供養と五輪塔造立の関係については、永享九年（一四三七）十一月二十九日付の「請諷誦善根目錄事」という史料〔香〕一一五号〕が参考になる。すなわち、「円舜祐心禅尼」なる女性の寂後四十九日の法要に際しての次第目録に、

- 一 奉造立 五輪塔一基
- 一 奉造立 自初七日七
- 七日卒都婆四十九鉢
- 一 奉書写 一乗妙法蓮花經

同奉誦誦 妙法蓮花經全部



写真36 靈仙寺旧墓地

とあり、五輪塔の造立が法華経の書写・転読などとともに、死後四十九日の忌明けに行われていたことが知られる。そして、その後文に、

(前略) 今日造立開眼供養セラレ給ル五輪卒都婆、読誦書写
彼是申状者、三世ノ諸仏出世ノ本懐、一切衆生成仏ノ直路也(後略)

とあるように、五輪塔を造立することが諸仏の功德によって成仏を遂げる直接の方法であると考えられていたのである。これは、造塔の功德を説く「方便品」をはじめとする法華経の教義に基づいた作法であり、同經典の書写や読経を行っているのもこのことを裏付けている。

この円舜祐心禅尼の五輪塔がどこに建てられたかは不明であるが、このような作法が中世における墓塔造立の一般的なやり方とすれば、霊仙寺旧墓地の累々とした五輪塔群の成立について、その一端を示すものとして興味深い。同五輪塔群の一部に火葬骨が納められていることからしても、死後荼毘に付され、四十九日の忌明けに墓塔として五輪塔を建て、遺骨の一部を納入する(全ての五輪塔が人骨を伴っているわけではないので、土中に埋納、あるいは散骨することが行われたであろう)ことが行われたと考えられる。

次に国東塔あるいは宝塔とみなされるものが数基あるが、相輪の替わりに宝珠のみをのせたり、蓮華座を基礎と一石から刻み出すなどの退化形式が顕著で

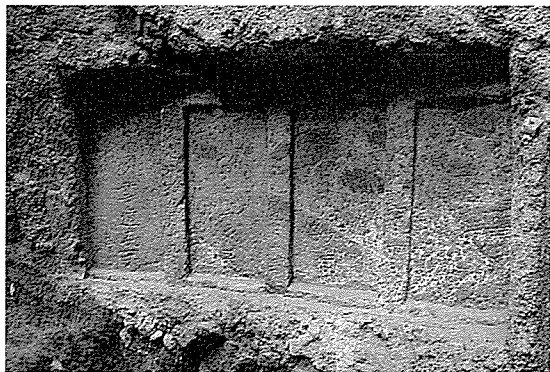


写真37 霊仙寺旧墓地磨崖碑

あり、概して十五世紀後半から十六世紀に造立されたものである。板碑は、比較的小型の二連板碑が一基あるのみで、これも十五世紀後半頃のものと見なされる。宝篋印塔は、墓地の向かって左手にある巨石上に一基、相輪上部を欠落したものがある。基礎側面に二区あて刻む団扇形の格狭間の形式は、同地とは山一つ隔てた真玉町大字黒土の小河内山神社にある永正十三年(一五一六)銘の宝篋印塔と同型であり、それにやや先行する頃の造立であろう。

同墓地最上段の岩壁には三カ所にわたり仏龕を彫りくぼめる。うち左右の二カ所は五輪塔を各三基ずつ浮き彫りし、中央の龕は四つの方形の区画内に被供養者の法名を陰刻する。そして、各区画間の柱には紀年銘が刻まれ、各々「慶長八癸卯九月」□□□□「長九□□九月十三日」□□□□□□□□□□と読める。おそらく、法名主の没年月日であり、この磨崖碑、磨崖五輪塔のおよその刻出年代を示している。

石造物の推移を見る限り、この霊仙寺旧墓地は十五世紀前半から機能しはじめ、十六世紀末までにはほぼ現在のような景観が形成されていたことが窺える。そして、慶長八、九年(一六〇三、四)銘の磨崖碑や数基の近世墓碑の存在から、江戸時代もある時期まで使用されていたものである。また、その立地および位置関係からは、この墓地が現在の夷神社から実相院・霊仙寺にかけての六郷山夷岩屋の中核部分、いわゆる「坊中」に関わるものであったと考えられる。

(2) 殿屋敷国東塔と公文黒田氏

香々地の莊域の中央を北流する竹田川が下流域の水田地帯にさしかかるその右岸、大字香々地字早田の集落の背後の丘陵ぎわの畑地の一面に五輪塔を主体とする石塔群があり、その中の一基にひととき大きな国東塔があるのが目をひく。周辺の畑地のシコ名である「殿屋敷」に因んで

殿屋敷国東塔と呼ばれるこの国東塔は、その類まれな独特の形式とともに、同荘域内の中世石造物の中では数少ない在銘塔として極めて重要である。

総高二八九cmを測り、その構造は相輪・笠・塔身・蓮華座・基礎・基段の六部材からなる。以前は同所にばらばらになって散乱していたのを、昭和五十五年に組み直したもののいうが、法量的にみて各部材のバランスもよく、接合部の噛み合わせもうまくいっており、他からの部材の転用は無いとみてよい。小蓮華座から上の相輪は塔全体の堂々とした量感のわりにやや細身の印象を受けるが、九輪の刻みはシャープであり、蓮弁の形には塔身下の蓮華座のそれと同工の形態感がある。笠と同材から造り出した露盤はやや丈高であり、側面には二重に彫り沈めた矩形内に基礎側面と同型の格狭間を一区画のみ刻出する。笠は微妙にむくりのある照屋根とし、軒口やや厚く中央から緩やかに上反りながら両端で強く反りをつける。壺形の塔身は横幅のわりに丈が短く、強いくびれをつける肩口に首部は太く短い。首部側面には納入口を穿ち塔身の中を中空とする。



写真38 殿屋敷国東塔

本国東塔の最大の特徴である反花のみの蓮華座は塔身に比して丈高く、複弁八葉を表わす蓮弁は内弁の上にさらに複弁を重ねさせ、その垂れ下がったような形態感はあるで仏像の垂裳を連想させる。国東塔が、内部に如法経を納めた塔身を仏鉢と見たて、それを蓮華座上に安置した点に通常の石造宝塔とは異なる形式上の特色があるとすれば、本塔の裳懸座にも似た蓮華座の形式は、国東塔本来の趣旨にかなうものと言えよう。基礎一段はやや幅広く、横長の側面に三区の二重矩形を彫り沈め膨らみのある形のよい格狭間を表わす。塔全体としては、縦寸に比して横幅があり、特異な形式の蓮華座のせいもあって、やや鈍重な印象を与えているのは否めない。

塔身側面の四方に金剛界四仏（阿閼・宝生・弥陀・不空成就）の種字（ウーン・タラク・キリク・アク）を薬研彫りし墨を入れる。そして、種字ウーンとタラクの間に陰刻と墨書による二行の銘文が記され、次のように判読される。なお、銘文はタラクとキリクの間にももう一行墨書があるようだが、この方は判読不能である。

曆応二 正中（この行陰刻）

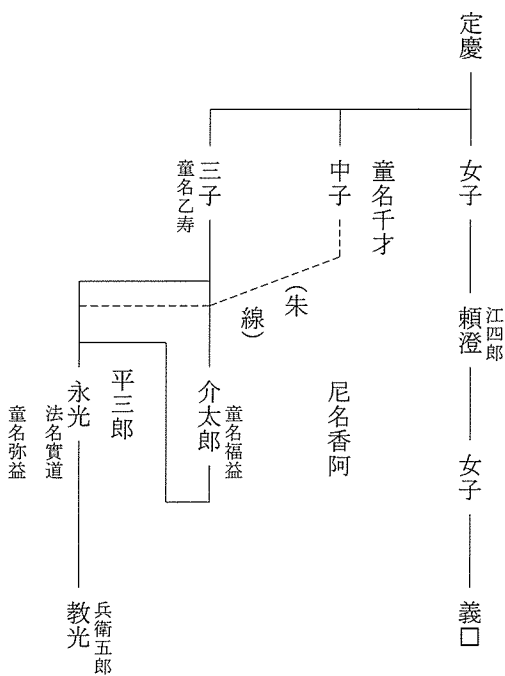
大願主沙弥實道（この行墨書）

銘文によると、この国東塔は南北朝初期の曆応二年（一三三九）に法名を「實道」と名のる人物を願主として造立されたことが知られる。この沙弥実道については、この国東塔のある場所が「殿屋敷」と呼ばれること、この辺りが竹田川の中・下流域に展開した香々地本荘の中枢に位置することから、同荘の支配に関わる主要人物の一人である可能性が高い。

この時期の香々地荘の支配者層として先ず考えられるのが、建武元年（一三三四）頃から、それまでの河越氏に替わって同荘の地頭職を獲得

した田原氏である。しかし、当の地頭田原貞広をはじめ、「田原氏系図」や諸文献に登場し、この時期と重なり合う人物の中に法名に「実道」を名のる人物は見当たらない。次に可能性のある一族としては、弥勒寺領香々地荘の公文であった黒田氏であるが、一連の黒田家文書の中に次のような系図付帯の史料（「香々地荘公文職相伝系図并出帯文書目録」『香々七四号』）があるのが注目される。

〈香々地荘公文職相伝系図〉



ここに「平三郎永光」とあるのが、まさに法名を「實道」と名のっているのが知られるのである。この人物については、さらにその子「兵衛五郎教光」とともに年未詳の「清原安眞等連署書状」(『香』三八号)にも「沙彌實道」として名を連ねている。年代的には、日足の円道房祐精が、同じ兵衛五郎に見目の太郎丸名の田畠山野を譲渡した去状(『日足圓

道房祐精去状』『香』七三号)に、暦応五年(一一三二)の年紀があることから、その父親である永光もほぼその頃の人物とみてよいであろう。

代々領家弥勒寺の公文として香々地荘を差配した黒田氏も、地頭田原氏が入部して支配権を確立した南北朝から室町時代には、公文職の補任をめぐって実質上は田原氏の支配下にあった(寛正五年(一一四四)「田原親氏安堵状」『香』一一九号ほか)が、この国東塔が造立された鎌倉末から南北朝期にいたる頃にはいわばその全盛期にあつていと考えられる。いずれにせよ、この国東塔は、その銘文から香々地荘の公文黒田氏に関わるものであることは明らかであり、その所在地「殿屋敷」の地名からは、この辺りにその居館が存在したことは充分考えられよう。あるいは、同所に多数集積する室町から戦国期にいたる五輪塔などの石造物群もまた黒田氏関係の遺物である可能性が高い。

(3) 見目の石造物と松成氏

中世香々地荘の見目(現大字見目)は、前掲暦応五年(一一三二)の「日足圓道房祐精去状」(『香』七三号)に「豊後国香地庄ミめの太郎丸名」の田畠山野が黒田兵衛五郎に譲渡されているように、名目上は代々領家弥勒寺の公文であつた黒田氏が差配した。ただ、建武元年(一一三三)四、田原氏が同荘の地頭職を得て以後の南北朝から室町期には、田原氏あるいはその被官であつた松成氏の支配が及んでいたと考えられる。

長祿五年(一一四一、実は寛正二年)、松成美濃守(秀盛)が田原親氏から「香々地庄内元包名」(現大字見目字元兼)を買収(田原親氏田地売券)『香』一一八号)して以後は、松成氏と見目の関係が強くなったようである。美濃守の孫にあたる四郎左衛門尉親秀の代には、その本貫を佐古市丸(現大字上香々地字市丸)から見目の地に移したという(松成氏系図)松成家文書)。現在、見目地区字伏原には旧松成家屋敷跡とされる一



第34図 見目地区の寺院・小字・中世石造物分布

画（現東智庵の北側で、近くには松成家墓所もある）があり、近隣には中世の見目に所在した「名」に比定される「次郎丸」「近広」「得丸（現徳丸）」「元包（元兼）」等の小字名が散在する（年未詳「某荘配分料足代注文」「香」一四二号）。おそらく、室町後半から戦国期を通しての見目は、この辺りを本拠として松成氏が主として支配していたものであろう。ちなみに、同氏は近世郷村制の中でも代々見目村の庄屋であった。ところで、この松成氏が本拠とした見目川中・下流域は、香々地の荘域全体からすれば、六郷山夷岩屋領の中枢であった東夷地区について中世石造物の分布が多く見られる地域である。それも、戦国期のものとみられる国東塔や五輪塔群などが、中世の「名」の遺称地に比定される小字の区域とほぼ重なるように分布している状況がみられる。

これに、中世村落の主要な信仰施設であった鎮守や寺院・小堂に付随する石造物群をあげると次のようになる。

- ・ 真安名（字三安カ）—— 五輪塔群（五輪塔九基）
- ・ 元包名（字元兼）—— 中山観音堂国東塔・五輪塔群（国東塔二基、五輪塔九基、板碑一基）
- ・ 得丸名（字徳丸）—— 国東塔一基（天正二年・一五七四銘）
- ・ 治郎丸名（字次郎丸）—— 堂園五輪塔二基
- ・ 五郎丸名（字五郎丸）—— 五郎丸国東塔・五輪塔群（国東塔二基、五輪塔二二基）

八坂社（見目村の鎮守）—— 八坂社国東塔

東智庵（松成氏の菩提寺）—— 東智庵宝塔・五輪塔群（宝塔一基、



写真39 五郎丸国東塔(1号)

一ノ瀬薬師堂 ————— 五輪塔群ほか(五輪塔八基、薬師石
伽藍堂(阿弥陀堂) ————— 伽藍旧在国東塔二基
仏一軀)

ここには、中世の石造物が、生産手段の単位でもある「名」に付随して形成された集落、あるいはそこに生活する人々の信仰の拠り所である神社や寺院との密接な繋がりの中で造立された状況がよく表われているということが出来る。このうち特に、元包名との関わりが考えられる中山観音堂の国東塔は、見目地区にあつては最大最古の石造物であり、年代的には同元包名を松成氏が地頭田原氏から取得(寛正二年・一四六一)し、見目の地に初めて本拠を置いた十五世紀中頃の造立と見られ、同氏との深い関係が想定される。また、戦国期の造塔になる八坂社国東塔は、松成氏が支配した見目の鎮守社にあり、また同じく宝塔(国東塔の蓮華座を欠いたもの)と五輪塔群のある東智庵は松成氏の菩提寺と考えられ、いずれも同氏との関係で捉えられるものである。

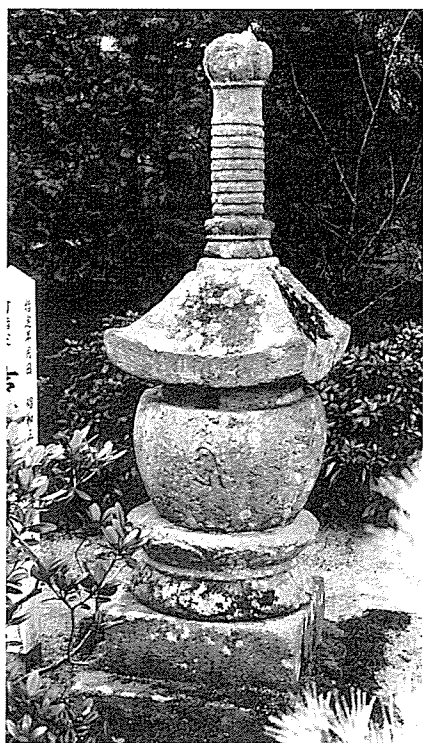


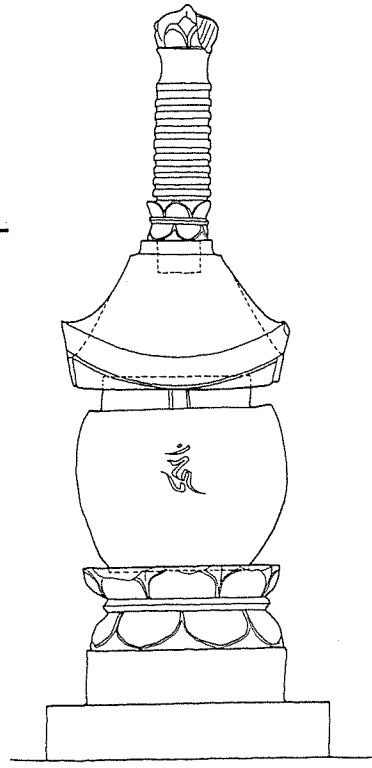
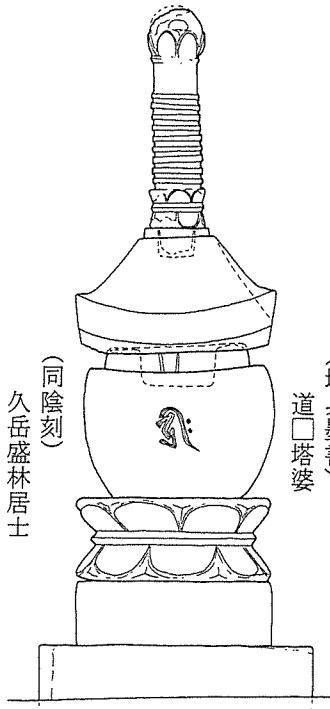
写真40 伽藍旧在国東塔(1号)

ところで、中山観音堂のものを除いて、いずれも比較的小型の見目所在の国東塔は、その軒反りの強さと半球状の塔身、請花、反花に同じ形の単弁を上下交互に繰り返す蓮華座など、共通した特殊形式を示す。これら一連の国東塔は、その形式的推移から天正二年(一五七四)銘の徳丸国東塔を下限の規準として、戦国期も十六世紀に集中的に造立された(上限は五郎丸国東塔の二基)ものであり、その時期はまさしく、在地土豪として見目を支配した松成氏の最大の活躍期と重なり合うのである。

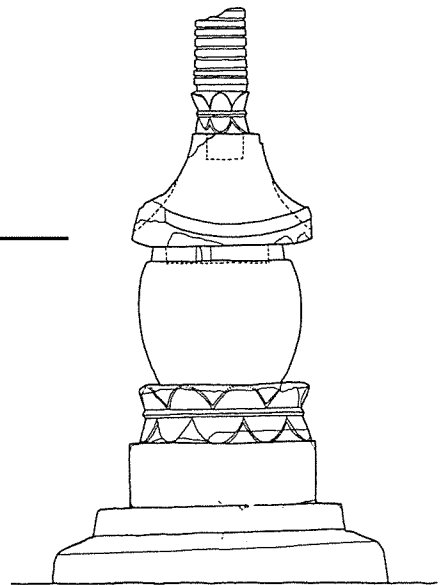
以上、本来は荘域内で展開した仏教信仰の所産である石造物も、その分布状況や形式的推移などを細かく検証することによって、荘園の社会・経済的状况、ひいては中世の村落構造そのものを解明する有効な資料となり得ることがいささかでも認識されれば幸いである。

伽藍旧在国東塔 1 号

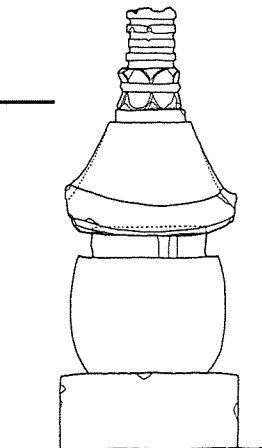
五郎丸国東塔 1 号



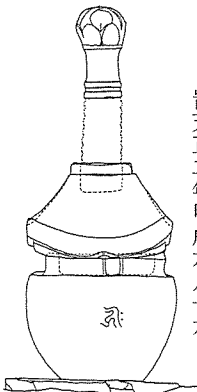
八坂社国東塔



東智庵宝塔



徳丸国東塔
(天正 2 年・1574)



第35図 見目地区戦国期国東塔の推移

中世石造物一覽

(地図番号)(名称)	(所在地)	(種別・個体数)	(時代)	(備考)
1 山神社板碑	大字夷平所	板碑一基 五輪塔残欠一基分	室町	東狩場の氏神である山神社参道脇の岩場の上にある。近くに火輪・水輪のみの五輪塔残欠がある。
2 古椎堂宝塔	大字夷上迫	宝塔一基	室町	相輪のかわりに、五輪塔の空風部をのせ、基礎上面に反花を陽刻、本来は国東塔であろう。
3 志太波家国東塔	大字夷中ノ丸	国東塔一基	戦国	相輪から基礎まで完備。高さ一六〇cmほどの小型国東塔。
4 塔ノ本国東塔	大字夷焼尾	国東塔一基 五輪塔残欠六基分	南北朝前期 室町→戦国	国東塔は相輪上部を折損するが、笠軒口は薄く、塔身・蓮華座とも形の整った優美な塔。首部を塔身と別材とし、基礎側面には矩形を設けず、直接二面の格狭間を彫り沈める。現高二三三cm。
5 船ヶ迫五輪塔群	大字夷船ヶ迫	五輪塔八基分、うち二基は一石 宝塔二基	戦国	船ヶ迫から石河内池の北側に抜ける道沿いに散在する。
6 前花墓地宝塔	大字夷前花	宝塔二基	戦国	近世墓碑に混って所在。一基は宝珠請花に蓮弁を刻出する五輪塔形式のもの。もう一基は相輪をもつが塔身は丸く蓮台もない。
7 靈仙寺旧墓地石塔群 ・磨崖碑	大字夷影平	国東塔三基、宝塔一三基 板碑一基、磨崖五輪塔六基 磨崖碑四面、五輪塔一六五基分、 うち一石三二基。	室町→戦国	ここでは、相輪・蓮華座ともに有するものを国東塔、いずれかを欠くもの、あるいは五輪塔形式のもので風輪に蓮弁を表したり、壺型の塔身に首部を有するものを宝塔とした。五輪塔のうち、二基の水輪上面に火葬骨が納められていた。板碑一基は小型の二連碑である。磨崖碑三面に慶長八年・九年の年紀がある。
8 影平宝篋印塔	大字夷影平	宝篋印塔一基	室町→戦国	右の靈仙寺旧墓地の東側の巨石上にあり、相輪を折損する。基礎側面に二区ずつ刻む団扇形の格狭間に特徴がある。
9 六所神社磨崖仏	大字夷中川原	磨崖三尊像一ヶ所 磨崖僧形像一ヶ所	戦国	磨崖三尊像は六所神社の前庭の大岩に横長の仏龕を穿ち、中央に地藏、右に比丘形、左に俗形の女性像を半肉彫りする。もう一つは、同神社右上の小堂の側の崖面に合掌印の僧形像を浮彫りにする。
10 実相院国東塔	大字夷中川原	国東塔一基	南北朝初期	塔高三・八mほどの大型の国東塔で、相輪から基礎まで完備するが、塔身首部にドーナツ状の別材(後補)をはめる。荒削りだがバランスの良い塔型を示し、鎌倉初期の国東塔の名残を見せている。
11 実相院墓地板碑	大字夷宮ノ本	板碑一基	南北朝前期	薄型の形の良い碑型を示すが、額部の出が浅い。碑身上部に阿弥陀

12	靈仙寺国東塔 ・五輪塔群	宇東中川原	国東塔一基 五輪塔一九基分、うち九基は一石 宝塔三基	戦国 鎌倉中期	室町く戦国
13	坊中岩屋宝塔	大字夷十連	五輪塔二〇基分、うち二基は一石 板碑一基	戦国	室町く戦国
14	十連五輪塔群	大字夷十連	五輪塔二〇基分、うち二基は一石 板碑一基	戦国	室町く戦国
15	坊落磨崖仏・五輪塔	大字夷坊落	磨崖仏一駮 五輪塔残欠六基分、うち三基が一石	戦国	室町く戦国
16	清巖寺跡宝塔・五輪塔	大字夷楽庭	宝塔一基 五輪塔五基分	戦国	戦国
17	道園線彫板碑	大字夷尾鼻	磨崖線刻連碑二面 磨崖五輪塔二基	戦国	戦国
18	道園宝篋印塔 ・五輪塔群	大字夷尾鼻	宝篋印塔一基 五輪塔一八基分、うち二基が一石	戦国	慶長一〇年
19	谷ノ迫磨崖仏 ・五輪塔群	大字夷谷ノ迫	磨崖仏五軀、磨崖板碑一面、 磨崖碑一面、五輪塔一〇基分、 うち四基が一石	戦国	戦国
20	中園観音堂国東塔	大字夷中園	国東塔一基	戦国	室町く戦国
21	梅ノ木磨崖仏	大字夷梅ノ木	磨崖仏四軀、磨崖五輪塔一五基	戦国	戦国

種字を葉研彫りする。

国東塔は靈仙寺旧墓地から移されたもので、反花のみの蓮華座は基礎とともに一材から彫り出し、全体に簡略化した手法が顕著。

三基とも平石台の上に置かれ、二基は宝珠・笠・塔身を完備するが、一基は笠から上を欠失する。首部長く胸部に張りのない円柱状の塔身は古式である。

坊中岩屋の真下の二ヶ所にあり、一石五輪塔二基は近世墓碑に混在する。板碑は高さ八五cmほどの二連碑で、碑身の反り、額部の刻み出しもあり、古様。

県道香々地小河内線南側の斜面に突き出した岩に舟形光背を背にした仏鉢が浮彫されるが、磨滅のために尊名不詳。五輪塔残欠の中に径四五cmの大型の水輪がある。

清巖寺跡と呼ばれる場所に、相輪を有する五輪塔型の宝塔（天正二年の銘があったというが、確認不能）一基と五輪塔が散在する。大きな二枚岩の前面を削平し、各々に板碑型を二四基・二七基の計五一基の連碑を線刻する。上方に各阿弥陀三尊・文殊菩薩の種字を月輪内に線刻する。岩の向かって左側面に五輪塔二基が浮彫される。前記線彫板碑の前方に、総高一六八cm、相輪から基礎まで完備した小型の宝篋印塔がある。塔身に金剛界四仏種字を葉研彫りし、「慶長十四月日敬白」の紀年銘を陰刻する。五輪塔はいずれも小型で前後三列に並ぶ。

谷ノ迫集落西側の崖面に、五ヶ所の仏龕を穿ち、二尊立像・俗形男女立像・僧形坐像・五連板碑・墨書種字碑を浮彫にする。五輪塔はいずれも小型で退化形式が顕著である。ほかに宝篋印塔の笠のみの残欠一基がある。

相輪の大半を失い、壺形の大きめの塔身、簡略な蓮弁の刻みなど鈍重な形態を示す。

磨崖仏は横長の仏龕を三間に区切り、中央に地藏菩薩坐像、向かつ

・磨崖五輪塔

- | | | | | | |
|----|------------------|---------------|--|--------------|--|
| 22 | 日懸宝篋印塔 | 大字夷日懸 | 宝篋印塔一基 | 室町 | て左に僧形坐像、右に俗形の女性坐像二軀を半肉彫りする。中央の地蔵を左右の男女が合掌・讃仰する構成を示す。これら磨崖仏の左右の前平面に五輪塔が並列して浮彫される。横岳集落の西夷川をはさんだ対岸の近世墓地に隣接する。相輪を失い、転倒している。 |
| 23 | クド屋敷阿弥陀石仏 | 大字上香々地
石仏 | 阿弥陀石仏一軀 | 平安く鎌倉 | 長小野地区の路傍にある小堂脇に置かれている。高七二cm、幅六〇cmほどの自然石に定印の阿弥陀如来坐像が浮彫されている。 |
| 24 | 愛宕社地蔵石仏
・五輪塔群 | 大字上香々地
今井 | 地蔵石仏一軀
五輪塔一九基、うち四基は一石
板碑一基 | 南北朝く室町
戦国 | 地蔵石仏は、地元で「愛宕様」と呼ばれる石祠に安置される。像高四〇cmほどの丸彫地蔵石仏坐像。五輪塔・板碑とも小型の退化形式型を示す。 |
| 25 | 今井薬師石造物群 | 大字上香々地
今井 | 宝篋印塔二基
磨崖碑一面 | 戦国
永禄九年 | 宝篋印塔二基は、いずれも塔身を失ったものの残欠。磨崖碑は崖面に方形の仏龕を穿ち、薬師・阿弥陀・釈迦の三世仏の種字と永禄九年銘・願主名・被供養者名を陰刻する。 |
| 26 | 中山家墓地国東塔 | 大字上香々地
上平 | 国東塔四基 | 戦国 | 近世く近代の墓地の中にある。四基のうち、二基は相輪を欠くが、いずれも類似した形式の塔高一八〇cmほどの小型の国東塔である。 |
| 27 | 垣副家墓地国東塔 | 大字上香々地
上平 | 国東塔二基
宝塔一基 | 室町く戦国
戦国 | 近世く近代の墓地に隣接してある。国東塔二基はいずれも総高二mを越えるが、荒削りでアンバランスな塔型を示す。宝塔は蓮華座を欠くが、本来は国東塔であろう。 |
| 28 | 大力坊国東塔 | 大字上香々地
曾根 | 国東塔一基 | 戦国
室町 | 相輪と基礎を欠くが、壺形の塔身と蓮華座の刻出は古様である。 |
| 29 | 山王社国東塔 | 大字上香々地
宮ノ本 | 国東塔二基 | 南北朝く室町 | 長小野地区の鎮守山王社の拝殿前の灯籠一对に転用されている。壺形の塔身や緩やかな反りの笠などは古式である。 |
| 30 | 柿ノ木五輪塔群 | 大字上香々地
柿ノ木 | 五輪塔二九基分 | 室町く戦国 | 方形の基壇周囲に並べられる。完形のものが二一基ある。 |
| 31 | 越路五輪塔群 | 大字上香々地
越路 | 五輪塔一一九基分、うち二〇基が一石
板碑一基、角柱塔婆一基、宝篋印塔三基分 | 戦国
戦国 | 佐古地区から羽根地区に抜ける路傍に二群にわたってある。上手の一群は八八基の五輪塔（中には相輪や反花座を持つものが数基、一石五輪塔が五基ある）のほかに、小型板碑と角柱塔婆各一基と宝篋印塔残欠三基分がある。下手の一群は近世墓碑に混在して、五輪塔 |

- 32 川原寺板碑
大字上香々地
梶屋
板碑一基
室町
額部の出が浅く、逆に碑身が厚い。室町初頭のものと思われる。山手にあつた薬師堂から移したという。
- 33 施恩寺板碑・無縫塔
大字上香々地
三角
板碑三基
無縫塔三基
五輪塔二基
南北朝～室町
室町
板碑は施恩寺の裏山にある。三基のうち、碑身に反りを持つ最も古様な一基には碑面に二尊種字（一つは文殊）と偈文を墨書する。無縫塔は同寺の住持墓所に二〇数基あり、うち三基が古式で戦国期のものと見られる。また、五輪塔は裏山の近世墓地にあり、高さ1mと七〇cmほどのもので、香々地町では珍しい大型の五輪塔である。三重から成る層塔で、小型の割にはバランスが悪く、形式化が顕著。
- 34 秋本薬師堂層塔
大字上香々地
秋本
層塔一基
戦国
暦応二年・戦国
室町～戦国
総高二八九cmをはかる大型のものは、相輪から基礎まで完備するが、ずんぐりした壺形の塔身、丈高で垂裳のような蓮弁の反花座など特異な形式を示す。塔身四方に金剛界四仏の種字を薬研彫し、「(以上陰刻)／大願主沙弥実道(以上墨書)」の銘がある。他二基の国東塔はいずれも小型の残欠で、うち一基に天正七年の銘があつたというが、確認できない。
- 35 殿屋敷国東塔
・五輪塔群
大字上香々地
早田
国東塔三基
五輪塔三〇数基分
暦応二
琴平宮境内に三群から成る。一群は境内地藏堂脇に、五輪塔三五基(うち二〇基が一石)、小型板碑一二基、宝篋印塔三基(いずれも小型で残欠)がある。二群は境内裏手の墓地にあり、五輪塔一二基(三基が一石)、小型板碑一基、宝篋印塔一基(塔身四方に金剛界四仏種字を薬研彫する)から成る。三群は地藏堂西南の竹林にあり、五輪塔一四基(七基が一石)、板碑一九基、角柱塔婆一基から成る。総じて戦国期の遺物を主体とするが、三群の板碑群には、釈迦・阿弥陀・薬師・不動などの種字を薬研彫し、形式的にも室町初期頃の古様を示すものがある。
- 36 琴平宮石塔群
大字上香々地
金伏
五輪塔七一基分、うち三〇基が一石
戦国
室町～戦国
戦国
二重の層塔で、軒口の厚い笠は強く反り、軒下に種型を刻む。もとは観音堂背後の丘陵中腹にあつたという。細部まで刻出しバラ
- 37 今倉家層塔
大字香々地叶刈
層塔一基
室町
室町
- 38 叶刈観音堂国東塔
大字香々地
国東塔一基
室町

				・五輪塔群	下叶澗
39	田中五輪塔群	大字香々地田中	五輪塔一〇敷基分	戦国	
40	樋ノ口観音堂国東塔	大字香々地 上ノ平	国東塔一基	室町	
41	樋ノ口石塔基礎残欠	大字香々地 樋ノ口	石塔基礎一基分	室町〜戦国	
42	五郎丸国東塔 ・五輪塔群	大字香々地 五郎丸	国東塔二基 五輪塔二三基分、うち一〇基が一石	戦国	
43	坂本家墓地宝篋印塔 ・石造物群	大字香々地兼峯	宝篋印塔一基 国東塔一基 五輪塔三五基分	戦国 戦国 戦国	
44	町役場五輪塔群	大字見目芝原	五輪塔二〇敷基分	戦国	
45	八坂社国東塔	大字見目牛頭	国東塔一基	戦国	
46	中山観音堂国東塔 ・五輪塔群	大字見目中山	国東塔二基 板碑一基 五輪塔九基分、うち二基が一石	室町 室町 戦国	
47	徳丸国東塔	大字見目徳丸	国東塔一基 一石五輪塔一基	天正二年	

ンスも良いが、笠軒口の両端で急激に反り、塔身が丸く球形を示すなど年代の下降する手法が見られる。

近在にあった五輪塔を集めたものといわれている。

首部の長い壺形の塔身の割に、笠・蓮華座の横幅が狭く、バランスを欠く。

樋ノ口集落北側の水田脇にある。国東塔ないし宝篋印塔の基礎・基壇のみの残欠で、『大分県金石年表』によれば「文明十年」の銘があったというが確認できない。

五郎丸不動堂の脇にある。国東塔二基は、各々総高一八〇cm（一号）、一六四cm（二号）をはかり、一号は相輪以下部材を完備するが、二号は基壇を失う。ともに、塔身に金剛界四仏種字を陰刻し、軒反りの強い笠、半球状に膨らみの強い塔身、上下に同じ単弁を交互に繰返す蓮華座など酷似した形式を示し、同時の造立と見られる。

五輪塔は一m以下の小型のものばかりであるが、うち一基の水輪に金剛界四仏種字を陰刻する。国東塔・宝篋印塔ともに小型で退化形式が著しい。

早田の殿屋敷ほかから移されてきたもので、いずれも小型のもの。相輪上半分を欠失するが、現高一四〇cmほどの小型国東塔である。反りの強い笠をはじめ、形式上の特徴は五郎丸国東塔や後掲の徳丸国東塔と同じくする。

国東塔のうち一基は、総高三mをこえる大型で、表面がかなり風化するがバランスも良く、緩やかな反りの笠、形の良い蓮弁など古式である。ただ、丸みの強い塔身は年代の下降する要素であり、期に入ってから造塔であろう。他の一基は笠・基礎のみ。板碑は高七八cmの両面板碑。

相輪の下半分および蓮華座以下を失った国東塔は、軒反りの強い笠、半球状の塔身など特徴的な形式を示す。塔身四方に金剛界四仏種字と「皆天正二年甲戌六月十六日」の陰刻銘があり、五郎丸国東塔ほか

48	東智庵宝塔 ・五輪塔群	大字見目堂園	宝塔一基 五輪塔三一基、うち一八基が一石	戦国	一連の戦国期国東塔の年代規準となるものである。 このうち宝塔は、現在蓮華座を失い、宝塔形式となっているが、各部の形式は徳丸国東塔に酷似し、本来は国東塔であろう。五輪塔は本堂裏の住持墓所に二五基、前庭に六基が散在している。
49	竹田津家墓地宝篋印塔	大字見目堂園	宝篋印塔一基	戦国〜江戸	東智庵の裏山、竹田津家の墓地にある。総高一八〇cmほどの簡略な手法による宝篋印塔で、塔身に「□山浄秀／□三年戊□月□日」の陰刻銘がある。その形式的特徴から慶長三年ないし慶長十三年の造立と考えられる。
50	堂園五輪塔	大字見目堂園	一石五輪塔二基	戦国	光周寺の門前脇の畑にある。いずれも一石の小型の五輪塔。
51	三安五輪塔群	大字見目三安	五輪塔九基、うち三基が一石	戦国	三安集落西側の水田の一面にある。いずれも小型の五輪塔で、周辺にあったものを集めたという。
52	佐藤家墓地五輪塔群	大字見目油田	五輪塔七基分	戦国	一ノ瀬薬師堂から西の山手に入ったところにある。近世墓地の一面に平石積み集石墓一三基とともに散在する。
53	一ノ瀬薬師堂五輪塔群	大字見目一ノ瀬	五輪塔八基分、うち二基が一石 宝塔塔身一基分 薬師石仏一軀	戦国	一ノ瀬薬師堂の脇に集められている。五輪塔はいずれも小型で退化形式が著しい。薬師石仏は頭部を欠失するが、その抑揚のある彫り口は中世まで溯る造立を示している。
54	長泉寺五輪塔群	大字見目長相	五輪塔一〇基分、うち五基が一石	戦国	浄土真宗長泉寺の裏手の墓地に近世墓碑に混じって散乱する。
55	伽藍国東塔	大字見目伽藍	国東塔二基 板碑一基 宝塔塔身一基分	戦国	伽藍区公民館（旧伽藍堂）の近隣に所在した国東塔二基が、現在は国見町大字竹田津の個人宅に移立されている。一基は総高一七〇cmを測り、部材を完備するが、もう一基は相輪下半を欠失する。
56	円通庵国東塔	大字羽根中	国東塔一基	戦国	形式的には両者よく似ており、それも一連の戦国期国東塔と特徴を同じくする。塔身に各々金剛界四仏種子と「道□塔婆／久岳盛林居士」「□月妙真信女」の銘記がある。現公民館には小型の二連板碑と宝塔の塔身が各一基残るのみである。
57	儀丁場宝篋印塔	大字羽根儀丁場	宝篋印塔二基分	戦国	相輪を欠き、現高九一cm。笠軒下に槿型を表わし、反花のみの蓮華座は基礎と一石から刻出する。
58	長谷寺跡石塔群	大字堅来堂ノ本	国東塔一基	南北朝後期	二基とも転倒して部材が散乱している。 長谷寺はもと堅来と白野（真玉町）の境をなす尾根近くにあり、廃

- | | | | | |
|----|----------|---|--------------|---|
| | | 層塔一基
宝篋印塔二基 | 南北朝～室町
室町 | 寺化にともない仏像と石像物を現在地に移したという。国東塔（高二一七cm）は緩やかな反りの笠、柔軟な彫り口の蓮弁など古様を示す。同じく緩やかな反りの軒下に榿を刻み出す三重層塔（高一八〇cm）はやや下つての造立。宝篋印塔は笠のみの残欠。
相輪上部を欠失するが、大きく垂直に立つ隅飾突起などに古式が見られる。現高一四〇cmほど。
請区の観音堂南側の山裾に散在する。いずれも高一m以下の小型の五輪塔である。 |
| 59 | 中村宝篋印塔 | 大字堅来前田
宝篋印塔一基分 | 南北朝後期 | |
| 60 | 請五輪塔群 | 大字堅来請
五輪塔一六基 | 戦国 | |
| 61 | ヒヨドリ五輪塔群 | 大字小畑ヒヨドリ
五輪塔九三基分、うち一〇基が
一石
板碑一基 | 戦国 | 山裾の斜面に塚状にマウンドを築き、その周囲にいずれも小型の五輪塔が散乱する。板碑も小型で退化形式が著しい。 |
| 62 | 梅松寺宝篋印塔 | 大字小畑大平
宝篋印塔一基 | 戦国 | 総高一六五cm。隅飾突起に渦文、塔身に月輪を線刻金剛界四仏種子を陰刻するなど裝飾性に富む。細みの形態感。道園宝篋印塔（慶長一〇年）や竹田津家墓地塔に類似し、同じ頃の造立と見られる。 |
| 63 | 秋葉社五輪塔群 | 大字小畑板迫
五輪塔二三基分、うち一一基が
一石
宝篋印塔一基分 | 戦国 | 小畑地区の鎮守秋葉社の境内に散在する。いずれも退化形式による小型の五輪塔である。宝篋印塔は、笠・相輪のみの残欠。 |

VII
村落組織と信仰

この章では、現在の香々地町内各地域の村落組織と信仰について述べる。香々地町の大部分は香々地荘の域内である。今回の調査は堅来、羽根といった香々地荘とは別に開発された可能性のある地域も調査対象としているため、その地域についても村落組織と信仰に関するダイアグラムを記載する。

一 海岸部の村落組織と信仰

はじめに、香々地荘鎮守として広範な氏子域を持つ別宮八幡社について述べたあと、各地域の村落組織と信仰について記す。ただし、講中の数が大変に多いため、全ての講中についてではなく、いくつかの講中に絞って記述する。

1 別宮八幡社

別宮八幡社は、大字香々地、見目、それに、佐古夷地区の狩場と広い氏子範囲を持つ神社である。氏子戸数は七八六戸におよぶ。養老年間に宇佐の八幡宮を勧請したと伝えられる。神官、総代などが所有する祭礼一覧によれば、平成八年度の別宮八幡社の祭礼は次のように行われている。

四月三日	例祭
六月三十日	大祓
七月二十九日	御田植祭
九月十五日	奉賛祭
十月十四・十五日	御幸祭
十一月二十三日	新嘗祭
一月一日	元旦祭

三月十五日 祈年祭

十月の御幸祭には神輿が三基であるが、昔はこの神輿を担ぐ家が十二軒決まっていた。和歌森太郎編『くにさき』によれば、見目、佐古、香々地の塩屋から四軒ずつ（神輿一丁につき一村）担ぎ手を出したという。¹⁾ 神輿による神幸のほかに見目の神楽座による神楽も奉納され、かつては流鏝馬も行われていた。

別宮八幡社の祭礼で最も注目すべきは、御田植祭である。以前は六月の大祓いに付随する芸能であったため、地元ではオンパレ（大祓）とよばれている。前段と後段を二日にわたって行うのが特徴で、前段では張り子の牛を使って代掻きや田鋤きなどがユーモラスに行われる。また、牛が境内を出て家々を訪問するのも特色としてあげられる。²⁾

別宮八幡社の祭祀組織は総代と組長あるいは年行事とよばれる世話人とで構成されている。総代は、各区ごとに十九人（狩場を含む）おり、その下に組長・年行事がそれぞれの講中にいる。戦前まで総代は旧村ごととに五人いたという。

十月の大祭の当番も旧村ごとに輪番で引き受ける。総代の任期は三年で、地区の初寄りのときに世話人の中から選ばれる。組長・年行事は別個の役職であるが、最近では講中の住人が減ってきていることもあり、組長と年行事が兼任になっている講中が多い。いまだに、組長と年行事を分けている場合、組長の任期は二年で年行事は一年交替である。これらの役も初寄りのときに決定、引き継ぎがおこなわれる。組長は総代の下働きで祭礼の時に各家から寄付金を集めるなどの仕事を受け持つ。金額は祭りによって異なるが、おおむね百円から三百円である。年行事は、講中の小祭りの世話をするのが主な仕事である。かつて組長はふさわしい人を選んでいたが、現在ではわりと若い者が交替で務めることが多い

という。年行事は家回りでの役につく。

2 香々地地区

現代の大字香々地つまり近代の香々地村は、近世段階では唐櫃村、樋口村、香々地村の三か村であった。明治八年にこの三か村が合併し香々地村となった。その後見目村と合併し岬村と称し、大正八年には町制を施行し香々地町となった。

近世村落三か村それぞれの鎮守を見ると、唐櫃村は御霊社、樋口村は神明社を鎮守としており、旧香々地村には単独の鎮守は存在しない。旧香々地には別宮八幡社が鎮座しており、旧香々地村の鎮守としても機能していたと考えられる。

大字香々地は現行の行政区では1区から7区にあたる。当時三重村であった夷や佐古の行政区が東夷区、上佐古区などと称されているのに対し、香々地や見目では、行政区は1区、2区という具合によばれている。夷地区などでは前田、東夷、西夷、狩場といった集落複合が見られるが、香々地地区や見目地区ではこの集落複合に相当するような呼称はない。(例外的に香々地には西浜という集落複合的呼称がある)。ただし、別宮八幡社の総代が行政区ごとに選任されたり、区で祀る(というより区の範囲内の講中が合同して祀っている)神仏があるなど行政区と信仰とは全く無関係というわけではない。そこで、次頁の集落組織の図には現行の行政区についても記載した。

(1) 近世村落と鎮守

〔御霊社〕(唐櫃村鎮守)

唐櫃村は、元禄郷帳では村高約二八二石を数える。享保二年の延岡藩

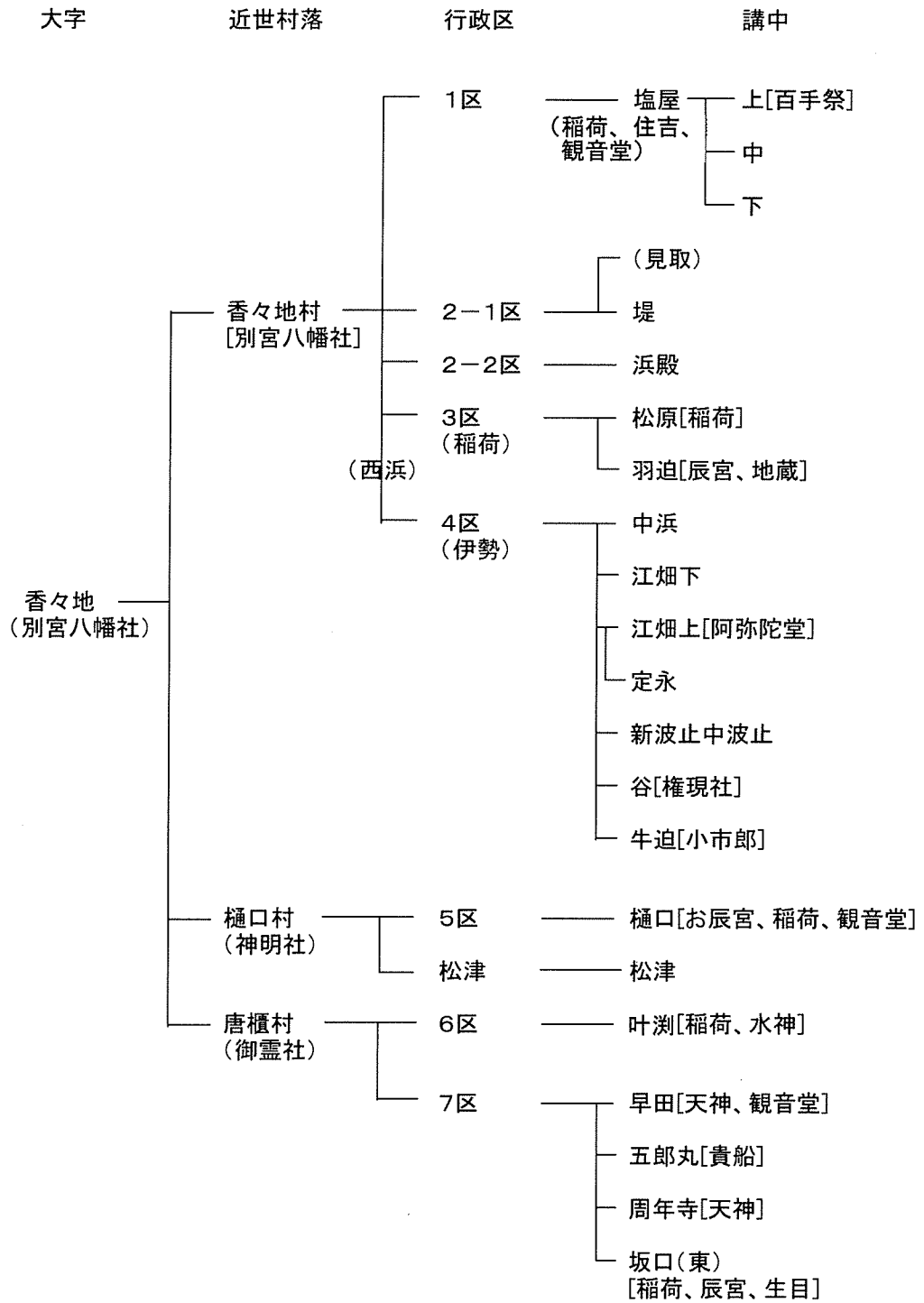
領知目録写などにも村名が見える。現在の行政区では6区(講中は叶刈)と7区(講中は坂口の一部)後述、早田、五郎丸、周年寺)にあたる。鎮守の御霊社は旧村社で息長足姫が祭神、現在の氏子戸数は約百戸である。総代は四名で、今の行政区の6区と7区それぞれ一名ずつの二名、それに各区长が総代も兼ねる。また、当社には二畝ほどの神田があり、宮番が世話をしていたという。現在神田の広さは五畝ほどに広くなり場所も移動したという。今では宮番はおらず、清掃などは地区の人がしている。

祭礼には一月一日の元日祭と七月・十一月のネヅケ(根付け)祭りがある。ネヅケ祭りは、稲や麦を植え終わったあとよく根付くように行われるもので、田植え後の七月十五日頃と麦の植え込みあとの十一月十五日頃に実施する。七月は麦の取り入れが済んだ後、十一月は稲刈りの後であるため、それぞれ収穫した麦、米で甘酒を作った。農休みの色合いの濃い行事である。甘酒作りは6区と7区が交替で行ったが、6区はさらに東西に分け、7区は坂口、周年寺と五郎丸の合同、早田の三つに分けて当番を回していった。現在では甘酒を作る事はなく、区长や総代が参加して神官に祭ってもらうだけである。

〔神明社〕(樋口村鎮守)

樋口村は元禄郷帳では村高約九三石を数える。現在の行政区では5区(講中は樋口)にあたるが、一部(村域内の講中である牛迫の一部)後述)は4区に属する。

樋口村の鎮守は神明社で、年に三回の祭りがある。期日は四月のお接待の翌日、七月十五日、十二月十五日である。現在では区长や総代だけで祭りを行っている。祭りの当番は料理などを受け持つもので樋口講中から二軒、牛迫講中から一軒の合計三軒であった。現在では隣保班が班



第36図 香々地地区の村落組織

ぐるみで当番を行う。現在の当番は一年交替で、神明社の一年間の祭礼のほか講中の祭礼（樋口ではお辰さまや稲荷）の世話もする。檀那寺は、安楽寺が一番多い。

（2）各講中の信仰

「唐櫃村内の講中」

前述のように近世の唐櫃村の範囲には叶瀨、坂口、周年寺、五郎丸、早田という五つの講中がある。以下、坂口講中を中心に各講中の信仰について記す。

坂口講中は、竹田川を挟んで東と西に分かれるが、西側は大字上香々地であり、近世段階でも佐古村に属しており、現在の行政区も異なる。隣保班は二班あるが、これは東西両講中に一致する。隣保班長は組長とよび、任期は一年、順番に回して行く。祭礼行事などは以前から坂口全体で行うか、または東西ではなく上と下という分け方をしていた。東西の分け方は行政的なもので、信仰面から見れば上講中、下講中ということになる。集落の南北に川が通っているという自然地形を考えれば、東西に分ける方が自然であり、現に近世段階から川の東と西は別の村なのである。祭祀面でこのような分かれ方をする理由についてははっきりしない。

上と下で別個に祀るものに稲荷がある。上下それぞれに別々の稲荷が、川西（佐古側）の山中にある。祭日は、初午の日と十二月の最初の午の日で、公民館ができてからは祭事などは上下一緒に行うようになった。各戸から一名参加する。

このほか坂口では辰の宮と生目様を祀る。辰の宮は水の神、生目様は眼の神様だといわれており、双方とも川の西側の山にある。生目様は辰

の宮からさらに百メートルほど登ったところにあり、祈願用の小型の鳥居が多数奉納されている。祭りはそれぞれ春と秋の二回あったが、現在では一回ずつになっている。かつての祭りは、当番が各戸から米等を集めてご飯、漬物などを用意した。これをオブシヨといい、参拝してきた人に配った。参拝者は、おもに坂口の人で、お椀や椀替わりの柳の葉を持ってオブシヨをもらった。多くの人は一回は自分で食べ、二度目にもらったものは家に持ち帰った。これは戦前まで行われており、時には神楽が奉納される事もあったが、現在では神官をよんでお祓いをし、しめ縄を取り替えるだけになった。

また、正月には百手祭を行う。これは一年の予定などを決める初寄りを兼ねている。かつては、当番に当たった個人の家を会場にしていたが、現在では公民館を使用している。当番は一軒ずつ順番に回した。一番百手、二番百手とあったが、行事の内容は変わらない。正月の鏡餅の下敷きの紙を集め、それを貼り合わせて的を作る。的の中心に黒丸を書き、その外に黒円を書いて二重の同心円にする。別宮八幡から神官が来て矢を射る。三本がセットでこれを三回、合計九本の矢を射る。終了後、的を辰の宮の境内にある庚申塔に持って行く。ちなみに、庚申講自体は実施したという話は聞けず、かなり以前に廃れてしまったという。

公民館の横に観音堂があり、子安観音を祀っている。正月十七日と八月十七日に観音講を行う。施恩寺の檀家が講員で、各戸から一名ずつ参加する。施恩寺の住職が来て読経する。昭和二十四、五年頃までは直会や盆踊りもあり、口説などを踊ったという。また、正月二十二日頃には無縁供養を行うが、施恩寺の檀家は観音堂で行い、真宗の檀家は阿弥陀仏を祀って供養する。

四月二十一日と八月二十一日にはお接待を出す。現在は公民館を使用

している。以前は上香々地区の金伏も一緒にしていた。今は個人で出す人も多いという。

坂口全体の祭事の当番は、坂口を東西上下に分け、四つのグループで回している。最近では戸数が少なくなったので、東西二つに分けるだけになっている。

葬儀も基本的には講中が取り仕切るが、弔問者への対応はタカウチとよばれる一族、一統の者が行う。坂口講中には安松、木下と芳本、末松と阪本（それぞれ先祖を同じくするという）といったタカウチがある。

タカウチで祀る神仏もある。例えば、木下と芳本のタカウチでは、大師様を祀っており、石の大師像がある。年に一度先祖祭りを行っているという。

（お花不動）

現在の公民館の場所は、かつてお花さん（小笹ハナ）という人が創建した不動堂と稲荷社がある。今でも公民館の裏手に堂宇が残っており、公民館の中に不動や抱え地蔵が納められている。お花さんの坐像もこの中に納められている。お花さんは、唐櫃村の出身で小倉に嫁出した人である。昭和の初め頃、ブリキ屋根の堂を建て祀り始めたという。これを信仰して、参拝に来る人も多かったという。お花さんは戦時中に亡くなり、堂はその親戚が所有していたが、近年土地を地区に貸し、公民館が建てられたということである。

叶淵では、稲荷を祀っている。川の辺には水神も祀っている。また、観音堂があり、二月十七日と八月十七日にお祭りをする。この観音堂の境内には国東塔など石造物が多い。叶淵では、お接待を四月二十一日と八月二十一日に個人の家単位で出している。

周年寺では天神を祀っている。一月十六日と八月十六日が祭日である。一月二十四日が天神様の日で、以前はこの日に祭りをした。

五郎丸では、貴船社を祀る。祭日は七月九日と十二月九日。また、不動堂があり地蔵と不動が祀られている。

早田には、天神と観音堂がある。観音堂には観音のほか修行大師、弘法大師、地蔵、薬師などが祀られている。毎月十七日の夜に観音講をしている。

〔樋口村内の講中〕

地域内の講中は、樋口と牛迫（一部）である。牛迫については、香々地村の項で述べる。

樋口ではお辰様と稲荷を祀っている。お辰様は神明社の下にある。水の神、農業の神だと言われている。六月と十一月、米、麦を収穫した後を集まって祭りをした。現在は、掃除をしてお祓いをしたあと公民館で直会をしている。稲荷は観音堂の少し下にあり、講中の百手祭のときにお祓いをする。

一月八日頃には百手を行う。期日は別宮社と一日違いだという。別宮の神官に来てもらう。今は公民館で行っているが、かつては各家の回り番で、そこが会場になった。

毎月十七日には、観音堂で観音講を行う。とくに六月十七日は盆踊りも行い、主に女性が参加して甘酒やシンコモチを作った。現在では菓子やジュースになっている。庚申講は現在行われていない。

〔香々地村内の講中〕

香々地村は、元禄郷帳では村高三〇六石を数える。鎮守の別宮八幡社については前ですでに述べた。

ダイアグラムにあるように、近世村落である香々地村の範囲内には、

塩屋、堤、(見取)、浜殿、松原、羽迫、中浜、江畑上、江畑下、谷、牛迫といった講中がある。この地域の特徴として、塩屋、浜殿、松原など海岸部の講中は戸数やその移動が非常に多く、他所からの転入者も他の地域に比べて多いことがあげられる。他の地域では数軒で講中を形成することもあり、その差は歴然としている。これは、この辺りが香々地町の中心部として商店や家屋が増加しやすいことや海岸部の開発が比較的新しいことによるものと考えられる。祭祀や行事も大きな講中がひとまとまりで行うことが多く、上下などと分かれる場合もほとんどが葬儀に際してである。このように香々地の海岸部は、開発の歴史が古い香々地庄内の他の地域に比べて明らかに違う様相を呈している。地域における歴史上の時間差が、組織の成立にこうした違いを生じさせているのではないだろうか。以下、講中単位の信仰について述べる。

塩屋講中は農業と漁業の兼業が多く、漁業の魚種はカニ、タコ、イカなどである。かつては機帆船という五〇トンくらいの貨物船で運送業をした家も多かった。機帆船は、おもに炭坑の坑木にする杉や松を運んだ。坑木は太さ十五〜二十センチ位で、夷あたりで伐採し馬車で塩屋まで運んだという。現在では一軒だけになってしまったが、今から六十年ほど前が一番盛んだった。塩屋は、海を仕事場とする人が多かったのが特徴である。

戸数は五十年以上前は九十戸ほどだったが、現在は約五十戸で、隣保班は八班。葬儀などでは講中を上、中、下の三つに分けるが、祭事などはほとんどが塩屋全体で行われる。別宮八幡社に近い方が上、その次が下、一番海寄りが中講中である。葬式するとき、講中は賄いなどを受け持つ。近い近親者は死の忌みがあつて湯茶を扱えないからである。檀那寺は、上が報恩寺、中が光徳寺、下が善照寺である。

塩屋では、一月四日に初寄りをを行い、一年間の決め事をする。十月の神幸祭には、塩屋講中では御船を出す。これは十メートル位の長さの台に船を乗せたもので、桧で造る。船の名は八幡丸といい、旗、幟をたくさんつけて、神輿の前を引っ張って行く。

塩屋では稲荷を祀っている。稲荷は山の上であり、ミヤヤマ(宮山)とも通称されている。祭日は四月八日で、オコモリサンとよばれている。夕方神官に来てもらつてお祓いをしてもらう。塩屋の人たちは弁当を持って行つて参拝のあと飲食する。昔は家族や子供たちで賑わつたが、今は子供が少ないため主婦が代表して出席する家も多い。オコモリは塩屋に限らず他の地区でも盛んで、田植後のノロヤスミのときなど講中ごとに日を決めて年に四、五回、別宮八幡社などで実施した。当時はこのオコモリが何よりの楽しみだったという。

稲荷の横には生目様があるが、今はほとんど忘れられている。稲荷の祭のときに一緒にお祭りをする。

地区内にはもう一か所稲荷があるが、塩屋ではエビスとして主に漁業者によつて信仰されている。一月十日に祭りを行う。

別宮八幡社の境内に住吉社があるが、これも塩屋で祀っている。おもに機帆船を営む人たちに信仰された。現在でも九月十五日に祭りをしてゐる。

講中内には観音堂があり、観音坐像、弘法大師像が納められている。おばあさんたちが十人ほど毎月十七日に観音経をあげて供養している。八月十七日にはここで盆踊りが行われる。このとき隣保班長が各戸から五百円ずつ集め、団扇を用意する。

また、塩屋講中の盆踊りは八月十三日である。現在は一か所に集まつて踊る寄せ踊りだけになったが、かつては初盆の家を一軒ずつ回つた。

これは十二日までに済ませ、十三日は昔も寄せ踊りをした。塩屋では、上の講中のみ観音堂で百手を行う。

浜殿講中は上、下に分かれ、隣保班は五班、戸数は約四〇戸である。それぞれの戸数は、一班が一〇戸、二班一〇戸、三班四戸、四班一〇戸、五班六戸、一班と二班が上講中である。別宮八幡の当番は、堤講中と一緒になる。行政区は、2―2区である。

一月二十日に初寄りを行う。その年の決め事を兼ねた新年会である。旧暦の三月二十日には公民館で御接待を出す。夏の御接待は隣保班ごとに出すので、日程などは班で調整する。

牛迫と谷は別の講中であるが、御接待や葬儀は一緒に行っている。牛迫講中は、国道を境に分割され、行政区も海側が4区、山側が5区に属している。4区の分は四軒、5区は六軒である。もともと、行事などは区の別は関係なく、牛迫講中として一緒に行っている。

谷講中に祀る神にゴンゼン様（権現様）がある。祭りは年に三回、一月十五日のオバンコバン（百手祭）、七月と十月（もしくは十一月）のネツケ祭り（根付け祭り）である。ゴンゼン様には当番があり、家順に回して行く。オバンコバンは、当番の家で別宮八幡の神官をよんで行く。当番的を作り、その年の明けの方に置く。的は直径七〇センチ位で、黒色で同心円を三つ程描く。的の裏側の中心に「鬼」の字を書く。以前は正月のお飾りの下敷きの紙を使つて的を作っていた。この的を神官が矢で射る。

ネツケ祭りは麦や米の植え付け祭りであり、皆が集まって飲食する。また、神官にお祓いしてもらう。

谷講中では、延命地藏も祀っている。旧暦の毎月二十四日に、女性が集まって御詠歌を唱えるが、谷講中だけではなく近辺の志のある女性が十人ほど参加する。かつてはこの日に御詠歌をあげるということはあまりなく、堂を新しくしてから行うようになったという。

盆の二十四日には谷講中のすべての家が参加して盆踊りを行う。四月二十日と八月二十日にはここで御接待を行うが、これは牛迫講中と合同で実施している。御接待には世話人があり、弘法大師の石像を順番に回して行く。この世話人は葬式の世話人も兼ねている。弘法大師は個人で信仰している人もいて、掛軸などを作ってもらつて所有している。

谷講中の国道（213号線）近くにイケダの神様とよばれる祠がある。宇佐の八幡神が香々地に勧請されて来る途中に休んだ場所だといひ、井戸がある。これは個人が管理している。安楽寺近くにも八幡神が水を飲んだという井戸があると伝えている。

谷講中が含まれる4区（谷講中の他に牛迫の一部、中浜、江畑、定永、中波止新波止Ⅱこの辺りは総称して西浜とよばれる）と3区（松原と羽迫）が合同で祀る神にお伊勢様（大神宮）と稲荷がある。伊勢は4区内の山の頂上にあり、祭日は四月十日でかつては見目の神楽座によつて神楽も奉納されたという。戦前は四月二十日が祭日だったが、桜の花に合わせて日を改めたという。稲荷は3区の松原講中内の海岸近くにあり、九月一日が祭日であるが、現在は区長など役員が参加してお祓いをするだけだといひ。伊勢の祭祀はもとも4区でしていたが、後に3区が加わり、逆に稲荷は3区の祭祀に4区が加わるようになったといひ。本来、伊勢は4区、稲荷は3区の神だったといひことになる。合同で祀るようになった経緯は不明である。

少年自然の家近くにあるお辰様も3区と4区が一緒に祀っている。年

に二回祭りがあり、昔は神楽もあった。水の神なので、ここで雨乞いの御籠りや潮汲みをしたこともあるという。

牛迫では小市郎を祀っている。年に四回ほど小市郎祭りをするといい、家ゼリで（家の順番に）当番を回しているという。牛迫では百手祭は行わない。

檀那寺は、谷講中は安楽寺が多く牛迫講中は光徳寺が多い。

江畑講中は、上と下に分かれるが、上講中は定永講中を吸収合併したものである。ここでは阿弥陀様を祀っていて、盆にはここで盆踊りをする。また、百手祭もあるが、全戸参加するわけではなく、五軒のみでしている。

羽迫では地藏（潮吹き地藏）とお辰様を祀っている。地藏には毎月一日と十六日に供養をしている。お辰様は四月二十日と八月二十一日に神官をよんでお祭りをする。

松原では稲荷を祀っている。九月一日が祭日で、神官をよんでお祭りする。

3 見目地区

(1) 近世村落と信仰

見目地区は、見目川沿いの細長い谷筋に位置している。大字見目は近世村落見目村がそのまま明治初期の見目村になり、その後香々地村と合併して岬村になったあと大正八年に町制施行、昭和二十九年に三重村、三浦村を併合して、現行の大字見目となった。香々地町の行政区でいえば、8-1区、8-2区、9区、10-1区、10-2区が見目地区にあたる。香々地町では、大正八年の町制施行と同時に1区から10区までの区

割りをした。この区割りは多少の変更はあるものの現在に至るまで踏襲されている。村内の講中は約二十と大変に多い。

見目の村名は、古く慶長の豊後国絵図に見られる。元禄郷帳では村高約六四一石を数え、香々地荘域では最大の石高である。

鎮守の八坂秋葉社は、字牛頭（西村講中内）に鎮座し、氏子戸数は約二百戸である。もとは牛頭社とよばれ、後に秋葉神社を合祀したものである。

別宮八幡社と同じように各区に一人ずつ合計六人の総代がいるが、別宮社の総代とは異なる人が務める。ただし、各講中の世話人（組長、年行事）は同じである。六人の総代には一年交替の年番がある。八坂秋葉社の祭礼は次のとおりである。

四月五日	例祭
七月十五日	夏祭り
八月十五日	長崎祭
九月二十四日	秋祭り
十二月五日	新嘗祭
二月二十七日	祈年祭

四月の例祭は、桜市ともよばれ御幸が行われる。また、総代と組長の寄り合いも行われる。

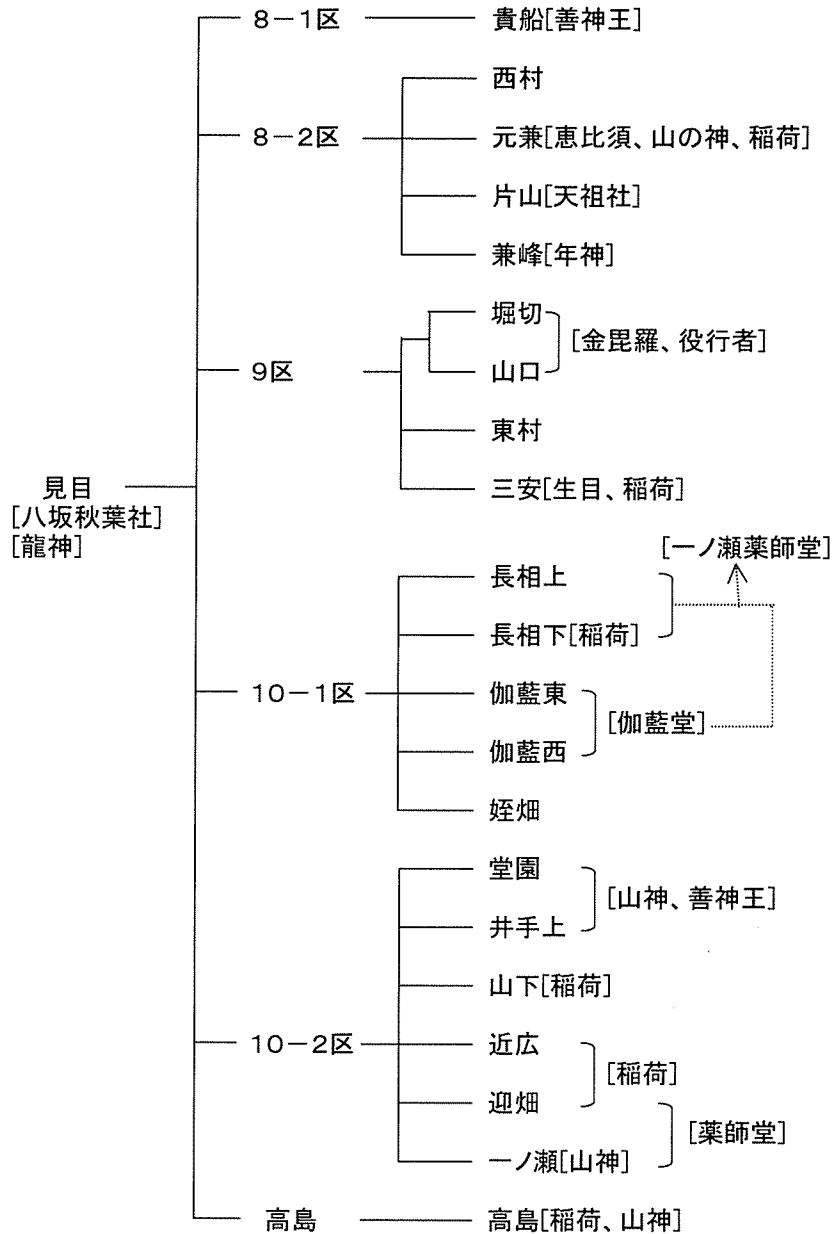
九月二十四日の秋祭りは、かつては相撲祭りともよばれ、境内で盛んに相撲が行われていた。希望すれば誰でも相撲をとることができたが、戦後は希望者が少なくなり、小学校に頼んで生徒に相撲をさせるようになった。境内には、二、三年前まで相撲場があった。

上記の一覧には記載されていないが、八月二十四日には御籠りをする。見目の多くの講中が組ごとに行うが、元兼講中のように他の行事（元兼

大字

行政区

講中



第37図 見目地区の村落組織

の場合は観音講があるので参加しないという所もある。この日の夜には、盆踊りも催される。

また、一月七日は七日正月と云って、海水を汲んで八坂秋葉社に参拜する。境内には牛の石像があり、これに汲んできた塩水をかけ、自分の体の悪いところと同じ場所をなでると治ると云う。さらに、『香々地町誌』には他に七月十七日の宮島祭の記載がある。聞き取りによれば、これは境内の宮島様の祭礼でお下りがあったという。

このほか、戦前まで八月十六日には長崎鼻にある龍神様でチンコンカンコンという行事が行われていた。これは見目全体の行事で、見目ではどの家も参加した。堀切講中では、各戸から小麦粉一升とお神酒代を集めて、年行事の家で薄い平餅を作る。これをユデモチと云った。トキワの穂の茎でこの餅を箸の長さにして二、三枚真ん中を通したものを作る。堀切以外では煮しめなどを作ったという。神主のお祓いが終わると、講中ごと直会をした。「てんつくてんつく ちんこんかんに行こうや まいるうや」と云って出掛けたという。現在では、総代だけでおこなっている。また、この龍神様では、かつてよく雨乞いが行われた。〔資料編〕八八頁参照

以下、各講中の信仰について述べるが、講中の数が多いので行政区ごとには報告する。

(2) 各講中の信仰

〔8-1、8-2区〕

現在、8-1区には貴船講中が、8-2区には西村、元兼、片山、兼峰講中が属している。当初は、8区として全てひとつの区であったが、貴船の戸数が増えたため分割した。貴船は、範囲も広く今では戸数も多

いが、移り住んだ人がほとんどで元から貴船に住んでいる人は少ないという。

講中の決めごとは、地区の公民館で正月に行われる初寄りの場ではない。元兼講中は一月十二日、西村講中は一月十日である。出席するのは各戸一人で、原則として家の主人である。この初寄りは新年会を兼ねており、飲食を伴う。以前は百手など小さな祭りのときに講中のさまざまのことを決めた。

貴船講中では、膳所様(善神王、善々能神)を二体祀る。これは耳の神様だといひ、耳の病氣治癒祈願の穴空き石が多く奉納されている。もとは宮本時計店のすぐ裏にあったが、最近公民館の中に移された。また、正月には百手も行われる。

片山講中では、天祖社を祀っている。祭日は一月十五日で神官をよんで百手を行う。また、妙見様も祀っている。これは亀の上に乗った姿で、通常は年番の家に保管している。この年番は天祖社の年番も兼ねている。八月十八日に妙見様を天祖社に持って行き、三光寺の住職にお経をあげてもらって御籠りする。

兼峰講中では、年神社を祀っており、一月十六日、八月十九日、十二月二十六日に年の神祭りをする。一月十六日には御籠りする。

元兼講中の信仰行事は、一月、五月、九月のエビス祭、一月二十日の山の神祭り、初午に行われる稲荷祭り、一月十二日の百手祭りなどがあつた。百手は家回りで年番(当番)を決め、そこでおこなつた。使用したのは庚申様の所に置いた。また、中山観音堂があり、観音像の他、弘法大師や不動明王が納められている。また、境内には国東塔や庚申塔もある。ここでは毎月十七日に観音講が行われる。

西村講中では正月に百手祭をしている。

〔9区〕

堀切講中と山口講中は本来別の講中だが、昭和二十四、五年から合同で祭祀をするようになったという。ここでは金毘羅や行者（役行者）様を祀っている。

旧三月九日と旧六月九日が金毘羅の祭日である。旧三月九日には幟を立てて神官がお祓いをし、神樂が奉じられたあと直会、御籠りが行われた。二十年前から御籠りや神樂は行われなくなり、現在では公民館で直会をするだけになった。

旧六月九日には、年行事が各戸より材料を集めて麦酒を造り牛頭天王（八坂神社）に献納したあと皆に振る舞い、夜には盆踊りをした。この盆踊りは、香々地の中では一番早く行われるものである。年行事は、堀切と山口から一人ずつの計二名であったが、これだと戸数が少ない山口（堀切は十八軒、山口は九軒）では年行事が回ってることが多くなる。そのため昭和四十二、三年からは堀切、山口にこだわらず二軒ずつ家回りで年行事を務めるようになったという。

一月二日は御籠りで、年行事の引き継ぎが行われた。

一月四日はフクガリといって、山へ行き松の木を伐って家に持って帰る。途中で松の木を下に降ろしてはいけないという。家ではその年の明きの方に向けて松の木を倒す。今はどこにでも暦があるが、昔は暦がないため明きの方がわからず、寝ている牛の頭が向いている方向を明きの方とすることもあったという。また、この日にはフクガユといって粥を炊くという。

一月九日は百手である。年行事が、各家から正月の鏡餅の下に敷いていた紙を集めて的を作る。この的をオバンコバンとよぶ。この的を明き

の方に据え、神官が矢を九本射る。矢は的を突き抜ければいけないというが、最後の矢だけは突き抜けずに刺さったままぶらさがっている方が作物の実りが多くなるのでいいという。かつては年行事の家でしたが、今は公民館でおこなっている。そのため、矢を射る方角もその年の明きの方ではなく、毎年同じである。祭りが終わると使ったのを庚申様へ持って行く。一月二十日は山の神祭りで、お神酒を供えて道の掃除を行い直会をしたが、現在では一月九日の百手と統合して直会だけになってしまっている。また、これは講中の初寄りも兼ねている。

四月八日（卯月八日）は長崎鼻にある行者様（役行者）にお接待をだす。昔は旧暦で実施していたが、養蚕が盛んになってから新暦にしたという。堀切、山口講中主体の行事だが、貴船、三安講中も米や金銭を寄付するという。現在でも講中の組長と年行事が中心になって祭りをしていく。この行者様は木像で、石の台座には寛政六年の銘が刻まれている。これは江戸時代に海岸に流れ着いたものを堀切の人が拾い上げて祀ったものだという。

堀切の庚申講は、以前は山口と堀切で別々にやっていた。かつては年に三回一月、五月、九月にしていたが、今は年に一度だけである。年に三回していたころは家回りで庚申様の掛軸を回していたが、正月近くに庚申様を持っているとその分お供えなど正月準備がよけいにかかるので嫌がる人が多かったという。現在は年に一回になったので、年行事が場所を決めて保管している。

三安講中は八軒で、生目八幡と稲荷を祀る。生目八幡には特に決まった祭日はないが、稲荷は二月の初午の日に年番の家で御籠りする。この講中にも百手があるが、祭祀のあとの的を置くのはここである。山中に庚申塔があるが、庚申講に参加しているのは加藤悦男氏、三安氏、藤安

氏など一部の家だけである。

〔10―1、10―2区〕

10―1区には長相上・下、伽藍東・西、姪畑が属し、10―2区には堂園、井手上、山下、近広、迎畑、一ノ瀬が属している。

伽藍講中は東西二つに分かれるが、祭祀は一緒におこなっている。ただし、葬式だけは東西に分かれて行うという。葬式するとき、東講中は全員が手伝いでるが、西講中は一戸につき二人ずつ手伝いでる。

伽藍講中では一月九日に百手を行う。昔は山の神を祀る家だけが参加していたが、現在は全戸加わっている。別宮八幡宮司の進藤氏の弟子の木下氏がお祓いに来る。

伽藍には伽藍堂とよばれる小堂があり、春秋の彼岸に供養をしている。また八月十七日には盆踊りを行っている。この祭祀組織は伽藍堂組といい、伽藍講中に長相講中の一部が加わっている。三軒ずつが一組になり当番になる。この当番は一年交替である。長相講中で伽藍堂組に入っていない家は、火事で一ノ瀬から移って来た人達で、一ノ瀬にある薬師堂の薬師組に入っているという。薬師組は一ノ瀬講中と近広講中、迎畑講中それに長相講中の一部の家が加わっている。

長相では百手を行い、長相下講中のみ稻荷祭りを行う。

一ノ瀬の山の神祭りはコロモガエ（衣替え）といって春四、五月と十一月に神主をよんでお祭りした。また、薬師堂があり、薬師如来の他弘法大師像なども納められている。近広と一年交替で薬師堂の祭りを八月十八日に行っている。この日は東智庵の住職をよんで供養する。春と夏には御接待を出す。

近広と迎畑では、二月の初午の日に稻荷様の祭りをする。神官をよんでお祓いをし、御籠りをする。

近広と長相では太神宮を祀っており、九月の初旬にお祭りをする。

堂園と井手上では合同して山の神と善神を祀る。山の神祭りは一月二十三日で、掃除をしてそのあと直会をする。各戸から一人ずつ参加する。東智庵の境内には善神宮があり、四月二十三日と九月十日に御籠りをする。また、仁田尾にある地藏尊では八月十五日に盆踊りをする。これは以前は八月十八日に実施していた。

山下では稻荷を祀っており、二月の初午に掃除と直会をする。

4 堅来・羽根・小畑地区

大字堅来、羽根、小畑は明治二十二年に合併して三浦村となるまで、単独の村であった。三浦村は昭和二十九年に香々地町と合併、堅来、羽根、小畑は現行の大字となった。

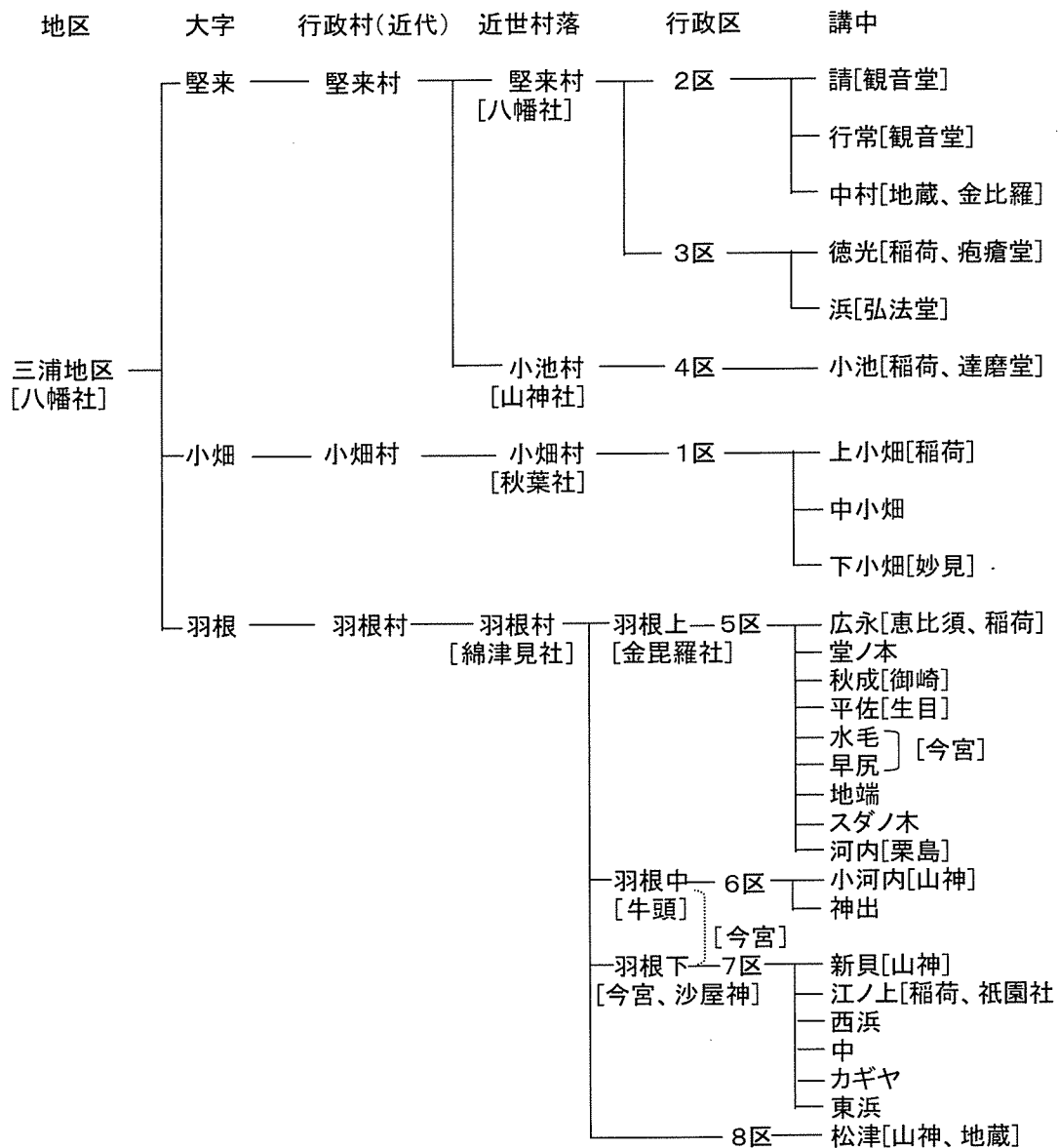
〔堅来〕

大字堅来の区域内には、近世村落として小池村と堅来村がある。堅来村は、元禄郷帳では約三八四石を数える。小池村は、元禄郷帳には六三石と記されている。明治八年に堅来村に併合された。

小池村は山神社を鎮守とするが、堅来村単独の鎮守はなく、三浦地区の鎮守である堅来八幡が村鎮守の役割を持つものと考えられる。この点は旧香々地村における別宮八幡社と同様である。

堅来八幡社は、貞観五年（八六三）に宇佐八幡の分霊を祭祀したものと伝えられている。祭神は足仲彦天皇、誉田別天皇、息長足姫命の三柱である。境内には、いくつかの一統（一族）の祖神のほか、恵比須社もあり、漁業者などに信仰されている。

氏子圏は三浦地区で、古くは真玉町白野地区を含む白野荘の鎮守であったとも考えられている。信仰面から見ても、別宮八幡社が香々地荘開発



大字 行政村(近代) 近世村落 集落複合 行政区 講中

第38図 三浦地区の村落組織

の装置であること、真玉町の白野地区には八幡社がないことなどを考えれば、堅来八幡社の氏子圏である三浦地区は、香々地荘とは別に開発されたとするのが妥当であろう。

〔羽根〕

羽根村の名は小倉藩人畜改帳、正保郷帳、元禄郷帳などに見える。元禄郷帳では村高約三〇三石を数える。

鎮守の綿津見社は旧村社で、少童命を祀る。境内には、巖島社、稻荷社、神明社など七社の境内社がある。羽根の海岸部は、漁港もあり漁業も盛んであった。鎮守が海神である綿津見社であること、その鳥居（明治二十七年建造）に「鎮舟之舳艫除風難 領鱗之廣狭致海幸」とあることなどが羽根における漁業の重要性を示している。

〔小畑〕

小畑村は元禄郷帳では、村高約一八九石を数える。

鎮守は秋葉社で、大山祇神を祀る。いうまでもなく秋葉社は火伏せの神で、火災のとき秋葉社に祈ると風向きが変わり小難で済んだという伝説が小畑にも伝えられていた。（『香々地町誌』）

境内には山神社、貴船社など五社の境内社がある。

以下、堅来、羽根、小畑地区については紙幅の都合もあり、ダイアグラムを右頁に示すのみとする。

註 (1) 和歌森太郎編『くにさき』一九六〇年 一七三頁

(2) この祭礼については、宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『大分県の祭礼行事』や『香々地町誌』にくわしい。

(3) 堅来、羽根、小畑について、近代の『豊後国東郡村誌』（『資料編』Ⅲ）には、「本村古来ヨリ白野荘二属ス」という記述があるが確実なものではない。

二 山間部の村落組織と信仰

1 上香々地地区

上香々地は近世の長小野村と佐古村が明治八年に合併してできた村で、明治二十二年に夷村と一緒に三重村となり、昭和二十九年に香々地町となり、現在は大字となっている。

(1) 長小野

長小野ではモモチ（百手祭り）が旧正月中に行われるが、昔は靈仙寺の住職によるモモチもあったが、現在は神職が行うものばかりとなっている。現在、長小野では靈仙寺の檀家が大多数を占め、西夷から出てきた家五戸が実相院の檀家であるだけであるという。

長小野は上長小野講中（十五戸）・仲ノ坪講中（十一戸）・大力講中（六戸）・下長小野講中（七戸）に分かれている。講組は、講組単位で「お接待（弘法大師様）」を行っているが、葬式の相互扶助組織としての性格が最も強い。通夜の時に葬家に講組の家から一〜二人ずつ集まり、役割分担を決める。大世話一名・寺行き二名・帳元・飯方・汁方（現在はない）・煮方・配膳・椀方などであり、昭和三十年頃までは土葬であったため、墓掘りをする野行き（野掘り）が決められていた。葬式後、講組の人たちは新仏の家でお念仏をあげ、お茶菓子を葬家から受け取って解散する。講組では、吸物椀とキララ（小皿のこと。オテシヨウともいう）、会席膳を所有しているが、死に事（葬式）のあった家が、次回の葬式まで保管することになっている。

長小野では年に二回神職を招いて屋敷祭をする。荒神、竈荒神、水神、

祠、野仏に供える御幣を切ってもらおうのである。国東町から盲僧の高木清玄師に来てもらって竈荒神を祀ることもあった。

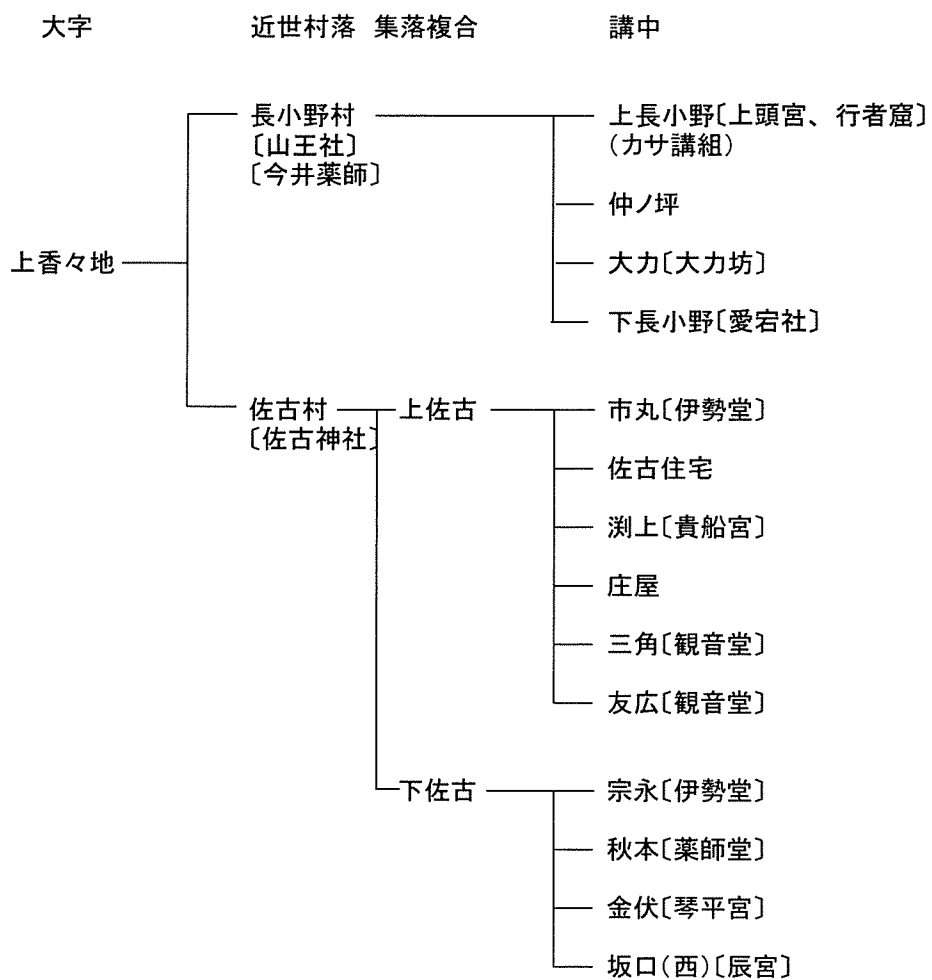
長小野には愛宕様、大力坊、祇園様、今井薬師、行者様などが祭られており、庚申、念仏などが行われている。

今井薬師は長小野全体で祀っており、戦前には年に一度薬師祭を行っていた。この時にはカクダル（角樽）で煮染めなどの御馳走を持参していた。「耳の神様」と呼ばれ、耳が悪い人が住所氏名年齢を書いた「錐」を奉納しており、風通しがよくなるといった。また、穴開き石を奉納する人もいた。祇園様はカサの講組が祀っており、ここで御接待もしていたという。行者様もカサの講組が祀っており、戦争中は武運長久を祈願したものであった。大力坊は大力姓と余瀬家が祀っていた。廃藩置県後は大力地区の共有となったといい、大力の隣保班で正月二十四日に大力坊の観音様のお籠もりをしていた。愛宕様は大力姓と仲ノ坪の土谷姓の家が祀っていた。

講組（隣保班）ごとに庚申を祀っていたが、現在は仲ノ坪で祀っているだけである。昔は、家内中（各戸の家族全員）で集まり、コメメシ（米飯。白米の御飯のこと）、煮染め、酢の物、汁などイツマワリ（五品）が出された。それが一戸から一人の出席となり、今はお祓いなどの神事を執行した後、お茶菓子をいただくだけである。

四つの講組ごとに念仏講が行われている。旧暦の毎月十四日、夕飯後に座前の家（順番に従って毎回交替）に集まって念仏を唱える。座前の家では、床の間に十三仏の掛け軸を懸け、鉦をたたきながら法華和讃と観音和讃を唱えるのである。

長小野全体の鎮守社は山王社で、夷の六所神社にも香々地の別宮八幡社とも本末関係を持たない。山王社には専従の神職はおらず、その神事



第39図 上香々地地区の村落組織

の執行は、別宮八幡社の進藤家と六所神社の板井家とが一年交代で担当してきた。古くは板井家が神職をしていたと伝えるが詳細は不明である。なお、山王社の石鳥居に別当という文字が刻まれており、近世には大方坊の僧侶が祭祀を担当していたとも考えられる。

山王社の年中行事は次のようになっている。

一月一日 元旦祭（各戸からだいたい一名づつ出席）

三月 社日祭（境内社として社日神を祀る）

四月十五日 春祭り（大祭。神楽祭りともいう。夷の神楽社中を招いて神楽を舞う）

六月三十日 大祓（身のケガレをつけた四角い紙を川に流す）

八月二十日 水神祭（河童相撲といって、子供相撲大会を開く。

孟宗竹で作った弓矢で弓取り式を行う。戦後しばらくまでは大人による相撲が行われていた。）

九月 社日祭

十月八く九日 秋祭り（大祭。神輿渡御が行われていたという。楽

庭まで神幸し、そこで六所権現の神輿と衝突していたというが、そこで夷の村人と喧嘩をして死者が多かったので、神輿渡御がなくなると伝える）

十二月十五日 霜月祭（お祓いをして直会する）

十二月三十一日 大祓

山王社は靈龜年間（七一五く七一七）に創設されたと地元では伝えられている。戦前には一町歩ほどの水田を中心とした宮田（耕地）と山林約三十町歩などを所有しており、その利益で神事等の経費に充てていたという。

戦後のことだが、山王社の馬場に舞台を組んで田舎歌舞伎を上演して

いたという。舞台には片屋根をさしかけ、山茅やトキワで葺いていた。山畑から衣裳を借り、山畑の「嵐豊三郎」の指導を受けて地元の人達が演じたのである。秋祭りや旧正月の興業であったという。

(2) 上佐古

上佐古では、夏と冬とに別宮八幡社の神職進藤氏を招いて屋敷祭をする。一軒の家で各家に用いる御幣を切ってもらう。祭りの賄いは当番の家が負担する。昔は各家から米一升五合を集め、一人ずつ出席していた。御幣の数は家によって違うが、普通、屋敷荒神・水神（井戸や水道）に供え、竈には供えないという。

上佐古では新暦正月七日にモモチ（百手祭り）が行われる。モモチを行う家は一軒で、その順番は決まっている。別宮八幡社の神職進藤氏を招いて執行する。的は直径約六十センチほどで、墨で三重に円を描く。ここでは鬼の字を書かない。三本の竹を組んで作った支えに的を吊す。神職がその年の恵方の方向に的を立てるように指示する。夕方四く五時頃に神職が矢を射る。モモチで用いたのは佐古神社に納める。

上佐古の講組には、一丸（十二戸）・洲上（九戸）・庄屋（五戸）・三角（二十一戸）・友広（十四戸）があり、別に佐古住宅（約二十戸）の隣保班がある。上佐古の講組も葬式の相互扶助組織としての性格が強いが、講組単位で弘法大師のお接待や・入院見舞いなども行っている。

お接待は旧暦三月二十一日と新暦八月二十一日の春秋二回行われる。お接待を出す座元の家は交替で、順番が決まっている。お接待の日にお弘法さんの像のある家から二く三集めて、日の丸の旗を立てて座元であることを知らせる。春のお接待では、干し椎茸・ニンジン・ゴボウ・豆腐を煮たものと御飯を皿に盛り、参拝者に振る舞った。現在は寿司や

混ぜ御飯、お菓子配るようになった。夏のお接待では、うどんやお菓子を出す。お弘法さまは作物の神様、あるいは安全の神様であると信じられており、戦時中もお接待をやめたことはないという。ある時、見目でお接待をやめたら、大きな不幸があったという。友広では観音堂でお接待を行っており、春は御飯、夏はうどんを供していた。

入院見舞いは病氣見舞いともいい、入院して何日か経つと見舞金を集めて代表者が届けるのである。

上佐古には伊勢堂、薬師様、観音堂がある。伊勢堂には山の口に世話人二名がおり、春には参拝の時に茹でたメリケン団子を供える。薬師様は旧暦八月一日の八朔の日にお祭りをして、煮た唐豆と餅を供える。

友広の観音堂は友広地区の人たちが祀っているが、毎月数人の信者が参拝して御詠歌を唱えて、ゴブツショウ（供物）を頂いてお茶を飲む。ゴブツショウは昔は御飯やおこわであったが、現在は御菓子・酒一升・赤飯・寿司などで、当番の人が供える。

上佐古全体で行う行事として、盆くやみがある。これは線香参りともいい、女性たちが集まってお盆の十三日に新仏の家と旦那寺である三カ寺を参るものである。三カ寺とは、浄土真宗西本願寺派の川原寺と教証寺、それに臨済宗大徳寺派の施恩寺である。

佐古では、葬式の際に「三カ寺」といって三寺院の住職に来てもらうが、「五カ寺」といって見目の東智庵（臨済宗）住職と施恩寺の老住も招くことがある。ここで興味深いのは、浄土真宗と臨済宗の僧侶が合同で葬式を執行していることである。禅宗の施恩寺住職が導師になって葬儀を行うときは、真宗の僧侶も禅宗の經典を読むとのことである。

佐古地区の鎮守である佐古神社は、戦前まではゴックラ（郷倉）神社と呼ばれていたという。その呼称の由来は、昔ここに佐古の食料倉庫が

あったからだと伝えている。

佐古神社の年中行事は次のようになっている。

一月一日 元旦祭（神職による祭典が行われる。）

三月二十六日 お籠もり祭（現在は三月末の日曜日。神職によるお

祓いがある。各自が料理を持ち寄り、隣保班ごとに火を焚いて、それを囲うようにゴザを敷いて料理を食べる。余興として大正琴の演奏やカラオケがある。）

四月十七日 春祭り（神楽祭ともいい、夷神楽社中を招く。）

七月十五日 祇園祭（神職による祭典が行われる。）

九月十日 相撲祭（午後一〜三時に三重小学校の全校児童による角力大会が行われ、四時から神事、五時から直会となる。昭和三十年頃までは、青年団の団員たちによる相撲であった。）

十二月十五日 霜月祭（神職による祭典が行われる。この前後に総

代と区長が門松を作って立てる）

佐古神社の神事は別宮八幡社の神職である進藤氏が執行する。総代は上佐古と下佐古から二名づつ選出される。

佐古は別宮八幡社の氏子であり、オンパレマツリ（御田植祭）の当番は、六年ごとに廻ってくる。

2 夷地区

夷地区は竹田川上流の山間部に位置する農山村である。竹田川は前田の六所神社付近で分岐し、東側の竹田川本流と西側の支流西夷川とに分流する。夷地区は大別すると、竹田川の分岐点近くの前田と竹田川本流域の東夷、それに西夷川流域の西夷とに分かれる。また、東夷と西夷の

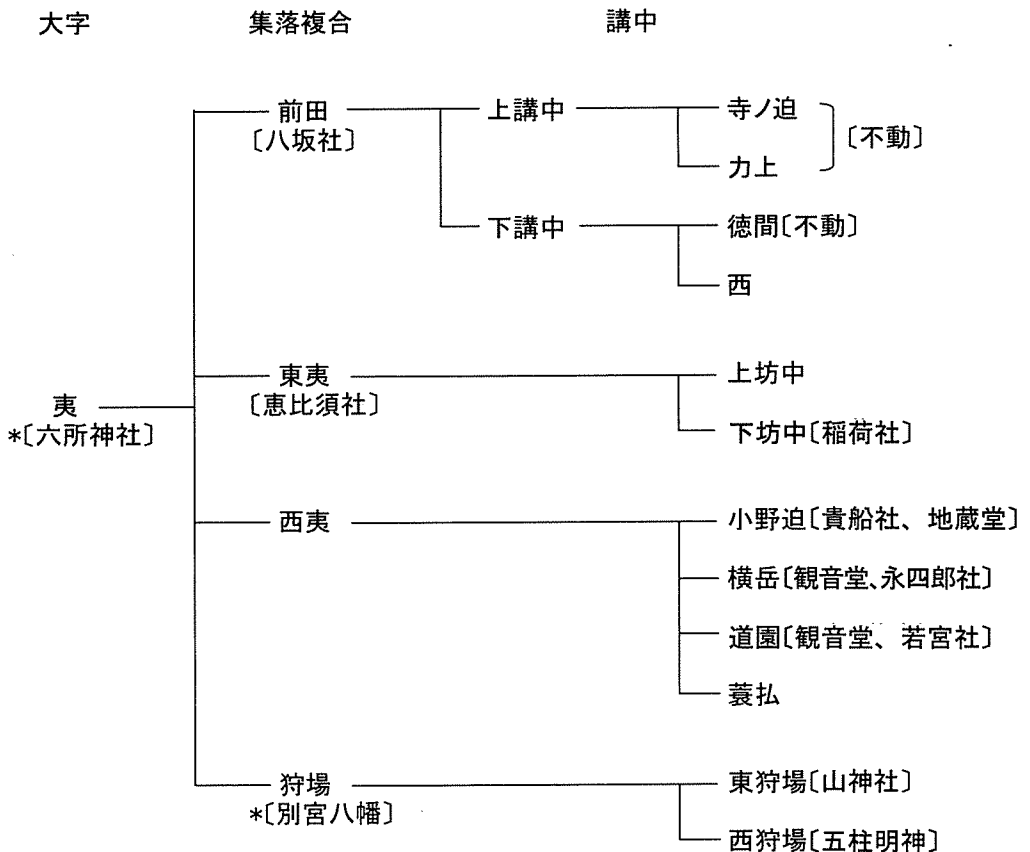
最奥部には、それぞれ東狩場と西狩場の集落がある。次に夷地区の集落構成のダイアグラムを下に記し、各地域ごとの信仰と地域組織について述べる。

(1) 六所神社

六所神社は夷岩屋の故地であり、今でも六所権現とか権現様と呼ばれて親しまれており、夷地区全体の神社信仰の中核とも言える神社である。

六所神社の氏子の範囲は東夷と西夷、それに前田であり、現在の祭礼は次のように行われている。

- 四月八日 麦祈禱
 - 四月十四～十五日 春祭り
 - 六月三十日 大祓い
 - 九月十一～十二日 賀来社の祭り(相撲祭り)
 - 十月八～九日 大祭
 - 十二月十四～十五日 霜月祭り
 - 十二月二十四日 末社祭
- 祭祀組織の幹部は、神社総代三人、評議員九人(奉賛会長三人を含む)で構成されている。東夷・西夷・前田から神社総代が一人ずつ、それに評議員が三人ずつ選出



*狩場は六所神社の氏子ではなく、別宮八幡の氏子である。

第40図 夷地区の村落組織

される。評議員の中から各地区を代表する奉賛会長を一人ずつ互選する。各地区は一年毎に年番が当たり、年番の地区の神社総代と奉賛会長がその年の世話役となる。評議員の中から余興係が決められ、麦祈禱のお神楽の世話をする。十月の大祭の時には、婦人会に楽庭の飯宮参集殿で踊りを披露してもらったり、カラオケをする。戦前は、豊後高田の算所歌舞伎・真玉町山畑の歌舞伎・宇佐の長州のチンコ座・伊美の歌舞伎などを招いて芝居を上演していた。

(2) 前田

現在、前田は三十一戸で、カミコウチュウ（上講中）とシモコウチュウ（下講中）とに分かれる。昭和二十年代には約四十五戸あり、テラノサコ（寺ノ迫）とリキジョウ（力上）、それに徳間と西の四組の講中があった。寺ノ迫と力上は上講中、徳間と西は下講中に再編成されたという。前田の産土社は楽庭の牛頭様（八坂社）である。四月十日のお彼岸の中日の時にお籠もりをする。戦前は、お籠もりを四季それぞれに四回していたが、戦後には春籠もりと秋籠もりの二回となり、現在は春籠もりだけとなった。各家から米一合と野菜代三十円を集め、御飯・煮べ・酢和え・オカラなどを作り、供えた後に直会の時に皆で食べる。牛頭様の年番は上下講中から一人ずつ二人が選ばれる。戦前、四講中の頃には各講中二人ずつ八人の年番がいたが、戦後は上下講中から二人ずつ出すようになった。祭りの時には、年番の人が石灯笼や灯明に火を灯していた。

前田集落の百手は旧正月の行事で、戦前には年番の家に各家から一人ずつ集まって、その家のツボサキ（坪先Ⅱ庭先）で矢を射っていた。現在は神職と年番だけで行うだけであるという。百手は家内安全と五穀豊

饒を祈願する行事であるという。的は竹で輪を作り、シット（七島藺）で網を編み、まず新聞紙を貼ってから白い紙を張った。矢は女子竹、弓は梅の木で作る。

前田では上下の講中ごとに屋敷祭りを行っている。一軒が順番で座元となり、昔は神職の賄い（現在は米一升と二千円に変化）をしていた。各家に必要なヘイ（御幣）と注連縄とを集計した板があり、神職（板井益光氏）に御幣を作ってもらう。荒神等の祠には注連縄、水神には御幣を供える。

徳間集落の隅井重一氏の家の横に不動堂（火伏せ不動）があり、春籠もりといつて、徳間の各家の家族全員が集まってお籠りをする。

寺迫と力上の両集落では、祇舎谷の不動堂（不動岩屋・祇舎不動）を合同で祀っている。この不動堂は山を所有しており、年に一度山の掃除をしている。また、靈仙寺と実相院の住職が春秋交替で法要を営んでいるという。なお、この祇舎不動では、八月の盆の終わり頃に「お不動様の盆踊り」をして、甘酒を振る舞っていたという。

寺迫と力上では、お念仏といつて、毎月一度、土曜日から日曜日の夜に集まって、仏壇の前で念仏（在家勤行作法法華和讃）を唱えて直会をする。座元の役は毎月順番で回ってくる。

先祖祭りという同姓の一統の祭りもある。長小野を中心とした近藤一統と隅井一統（七軒）で、鬼丸一統も先祖祭りをしていたという。盆の八月十日のトウザライ（塔深いⅡ墓掃除）の日に行う。隅井一統では実相院の住職を招いて読経してもらい、賄い（宴会）をする。なお、前田では、徳間と寺迫集落が実相院、西と力上集落が靈仙寺の檀家であったという。

お接待のような講（有志）による祭りもある。前田には修行大師、川

中不動、オナサ婆さん（産婆）の講がそれぞれあり、旧暦四月二十日と新暦八月二十日に、公民館に集まって、合同でお接待をしている。春のお接待ではご飯、秋のお接待ではウドンが出される。その他に、お日待ちや庚申講もあつた。戦前まで、徳間では実相院の住職を招いて庚申講を盛んに行っていた。徳間の庚申講で祀られていた庚申様の像が残っている。箱に納められた薄肉彫りの青面金剛像で、箱の表と裏に次のような墨書が記されている。

（蓋表） 文政九年丙戌年

法橋国光畫

（蓋裏）

喜平八

文政九丙戌天

泰藏

講 市良兵衛

奉新調青面金剛御尊躰

組 勇助

合 要藏

四月念九日

龍助

喜八

新助

（3）東夷

東夷は、六所神社を境に上坊中と下坊中の集落とに分かれる。上坊中と下坊中が合同して祀る神社にオエビス様がある。神社の年番総代は上坊中と下坊中からそれぞれ一人ずつ出ている。なお、上坊中では東狩場近くの六軒と六所神社付近の二軒は祭祀に加わっておらず、永野恒利氏から志太波英之氏までの間の十六軒で祀っている。この蛭子社（字今夷）

は竹田川の北岸にあり、東夷林道から百メートルほど山を登った岩屋に祀られている。享保三年（一七一八）の石鳥居の額には、「蛭子大神宮」と刻まれている。宝暦二年（一七五二）の『靈仙寺書上帳』によれば、その境内は免租税であつたといひ、宝暦五年（一七五五）の『六郷山巡礼百八十三ヶ所靈場記』には「第百三十四番 三重村夷今夷（夷神社）此処二七福神御入座」と記されており、本来は神仏習合の靈地だつたことがうかがえる。六所権現発祥の地と伝えられており、六所権現の祭礼の際には、まずこの蛭子社で祝詞を奏上してから祭りが行われたといふ。また、蛭子社では二月十日と十月十日に祭りが行われていたが、現在は秋のお籠もり（祭り）があるだけとなつた。このお籠もりでは、豆腐汁が出され、それを肴に酒を飲んでいたといふ。

蛭子社は杉と竹が植えてある山林を所有しており、現在は適宜間伐をしたり、年に一度、氏子たちが掃除をしている。昔は、この山林の木を売つた代金を祭りの費用に充てていたといふ。

上坊中にはゼンキボウという場所があり、善花坊という寺（坊）があつたと伝えている。その坊は、東夷の内田氏の先祖の家であるといふ。内田氏六軒は実相院の檀家となつている。

檀那寺は一族ごとにほぼ決まつており、永野氏は実相院、猪股氏は靈仙寺であるといふ。

下坊中では組全体で稲荷社を祀っており、十二月にお祭りを行っている。年に一度、各家では屋敷祭りをする。荒神様・イノコ（井戸＝水神様）・山の神などの石祠を祀る。神職に頼み、弊串（御幣）を切ってもらひ、それぞれの祠に供えるのである。だいたい、同族たちで行っている祭りである。

上坊中の内田松夫家は、母屋の東側の庭に社日様と稲荷の石祠（南面）

を祀っている。社日様の石祠は高さ約九十センチで幅八十センチ、屋根の妻部には北側に昇り龍、南側に瑞雲を彫っている。注目されるのは、祠内に安置された社日神像である。石板に半肉彫りで像を作り出しており、稲穂を一荷担いだ衣冠束帯姿の神像である。社日とは春分と秋分に最も近い戌の日のことである。内田松夫氏によれば、「社日様は百姓の神様で、麦の来る前に来て、稲が実るのを見届けてから帰るといふ話を昔聞いたことがある」という。中国では「社」は土地神のことで、社日様は農耕神であるとともに、その土地の守護神であったと思われる。もともと、この社日様は東夷の庄屋であった隅井治美家で祀っていたものを内田家に移築したものである。小字定元には天満宮があるが、これは明治初年に六所神社に合祀され、大正二年に復旧した神社である。また、小字貴船には水神である貴船大明神が祀られている。

(4) 西夷

西夷は、小野迫（七軒）・横岳（八軒）・道園（十七軒）の三集落に分かれている。各家の宗教は、一部に神道の家がある他、ほとんどが靈仙寺の檀家である。

小野迫の貴船神社は、小野迫講中（集落）だけで祀っており、この集落の産土社であるといえる。春と秋のお彼岸の前後にサイナンゴモリ（災難籠もり）を行う。家内中（家族全員）が神社に寄って、お神酒開きをする。酒の肴を持ち寄り、皆で飲食するのである。祭典で神職によるお祓いの後に、セキフダ（関札）を集落の上下の境に立てて、災難が集落に訪れないようにする。この時、集落で祀っている山の神や金毘羅様の祭りも貴船神社で行い、新しい注連縄と御幣に取り替える。また、地元では梅の木磨崖仏を「梅の木地藏」と呼んで、小野迫講中で祀ってい

る。正月に行う百手の弓矢や的を、祭りの終了後にお供えしていた。

小野迫では毎年一月十九日に百手を行っている。朝座といって、講中の人達が、その日の朝、座元の家に集まる。座元は順番が決まっており、一年毎に交替する。弓矢や的は座元の人を作っておく。的は割り竹を丸めて輪にしたものに和紙を張り、蛇の目状に墨で中心に黒丸、その周囲に太い円弧を描く。的の裏には「鬼」の字を逆さに書く。昔は、竹ではなく、ガラスでの輪を作っていたという。弓は梅の木で、矢はニガシダケ（女子竹）で作る。百手には神職を招き祭典をしてもらう。なお、矢は神職が射るだけである。午前十時頃に矢を射る。射る方向は、その年のアケホ（恵方）の方角で、暦で方向を調べておく。百手とは、矢を射ることによって、魔物が小野迫に入って来ないようにする儀礼であるという。この弓射が終わると、お神酒を一杯飲んでお開きとなる。

三月二十一日と八月二十一日にお接待を行う。集落内には、お弘法様の石祠が四カ所あり、その日には、お接待場である家に弘法大師の石像を持って行く。昭和三十年代までは旧暦三月二十一日と八月二十一日に行っていたようである。春と夏のお接待では、弘法大師の石像は違うものを祀る。三月のお接待では豆御飯を、八月にはウドンを振る舞う。

一月二十四から二十五日にかけて、小野迫では御日待ちを行った。座元の家に前日から泊まり込み、翌日の朝日を拝むのである。座元は夕食・夜食・朝食を用意した。神職にお祓いをしてもらい、その後には直会（夜食）となった。直会にはヨツマワリといって、御ヒラ・お汁・酢和え・煮べの四種の御馳走が出た。また、大きな餅を持ち寄って、雑煮にして食べた。真夜中の十二時過ぎまで起きていた。現在は、前日の夜に集まって、祭典と直会をするだけである。地元の人達は、御日待ちを「天照皇太神宮のお祭り」で、正月の光を尊ぶといういわれであろう」と

話していた。これは御日待ちが太陽信仰であること物語っている。

小野迫では年に六回「御庚申様」をしていたが、現在は年に一度四月頃の庚申の日だけに行うようになった。御庚申様は夜の座で、二合のお神酒を皆で飲んだ。座元はくじで決め、現在は一く七の籤がある。小野迫集落の下手には庚申塔があり、マチアゲ（待ち上げ）といって、三年に一度大きな御庚申様の祭りをして、庚申塔の大きな注連縄を張り直す。この時にはオツサン（靈仙寺住職）も招く。お神酒もたらふく飲み、ヨツマワリの御馳走が出る。御庚申様はタガミサマ（田神様）と呼ばれ、農耕神として農家の信仰が厚い。

小野迫では七月と十二月に屋敷祭りをを行い、各家の屋敷荒神や井戸（水神）、それに大黒様等の小祠に供える御幣を受ける。各家から一人ずつ屋敷祭りの座元の家に集まり、神職にそれぞれの御幣を切ってもらい、お祓いを受けた後に持ち帰り、各家の小祠に御幣を立てる。十二月の屋敷祭りの時を衣替えという。座元はマワリコ（順番）で一年毎に当番が回ってくる。

小野迫では、ハジカミ山の八合目ほどの山腹に金毘羅様の小祠を祀っている。讃岐の金毘羅様は船運の神様であるが、地元では船の神様とともに風の神様とか農業の神様と信じられている。

地域の祭りではなく、有志による講の祭りもある。小野迫には生目八幡様の祠があり、現在は小野迫の春岡ミチ子・志太波糸孝・志太波悦子、それに前田の井口正信・大力カメエの五戸で八幡講を作って年に二回お祭りをしている。この社は宮崎市の生目神社から勧請したものである。

東面する石祠には、「嘉永七年（一八五四）八月十五日」と刻まれ、石灯籠には、「安政五年三月吉日／社司板井国俊／下坊卯八」と記されており、幕末頃に勧請されたものと推測される。宮崎市の生目神社には、頼朝の

許しで死を免れた平景清が、日向国へ落人となって下向し、平家一門の滅亡に世をはかなみ、自らの両目をくり抜いて放り投げ、その投げた目が松の木の枝にかかり、そこに生目神社が建てられたという伝説がある。生目神社は眼病治癒の神様として知られている。

横岳集落では、横岳観音堂（『香々地町誌』では木浦松観音堂）と永四郎様（永四郎社）を祀っている。

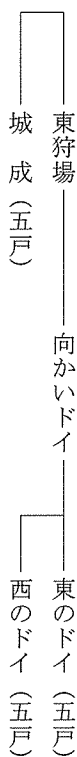
道園集落では若宮社と道園観音堂を祀っている。また、フナイシ（舟石）という岩も祀っているが、これは狩場から神様が下って来た時に乗ってきた岩であると伝えられており、元は川の中にあつたという。施恩寺の下手にヨコイ石があるが、これは神様がお下りになった時にヨコウタ（休んだ）岩であると伝えている。

西夷には、一統の祀る神に妙見宮とシタバ（志太波）様とがある。小字妙見にある妙見宮は板井明現宮とも書かれ、板井一族が氏神として祭祀している。また、小字差次の志太波様の祭神は志太波陸奥守で、小野迫の志太波一族が祀っている。

（5）狩場

狩場は、ハジカミ山を中心に東狩場と西狩場とに二分されている。

現在、東狩場は戸数四戸となったが、戦前には城成の五戸を加えて十五戸前後もあった。凶化すると次のような集落（講組）構成であった。なお、現在は城成には民家はなく、講組もひとつである。



狩場の人達は、本来、狩場は上真玉の領分に属していたという。また、

六所神社とは関係がなく、香々地別宮社の氏子であり、三年毎に狩場から新しい総代を一人出している。

東狩場は山神社を集落の産土社としており、城成では愛宕社を祀っていた。山神社（山祇神社）では十月九日に秋籠もり（秋祭り）をしており、香々地別宮八幡社の進藤正敦宮司が祭典を執行しに来る。戦後しばらくまで、山神社は一町歩ほどの山林と約一反の田を所有していたという。この山神社は香々地別宮八幡の本宮であったと伝えられており、狩場の人が神輿昇きに行かないと、別宮のオミユキ（御御幸＝神幸行列）は出発しなかったという。

また、境内には目の神様である生目八幡も祀っており、四月十五日の春祭りの時と一緒にお祭りをする。この生目八幡は城成の山の上に国見町の赤根との境にあった。相撲場や石造仁王もある立派な社で、ゴハッコウ（参拝者が多くて繁盛）していたと伝える。明治以前に狩場の人が山神社に抱え降ろしたら、はやらなくなったという。

東狩場の東西のドイでは、それぞれの年番が決められる。東狩場の東のドイ（土居）には「年番行事表」という木板が年番の家で保管されている。東狩場での行事の日付と年番（年毎の当番）の家の順番を書いたもので、「四十六年一月一日改正」と記されている。本来、行事の日付は旧暦によっていたが、昭和四十六年に日付をそのままに新暦に変えたため、一カ月ほど早くなったという。正月十一日は、モモチ（百手）の日である。

正月十五日は薬師如来の日である。薬師様は石祠に祀られた石仏で、東のドイの年番が世話をしている。薬師様は「耳がつんぼにならんとか、不具者ができんように御祈願する如来様だ」という。この日に年番がオゴク（御御供）にする米一合を各家から集める。東西のドイの人達が年

番の家に集まり、オゴク（重箱入りのご飯）・漬物・沢庵・味噌漬・お神酒を頂く。

三月十日は金毘羅様の日である。年番が米を集めてオゴクに炊く。金毘羅様は一番高い所に祀る神様であるといい、石の祠が山の頂近くにある。石の祠の前に二時頃に集まり、ムシロを敷いて、そこでオゴクやお神酒を頂き、三時か四時頃には山を下ったという。

三月二十一日は御大師様の日で、切り干しや高菜、それに筍の煮物をおかずに、耳盆に盛った御飯を出していた。お弘法様の石像は古椎堂と薬師様の所に祀っている。八月二十一日の御大師様の日には、ウドンを出した。今でも、この御接待だけは、ご利益があるので、やめられないという。この辺りは炭焼きが盛んで、戦後は黒炭作りとなったが、戦前は白炭作りが主であった。「昔、炭焼きさんが、炭が焼けて困っていた。そこにやって来た弘法大師が炭焼窯の後ろを杖で突いて、煙突を作ってくれた。そのため、炭焼窯の煙突をコウボウと呼ぶ」という伝承もある。

三月二十四日は社日様の日。百姓の作神様だという。オゴクを炊いて皆でお参りする。昔は秋にも社日様を祀った。春の社日様の後に麦を収穫し、秋の社日様が終わってから稲刈りをしたという。

四月十五日は山神社の春祭りで、春籠もりともいう。各家の家族全員が参加した。昔は百人近くの人達が集まったという。刺し身・煮べ・煮付け・稲荷寿司・寿司（バラ寿司）などの御馳走を作って重箱に詰め、山神社の拝殿に奠座を敷いて、皆で交換して食べたものであった。九月十五日は秋籠もりの日で、年番渡しといって、年番の交替を行う。現在は九月吉日に行っているという。

六月十三日と十二月十三日は古椎堂の地藏のお祭りをする。これは子供の祭りであるという。黄な粉をまぶした捻り餅を供えて、子供達に配っ

た。

十一月十三日は地藏講の日。古権堂に集まり、オゴクを供えて御念仏を唱え、子供達に小豆御飯を箸で挟んであげていた。

西狩場の産土神は、五柱大明神である。

(6) 東狩場の百手

東狩場では毎年正月十一日には百手が行われる。次に平成七年一月十一日の百手の様子を記す。

日没後の五時過ぎに別宮八幡社の進藤正敦宮司が座元の熊井今夫家を来訪。弓袋に入った弓矢を持参。弓は魔除けになるという桃の木で作ったもの。矢も進藤宮司の手作りで、昔は祭りの時につぶしていた若鳥の羽根を風切りに用いていたが、現在は別宮境内の鳩の羽根を拾って装着するという。その日の午前中に作ったのを、その年の恵方の方角に立てる。進藤宮司は縁側で女子竹を切つて御幣の軸を作り、座敷で和紙を切つて折り、軸に挟んで御幣を作る。各家の荒神や水神などの祠に立てるへイ(御幣)である。前年、不幸のあつた家は百手に参加できないが、百手の後に御幣だけは届けられる。今回の参加者は、座元の熊井今夫氏夫妻と熊井丸治氏であつた。進藤宮司が立烏帽子に狩衣の装束に着替え、その家の神床(「天照皇大神」の掛け軸をかけて神棚化した床の間)に御幣を並べて、五時四十分から祭典を行う。二礼二拍手一礼の後に幸神祭の祝詞奏上。引き続き、五時四十五分から百手祭の祝詞を奏上する。五時五十分より、進藤宮司は縁側から、三本の矢を三回、計九回の射る。弓射が終わると、直会となる。

この百手は、正月の僻邪を目的とした弓射行事と屋敷内の小祠類を祀る屋敷祭りとは結びついたものである。次にこの時に奏上された祝詞を

記す。

《幸神祭祝詞》

此乃小床乎齋廻利清米氏 是乃家内仁齋奉利拝奉留掛巻久母畏伎 座摩神(イザスリノカミ) 仁氏坐須生井神 栄井神、綱長井神、阿須波神 波比岐神、宅(ヤカツ) 神仁氏座須 屋船豊宇気姫神、久々能智神、竈神仁氏坐須 齋火産霊(イムホムスビ) 神、奥津比古神、奥津比賣神、井神坐仁氏須 彌津波能賣神、御井神、鳴雷神乃御霊乃御前尔 恐美恐美母曰左久

八十日波在礼材毛 今日乎生日可足日止 撰毘定米氏 神床乎齋奉利 清米奉利氏 大前尔置足波志氏 献奉留御饌御酒種々乃物乎 平介久所聞(キコシ) 召止曰須 斯如聞召志氏波 此乃家所乎 今毛往先毛守幸給比氏 下動牟 災無久 築立留家尔 動無久火乃災不令有 御井波廣久厚久 人諸我手乃躓足乃躓尔 過犯須事乃在牟乎婆 神直日大直日尔見直聞直坐氏 夜乃守日乃守幸給閉止 恐美恐美母稱言竟奉良久止 曰須。

《百手祭祝詞》

此所尔掃清米豆 掛巻毛畏支 別宮八幡社乃大神豊受大神 壇山姫大神 三柱歳大神等乃御霊乃御前仁 恐美毛曰左久 年每乃例乃任 新志伎年乃新志伎月乃今日乎生日乃足日止 此里人等賀大前尔参集比豆 百手乃御祭社奉良牟刀 御酒御食種々乃物乎 捧持豆拝奉留状乎安介久平介久聞召志豆 今毛往先母 天皇乃大御代乎常盤仁堅磐仁 蔽御代乃足御代止 齋奉利 幸奉利別豆波 此里人等仁 諸乃枉事無久 人々心正志久其身健介久 家内安久 産業豊介久 取作良牟 作物波 草乃片葉尔至留迄 甘伎夷乃良伎夷刀夷良世給比 家々給足比 人々饒毘陸毘豆 子孫乃八十連五十櫃八桑枝乃如久 立荣良志米

給閉止 恐美恐美毛曰寸。

(7) 雨乞い

国東半島は早魃常習地帯であり、当然のようにこの地でも盛んに雨乞いが行われていた。

いざ、早魃となると、まず水貰いを行った。湯布院の山下の池や院内町の西椎屋の滝まで使者を出して水を汲みに行ったのである。帰路で立ち止まると、そこに雨が降ると言った。山下の池には汽車に乗って行ったし、西椎屋の滝には自転車で行ったことがあるという。鉄道や自転車が普及する以前は、徒歩であったといい、足の達者な者二人を使者に立て、前日の晩から公民館に泊まり、夜明け前に出立したという。

これでも降雨がない場合は、センバタキ（千把焚き）を行った。旧三重村の全戸（狩場も参加・三百戸）から一人ずつ出て、割れ木の束やコムツカラ（小麦稈）を担いで、尻付山やハジカミ山に登り、類焼しないように山頂部の草や茅を刈り、大きな薪の山を築いて火をつける。神職またはオッサン（天台宗六郷山寺院の住職）に御祈禱してもらい、鎮火した頃に下山するのである。

千把焚きを行わない時には、七浦潮を汲んだ。旧三重村全体や夷地区（この時にも狩場も参加）で、行列を組んで海岸部を進み、堅来・小池・羽根・松津・新波止・見目・高島の計七カ所の浜で潮水を汲む。参加者はそれぞれ女子竹で作ったポンポコ（竹筒）を持ち、浜ごとに潮水を汲むのである。竹筒に入った潮水を、六本杉（六所神社）の申殿に供えて、雨乞いの御祈願をした。

また、六所神社の板井宮司が、権現様の御神体を長崎鼻に持つて行き、役の行者の洞窟の前の海で白衣を着て禊をして、雨乞いをしたという。

(8) 地域社会から見た葬式と供養

夷地区の盆踊りは、いくつかの日に分かれる。初盆家庭では、八月十三日までに盆の供養をするので、十・十二日に行い、十六日に寺で寄せ踊りを行う。また、九月の六所神社の祭りでは、初日の夜に楽庭の広場で盆踊りを行う。この時には、黄な粉をまぶしたヒネリ餅にムギザケ（麦酒）裸麦などで作った甘酒を振る舞った。

葬式は講中の各家が相互扶助で行っている。ここでは前田を例に挙げて、葬式での役割を見て行こう。前田では上講中と下講中とでそれぞれ葬式の世話をしている。講中で死に事（人が亡くなること）があると、その夜に講中の人達が集まって、次のような役割分担を決める。

・大世話人（一名） ・式場係 ・野道具係

・帳元（一名） ・椀方 ・飯方

・小走り（二名） ・汁方 ・野掘り

大世話人とは葬式の総責任者で、川に行って枕石を拾ってきた。土葬の頃、棺桶をイケタ（埋めた）上に枕石を据えたのである。帳元は会計、小走りは雑用係で、故人の親類などへの連絡や曲詠とチャンガラ（鑊鉢）、それにヌノ（幕。布十六反で本幕、八反で半幕という）などを寺から運ぶ。式場係は葬式場の設営をする。野道具係は、旗・蛇腹・屋根・花籠等の葬式用具を作る。野掘りは土葬用の墓穴を掘る係である。椀方・汁方・飯方は、お斎（葬式後の食事）の調理係である。なお、身内の人達（親戚）は、死亡診断書や埋葬（火葬）許可書ももらいに行く。

なお、東狩場の講中の葬式の分担は次のとおり。

・大世話 ・帳方 ・野掘り ・煮方 ・椀方
・お寺参り ・火屋方 ・式場方 ・親戚廻り ・買物方

地域社会の最小の単位である講中の役割としては、小野迫では次のような仕事と行事がある。まず、シニイキ（死に行き葬式のこと）・川浚い（河川掃除）・盆正月の道作り（道路整備）・回覧板の回覧・税金徴収・屋敷祭り・お接待・お庚申様・お日待ち・百手・災難祓いなどである。屋敷祭り以後は本来は講の活動であったはずであるが、過疎化が進み、構成員が減少したことを補完するために、地域の祭りになったものと考えられる。東西狩場は過疎化の結果、それぞれ近くの東夷地区の講中（こちらも過疎化は進んでいる）と結びつくようになった。例えば、西狩場（三戸）は上記の仕事と行事のうち葬式とお接待だけは横岳講中（八戸）に参加するようになっていた。

三 まとめに代えて

1 氏子圏から見た地域の開発

現在の香々地町内の地区とそれぞれの鎮守社の関係が理解しやすいように、「近世村落と鎮守」（第41図）を作成してみた。

羽根村・堅来村・小畑村は白野荘地域に含まれるものと見られ、それぞれの近世村落ごとに綿津見社・八幡社・秋葉社という鎮守社を持っているが、この地域は今回の考察の範囲外とさせてもらおう。

この中で注目されるのは、現在大字夷に含まれる狩場が古くから別宮八幡社の氏子に属していることである。例えば、今でも狩場の百手行事には別宮八幡社の神職である進藤氏が来て神事を執行している。また、東狩場に鎮座する生目八幡社は「別宮の息子」であるといわれており、別宮八幡社との関わりの深さを物語っている伝承であると思われる。

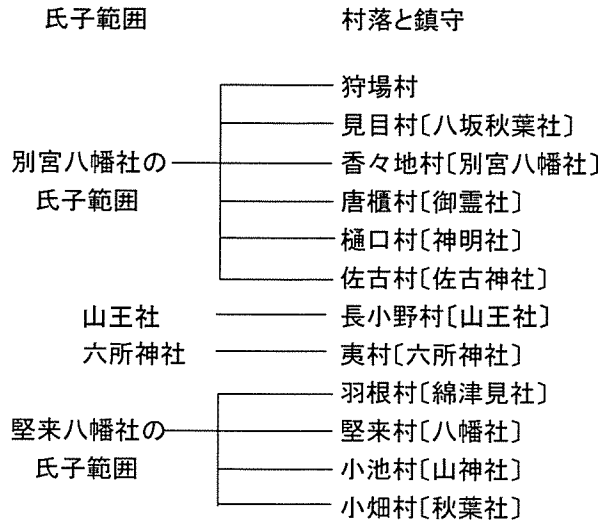
狩場については前節で述べたが、もう一度整理すると、狩場は東狩場

集落と西狩場集落に分かれており、それぞれ東夷谷と西夷谷の竹田川支流の最上流域にある。両集落はハジカミ山の東西に分離しており、近世村落としては地理的まとまりに欠ける。この近世の狩場村の範囲は、集落こそ谷奥にあるが、そのほとんどは谷底に延びる夷地区を囲むように広がる山地である。香々地村や見目村などの別宮八幡社の氏子圏が、隣接して一つのブロックを形成しているのに、狩場村だけは旧長小野村と旧夷村に隔てられた飛び地なのである。近世においても、香々地浦手村・樋ノ口村・迫村・長小野村とともに見目弥左衛門尉手永の配下であり、夷忠兵衛手永の配下であった小畑村・羽根村・小池村・堅来村・夷村とは全く違う支配体制に組み込まれていた。狩場は明治期の町村合併でも独特な動きをしており、明治八年には山越しに真玉側の村々と結びつき黒土村を形成し、ようやく明治四十年に三重村に編入されて夷など行政的に結びつくようになる。離れていたために香々地村に入れなかったとしても、近世の支配体制からも離脱し、隣接しているとはいえず、それまで縁のなかつた黒土などと結びついたのである。このことから、明治初期には夷地区と同一の行政単位になるのを潔しとしない考えがあったのであろうと推測される。

もう一つ注目されるのは長小野である。ここだけ独自に山王社を鎮守社としており、別宮八幡社や六所神社の氏子圏には入っていない。地域としては狭小なのに独立した氏子圏を形成しているのである。

見目川流域の見目地区とともに、竹田川下流域と最上流域が別宮八幡社の氏子圏、上流域は六所神社の氏子圏、中流域が日枝神社の氏子圏と位置づけることができる。

このような氏子圏の現状と行政範囲の変遷などから、それぞれの地域の性格と開発について考察を行ってみたい。



第41図 近世村落とその鎮守社

別宮八幡社の氏子圏は、本来の香々地荘の領域であったと思われる。この「香々地荘」は、十世紀後半ころには弥勒寺の勢力が扶植され、平安時代末期には弥勒寺領の浦部十五箇荘のひとつとなっていたと考えられている。

狩場地区は、文字通りこの「香々地荘」の狩り場ではなかっただろうか。別宮八幡社の神饌に供される鳥獣を捕獲する山として認識されていたに違いない。また、鹿や山鳥などの鳥獣以外に、建築材などの木材の供給源としての役割も持っていたと思われる。狩場の両集落も山守として始まったものであろう。

また六所神社（六所権現）の氏子圏は夷地区であり、ここは六郷山の領域であった。夷地区は六郷山の僧侶によって開発され、私領化された地域である。長承四年（一一三五）の「夷住僧行源解文案」（『香』三三号）によれば、六郷山御山夷住僧行源が夷石屋下津留の小栝原の地を開発したが、本来この地は大魔所で、大小の樹木が繁茂した人跡まれな地であったが、行源が石屋に籠もって徐々に切り開いて田畑を開墾していったというのである。夷石屋は現在の六所神社・靈仙寺・実相院の範囲を含む信仰拠点であった。現在も、国東半島の中心部には六郷山寺院が濃密に分布しているが、この地域は僧侶たちによって開発され、平安時代末期には六郷山と呼ばれる一種の荘園が形成されたのである。海岸に近い香々地荘領域と山である狩場との狭間に六郷山による開発が行われ、香々地と狩場は面としてつながらなくなったのである。

次に長小野は竹田川の中流域に位置するが、両側から低い山が迫り、かつて水田は川沿いにしか存在せず、その両側の緩斜面に畑が広がっていた。小高い緩斜面は竹田川から灌漑するには不便で、水利が悪くて畑にしかならなかったのである。水田化するのには、昭和十三年に竣工した

石河内溜池および戦後の幹線水路の構築によって灌漑され始めてからである。夷地区と前後して開発が行われたと思われる。

長小野の開発単位は狭義の香々地荘と同様に「名」であった。が、夷など六郷山地域では「弘」と呼ばれており、その違いには着目される。さらにこの地については、長小野の鎮守社山王社から、比叡山延暦寺の鎮守社であった日吉神社との関連を考えねばならないだろう。というよりも、延暦寺とこの地の関わりである。長安寺に伝わる「六郷山年代記」によれば、永久元年（一一一三）に六郷山は天台無動寺の末寺となり、保安元年（一一二〇）には比叡山延暦寺に寄進されたという。それまで独自の展開をしていた六郷山寺院は、延暦寺を本家職と仰ぎ、その寺領を安堵しようとしたのである。

つまり、長小野は六郷山領域に含まれていると認識されているが、その開発が「名」単位で行われていたことから、長小野は香々地荘の領域として開発され、十三世紀の六郷山の再編の中で六郷山領に編入されたと考えられている。夷とは一線を画した六郷山領域として認識されていたため、六郷山在来の守護神である六所権現を祀ることをせず、新来の日枝神（大山咋命）を祀ったものと思われる。

ところで、佐古で聞き取り調査をしていた時、佐古以北にはイノコ（亥の子突き）があるが、長小野と夷にはないと聞いた。この行事は、新築したり嫁をもらったり子供が生まれた家で、十一月の亥の日に行うものである。かつては、長男や長女が生まれた家だけで行っていた行事である。夕方から九時過ぎ頃、子供たちが藁束を縛ったもので地面を叩きながら、「イノコ イノコ ここの坊ちゃん（お嬢ちゃん・お家）を祝いましょう イノコ餅搗かん者は鬼生め 蛇生め」と唱えるのである。現在、イノコをしてもらった家では、子供たちに袋入りの菓子をお礼に配るが、

昔は白餅二個であったという。

イノコが行われる地域とそうでない地域の違いは、六郷山領域である夷と長小野、佐古以北の香々地荘領域との違いとも考えられる。少なくとも、その影響下で成立したと思われる近世の夷忠兵衛手永と見目弥左衛門尉手永との違い（Ⅱ―四参照）であろう。開発の違いによる領域認識が、このような現代の民俗行事の分布にまで影響を与えていると考えることもできるのである。

海岸部に近い平坦地に条里的地割りによる水田開発が行われ、そこを中核に狭義の香々地荘が形成されたと思われる。その範囲はかなり漠然としたもので、当初は竹田川流域を主に見目川流域を副にしてその全体であると認識していたのではないだろうか。そこに竹田川上流域の夷地域の谷水田が僧侶によって開墾され、六郷山領域として独立化してゆく。そして、中流域は、香々地荘から六郷山が領域に加えられていったのであろう。

それぞれの開発と編成の段階に従って、各社の氏子圏の領域が定まり、現代に到っているのであろう。

2 別宮八幡社と海上交通

田染荘と都甲荘が内陸に位置していたのと違い、香々地荘は海に面していたことが立地上の特徴である。そのため、山がちの国東半島の北部に位置していたため、交通運搬においては陸路よりも海路が重視されたことであろう。

香々地一帯には少なくとも十世紀後半に宇佐宮弥勒寺の勢力が入っていたと推測されており、時期は分からないがその後宇佐宮弥勒寺の浦部十五箇荘のひとつとなっている。そして、十二世紀になると、弥勒寺は

石清水八幡宮の末寺的な存在となり、その結果、石清水八幡宮の善法寺家が香々地荘の領家職となった。

香々地の別宮八幡社は靈龜二年（七一六）に八幡宇佐宮から勧請され、永延二年（九八八）に再建されたと伝えられている。この別宮八幡社は香々地荘の支配のために整備された施設のひとつであったろうと思われ、靈龜二年勧請は当時の八幡宇佐宮の状況から見て、創建年代としては無理があるように思える。永延二年の再建は、別宮八幡社の創設時期を再建という伝承で物語っているのではないかと推測される。別宮八幡社は湾内の海岸砂丘上に建てられており、香々地荘の海上交通の要所を扼していたのは間違いない。香々地の港は、別宮八幡社近くの砂浜で、湾内に位置していた。この香々地の港は、貢納などのために古くから瀬戸内海航路を経て直接畿内（石清水八幡宮）と結びついていたと思われる。しかし、香々地の別宮八幡社に古文書等がほとんどなく、直接証拠とはなり得る史料がない。そのため、周辺の資料を用いて拙い推論を行いたい。

国東半島北半の古代の港として、まず第一にあげられるのが竹田津港である。竹田津は古くは伊美郷に含まれていたが、平安末期には竹田津荘として弥勒寺の浦部十五箇荘のひとつとなっていた。また、国東半島東部には国埼津があった。国埼津は国衙領であった国前郷内にあった。いずれも「津」と表記されているように、伊美荘などが荘園化する以前に整備された官港であったと思われる。この「津」は、古代における国衙領の租税等の輸送や人々の交通の拠点であった。天平十八年（七四六）の太政官符（類聚三代格）に、国埼津など三つの港では官人・百姓・商人たちが自由に船で往来して、公の許可を得ずに勝手に産物を運んでおり、以後それを堅く禁止する旨の記事がある。それでは、国東半島の国埼津や竹田津などから、どのような航路で物資や人員が輸送されたので

あろうか。国東半島のこれらの官港「津」と荘園における私港での海上交通路は同様なものであったと思われる。というより、国衙の影響を受けない独自の私港の開発を荘園領主は目指したのではなかっただろうか。それでは、国東半島北部の荘園の私港における海上交通を推測できるような資料が残されているのであろうか。残念ながら史料は見当たらない。しかし、現在に伝わる祭り行事の中に、古代の海上交通路を伝えるものがある。それが「祝島の神舞行事」である。この行事は、香々地荘近くの国見町伊美の別宮社に属する神楽社中が、瀬戸内海を越えて対岸の上関近くの祝島に招かれるというものである。

この伊美の別宮社は、香々地の別宮八幡社と地理的立地条件と名称が酷似している。どちらも「別宮」を名乗っており、いずれも湾内の海岸砂丘上に建てられている。伊美の別宮社は、仁和二年（八八六）、あるいは仁安三年（一一六八）に石清水八幡宮から勧請したと伝えられている。国見町伊美は、国東郡七郷のひとつである伊美郷の中心地と考えられ、平安時代末までには香々地荘とともに宇佐宮弥勒寺の浦部十五箇荘ひとつとなっており、伊美荘と呼ばれていた。国東半島北端には西から香々地、竹田津、伊美と並んでおり、いずれも平安期末には弥勒寺領の荘園となっていた。

周防祝島（上関町祝島）の神舞行事は、香々地の別宮八幡社の古代交通史上での位置を推測させるものである。次に、この行事の概要を紹介する。

この行事は、周防祝島において国見町伊美の別宮社の神楽社中を招いて神楽を奉納上演するもので、次のような創始伝説が祝島に古文書として伝わっている。

「控物之内 御尋ニ付申上候事」(守友博光氏所蔵文書)

一大島郡之内於岩見島豊後より社人神子呼越五年□之荒神舞相整来候儀は六条院之御宇仁安三年戊子八月三日ニ荒神兩社勸請仕候由従古来申伝候、其謂は豊後国崎郡之内伊美村別宮八幡勸請ニ罷上り下り之節岩見島三浦ニ船掛り仕居候、其節迄は三浦ニ家居仕家二三軒も有之候由ニ御座候得共地神荒神祭り不申故五穀実不申、其時節々々之木之実草を給朝夕之光陰を送り申程之儀ニ付右豊後社人神子共を頼荒神兩社勸請申たる由申伝候、(中略)其由緒ニ付其時代神楽相整候社人神子代々枢機を以伊美村野田村兩所より參神楽相整申候、(中略)

元禄十丑ノ七月廿八日

「神舞行事」は仁安三年(一一六八)に荒神兩社を勸請して以来、豊後国国崎郡伊美村と野田村から神楽の舞人を招いて荒神舞を演じているという。その契機は、伊美の別宮八幡を(石清水八幡宮から)勸請してくる途次、岩見島(現在の祝島)の三浦に立ち寄った。その頃三浦には二、三軒しか人家がなく、五穀が稔らないために木の実や草を食べていた。五穀不実の理由は地神と荒神を祀らないためだというわけで、豊後の社人と神子に頼んで荒神兩社を勸請した。それ以来、五年ごとに伊美村と野田村(別宮社の社人)が来訪して、神楽を演じるようになったというのである。

守友家は祝島の宮戸八幡社と荒神社の祠官を代々継承してきた家で、この文書は元禄十年(一六九七)に書かれたものである。この行事が他藩まで関わる行事であったために、藩政府に由緒等を書き出す必要があったため、これは提出された文書の控えである。

神舞行事は直近では平成四年に行われており、今でも漁船で伊美から祝島まで約五十キロの海上を神楽社中(別宮社の神霊を奉じる神職を含む)を送迎する。

なお祝島宮戸八幡社は、仁安三年十一月十五日に石清水八幡宮から勸請されたと伝えられており、伊美の別宮社や香々地の別宮八幡社とともに石清水八幡宮の交通ネットワーク網の中に組み込まれていたと思われる。

伊美荘や香々地荘から石清水八幡宮へ貢物を運ぶ時には、祝島を経由して上関に至り、そこから瀬戸内海北側の主要航路を通って畿内に向かって考えられるのである。この上関は、下関と同様に瀬戸内海航路における重要な港であり、古代から西日本の海上交通における大動脈の一環をなしていたことは良く知られた事実である。



写真42 別宮八幡社の御田植祭



写真41 別宮八幡社



写真44 坂口の辰宮



写真43 八坂社



写真46 堅来八幡社



写真45 長崎鼻の龍神

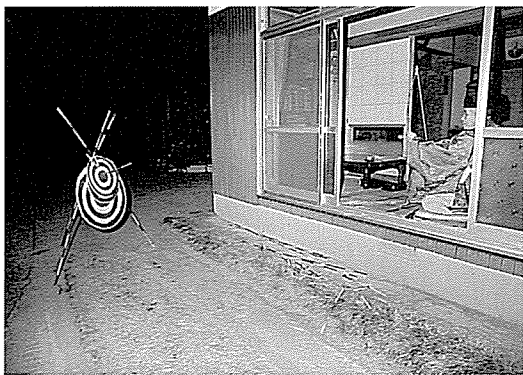


写真48 狩場の百手

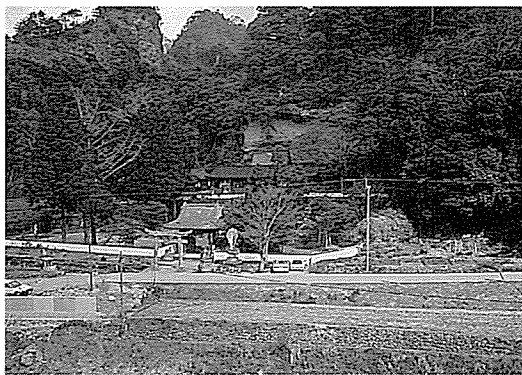


写真47 六所神社遠景



写真50 神舞行事

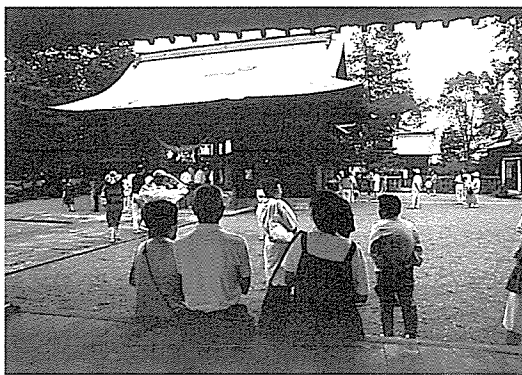


写真49 伊美の別宮八幡社

VIII
庶
民
信
仰

一 香々地町の小社小堂について

昨年度刊行した『資料編』では、香々地町内の小社小堂の調査^①を行い、そこに残されている仏像や石造物などの調査を行った。ここでいう小社小堂とは、村単位よりも下位の単位にあたる講中と呼ばれるまどまりにおいて、信仰されている堂社を指している。その中には、上香々地の大力坊など、中世以来の系譜をひき、かつては僧侶なども住したと見られるものもあるが、ここで取り上げた小社小堂は、また現在神職や僧侶が住せず、地元の人々等によって管理されているものに限ることとした。こうした香々地町の小社小堂の特徴としては、次のような点を挙げることができる。

①『資料編』で調査した小堂は三二ヶ所であるが、そのうち本尊を観音とするものは半数近くの一五を数える。次いで、阿弥陀が四、薬師と地藏が各々三、不動と役行者が各々二、釈迦が一、その他が二となっている。つまり、観音菩薩を本尊とする堂が圧倒的に多いことがわかる。これは享保八年（一七二三）に「真玉・香々地三十三ヶ所」（表23参照）が整備されたことに拠るものとも考えられるが、大力坊のように近世初期の観音菩薩像を伝える堂もある。香々地町においては観音信仰が広く見られたことが窺える。

②また、現在小堂には石造弘法大師像が残されている所が多い。これは都甲荘調査でも指摘されている、近世における弘法大師信仰の高まりに基づくものと見られる。例えば上香々地のくど屋敷の阿弥陀堂には明治時代の石造弘法大師像が残されているように、こうした弘法大師への信仰は近代以後も見ることができ、現在も三月と八月には各講中において、「お接待」と呼ばれる弘法大師のお祭りがある。

1 真玉寺（大村・現真玉町）	18 靈仙寺（夷村・現香々地町）
2 観世堂（金屋村・現真玉町）	19 大力坊（長小野村・現香々地町）
3 神宮寺（浜村・現真玉町）	20 梅松寺（小畑村・現香々地町）
4 三井寺（庄屋村・現真玉町）	21 龍子院（山畑村・現真玉町）
5 観音寺（恵良村・現真玉町）	22 花の堂（横内村・現真玉町）
6 西白寺（西畠村・現真玉町）	23 二尊院（山畑泊村・現真玉町）
7 松行堂（徳六村・現真玉町）	24 二尊院（臼野村・現真玉町）
8 安養寺（常盤村・現真玉町）	25 妙音寺（臼野村・現真玉町）
9 延命寺（湯原村・現真玉町）	26 長谷寺（堅来村・現香々地町）
10 清台寺（城前村・現真玉町）	27 達磨堂（小池村・現香々地町）
11 巖岳（大岩屋村・現真玉町）	28 福田寺（羽根村・現香々地町）
12 多宝院（有寺村・現真玉町）	29 吉祥庵（樋ノ口村・現香々地町）
13 無動寺（黒土村・現真玉町）	30 神宮寺（香々地村・現香々地町）
14 礫堂（三畠村・現真玉町）	31 中山堂（見目村・現香々地町）
15 本松坊（黒土村・現真玉町）	32 早田堂（唐櫃村・現香々地町）
16 岩仲寺（黒土村・現真玉町）	33 施恩寺（佐古村・現香々地町）
17 古椎堂（狩場村・現香々地町）	

表23 真玉・香々地観音霊場

③ こうした堂の成立については不詳な点も多いが、例えば大字夷の焼尾阿弥陀堂は中世の焼尾岩屋を継ぐものと見られるし、大字上香々地の大力坊や今井薬師も中世から所在したことを知る事ができる。あるいは、VIにもあるように、大字上香々地のくど屋敷の阿弥陀堂には、現在平安末から鎌倉時代初頭のものと思われる阿弥陀如来像石仏がある。この一帯は石仏という小字名であり、これを祀る堂が中世前半から所在したこともわかる。このように、六郷山領であった大字夷・上香々地には中世に淵源を求めることのできる堂がある。また、香々地荘の領域とされた地にも、例えば大字香々地の早田観音堂は、年末詳の「頼祐讓状」(「香」三九号)にある「わたのミたう」に比定することができるとともに、中世に淵源を持つ堂もあるが、香々地町内の小堂は、近世以後に成立したものが多くと考えられる。

④ 次に、小社については、明治二十三年(一八九〇)の「神社明細牒」(「資料編」VI)にもあるように、鎮守境内に合祀されたものもあり、近世においては現況の小社の分布以上に各地に社が所在したと考えられる。

⑤ 今回調査した小社には、様々な神が祀られていることがわかったが、祭神分布に地域的な大きな特徴を見つけないことができなかった。ただし、田染荘調査でも指摘されたことでもあるが、香々地町でも金毘羅社は丘陵などの高い所に鎮座していることが確認された。

ところで、香々地町の庶民信仰という時、右に見た小社小堂の他に様々な文化財がいまも町内に残されている。例えば、神楽などの祭りや一字一石塔や西国供養塔などの石造物が挙げられようが、ここではこれらを全面的に検討することはできない。そのなかで、庚申塔は香々地町のほぼ全域に所在しており、以下では香々地町における庶民信仰の様相について、香々地町のほぼ全域に所在する庚申塔を紹介することとしたい。

さらに、併せてこの庚申塔に関わる祭りである庚申講についても見ていくこととしたい。

二 庚申塔について

まず、今回確認することのできた香々地町の庚申塔を一覧にしたものが、別に掲げた表24である。これまでの調査において判明した庚申塔の一例である。

ここでまず注目されるのは、香々地町内には十七世紀半ばの庚申塔が所在していることである。明暦二年(一六五六)の銘を持つ見目寺山迫庚申塔(表24のNo.57)や上香々地の近藤家墓地にある庚申塔(No.29・30)などがそれにあたる。なかでも、寺山迫の明暦二年の庚申塔には「奉勤修庚申石」とあり、青面金剛あるいは猿田彦が刻まれたものでなく、板碑に似た型である。また、この地には年末詳ではあるが、同様の型式の



写真51 寺山迫庚申塔(表24のNo.57)

ものが三基あり、これらも十七世紀半ば頃の造立と見られる。渡辺信幸氏は国東半島における主に十七世紀前半の文字庚申塔について検討を加えられているが、寺山迫の庚申塔はこうした江戸時代初期の庚申塔の一例として重要なものといえよう。

この他、香々地町内の庚申塔のなかで注目されるのは、宝暦三年（一七五三）銘の道園庚申塔（表24のNo.17）である。これは後に写真を掲げることが、木の葉の衣をまとい杖をつく猿田彦の姿が刻まれている。近世の庚申塔には青面金剛あるいは猿田彦が刻まれているが、後者の場合多くは文字であり、この道園庚申塔のように猿田彦が図像として刻まれたものは少ない。

なお、香々地町大字堅来では、管見の限りでは庚申塔を検出することができず、庚申講も行われていないという。これがいかなる理由に拠るものかは不詳であるが、香々地町の庶民信仰という点からすれば大きな特徴として挙げるができる。

三 庚申講について

香々地町のなかで、今回の調査でとりあえず庚申講が行われていることが確認されたのは、大字夷の道園・小野迫、上香々地の上長小野・仲ノ坪・洲上・三角、香々地の坂口、見目の元兼・堀切の各講中である。

以下では、紙幅の都合もあり、右に見た庚申講すべてを取り上げることとはできない。そこで、大字上香々地の三角講中と仲坪講中、および大字夷の道園講中における三つの庚申講を紹介していくこととしたい。こうした三つの庚申講を取り上げたのは、まず三角講中については、十九世紀前半の天保八年（一八三七）から始まる座元の順番を記した記録が残されていること、また施恩寺にある享保十八年（一七三三）銘の庚申

塔（表24のNo.35）から、当時の講中の構成員を知ることができたためである。つまり、こうした近世の庚申講に関する諸資料は香々地町内には少なく、近世における講の在り方を窺うことのできる例として三角講中は注目されるのである。次に仲ノ坪講中は、類例の余りない木造猿田彦像を祀っていること、また現在も六十日に一度巡ってくる庚申の日に講を行っている点で注目される。最後に道園講中に関しては、既に小泊立矢氏などによって紹介されているが、庚申塔に笠餅と呼ばれる餅をかぶせるなど独特の風習もあることから、改めて取り上げることとした。

1 三角講中の庚申講

三角講中では、現在年に一回のみ庚申講が行われているが、料亭などで飲食する形となっている。これは二・三年前からのことで、庚申講を外れる者もあつたことに拠っているともいう。しかし、それまでは年に六回行っていたという。ただし、それは特に庚申の日と決められていたわけではなく、毎年奇数月に行われたという。

そこで、まず年に六回行われていた頃―昭和五十年代前半―の様子を復元しておきたい。

①庚申講は九戸から成り、座前は一回ごとに家をまわっていくもので、講の時には座前の人が講の行われる前日までに、「オコシンサマ」を催す旨を触れてまわり、各戸から専用の枡によって米三合とお神酒銭を取り立てた。

②座前の家では祭壇をととのえ、床の間に檜の枝を二本たて、その間にしめ縄をはる。そして、灯明とお神酒を供える。午後から、座前の家の人と加勢の人たちで、料理をつくる。料理は四つまわり（おかずが四品）であり、夕刻にお膳をととのえる。

③庚申講がはじまるのは夕方からであり、座前の家に講中の人々が集まる。前回の座前の者は、青面金剛を描いた掛軸と鉦などが納められた箱を持参し、掛軸はすぐに床の間にかける。そして、晩の九時頃まで、料理を食べ雑談をする。その後、お勤めを行うが、ここでは年長者が中心となった。ここでは鉦をたたきながら「オーコーシンニ、コーシンニ、マヒトリマヒトリ、ソーワンカ」と「諸行無常、是生滅法、生滅滅己、寂滅為樂」を唱える。

④次回の座前を確認し解散するが、この座前は講中を一巡した時に、くじ引きで決められる。また、床の間に飾られたしめ縄は、翌朝施恩寺の裏山にある庚申塔に供えられた。

⑤ただし、元旦に行われる「お開き」および正月七日の「七日待」の座前については別に講中のなかでクジによって順番が決められたという。特に「お開き」などで出される料理は座前の家がすべて負担した。

次に、こうした様子とさらに時代をさかのぼった昭和初期の様子を比べてみると、以下のような相違点がある。

⑥昭和初期においては、座前の家では庚申講当日に餅をつき、講中の人数分だけ餅をつくる。この餅は「オミスガタ」と呼ばれたが、この呼び名の由来は不詳であるが、一説には「お日様の姿」からくるものだという人もいた。

⑦昭和初期では、食事と雑談の時間が長く、時には十二時をまわることもあったし、呪文も六十回ずつ唱えた。

右に見た(6)・(7)はともに戦後になって消えたものであるが、具体的にいつ頃であったかは詳らかではない。また、戦後の昭和三十年代から四十年代にかけては、「お開き」なども含めて、講の折の料理が過美になったため、現在の四つまわりと定められたという。

ところで、この三角講中には講の折に使用される鉦とともに、「庚申座前順番控帳」(以下、「控帳」と略する)という史料が持ち回りの箱の中に納められている。この「控帳」は和紙を半折にして綴じたもので、表紙には「天保八年酉歳 庚申座前順番控 十二月十七日」とあり、裏表紙に「幸助ヨリ始」とある。さらに、表紙裏には「人別 施恩寺 三角 忠兵衛 徳右衛門 兵助 音作 幸助 十作 六合升仕立 此料一人前 □□ 帳面紙巻文」とある。

内容については、とりあえず冒頭部分を抜き出してみると、次のようになる。

天保八年一番座十二月幸助 天保九戌二月十作 四月徳右衛門 閏四月寺 五月三角氏 七月音作 九月兵助 戌十一月廿二日施恩寺 亥三月座徳右衛門 五月座幸助 七月座音作 九月座三角氏 十一月座兵助 (下略)

つまり、表題からも窺えるように、「控帳」は天保八年(一八三七)からの座前を勤めた順番が記されているのである。

さらに、この「控帳」からは以下のような点がわかる。

A 天保八年段階では庚申講は、施恩寺を含めて七人で行われていた。ただし、施恩寺が講に加わっていることは、地縁に基づくものと見られ、近世の寺院と地域とのつながりを考えていく上で注目されよう。

B 「控帳」には「くじ入」という記載があり、座前の順番は現代と同様にくじによって決められたことがわかる。

C 表紙裏の記載から、十九世紀前半の庚申講の折には、米が六合ずつ取り立てられたことが考えられる。

D また、「控帳」が納められている箱裏には、

明治十年三月初四日 幸神□ 施恩寺 増田長作 三角兵七 土谷

六右衛門 三角石太郎 中須六助 三角小平 新出舛田□□

とあり、明治初頭まで天保段階と同じく、庚申講は七人で構成されていたが、明治十年頃、新たに舛田某が加わった。

E右の点と関連して、庚申講の人数は明治以後新たに加わる者があり、増加したことがわかる。舛田某は、三角講中に隣接する淵上講中からの加入者といわれ、こうした近隣の講中からの参加が、いかなる理由であるのかは不詳であるが、「控帳」にある範囲では明治時代が最も人数が多く、十三人が参加したことがわかる。

F「控帳」によると、大正十五年から奇数月の年六回に定められたと見られる。

2 仲ノ坪講中の庚申講

仲ノ坪講中の庚申講は、十戸で行っている。この講中では、いまでも十日に一度の庚申の日に講を行い、本来の庚申講の形を伝えている点でまず注目される。また、仲ノ坪講中では写真52にあるように、木造の猿田彦像を持ち回りで伝えている。庚申講には青面金剛を祀るものと猿田彦を祀るものがあるが、いずれもその多くは画像を祀る。その中で、猿田彦をこうした木彫像で表現したものは類例も少ないと見られ、興味深いものがある。

さて、仲ノ坪講中における庚申講は、まず元旦の「お開き」にはじまる。この「お開き」の座元⁵は、仲ノ坪講中の講が十戸で行われていることから、最近は十年に一度くじを引いて、十年分の座元を決めるといふ。調査段階では、平成十二年の「お開き」の座元まで決まっていた。かつてはこの「お開き」の際には、大晦日の晩に各家から餅一重を座元の家に持って行き、木造の猿田彦像の前に供え、翌元旦に座元の家がこの



写真52 木造猿田彦像

餅を雑煮としてふるまったというが、二十年ほど前からこうした風習はなくなり、現在は料理がふるまわれるだけである。

次は、正月七日の「七日待」である。これは晩から始まるが、この「七日待」の座元は「お開き」と同じ家が行う。そして、以後六十日に一度の庚申の日に集まり、講を開くわけであり、正月には「お開き」と「七日待」、さらに最初の庚申の日と三回講が開かれることになる。以後は三・五・七・九・十一月に庚申講が行われ、十一月のものは「年ごもり」という。こうした庚申講は座元の家で行われこの座元はクジで決められる。現在は十戸を一巡した時に、クジを引いて次の座元の順番を決めており、仲ノ坪講中では「お開き」の座元と六十日に一度の庚申講の座元の順は別個クジによって決められる。ちなみに、仲ノ坪講中におけるクジ引きの方法は少し変わっている。まず、一升枡に五合の白米を入れ、番号を書いた紙を小さく折り、白米の中に埋める。そして、講中の人々は枡を

手にしてまわし、白米の中からでてくる紙を取り、順番を決めるといふ。このクジを引く順番は、特に決まっていなくていいことである。また、仲ノ坪講中を含む長小野地区では、居住地を移動したとしても、移転先の講中での庚申講には参加することはできない。例えば、かつてはこの仲ノ坪講中であつた人が、現在はすぐ下手の大力講中に含まれる所に家を移しているが、いまでも仲ノ坪講中の講に参加している。

ところで、仲ノ坪講中の庚申講は、現在座元の家に集まつたのち、夕食を食べ、雑談してから正座し、「大祓」を行う。以前は真言も唱えていたが、いまは唱えないという。そして、次の庚申講の日までに、木造猿田彦像の入つた厨子を次の座元の家に持っていくが、この像の持ち回りにあつては女性はいまも手を触れることはできない。

なお、仲ノ坪講中ではこの木造猿田彦像が庚申講の折に祀られていることは前述した通りであるが、庚申講の折に祀られるものは多くが画像であり、こうした彫刻は珍しい。しかし、仲ノ坪講中周辺の講中では、庚申講の折には彫刻を祀る所がいくつかある。例えば、長小野の上講中では厨子に入れられた木造青面金剛像が、Ⅶで指摘されているように夷地区の徳間講中では文政九年（一八二六）に製作された板彫青面金剛像が祀られている（写真53）。あるいは夷地区の横岳講中は現在庚申講が行われていないが、以前は厨子入の青面金剛像が祀られていたという。このように、香々地町でも六郷山領とされた夷地区あるいは長小野地区では庚申講の折に彫像を祀る所があり、極めて興味深い事例と思われる。



写真53 板彫庚申像

3 道園講中の庚申講

道園は香々地町大字夷のうち、西夷川流域に所在している。現在、道園講中は一八戸から成っている。この講中で行われる庚申講は、毎年行われる「棚下げ」と呼ばれるものと二年に一回行われる「まちあげ」という行事がある。

そこで、正月二日の「棚下げ」からみていくと、次のような順序で行われる。

- ① 前年の大晦日に講中の者は、座元の家に一重ねの鏡餅を持っていく。
- ② 正月二日、座元の家に講中の者が集まり、神主を呼び、まずはお祓いを行う。開始は、午前九時とされている。
- ③ お祓いが終わると、「四つまわり」（おかずが四品）の料理とお酒が出され、皆で食べる。前々日に持っていた餅は、食事ののち、皆で分け家に持ち帰る。

④ この時、持ち回りとなっている猿田彦の掛軸は床の間にかける。ま

た、猿田彦像に捧げる供物として、小さな膳に「四つまわり」の料理を置き、床の間に供える。この膳は専用のものであるが、それ以外に供物などは特にない。

⑤ お祓い、食事が終わったあと、来年の「棚下げ」の座元をクジ（こよりを使う）で決める。持ち回りの掛軸・帳簿類などは、現在の座元が保管する。

⑥ 「棚下げ」はお昼前には終わる。次に、二年に一度行われる「まちあげ」について見ていきたい。

① なるべく、その年最後の庚申の日に行うようにしている。ただし、十二月になる場合は十一月中に適当な日を設定して行う。また、庚申の日に必ずしも行わなければいけないというものでもなく、その年の状況によって、適宜変更する。

② 「まちあげ」の四・五日前に、座元となった家は「まちあげ」を行うことを触れ、一軒から五合ずつもち米を取り立てる。そして、前日に餅をつくが、この餅は笠餅・雑煮などに使われる。

③ 当日は昼から、講中の者（一軒につき最低一人）で、しめ縄をつくる。このしめ縄は、道園講中が祀る二基の庚申塔に巻くものである。ただし、二年に一度は、六所神社のしめ縄もつくるといふ。

④ 同時に笠餅等もつくる。そして、できたしめ縄と笠餅は庚申塔に供える。神主を呼び、塔の前で祝詞をあげてもらおう。この時、講中の者で出られる者は皆出るようにし、庚申塔にはしめ縄を巻き、笠餅をかぶせる。ただし、しめ縄は両方の庚申塔に巻くが、笠餅は一つの庚申塔でお祓いが終わったら、取り除いて次の庚申塔の所に持っていく、またかぶせて同じようにお祓いをする（写真54・55参照）。このお祓いの時は「ひとぎ」という小さな餅を庚申塔の前で撒く。



写真54 道園講中の「まちあげ」(表24のNo.17)



写真55 道園講中の「まちあげ」(表24のNo.18)

この「まちあげ」には「黒不浄」（弔い事のあった家）と「赤不浄」（子供の生まれた家）の者が出るができない。

⑥ 庚申塔の前でのお祓いの後、座元の家に戻り、雑煮を食べる。そして、二年後の座元をクジ（こよりを使う）によって決めて終わる。

⑦ 「まちあげ」の時は、座元の家の床の間に猿田彦の掛け軸をかけ、「棚下げ」と同じく「四つまわり」の膳を捧げるが、それ以外の供物は無い。

道園講中の庚申講は、以上の二つが大きな行事であり、これ以外の集まりは行われていない。また、道園講中で注目されるのは、「棚下げ」の座元と「まちあげ」の座元が異なっていることである。

つまり、平成十年の場合を見ると、本年は「まちあげ」の行われる年であり、一年の間に二つの座元が置かれた年である。まず、正月二日に「棚下げ」が座元（以下、座元Aとする）で行われた後、持ち回りとなっている猿田彦の掛軸と帳簿類は「まちあげ」の座元（以下、座元Bとする）に移されるが、その時期は特に決まっていないという。そして、十一月に座元Bで「まちあげ」があった後、大晦日までに持ち回りの掛軸などは新しい座元Aの家に移される。しかし、次の年は「まちあげ」がないため、持ち回りの品はほぼ一年間、新しい座元Aの家に留め置かれるということとなる。また、「まちあげ」のある年は二つの座元が置かれるため、重ならないようにクジ引きの折には調整されるという。

以上のような、道園講中の庚申講の姿はいつ頃から見られるのであるうか。前でも触れたように、道園では持ち回りの品として、猿田彦像の掛軸と帳簿類のほかに、猿田彦に供える膳がある。このうち、帳簿類は「猿田彦」と表に墨書のある木箱に納められており、全部で五冊の帳簿が重ねてあった。以下で、付した番号は上から順に付したものであり、

合冊分についても綴じられた順に記載した。

一	庚申待上人名帳など		一冊	横帳
二	庚申棚下げ座順番帳	昭和三十七年	一冊	横帳
三	庚申講待上番帳	昭和十一年	一冊	横帳
四	庚申年越座帳	昭和七年	一冊	横帳
五	庚申越年座帳など		一冊	小横帳

このうち、一については、「庚申待上人名帳」（大正五年）・「庚申年越座帳」（明治四十三年）・「庚申廻座人面帳」（明治十七年）・「庚申年越座帳」（明治十八年）・「庚申年越座役帳」（明治十八年）・「庚申待上人名簿」（明治十九年）の六冊が合冊されたものである。

また、五についても「庚申越年座帳」（明治八年）・「庚申待上寛帳」（明治七年）・「庚申越年座帳」（安政七年・一八六〇）・「庚申待上鬮次第巡帳」（天保十五年・一八四四）・「庚申待上鬮次第巡帳」（文政四年・一八二二）・「庚申待上鬮次第巡帳」（天明五年・一七八五）・「庚申待上鬮次第巡帳」（宝暦三年・一七五三）の七冊が合冊されたものである。これらの記録については、単年で終わったものはなく、いずれも書き継がれたものである。各々の年号については、表紙のものを採っている。

このなかで、まず注目されるのは五に収められた近世の記録である。それらを見ると、すでに近世において、「まちあげ」は十月もしくは十一月に行われ、それは毎年ではなかったことがわかる。また、安政七年（一八六〇）の記録の奥書には、文久二年（一八六二）から「正月二日御棚下之出来」として小麦五合も取り立てるようになったことが記され、「棚下げ」という語は少なくとも近世末に溯るもので、「棚下げ」という行事自体も近世末には行われていたこともわかる。

また、以上の記録を通覧すると、いわゆる「棚下げ」と「まちあげ」に関する記録のみであり、他の庚申講の様子を知ることができない。しかし現在道園講中で行われている「棚下げ」については、少なくとも十九世紀半ばには行われていたことがわかるし、毎年「まちあげ」が行われない様子も十八世紀まで遡って知ることができるのである。

四ま と め

以上では、主に香々地町の庚申塔および庚申講のうち、三つの事例を紹介した。前でも述べたように、庶民信仰という時々な文化財を取り上げるべきであろうが、ここでは充分に言及できていない。例えば、西国供養塔に示されるような近世の巡礼の様相について、あるいは一字一石塔のような法華経への信仰の在り方、また一でも述べた弘法大師信仰についても、いかなる理由から近世になってから高まりを見せたのか、などの追及は、今後に残された課題といえる。

註(1) 『資料編』では、小社小堂の名称について、例えば金比羅社というように、文字が統一されていないものもある。地元での呼称に従ったため、付図B-7でも、あえて変更していない。

(2) 小泊立矢「香々地町、国見町の庚申塔」〔大分県地方史〕六一 昭和四六年)では、香々地町の庚申塔が一覧表にされているが、今回の調査では追跡できなかつたものもある。また、対照表も作成できず、これらの点については御容赦いただきたい。なお、名称についても、所在地名と異なるものがある。これは、従前の通称を踏襲したためであり、この点も御了解いただきたい。

(3) 渡辺信幸「大分県国東半島初期文字の庚申塔」〔庚申〕第五五号 昭和四四年)や小泊立矢「国東半島最古の刻像塔」〔庚申〕第六三号 昭和四四年)では、十七世紀前半の国東半島における文字庚申塔などが取り上げられている。

(4) 小泊立矢「国東半島庚申侍上げの一例―大分県西国東郡香々地町西夷―」〔庚申〕第六二号 昭和四十六年)など。

(5) 仲坪講中では座元と呼ばれるものは、三角講中では座前とよばれている。本文では地元の呼称に従い、特に呼称を統一することはしていない。

(6) なお、この厨子には下部に引き出しがあり、そこに昭和以降の順番帳が納められている。

(7) 現在は横岳観音堂にあり、総高三十cmほどのもの。明治時代に製作されたものという。

(8) 前掲註(3)。この小泊氏の論文によると、昭和四五年頃は道園講中は二十四軒から成り、待上げの時は各自酒一合ずつ飲んだという。

(9) この掛軸には、夷の仏師であった坂井国光の銘がある。

表24 香々地町の庚申塔

番号	名称	所在地	法量	刻像	年代	備考
1	焼尾庚申塔 1	夷字焼尾	一五五×六五	日月・一面六臂青面金剛・二猿二鶏	元禄十六年(一七〇三)	焼尾阿弥陀堂の下にある。
2	焼尾庚申塔 2	夷字焼尾	一二〇×四三	日月・一面六臂青面金剛・三猿	不詳	
3	焼尾庚申塔 3	夷字焼尾	九八×四七	文字で「猿田彦大神」	不詳	1と3は同じ所にある。
4	上迫庚申塔	夷字上ノ迫	一〇〇×五二	一面六臂青面金剛・二猿二鶏	不詳	
5	貴船社庚申塔 1	夷字小藤	一五九×六七	日月・一面二臂青面金剛・二猿二鶏	元禄十四年(一七〇二)	貴船社境内にある。
6	貴船社庚申塔 2	夷字小藤	九〇×四一	日月・一面六臂青面金剛・二猿二鶏	不詳	5と同じ所にある。
7	田ノ口庚申塔	夷字小藤	九〇×四〇	文字で「猿田彦大神」	不詳	田ノ口講中が管理。
8	藤ヶ谷庚申塔	夷字藤ヶ谷	一四〇×四五	日月・一面四臂青面金剛・二童子・	元禄十二年(一六九九)	向かつて右側面に「奉建立青面金剛」とある。
9	坊中庚申塔	夷字三段田	二九〇×二〇〇	四面二臂青面金剛・三猿(力)	不詳	
10	今夷庚申塔	夷字今夷	八〇×三〇	文字で「猿田彦大神」	不詳	
11	カンガ峠庚申塔	夷字違畑	一六五×六八	日月・一面六臂青面金剛・三猿二鶏	正徳二年(一七二二)	
12	西狩場庚申塔	夷字中野	一二〇×六〇	文字で「猿田彦大神」	大正元年(一九一二)	西狩場講中が管理。五柱明神の境内にある。
13	横岳庚申塔	夷字迫	一一二×三七	日月・一面六臂青面金剛・二猿二鶏	享和四年(一八〇四)	横岳講中が管理。
14	小野迫庚申塔	夷字差次	一三〇×四五	日月・一面六臂青面金剛・三猿二鶏	享保五年(一七二〇)	小野迫講中が祀る。
15	西ノ畑庚申塔	夷字差次	一四〇×六〇	文字で「猿田彦大神」	明治八年(一八七五)	
16	道園庚申塔 1	夷字田代	一二五×四六	日月・一面六臂青面金剛・二童子・夜叉・三猿二鶏	享保十四年(一七二九)	道園講中で祀る。
17	道園庚申塔 2	夷字田代	一一三×五七	杖をつく猿田彦大神	宝暦三年(一七五三)	道園講中で祀る。
18	道園庚申塔 3	夷字田代	一二〇×四二	文字で「猿田彦大神」	不詳	道園講中で祀る。
19	道園庚申塔 4	夷字中園	一〇六×四一	日月・一面六臂青面金剛・夜叉・三猿二鶏	不詳	道園の板井家が祀る。
20	尾鼻庚申塔	夷字尾鼻	一三九×六二	日月・一面六臂青面金剛・二猿二鶏	正徳元年(一七一二)	
21	シラハゲ庚申塔	夷字楽庭	一二七×五六	日月・一面六臂青面金剛・二猿二鶏	宝永七年(一七一〇)	
22	寺迫庚申塔	夷字岐部	九五×五七	四面六臂青面金剛		
23	徳間庚申塔	夷字徳間	九五×四〇	日月・一面六臂青面金剛・二童子・三猿二鶏	享保十年(一七二五)	徳間講中が管理。

47	一ノ瀬庚申塔	見目字一ノ瀬	一四五×一〇五	日月・一面六臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	宝曆三年(一七五三)	一ノ瀬講中が管理。
46	伽藍庚申塔	見目字瓜谷	八〇×二五	自然石	不詳	庚申塔といわれている。
45	松津庚申塔	香々地字松津	六二×三〇	日月・一面六臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	不詳	松津講中が管理。
44	西浜庚申塔	香々地字鎮在	一〇〇×三五	一面四臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	不詳	西浜講中が管理。
43	叶渕庚申塔	香々地字叶渕	一二五×六〇	一面四臂青面金剛・二童子・邪鬼・二猿・二鶏	宝永四年(一七〇七)	叶渕講中が管理。
42	五郎丸庚申塔	香々地字五郎丸	九〇×三九	二猿・二鶏が見えるのみ。	不詳	五郎丸講中が管理。
41	早田庚申塔2	上香々地字早田	一三六×四四	一面六臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	元禄十一年(一六九八)	40と同じ所にあるが、他所から移したもの。
40	早田庚申塔1	上香々地字早田	一一五×三六	一面六臂青面金剛・二童子・三猿・二鶏	元禄元年(一六八八)	塚原家の庭にある。
39	坂口庚申塔	上香々地字道信	一二三×六八	日月・一面四臂青面金剛・二童子・三猿・二鶏	正徳三年(一七一三)	坂口講中が祀る。
38	秋本庚申塔2	上香々地字秋本	一〇八×四〇	二猿・二鶏のみ見えるのみ。	不詳	秋本講中が管理。
37	秋本庚申塔1	上香々地字秋本	一〇〇×三五	主尊は摩滅し、邪鬼・二童子・三猿・二鶏のみが見える。	宝永七年(一七一〇)	秋本講中が管理。
36	友広庚申塔	上香々地字友広	一四五×四五	日月・一面六臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	宝永七年(一七一〇)	友広講中が祀る。友広観音堂の前にある。
35	施恩寺庚申塔	上香々地字三角	八一×三九	日月・一面四臂青面金剛・二童子・三猿・二鶏	享保十八年(一七三三)	三角講中が管理。
34	渕ノ上庚申塔	上香々地字渕ノ上	六八×二七	日月・一面四臂青面金剛	享保十三年(一七二八)	
33	田ノ上庚申塔	上香々地字黒迫	一一五×九〇	日月・一面四臂青面金剛・邪鬼・二童子・三猿・二鶏	宝永八年(一七一二)	渕上家が管理。
32	市丸庚申塔	上香々地字猪爪	九〇×四〇	「青面」「」の文字	不詳	市丸講中が管理。
31	山王社庚申塔	上香々地字宮本	九五×六六	「奉修庚申石二世安楽」	不詳	この他、山王社境内には庚申塔と思われるものが二基ある。
30	近藤家墓地庚申塔2	上香々地字越路	一四〇×八五	一面四臂青面金剛・二猿	延宝二年(一六七四)	
29	近藤家墓地庚申塔1	上香々地字越路	一二五×六四	一面四臂青面金剛	寛文十一年(一六七二)	正面上部に阿弥陀三尊の種字が陰刻されている。
28	上平庚申塔	上香々地字上平		日月・一面六臂青面金剛・二猿・二鶏	宝永四年(一七〇七)	
27	石仏庚申塔	上香々地字石仏	一〇九×五一	「奉修庚申石二世安楽処」の文字	寛文二年(一六六二)	三重支所の前庭にある。
26	牛頭社庚申塔	上香々地字小園	一一〇×五〇	日月・一面六臂青面金剛・二猿	元禄九年(一六九六)	牛頭社境内にある。
25	前田庚申塔2	夷字西ノ上	一三〇×五六	日月・一面六臂青面金剛・二猿・二鶏	正徳二年(一七一二)	24より五〇mほど上にある。
24	前田庚申塔1	夷字西ノ上	一一七×四〇	日月・一面六臂青面金剛・夜叉・二童子・三猿・二鶏	不詳	山田家が管理している。

71	天神山庚申塔3	羽根字西磯		文字で「奉修庚申塔」	不詳	69～71は西磯講中が管理する。
70	天神山庚申塔2	羽根字西磯		文字で「庚申塔」	不詳	
69	天神山庚申塔1	羽根字西磯	一一八×四六	日月・一面四臂青面金剛・三猿・二鶏	宝曆十四年(一七六四)	
68	新貝庚申塔	羽根字江ノ上	一一六×八八	一面六臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	不詳	益戸家が管理する。
67	中塚庚申塔	羽根字中塚		文字で「庚申」	天保六年(一八三五)	
66	佐古庚申塔	羽根字佐古	一〇五×五八	日月・二面六臂青面金剛・二童子・一猿・二鶏	不詳	佐古講中が管理する。
65	福田寺庚申塔	羽根字平佐	一一八×五五	日月・一面六臂青面金剛・夜叉・二童子・二猿・二鶏	不詳	福田寺が管理する。
64	狐石庚申塔	羽根字秋成	一〇三×五四	日月・一面四臂青面金剛・夜叉・二猿・二鶏	不詳	秋成講中が管理する。
63	水毛庚申塔	羽根字水毛	一〇九×四〇	一面六臂青面金剛・二猿・二鶏	不詳	
62	河内山庚申塔	羽根字石原	一〇二×四〇	日月・一面四臂青面金剛・四童子・二猿・二鶏	文化十年(一八一三)	野上家が管理する。
61	自在庚申塔	見目字東村	一〇六×八五	一面六臂青面金剛	不詳	
60	寺山迫庚申塔4	見目字寺山迫	一〇一×四〇	「奉謹修庚申石二世□□」とある	不詳	板碑型。57～60は同じ所にある。
59	寺山迫庚申塔3	見目字寺山迫	一〇〇×四三	「庚申石塔二世安楽所」とある	不詳	板碑型
58	寺山迫庚申塔2	見目字寺山迫	八五×四一	「庚申石塔□二世安楽」とある	不詳	板碑型
57	寺山迫庚申塔1	見目字寺山迫	八九×四七	「奉謹修庚申石」と刻まれている	明暦二年(一六五六)	板碑型
56	兼峯庚申塔	見目字兼峯	一一〇×五〇	一面六臂青面金剛・二猿	不詳	
55	片山庚申塔	見目字片山	九七×四七	日月・一面四臂青面金剛・三猿・二鶏	不詳	
54	中尾迫庚申塔	見目字下尾迫	九〇×四〇	一面六臂青面金剛・二童子・二猿・二鶏	不詳	
53	中山庚申塔	見目字中山	一二五×六〇	日月・一面六臂青面金剛・二童子・三猿・二鶏	不詳	中山観音堂境内にある。
52	宮庄庚申塔	見目字宮庄	一四〇×七〇	日月・四面四臂青面金剛・二童子・三猿	不詳	
51	堀切庚申塔	見目字教田迫	一二〇×五五	文字で「猿田彦大神」	不詳	堀切講中が祀る。
50	山口庚申塔	見目字山口	一八五×一一三	一面六臂青面金剛・二猿・二鶏	不詳	
49	三安庚申塔	見目字三安上	一二五×九三	日月・一面六臂青面金剛・二童子・三猿・二鶏	不詳	三安講中が管理。
48	堂園庚申塔	見目字堂園	一〇五×三六	日月・一面六臂青面金剛・二童子・三猿・二鶏	不詳	伏原講中が管理。

74	73	72
大島庚申塔	秋葉社庚申塔	下小畑庚申塔
小畑字胸反り	小畑字板迫	小畑字広瀬町
一二〇×三四	一二五×五〇	
日月・一面六臂青面金剛・三猿・二鶏	一面六臂青面金剛・二猿・二鶏	日月・一面六臂青面金剛・三猿・二鶏
不詳	不詳	不詳
大島講中が管理する。		

※本表では、法量は最大高×最大幅を示すものであり、単位はセンチメートルである。

IX 香々地域地域の墓制

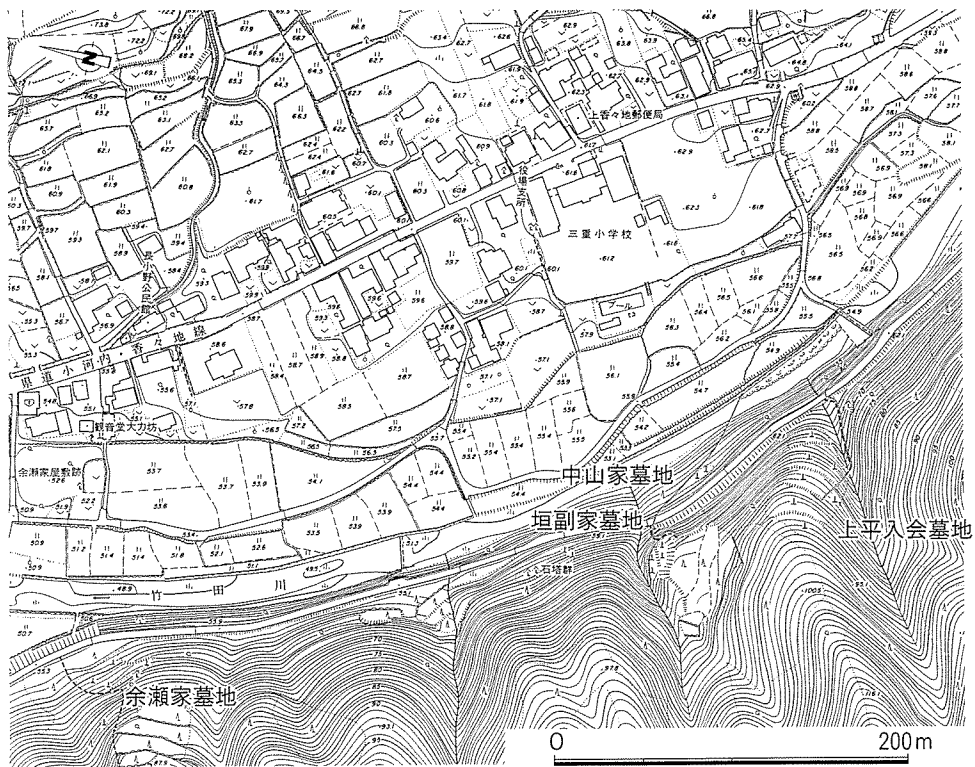
—長小野集落の近世墓地の検討を通して—

都市部の霊園は例外として、現在に続く墓地は、江戸時代から継続して営まれる場合が一般的である。寺壇制度成立以後、個人が特定の寺院の檀家となり、寺院の周辺あるいは村落の一角に営まれた共同墓地に埋葬されるというのが、長い慣習として受け継がれている。それは、時代の変遷とともに自ずと埋葬主体の過密化を引き起こし、明治期に一部流行した「先祖代々」墓碑や昭和期以降の累代墓にみられるように合葬することににより、それを克服し、また、墓管理を簡略化しようとする墓形態も現れた。¹⁾

現在、大分県下の平野部では、近世以降、個人墓あるいは夫婦墓などで、本来、墓地景観を形成していたものを、それらの墓石を整理し、新たに累代墓を建て替えることにより、新たな墓地景観を形成し、近世期から継続しながら、その景観はほとんど当初のものを保ち得ていない墓地の姿が一般的となった。

しかし、国東半島一帯では、一円の村々が狭隘な谷部にわずかな可耕地を見出したがために、村人の墓地は丘陵斜面に平坦面を連続して造成せざるを得なく、近世期の墓地景観を非常に良好に残す地域となった。墓地の立地が不便な地であり、ここにも累代墓造立の流行の波が押し寄せたものの、それまでの墓地を捨て居住地の近くに営なむという形態が多くとられたためである。

香々地町長小野地区では、竹田川を挟んだ集落の西側対岸の丘陵斜面に大きく分けて講組単位で四ヶ所の共同墓地を形成している。現在は竹田川の西側に川に並行して車道が付けられ、この車道から山道を辿り墓地に至るが、この車道は昭和期に敷設されたものであり、それ以前には、それぞれ竹田川に設けられた井堰あるいは浅瀬に置かれた大石を渡り、細い山道を上り、墓地に至ったと伝えられている。



第42図 長小野集落墓地位置図



第43図 上平入会墓地平面図(数字は墓碑番号をあらわす。カッコ内の数字は集石墓番号をあらわす。)

それぞれの墓地に対して上平入会墓地・中山家墓地・垣副家墓地・余瀬家墓地とした(第42図)。今回の調査では、上平入会墓地および、中山家墓地の最下段墓地面について、墓碑および墓碑以外の地上表徴の位置を把握する平面図の作成、形式・銘文をはじめとした墓碑の調査と写真撮影を行い、併せて当墓地を営む村民の檀那寺である靈仙寺をはじめとし、地元である長小野集落での聞き取り調査を行い、墓地の検討を行った。本稿では、墓碑の検討をはじめ墓地の成立過程及び、中世から近世への墓地の変遷に関して重点を置き考えてみたい。

一 上平入会墓地

長小野集落における竹田川最上流域に位置する墓地を上平入会墓地とした(写真56)。上平入会墓地は竹田川に注ぐ谷川沿いの丘陵斜面にベルト状平坦地を連続して造成し、墓地を営んでいる(第43図)。

墓道は、まず、石造六地藏や三界万霊塔などがみられる平坦地(写真57)に至り、ここから谷川を横切り、墓地に入る墓道と、谷川に沿い石敷きが施された山道を辿り、上方の墓地に向かう墓道の二ルートに分けられる。二四ヶ所の平坦地からなる墓地に、総計四四〇基を超える墓碑が確認できた。中には、三五一号墓碑をはじめとした累代墓も確認でき、累代墓以前に存在していたと考えられる墓碑が集積されている箇所もみられるため、本来は総計五〇〇基を超え、香々地町内最大規模の近世墓地であることがわかる。

各墓地面は基本的に世帯単位からなり、古式の墓碑が下方の墓地面に多いため、各家が分家するにしたがい、丘陵斜面の下方から上方に、順次、墓地面を造成していったことがわかる。

上平入会墓地には、六地藏横の石垣上に戦国期後半のものと考えられ



写真56 上平入会墓地



写真57 上平入会墓地供養塔群

る五輪塔が一基存在するのみで、中世期の石造物は全く見られない。この五輪塔についても、それに続く石造物が全く見られず、狭隘な空間に押し込められた状態で置かれているため、他所から移された可能性が高い。墓碑については後述するが、正保二年(一六四五)銘をもつ一四六号墓碑(写真58)が最も古く位置付けられ、これ以後、現代まで様々な型式の墓碑が造営され続けている。墓碑とは別に、集石により埋葬地の地上表徴としたと考えられる遺構が確認できた。これについても後述するが、基本的に墓碑及び集石墓により構成された近世墓地である。

丘陵斜面の下方から上方に、順次、世帯単位からなる墓地面を造成していったが、最上段の丘陵尾根部には、一七三九年の紀年銘を持つ墓碑(四三八号墓碑)が存在する。上平入会墓地の最上部の丘陵尾根上には、高さ一七〇cmを測る八角円頭石柱がみられ、「大乘妙典一部一字一石之塔



写真58 上平入会墓地146号墓碑

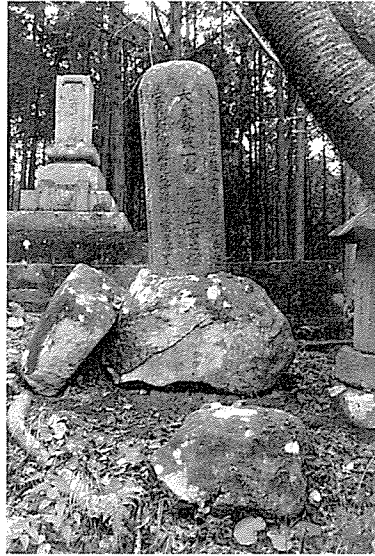


写真59 上平入会墓地八角円頭石柱供養塔

二 中山家墓地最下段墓地面

位置付けるべきであろう。

上平入会墓地より竹田川下流域に位置する墓地を中山家墓地としたが、中山言え墓地も竹田川に注ぐ谷川沿いの丘陵斜面に平坦地を連続して造成し、墓地を営んでいる。現在、車道により上下に分断されているが、中山家墓地では下段に古式の墓が営まれている。中山家墓地最下段墓地面

面(第44図・写真60)は戦国期前半のものと考えられる三基の国東塔をはじめ、笠塔婆・板碑型墓碑・自然石塔婆・退化型石殿など戦国期後半〜近世初頭に属する石造物が見られ、墓地の始まりを戦国期に求めることが出来る。

中山家墓地よりさらに竹田川下流域に位置する垣副家墓地には、戦国期前半のものと考えられる国東塔に続き、戦国期後半の五輪塔群がみられるため、これらの墓地の成立の契機になったものは戦国期前半の国東塔群であることがわかり、垣副家・中山家墓地の重要性がうかがえる。

中山家墓地最下段墓地面には、まず最前列南側に三基の国東塔が造立され(写真61)、国東塔に隣接し、戦国期後半のものと考えられる板碑型墓碑(写真62)が並ぶ。これらの石造物群の北側には人頭大を超える川原石を積み上げた一辺一〜二mの集石墓が四基みられるが(写真63)、こ

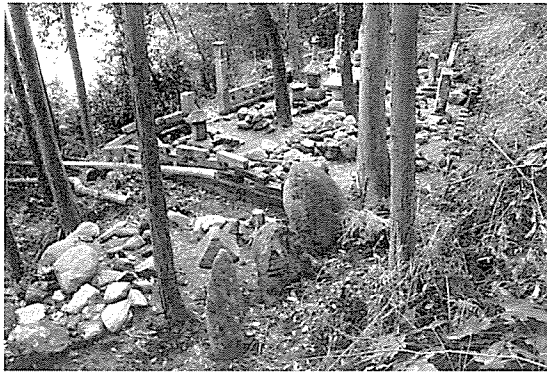
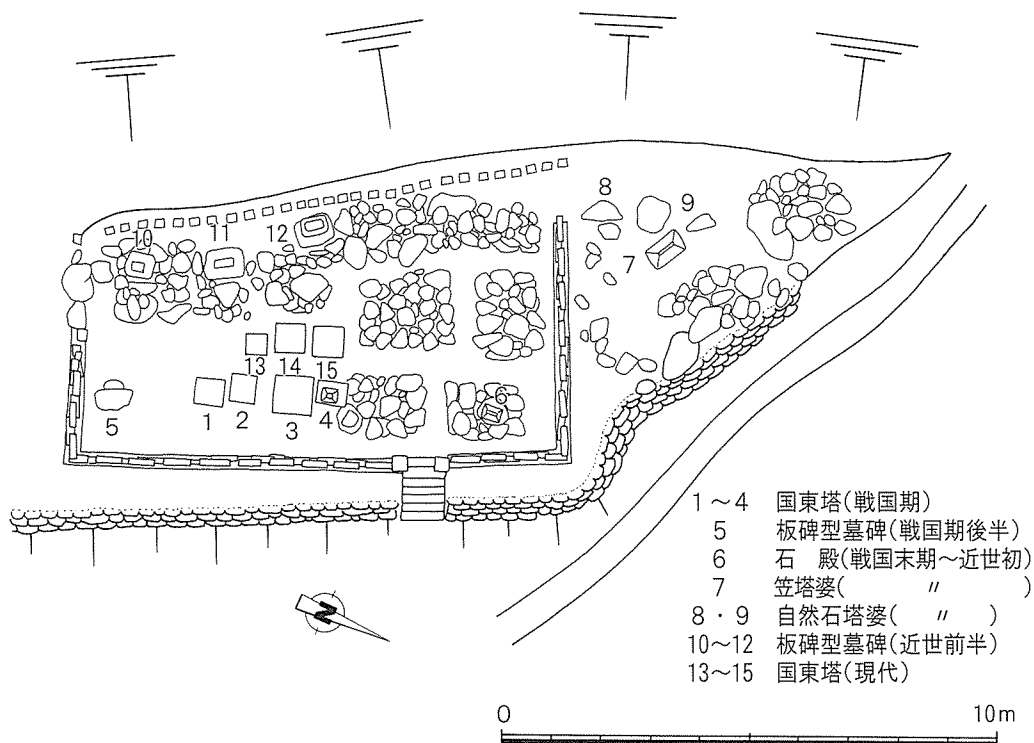


写真60 中山家墓地



写真61 中山家墓地国東塔群



第44図 中山家墓地最下段墓地面

のうち一基の集石墓には、戦国期末～近世初頭のものと考えられる退化型石殿が置かれている(写真64)。この集石墓群のさらに北側にも集石墓が認められるが、これにも隣接し戦国期末～近世初頭の自然石塔婆(写真65)・笠塔婆(写真66)がみられる。

戦国期前半～近世初頭の石造物群・集石墓群の後方には、集石単位の不明確な集石墓が横方向に延び、これらの集石上には紀年銘が残る墓碑として、延宝三年(一六七五)銘の板碑形墓碑をはじめとした三基の墓碑が確認できる。この集石墓の後方にも集石の単位が確認できるが、管理の手が届かず、草木に覆われている。草木の中には一七世紀後半のものと考えられる墓碑もみられるため、戦国期前半～近世初頭の石造物群・集石墓群の後方の集石墓は一七世紀後半～一八世紀前半に属するものと思われる。

戦国期から近世へと連続と継続する墓地として、中山家墓地最下段墓地面は多くの情報を我々に与えるが、石造物の変遷とともに、集石墓の存在がその特徴として確認できる。しかしそれらの実態について考古学的調査がほとんど行われてはいない。



写真62 中山家墓地5号墓碑



写真63 中山家墓地集石墓群



写真64 中山家墓地集石墓上退化型石殿

三 墓碑型式とその様相

上平入会墓地には様々な型式の墓碑がみられる。現在、全国的に近世墓地の調査が増加傾向にあり、それぞれの地域にはその地域特有の墓碑型式もみられなくはない。大分県下を概観しても、様々な地域性がみられ、より小さいエリアとして国東半島を捉えても、必ずしも統一した型式にまとめられるとは限らない。

かつて、山田拓伸は豊後高田市における「田染荘」の調査で近世墓碑の型式分類を行い、熊野墓地をはじめとした近世墓の諸検討を行っている²⁾。今回の上平入会墓地の調査において確認できた墓碑の形態は必ずしも田染荘域の墓碑と類似するとは限らないが、新たな型式分類を設定し、墓碑の諸特徴を捉え直すにしても、いたずらに混乱を招く懸念があり、



写真65 中山家墓地自然石塔婆

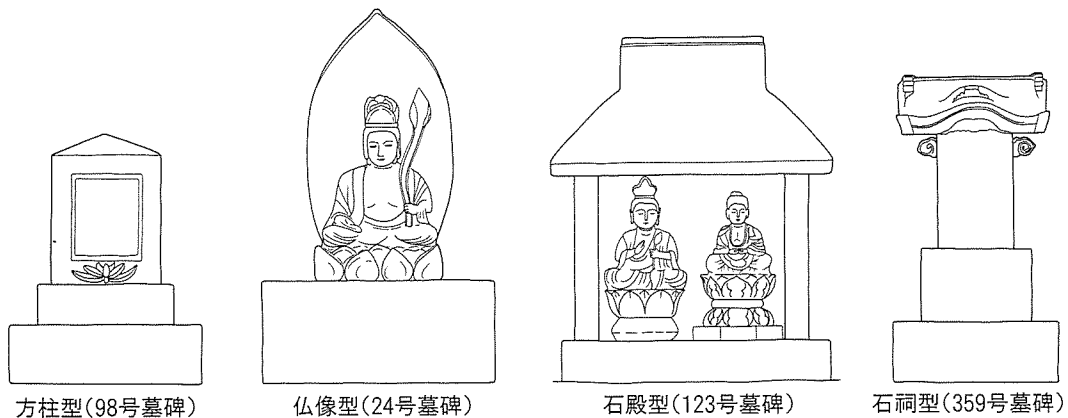


写真66 中山家墓地笠塔婆

山田の型式分類の範疇で各型式の諸特徴に論及したい。

基本的に、山田の設定した型式内での諸特徴に違いは見られないものの、板碑型・位牌型・冑型・笠塔婆型・屋根付角柱型・無縫塔型・尖頭角柱型・方柱型自然石型などは当墓地でも確認できる。しかし、山田が設定した

地蔵型・地蔵浮彫型・屋根付地蔵浮彫型・天蓋付地蔵浮彫型については地蔵に限定しながら、墓碑形態に現れた諸特徴により型式設定を行っている。上平入会墓地において当該型式の設定は不適當である。というのも、地蔵に限らず、阿弥陀・観音・如意輪観音などの尊像が確認でき、丸彫りのものや光背をもつものなどをはじめその形態も多様であるからであり、これらを総じて仏像型として捉えたい。また、このほかにも石殿型・石祠型として設定できる型式が確認できるが、以下では各型式の



方柱型(98号墓碑)

仏像型(24号墓碑)

石殿型(123号墓碑)

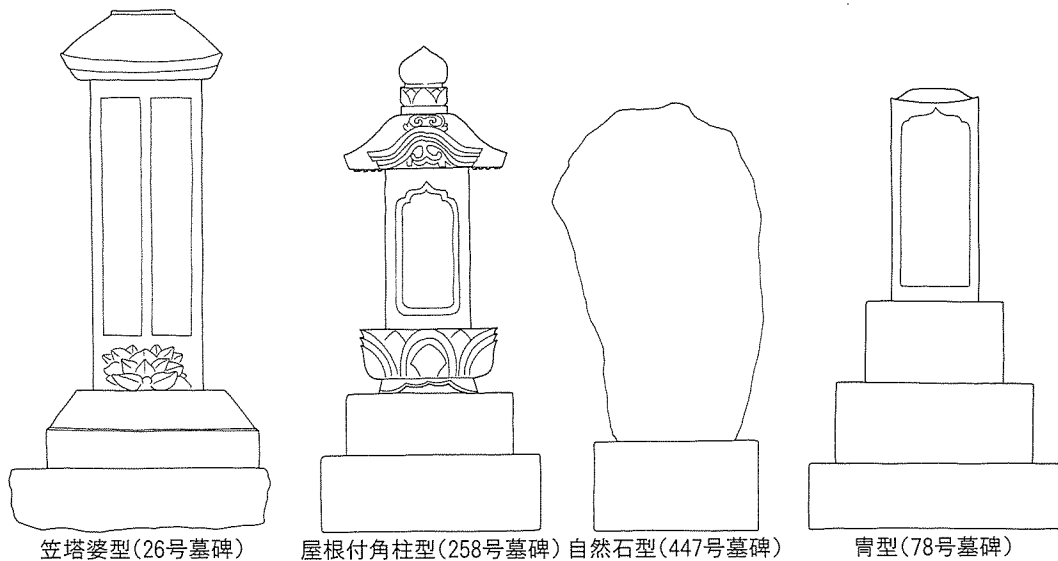
石祠型(359号墓碑)



位牌型(87号墓碑) 板碑型(330号墓碑)

無縫塔型(11号墓碑)

尖頭角柱型(86号墓碑)



笠塔婆型(26号墓碑)

屋根付角柱型(258号墓碑) 自然石型(447号墓碑)

青型(78号墓碑)

第45図 上平入会墓地における墓碑型式

諸特徴を説明したい(第45図)。

(1) 位牌型

墓身は四角柱状で、上方に最大幅をもつものもみられるが、横幅が上下とも均一なものが一般的である。頭部は蒲鉾状あるいは両側面を丸く仕上げた平頭を呈する。墓身正面には花燈形彫り凹めが見られ、墓身正面彫り凹め下部に蓮華文がみられるものも存在する。面幅に比較すれば、すべて奥行は薄い。基礎は二段のものも稀にみられるが、基本的には一段で小型のものがほとんどであり、墓身と基礎との間には柄は見られない。

(2) 板碑型

上方に最大幅を有するか、あるいは横幅は上下とも均一な墓身をもち、頂部は二等辺三角形状に尖る。墓身正面には装飾が施された類例が数多く確認でき、墓身正面彫り凹め上部に花葉・雲・唐草・宝珠をはじめ唐破風屋根など様々な装飾が見られる。中には板碑型の特徴とされる尖頭が失われ、装飾で頭部を成形した類例も見られる。また、墓身正面彫り凹め下部にも蓮華文をはじめとした装飾がみられる。墓身には柄がみられ、基礎の柄穴に挿し込まれ固定されている。面幅に比較すれば、厚さは最も薄い。

(3) 笠塔婆型

方柱状の墓身に別石材で造られた笠をのせる墓碑型式である。笠部は入母屋造りと宝形造りに分けられ、宝形造りの笠部には宝珠がのせられている。墓身正面に花燈形彫り凹めが一箇所あるものと二箇所並列するものが存在する。墓身正面彫り凹め下部に蓮華文装飾をもつものもみられる古式の墓身は奥行きが薄く、時代が新しくなるにつけ断面方形に近くなる。

(4) 仏像型

地藏・阿弥陀・観音・如意輪観音などの石像が確認でき、丸彫りのものや光背をもつもの、浮き彫りのものなど様々なものがみられる。これらの石像の中には、方柱状の基礎に乗せられているものもみられ、基礎には戒名・没年月日などの銘文が見られる。なお、石殿型墓碑の内部にも地藏・阿弥陀・観音・如意輪観音などの石仏が置かれている類例もみられるが、これについては仏像型として捉えない。

(5) 石殿型

屋根を持ち、両側面および背面に板石を立て石室状に組んだ内部に位牌型墓碑・石仏を置くものである。位牌型墓碑及び石仏は単独のものもみられるが、二基、並べられているものが多く、その銘文から夫婦の墓であることがわかる。

(6) 尖頭角柱型

横幅は上下とも均一で、四角錐尖頭を呈し、正面・側面とも同じ厚さのものが多く、なかには裁頭三角尖頭ものもみられる。

(7) 方柱型

頂部を丸く仕上げた四角錐尖頭を呈し、正面・側面とも同じ厚さのサイコロ状の墓碑である。尖頭角柱型とは形式上類似するが、墓身高が著しく低く、横幅・奥行きとも大きい形式の墓碑が含まれる。

(8) 無縫塔型

頭部を丸く仕上げた円柱形の墓身を蓮華坐上に置く。僧侶の墓碑として位置付けられている。

(9) 冑型

方柱状の墓身の頂部の四隅を突出させ、中央部は丸く仕上げる。二段の基礎をもつものが多いが、墓身が蓮華坐上に乗るものも見られる。

(10) 屋根付角柱型

笠塔婆型と同様に笠部を持つが、社殿状の笠部を持つ特徴をもつ。また、笠塔婆型の墓身断面形が比較的薄い長方形を呈するに對し、屋根付角柱型は正方形に近い。また、台座には蓮台や猫足を持つものが多い。

(11) 石祠型

神社の社殿として設えたものである。俗名・没年月日とともに「□□命」の銘文がみられ、神道信者の墓であることがわかる。



写真68 上平入会墓地11号墓碑



写真67 上平入会墓地三界万靈塔(443号)



写真70 上平入会墓地359号墓碑



写真69 上平入会墓地98号墓碑

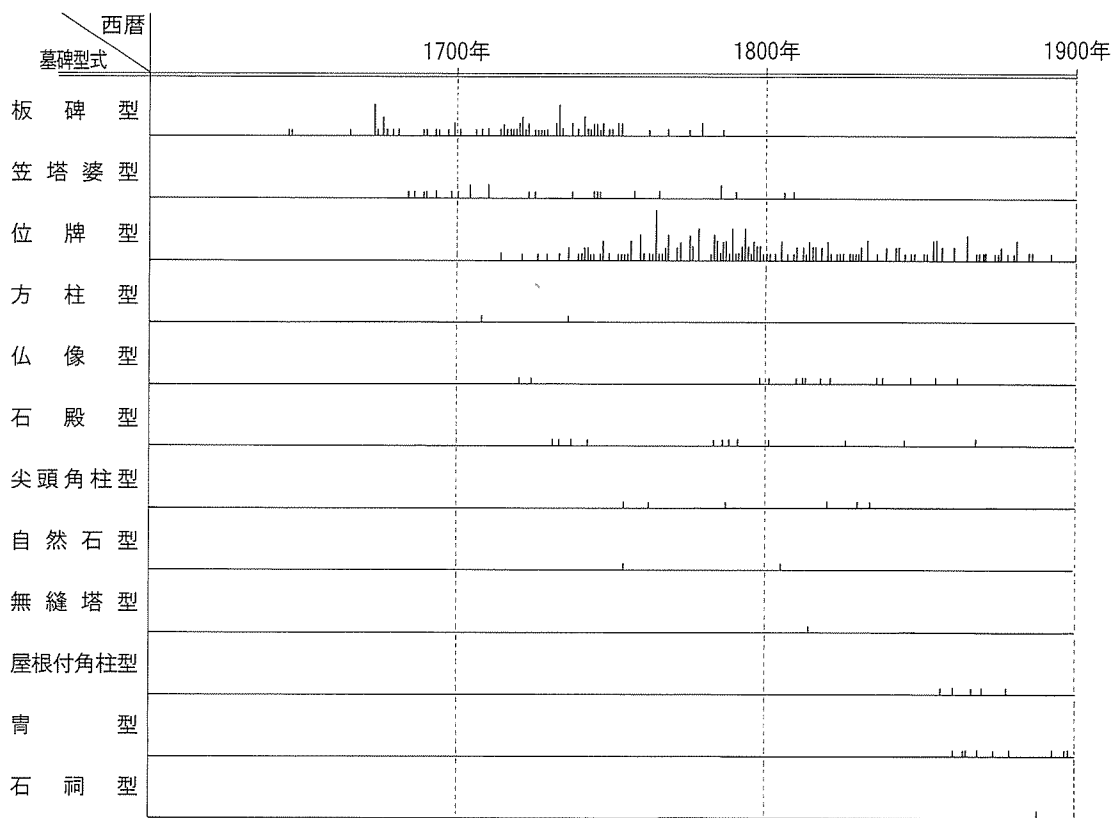
(12) 自然石型

扁平な自然石を墓身としたものであり、自然石の平坦面に銘文を刻む。

四 上平入会墓地における墓碑の消長

上平入会墓地における一七〜一九世紀の墓碑型式の推移は第46図に示したとおりである。³⁾

各型式について、一〜二個体のみ確認できる型式の墓碑について、それぞれの墓碑型式が持つ特殊性のため、型式の移行傾向として把握しにくい場合がある。例えば、自然石型の場合、当墓地に限れば、「三界万靈塔」に限定され(写真67)、無縫塔型についても僧侶の墓として位置付けられていることがわかる(写真68)。このような型式は、国東半島地域において、長く継続して営まれているため、当墓地における存在が単発的な現象にあることが理解できる。一方、方柱型墓碑については一八世紀前半頃に限られており、「釈」と、真宗の戒名が刻まれている類例が確認できる(写真69)。また、石祠型墓碑については、俗名・没年月日とともに「□□命」の銘文がみられ、明治期初期に流行した神道信者の墓であることがわかる(写真70)。極めて



第46図 上平入会墓地における墓碑の消長(最小目盛を1個体とする。紀年銘が確認できる墓碑のみ対象とした。)

少数ながら、このように、共通した檀那寺の檀家である集団でありながら、一部に他宗派・他宗教の墓碑を持つ人物が、ある特定期に存在したことは、国東半島全域に置いても比較的多く確認でき、今後の検討課題となろう。

上平入会墓地における墓碑は、板碑型・笠塔婆型・位牌型・仏像型・石殿型・尖頭角柱型・屋根付角柱型・冑型などの型式で基本的に推移することがわかる。まず、正保二年(一六四五)銘をもつ一四六号墓碑の板碑型に始まり、他型式が出現するまでは板碑型に限定され、以後、一七八〇年代まで造営されるが、位牌型墓碑が出現するまで墓碑型式の主流として位置付けられている。板碑型にやや遅れ、笠塔婆型が一七世紀後葉に、また、位牌型が一八世紀前葉にそれぞれ出現する。しかし、その個体数を比較した場合、基本的に一八世紀中葉に多くが、板碑型から位牌型に移行し、近世を通じてこの両者が墓碑の主流であることがわかる。このほか、仏像型・石殿型が少数ながら一八世紀前半から幕末にかけて、また、尖頭角柱型が一八世紀後半〜一九世紀前半の短期間にそれぞれ営まれていることがわかるが、いずれも個体数が少なく、位牌型盛行期に補充する様相を持ち営まれていることがわかる。幕末には位牌型を除き、ほとんどの墓碑型式が消滅し、屋根付角柱型・冑型が出現する。

五 墓碑にみられる諸要素の変化

前節において、型式として把握した墓碑の最大特徴が、大きな指標になり、それが時代の推移とともに出現し消滅していくことは言うまでもない。しかし、上平入会墓地最古の墓碑型式である板碑型墓碑に限定して観察した場合、型式内の諸要素の変化が型式内で完結するも

1650

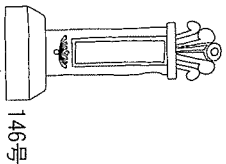
1700

1750

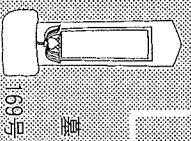
1800

(西暦)

板碑型

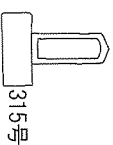


146号



169号

墓身下部に蓮花文



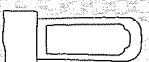
315号



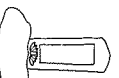
102号

位牌型

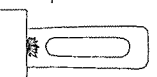
墓身下部に蓮花文



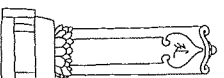
291号



100号

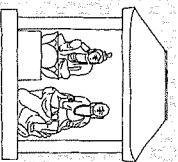


2号



116号

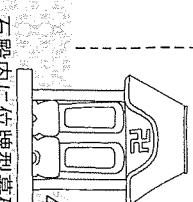
墓身上部宝珠内に符字



36号

石殿型

石殿内に石仏



48号

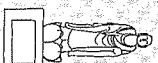
石殿内に位牌型墓碑



62号

墓身上部に屋根形

仏像型



361号



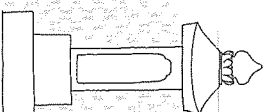
423号



21号

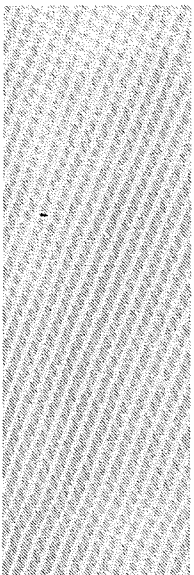
笠塔婆型

墓身下部に蓮華文



80号

集石墓



第47図 上平入会墓地の墓碑型式間に見られる諸要素の継承過程(墓碑の縮尺は50分の1)

のではなく、他型式の墓碑の諸要素に受け継がれていることがわかる。ここでは、初期の板碑型式にみられる①墓身彫り凹め下にみられる蓮華文、②墓身彫り凹め上にみられる宝珠形内の梵字、③墓身彫り凹め上に浮き彫りされる唐破風屋根の三要素についてその変化過程を辿ってみたい（第47図）。

墓身彫り凹め下にみられる蓮華文は最古の一四六号墓碑以来、一八世紀中葉まで確認できる。その変化は、初期のものが蓮弁を写實的に陽刻



写真71 上平入会墓地116号墓碑



写真72 上平入会墓地232号墓碑

したもののであるのに対し、時代が下がるに従い、簡略・抽象化された蓮弁を線刻あるいは陰刻したものへと変化していく。板碑型墓碑から出現が遅れた笠塔婆型・位牌型についても墓身彫り凹め下に蓮弁模様採り入れられ、消滅期もほぼ時を同じくする。墓身彫り凹め

上にみられる宝珠形内の梵字種子については、寛文五年（一六六五）銘をもつ一一六号墓碑（写真71）以来、享保一八年（一七三三）銘をもつ二三二号墓碑（写真72）まで漸減化しながら継続してみられる。宝珠内には、大きくアあるいは弥陀三尊（キリク・サ・サク）が彫られており、宝珠形彫り凹めの消滅とともに梵字種子も極小化して戒名上に小さくア、カ、キリクなどをはじめとした梵字種子が彫られるようになる。

板碑型墓碑が中世の板碑を受け継ぐものであることは、古くから指摘されてはいるが、¹⁾板碑が仏・菩薩を安置する供養塔婆であることに対し、近世墓碑が戒名を刻んだ故人の墓標であることと根本的に異なる。そこで、戒名上に大きく宝珠形を彫り凹め、その中に大きく梵字種子を彫り込む本例を初期近世墓にみられる中世的な名残として考えられよう。このような宝珠形彫り凹め中に大きく梵字種子を彫り込むものは、板碑型墓碑以外には確認できないが、戒名上に小さく梵字種子を刻む例は位牌型・笠塔婆型においても確認できる。しかし、極めて若干例を除いた仏像型及び石仏を安置する前半期の石殿型には、戒名をはじめとした銘文はみられるものの梵字種子は確認できない。仏像型墓碑は、基礎となる方柱状石に戒名・没年月日などを刻むが、基礎上に仏像が置かれており（写真73）、また、石仏を安置する石殿型墓碑は、石殿内外壁に戒



写真73 上平入会墓地13号墓碑

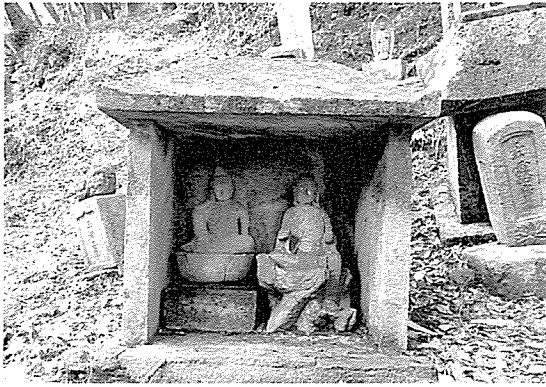


写真74 上平入会墓地36号墓碑

墓身彫り凹め上に浮き彫りされる唐破風屋根については、延宝期（一六七三〜一六八一）前半の板碑型墓碑（写真75）に特徴的にみられるが、その後も模様として形骸化しながら元禄一四年（一七〇一）まで確認できる（写真76）。板碑型墓碑の場合、墓身彫り凹め上に浮き彫りされるものは屋根形に限らず、花葉・唐草・雲などの模様が確認でき、これらの消滅期もほぼ時を同じくする。笠をもつという特徴の出現が板碑型墓碑と根本的な違いをもつ笠塔婆型墓碑の出現は、貞享元年（一六八四）銘をもつ一一〇号墓碑（写真77）であり、板碑型墓碑にみられる唐破風屋根の消滅期と重なる。ここにも型

名・没年月日などを刻み（写真74）、それぞれの故人に対して石仏を安置している。つまり、他型式の墓碑に確認できる梵字種子に相当する尊像は、この仏像型・石殿型では石仏として造られていることがわかる。この両者の出現が、宝珠形彫り凹め中に大きく梵字種子を彫り込む板碑型墓碑の消滅期に当たるとは、梵字種子であろうと石像であろうと尊像を安置する意識の継承として、型式を越え、板碑型から仏像型・石殿型に対して受け継がれていくものと考えたい。しかし、宝珠形彫り凹め中に大きく梵字種子を彫り込む板碑型墓碑の消滅が、仏像型・石殿型出現の契機となったとは考えがたく、意識の継承に過ぎないものと思われる。墓身彫り凹め上に浮き彫りされる唐破風屋根については、延宝期（一六七三〜一六八一）前半の板碑型墓碑（写真75）に特徴的にみられるが、その後も模様として形骸化しながら元禄一四年（一七〇一）まで確認で

式として断絶しながらも一要素の継承がみられる。しかも、一一〇号墓碑・一五〇号墓碑については花葉・雲模様が墓身彫り凹め上に浮き彫りされており、板碑型にみられる模様を継承しながら、笠の出現については画期的な様相をもつ。このように板碑型墓碑にみられる様々な様相が、その後の型式である笠塔婆型・位牌型・仏像型・石殿型などに受け継がれており、必ずしも新たな型式の成立が、旧来の諸要素を捨て去るものではないことがわかる。それでは、板碑型墓碑の諸要素が他型式に受け継がれていく過程で、板碑型そのものの消滅の背景にどのような現象が見られるのであろうか。板碑型墓碑については、初期のものに、墓身正面彫り凹め上部に花葉・雲・唐草・宝珠をはじめ唐破風屋根を、また、

それでは、板碑型墓碑の諸要素が他型式に受け継がれていく過程で、板碑型そのものの消滅の背景にどのような現象が見られるのであろうか。板碑型墓碑については、初期のものに、墓身正面彫り凹め上部に花葉・雲・唐草・宝珠をはじめ唐破風屋根を、また、



写真76 上平入会墓地173号墓碑



写真75 上平入会墓地64号墓碑



写真77 上平入会墓地110号墓碑

下部にも蓮華文など様々な装飾をもち、大型でかつ精緻・写真的な墓碑に限られる。以後、時代が下がるにしたがい、各装飾が失われていく

とともに、簡略・抽象化された線刻・陰刻へと変化していく。しかも、墓身そのものの大きさも小型化傾向にあり、終末期である一八世紀後葉には尖頭を呈する以外は、ほとんど当初の面影が見られないほど退化してしまう。

この背景に位牌型墓碑の成立があるものとみたい。先述したように型式間の諸要素は極めて画期的に変化して受け継がれていることが、第47図から見てとれる。しかし、位牌型墓碑の成立は一八世紀前半にあり、板碑型・位牌型の併存期は半世紀以上に及び、この両者が系譜的に繋がるものでないかに見える。しかし、初期の位牌型を見た場合、墓身正面彫り凹め下に蓮華が見られたり、彫り凹め形が長方形をはじめ板碑型に見られる形態をもつ。しかも、大きさがまちまちであり、尖頭頂部を丸く仕上げるものなど、揺籃期の多様な様相を持つことがわかり、同時期の板碑型墓碑と共通する要素が多い。花燈をもつ定型化した位牌型が完成するのは、一七五〇年前後であり、今一度、板碑型墓碑を観察した場合、一七五〇年前後以降は墓身正面彫り凹めが位牌型特有の花燈を採用するなど、漸移期に板碑型・位牌型相互で影響し合い、徐々に板碑型か

ら位牌型に移行していくことがわかる。土井卓治は、近世の板碑型墓碑の原型を中世からの板碑の系譜で捉え、その形式変化の過程で「櫛型」(筆者註、位牌型)墓碑が現れるとしているが、上平入会墓地においてもその形式変化は確認出来る。

先述した板碑型墓碑の諸要素の他型式への継承がドラステックであることに對し、板碑型から位牌型への変化は非常に緩やかなものであり、型式そのものの継承という印象を受ける。

六 上平入会墓地における墓碑の初期形態

上平入会墓地において最古の紀年銘をもつ墓碑は、正保二年(一六四五)銘をもつ一四六号墓碑である。これに続く墓碑として、正保三年(一六四六)銘の四四八号墓碑(写真78)や寛文五年(一六六五)銘をもつ一一六号墓碑がみられるが、纏まりをもち出現するのは、延宝年間(一六七三〜一六八一)以降である。一四六号墓碑と一一六号墓碑との紀年銘の差は二〇年であり、一一六号墓碑と延宝元年(一六七三)銘である六二号墓碑をはじめとした五基の墓碑との差は八年である。墓碑造営が定着した時期について、香々地町全域においても初源期近世墓は寛文期の紀年銘をもつことが多々確認できるため、一一六号墓碑の造立は紀年銘に比較的近い時期に造立されたものと考えられる。しかし、一四六号墓碑・四四八号墓碑は当墓地においては、他の墓碑とはあまりに隔絶した紀年銘をもつため、数十年単位で後世に立てられた可能性が高いものと考えられる。

四四八号墓碑に関しては頂部が剣頭状を呈し、花燈上部・下部ともその装飾は線彫り状を呈し、当墓地での墓碑装飾としては特異であり、一六六号墓碑(写真79)と類似する特徴を持つため、一六六号墓碑の紀年



写真78 上平入会墓地448号墓碑



写真79 上平入会墓地166号墓碑

銘である延宝四年（一六七六）に近い造立時期を考えるべきであろう。

ところで、多くの先学が指摘するように、墓碑にみられる没

年月日が造立の絶対年代を示すものではなく、民俗例から三年、七年などをはじめとした年忌に於いては、戒名がみられ戒名とともに没年月日がいずれも墓碑正面にみられる。中世期の板碑には、大きく梵字種子が彫られ、梵字種子下に造立年月日をはじめとした銘文が確認でき、近世墓においては中世的様相を多く持つ。しかし、その装飾をみた場合、国東半島地域での板碑の形式変化では捉えられなく、たとえば、墓身上部に屋根形、下部に蓮華などをはじめとした装飾をもつものは、管見にふれる限りでは、類例がない。中世末における当該地の板碑は、碑面に装飾を持たない極めてシンプルなものであり、この形式組列上にのる近世の板碑型墓碑も存在するが、上平入会墓地の初期板碑型墓碑にみられる装飾は、当地の中世板碑からは導き出せないものである。そこで、他地域をみると、円圈内の梵字種子下に蓮弁を刻み、その上に天蓋を配する板碑が関東地方に多くみられ、このほかにも仏具などの装飾をもつ中世期

認できるし、生前に自らの墓碑を造立する場合もある。また、複数の戒名が刻まれた墓碑の場合、新しい被葬者の没年月日以降に造立されることが多いが、古い被葬者の死去に伴い造立した墓碑に新しい被葬者の戒名・没年月日を追刻する場合もある。さらには、本来、墓碑が存在したものを、建替えにより、新たな形式の墓碑に没年月日を刻んだ場合もみられる。

このように、墓碑を考古資料の観点から捉えた場合、絶対年代がみら

れながらも造立年代とはほとんど一致しない資料であると言わざるを得ない。しかし、各形式の墓碑を年代順に並べ、編年を組み立てた場合、それぞれの形式組列から逸脱する資料はほとんど見られないことがわかり、五〜一〇年単位での時代の特定は可能であると考えられる。

以上の可能性を勘案しながら、墓地の開始期を捉える場合、香々地域他の墓地において、寛文期の銘を持つ墓碑の出現により、多くの近世墓地が始まるということが確認でき、上平入会墓地においても寛文期を墓地の開始期と考えたい。

出現期の墓碑の特徴として、上平入会墓地における紀年銘からみた出現期の墓碑はいずれも板碑型に属し、墓身上部に屋根形、下部に蓮華などをはじめとした装飾が浮彫りされていることがわかる。しかも、寛文・延宝の紀年銘を持つものは、いずれも墓碑正面彫り凹めに大きく宝珠状の彫り凹めが認められ、その中に丸を丸とした梵字種子が刻まれている。宝珠下の彫り凹めには、戒名がみられ戒名とともに没年月日がいずれも墓碑正面にみられる。中世期の板碑には、大きく梵字種子が彫られ、梵字種子下に造立年月日をはじめとした銘文が確認でき、近世墓においては中世的様相を多く持つ。しかし、その装飾をみた場合、国東半島地域での板碑の形式変化では捉えられなく、たとえば、墓身上部に屋根形、下部に蓮華などをはじめとした装飾をもつものは、管見にふれる限りでは、類例がない。中世末における当該地の板碑は、碑面に装飾を持たない極めてシンプルなものであり、この形式組列上にのる近世の板碑型墓碑も存在するが、上平入会墓地の初期板碑型墓碑にみられる装飾は、当地の中世板碑からは導き出せないものである。そこで、他地域をみると、円圈内の梵字種子下に蓮弁を刻み、その上に天蓋を配する板碑が関東地方に多くみられ、このほかにも仏具などの装飾をもつ中世期

の板碑としては装飾を施すものは存在する。上平入会墓地の初期板碑型墓碑の祖形を関東地方に求めるのは、短絡的であろうが、装飾のない在地的な板碑型墓碑の系譜とは別に、装飾を施す外来的な板碑型墓碑の系譜に着目し、今後、その祖形が如何なる地域のものになり、しかも導入の背景を明らかにしていくことは、非常に重要な作業であると考えられる。

七 集石墓

各墓地面には埋葬部の地上表徴であると考えられる集石が確認できるが、現表土の観察では確実な集石が認められる以外に表面観察不可能の集石墓が存在する可能性がある。集石墓には、①川原石を方形・円形の塚状に集めたもの（Ⅰ類）、②個人墓の範囲を越えた一定エリアを石により区画し、区画内に土盛りや集石を行ったもの（Ⅱ類）、③墓石の周囲を石により区画した石列をもつもの（Ⅲ類）の三タイプに分けられ、それぞれについて時期をはじめとした諸要素について検討したい。

川原石を塚状に集めた集石墓は、確実には四五基確認できる。その規模や形態は様々で直径あるいは一辺一m前後のもの（Ⅰ-a類）と五〇cm前後のもの（Ⅰ-b類）に分けられる。直径あるいは一辺一m前後の集石墓は円形・楕円形・方形・長方形の様々な形態が確認でき、なかには集石墓上に墓碑が立てられているものもみられる。集石墓上に墓碑が見られないものの集石に接して墓碑が見られるものもあり、墓壇の考古学的調査において確認しなければ、明確な結論は出しにくい。集石に隣接する墓碑はそれぞれ対応する可能性が高いものと考えられる。隣接はしないが、一号集石と六四号墓碑、一二号集石と一三一号墓碑、二〇号集石と一七三号墓碑などのように集石と墓碑を石列で囲み区画を形成

し、視覚的に対応関係が把握できる類例もみられる。

集石墓Ⅰ-a類について集石と墓碑の対応関係は表1にまとめた。集石墓Ⅰ-a類と墓碑の対応関係が把握できる類例は一七世紀後半から一八世紀前半におさまり、墓地の造営開始が一七世紀中葉であることから、上平入会墓地造営の初期に集中することがわかるが、同時期の墓碑に必ずしも集石が伴うとは限らず、その違いは今後の検討課題となろう。

これに対し、Ⅰ-b類である径五〇cm前後の集石墓は二二基確認されており、集石上に墓碑を持つものも若干であるが確認できる。しかし、これについては、墓碑基礎部安定のために石敷きを行った可能性も考えられ、明確にⅠ-b類を集石墓とは言いにくい。Ⅰ-b類は基本的に墓標を伴わず、しかも、造立過程が想定できる墓標の並びから想定すれば、一八世紀後半以降に営まれた可能性が高い。しかも、周辺の墓標に小型

表25 集石墓Ⅰ類集石・墓碑対応表

集石番号	墓碑番号	墓碑年号
1号集石	64号墓碑	1673
2号集石	62号墓碑	1673
3号集石	—	—
4号集石	—	—
5号集石	73号墓碑	1694
6号集石	111号墓碑	1747
7号集石	112号墓碑	1749
8号集石	—	—
9号集石	—	—
10号集石	129号墓碑	1685
11号集石	—	—
12号集石	131号墓碑	1697
13号集石	134号墓碑	—
14号集石	135号墓碑	1676
15号集石	137号墓碑	1677
16号集石	138号墓碑	1676
17号集石	139号墓碑	1681
18号集石	140号墓碑	1699
19号集石	172号墓碑	1693
20号集石	173号墓碑	1701
21号集石	228号墓碑	1699

の位牌型墓碑が多いことから、その階層性も中位以下であることが推測できる。

また、Ⅱ類の個人墓の範囲を越えた一定エリアを石により区画し、区内に土盛りや集石を行ったものは比較的急斜面にのみ確認できる。当墓地の埋葬主体が土葬であり、土葬の墓壇を掘るには表土下に岩盤があり、掘削不可能のため表面を嵩上げするために行った工夫ともうけられるが、発掘調査などで確認できず、可能性としてとどめたい。

最後に、墓石の周囲を石により区画した石列をもつものについては、その規模が小さく、中央に川原石のみを置くものや、墓碑を持つものでも、小型の位牌型墓碑がみられる場合が多い。このような例から、遺体が埋葬されていないながら、その場所すら忘れ去られてしまいかねない埋葬主体である場合のものと想定でき、消極的な地上表徴と捉えたい。⁸⁾

八 まとめ

上平入会墓地および中山家墓地について墓碑の変化をはじめとした考察を行ってきた。

ここで今一度、その変化を概観してみたい。一七世紀中葉に板碑型墓碑が出現することにより、上平入会墓地の形成が始まる。以後、板碑型を主とし、笠塔婆型をはじめとした型式の墓碑がみられるようになるが、一八世紀中葉には、板碑型から位牌型へと転換し、以後は位牌型墓碑を中心に墓地は展開していく。このような墓碑の変化に対応し、古相の板碑型墓碑段階にのみ明確な集石墓が伴う(第47図)。大分県下において、一八世紀中葉に墓碑からみた近世墓の変革がみられることは、他の調査例からも指摘されており、しかも、筆者がかって中世的な墓制の名残として捉えた配石墓が、古相の板碑型にのみ伴うことから、当該期が近世

墓として成立しているながら、中世墓の様相を残す時期であると把握できよう。また、長小野地域においては、近世墓に先立ち、戦国期に国東塔をはじめ小型五輪塔・一石五輪塔からなる墓地が既に形成され始めており、中山家墓地はその好例となりえる。

戦国期には、それ以前の鎌倉〜室町期に比較すれば、造墓階層が飛躍的に延び、集団墓を形成するとともに一層の薄葬化された特徴をもつ。五輪塔・一石五輪塔・宝塔・板碑・笠塔婆・宝篋印塔など、小型の石塔が爆発的に出現し、埋葬主体も土壇墓・火葬土壇墓が群集して営まれるようになる。有力武士層の墓地は卓越した様相をもつものの、より下層の有力農民層まで造墓階層が拡大したことは前代には見られなかったことである。以後に続く近世墓の端緒がここに見出せよう。

中世墓と近世墓の系譜関係を考える場合、総供養塔をもつ中世墓地に継続して近世墓が造立される財前家墓地・熊野墓地などの類例もみられるが、戦国期に始まり近世墓地へと継続する墓地例は前者に比較すれば、飛躍的にその数が延びる。

それでは、このような墓地形成史の背景にはどのような要因が存在するのであろうか。その説明には、政治史・宗教史からみた大きな変革が存在したことに起因するものと考えられる。

近世の宗教史において、最も大きな契機となったものは、寺壇制度の確立であろう。寺壇制度は各種葬祭をはじめとして、ここに論じる墓制についても多大な影響を与えている。そもそも寺壇制度とは、各家が個々の寺院の檀家となり布施するかわりに、一切の葬祭を依託するという関係を幕藩権力が制度化したものである。その本質および成立過程には、二つの大きな側面があり、それは宗教統制・人民統制を企図した支配権力からの制度としての強制という側面と、各宗と民衆との間に育まれた

信仰をもとにした本来的な寺壇関係という側面である。

前者の立場は、辻善之助¹⁴⁾以来、説かれてきたが、藤井学¹⁵⁾・大桑斉¹⁶⁾・圭室文雄¹⁷⁾をはじめとした先学を受け継がれ、特に、大桑斉は「一七世紀前半期において、幕藩領主権力の基礎が家父長的複合家族形態の農民に置かれていた間は、寺壇関係についてはまったく無関心であったといつてよい。しかし、そうした体制内に内包されていた封建的小農民自立の動向が顕著になるにつれて、これを新しい基盤として把握しようとする幕藩領主は、その一つの手段として一家一寺制の寺壇関係に関心を持つてくる。何故なら、家父長的複合家族の内に、単婚家族を中心に形成されてくる一家一寺制の寺壇関係をおし進めることによって、複合家族の解体、単婚家族の『家』としての成立を促進させることが出来るからである。」と、さらに踏み込んだ評価を行っている¹⁸⁾。

一方、後者の立場には圭室諦成¹⁹⁾・広瀬良弘²⁰⁾・高田陽介²¹⁾などがある。各氏は中世後半に土地に依存した寺院経済の崩壊のもと、葬祭・墓地経営などを媒介として新たな経済基盤を組み立てるための寺壇関係が存在し、近世期に制度として確立するための下地がそれ以前から出来上がっていたことに着目している。しかし、このような寺壇関係も地域の有力者に限られており、広く民衆を包括したものとは言えなかった。

これを補う業績として、竹田聰洲は、農庶の「家」の確立が独立性をもつ葬祭の執行単位とする前提のもと、一般寺院檀家の墓碑、位牌堂や各家の仏壇に置かれている位牌、過去帳、回向帳類の法名記載が近世でも元禄期以降が圧倒的に多いことから、この時期を寺壇制度成立の最終基盤の確立期であることを指摘している²²⁾。

今回とりあげた上平入会墓地・中山家墓地をはじめ、香々地町域の中世以降の墓地を概観すれば、圭室をはじめとした先学が指摘した戦国期

が大きな墓制の画期となることは、五輪塔をはじめとした石造物の爆発的な流行という事象からも首肯できよう。また、寛文期を前後する近世墓地・板碑型墓碑の成立は、同時代の寺壇制度の成立という政治・宗教的な変革期に合致し興味深い。

いずれの立場にせよ、寺壇関係・寺壇制度の影響下にある先祖祭祀、ひいては本稿でとりあげる葬祭をもとにした墓制が、戦国期以降、幾段階の変革期をもちながら展開していったことが理解でき、上平入会墓地・中山家墓地においても、このような視点から捉えられる現象は多く確認できる。その実態は、地域の様々な背景にもとづき形成されてきたものであり、本稿では、上平入会墓地・中山家墓地を通じて墓制がどのように展開していったか、国東半島でのひとつのモデルケースとして検討を試みた。

今後このような調査を重ねていくことにより、国東半島一帯に広がる六郷山寺院の檀家として位置付けられた農民層が、政治経済・社会・宗教などをはじめどのような社会を形成させていたか、解明されていくものと思える。

註(1) 竹田聰洲は「先祖代々の墓」を中世的な個人の追善供養から近世的な家単位での追善供養の延長線上にあるものと位置付ける(竹田聰洲「両墓制村落に於ける詣墓の年輪」『仏教大学研究紀要』四十九・五十二 一九六六・一九六八年)。確かに、累代墓出現の歴史的背景をイデオロギー的に捉えた場合、竹田の指摘するとおりであろうが、墓地景観から物理的に捉えれば、墓石の過密化に対する克服策が最大の要因であると思える。

(2) 山田拓伸「近世の墓地と墓碑」『豊後国田染荘の調査I』一九八六年

(3) 第46図については、摩滅及び銘文が墨書によるため消失し、紀年銘が確認できない場合がみられるなど、必ずしも各墓碑の絶対数を表したものである。しかも、仏像型墓碑については紀年銘を持つ方柱状の基礎に本来は

のせられていたものを、後世の移動により、それぞれの対応関係が不明となった類例も多く、実際の個体数より大幅に少なく数えられる場合が存在するなど、全体の傾向を把握するにすぎない。しかし、それぞれの墓碑型式の推移を把握するには大過ないデータであると認識する。

- (4) 服部清道『墓碑概説』一九三三年
- (5) 土井卓治『石塔の民俗』一九七二年
- (6) 正確には、これらの墓碑は寛文一三年銘を持つ。寛文一三年から延宝元年の改元は九月であるが、九月以降もその年に限れば、旧来の元号を用いている。当墓地において、この傾向は近世を通じてみられる。
- (7) 小沢国平『墓碑入門』一九六七年
上坂 悟『墓碑にみられる仏具』『墓碑の総合研究1総論編』一九八三年
- (8) 筆者はかつて大分県東国東郡武蔵町綾部氏・報恩寺墓地の集石墓の検討を行い、その際には「配石墓」の名称を用いた(原田昭一「豊後国における「配石墓」終焉の一樣相—大分県武蔵町綾部氏・報恩寺墓地を通じて—」『研究紀要X』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九七年)。同様の墓に対しては、配石墓の他に集石墓・石組墓・石囲い墓など様々な名称が用いられている。拙稿では、集石の特徴として、方形・円形を意識しながら、基礎に比較的大きな石を配して、その上に石を積み上げている特徴に着目し、「配石墓」の名称を用いた。この配石墓は本稿のI-a類集石墓に相当するものであり、国東半島一帯に確認できる。
- (9) 渡辺文雄「墓地と墓標」『豊後国田染荘』一九八三年
山田拓伸「近世の墓地と墓標」『豊後国田染荘の調査I』一九八六年
- (10) 註(8)に同じ。
- (11) 辻善之助『日本仏教史』近世編三 一九五四年
- (12) 藤井学「江戸幕府の宗教統制」岩波講座『日本歴史』一一 近世三 一九六三年
- (13) 大桑齊「寺壇制度の成立過程」『日本歴史』二四二・二四三 一九六八年
(藤井保編『論集幕藩体制史』第九卷 雄山閣出版)
- (14) 圭室文雄「檀家制度の成立」『歴史公論 二月号』第一一巻第一二号通巻 一一一—号 一九八五年
- (15) 圭室諦成「葬式と仏教」『明治大学人文科学研究所紀要』一一 一九六二年

- (16) 広瀬良弘「禪宗の地方発展」『日本人の宗教の歩み』
- (17) 高田陽介「寺請制以前の地域菩提寺とその檀家」『中世人の生活世界』一九九六年
- (18) 竹田聰洲「祖先崇拜」一九五七年

表26 上平入会墓地墓碑型式等一覽

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
13	佛像型	享和元年	一八〇一	(右面) 享和元年辛酉天 (正面) 親月自慶信女 (左面) 十二月十五日
12	位牌型	文化七年	一八一〇	(右面) 文化七庚午天 (正面) 如泡童女 (左面) 正月二十日
11	無縫塔	文化十一年	一八一四	(右面) 文化十一甲戌天 (正面) 権大僧都桓隆 (左面) 正月初八日
10	位牌型	文久元年	一八六一	(右面) 文久元年辛酉 (正面) 空淨永信士 (左面) 九月廿九日 (裏面) 上園卜ウ父
9	位牌型			
8	佛像型	天保七年	一八三六	(右面) 天保七丙申 (正面) 冬安淨順禪定尼位 (左面) 十一月七日
7	佛像型			(右面) (判読不能) (正面) 九智童子 (左面) 五月五日
6	位牌型	寛政八年	一七九六	(右面) 寛政八丙辰天 (正面) 孔道休信士 (左面) 三月二十四日
5	位牌型	寛政五年	一七九三	(右面) 寛政五癸丑天 (正面) 露白童女 (左面) 九月九日
4	板碑型	元文二年	一七三七	(右面) 元文二丁巳天八月廿二日 (正面) 孔国道権哲法師覚 (左面) 越前国大野町住人
3	板碑型	享保十九年	一七三四	(正面) 享保十九甲才天 孔 妙教禪定尼靈位 四月初一日
2	位牌型	宝暦六年	一七五六	(右面) 宝暦六丙天 (正面) 〇 掃元妙雪信女 (右面) 子十一月十日
1	位牌型	享和三年	一八〇三	(右面) 享和三年 (正面) 淨西信士 (左面) 十一月十二日 □□さつま □□□□

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
26	笠塔婆型	貞享三年	一六八六	(右面) 貞享三年□月九日 (正面) 孔□□當後禪定門靈位 (左面) 貞享三年十月廿一日
25	佛像型			
24	佛像型			
23	板碑型			(判読不能)
22	笠塔婆型	元禄二年	一六八九	(右面) 元禄二己巳天 (正面) 覚山玄矩信士靈位 (左面) 十月廿六日
21	笠塔婆型	元禄六年	一六九三	(右面) 元禄六癸酉天 (正面) 孔華嚴妙春信女靈位 (左面) 三月六日
20	佛像型	享保年間		(右面) 享保□□□天 (正面) 寂照妙□信女 (左面) 六月十日
19	板碑型	享保十年	一七二五	(右面) 享保十□□年 (正面) 早化泡月童子靈位 (左面) 十一月十九日
18	板碑型	延享三年	一七四六	(右面) 延享三年 (正面) 早世瑞泉童子靈 (左面) □十月二十三日
17	佛像型	文化十五年	一八一八	(右面) 文化十五戊寅 (正面) 幻泡童子 (左面) 四月廿二日
16	石殿型			
15	佛像型	天保九年	一八三八	(右面) 天保九戊戌天 (正面) 孔是生童子 (左面) 九月十二日
14	位牌型	天保十四年	一八四三	(右面) 天保十四癸卯 (正面) 雪岸利生信士 一泡童女 (左面) 十二月九日

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	墓碑番号
板碑型	位牌型	石殿型	石殿型	冑型	仏像型	仏像型	仏像型	仏像型	位牌型	位牌型	笠塔婆型	板碑型	墓碑型式
	元文五年		享保十八年	明治二年	文化九年	文化七年			嘉永七年	文政三年	元禄十三年		紀年銘
	一七四〇		一七三三	一八六九	一八一二	一八一〇			一八五四	一八二〇	一七〇〇		西曆
(裏面) 智玄童女	(右面) 元文五年 (正面) 玄露童女 (左面) 申ノ九月廿七日		(右面) 享保十八癸丑年 往歳八十一立 不西齒了哲居士 七月二十九日 俗名善左衛門	(右面) 明治二己巳天 (正面) 花雲妙口大姉 (左面) 二月廿四日 (裏面) 上園富助母 行年八六才	(右面) 文化九申天 (正面) 智榮童子 (左面) 五月八日	(右面) 文化七庚午天 (正面) 玉岸童子 (左面) 八月朔日		(正面) 口口童子	(右面) 嘉永七寅十一月九日 (正面) 一了海禅定門 (裏面) 觀變妙玄信女 (左面) 同二己酉七月 上ノノ千代父母	(右面) 文政三庚辰天 (正面) 實岸妙周信女 (左面) 七月十三日	(右面) 南無妙法蓮華經 (正面) 出繼妙性信女 靈位 (左面) 南無阿弥陀佛 (裏面) 元禄十三庚辰天 九月三日	(正面) 口示現口口靈位	銘文

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	墓碑番号	
	位牌型	位牌型	石殿型		石殿型	仏像型	板碑型	仏像型	仏像型	位牌型	位牌型	位牌型	墓碑型式
	文化十一年	明治三年	天明三年						嘉永七年	天保七年	明治三十一年		紀年銘
	一八一四	一八七〇	一七八三						一八五四	一八三六	一八九八		西曆
	(右面) 文化十一年甲戌天 (正面) 覺窓妙貞信女 (左面) 六月二十八日	(右面) 明治三年天 (正面) 夏雲童子 (左面) 五月廿三日	(裏面) 享保十八癸丑年 往歳八十一立 (左面) 八月二十二日 (右面) 石殿内右側墓碑左面 (石殿内右側墓碑裏面) 行年九十二才上齒甚兵衛 信吉	(右面) 石殿内右側墓碑右面 (正面) 文政五壬午天 (石殿内右側墓碑正面) 觀風静照居士 (石殿内左側墓碑正面) 天明三癸卯天 實窓理貞禅定尼塔 十一月二十六日				(正面) 判読不能 判読不能	(右面) 嘉永七甲寅 (正面) 妙口童子 (左面) 十月二十九日 (裏面) 上園富助	(右面) 宝永六九月十日 (正面) 示現童子 (左面) 月邦童子 (裏面) 天保七丙申八月十九日 上園富助 子 友市 雜吉	(右面) 明治三十一年 (正面) 真頭木相信士 (左面) 旧十月廿三日 (裏面) 上園兼吉		銘文

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
52	位牌型	明和八年 安永二年	一七七一 一七七三	(右面) 安永二己 三月十二日 母 (正面) 一蓮花峯妙春信女 各靈 (左面) 慈光童子 明和八年九月十二日 兄弟同月同日
53	石殿型	寛政三年	一七九一	(右面) (右殿内壁右側) 寛政三辛亥天 真岸一翁禪定門□□□ 七月廿八日 (左面) (右殿内壁左側) 寛政三辛亥天 自光妙惠禪定尼 九月十二日 八十一才
54	位牌型	文化二年	一八〇五	(右面) 文化二年乙丑天 (正面) 寒山道寛禪定門 (左面) 十二月二十三日
55	位牌型	寛政四年	一七九二	(右面) 寛政四壬子天 (正面) 得成妙忍信女 (左面) 五月十日
56	石殿型			
57	石殿型			
58	佛像型			
59	尖頭角柱型	天保五年	一八三四	(右面) 天保五甲午 (正面) □宗善禪門 靈位 (左面) 五月廿日 (裏面) 俗名 金右工門
60	位牌型	天保十年	一八三九	(右面) 天保十己亥天 (正面) 月峰妙桂信女靈 (左面) 九月十日
61	位牌型	元治二年	一八六五	(右面) 元治二丑年十一月廿八日 (正面) □梅薫一空信士 (左面) 中山乙市
62	板碑型	寛文十三年	一六七三	(正面) 千時寛文十三天 清□□禪定門 靈位 八月廿日
63	位牌型	寛政三年	一七九一	(右面) 寛政三辛亥天 (正面) 隨法道喜信土塔 (左面) 十一月二十二日 (裏面) 中山又兵衛

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
64	板碑型	寛文十三年	一六七三	(正面) 千時寛文十三天 妙宗禪定尼 靈位 丑八月廿日
65	位牌型	寛保二年	一七四二	(右面) 寛保二壬戌載 (正面) 奉唱念六字尊号百万刃為 (左面) 二月九日 壽十一歲 □峯道意□□□□
66				
67	位牌型	寛政九年	一七九七	(右面) 寛政九丁巳天 (正面) 觀月妙照信女 (左面) 十一月廿二日
68	石殿型	享和元年	一八〇一	(右面) (右殿外側右面) 享和元辛酉 八月十五日 俗名 彦兵衛□
69	尖頭角柱型	昭和二十六年 平成元年	一九五一 一九八九	(右面) 平成元年六月吉日 中山マサノ 全 泰一 建立 (正面) 華山静泰居士位 (左面) 昭和二十六年八月十七日 中山泰男 叟 三十二才
70	笠塔婆型	元禄三年	一六九〇	(右面) 元禄三庚午年 俗名□□ 十二月十四日 (正面) 性徹□智信土靈位 (左面) 元禄三庚午天 九月廿三日 元禄三庚午天 九月廿三日
71	石殿型	元文二年	一七三七	(正面) 元文二丁巳天六月十二日 冷誉覺夢居士 俗名 中山氏 金右工門
72	位牌型	文化四年	一八〇七	(右面) 七月廿一日 (正面) 玉露童子 (左面) 文化四丁卯歲
73	板碑型	元禄七年	一六九四	(右面) 元禄七申戌年 (正面) 休翁道雲信土靈位 (左面) 九月十七日 俗名 □□
74	板碑型	正徳五年	一七一五	(右面) 正徳五乙未歲 (正面) 心月妙善信女靈 (左面) 五月九日
75	石殿型	享保十六年	一七三一	(右面) (右殿右正面) 中山西蓮母 (正面) 享保十六辛亥天 (左面) 六月十日 南無阿彌陀佛

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
76	位牌型	宝曆二年	一七五二	(右面) 宝曆二壬申天 西蓮妻 六十四才卒 (正面) 心空妙蓮信尼 靈位 (左面) 二月初二日 孝子 中山又兵衛 同姓紋作
77	位牌型	寛延二年	一七四九	(右面) 寛延二巳己天 俗名 中山新左衛門尉仁完 (正面) 鶴譽西蓮居士 靈位 (左面) 十月廿六日七十才卒 (裏面) 孝子 中山又兵衛尉清光 同姓紋作豊泰
78	青型	元治元年	一八六四	(右面) 元治元甲子天 十月三日 (正面) 實山一放居士位 (左面) 俗名中山唯助
79	石殿型	天明八年	一七八八	(右面) (石殿外側右面) 天明八戊申年 (左面) (石殿外側左面) 十二月二日
80	笠塔婆型	寛政二年	一七九〇	(右面) 寛政二庚戌天 (正面) 華翁妙蓮信女塔 (左面) 六月廿三日 (裏面) 中山氏与市妻 八十三歳
81	位牌型	宝曆十四年	一七六四	(右面) 宝曆十四甲申天 (正面) 相顔珠光童子塔 (左面) 三月二日
82	笠塔婆型	元文二年	一七三七	(右面) 元文二丁巳天 (正面) 眞樹元淋清信士靈 (左面) 五月二十五日
83	青型	元治二年	一八六五	(右面) 元治二丑天 十二月十日 (正面) 観月妙樂大姉位 (左面) 中山唯助妻
84	仏像型	弘化四年	一八四七	(右面) 弘化四丁未天 (正面) 法清童子 (左面) 五月二十三日
85	位牌型	明治三年	一八六九	(右面) 明治三年午天 七月廿七日 (正面) 露玉童子 (左面) 中山千栴
86	尖頭角柱型	文政三年	一八二〇	(右面) 五月十九日 (正面) 台山實翁信士 (左面) 文政三庚辰歳 (裏面) 中山傳吉
87	位牌型	宝曆六年	一七五六	(右面) 宝曆六丙子天 (正面) 一應遊悦信士靈 (左面) 十月廿七日

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
88	板碑型	享保五年	一七二〇	(右面) 享保五〇 (正面) 寂照智〇信士靈 (左面) 十一月〇〇
89	位牌型	天保二年	一八三一	(右面) 七月二十九日 (正面) 芳月妙空信女 (左面) 天保二辛卯天
90	笠塔婆型	元禄十一年	一六九八	(正面) 元禄十一戊寅天 二月廿七日 然道炬信士靈位
91	位牌型	寛政四年	一七九三	(右面) 寛政四壬子天 (正面) 惠光童子 (左面) 八月十二日
92	位牌型	延享四年	一七四七	(右面) 延享四丁卯正月十日 (正面) 陽岳壽榮信女靈
93	位牌型	嘉永八年	一八五五	(右面) 嘉永八乙卯天 (正面) 夏室妙樂信女 (左面) 四月二十八日
94	位牌型	宝曆五年	一七五五	(右面) 宝曆五乙亥天 (正面) 常軒道哲禪定門 (左面) 十二月十八日
95	位牌型	寛政六年	一七九四	(右面) 寛政六甲寅天 (正面) 陽屋智青信女塔 (左面) 正月二十二日
96	位牌型	明和五年	一七六八	(右面) 明和五戊天 中山紋作 五十一才卒 (正面) 茂林義空信士 靈 (左面) 子七月二十二日 (裏面) 南無阿彌陀佛(墨書)
97	位牌型	享保六年	一七二一	(右面) 享保六丑天 正月二十八日 (正面) 幻影童子靈 (左面) 供養施主 中山久兵衛
98	方柱型	宝永五年	一七〇八	(右面) 宝永五天 (正面) 釈尼妙散 (左面) 子 彦兵衛娘 八月廿四日
99	板碑型	享保八年	一七二三	(右面) 享保八癸天 卯六月十六日 (正面) 陽〇童子 靈位 (左面) 供養施主 中山又〇〇
100	位牌型	元文元年	一七三六	(右面) 元文元年 中山信〇(墨書) (正面) 玉夢童子 靈位 (左面) 辰十一月廿九日

113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
板碑型	板碑型	板碑型	笠塔婆型	笠塔婆型	板碑型	位牌型	位牌型	仏像型	板碑型	板碑型	位牌型	板碑型	101	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
享保五年	寛保二年	延享四年	貞享元年	享保八年	寛保四年				延宝二年	享保十八年	正徳四年	宝永七年	101	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
一七二〇	一七四九	一七四七	一六八四	一七二三	一七四四				一六七四	一七三三	一七一四	一七一〇	101	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
(右面) 享保五庚子天 (正面) 孔 道泉信士靈位 (左面) 十二月十六日口九良	(右面) 寛保二壬戌天 (正面) 緑衣童子 靈 (左面) 八月六日 作松	(右面) 延享四丁卯天 (正面) 紅花童女 靈 (左面) 七月三日 かめ	(正面) 貞享元年 梅室良信之碑 甲子十一月十四日 俗名吉兵衛	(右面) 享保八癸卯年 (正面) 孔 寂然妙正禪定尼靈位 (左面) 十二月十四日	(右面) 寛保四甲子天 (正面) 智春童子 靈 (左面) 二月六日口	(正面) 孔 歸真實相妙口口童女口靈位 諸田飛驒守息女	(正面) 孔 為諸田飛驒之守		(正面) 孔 觀散道心禪定門 靈位 延宝寅二口月廿五日	(右面) 享保十八年 (正面) 孔 智旁童子靈 (左面) 八月十八日	(右面) 正徳四未十二月十四日 (正面) 孔 法屋淨心信士 靈位 (左面) (墨書があるが判読不能)	(右面) 宝永七庚天 寅二月七日 (正面) 孔 法順童子 靈 (左面) 供養施主 中山亦兵衛	101	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文

126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
笠塔婆型	位牌型	位牌型	石殿型	石殿型	位牌型	位牌型	笠塔婆型	板碑型	板碑型	板碑型	位牌型	114	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
宝永七年	明和八年	明治十九年	寛保二年	文政九年			宝永七年	寛文十三年	寛文十三年	寛文五年		114	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
一七一〇	一七七一	一八八六	一七四二	一八二六			一七一〇	一六七三	一六七三	一六六五		114	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
(右面) 宝永七庚子天 孔 放装心晴信士 十一月八日	(右面) 明和八辛卯天 (正面) 幻夢童子 (左面) 四月十二日 (裏面) (判読不能)	(右面) 明治十九年 (正面) 春林妙香信女 (左面) 二月廿四日	(右面) 寛保二年 口兵衛 五十七才 寛保二壬戌天 九月十日 孔 實翁了玄信士	(正面) (石殿内墓身正面) 孔 孔 覚道清光居士 浄邦理海大姉 位 (左面) (石殿外側左壁) 文政九丙戌天 三月二十日 (裏面) (石殿外側裏側) 施主 上園伴治郎信寄			(右面) 宝永七庚子天 孔 臉口淨慶信士 靈 十一月初三日	(正面) 孔 千時寛文十三年 道白禪定門 靈位 丑十月十九日	(正面) 孔 寛文十三年 孔 梅月道林禪定門 靈位 丑口月十九日	(正面) 孔 千時寛文五年 口月口口禪定尼 靈位 (判読不能)	(裏面) 南無阿彌陀佛	114	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
139	板碑型	天和元年	一六八一	(正面) 天和元年 林清道入禪定門位
138	板碑型	延宝四年	一六七六	(正面) 延宝四年 妙久信女靈位 二月二日
137	板碑型	延宝五年	一六七七	(正面) 延宝五年 妙通禪定尼 二月六日
136	位牌型	慶応元年	一八六五	(右面) 慶応元年丙丑 春山順入信士 二月初七日 俗名 休七
135	板碑型	延宝四年	一六七六	(正面) 延宝四年 道常禪定門 靈位 七月廿三日
134	板碑型			(正面) 道絶禪定門 空妙禪定尼
133	屋根付角柱型	明治三年	一八七〇	(右面) 明治三年天 (正面) 夏室浄樂信士 (左面) 四月十八日 (裏面) 夏室浄樂信士
132	位牌型	弘化四年	一八四七	(右面) 弘化四年丁未天 (正面) 夏月浄安信士 (左面) 六月初八日
131	板碑型	元禄七年	一六九七	(右面) 元禄七年甲戌年 (正面) 如月妙影信女 靈位 (左面) 九月三日
130	笠塔婆型	宝永元年	一七〇四	(右面) 五月十九日 亥八以心禪信靈位 宝永元年甲申年
129	板碑型	貞享二年	一六八五	(正面) 貞享乙丑二天 教悅禪定門靈位 十月廿一日
128	板碑型	寛文十三年	一六七三	(正面) 干時口文十三天 妙榮禪定尼靈位 丑十月廿八日
127	位牌型	宝曆十一年	一七六一	(右面) 宝曆十一年歲辛己 (正面) 自光童子 (左面) 十二月一日

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
152	板碑型	元文四年	一七三九	(右面) 元文四巳未天 (正面) 春翠童子 (左面) 二月十四日
151	板碑型	寛保三年	一七四三	(右面) 寛保三癸亥天 (正面) 法譽壽着信女 (左面) 十月廿三日
150	笠塔婆型	宝永元年	一七〇四	(正面) 宝永元年甲申天 淨口信女 九月四日 俗名下徳次兵衛
149	笠塔婆型	宝曆七年	一七五七	(右面) 宝曆七丁丑天 (正面) 実岸妙蓮大姉 (左面) 四月十八日
148	位牌型	安永五年	一七七六	(右面) 安永五丙申天 (正面) 智善童女 (左面) 六月二十九日
147	板碑型	宝曆二年	一七五二	(右面) 宝曆二壬申天 (正面) 紅月妙珠信女 (左面) 九月二十九日
146	板碑型	正保二年	一六四五	(右面) 〇〇二乙酉天 (正面) 〇〇〇淨住信士靈 (左面) 〇〇〇〇十日平四良
145	板碑型	享保五年	一七二〇	(右面) 享保五庚子天 (正面) 雪岩淨口禪定門靈位 (左面) 十一月八日
144	位牌型	寛保二年	一七四二	(右面) 寛保二戌天 (正面) 華屋妙意信女 (左面) 四月六日
143	笠塔婆型	明和二年	一七六五	(右面) 明和二乙酉天 (正面) 覺山浄哲居士 (左面) 六月十五日 俗名 吉口半次良 (裏面) (梵字24字)
142	位牌型	明和三年	一七六六	(右面) 明和三丙戌天 (正面) 春山浄念信士 (左面) 正月八日
141	板碑型			(右面) (判読不能) (正面) 西月妙喜信女 靈位 (左面) (判読不能)
140	板碑型	元禄十二年	一六九九	(正面) 元禄十二巳卯天 梅雨妙潤信女靈位 五月十八日

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
165	位牌型	安永五年	一七七六	(右面) 安永五丙申天 (正面) 孔 円岸浄頓信士 (左面) 三月十四日
164	板碑型			(右面) 判読不能 (正面) 孔 道圓禪定門位 (左面) 判読不能
163	尖頭角柱型	天明七年	一七八七	(右面) 天明七丁未天 (正面) 孔 縁敵妙順信女塔 (左面) 十一月十九日
162	板碑型	延宝八年	一六八〇	(右面) 延宝口庚申天 (正面) 一 空竹林宗節禪定門靈 (左面) 五月廿二日
161	位牌型	宝曆十四年	一七六四	(右面) 宝曆十四甲申天 (正面) 孔 華臺智芳童子 (左面) 三月二十七日
160	位牌型	文化九年	一八一二	(右面) 文化九壬申天 (正面) 孔 真山字順信士 (左面) 四月初日
159	板碑型			(正面) 南無阿弥陀仏
158	位牌型	安永九年	一七八〇	(右面) 安永九口子天 (正面) 早世如露童子 (左面) 八月十五日
157	位牌型	文政八年	一八二五	(右面) 文政八酉 四月十三日 (正面) 口屋淨光信女 (左面) 万歳 口口事
156	板碑型	宝曆三年	一七五三	(右面) 宝曆三癸酉天 (正面) 孔 晴峯元心信士碑 (左面) 十月二十一日
155	位牌型	宝曆十四年	一七六四	(右面) 宝曆十四申天 (正面) 孔 智秀童子 (左面) 三月二日
154	板碑型	延宝四年 天和四年	一六七六 一六八四	(右面) 延宝丙辰二月七日 (正面) 孔 春奈道園禪定門 靈位 (左面) 天和四甲子年三月五日
153	位牌型	宝曆三年	一七五三	(右面) 宝曆三癸酉天 (正面) 短世 露滴童女 塔 (左面) 十月十九日

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
178	板碑型	安永四年	一七七五	(右面) 安永四乙未天 (正面) 孔 放一淨光信士 (左面) 九月七日
177	板碑型	享保三年	一七一八	(右面) 享保三口口年 (正面) 孔 梅岑妙喜信女靈位 (左面) 二月十三日
176	板碑型	享保八年	一七二三	(右面) 享保八年癸卯天 (正面) 孔 朗月妙養信士靈位 (左面) 十月四日
175	位牌型	宝曆九年	一七五九	(右面) 宝曆九卯天 (正面) 孔 夢生童女 (左面) 十一月十九日
174	位牌型	明和五年	一七六八	(右面) 明和五子天 (正面) 孔 一若童子 (左面) 八月初五日
173	板碑型	元禄十四年	一七〇一	(正面) 元禄十四辛巳天 雪口幽口信士 靈位 十一月六日
172	板碑型	元禄六年	一六九三	(正面) 五月廿日 雲林道休信士靈位 元禄六戌天
171	板碑型	宝永五年	一七〇八	(右面) 宝永五戊子天 (正面) 孔 口月了口信士靈位 (左面) 九月二十一日
170	位牌型	明治二十五年	一八九二	(右面) 明治廿五年 (正面) 善照妙觀居士 光明照香大姉 (左面) 明治廿六年
169	板碑型	享保四年	一七一九	(右面) 正月廿七日 (正面) 孔 秋來妙寂信女靈位 (左面) 享保四己亥天
168	板碑型	延宝七年	一六七九	(右面) 延宝七己未天九月十六日 (正面) 孔 梅秋淨林禪定門位 (左面) 孔 春岩妙入禪定尼 位 (判読不能)
167	尖頭角柱型	文政十三年	一八三〇	(右面) 文政十三庚寅 (正面) 孔 山伏了達大徳 (左面) 四月二十四日
166	板碑型	延宝四年	一六七六	(右面) 延宝四己天 (正面) 孔 栄口禪定門位 (左面) 四月十三日

191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	墓碑番号
仏像型	位牌型	位牌型	板碑型	位牌型	位牌型	板碑型	位牌型	板碑型	位牌型	板碑型	位牌型	板碑型	墓碑型式
寛政十年	天明三年	寛政元年	享保十四年	天保四年	明和六年	享保七年	天明九年	正徳五年	享保十一年	享保十八年	明和八年	宝永三年	紀年銘
一七九八	一七八三	一七八九	一七二九	一八三三	一七八六	一七二二	一七八九	一七一五	一七二六	一七三三	一七七一	一七〇六	西曆
(右面) 寛政十戊午天 (正面) 智海良澄信女 (左面) 六月十五日	(右面) 天明三癸卯天 (正面) 丸 秋邦了仲信士靈 (左面) 八月初四日	(右面) 寛政元己酉天 (正面) 丸 口岳不靈信士 (左面) 六月二十五日	(右面) 享保十四年 (正面) 丸 離塵妙教信女 (左面) 西九月十七日	(右面) 天保四巳天 (正面) 丸 心西信士 (左面) 十二月十八日	(右面) 明和六乙丑天 (正面) 丸 實潤妙惠信女 (左面) 三月十八日	(右面) 享保七壬寅天 (正面) 基建口哲信士 (左面) 六月十九日	(右面) 天明九己酉天 (正面) 丸 妙境信女塔 (左面) 三月十五日	(右面) 正徳五乙未天 (正面) 丸 安然宗口信士靈位 (左面) 六月六日	(右面) 享保十一丙午天 (正面) 丸 陽喜信女靈位 (左面) 二月五日	(正面) 享保十八年 丸 梅紅妙教信女靈位 丑三月朔日	(右面) 明和八辛卯天 (正面) 早世 慈幻童女 碑 (左面) 十月十六日	(右面) 宝永三丙戌年 (正面) 口口淨口信士靈位 (左面) 九月廿八日 俗名徳助	銘 文

204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	墓碑番号
位牌型	位牌型	冑型	位牌型	板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	墓碑型式
文政三年	文化十二年	明治二十六年	天保十三年	寛保三年	文化十二年	明治元年	天保二年	嘉永元年				天明三年	紀年銘
一八二〇	一八一五	一八九三	一八四二	一七四三	一八一五	一八六八	一八三一	一八四八				一七八三	西曆
(右面) 文政三庚辰 (正面) 丸 法乘一円禪定門 (左面) 七月初三日 (裏面) 中山増右工門	(右面) 文化十二乙亥天 (正面) 丸 陽室妙光信女 (左面) 三月初七日	(右面) 明治廿六年 (正面) 丸 秋山妙光信士位 (左面) 九月廿二日 中山半六	(右面) 天保十三壬寅天 (正面) 丸 形容盛光信士 (左面) 二月廿六日	(右面) 寛保三癸亥天 (正面) 丸 景葉童子 (左面) 九月二日	(右面) 文化十二乙亥天 (正面) 丸 法光童女 (左面) 六月十七日	(正面) 眞徳光英居士 (左面) 明治元辰天 三月十八日 花山妙了大姉 中山小右工門妻 位	(右面) 天保二辛卯 (正面) 丸 秋風一乘信士 (左面) 六月廿九日	(右面) 嘉永元申天 (正面) 丸 觀光童子 (左面) 八月廿日	(正面) 丸 妙榮尼靈位	(正面) 丸 道西信士靈位	(正面) 丸 淨悅信士靈位	(右面) 天明三癸卯天 (正面) 丸 涼月宗清信士 靈 (左面) 八月十二日	銘 文

216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	墓碑番号
位牌型	位牌型	冑型	板碑型	板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	冑型	位牌型	墓碑型式
天保十四年	文化十五年	明治三十年		享保十二年	明治十四年	天明四年	明治十三年	寛政十一年	天明五年	明治三十一年 明治七年	文政十一年	紀年銘
一八四三	一八一八	一八九七		一七二七	一八八一	一七八四	一八八〇	一七九九	一七八五	一八九八 一八七四	一八二八	西曆
(右面) 天保十四癸卯 (正面) 松屋妙樹信女位 (左面) 四月初二日	(右面) 文化十五戊寅天 (正面) 雪山浄林信士 (左面) 十二月二十七日	(右面) 明治三十年旧十一月五日 (正面) 観山紅樹居士 (左面) 八曾松父 用吉	(正面) 寂入妙林禪定尼靈位 (判読不能)	(右面) 享保十二年 (正面) 瑞光蓮貞禪定門靈位 (左面) 未六月六日	(右面) 明治十四年 (正面) 一來妙蓮□□位 (左面) 三月十一日 (裏面) 中山用吉妻	(右面) 天明四甲辰天 (正面) 華法妙蓮信女 (左面) 六月廿六日	(右面) 明治十三年 (正面) 自頓童女 (左面) 四月六日	(右面) 寛政十一己未天 (正面) 秋岸妙心信女 (左面) 七月二十八日	(右面) 天明五乙巳天 (正面) 陽岳自春信士 (左面) 正月初四日	(右面) 明治三十一年 戊二月十八日 (正面) 寶池長光信士 春 (左面) 夏山法行信女 明治七戌天 四月廿八日 (裏面) 俗名 中山長三郎 長三郎妻	(右面) 文政十一戊子 (正面) 鏡月智栄信女 (左面) 七月廿七日	銘 文

230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	墓碑番号
仏像型	板碑型	板碑型	仏像型	板碑型	位牌型	仏像型	笠塔婆型	笠塔婆型	板碑型	位牌型	板碑型	位牌型	位牌型	墓碑型式
	正徳四年	元禄十二年	安政二年	享保十八年	明和四年	文政四年	天明五年	文化三年	寛保元年		寛保元年	明治三十七年	文久元年	紀年銘
	一七一四	一六九九	一八五五	一七三三	一七六七	一八二一	一七八五	一八〇六	一七四一		一七四一	一九〇四	一八六一	西曆
	(右面) 午ノ八月七日 (正面) 台進浄保信士靈位 (左面) 正徳四年	(正面) 元禄十二己卯天 秋月妙清信女靈位 壬九月六日	(右面) 安政二乙卯天 (正面) 柳顔妙億信女 (左面) 二月廿日	(右面) 享保十癸丑天 (正面) 八〇〇〇〇靈位 (左面) 八月二日	(右面) 明治四丁亥 (正面) 梅屋浄圓信士 (左面) 二月十九日	(正面) 文政四辛未天 三月廿九日	(右面) 天明五乙巳天 (正面) 陽屋妙青女 (左面) 正月十三日	(右面) 文化三丙寅天 (正面) 春山了意信士 (左面) 正月十三日	(正面) 寛保元年 妙清信士□ 四月十三日	(正面) 南無阿彌陀佛 俗名伊三郎	(正面) 寛保元年 為先祖□□□□ 西四月十二日	(右面) 明治三十七年旧三月廿一日 (正面) 忍行善覚大姉 (左面) 八曾松妻 四十五才	(右面) 文久元辛酉天八月八日 (正面) 台山□□樂信士 (左面) 西順妙心信女 文久元辛酉天八月十七日	銘 文

242	241	240	239	238	237	236	235	234	233	232	231	墓碑番号
位牌型	位牌型	板碑型	板碑型	冑型	冑型	位牌型	尖頭角柱型	位牌型	尖頭角柱型	板碑型	位牌型	墓碑型式
明和九年	天明八年	延享二年	宝曆三年	昭和十三年		明和五年	昭和二十九年 昭和十九年	安永四年	宝曆四年	享保十八年		紀年銘
一七八九	一七八八	一七四五	一七五三	一九三八		一七六八	一九五四 一九四四	一七七五	一七五四	一七三三		西曆
(右面) 明和九壬辰天 (正面) 丸 雪山了念信女 (左面) 十二月初二日	(右面) 天明八申口歳 (正面) 丸 月光妙秋信女 (左面) 八月十三日	(右面) 延享二年乙丑 (正面) 郭林淨光信士 (左面) 正月六日	(右面) 宝曆三癸酉天 (正面) 丸 秋月妙口尼 (左面) 十月二十日	(右面) 昭和十三年二月廿日 (正面) 口月院黙然清光居士 (左面) 中山登交	(正面) 中山家累代墓	(右面) 明和五戊子天 (正面) 丸 口林清休信士塔 (左面) 八月二十日	(右面) 昭和十九年十二月廿四日 於東支那海戰死 (正面) 丸 殉節院圓良善明居士靈 (左面) 故海軍一等兵曹中山善明碑 (裏面) 昭和十九年十二月吉祥日 中山登建之	(右面) 安永四乙未天 (正面) 丸 法屋妙性信女 (左面) 七月十三日	(右面) 宝曆四甲戌天 (正面) 丸 石翁宗春信士 (左面) 二月十日	(正面) 丸 享保十八癸丑天 白與妙吟信女靈位 二月初朔日	(正面) 丸 源三郎墓	銘文

255	254	253	252	251	250	249	248	247	246	245	244	243	墓碑番号
位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	板碑型	方柱型	位牌型	板碑型	位牌型	墓碑型式
天明七年	寛政元年	文政七年	明和二年	宝曆十二年	宝曆十四年	明和元年	安永四年	延享二年	享保二十一年	弘化二年	元文元年	享和元年	紀年銘
一七八七	一七八九	一八二四	一七六五	一七六二	一七六四	一七六四	一七七五	一七四五	一七三六	一八四五	一七三六	一八〇一	西曆
(右面) 天明七丁未天 (正面) 早世順智童女靈 (左面) 正月廿五日	(右面) 寛政元酉 (正面) 丸 智秋童子 (左面) 九月初日	(右面) 文政七甲申天 (正面) 口口明照信女靈 (左面) 八月初三日	(右面) 明和乙酉天 (正面) 丸 梅室淨林信士 (左面) 十二月廿六日	(右面) 宝曆十二壬午天三月五日 (正面) 丸 梧峯道寛信士塔 (左面) 俗名口左衛門八十九卒	(右面) 宝曆十四口天 (正面) 丸 梅岸妙榮塔 (左面) 二月四日	(右面) 明和元申 (正面) 丸 智泉童女 (左面) 四月九日	(右面) 安永四乙未天 (正面) 丸 全口常安信士 (左面) 正月廿六日	(右面) 延享二乙丑天 (正面) 丸 西念信士靈位 (左面) 九月十一日	(右面) 享保二十一年 (正面) 妙心 (左面) 辰ノ四月六日	(右面) 弘化二巳天 五月十日 (正面) 丸 夏屋了永信士 (左面) 池田茶藏	(右面) 元文元丙辰天 (正面) 丸 (判読不能) (左面) 十一月〇二日	(右面) 享和元辛酉天 (正面) 丸 智散童女 (左面) 十二月二十日	銘文

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
267	板碑型	享保二年	一七一七	(右面) 享保二〇〇 (正面) 〇妙善之塔 (左面) 西三月六日
266	冑型	昭和二十八年	一九五三	(正面) 中山家累代之塔 (左面) 昭和廿八年十一月建之 中山鉄夫 五十六才 全 光夫 二十五才
265	位牌型	明治九年 嘉永七年	一八七六 一八五四	(右面) 明治九年子十月五日 長三郎父 中山藤吉 (正面) 〇光山青玉信士 陽岸妙乘信女 (左面) 嘉永七年寅正月四日 妻 リテ
264	板碑型	寛保元年	一七四一	(右面) 寛保元年辛酉天 (正面) 〇花屋妙清信女 (左面) 十月八日
263	位牌型	延享元年	一七四四	(右面) 延享元年甲子天 (正面) 〇性岩自休信士 (左面) 十月廿五日
262	冑型	大正元年	一九一二	(右面) 大正元年 九月廿一日 (正面) 〇學法自性居士 願心妙成大姉 (左面) 中山文市 全人妻
261	板碑型	寛保四年	一七四四	(右面) 寛保四甲子天 (正面) 〇陽啓宗雲信士 (左面) 二月朔日
260	位牌型	延享三年	一七四六	(右面) 延享三丙寅天 (正面) 秋〇智〇信士靈 (左面) 七月五日
259	位牌型	安永七年	一七七八	(右面) 安永七戌子 (正面) 〇祥屋貞嘉 (左面) 正月四日
258	屋根付角柱型	文久元年	一八六一	(右面) 文久元年辛酉天 (正面) 〇観月院淨音居士 (左面) 七月二十七日
257	屋根付角柱型	安政四年	一八五七	(右面) 安政四丁巳天 (正面) 〇觀光院妙音大姉位 (左面) 正月初七日 小畑 土屋氏生
256	位牌型	天明四年	一七八四	(右面) 天明四甲辰 (正面) 〇陽岳宗青 (左面) 正月十九日

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
280	冑型	大正十五年	一九二六	(正面) 〇修徳院台蒼紫雲満映清居士 (裏面) 大正十五年十一月廿七日亡 享年五十七才 上園若市
279	位牌型	明治二十三年	一九〇〇	(右面) 明治廿三年 旧十二月廿八日 (正面) 〇真因童女 (裏面) 永松祥太郎 娘ソヨ
278	屋根付角柱型	明治二十七年	一九〇四	(正面) 真光壽徳永楽大姉 (裏面) 明治廿七年 陰曆三月十五日 俗名 永松寿吉 行年 七十六
277	屋根付角柱型	明治二十六年	一九〇三	(正面) 台応喜楽長永大姉 (裏面) 明治廿六年 陰曆六月廿一日 寿吉妻 キト 行年 七十七
276	冑型	明治二十三年	一九〇〇	(右面) 明治廿三年旧十月廿八日 (正面) 〇誠信童子位 (左面) 十月七日 永松七郎
275	位牌型	明治八年	一八七五	(右面) 明治八年 (正面) 〇誠信童子位 (左面) 十月七日 永松七郎
274	仏像型	文久二年	一八六二	(正面) 〇蓮智童女 文久二壬戌閏八月廿三日
273	位牌型	明和九年	一七七二	(右面) 明和九壬辰天 (正面) 〇春岸淨休信士 (左面) 正月廿六日
272	板碑型	正徳五年	一七一五	(右面) 正徳五乙未天 (正面) 〇花岳妙香信女靈位 (左面) 三月二十八日
271	板碑型	享保元年	一七一六	(右面) 享保元〇〇〇〇 (正面) 〇円〇〇〇信士靈位 (左面) 十二月六日
270	位牌型	天明六年	一七八六	(右面) 天明六丙午天 (正面) 〇夏山妙蜜信女 (左面) 六月七日
269	位牌型	寛政五年	一七九三	(右面) 寛政五癸丑天 (正面) 〇意休禪門 (左面) 正月十一日
268	板碑型	享保六年	一七二一	(右面) 享保六辛〇 (正面) 〇明柏円心信士靈 (左面) 八月〇〇

292	291	290	289	288	287	286	285	284	283	282	281	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
位牌型	位牌型	尖頭角柱型	位牌型	位牌型	笠塔婆型	青型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	青型					
天明三年	天明八年	昭和五十二年	慶応元年	寛政六年	天明五年	昭和五年 大正七年	天明七年	大正十五年	天保十年	寛政五年	明治二十四年					
一七六三	一七六八	一九七七	一八六五	一七九四	一七八五	一九三〇 一九一八	一七八七	一九二六	一八三九	一七九三	一八九一					
(右面) 天明三癸卯天 (正面) 天 覚浄休信士 (左面) 十月初二日	(右面) 天明八戊申天 (正面) 天 樂邦浄安信士 (左面) 十一月七日	(裏面) 上園家之墓 (正面) 昭和五十二年三月吉日 (左面) 上園静建之	(右面) 慶応元丑 (正面) 安室浄休信士 (左面) 十一月廿日 (裏面) 上園伊代助	(右面) 寛政六甲寅天 (正面) 天 覺山妙宣信女 (左面) 四月十日	(右面) 十二月廿六日 (正面) 天 寒翁道雲信士 (左面) 天明五乙巳天	(正面) 天 壽量院台誉城映清居士位 (裏面) 慈徳院貞操妙円清大姉位 享年九十三才上園リヨ事 慈昭和五年潤六月八日亡 壽大正七年十月一日亡	(右面) 天明七丁未天 (正面) 天 善光童女 (左面) 正月廿三日	(裏面) 勇勝善童子 行年九年 上園口口 大正十五年六月七日	(右面) 天保十己亥 (正面) 天 夏雲清流信女 (左面) 六月初三日	(右面) 寛政五癸丑天 (正面) 天 露全童女 (左面) 八月十五日	(右面) 明治二十四年 (正面) 天 利道妙善信女 (左面) 十月十五日亡 (裏面) 上園城八姉					

304	303	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	青型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型					
天明六年	天明二年	文化二年	寛政十年	文化十五年	文政六年	文化九年	文久元年	文政四年	寛政七年		寛政四年					
一七八六	一七八二	一八〇五	一七九八	一八一八	一八二三	一八一二	一八六一	一八二二	一七九五		一七九二					
(右面) 天明六丙寅天 (正面) 天 紅散童女 (左面) 午十月十日	(右面) 天明二壬寅天 (正面) 天 真性種栄信士塔 (左面) 七月六日	(右面) 文化二乙丑天 (正面) 天 梅前了智信士 (左面) 十二月廿四日	(右面) 九月十五日 (正面) 天 浄雲禪門 (左面) 寛政十戊午天	(右面) 文化十五戊寅 (正面) 天 智林童女 (左面) 四月廿七日	(右面) 文政六癸未天 (正面) 天 箕屋妙真信女 (左面) 四月初八日	(右面) 文化九壬申天 (正面) 天 西岸自休信士 (左面) 五月初三日	(右面) 文久元年十一月十一日 (正面) 天 上園傳八 行年三十四才 (裏面) 天 禅學定智清居士 心月妙圓清大姉 岩脇寺住職 天 建之實父母伊美豪湛 杵築梅小路 同断小山田宗然	(右面) 文政四辛巳天 (正面) 天 秋山了覚信士 (左面) 十月二十一日	(右面) 寛政七乙卯天 (正面) 天 覺山理妙信女 (左面) 六月廿五日	(右面) 寛政七乙卯天 (正面) 天 覺山理妙信女 (左面) 六月廿五日	(右面) 寛政四壬子天 (正面) 天 梅光口林信士塔 (左面) 二月十五日					

317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	墓碑番号
位牌型	板碑型	板碑型	笠塔婆型	青型	位牌型	位牌型	板碑型	青型	板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	墓碑型式
宝曆六年	元文二年	明和五年	延享二年	明治四十三年	天明七年	宝曆九年	宝曆二年	明治四十二年	安永八年	宝曆九年	宝曆九年	文化十一年	紀年銘
一七五六	一七三七	一七六八	一七四五	一九一〇	一七八七	一七五九	一七五二	一九〇九	一七七九	一七五九	一七五九	一八一四	西曆
(右面) 宝曆六丙子天 (正面) 丸 涼月妙秋心塔 (左面) 九月〇日	(右面) 元文二丁巳天 (正面) 丸 一露壽心信女靈 (左面) 十月朔日	(右面) 明和五戊子天 (正面) 丸 幻夢童子 (左面) 九月二日	(正面) 丸 西德妙心信女靈位 十月一日	(右面) 明治四十三年 (正面) 丸 園林得法居士 (左面) 六月廿三日 (裏面) 上園松土郎 行年七十七才	(右面) 天明七丁未天 (正面) 丸 螢雪童子 (左面) 四月二十六日	(右面) 宝曆九己卯天 (正面) 丸 心空妙周信女塔 (左面) 閏七月十七日	(右面) 宝曆二壬申天 (正面) 丸 松岸林雪信士口 (左面) 十一月十三日	(右面) 明治四十二年 (正面) 丸 一樹暢光信士 (左面) 旧三月廿四日	(右面) 安永八己亥天 (正面) 丸 智香童女 (左面) 正月十六日	(右面) 宝曆九卯天 (正面) 丸 松峯宗心信塔 (左面) 三月二十二日	(右面) 宝曆九己卯天 (正面) 丸 心光宗利信士塔 (左面) 八月廿一日	(右面) 文化十一年甲戌天 (正面) 丸 円月妙意信女 (左面) 七月十三日	銘文

330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	墓碑番号
板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	板碑型	板碑型	位牌型	板碑型	板碑型	位牌型	位牌型	位牌型	墓碑型式
享保十七年	宝曆十四年	安政四年	宝曆十四年	明治十八年	享保十二年	延享四年		享保十七年	安永八年	延享四年	寛保元年	元文元年	紀年銘
一七三二	一七六四	一八五七	一七六四	一八八五	一七二七	一七四七		一七三二	一七七九	一七四七	一七四一	一七三六	西曆
(右面) 享保十七壬子年 丸 円通淨相信士靈位 六月廿三日 万十郎	(右面) 宝曆十四年 (正面) 智峯童子 (左面) 二月廿四日	(右面) 安政四丁巳天 (正面) 丸 華峯青了信士 (左面) 三月九日	(右面) 宝曆十四年 (正面) 智善童子 (左面) 二月十二日	(右面) 明治十八酉九月廿一日 (正面) 丸 台岳宗性信士 (左面) 諸田勇作	(右面) 享保十二年 (正面) 丸 義口道信士靈位 (左面) 未八月七日	(右面) 延享四卯天 (正面) 丸 夢覺童子靈 (左面) 七月四日	(右面) 明治 (正面) 丸 梅月妙永信女 (左面) 二月十六日	(右面) 享保十七年 (正面) 丸 淨樂禪定門靈位 (左面) 子五月四日	(右面) 安永八己亥天 (正面) 丸 盛夏童子 (左面) 五月二十一日	(右面) 延享四丁卯 (正面) 丸 幻郭童女 (左面) 七月十五日	(右面) 寛保元年辛酉 (正面) 秀童童女 (左面) 四月二六日	(右面) 元文元丙辰 (正面) 霜夢童女 (左面) 十一月十一日	銘文

墓番号	墓型式	紀年銘	西曆	銘文
331	笠塔婆型	享保十年	一七二五	(右面) 享保十乙巳年 (正面) 禊 清月自休信士靈位 (左面) 九月念十日 俗名 三右衛門
332	位牌型	享保十四年	一七二九	(右面) 享保十四丙巳 (正面) 智散童女 (左面) 二月六日
333				
334	位牌型	享保十八年	一七三三	(右面) 享保十八癸丑 (正面) 芳月童女 (左面) 六月廿五日
335	板碑型	享保六年	一七二一	(右面) 享保六年辛丑年 (正面) 禊 清風善故之塔 (左面) 十二月八日
336	位牌型	宝曆四年	一七五四	(右面) 宝曆四甲戌天 (正面) 禊 鶴山童子靈 (左面) 四月六日
337				
338	冑型	明治二年	一八六九	(右面) 明治二年六月十七日 (正面) 禊 真翁喜閣居士 (左面) 俗名 吉武元右衛門
339	石殿型	嘉永三年 弘化二年	一八五〇 一八四五	(右面) (右側墓碑右面) 弘化二乙巳天 (左側墓碑右面) 嘉永三寅戌天 (正面) (右側墓碑正面) 禊 東月舍玉枝一翁居士位 (左側墓碑正面) 禊 觀達妙性大姉 (左面) (右側墓碑左面) 十月十二日 (左側墓碑左面) 十二月十四日 (右側墓碑裏面) 吉武倍四良一實 (裏面) 吉武倍四良一實
340	石殿型			(右面) (右側壁内面) 月窓清光居士 吉武源三郎 実一 (左面) (左側壁内面) 梅窓光耀大姉口口 八十八歳
341	冑型	明治十二年	一八七九	(右面) 明治十二年 (正面) 寶山玉光童子 (左面) 五月廿六日 (裏面) 俗名 吉武恒一

墓番号	墓型式	紀年銘	西曆	銘文
342	冑型	明治三十七年	一九〇四	(右面) (銘文あり) 禊 真妙院知性仁居士 (正面) 真量院慈光妙流大姉 (左面) 明治三十七年八月七日 吉武以憐 六十三才 妻 リウウ (裏面) (銘文あり)
343	冑型	明治三十七年	一九〇五	(右面) 明治三十七年 (正面) 禊 顯照院眞德漸修居士 (左面) 三月二十一日 吉武漸一 (裏面) 吉武漸一
344	位牌型	嘉永四年	一八五一	(正面) 嘉永四年辛亥天 量岸妙諦大姉 十一月廿日 (裏面) 吉武實起妻
345	冑型			(右面) (銘文あり) 二世玉枝翁墓 (正面) (銘文あり) (左面) (銘文あり) (裏面) (銘文あり)
346	位牌型	昭和十二年 昭和三十三年	一九三七 一九五八	(右面) 昭和十二年四月十四日 吉武隆子二才 (正面) 珠寛妙教童女 (左面) 昭和三十三年一月四日 吉武欣哉建之
347	石殿型	明治元年	一八六八	(右面) (右側墓碑右側) 居鑿業後移住子高田町 長女適安部氏三男及二女夭死 (正面) (右側墓碑正面) 德照院東月玉英居士 (左側墓碑正面) 寶照院蓮乘放光大姉 (左面) (右側墓碑左側) 君姓吉武諱一秀通称正之助 号玉彦父諱一實之第四子也 伯兄實起無子 (左側墓碑左側) 吉武正之助妻 俗名シウ (右側墓碑裏側) 以君為嗣姫松丸氏生三男三女明 治元年二月廿八日病没享年五十 三長男以悌嗣次男菅二郎別
348	屋根付角柱型	明治十一年	一八七八	(右面) 明治十一年 (正面) 梅香院院長菅妙蓮大姉 (左面) 八月十六日寂 (裏面) 吉武喜弥太妻
349	屋根付角柱型	明治三十四年	一九〇一	(右面) 明治三十四年 (正面) 真應貞實大姉 (左面) 辛丑九月五日 (裏面) 吉武實起繼室 江本氏

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
362	位牌型	明治七年	一八七四	(右面) 明治七亥天 (正面) 覺林淨光信女位 (左面) 旧十月一日
361	佛像型	享保九年	一七二四	(右面) 享保九甲辰天 (正面) 道祐 (左面) 九月五日
360	板碑型	享保十八年	一七三三	(右面) 享保十八癸丑天 (正面) 寂蓮妙喜信女 靈位 (左面) 三月朔日
359	石祠型	明治二十一年	一八八八	(右面) 明治廿一年 (正面) 奇魂豊榮後彦命 (左面) 八月廿八日 (裏面) 豊田俊平
358	石祠型	明治年間		(右面) 明治〇〇 (正面) 静口弥口命
357	位牌型	明治十四年	一八八一	(右面) 明治十四巳天 (正面) 玉泉童子位 (左面) 七月十八日
356	冑型			(正面) 妙鏡淨心大姉 (裏面) 豊田伊八 妻シズ
355	位牌型	大正八年	一九一九	(右面) 大正八年 (正面) 淨真童女位 (左面) 八月廿六日 (裏面) 豊田繁蔵三女 絹子丁
354	板碑型	寛保三年	一七四三	(右面) 寛保三癸卯天 (正面) 離口清圓信士靈位 (左面) 八月四日
353	冑型	昭和三十四年	一九五九	(正面) 豊高明院修廣圓淨大居士 (左面) 真唱院華律妙香大姉 昭和三十四年九月二十四日 豊田リツ子 行年六十五才
352	位牌型	大正四年	一九一五	(右面) 大正四年 (正面) 眞香童女位 (左面) 六月四日 (裏面) 豊田繁蔵二女 カメ子
351	屋根付角柱型	昭和四十四年	一九六九	(正面) 吉武家之墓 (裏面) 昭和四十四年八月吉日 建立 吉武終吉
350	屋根付角柱型	慶応三年	一八六七	(右面) 慶應三歳在丁卯 (正面) 松林院壽翁乘實居士位 (左面) 五月十七日病没 (裏面) 俗名吉武善弥太秀實

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
375	笠塔婆型	文化六年	一八〇九	(右面) 文化六巳巳天 (正面) 法屋智安信女 (左面) 十月初二日
374	位牌型	天明三年	一七八三	(右面) 天明三〇天 (正面) 高光信士塔 (左面) 九月十二日
373				
372	位牌型	天明八年	一七八八	(右面) 天明八戌申天 (正面) 丹岸淨類信士塔 (左面) 正月廿日 善六
371	位牌型	明和四年	一七六七	(右面) 明和四丁亥天 (正面) 春岸妙昭信女 (左面) 二月〇日
370	位牌型	宝暦十二年	一七六二	(右面) 宝暦十二年壬午天 (正面) 松岸妙栄尼 (左面) 九月十四日
369	位牌型	明治十四年	一八八一	(右面) 明治十四巳天 (正面) 寂妙童女 (左面) 六月十一日
368	位牌型	明治四十三年	一九一〇	(右面) 豊田繁蔵 長男充丁 (正面) 瑤光童子 (左面) 明治四十三年八月八日
367	位牌型	宝暦十四年	一七六四	(右面) 寶暦十四甲申天 (正面) 寶山自休信士 (左面) 五月二十日
366	尖頭角柱型	宝暦十二年	一七六二	(右面) 宝暦十二年壬午天 (正面) 冬岸円心信士塔 (左面) 十月十九日
365	位牌型	安政四年	一八五七	(右面) 安政四丁巳 (正面) 覺應淨達信女 (左面) 三月九日
364	冑型	大正十五年 昭和六年	一九二六 一九三一	(右面) 昭和六年五月二十日 (正面) 薩摩父 登市丁 八十四才 専光院真覚良榮居士 大正十五年三月十四日 母シナ子 七十八才
363	冑型	昭和二年	一九二七	(正面) 義海良節居士 (左面) 昭和二年三月十一日寂 行年八十二才 (裏面) 豊田繁蔵 父伊八

388	387	386	385	384	383	382	381	380	379	378	377	376	墓碑番号
位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型		石祠型	墓碑型式
天保十三年	慶応元年	文政十三年	寛政九年	文政十二年	嘉永五年	天明六年	寛政八年	寛政十二年	天明四年	安政二年		明治四十四年	紀年銘
一八四二	一八六五	一八三〇	一七九七	一八二九	一八五二	一七八六	一七九六	一八〇〇	一七八四	一八五五		一九一一	西曆
(右面) 天保十三寅天 (正面) 陽月妙薰信女 (左面) 正月十三日	(右面) 慶応元丑天 (正面) 妙休童女 (左面) 七月十六日	(右面) 文政十三庚寅 (正面) 孔 空岸清谷信士 (左面) 十二月廿二日	(右面) 寛政九丁巳天 (正面) 春嶺妙香信女 (左面) 三月二十七日	(右面) 文政十二己丑天 (正面) 閑林惠光信女 (左面) 九月廿六日	(右面) 嘉永五子天 (正面) 自放童子 (左面) 十一月廿一日	(右面) 天明六丙午天 (正面) 孔 昌岳常栄信士蓋 (左面) 二月十八日俗名弥七	(右面) 寛政八丙辰天 (正面) 孔 螢光松翁信士塔 (左面) 五月廿六日 □□	(右面) 寛政十二申天 (正面) 春岸妙心信女 (左面) 三月八日	(右面) 天明四甲辰天 (正面) 孔 覺蒼淨本信士塔 (左面) 二月十六日 小七	(右面) 安政二乙卯天 (正面) 孔 相月淨林信士 (左面) 八月十五日 黒土村 安部喜左工門		(右面) 明治四十四年 (正面) 可美須喜戸□命 (左面) 九月廿九日 (裏面) 豊田スキ門 □□□三十口	銘 文

401	400	399	398	397	396	395	394	393	392	391	390	389	墓碑番号
位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	冑型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	位牌型	墓碑型式
	寛政十年	文化十三年	寛政八年	文化十一年	文政三年	安永九年	大正元年 明治三十八年	安永四年	文化六年	文化二年	明治九年	大正十三年	紀年銘
	一七九八	一八一六	一七九六	一八一四	一八二〇	一七八〇	一九一二 一九〇五	一七七五	一八〇九	一八〇五	一八七六	一九二四	西曆
(右面) □□□未天 (正面) 諸空童子位 (左面) 判読不能	(右面) 寛政十戊午天 (正面) 孔 寶山善光信士 (左面) 六月二十二日 三左衛門	(右面) 文化十三丙子天 (正面) 孔 幻齡童女 (左面) 九月二十日	(右面) 寛政八丙辰天 (正面) 孔 清山秋峯信士塔 (左面) 八月廿二日	(右面) 文化十一甲戌天 (正面) 實相妙円信女 (左面) 正月二十五日	(右面) 文政三庚辰天 (正面) 秋夢童子 (左面) 七月十五日	(右面) 安永貞鏡信女 (正面) 五月十六日	(右面) 明治三十八年十二月十六日 (正面) 孔 寒風嚴實信士 (左面) 秋峰妙喜信女 大正元年十月十九日 (裏面) 諸田藤造 父母	(右面) 安永四乙未天 (正面) 孔 至寛源冬信士 (左面) 十二月廿三日 俗名 惣四良	(右面) 文化六己巳天 (正面) 孔 離業常樂信士 (左面) 九月十四日	(右面) 文化二乙丑天 (正面) 孔 慈光童女 (左面) 六月廿五日	(右面) 明治九子天 六月七日 (正面) 孔 夏口妙樂信女 (左面) 八八	(右面) 大正十三年 (正面) 孔 端月孩子靈 (左面) 一月二十四日 (裏面) 豊田繁蔵 四男政美門	銘 文

414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
位牌型	位牌型	位牌型	笠塔婆型	仏像型	冑型	冑型	冑型	位牌型	位牌型	仏像型	位牌型	位牌型					
嘉永八年	嘉永七年	明治四年	延享三年	延享四年	大正二年	昭和八年	大正五年	天保四年	文化十年		寛政二年	寛政元年					
一八五五	一八五四	一八七一	一七四六	一七四七	一九一三	一九三三	一九一六	一八三三	一八一三		一七九〇	一七八九					
(右面) 嘉永八卯 (正面) 瑞光童子 (左面) 四月廿三日	(右面) 嘉永七寅 (正面) 華山淨晃信士 (左面) 三月五日	(右面) 明治四未 (正面) 〔判読不能〕 (左面) 八月廿六日 (裏面) 七十五〇口 〇子	(右面) 十月十九日 (正面) 瑞光妙藏信女 (左面) 延享三丙寅天	(右面) 延享四丁卯天 (左面) 六月十一日 (裏面) 幻光童子	(右面) 大正二年 (正面) 霜岸樂邦禪定門 (左面) 十二月廿四日 (裏面) 上園國松 行年五十六才	(右面) 昭和八年三月七日 (左面) 俗名上園ヨソ 行年七十五	(右面) 大正五年 (正面) 性月興樂信士 (左面) 六月六日寂 (裏面) 上園龍雄 行年二十一才	(右面) 天保四癸巳天 (正面) 冬月妙心信士 (左面) 十一月八日	(右面) 文化十癸酉天 (正面) 寶山自得信士 (左面) 七月十日		(右面) 寛政二庚戌天 (正面) 夏山淨林信士 (左面) 五月二十八日	(右面) 寛政元己酉天 (正面) 寒峯妙雪信女 (左面) 十二月十日					

426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415	墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
位牌型	位牌型	位牌型	仏像型	冑型	位牌型	笠塔婆型		冑型	位牌型	尖頭角柱型	位牌型					
安永四年	文化七年	安永七年	文化十年		文政十年	延享元年		昭和四十二年	明和九年	昭和十八年	天保四年					
一七七五	一八一〇	一七七八	一八一三		一八二七	一七四四		一九六七	一七七二	一九四三	一八三三					
(右面) 安永四年乙 (正面) 悟峯道覚信士 (左面) 未九月十二日	(右面) 文化七庚午天 (正面) 夏峯淨入信士 (左面) 五月初六日	(右面) 安永七戊戌天 (正面) 玉峯妙珠信女塔 (左面) 十二月初三日	(正面) 文化十酉天 梅岳智光信士 二月廿五日	(裏面) 中山寺 眞達院得生妙音大姉 母 キユウ	(右面) 文政十丁亥 (正面) 陽光浄西信女 (左面) 正月初六日	(右面) 延享元甲子天 (正面) 鏡宗啓信士 (左面) 八月十五日		(裏面) 昭和四十二年七月吉日 上園保建之	(右面) 明和九年壬 (正面) 溪光清嘉信女 (左面) 辰七月四日	(右面) 〔頸銘あり〕 (正面) 殉道院口力宗英居士 (左面) 陸軍上等兵 功七級 上園力口 勲八等	(右面) 天保四巳天 (正面) 常實理光信士 (左面) 五月初日					

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
427	位牌型	文化十三年	一八一六	(右面) 文化十三丙子 (正面) 幻夢童子 (左面) 十月十二日
428	角柱型	平成元年	一九八九	(正面) 文徳清雲居士 (左面) 昭和十六年六月十三日 中山政隆 妻二十才 (裏面) 平成元年十二月吉日 中山マサノ建之
429	青型	明治三十九年 明治三十七年	一九〇六 一九〇四	(右面) 明治廿七年十二月六日 中山彦市父 (正面) 觀達淨音居士 常光妙相大姉 (左面) 明治廿九年三月十七日 中山彦市母
430	石殿型	天明六年	一七八六	(右面) (石殿外側右面) 天明六丙午天 (左面) (石殿外側左面) 九月十七日
431	角柱型	平成元年	一九八九	(正面) 惠薫童子 (左面) 昭和二十五年五月六日 中山伸一 妻三才 (裏面) 平成元年十二月吉日 中山マサノ建之
432	角柱型	平成元年	一九八九	(正面) 商音妙靜童女 (左面) 昭和十八年十二月六日 中山弘子 妻九才 (裏面) 平成元年十二月吉日 中山マサノ建之
433	位牌型	昭和十一年	一九三六	(右面) 昭和十一年 (正面) 慈妙童女 (左面) 五月十二日 (裏面) 熊井薫 四女妙子 二才
434	位牌型	昭和九年	一九三四	(右面) 昭和九年 (正面) 梅孝童女 (左面) 三月三十日 (裏面) 熊井薫 三女 〇〇 二才
435	板碑型	寛延三年	一七五〇	(右面) 寛延三庚午天 (正面) 夏雲壽性信女位 (左面) 七月二日
436	位牌型	大正四年	一九一五	(右面) 大正四年 (正面) 圓珠童女 (左面) 九月七日 (裏面) 上園豊二女 行年二 スナ子
437	位牌型	明治十一年	一八七八	(右面) 明治十一年寅天 二月十一日 (正面) 一乘妙閣信士 (左面) 上園只市 十七
438	位牌型	元文四年	一七三九	(右面) 元文四己未天 (正面) 緑山宜松信士 靈 (左面) 五月二十三日

墓碑番号	墓碑型式	紀年銘	西曆	銘文
439	位牌型	明治四十四年	一九一一	(右面) 明治四十四年 (正面) 法光童女 (左面) 十月六日 (裏面) 上園豊長女 行年二 マツ子
440	位牌型	寛保三年	一七四三	(右面) 寛保三癸亥 (正面) 月窓妙園信女 靈 (左面) 正月二十三日
441	青型	明治七年	一八七四	(右面) 明治七戌天 十一月六日 (正面) 幻英寶樹大姉位 (左面) 上園仁平妻 四十九
442	自然婆	明治四十二年	一九〇九	(正面) 明治四十二年 仁徳宗善居士 一月廿四日
443	自然婆	宝曆四年	一七五四	(正面) 宝曆四甲戌天 三界萬靈七世父母有無二縁等 与八志 二月吉日
444	位牌型	安永七年	一七七八	(右面) 安永七戌戌天 (正面) 三界萬靈等 (左面) 四月二十三日
445	板碑型	寛保二年	一七四二	(右面) 根元大願主讃州大内郡西村住 (正面) 寛保二壬戌天 鈴江忠八 結衆七十三人奉供養 南無阿彌陀佛百六十万遍 正月吉祥日 (左面) 中山西蓮 同姓一道 大願主當村住
446	板碑型	享保六年	一七二二	(右面) 干時 享保六年辛丑記 (正面) 〇〇〇〇土靈位 施主 中山五兵衛 (裏面) 頌日 俱一切 〇〇〇〇 南無阿彌陀佛
447	自然婆	文化二年	一八〇五	(正面) 文化二乙丑天 三界萬靈塔 正月十五日
448	板碑型	正保三年	一六四六	(正面) 正保三天 幼離智圓童子 幽靈 (左面) 執繩郷奥畑村内田口助長 〇
449	板碑型	享保十三年	一七二八	(正面) 享保十三年戊申天 空心地妙印信女塔 七月念五日

X 石造文化財の保存

はじめに

香々地町西狩場には、現在も石材を切り出している石切場がある。石材は薄緑色の輝石安山岩でやや多孔質である。荘域内でこの石材と比較的によく似た材を使用したものに五郎丸の宝塔がある。そこには戦国時代の造立と考えられる同形式の宝塔二基が立つ。また、それらの塔と形態的に類似するものが荘域内に散在しており、石材も同一材を使用している可能性がある。その一部を削り取って科学的な分析ができればその真偽の判断も可能であるが、対象が文化財であることから、たとえ僅かでも削り取ることにはできない。石造文化財の調査を行っていると、時として変わった劣化をしたものにあう。また、早急に保存修理の必要なものも多い。以下では、石材の材質を基本に、劣化と保存について少し考察を交えながら報告したい。

一 石材の劣化とその原因

中村石幢や別宮社狛犬などには、小穴状に剝り込まれ、まるで生物の巣穴みたいな劣化をした部分が見られる。海岸の岩場や防波堤に使用されている石材にも同様な劣化を見かける。内陸部の川筋などにある石材には見られない劣化である。何が原因でそのような劣化が起きたのかを調べるため、試料のサンプリングを行い分析を行った。

表1は蛍光X線分析装置による分析結果であるが、装置納入後の調整期間中で、データに銅やニッケル、亜鉛などが誤差として含まれる。また、サンプリングは雨が上がった後と晴天が続いた後で行った場合とでは、表面の可溶性成分が水に溶け去ることで違いが生じる。ちなみに、これらのサンプリングは雨後2日目に行った。表中の1番から6番まで



写真81 別宮社狛犬 劣化部



写真80 中村石幢 亀部

表27 岩石の成分

※蛍光X線分析装置による分析から

	1	2	3	4	5	6	7-1	7-2	8-1	8-2	9-1	9-2	10	11
成分	凝角礫岩	安山岩	凝角礫岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩
	巴通庵 国東塔	梅ノ本 国東塔	梅ノ本 地蔵尊	塔ノ本 国東塔	行者洞穴 灯籠	別堂社 狛犬	安山岩 岩場材1 表面	安山岩 岩場材1 内部	安山岩 岩場材2 表面	安山岩 岩場材2 内部	安山岩 岩場材2 表面	安山岩 岩場材3 内部	安山岩 岩場材3 内部	安山岩 岩々地町 狩場石
Na2O	2.563	3.618	2.771	2.531	4.347	2.477	5.34	4.342	4.979	4.502	4.433	4.281	3.822	3.858
MgO	1.631	1.139	2.011	1.374	1.169	0.94	2.264	1.839	1.884	2.416	2.558	1.927	1.149	2.147
Al2O3	19.922	23.849	19.811	20.591	20.333	12.228	19.651	19.303	18.952	19.142	18.861	19.98	18.158	18.639
SiO2	55.894	59.824	61.627	60.561	62.085	35.642	60.524	60.677	59.029	60.36	59.43	60.539	67.692	62.736
P2O5	0.208	0.114	0.141	0.474	0.123	0.173	0.144	0.115	0.217	0.25	0.297	0.253	0.061	0.12
SO3	4.846	0.175	0.234	1.565	0.377	29.235	0.217	0.191	0.486	0.137	0.184	0.091	—	0.058
Cl	0.285	0.102	0.361	0.304	0.529	0.308	0.718	0.654	1.389	0.679	0.462	0.314	0.017	0.1
K2O	1.156	1.005	1.522	1.943	1.903	1.035	0.86	1.74	2.019	1.928	1.923	1.888	0.857	1.901
CaO	6.536	5.408	4.146	5.519	4.819	13.878	4.299	4.64	4.711	4.903	4.985	4.875	3.722	4.878
TiO2	0.695	0.469	0.597	0.618	0.431	0.404	0.697	0.711	0.784	0.594	0.714	0.611	0.489	0.562
Cr2O3	0.042	0.055	0.033	0.027	0.038	0.057	0.05	0.031	0.052	0.034	—	0.03	0.03	0.044
MnO2	0.535	0.109	0.243	0.296	0.105	0.125	0.117	0.115	0.146	0.142	0.117	0.111	0.117	0.17
Fe2O3	5.318	3.837	6.184	3.901	3.45	3.153	4.843	5.298	5.036	4.656	5.743	4.84	3.605	4.501
NiO	0.023	0.011	0.009	0.011	0.017	0.016	0.016	0.013	0.014	—	0.012	—	0.015	0.013
CuO	0.157	0.159	0.172	0.133	0.134	0.169	0.136	0.153	0.137	0.13	0.127	0.127	0.116	0.127
ZnO	0.084	0.063	0.064	0.055	0.05	0.069	0.057	0.066	0.059	0.048	0.055	0.055	0.051	0.051
SrO	0.052	0.036	0.073	0.06	0.071	0.092	0.067	0.092	0.081	0.066	0.063	0.08	0.076	0.064
PbO	0.053	0.028	—	0.036	0.02	—	—	0.02	0.027	0.015	0.036	—	0.024	0.031

装置：フィリップス社製 PW2400 L S II

管球：スカンジウム管球

出力：60kV、40mA

は荘域内の石造文化財、7番から9番は長崎鼻先端の海岸岩場にある巢穴状に劣化した石材、10・11番は石切場の石材で、このうち狩場石は過年度の調査で切り出ししている石材の一部を直に分けて頂いたものである。中村石幢は安山岩製であるが、巢穴状に劣化した龕部のみが凝灰角礫岩製である。別宮社狛犬は一石からできており、顎の下あたりから前足部分にかけてのみ巢穴状の劣化が見られる。材質は、中村石幢と梅ノ木磨崖地藏尊が凝灰角礫岩製であるほかはすべて輝石安山岩製である。なお1番から6番までのサンプリングは、剥落片のほか表面に砂をまぶしたように付着している部分を掻き集めたもので、分析結果はその石材の成分を代表するものではない。

劣化の進行で水に溶けやすいナトリウムのほかケイ素などが成分比から減少していることがわかる。ただし、岩場の石材は潮風にあたることから、塩分としてのナトリウムと塩素が多いことを差し引いて考える必要がある。また、行者洞穴は潮が満ちてくれば洞穴内に海水が侵入し塩分濃度の高い雰囲気となり、そのため灯籠も同様のことがいえる。巢穴状に劣化した中村石幢と別宮社狛犬には硫酸とカルシウムが多く含まれており、石膏が表面に付着していることが窺えるが、同様の劣化をした岩場の石材はそうではない。

長崎鼻の岩場でいろんなタイプの石材を削りあるいは砕いて観察した。その結果、巢穴状に劣化をしている石材は、班晶（石英や長石など）の間を埋めている石基が小粒でしかも膠結力が弱い。またかなり多孔質で、比較的柔らかく、内部まで土壌化の進行が認められた。

これらのことから、巢穴状の劣化をしている石材の原因としては、水に溶けやすい成分を多く含み、多孔質であるなどその成因にもとめられ、それに風が強くあたる場所にあるということも必要のようである。例え



写真82 円通庵国東塔

ば、溶岩が冷えて固まり始める時、泡粒（この場合気泡のことではない）が寄り集まってその膜面から結晶が成長し固化が始まるようなモデルを考えると、固化は徐々に泡粒内部へ進行し、ついには一つの岩石ができる。そのため、泡粒の内部は大きな結晶を作る素材が少なく、また不純物も多くなる。従って、膠結力の弱い泡粒内部から劣化が起こり膜面部分が残って巢穴状となる、といった考えもできよう。この場合、岩石をライン状に切って結晶の大きさや成分の分析を行えばそれが事実かどうか判定できる。この方法については改めて調査・分析し、別途報告したい。なお、巢穴状の劣化については、劣化を促進する塩分も影響していると考えられる。円通庵国東塔と行者洞穴の灯籠は、劣化した砂岩のように表面がザラつき、しかも全体が一樣に劣化するためか著しく溶けている。塩分が影響しこのような劣化を引き起こしているようにも考えられるが、国東塔はその影響を受ける位置になく、分析データからもそのことは窺えない。材質に問題があることは分かるが、その一部を削り取って顕微鏡で観察を行うなどしない限り、現状ではこれ以上の考察は無理

である。これについても別途調査・分析し報告したい。

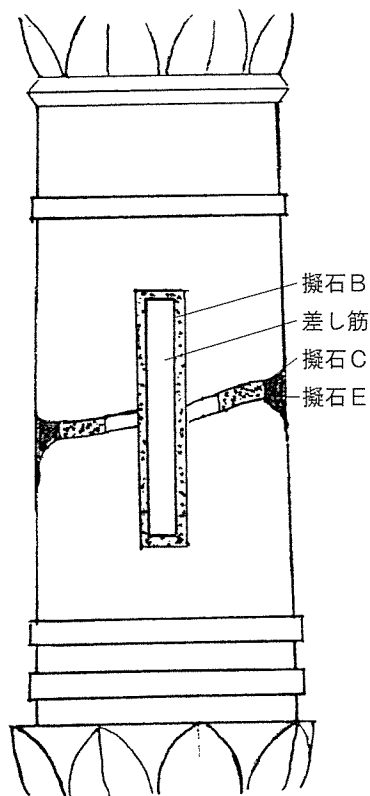
二 石造文化財の保存修理

焼尾塔ノ本国東塔

安山岩製の塔は、相輪、露盤と笠、塔身の首部、同身部、請花、反花、基礎、基壇の各材からなる。全体に地衣類が多く、基礎から下には苔も付着している。相輪は九輪の五輪目を半分ほど残し上部を欠失する。露盤の左側に一部欠損がある。塔身下の請花は後側に大きい欠失があり、正面には横に長く亀裂も走る。反花は下部の基礎と接するあたりと上部中帯に欠損が多い。基礎は正面左右の角部分に欠失がある。基壇は組石がズレ動き隙間をつくる。塔は全体に表面の劣化が進行し、細かい凹凸や剥落跡などが随所に見られる。

これまで相輪上部の欠失部分は無いなものと思っていたが、塔の所有者宅において保管されていたことが分かり、接合修理することになった。欠落部分の残り具合を確かめるため現地で確認作業も実施した。宝珠の火炎部に一部欠損があるものの九輪が揃い、折れ口もほぼ接合面で合うことが分かった。それらの状況から判断して、保存修理は以下の方法を考えた。

A 相輪のそれぞれの折れ面中央部に径二cm、長さ十五cmの穴を開ける。その穴に挿入して折れ面を補強するための差し筋(径一・五cm、長さ二十八cmのステンレス製の棒)を用意しておく。ただ、ステンレスは長期の間に錆びることもあり、やや割高ではあるが強化繊維製の棒を選択することもできる。ステンレスは熱による膨張・収縮が起きやすく、それによって接合した折れ面の剥離も考えられることから、強化繊維製棒の方がかえってよいであろう。



第48図 相輪部接合の模式図



写真83 焼尾塔ノ本国東塔

B 差し筋を接合・固定するため、エポキシ樹脂と穴を開けたときに削り出した石材の粉を少し混ぜ合わせペースト状にした、いわゆる擬石を用意する。

C 折れ面の接合のため、エポキシ樹脂に石材の粉をやや多めに混ぜ合わせた擬石を用意する。

D 差し筋用の穴にBで用意した擬石を注入し、折れ面にはCで用意した擬石を端から1cmほど内側に3cm幅で塗布した後、差し筋を挿入し折れ面を接合する。擬石はそれぞれはみださない程度の量でよい。

E 擬石が硬化し接合できたら、エポキシ樹脂にさらに多めの石材の粉を混ぜ合わせ粘土状になった擬石を用意し、その接合部分にある欠損に塗り込み整形し、さらに固化する前にその表面へ石材の粉を振りかけ接着し仕上げる。このEの作業は、欠損が小さい場合は行う必要はない。

接合で注意すべき点は、相輪上部に浸み込んだ雨水が下部へ向けて移動する際、樹脂の面で滞留しないよう多く付けすぎないこと。仮に水分が滞留した場合、樹脂が剥離しやすくなるからである。また、差し筋にステンレス棒を使用する場合は、擬石によりステンレス棒が完全に包まれるようにあらかじめ擬石を表面に塗布してから行うこと。被覆が十分でないときとステンレス棒が接触し錆が発生する。この二点について注意すれば問題はないであろう。なお、欲をいえば、劣化が進行し石材の空隙率が高くなっていることから、塔全体の樹脂硬化も検討してもらいたい。それと現位置が斜面の際であることから、少し手前へ移築することも併せ検討してもらいたい。

梅ノ木磨崖地蔵尊

南向きの凝灰角礫岩の崖面に、磨崖仏、連碑、磨崖五輪塔が彫られる。

この内、磨崖仏部分が今回保存修理を検討しているところである。また、この部分にのみ覆屋を設けてあり、したがって直接雨水がかかることもなく乾いている。なお、梅ノ木磨崖地蔵尊及び前述の焼尾塔ノ本国東塔については、その詳細を概報2「夷地区における仏教遺物の概況」で渡辺が述べている。

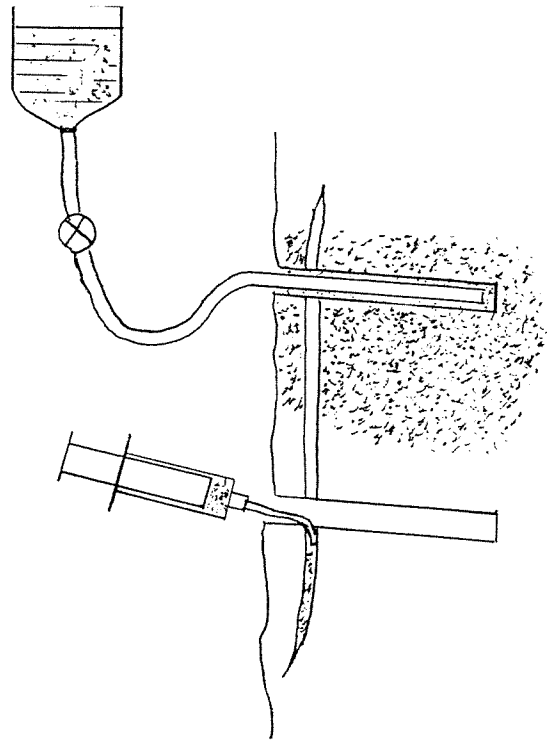
磨崖仏は、中央の地藏像の頭部に剥落跡、向かって左の比丘像には顔面に少し欠損、右肘とその袂に剥落跡、右の比丘尼像二軀のうち左像の顔面に新しい剥落跡と右袖から右膝にかけて剥落跡がある。また、いずれの像にも小さい欠損が多い。地藏と比丘像の間に節理に伴う縦に大きな亀裂が走る。地藏像あたりは叩くとポコポコとした音がすることから、表面から浅い位置に広い面積で隙間があることが窺える。磨崖仏の回りには、表面の皮が少しめくれ反り返ったような劣化をした部分が多い。覆屋の外にある連碑や磨崖五輪塔にはこのような劣化は少なく、磨崖仏周囲に顕著に見られる。以下で現況から考えられる保存修理の方法について述べる。

A 崖面は内部に比べ劣化のため空隙率が高くなっており、ケイ酸質の樹脂を表面に吹き付けあるいは塗布含浸させることでその空隙部分を埋め、補強・強化する。ただし、劣化により表面がめくれ上がったところは撥水性を持たせた樹脂を使用する。

B 叩いて内部に隙間があると判った部分には、それよりやや広めに10cm間隔で径5mm、長さ15cmほどの細かい穴をやや斜め下に向け開ける。

C 穴にケイ酸質の樹脂を点滴方式で徐々に浸透させ、内部より補強・強化する。この場合も樹脂は撥水性を持たせたものを使用する。

D その穴を利用し、やや粘性の低いエポキシ樹脂を注射器で表面から



第49図 樹脂の注入・浸透の模式図

浅い位置にある隙間部分へ注入し、固定する

E穴をエポキシ樹脂と石材の粉を混ぜたもので塞ぐ（擬石仕上げ）。

F表面がめくれ上がったところは、エポキシ樹脂にて接着・接合する。

なお、接着・接合にエポキシ樹脂を使用することについては、その強力な接着力から意見の分かれるところであるが、耐候性などを考慮した場合、ほかに選択の余地は無さそうである。

磨崖仏の保存修理では、一般に水の浸み出しや温湿度の測定など年間を通した調査のほか、ボーリングによる岩質・層位のチェックといった事前調査も行う。この場合はそれらを省いているので、はたしてこの方法がベストなのかや疑問に思われる。ただ、これまで数度の現地調査の結果から、水の浸み出しは磨崖仏あたりでは見られず、また浸み出し流れ落ちたような痕跡もない。岩質は安山岩質の凝灰角礫岩で、崖面



写真84 梅ノ木磨崖地藏尊 磨崖仏部分

の観察からは今後問題となるような層位はないように思われる。それでも、地藏像と左の比丘像との間にあるような亀裂がどのように走っているか、ほかにもこのような亀裂がないかなど気にはなるところである。一方、磨崖仏に比べ、線刻の連碑は線刻部分が劣化で消滅しかかっており、磨崖五輪塔は著しい劣化で彫りが鈍くなるなど、傷みはむしろこちらの方が大きい。しかしながら、磨崖仏あたりの劣化は最近急激に進行しており、こちらの保存修理が急がれる所以でもある。

参考文献

- 国東半島の石工 2 (当館報告書第二集 一九八四)
石造文化財の保存と修復 (東京国立文化財研究所 一九八五)
保存の科学 第二六号 (一九八七)
" 第二七号 (一九八八)
美術工芸品の保存と保管 (フジテクノシステム 一九九四)
石造文化財の保存対策の (当館報告書第一八集 一九九六)
ための概要調査

XI 調査のまとめ

一 香々地荘調査について

平成五年度から実施してきた香々地町での調査は、これまでの二度にわたる豊後高田市田染地区および都甲地区での調査で培われてきた調査方法などを踏襲しつつ、また新しい視点によって調査を展開し、相応の成果を挙げたものと考えている。こうした調査成果については、本書にまとめられているが、以下では特に注目される点を挙げるとともに、あわせて今後の課題についても触れておきたい。

まず、一点目としては、近世および近代の景観復原をより積極的に行った点である。これまでの調査においては、中世の耕地や集落の復原については様々な成果がもたらされたが、現代から中世へと遡及的に村落景観を復原していく時、近世の村落景観の復原については地理学的アプローチからの検討はあったものの、文献史学からのアプローチはなお充分でない所もあった。本調査においても、かかる側面からの近世村落の復原をなお充分に果たし得たとはいえないが、本書Ⅳにその成果がある。なかでもⅣ―1では土地台帳をもとに、水田開発の状況を追跡し、現在のよう谷沿いに水田が広がる景観は近代になってからの溜池築造が大きな役割を果たしたことが具体的に明らかとなったし、近世香々地においては既存の水田の安定化、また水田の中に点在した島地等の水田化が志向された様子を窺い知ることができた。そして、こうした点から、中世―近世―近現代の耕地開発の歴史を一定程度抑えることができた。

ただし、こうした近世の耕地開発に関しては、支配権力との関わりからの追及も不可欠と見られるが、本書では検討することができず、今後の課題となっている。また、近世および近代の村落についても、能う限りより多様な側面からの追及も必要といえよう。

次に二点目としては、右に見た点と関わって、見目川流域という限られた事例ではあるが、近世から近代にかけての集落の変遷について明確に知ることができた点である。見目川流域については、元禄段階の屋敷検地帳(『資料編Ⅱ』)が残されており、これと明治段階の土地台帳との比較によって、集落地がこの二つの史料の間ではほとんど移動していないことを窺うことができた。集落地の変遷については、明治段階の土地台帳や地籍図によって、近代初頭までは遡及することができるが、それ以前になると、これまでの調査でも村絵図を利用することで検討がなされてきた。今回の調査では、類例の少ない屋敷地の検地帳が所在しており、ここからより明確に集落の変遷を追うことができたのである。

三点目としては、前回の都甲荘調査の視点を引き継ぎ、荘園村落遺跡の特定部分の性格などの解明のために、発掘調査を行ったことである。

この調査は、香々地荘の領域に含まれた大字上香々地の早田地区で実施したが、この地区には「トノヤシキ」というシコナの残る地があり、そこには暦応二年(一三三八)銘の国東塔をはじめとする石造物群が所在している。香々地荘支配の様相は詳らかでなく、地頭がどこを拠点としたかについても、地名調査などからは知ることができなかった。そこで、香々地荘支配の様相をより具体的に知るためにも、十四世紀代の国東塔も所在する「トノヤシキ」と呼ばれる地が、その名称から荘園支配において何らかの拠点となる地ではなかったかと推測し、調査を実施した。しかしながら、『概報3』にあるように、この地からは支配拠点に関わるような遺構・遺物も検出されなかった。

このように、今回の調査の一環として実施した発掘調査は、明確な調査成果を生むに至らなかったが、かかる視点からの調査は今後も実施されるべきものといえよう。

そして、四丁目としては、香々地町においては建武元年（一三三四）以後香々地荘地頭となった田原氏の勢力範囲が、臨濟宗寺院の分布に具現されていることが改めて知ることができた点である。既に、臨濟宗寺院は田原氏あるいは大友氏など領主クラスの支配拠点に創建されたことが知られていたが、今回の調査では、香々地荘域には含まれなかったと見られる堅来川・羽根川流域には臨濟宗寺院がないことから、右のような知見を得ることとなった。また、仏教の広がりという点からすると、香々地荘においては十四世紀段階の禪宗がもたらされる以前の信仰はなお詳らかでないが、香々地荘は弥勒寺領であり、この弥勒寺が比叡山と強い結び付きを有していたことをふまえると、平安時代から鎌倉時代にかけてはこの一帯にも天台教学に基づく信仰が流入していたことが推察される。一方で、山岳修行の場から発展した六郷山領も比叡山末であるが、これらを天台宗として一括することにはなお躊躇されるのである。ここでは、その詳細を明確になし得ないが、国東半島の荘園の歴史を仏教諸宗の広がりという点からみる時、十四世紀段階の禪宗流入以前の姿を可能な限り追及することは、なお今後の課題の一つとしてある。

最後に挙げられるのは、本調査などの要因となる圃場整備事業について、換地の様子や耕地形態の変化などから検討を加え、具体的に換地基準などを知ることができた点である。

今回の調査対象地には圃場整備事業が終了した地域も含まれており、本調査ではまずこれらの地の圃場整備事業以前の水利体系などの記録化が行われた。そのなかで、圃場整備事業によって従前の景観はどのように変化したのか、あるいは換地はどのように行われたのかという疑問に遭遇することとなった。圃場整備事業は、耕地景観を一変させる大土木事業であり、これが実施された二十世紀後半は、開発史の上でも大きな

画期となるものといえよう。そこで、今回の調査では、かかる圃場整備事業について、能う限り何らかの形で記録化を行い、後世に伝えることも必要ではないかと見られ、右に見たような試みを行ったのである。

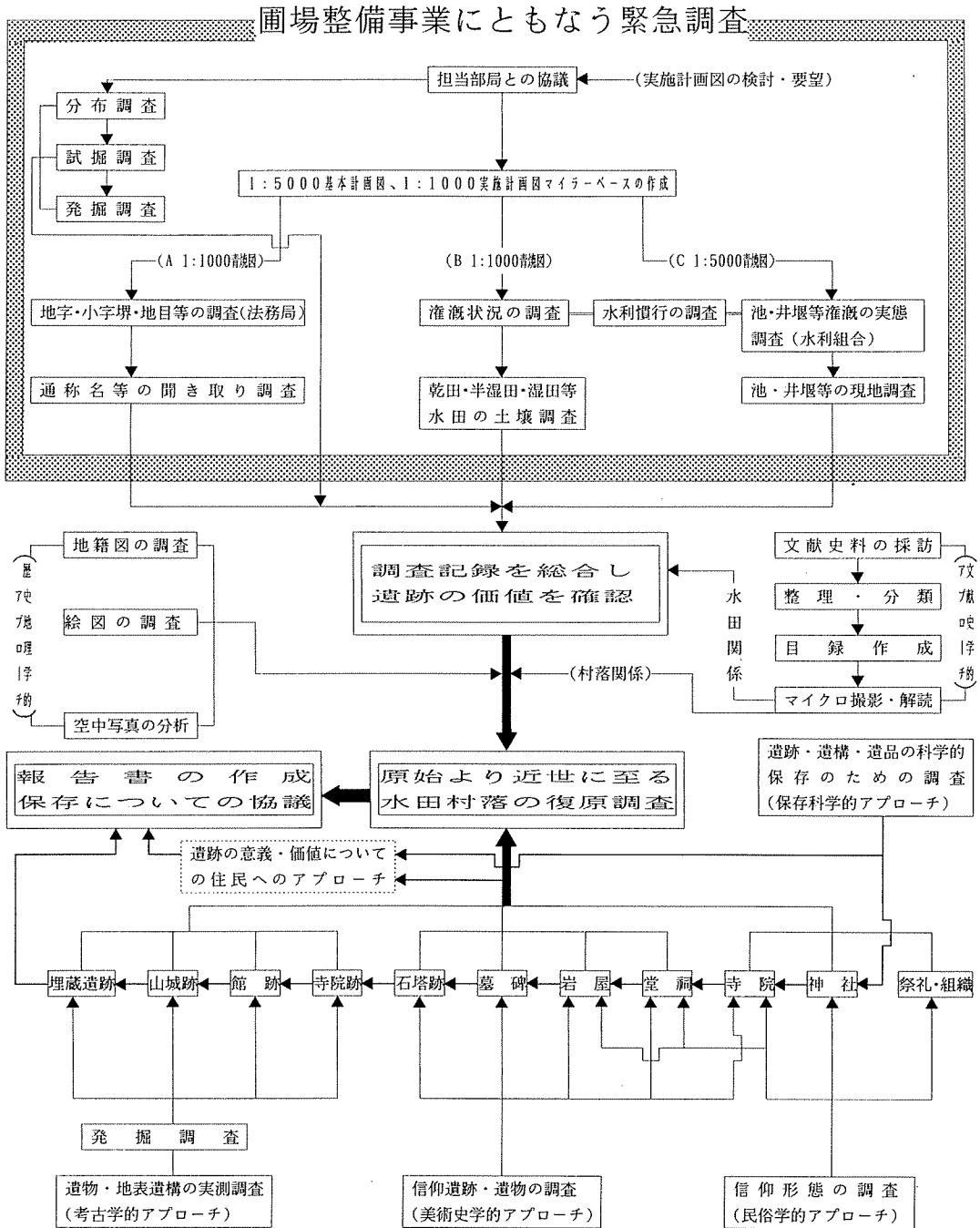
なお、今回の調査は、竹田川下流域における大分県教育委員会の発掘調査と連動することができ、そこでの多大なる調査成果を得ることができた。この県教育委員会の調査では微地形調査が実施されたわけだが、こうした微地形調査の視点もまたこうした調査においては必要な視点といえ、今後の調査において組み込まれるべきものと考えられる。

一 「荘園調査」について

ところで、当館がその前身にあたる大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館時代を含めて、国東半島において荘園村落遺跡の調査に取り組みはじめてから、十八年になろうとしている。「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」（以下、「荘園調査」と略する）と呼ばれるこの調査は、これまでに大きな成果を収めてきた。

こうした「荘園調査」の開始に至るまでの経緯や調査の意義などについては、さまざまな所で言及されているが、ここではまず「荘園調査」の特徴を一・二挙げておきたいと思う。

一つには、田染荘調査において提示され、以後の「荘園調査」の立脚点ともなった荘園村落遺跡という概念が挙げられる。これは土の下に埋もれた埋蔵文化財としての「遺跡」のほかに、現在目の前に広がる集落（またはその跡）や耕地といった景観、あるいは耕地を潤す灌漑体系、寺社や小社小堂、これらに伝わる仏像や石造文化財、さらには墓地や村落の信仰・祭礼等、過去から現在に至る人々の様々な営みが累積している現況すべてを「遺跡」として捉えた所に特色がある。つまり、地上・



第50図 莊園村落遺跡調査のフローチャート

地下の遺構の存否に関わらず、これまでの歴史の変遷を継承し、包括的に累積してきた現在の村落景観そのものを遺跡として捉えたのであり、さらにはそこに所在する様々な歴史的情報を記録化しようとするものであった。

次に挙げられるのは、調査方法についてである。右に見たような認識の下での調査は、学際的かつ総合的な調査を必要とし、考古学、文献史学、美術史学、歴史地理学、民俗学等多方面からのアプローチが行われたのであり、これは右に掲げたフローチャートに示した通りである。さらに、ここでは調査の目標である中世の荘園村落の復原に際して、現代―近代―近世―中世という形で遡及する一方で、荘園の前史にあたる縄文時代以後のムラの様子について、時代を下降する形で追跡する方法も採用された。

しかし、こうした特徴を有する「荘園調査」は、中世の荘園村落復原を目的とした調査あるいは研究機関の調査事業だけに限定されるものではない。確かに、荘園の故地で行われた調査の中で、右に見たような方法などが培われてきたわけだが、現在目の前に広がる村落景観を「遺跡」として捉え、そこに所在するあらゆる歴史的情報を記録していくという視点をふまえるならば、これは一個の現地調査の方法として、対象を近世の村落などにも定めても実施することが可能だろうし、自治体史の編纂という事業の中でも実施可能ではないかと思われる。こうした調査の実施にあたっては、様々な制約もあるだろうが、有形無形に関わらず、まず現地に所在する歴史的情報を能う限り記録化することは、あらゆる地域の歴史を知る上での第一歩となるものであり、重要な作業と見られるのである。

また、こうした「荘園調査」の方法は、大分県では圃場整備事業にか

かる緊急調査のいくつかでも取り入れられ、成果をあげている。このことは、「荘園調査」の方法は研究機関の調査に留まるものでなく、緊急調査においても実施できることを示す一例といえるだろう。つまり、当館がこれまで行ってきた「荘園調査」の手法は、調査対象地をより正しく認識する上でも、様々な場での「現地調査」に援用可能なものと見られるのである。

三 荘園村落遺跡の調査と保存

さて、多方面からのアプローチによって、遺跡の価値が確認されたとしたら、次に大きな課題となるのは遺跡の保存である。ただし、『豊後国都甲荘の調査 本編』でも指摘されているように、荘園村落遺跡のように、現在も生きている遺跡の保存についてはさまざまな問題もあり、全体的な保存はいまや不可能に近く、特定の地域の保存に留まらざるを得ないが、圃場整備事業が進行する中では、そうした特定の地域の保存についても難しくなってきたのが現状である。

確かに、曲がりくねった水田、小さな区画の水田は、いわゆる農業の「近代化・機械化」を指す上では改良すべきものなのかもしれない。しかしながら、こうした水田が広がる景観は、日本の農村における開発史の一段階を示すものであるし、景観は過去の人々の営みが累積した歴史的産物であることから、一個の「文化遺産」ともいえよう。すると、旧来の不定形の水田が広がる景観を保存していくことは、日本の農村における開発の歴史を後世に伝える点でも、重要なことではないだろうか。こうした現在も生きている遺跡の保存にあたっては、史跡指定という形での遺跡保存の方策に加えて、新たな保存理念の樹立とともに様々な方策を検討していくことがより必要であろう。これまでの「荘園調査」

のなかでは、「伝統的村落景観保全地区」や「村落博物館」という新しい理念が提起されているが、いずれにしても遺跡の保存は一定地域を凍結保存するものでなく、特に国東半島では過疎という状況にある農村を再生させてゆく方向性を持つことが重要であり、このことは改めて調査者などの中にも銘記されるべきであろう。

また、かかる遺跡の保存においては地元の連携が不可欠である。そこでは、調査成果を地元へ還元していく作業が伴うわけであり、今回の調査においても、地元の歴史教室への参加などを通して、遺跡の価値を伝えることが試みられている。もちろん、こうした地元との連携は直ちに達成されるものではなく、継続的に行っていくことも必要といえよう。

荘園村落遺跡のような、現在も生きている遺跡の保存については、多くの課題があるし、その方策についてなお様々な検討が必要である。しかし、圃場整備事業および過疎によって変貌を遂げつつある農村の現在を見つめた時、そこに内包される歴史的情報の記録化、さらにはかかる遺跡の保存は同時代に生きる我々に課せられた大きな課題であることを、今回の調査を通じて改めて痛感されたのである。

参考文献

- ・ 後藤宗俊「国東半島の荘園村落調査」〔岩波講座 日本通史別巻二〕 岩波書店 一九九四年
- ・ 『中世の村落と現代』（吉川弘文館 一九九一年）
- ・ 『中世のムラ』（東京大学出版会 一九九五年）
- ・ 『くにさきの世界 豊後高田市史特論編』（豊後高田市 一九九八年）
- ・ 『豊後国田染荘の調査 I・II』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六・八七年）

- ・ 『豊後国都甲荘の調査 資料編・本編』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九二・九三年）
- ・ 『豊後国田原別符の調査 I』（大田村教育委員会 一九九四年）
- ・ 『香々地の遺跡 I・II』（香々地町教育委員会 一九九四・九五年）

補

遺

一 近世・近代史料補遺

1 「国東旧新略記」について

一九九八年七月、当館は豊後高田市の土谷朋夫氏より、氏所蔵の古文書群の寄託をうけた。そのなかに、「国東旧新略記」と表紙に記された記録（以下、本史料と呼ぶ）が含まれていた。本史料は、縦二三・七cm、横一六・七cmの縦帳で、一二二丁から成る。現況は、ボール紙の表紙と裏表紙が付けられている。

本史料の冒頭には、土谷家が江戸時代まで庄屋をつとめていた三畑村の文禄年間以後の歴史的沿革が記され、その次に正徳二年（一七一二）に延岡藩領となった時、「御公料高松御役所」から延岡藩に引き渡された「高松郷帳」を写した旨が九丁表に記され、さらに、以下のような記載が続いている。

- 1 国東郡村々の庄屋組頭山ノ口面附
 - 2 大分郡・速見郡村々名付
 - 3 国東郡寺
 - 4 国東郡社家
 - 5 国東郡香々地御役所森左太夫殿詰
 - 6 大分・速見・国東郡村高、各村の宗旨御改人数
- さらに、本史料には明治五年（一八七二）の「御布告」あるいは嶋原領の村高などを記した「嶋原領豊州秘鑑」、杵築藩領の村高などを記した「杵築御高前」（正保二年成立）が書写されている。このうち、「嶋原領豊州秘鑑」の部分の末尾には、明治三年（一八七〇）に土谷則継がこれを書写した旨が記されており、本史料は近代初頭の書写になることが推

測される。

ところで、上に掲げた1〜6について、ここではいわゆる「高松郷帳」との比較を行うことができず、これらすべてが「高松郷帳」にある記載なのかどうかなど明らかにすることができなかった。これらの課題については、後日に期したいと思う。確かに、本史料の成立については、なお詳らかでない点はあるが、これは近世の香々地を含めた国東半島の概況を記載しており、注目されるものといえよう。

なお、本史料には今回の調査対象地となった香々地町に関わる記載もある。例えば1・3・5がこれにあたるわけであるが、このうち1に見える村高は、いわゆる元禄郷帳とほぼ一致していることがわかる（Ⅲ―四参照）。以下ではとりあえず延岡藩となった現在の真玉町および香々地町を対象とした3・4の中から香々地町に関係する箇所と5を翻刻することとした。

最後に、この翻刻部分において、いくつか注目される点を挙げることにしたい。

①3にある見目村の寺院の記載を見ると、真宗の寺として三光坊、光周坊、長泉坊と記されている。このうち、三光坊は元禄十一年（一六九八）に、光周坊・長泉坊は元禄十二年（一六九九）に寺号を許されたことが、松成家文書にある「寺社方差出帳」（正徳三年・一七二三）に記されていることから、少なくとも3の記述のもととなったものは、元禄十一年以前の史料であると推定される。

②3によれば、現在靈仙寺と称される寺院は、もとは根本院と呼ばれていたことがわかる。根本院は十六世紀後半の史料である「夷地見坪付注文」（『香』一四三号）にもその名が見え、現在の靈仙寺境内地は、中世夷岩屋に属する院の故地であったことが推察される。

③あるいは、3には「無旦那」の寺院として唐櫃村の勝地庵とある。この寺院は現存していないが、シコナとしてその名が残されており、江戸時代にはこの地に「無旦那」ではあるが、寺院（堂と呼ばれるものかもしれないが）が所在したことがわかる。このことは、確かにシコナという小字内地名の多くについては、その歴史性を明確にすることは難しいかもしれない。しかし、この勝地庵の例のように、新たな文献資料などの発見によって、シコナの由来が明らかになり、地域の過去の姿が少しでも判明することがあり得ることをふまえると、とにかく現在地元に残されているシコナを採集・記録していくことは、重要な作業であることを改めて知ることができるではなからうか。

④4の社人書上によれば、堅来八幡宮の社人として、白野村の者が書き上げられている。このことは、II―三などで触れられているように、真玉町白野地区も堅来八幡の氏子であり、白野地区には鎮守として八幡宮が所在しなかったことを示しているよう。

2 「圃場整備事業の換地基準」について

また、今回の調査対象地には、既に圃場整備事業が終了した地域も含まれていた。本書では、こうした耕地景観を一変させる圃場整備事業の影響などについても、香々地町大字上香々地のうち長小野地区を取り上げ、IV―四で検討を加えている。

そこで、本調査の前提ともなる、こうした事業を知るためにも、断片的な資料であるものの、以下では長小野地区における圃場整備事業の換地に関する資料を掲載した。これは長小野地区の圃場整備事業の時、換地委員をされた方の元に残されたものであり、現代資料とも呼ぶべきものであるが、とりあえず『資料編』の体裁に従い、「近代史料補遺」と

した。また、この資料はIV―四で検討されている圃場整備事業の換地の様子を垣間見ることのできる資料という点からもあえて掲載することとした。本調査は、圃場整備事業を全面的に検討するものではないが、圃場整備事業は、二十世紀後半の大きな土地改良事業であり、可能な限りの記録化もまた必要な事柄と考えられる。

こうした換地に関しては、各地域の特殊性が考慮される場合もあるが、地域ごとに換地基準などが大幅に異なるというわけではなく、ほぼ普遍的なものとなっているという。以下に掲げた長小野地区の資料については、他地域のそれと比較検討することができていないため、長小野地区独自の基準が入っている可能性も否定できないが、基本的には他地域の圃場整備事業における換地と大幅には異なっていないと見られる。いずれにしても、この資料は国東半島における圃場整備事業に伴う換地の一事例として見ることができよう。また、本資料に記載されている内容については、ここでは具体的に解説することができないことは御容赦いただきたいと思う。

なお、圃場整備事業によって、何が変わり何が変わらなかったかという点について、耕地の形状や水利体系の変化などの様々な側面に関して、様々な視点からさらに検討していくことも今後の課題として残されている。

国東旧新略記(抄出)

(上略)

国東郡寺

(中略)

青蓮院御門跡御下 夷村
 一 天台宗 根本院
 巳春々吉婆蘆山靈仙寺成、寺社御奉行土肥
 理左衛門様ニ御断申上候
 同断 同村
 一 同宗 実相院
 高洞院下 佐古村
 一 禅宗 施恩寺
 白野光徳寺下 同村
 一 真宗 教証寺
 同断 同村
 一 同宗 川原坊
 佐古村施恩寺下 見目村
 一 禅宗 東智庵
 白野光徳寺下 同村
 一 真宗 三光坊
 同断 同村
 一 同宗 光周坊
 同断 同村
 一 同宗 長泉坊

同断

同断

同断

泉福寺派万年寺下

一 禅宗

同断

一 同宗

白野光徳寺下

一 真宗

泉福寺下

一 禅宗

(中略)

三拾五ヶ寺宗門判仕分

唐櫃村

安楽坊

香々地村

善照寺

羽根村

福田寺

堅束村

宝泉寺

同村

惠閑道場

小畑村

梅松寺

堅束村

長谷寺

同村

修善院

唐櫃村

勝地庵

城前村

弥勒寺

志磨寺下

一 天台宗

四ヶ寺

合三拾九ヶ寺

内三拾四ヶ寺宗門証判内
四ヶ寺無旦那

外二長小野大力坊、夷庵実坊

国東郡社家

(中略)

夷村

甚助

宮内太夫

同村

吉太夫

同村

助太夫

同村

太兵衛

佐古村

久太夫

佐古村

清太夫

唐櫃村

左近

見目村

右京進

香々地村

数馬

一 同 同村
左太夫

一 八幡宮社人 堅来
羽根村
長大夫

一 同 同村
治部

一 同 白野村
若狭様

一 同 同村
老岐進

拾七人

日出蓮花院下山伏 湯原村
智性院

一 船数九拾九艘 大小
国東郡
六ヶ浦

国東郡香々地御役所森左太夫殿詰

一 本陣老軒 一会所老軒 一 長家老軒

(二脱力)
藏式軒 東西 一 藏小役人詰所老軒

(二脱力)
牢屋老軒 一 大高札 浦高札 惣高御免地西

東惣村方御藏所也 真玉御藏所其後出来

(下略)

圃場整備事業に伴う換地基準について

1 従前地の地積の基準	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査の登記簿地積とする。
2 換地交付率の算出	<p>道路・水路等土地改良施設の用地の増加に伴う減歩は、地積割による共同減歩とし、換地交付率の算出は次による。</p> $\frac{\text{工事後の地区の総地積} - \text{工事後の土地改良施設用地地積}}{\text{従前の地区の総地積} - \left(\begin{array}{l} \text{従前の土地改良施設} \\ \text{用地地積} \end{array} \right) + \text{不換地処分申出地地積}} \times 100$
3 特殊地の取扱い	この事業によっても、改良ができない極端な湿田・日陰地・湧水田は、原則として従前耕作者に交付する。これが地帯となっている場合は、その地帯の中なるべく集団化する。
<p>(1) 特別不良地</p> <p>(2) 宅地接統地</p> <p>(3) 道路関係</p> <p>(4) 高压線下地</p>	<p>従前地が、その従前所有者の宅地に接統している場合は、原則として換地もその宅地に接統して交付する。国道・県道・町道または主要幹線道路等特別価値の高い道路に沿った土地については、その範囲を定め換地は原則として、その範囲内で交付するものとする。</p> <p>従前が高压線下にある土地については、換地は原則として高压線下に交付する。ただし、道路に接しない袋地をさけるため、線下地の増減はありうる。</p>
4 地帯別・グループ別団地の設定と換地方法	各集落毎に、その耕作地の集団化を図るものとし、各集落団地の位置は従前の各集落の耕作地の集まっていたところを中心とし、従前に比べ各集落の土地に著しい良否の差が生じないように定める。
<p>(1) 集落別集団化</p> <p>5 一般個人別換地の方法</p> <p>(1) 集団化の目標</p> <p>(2) 位置の選択</p> <p>(3) 区画畦畔の取扱い</p>	<p>農業の機械化・近代化の面からみて、各農家の土地はできるだけ大規模に集団化するものとし、一戸当りの団地数は、おおむね2ヶ所を目標とする。</p> <p>換地は各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近に集団化する。</p> <p>(ア) 畦畔は原則として、配分面積にばじて移動して定めるものとする。</p> <p>(イ) 配分区画の設定に当り、短辺が10m以下となるような設定をしない。</p>

<p>(4) 小規模農家の土地の取扱い</p> <p>(5) 端敷地積の増減</p>	<p>地区内の従前の土地の面積が500平米に満たない小面積耕作者の土地は、その従前の土地の属する圃場整備区内の長辺が道路に添った区画の長辺と直角に分割した特別区画、または従前の土地の位置もしくはその住居の位置に最も近い端田区を交付する。</p> <p>各人の換地交付基準地積に対して、100平米以内の端敷地積を増減することができる。</p>
<p>6 換地選定手順</p>	<p>(ア) 換地の選定は、特殊地・集落別(地帯別・ブロック別)団地、一般個人換地の順序とする。</p> <p>(イ) 一般個人換地は、小経営農家の土地を選定した後、集落に近い地点から選定する。</p>
<p>7 配分調整のための余裕率</p>	<p>換地選定を円滑に処理するために、選定過程において必要があるときは、換地交付率について、3%以内の余裕率をもって、配分を調整することができる。</p>
<p>8 団別集約団地と個人別集約団地との調整</p>	<p>集落別団地を設定した場合において、その団地内に個人別換地基準からみた母地となるべき従前の土地がない耕作者の換地を選定する場合においては、その団地のうちでも従前の土地の位置に近い方に選定するものとする。</p>
<p>9 一時利用地の指定方法</p>	<p>一時利用地の指定は、換地計画(または換地計画原案)に基づいて行なう。</p>
<p>10 利用権等の集積</p>	<p>(ア) 換地選定の機会に、農用地利用増進事業による利用権の設定等を進めることとし、関係機関の協力を得て、利用地権の性質に関する啓蒙、貸し手・借り手農家の把握、借り手農家の営農計画樹立への協力等を実施すること。</p> <p>(イ) 換地選定に当たっては、委託者の拡大を図る。委託が永く継続しているもの等、安定が見込めるものについては、委託者の承諾のもとに、できるだけ受託者の営農家に便利なように集団化を図る。</p>

二 小字・シコナ一覧補遺

昨年度刊行した『資料編』には、「小字・シコナ一覧」を掲載したが、その後の調査において検出されたシコナをここに補遺として掲載することとした。

また、『資料編』に掲載した「小字・シコナ一覧」のうち、大字上香々地の「五四 下平」から「八七 水迫」については、本書Ⅲ―二でも触れた小地名図があり、『資料編』ではここに見える小地名をサイドラインをひいて採録している。しかし、これらを付図B―6におとしこむことは煩瑣となるため、この図では「五四下平」・「六〇内ヶ畑」・「八五峠」・「八七水迫」以外は、聞き取りによって得たシコナのみをおとしこんでいる。そこで、小地名図所収の小地名についての位置については、『資料編』巻末に掲載した長小野地区の小字界図と小地名図のトレース図の対照によって比較していただくことで、御容赦いただきたいと思う。なお、「小字・シコナ一覧」の内容については訂正すべき点もあり、後に正誤表を掲載している。この正誤表では、小字名と訂正すべき部分の最小限の内容に留めている。なお、別添の付図「小字・シコナ図」は訂正したものをもととしてしている。このように、新たに訂正が生まれたことをここに謹んでお詫び申し上げます。

1 補遺

〈香々地〉

五五 居船 (四〇七一〜四一〇九) 1タニシリ(谷尻) (四〇七七)

〈上香々地〉

四四 鳥居 (三三五七〜三四〇四) 2バイノハル (三三七九) を追加

〈夷〉

一二 岐部 (二四四〜二七三)

2スエンサコ (二六六〜六八) を追加

2 正誤表

誤

〈香々地〉

一五 荒牧 2◎モウタ (二四五)

一五 荒牧 5カミノタ (二五八)

〈見目〉

七一 小路 1ヤマシタ (二〇三八)

八九 堀切 1イナタブ (三九一八)

八九 堀切 3ウシタテバを削除

〈上香々地〉

一八 前田 3トモヒロ

二四 家永

四四 鳥居

五六 園田 2ナエシロダを削除

〈夷〉

一三九 城地 3フルヤシキを削除

正

2◎モウタ (一一四五)

5カミノタ (一一五八)

1ヤマシタ (三〇三八)

1イナタブ (三九八八脇の入江)

九〇 岬 1ウシタテバを付加

3 ナカスカ

宗永

馬居

五五 前田 12ナエシロダ(四〇一三)を付加

〇一三)を付加

一四〇 蓑払 4フルヤシキ付加

報 告 書 抄 録

ふりがな	ぶんごのくにかかじのしょうのちょうさ ほんぺん							
書名	豊後国香々地荘の調査 本編							
副書名								
巻次								
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第1集							
編著者名	櫻井成昭・真野和夫・渡辺文雄・山田拓伸・菅野剛宏・平川 毅 出田和久・後藤一重・段上達雄・原田昭一・三角寛市							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	西暦1999年3月31日							
所在遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
香々地荘	大分県西国東 郡香々地町	12		33°34') 33°40'	131°29') 131°35'	930401) 990331	37.83km ²	学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
香々地荘	村落遺跡	中世～近代						

大分県立歴史博物館

報告書第1集

豊後國香々地莊の調査 本編

発行日 平成11年3月31日

発行 大分県立歴史博物館

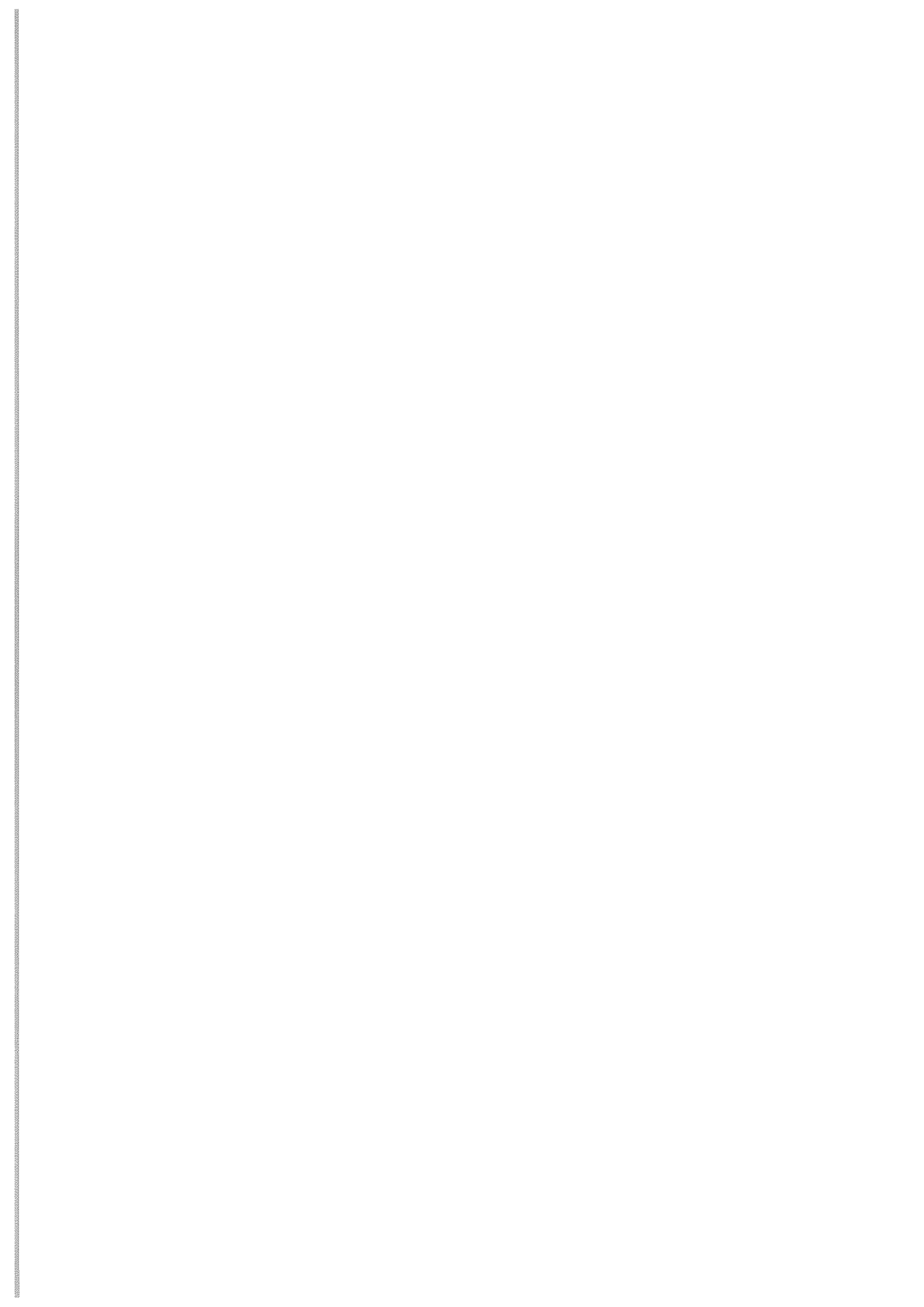
宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978 (37) 2100

印刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲607

Tel 0978 (38) 0135

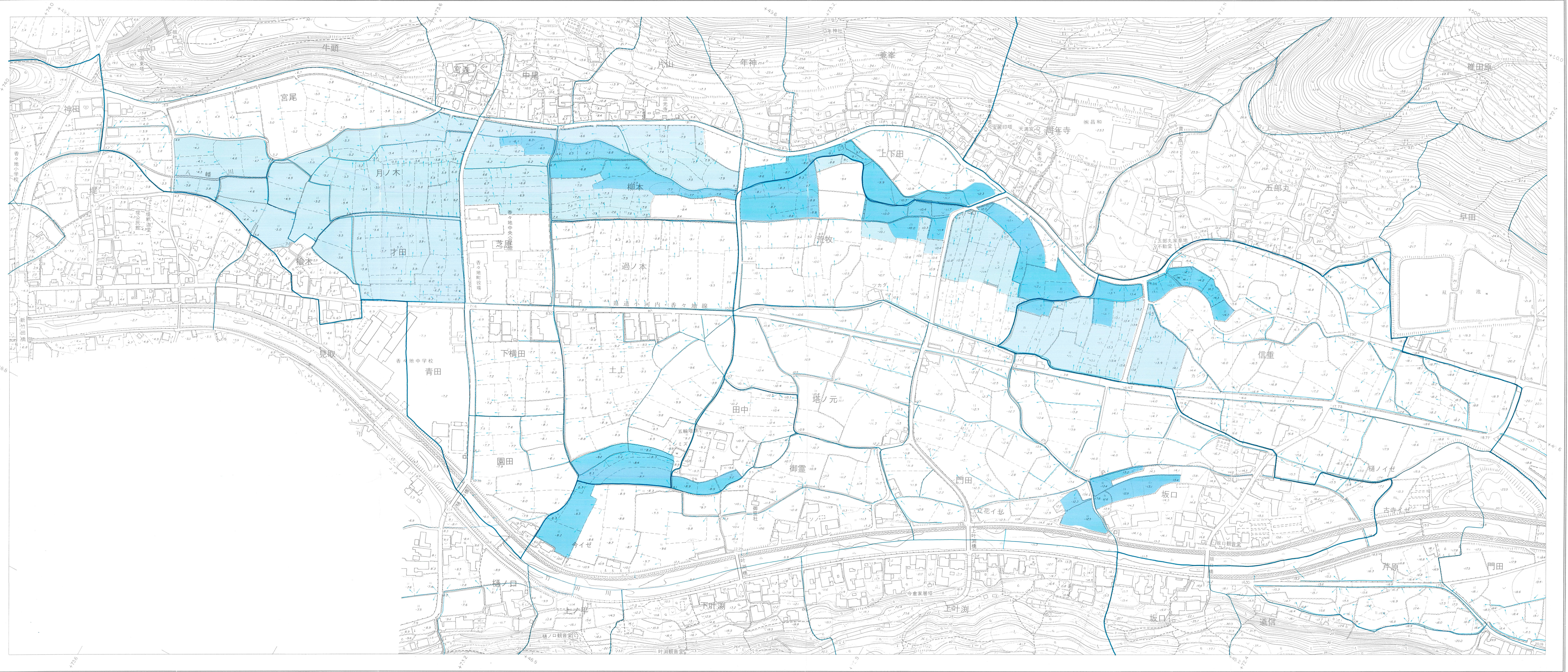


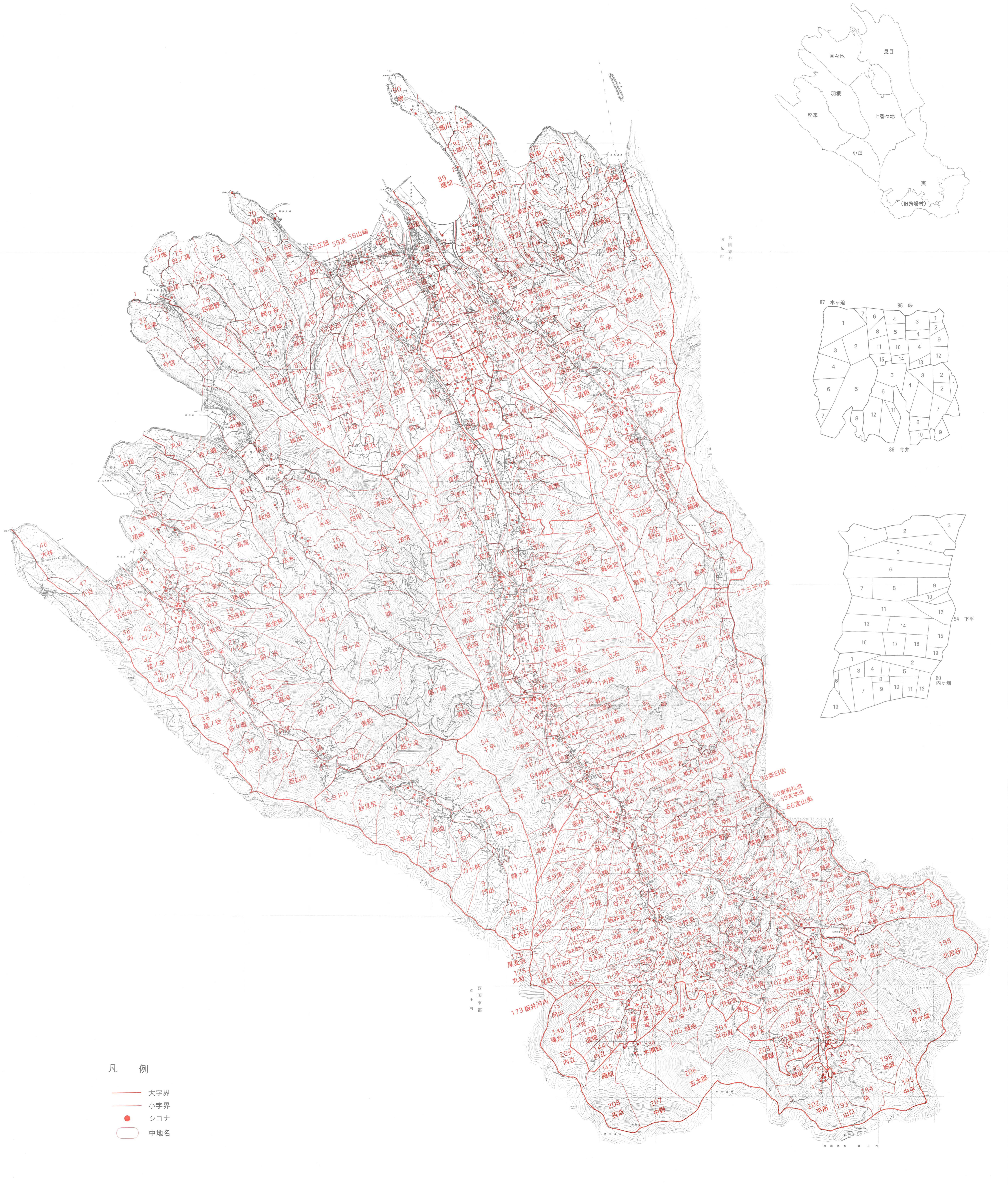
豊後國香々地莊の調査

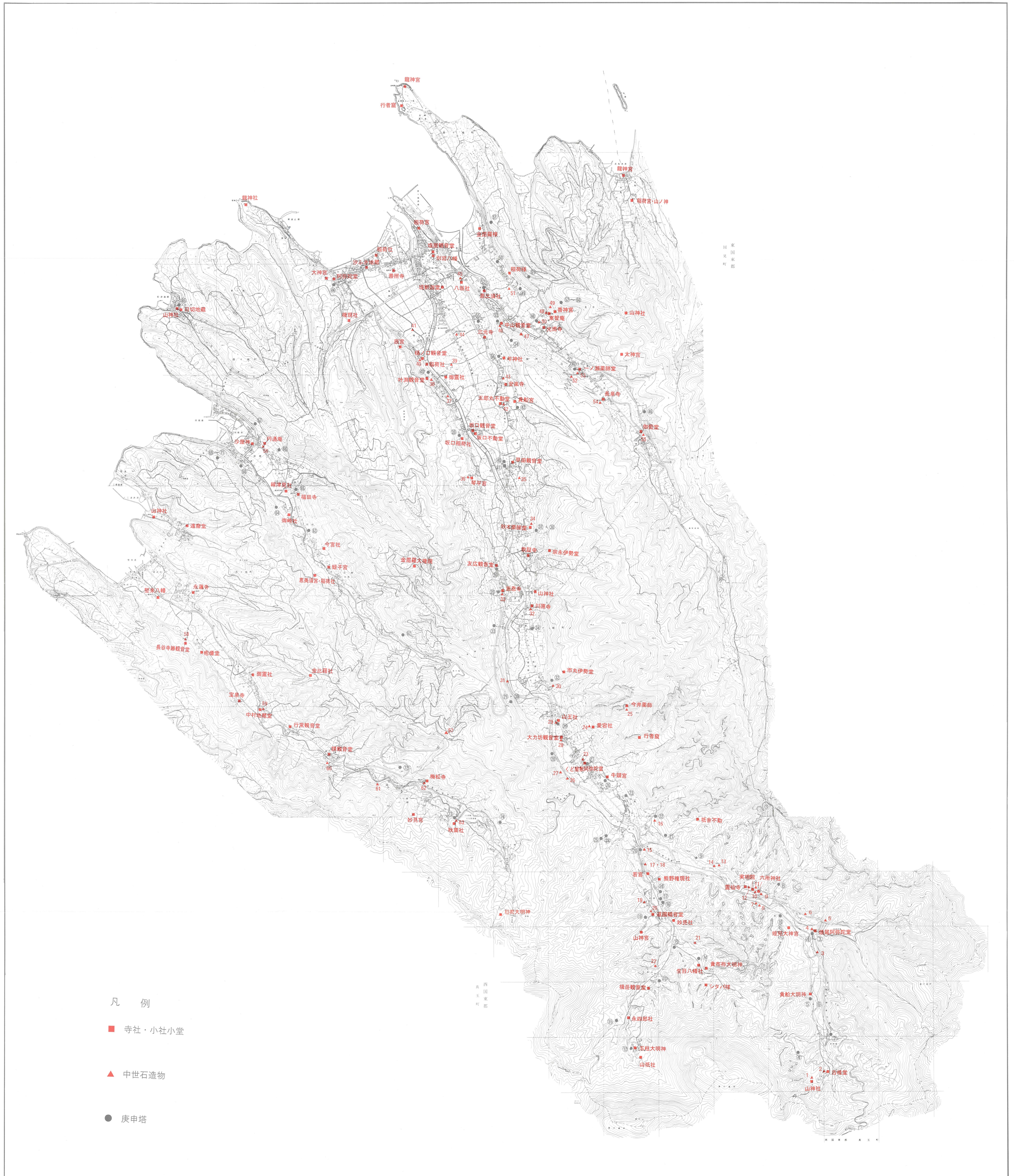
本編

大分県立歴史博物館

報告書第1集







凡例

- 寺社・小社小堂
- ▲ 中世石造物
- 庚申塔